

「久政」

※2

長左門尉 左馬介 實鎌田出雲守政近四男、
天正十二年生、
久秀去當家故為後嗣云々、○寛永十九年補家老職、○轉西侯
賜日當山東鄉村、慶安二年三月十三日卒、年六十六、

※2 (頭注)

「天正十六年、久音頼娃・指宿ヲ没収セラル、時五才ナリ」

久國

長十郎 主膳 正保元年卒、

久友

長三郎 右京
延宝二年卒、年六十七、

久甫

左京

○久明

長左門尉

「頼娃郷名勝志調帳」

小四郎殿塚山 仙田村山中ニ五輪ノ石塔アリ、

右、元亀元庚午年、頼娃九郎殿卜頼娃小四郎殿卜有跡目
ノ論、終ニ為鬪争、翌元亀二辛未年七月十八日、舎兄頼

娃九郎殿開聞宮工社參也、爰ニ反逆張本舎弟頼娃小四郎
殿之勢兵乱入寺内社内、戦テ不止、衆僧及社人・神奴・
侍等雖加九郎殿身方ニ助勢多討死ス、於此頼宋僧都九郎

殿ヲ誘引而入神殿内陣暫寄居、于時逆兵等欲破社殿、仍

從脇浦船欲往坊津一乘院、而出内陳俱趣脇浦ノ處、於鳥

居原今西原ト云フ、頼宋及ヒ知事・九郎殿為逆徒無是非生害也、

侍從之諸士討死シ、或生害ス、頼宋ノ舉體「本ノマ、」ヨリ白乳血出

シト云々、此時開聞社并瑞應院神器・宝物・佛像・經卷・

勅書・官符・令旨・御教書及記録等没卻ウキシ、為兵火為灰

塵、其后小四郎殿依不仁惡逆事、為誅伐追討義弘公此地

ニ御進發、令頼娃小四郎殿伏御幕下ラレ、頼娃郡ヲ属鹿

兒府玉フ也、于時天正五丁丑年五月十八日ト云々、

「国史元久傳」

應永十七年庚寅云々、初公滅谷山郡司入道佛心、取谷山

百八十町・喜入四十町・揖宿四十町、又取頼娃四十町、

使義天公居之號称南殿、先是巖岳公擊山北賊、名佛心守東福寺城、
公還自山北、而佛心帰谷山、其後佛心雖

倔強、然公且優容之、比至怨翁（國公）、以為卧榻之
側、豈容他人鼻睡、遂擊佛心取之、詳見自記、
（國解）

「纂考」

頼娃城 鳥津家の祖豊後守忠久の時に、川邊平次郎常房

か次子三郎忠長頼娃を領す、因て氏とす、忠長一女あり

て男子なし、益山太郎兼純か子忠純を養ひ、女を妻せて

〔應永記〕

當邑を譲る、其後次郎左衛門久純上総介貞久に仕へ、陸

應永廿七年庚子、穎娃ニ押寄セ給ヒ、取卷テ被誇問、不

奥守元久の時太郎憲純叛す、元久是を討て陸奥守久豊を

及敵對、乞路之口落去、是ハ穎娃之一族ニ小牧ト云者也、

領主とす、久豊是に移りて国人南殿と云、應永十年、又

匠作山東御座時奉公申サル、依官仕勞穎娃ヲ玉ハリ知

日向國穆佐に移り、此時穎娃氏の族小牧氏に此地を與へ、

行シ、雖被成召名字、成御敵奉射矢、皆人不知恩是也云

穎娃を以て氏とす、同二十七年庚子、穎娃某當城に據て

々、

又叛す、久豊軍を將ひて是を討つ、穎娃氏戦ひ破れ逃亡

〔纂考〕

（頭述）美濃ハ美作ノ誤カ
す、於是肝属河内守兼元か次男次郎三郎兼政（後に美濃地に

獅子城 肝付兼政以來世々居城なり、一名野首城と云、

娃を與ふ、因て又穎娃を以て氏とし、代々獅子城に在り、

其故跡アト周廻二里余、本（丸）二ノ丸三丸等の跡あり、分注穎

弥三郎久音か時天正十六年、故ありて當邑を没収し、嶋

娃家乘に曰云々、

津家の直隸となる、

〔嶋津久豊譜中〕

〔國史貴久記〕

應永廿七年庚子、發軍衆於穎娃攻責者甚急也、由是長不

弘治三年丁巳春正月十五日、公使穎娃左馬助領穎娃・揖

得支、而請通路之得免下城退去、穎娃一族有號小牧者、

宿・山川如故、注云、穎娃左馬亮見上天文廿三年、此云

先是存忠在山東之際、在近習拙忠節、故感其勞卑穎娃於

穎娃左馬助、疑是一人、又穎娃左京系圖、山城守兼堅初

渠、因以為称號、忘其厚恩、忽報恩以讐、又何無其報乎、

称左馬助、左馬助當是兼堅、▽（國）兼堅△兼友之弟、見永正

雖保微命、去居城失領地、實去穎娃者穎娃、非我也云々、

十六年注兼堅、（友カ）

〔地頭系圖〕

穎娃郡

穎娃

市來備前守家繁 穎娃地頭トアリ、

竹内大炊介實堂〔本クマ、マ〕 天正三年九月諏訪棟札ニアリ、

町田出羽守久倍入道存松 天正十五年ヨリ、後大口地頭、

新納五郎右衛門久饒 初右エ門佐、伊勢守 慶長ノ比カ、自系ニ川邊・串木野・穎娃ノ地頭トアリ、

新納勘解由次官久宣 慶長十九年春ヨリ寛永十三迄、

川上上野介久運 寛永十六年ヨリ正保三年迄、

伊東肥後守祐昌 初仁右エ門、慶安元ヨリ明暦元迄、

鎌田源左エ門政有 御家老也、寛文二年ヨリ定、〔非ナラン〕 異本明暦元十一年同五ノ六月迄、月トモモ是カ、

嶋津市正忠廣 實琴月公四男也、寛文二年六月二十日ヨリ、

肝付半兵衛兼屋 寛文二年ヨリ大目附トアリ、可考、

諏訪左右衛門兼利 寛文五年二月二日ヨリ、

島津又七郎久輝 後中務、寛文八年申九月十日ヨリ、

新納四郎左衛門久辰〔門脱カ〕 後近江守、延宝五年四月ヨリ、

佐多内記久達 延宝五年巳八月十五日ヨリ、

嶋津大學忠守 市正忠廣ノ子、延宝八年申十二月廿七日ヨリ天和二年九月マデ

伊集院十右衛門忠朝 天和三年亥五月朔日ヨリ、

彌寝丹波清雄 初八郎右エ門ト云、貞享元九月ヨリ元禄十二春迄、

嶋津助之丞忠守 元禄十二卯五月九日ヨリ寶永二年十月三日迄、

樺山助太郎 後相馬、寶永三戌正月廿七日ヨリ、異本二年酉十月三日ヨリ、

桂織部久祐 初宇右エ門、宝永七閏八月五日ヨリ、

伊集院用之助 後織部、正徳元卯八月廿一日ヨリ、

〔地理纂考〕

杖聞神社ヒツキ、

奉祀 大日靈貴オホヒルメノミ 例祭九月九日

延喜式神名帳曰、穎娃郡一座小杖聞神社、また三代實録

に開聞神社とあり、共にヒラキ、と訓むへし、〔後世開聞の二字を音に〕

て唱へ文字を改めて海門とさへ記せるは、杜撰の甚しきなり、〔俗當社の祭神余多にして俗説さまくなりしを、明治の初め悉く其俗説俚語を捨て一柱とし、且社僧等か記し置る縁起などの抱腹にも余れる類ひを官命を以て悉く焼却して、再び妄説を唱ふる事を禁せり〕 三代實

録曰、貞觀二年三月廿日庚午、薩摩國從五位上開聞神加

從四〔地位〕下、同八年四月七日辛巳、授薩摩國從四位下開聞神

從四位上、神階集元慶六年十月戊申、薩摩國開聞神授正

四位下、三代實録貞觀十六年秋七月二日戊子、地震、太

宰府言、薩广國從四位上開聞神山頂有火自燒、煙薰滿天、

灰砂如雨、震動之聲聞百余里、近社百姓震恐失精、求之

(地書)

著龜、神願封戸、及汗穢神社、仍成此崇、ナス(崇カ)勅奉封二千戸、

仁和元年十月九日庚申、先是太宰府言上、管肥前国、自

六月澍雨不降、七月十一日、国司奉幣諸神、延傳轉經、

十三日夜、陰雲晦合聞如雨聲、アクルコロロヒ遲明、見雨粉土屑沙交

下境内、水陸田苗稼、草木枝葉、皆悉焦枯、俄然降雨、

洗去塵沙、枯苗更生、薩摩国言、同月十二日夜、晦冥、

衆星不見、砂石如雨、撿之故實、穎娃郡正四位下開聞神

発怒之時、有如此事、国宰潔齋奉幣、雨沙乃止、八月十

一日、震聲如雷、燒炎甚熾、雨砂满地、晝而猶夜、十二

日、自辰至子雷電、砂降未止、砂石積地、或處高一尺以

下、或處五六寸以上、田野埋瘞、人民騷動、○當社所藏

の勅書曰、太宰府言、薩摩国従四位上開聞神山頂有火自

燒、煙薰滿天、灰沙如雨、震動之聲聞百余里、近社百姓

震恐失精、求神龜、封戸及汚穢神社、仍成此崇、(崇カ)奉封二

千戸者、任 勅宣如件、右大臣基經花押、貞觀十六年甲

午八月二日、開聞神社神主従五位殿有弘とあり、按するに、是時山川

知覽・鹿篋の諸郷を封戸の地とす、此勅書開聞神社に奉藏せしを、元龜

二年兵火に燒て今此寫本を傳ふ、有弘ハ當社の神官紀氏の人にて、其家

の系圖に見えたり、さて當社の内陣に兵庫鎮の太刀一振を藏めて、日向国

天智天皇の御鏡なりし由云傳へ宝物とせり、さるハ天皇此地たれと、日向国

志布志に臨幸ありし故に、當社及び志布志山口神社に天皇を奉祀せしといふ、此支當社及び山口神社の縁起に記したれと、更に正史に見えず、

妄説なる支志布志の巻に委しくいへり、さて御鏡といへるは、往古大隅
国肝付郡の領主肝付氏を世に大友天皇の後裔なりと云へるに就て、彼山
口神社に天智天皇・大友天皇を奉祀し、又此地も往古肝付氏の一族の領
地なりけれハ、彼家より奉納なる事疑なし、さるハ彼家の定紋鶴ノ丸な
るを、其飾に鶴ノ丸を余多彫りたるを證とすへし、又肝付氏ハ大友天皇
の後裔に非ず、天押日命の後なり、此事肝付郡高山城の条
にいふ

〔名勝考〕

枚開神社 宮十町村延喜式○三代實録作開聞神、○和名鈔作開聞、○
後、後に山をも地名をも開聞の字音に由しとおもはる、○一宮記細横宮、
○和漢三才圖繪等作渡海、○東漢會彙作塩翁祠・塩老廟、○開聞山の北一
里に在り、○例祭数度、九

奉祀國常立尊・大日靈貴・猿田彦大神、尺程、每歳重陽更

衣服施掃粉、左右 相殿八座、天忍穗耳尊、尺二寸程、天穗日

為男體并ニ衣冠、命・天津彦根命・活津彦根命、高各二尺程、熊野大隅命

坐像、高・田心姫命・湍津姫命・市杵鳴姫命、以上坐像、高各一尺程、

一尺程、○縁起にハ猿田彦大神を皇后大宮姫命とし、大宮姫は大日靈貴の化現

とあり、今取らず、一宮記及ヒ三州神社考に據れり、一宮記二曰、枚

開社は猿田彦大神也、通證二曰、塩土老翁護往来、故ニ號岐神、為祐

時曰大田神、反魂時曰興玉神、在海畔時謂之塩土老翁、又有猿田彦神

而大宮姫を日神化現の説を附會し、併て座神を傳失するに至れるなる

へし、○神代塩土傳ニ曰、薩摩國穎娃郡枚開神又稱和多都美明神、傳

云、祭塩土老翁、古事記傳等亦此に同じ、按に、縁起に聖宮傳、仙人

ハ塩土老翁の化現、亦猿田彦欽トシ、○開聞神社九社の傳と云あ
せり、是其傳の訛れるなるへし、○開聞神社九社の傳と云あ
り、如左、一大殿宮即前の三坐及一東宮春宮彦火々出

見尊坐像、高二尺七寸程、一二龍宮、豊玉彦夫婦二神各一尺程、一廻

殿宮、潮溢瓊・潮潤瓊二顆藏寶塔、木塔高二尺八寸程、〇

ニ曰、開聞宮の御懐なる故に懐殿といふ、按に、懐殿とハ此兩顆を袋に藏し故なるか、いにしへに母を懐といふ詞なし、そも〳〵廻殿とは、開聞祭禮の時、此兩顆を捧けて宮廻とて大、一聖宮、塩土老翁坐像

高一尺五六寸程、〇縁起には國勝事勝長狹とあり、此説し、又曰、昔天智天皇御宇、額娃郡長主山麓の巖におひて修行し玉ふ仙人是なりと、是天智天皇とは即火火出見尊にて、その一女を産一姉姫するの事ハ、即豊玉姫を天智の御宇と語り嗣の誤れるなり

宮、豊玉姫命坐像、高一尺五六寸程、一天上宮、弟姫宮、玉依姫命坐像、高一尺五寸程、一荒仁宮、大己貴命立像、高一尺四寸程、一西宮、天智天皇、坐像、高二尺七寸程、按、元禄十一年經困山主覺慧作開聞神社本地造立記曰、謹考旧記、或有同、或有異、不可一

定、凡神代人世同祭為九社矣、至若東宮彦火と出見尊・姉姫宮豊玉姫・二龍宮海神・荒仁宮大己貴命者神代神也、是天智天皇已前於斯嶽所祭神矣乎云々、由此は開聞神に所謂本地佛を附會せるは元禄中に始れり、又枚

聞社司紀野某か藏由來記曰、開聞社は和銅元年戊申十一月三日社壇建立、大納言紀麻呂九社十九神を崇奉り

玉ふとあり、十九神とは國常立尊より天智天皇まで合

て十九坐なるへし、然とも和銅元年ハ崇道天皇書紀を撰まれし最中なるに、其時しも大納言てふ宦人のこの

社壇を創建あらんにハ書紀などにも其よし載らるへきに、開聞の名さへ始終見えされは、覺慧考のことく天智以前よりの神社なるへし、古事記曰、於是火と出見尊泣患海邊之時、塩椎神來問曰、何虚空津日高之泣患、中、又云我為汝命作善謀、即造无間勝間之小船、載其船以教曰、我押流其船者、差暫往將有味御路、乃乘其道往、則如魚鱗所造之宮、其綿津見神之宮也、傳曰、塩椎神ハ一柱の神名にあらず、凡て物を知識の人を云、名義は知識大祇也、さて枚聞てふ名も平けく聞食すといある謂に、塩土老翁とは人名には非ず、その才識胆度衆人に卓英たるの義にて、この社に祀られしハ、天孫出見尊を指引して海宮に微行奉り、海神豊玉彦忠勤を以て再び旧都に復り給ひ、遂に豊玉姫尊不合尊を誕まつり、又玉依姫は神武帝の國母たるか故に、その父母神と塩土老翁等を爰に齋き崇て、其徳に報ひ、其禮を隆にし給ふ所なるへし、旧傳曰、額娃ハ本江にて、嶽のミ嶋のこり出たり、この地太むかしハ海江にて、嶽のミ嶋のこ

とく現れ居たり、又曰、開聞本宮は豊玉姫を祭る、其御墓は本宮の右側に在る山陵是也と云々、この説正に

實を得たるなるへし、今山陵といふは東宮の前に在り、俗清處と唱へり、石の井垣の中に大石二を置けり、

三代実録貞觀二年三月廿日庚午、薩摩國從五位上開聞神

加從四位下、○同八年四月七日辛巳、授薩戶國從四位下

開聞神從四位上、○神階集元慶六年十月戊申、薩戶國開

聞神授正四位下、○延喜神名式曰、薩摩國穎娃郡一座小

枚聞神社、

〔地理纂考〕

網敷天神社 創建の年月詳ならず、此浦の西岸は即枚聞

嶽の麓の背長く出、巖石高低ありて、其巖頭に社を建つ、

祭祀六月廿五日なり、此日浮鋪を出す、近村の土民川尻

市と唱へて群集す、土人相傳へて云、古昔近衛信輔公坊津に在し

置れしを、其後社殿新營の時宝殿の中に蔵め置しに、池魚の災に遇て今

はなしと云、今の哥、いつのまに爰にきたの、神となり和哥の浦浪よせ

てみるらん、されと此説いか、あらん、網敷天神は筑後にある故事にて人皆遍く知たるか如し、

〔名勝考〕

○網敷天神社 川尻浦の葱鬱たる林中に在り、例祭六月廿五日、開聞嶽の東麓なり、

文祿四年四月四日近衛信輔公奉納の短籍あり、

いつの世にこゝにきたの、神となり和歌のうら波寄て
みるらん

〔地理纂考〕

大野嶽神社 村

奉祀 田心姫命 熊野大隅命 活津彦根命

創建の年月詳ならず、大野嶽絶頂に鎮坐にて、祭祀九月

十九日なり、社頭の梵鐘の銘に、薩摩國穎娃郡大野嶽之

權現堂槌鐘、永仁五年丁酉二月十一日、大檀那左衛門尉

平朝臣云々と誌して、古來よりの神社とミゆ、

〔地理纂考〕

諏訪神社 同村獅子城山の内にあり、祭神例の如し、

祭日九月二
十八日なり、

〔名勝志〕

開聞神社 延喜式神名帳、穎娃郡一座小枚聞神社と載す、

是薩州の一宮也、一宮記云、枚聞神社ハ猿田彦命也云

々、神社啓蒙云一宮篇、枚聞神社ハ綿積神社と云々、

神代系圖傳云、猿田彦命ハ伊弉諾命之兄也、塩土老翁・事勝國勝長狹
岐神四神同體異名也、其為德神妙不可測、隨所出現、感氣應來、故号
氣神、為祐則曰大田神、反魂則曰興玉神、
護往來則曰岐神即道、在船中則曰船玉命、今祭神九社、本殿大宮
天智帝・西之宮天智・東宮彦火々・二龍宮和多都・聖之宮
老翁・姉姫宮豊玉・天井宮玉依・荒仁宮大己・懷殿宮照美
月神、天智、是を合せて開聞神社といふといへり、祭年中
帝末の皇子、是を合せて開聞神社といふといへり、
大祭會九
月九日、開聞神社は勅宣によりて和銅元年戊申十一月

三日社壇建立、正三位大納言紀麻呂九社十九神を崇め
奉ると云々、社司紀野家藏の開聞山縁記④起を按するに、社殿
をさること凡拾三町、嶽の麓に岩窟あり、三十七代孝

徳天皇の時、仙人窟中に來りて修法鍊行す、毎日麩來
りて法水を舐る、其麩遂に口より妙相を出し神女を産
す、即白雉元年庚戌二月十八日なり、仙人養育して僧
智通にあたふ、智通ハ瑞應院
の開山なり、産名を瑞照姫と称す、其女子
二歳にして大職冠鎌足公取て撫育し、大宮姫と名く、
生質美麗にして、三十九代天智帝の皇妃に立給ひ、御
寵愛甚だ深し、故をもて六宮の妃嬪妬みて既に害せん
ことをはかる、爰におひて潜に近江国志賀の王宮を忍
ひ出て、伊勢国阿濃津より船を浮へて本国に赴き給ひ、
白鳳元年壬申六月朔日、山川牟瀬の濱に御着船あり、

夫より又船にして穎娃の脇浦に御着あり、嶽の子丑に
住み給ふ、其旧跡今鳥ヶ原といふ所ありと云々、供奉の臣阿濃某・
安東四位中将實重・櫻井左大将御食子・上野少将左衛門
大夫藤原豊若麻呂・長山某、
このほかせいめい傳へらす、天智帝は別離の御心堪かたく、
出居外朝の御志を發し、帝の十年辛未冬十二月三日、

一の寶劍を帯、一の白馬に騎り、潜に山階山に行幸し、
終に還御なし、丹波路の嶮難を凌ぎ、太宰府に潜幸し
給ひ、御壽四
十六歳、太宰府に月を越え、御船にして日州志布
志と櫛間との間に御船を留め船おりし給ふ、供奉の人
々には正三位大納言紀麻呂・池田四位少将某・有馬某・
仙田某・松山某なり、白鳳二年癸酉五月朔日、薩州指
宿田良浦に御着船あり、同月五日、穎娃開聞山の離宮
に入給ふ、當地におはします事三十余年、慶雲三年丙
午三月八日崩御し給ふ、指宿新宮社記には
三月三日とあり、御壽七十九、西
之宮是なり、皇后は其後和銅元年戊申六月十八日薨御
し給ふ、新宮社記には十
一月三日とあり、御壽五十九、此地に葬り奉りし
とぞ、本殿の右脇に陵と傳えて瑞籬の内に伏石二あり、
陵のことは
後に記す、按するに、二龍宮和多
都美もとより爰にありし本
社にして地主神なり、皇妃をこゝに葬祭りしより御廟
領となして、八千戸を封し、大社とはなれるなるへし、

元龜二年七月十八日、兵火の為に古史を失ひ、徴しと
するに足るものなし、姑く縁記に拠りてその旧説を備
ふのミ、縁記ハ瑞應院三十七世快宝旧記及び古老の傳をもて著す所
なり、然れども間々佛説をましへ、盡く信するにもたらず、
今その要を三代實録曰、貞觀二年三月二十日庚午、薩摩
国從五位上開闢神加從四位下、類聚國史曰、貞觀八年

四月七日辛巳、授薩摩国從四位下開闢神從四位上、三
代實録曰、貞觀十六年七月二日戊子、地震、太宰府言、

薩摩国從四位上開闢神山頂有火自燒、烟薰滿天、灰沙

如雨、震動之聲聞百余里、近社百姓震恐失情、求之著(善カ)

龜、神願封戸、及汚穢神社、仍成此崇、勅奉封二千戸、(崇カ)

社記曰、此時薩州の一宮となし、崇敬にて火止む、清和天皇は人皇
五十六代帝也、貞觀十六年甲午八月二日、封戸を奉る勅定あり、右大
臣基經有判なり、元龜二年七月十八日燒失、今 五十八代光孝天
其寫を納む、神器・官符等も灰塵となると云々、

皇之時、同實録仁和元年十月記曰、薩摩国言、七月十

二日夜、晦冥、衆星不見、砂石如雨、檢之故實、穎娃

郡正四位下開闢神(傳)怒之時、有如此事、國宰潔齋奉幣、

雨砂乃止、八月十一日、震聲如雷、燒炎甚熾、雨砂滿

池、晝而猶夜、十二日、自辰至子雷電、砂降未止、砂

石積地、或處一尺已下、或處五六寸以上、田野埋瘞、

人民騷動、至是神祇官卜云、粉土之恠、明春彼国當有

災疾、陰陽寮占云、府邊東南之神、當遷去於隣国、由
是蚕麻穀稼有致損耗、是以下知府司、奉幣部内衆神、
以祈冥助焉、

「名勝志」

鐘樓 長廳の前にあり、鐘銘云、奉施入當國一宮開闢社

鉦鐘壹口、鑄用途壹百貫文、右所奉施入如件、

永仁五年三月八日(傳和)

當郡領主左衛門尉憲純

「名勝志」

酒甕 大宮姫都より携へ來り給ふ甕なり、一甕はそのかミ無

る路にて落し破りければ、他の甕もて是にか 瀬の濱より爰に至

へたりといふ、今に破甕酒部屋のうちにあり、社頭酒部屋にあり、

いにしへ大宮姫ましませし時より釀したる酒なりとて、

としことに加へ釀してたへす、ゆへに千年酒と唱ふ、

是を飲めは災厄を除き壽命を延ふといひ傳ふ、

陵 開闢本殿の右脇、皇后の陵と同所なり、石瑞籬の内

平石二あり、いつれを天皇、いつれを皇后といふこと

を分たす、天皇初め御遺詔ありて同所に陵を建たりと

開聞縁記見えたり、今謹之天皇の陵を按するに、延喜

式・諸陵式・江次第・拾芥抄等皆天智帝の陵は山城国

宇治郡山科にあり、兆域東西十四町、南北十四町、陵

戸六畑、今俗に御廟野といふといへり、公事根源抄云、

天智天皇の御陵山城国山階にあり、昔し此御門御馬に

めされて山科の里に行幸ありて、其儘歸給はさりき、

然るに崩御をいつくとも知人なし、た、御沓の落留り

たる所に御陵をそたてける、いとふしきなる事にて傳

りき、此説水鏡中、白石遺文云、天智崩、昔人相傳、幸

山科、騎馬入林中不知所之、又曰、帝馭上天、群臣葬

其鳥、又曰、鳥化石於今猶存、帝王編年・水鏡・或曰、帝

之終不可詳也、故曰、升天云尔、史之所書何足盡信焉

云々、天皇十年九月病し、大弟淨見原天、に位を譲り給

ひ、十二月乙丑、近江宮に崩し給ふ、癸酉新宮に殯す

日本、大友皇子天智帝大弟をおそはんとそはかりける、

軍起る、勢多の合戦に皇子殺され給ぬ、かゝる時節な

れば、天皇は筑紫に潜幸し給ひ、終に此地に崩し給ふ

こと疑をのこすにもあらず、また一説に、筑前国朝倉

宮朝倉宮は、人皇三十八代齊明天皇都を建られ、木丸殿といひし所なり、に御座ありしといひ傳へ、

天智帝の御製新古今雜中に載たり、

天智天皇御製

朝倉や木の丸殿にわかおれハ名乗をしつ、ゆくハた

かこそ

又日州志布志に御下向の時御着船の跡御やしきの跡な

とありて遺説おほし、又指宿新宮社等の説をもておも

ひ合すへし、

「名勝考」

○九玉大明神社池田池の水邊に在り、是より

奉祀猿田彦大神 例祭十月十二日

按に、一宮記曰枚聞神社は猿田彦大神也とは此社の事な

るへし、むかしは大社なともや、

○善神王宮 奉祀經津主命 武甕槌命座二

○鐘樓一宇 鐘銘曰、奉施入當国一宮開聞鐘一口、鑄

用途壹百貫文、永仁五年三月八日、當郡領主左衛門尉憲純、按に、憲純は穎娃氏を称し、法名了願と見えたり、明徳中穎娃政純に至り没落せり、

○凡神事正月九日より始り、九月九日を大祭會とす、五人神樂男、八人の八少女といふあり、元和五年の比までハ鑄流馬あり、川上・三石・長野三人を射手とせし時、日運法印か詠る、

川上に潮の三石さくよりも駒は長野にいさむやふさめ

枚聞社音樂の曲并歌曲十九通りの中

一御饗の音樂 一年請の音樂トシコヒ即祈年 一祝祠の音樂イナクマ

一八少女の音樂 一稻靈の音樂イナクマ大殿祭祝祠曰屋船豐宇氣姫命ハ是稻靈なり、一思金

の音樂古事記曰、常世思金神者、取持前事為政、傳曰、天皇の御政を聞白大臣などの取申玉ふ如くに、此思金神は天照大神の御靈の御政を取行ひ玉へる神にて、今伊勢内宮の相殿に坐しける、是皇孫の妣梶千姫の兄にて、皇孫の御大舅なり、書紀、思兼神者有思慮之智、乃思而白云とあり、至今南島の俗、琉球中山王を始、其名に思金てふ字を称し來ること、上古よりの通規なり、思金てふは皇國賢良の美称なるを、斯廟の音曲と南嶋の俗名に流傳せるは、定て其據ある故実なるへし、

神哥三首の中

一八少女の歌、宮か崎通りとほして爰にこそ通る八少女は八すち人の立初し、餘略す、

腕祭の歌

一あらたのうしあら嬉しあらよろこほし

一あらよろこほしあらたのしあら嬉し
一あら嬉しあらよろこほしあらたのし

神歌廿七首の中

一千早ふるこ、は高天の原なれや集り賜へよもの神く
一天の戸をおし明かたの雲間より神代の月の影そ残れる
一千はやふる神のをしへか鈴の音今よろこひを告てまゐらむ

一天の原も、ます神も聞し食せ流も清き御代のしら玉

一北山の北の林の鈴むしは千世といふ聲いつも絶せぬ

一さ夜神樂千社かけて舞ふ祢宜ハ嬉しも民ハ千世をこそへめ

へめ

一柴の神いく世の神の親なれハ頭へは白く腰は二重に翁土
一此程は立て置初し願ん神樂今こそとくれ神のこゝろを
一梓弓作りおろひて弦かけて我氏人のあくまはらはん
一神くの天の榮矛振る時は乱れしおにも叶ハさりけり
一立てや祢宜とく立玉へ立はこそ姿もよけれ舞はきや、らん

一初春やよき日に具足の塵とりて今こそ君に着せ長の糸
一梓弓作りおろひて弦かけて世のよき時はおきてしらへ

ん

一御嶽より卸す嵐は神あらし神かせならハしなやかに吹
け

一梓弓つくりおろひて弦掛て永くたからを祝ひ初めけん

此餘卑俗の調に係るものハ後世の擬作、今省之、

登枚聞山記曰、山之正北二里許有廟、號曰枚聞神社、又

名海神宮、祀豊玉姫等之神、以彦火と出見尊配焉、俗誤

傳祀天智帝及嬖妾、此出浮屠氏附會、廟藏酒二甕、謂之

千年酒、年々加釀不已、故得永存也、傳言、龍宮獻之、

蓋龍宮琉球也、古豊玉彦海島酋長、故南荒諸夷属其部下

獻之、固是也、而其一甕有破痕、當時獻而失墜諸地、補

之得全、其處云破甕坂、在山川地、又廟側有寺、曰瑞應

院、掌廟事、且有玉井及宮地等之遺跡、初出見尊逼兄闌

降命虎命也、去蒙塵海宮、豊玉彦傾心事之、遂獻女豊玉

氏、居三歳而後還都、乃歎而詠覺着島之歌、於是乎、南

土思其德建廟祭之、蓋宮地者天孫宮趾、玉井即宮中井也、

下附記す、穎娃郷丞僧の説に開聞の祭神を天智天皇の

后大宮姫也といひ習せしは、むかし八幡新田宮と薩摩國

一宮を争論せしより起れるにか、天子を奉祀すといふに

非されば、その勝れる事を得ざるよりの僻説といへり、

之を三代実録等に稽ふるに、開聞神山とも、又開聞神發

怒など、あり、開聞の神はこの嶽神なること明けし、天

智の后を祭らんに、三代実録の比に開聞神發怒などの文

言覺束なし、具眼の人は之を察すへしといへとも、久し

く雷同し來ることなれハ、姑く考ふる所を左に辨へ置ぬ、

開聞縁起曰、大宮姫は日神の化現、又号玉頼宮、孝徳天

皇白雉元年、薩摩國穎娃郡開聞麓の岬仙人あり云々、仙

人は塩土翁の化現也、この仙人汲法水三七日修行する時

に、麋鹿來而甜法水しかは、懷孕して生妙相姫、白雉元

年二月十八日辰時也、仙人育之、而後與智通、二歳時鎌

足大臣鞠養焉、及長成容貌如珪、十三歳天智天皇元年立

后、于時太政大臣大友皇子与数人后達一同御嫉妬、正月

廿一日、初雪の遊し玉ふ時、雪打論を以て本山に流され

給ふ、此時淨御原天皇憐玉ひて、御名残を惜ミ大宮姫に

送り玉ふ詩に、月光似鏡無明月 風氣如刀不破愁 随見

随聞皆慘慄 此秋獨作我身秋、時に大宮姫の御哥に、な

かれゆく我はもくつと成ぬとも君しからめとなりてと、

めよ、遂に白鳳元年壬申六月朔日、山川牟瀬の濱に御着

船、夫より又穎娃脇浦に御着、嶽の子丑に住玉ふ、供奉の臣阿濃某・安樂四位中将実重・桜井左大将御食子・上野少将左衛門太夫藤原豊若麻呂・長山某、此外姓名傳らず、天智帝は、十年辛未冬十二月三日、一の寶劍を佩ひ、一の白馬に乗り山階山に入、丹波路の嶮難を経て太宰府に潜行し、年を越えて志布志と櫛間との間に御舟を留め玉ふ、供奉の人々正三位大納言・池田四位少将・有馬某・仙田某・松山某也、白鳳二年癸酉五月朔日、薩州指宿田良浦御着船、同月五日、開聞の離宮に入玉ひ、当地におはします事三十余年、慶雲三年丙午三月八日崩御、指宿新宮社記に、御壽七十九、西宮是也、皇后大宮姫は和銅元年戊申六月三日崩御、指宿記に、御壽五十九歳也云々、又曰、開聞山の北なる岩屋は大宮姫誕生の地にして、僧智通白鳳元年壬申三月〔初しめ〕(實勅)て僧正に任せらる、下略、この縁記ハ享保年中に偽作せしと見えて、巻尾に自天智帝享保十八年迄一千七十六年と書したり、今一通の縁起といふあり、此後の作替なるヘシ、今按に、先鎌足の鞠養・天智の立后などさへ奇怪の事なるに、大友皇子の大宮姫を嫉妬し玉ふ(實と)言こと似氣なく、又淨御原天皇の大宮姫の名残を惜みて贈られし詩と大宮姫の返哥とあるは、延喜の御時、菅臣相を太宰帥に左降せられ

し時菅家の作にて、且又君しからみとなりて留めよとの歌は、菅家の寛平上皇に詠て上られしこと世人の知る所なるを、天武天皇と大宮姫に附會したる者なり、時代と事迹も遙に異なるを、片腹いたく取合て、入らざる哥詞まで引用ひ、今更その偽の顯れしのミならず、その余もこと／＼に信られねとも、この天智天皇といふは彦火々出見尊を訛り、大宮姫といふは豊玉姫を誤りしものと見えたり、始火々出見尊海宮にて豊玉姫を妻とし、豊玉姫産に方て露醜られたるを慚恨とし、ハチカラミ徑本土に大婦し玉へる時、尊是を懸念し、カモトク覺着島の歌作りて始に贈り、姫亦之か為に報歌奉らる云々の事を、此哥などは南嶋の所に引けり、世々に傳訛て、豊玉姫を大宮姫とし、火々出見尊を天智天皇とし、遂に帝をして淫奔遁逃の首と狂つくるにあらすや、帝の冤といふへし、因てこの縁起の偽を挙て帝の為にその冤を雪かんとす、其一に、仙人か法水を嘗たる鹿の大宮姫を生るといふは、雜寶藏經に、波羅奈國の山中に梵志といふ者あり、鹿その梵志か精気を甜てひとり女子を生りとあり、大宮姫の麋の腹より生れしといふハ、雜寶藏經の説を取合たる者といへり、其二に、大宮姫白雉

元年庚戌の誕生にしては、天智の元年壬戌は纔十三歳也、この元年壬戌ハ天智御年四十九歳なり、帝四十九歳まで皇后なく、又十三歳の少女を立て后としもなし玉はんや、凡天子立后必ず早く華胄を擇て中宮として、嬖妾は國母といへとも皇后の尊号を奉らす、是大宮姫を皇后といふこと第一疑ふへし、其三に、供奉の臣某々の宮位を記したり、この大将・中將・少將など、いふは、天智より迺後四十五代聖武帝の時始て置れし官なるを、三十九代天智帝の時この官人あるへき事ならず、況や左衛門大夫などいふは猶更後世の事なるをや、其四に、帝十年冬十二月三日、一の寶劍を佩云々、是又書紀及大日本史曰、天智十年辛未十二月三日乙丑、崩于近江宮、九日癸酉殯于新宮、葬于^{アツ}山背^{イナキ}山科陵、翌十一年壬申春二月十八日、遣内小七位阿曇稻敷於筑紫、告^{國表}於唐使郭務^三、^中、廿一日、郭務等獻書函信物とあり、天智帝崩御につきては、唐天子よりまゐらせし使者まで告知しめ玉ふて、天下に國哀を宣明め玉ふ事なり、まして書紀は天智の御孫たる舍人親王奉勅て撰上られし書なれハ、近々の事に虚偽を容らるへき事ならず、是にても天智帝逃

亡し玉ふ者に非ざるは明なり、其五に、太宰府に潜幸云々、當時太宰の官あれと、其府は審ならず、聖武の御時中興ありて鎮西府といひしを、再び大宰府と改られしと見ゆ、まして當時天智帝などの御身として密々太宰府に隠れ給ふ事叶ふへき世態にあらず、其六に、天智は舒明帝第一の御子にて、推古帝廿二年降誕、五十八歳にて崩御なり、日本史に四十六歳といふは、舒明帝崩御の時十六歳といふより数へたる説なり、然ルに慶雲三年までを御存命といへは九十三歳に當れり、かく長壽にて穎娃に引籠せ玉ハ、秋田の吟など如き御歌にても残るへきに、その沙汰もなく、何とも據信すへき事なきはいかにそや、其七に、大宮姫といふ號おほつかなし、大宮とは當時皇后の號なれハ、名稱には似つかはしからぬ事也、其八に、瑞應院開山智通は僧正とあり、僧正の事は釈家官班録に載て、推古十年、百濟の觀勒來朝せし時僧正となる、其後絶て、天平十七年、行基始て大僧正に任する、外天智の前後この僧官なし、大職冠の子、る僧官を授られず、又智通ハ元亨釈書に載て傳不詳、定惠さへか寶といへる瑞應院住持の作なり、天智より今まで三十七世の代序に當るへき事にあらず、この縁起に記す所は、

水鏡に、天智騎馬入山科林中、不知所終、唯有遺履、取而瘞陵といふ事あり、是は此音羽山の僧行叡か事にて、元亨釈書に詳なり、しかるを後世天智帝に混れたる説なることをしらすして、住持快寶か慶雲三年三月八日崩御と偽作せしにてそありける、そもく是より前天智帝九州に來り玉ふ事あり、其は岡本宮に御宇齊明天皇百濟國を救ひ玉はんか為に親から御出馬なされし時、天智いま皇太子にて、齊明に従せ玉ひ九州筑前に御下向なり、この時筑前に行在ましませし所も朝倉山といひ、非常の爲に假の関を刈萱の里に置させ玉ひし處を今関屋村といふ、神樂哥に、朝倉やきの丸殿にわかおれは名のりをしつ、つらゆくハたれ、是を新古今集に作り替て、名のりをしつ、行は誰かこそとあり、又同集に菅家の歌、かるかやの関守ののミ見えつるは人もゆるさぬミちへなりけり、當時天智帝一旦薩摩路かけて御巡見にて、この穎娃郷までも燕出ありしとは見えたり、書紀には其よし見えねとも、志布志山口大明神縁起に似寄れりとおもふ事あり、志布志郷田浦山口大明神記曰、天智天皇臨幸日向也、著船于此地舟磯、フナヅ因問于村老曰、夫開聞在何處乎、村老對曰、西南距海上三十里餘、天皇遂抵開聞、駐滯五六月、復歸于此、嘗乘白馬、登田浦山

遠望開聞嶽、而詔村老曰、吾樂斯風景也、崩御宜建廟于此、既而還御、今田浦山阿称天皇腰懸石者猶存焉、後世立祠于其上、奉號山口大明神、大同二年、遷宮即今之安樂山、其所祀天皇及大友皇子・持統天皇・玉依姫等数坐見えたり、この余嚙啖郡臺明寺文書に白馬龍蹄など、あるも、此時かの地にも賁臨玉ひ、青葉竹等御覽あり、自後貢進の事を仰出されしならんか、藩中天智の行在所或は神靈を祀りしといひ傳ふる所見えけるは、この後なるへし、さて穎娃郷(○ま)にて天智に供奉せるよし語嗣るは、大友天皇敗績の残兵にてもあるへし、又所謂大宮姫は、鹿籠采女ゴウネメとして鹿籠村の産なりしか、當時調れて采女に貢り、天智崩御の後本国に帰りしを、鹿籠を誤て鹿の子といひなせし由、本田親盈か書しものに見えぬ、天智の皇太子大友の御母は伊賀采女宅子イガサネメナカといふ、伊賀國山田郡郡司か女なり、此腹に大友皇子、其次に阿閉皇子、次に阿雅皇女として三人おはせし事、信西か國分に見えて、書紀に阿閉皇子を逸したり、此皇子後に穎娃郡に潜匿しておはしまし、御父兄天智友をも御祀なされしにはあらしか、志布志山口大明神に天智・大友を合祭り、肝付氏の出自は大

友皇子の後と見えしも、大友の子孫この地に來り、下大隅をうしはき居て、後々顯娃郷をも其か領地となせしと見えて、開聞社に蔵ある兵庫鎖の太刀の装に鶴丸の紋つけしなどは、正しく肝付氏の寄進とそおはるを、天智の御太刀など呼なせし類多し、さらハこの阿閉皇子後に鹿籠采女を妾とし御女子ありしを照御子と申せしにそ、縁起に天智の御女子と書載たり、夫堂々たる天朝の王孫衣冠嚴重、降て此地に來り玉はんには、邊鄙の野人之を望ミ見て恐れ尊ふこと天の如く神の如く、其薨するに及んでこの廟に祀りけんこと、昔の態にてはあるへき事ならずや、今本廟の右側に天智及大宮姫の山陵といふものは亦阿閉皇子などの御墓歟、旧説に據れば、其一は豊玉姫の陵なるを大宮姫と申なせしか、采女などのおきつきを御陵と申さんは当れりとも覺えず、○そもくこの天智帝九州に流落し玉ふと申ふらせし事、其故なきにしもあらず、我朝は神武帝このかた封建てふ國ふりなるを、天智の唐ふりを學はせられて郡縣の制に變玉ひ、又朝廷の規則なども大形改られて、天地と共に永く、日月と共に遠く、不改常典と立玉ひ、このいかたをな改めに變す

ましきそと詔玉ひ、又たまく皇太子大友御座有けるをおしのけて、一旦御弟の天武を太子に冊せ玉ひなものとし玉ひしかは、其國ふりの變れるをは世人宜なひまつらす、天智の世を終り玉ふまで童謡あるは怪異こと、も打つき、崩御ありて陵土いまた乾かぬに、天武謀叛し玉ひ、大友と合戦に及はれ、後か世まで壬申の乱とていみしきひか事に申習しぬ、これらの世のさわきより、天智は九州に逃下り玉へるなと後の世に申ふらせし妖言も行れしならん、因て天智の御行状を論ひしを引置けり、詔詞解曰、天智天皇の國制を變改し玉ふ此御しわさよ、始よりおもほしめす御心のまゝに大友皇子を東宮に立玉ひてあらましかは、壬申のいみしき乱も出來ましか、此皇子そめてたく平に御世にしろしめしてまし物を、よろつに聖人ふりを好ミ給ひて、中々のうはへのつくりひの遜讓たての御しわさによりてそ、御終りをもてそこなひ玉ひける、かくて此不改常典といふもよろつの事改新をたけきことにする漢國ふりの御しわさにして、神代より有來しさまを八停廢て、悉く漢國の制にならひて新に定め給へる也、さるハかの國のも周の代までの封縣の制とい

ひしは、皇国の上代よりのさまにをさ／＼呉なることもなかりしを、今ならひとり給へるは、秦よりこなたの郡縣の制といふものにて、古とはいたくさま變れり、そも／＼かく漢国風をまねひ行ひ玉へるハ、うハへこそめてたくと、のひ備はれるか如くなれ、まことにハこれそ中々に朝廷の大御稜威の衰へ坐へき基本をはしめ給へる物なりける、此後やう／＼に臣等の威權つよく盛になりて、いとも畏く天皇をもなほさりに思ひ奉るやうになりぬるは、もと人の心此漢国ふりにうつりて皇國の意を忘れたるより起れるものを、世々の物しり人たちもた、から國意をのミ思ひて此ことわりをえさとらず、世に此天皇を中興の君としも心得ためり、さて此不改常典といふことをかく重く嚴かに詔たまふことハ、はしめ此御制を立給へりし時よりの事にそ有へき、さるハ神代より出来し御制をいたく變改玉お御しわさなれば、王臣百官人天下の公民までもたやすく信服さらむと、又後に舊きに復すこともやと、よろつにあやふミおほしめせるからなるへし、かくて其例となりて、次々の御世／＼までも必かく詔玉ふことくハなれるなるへし、そも／＼かく天地と共に長

く遠くかはるましくとは定め給へれとも、はつかに五百年ハかりかほとにやう／＼に類れもてゆきて、保元・平治・元暦・文治のほとより天下諸國の有さまは又ふるきに立かへりて、此常典はた、名のミのこりて、おのつから又上代の形になりかへりにたる、皇神の御心を思ふへし、あなかしこ／＼、以上の論にて、天知帝の御しわさ萬つに賢たて、漢ふりを好ませ玉ふから、舊き神代の國政を變改んとなし玉ひ、愁なる天か下の乱を引出し、天朝の王威も衰へぬるに至れりける、かくてして當初世の人／＼何となく疎ましくおもひなし奉りつ、天智崩御の事を、山科に隱入り、九筑に遁下り玉ふなど、あらぬ悪名を負せ奉りけんかし、假諺に物の報ハ物ことに在りと申せる類にて、君子は下流に居を惡む、天下の惡帰之ともいひつへし、

〔勝景百圖考〕

玉井 タマノキ 日本書紀に、彦火々出見尊至海神宮、玲瓏、門前有一井、上有一湯津桂樹、(社カ) 枝葉扶疏、時彦火々出見尊就其樹下、(徒カ) 徒倚彷徨良久有美人、排闥而出、遂以玉鏡來汲

水とありて、この玉井は其神跡なりとす、

〔名勝考〕

○酒甕屋サカメヤカメフツツ二口あり

縁起曰、和多都美神御姫豊玉姫門前の

玉井におひて玉瓶を以て水を汲玉ふ御瓶を安置の處也、

今御祭の神酒を貯ふ、世人是を千年酒と唱ふ也、中略、正

治元年十一月三日、大風の時、社宇吹損し、御瓶一ツは

破却す、桜井家の出家上京して御瓶を摸し、元の如く安

置す、按に、太むかし今の田子桶なく、瓶をもて水を汲しなるへし、

1「舊史官御陵調」

開聞神社ノ儀ハ、貞觀二年ヨリ始テ三代實録ニ薩摩国從

五位上開聞神ト相見得申候、延喜式ニハ薩摩国穎娃郡一

座小校聞神社ト御座候得ハ、社號ハ元來ヒラキ、ト申タ

ル筋相見得、當分ニモ鹿籠ニ開聞神ヲ崇メ開來明神ト申

候、且亦穎娃開聞社ヨリ西ノ岡ヲ聞崎ト唱申候、元來ノ

神社ハ、今ノ開聞社ヨリ東方八町程、開聞嶽ノ南麓當分

本鳥居原ト申地へ觀請有之、神社一社ツ、作離シニテ九

社有之候由、元禄中御書舉御繪圖面等九社大明神ト被書

記、開聞社ニモ此以前ノ書付ニハ開聞九社大明神ト相見

得申候、當分ノ通大殿宮・東宮・西宮外六社ヲ二社ニ被召成候ハ寛政五年ノ夏ニテ候由

物、別紙籠繪圖面ノ通御座候、尤當分ノ地ニ被遷候儀ハ

年間等相知不申、三代實録ニ、貞觀十六年、開聞神山有

火自燒、灰沙如雨、震動ノ聲聞百余里、中略、勅奉封二千戸、

又仁和元年ニ至リ、燒炎甚熾、砂石積地、高一尺以下、

或ハ五六寸以上、田野埋瘞、人民騷動、開聞神發怒云々

ト有之、當分迄穎娃郷中焦餘ノ沙石現在仕候得ハ、上古

ノ神社ハ此時燒失為仕筈ニ御座候、當開聞社再興ノ棟札

ノ寫ハ永享九年以來有之、其以前ノ儀相傳不申候、

開聞社地東宮ト姉姫宮トノ前ニ繪圖面ノ通石圍垣ノ中ニ

石二ツ相伏候所ヲ、穎娃社家社僧共天智天皇・大宮姫ノ

御陵ト相唱申候、右石圍垣近頃迄木ニテ相拵為有之由、

尤御陵所ト申所全平地ニテ、山陵ノ跡ニテハ無御座候、

右ニ付吟味仕候趣左ノ通御座候、

開聞縁起延享二年瑞應院住持快玉書集候テ、三冊程有之候、ノ内、御陵所亦云清所、本

殿東井垣中ニ石處也、若過晋神誠則於于此為清、若知背

可罰矣ト書記有之候迄ニテ、天智天皇御陵ト申儀ハ相見

得不申候付、開聞社司共へ相糺申候處、凡當社内へ牛馬

ノ類放入候儀古來ヨリ禁制ニテ、若誤テ放込候時ハ、社司中ヨリ此御陵所ニ於テ清祓ヲ仕候旧式ノ由申出候、依之相考申候得ハ、凡清祓ノ亶ヲ俗ニ御祓亦御清ト申候得共、本語ハミソ、ギト申、略シテミソギト申候、然ハ此所ハ元來開聞社ノ御禊所ニテ候処、ミソ、ギトミササギト唱似寄候付、後世ノ訛ニテ御禊所ヲ御陵所ト書損、唱迄モ誤來為申ニテ有御座間敷哉、夫故亦云清所トモ記シ申候半、御陵所ヲ清所ト唱へ、御陵所ト所ノ字相添候儀モ、御禊所ニハ相叶候得共、御陵ノ事ニハ似附カタク、其上御禊ヲ修行イタシ候ニハ清淨ナルヲコソ第一ト仕筈候處ニ、陵墓ノ上ニテ御禊ヲ可仕様無之、且又天子ノ御陵ニテ候ハ、開聞社本繪圖ニ大切ニ書載可申候、古繪圖ニハ似寄候者モ記置不申候、付テハ本繪圖出來申迄ハ御陵所ト申所ハ無之、其後御禊所ニ卧石ヲ拵、段々ト訛來、御陵所ト文字モ書誤リ、夫ヨリ當分ノ通天智天皇御陵ト附會為致者ニテハ有之間敷哉、尤御陵ト申亶ハ開聞社中ノ唱迄ニテ、近郷ノ社人等へ聞合申候処、御陵有之ト申亶不承及段申出候、

開聞社祭神ノ儀、縁起ニ本殿大殿宮ハ大宮姫也、大宮姫

ハ天照大神ノ化身ニテ天智天皇ノ后也ト書記有之候、此化身ト申亶無覺東說ニテ候、是ハ本殿ハ天智帝ノ后大宮姫ニテハ無之、本ヨリ天智ノ后ノ御名ハ倭姫王ト奉稱、大宮姫トハ不申候、其誤ハ後三書記候。是即天照大神ニ陪從シ玉フ大宮賣神ヲ奉祭ニ可有之ヲ、曠代乱世ニ及ヒ、社僧共大宮賣神ノ由縁ヲ傳へ失ヒ、天照大神ノ化身也ト申ニテ可有之候、大宮賣ノ亶ハ古語拾遺ニ、令大宮賣神侍於天照大神御前、是大宮賣神者太玉命久志備所生如今世内侍、善言美詞和君臣間、令宸襟悅懌也、亦延喜式大殿祭祝詞曰、大宮賣命波皇御孫命乃同殿能裏尔塞坐氏、參入罷出人能略、己乖不令在、邪意穢心無久、宮進米進宮勤々之米、咎過在乎波見直志聞直坐氏、平良氣安良氣、令仕奉坐ト有之候、コノ大宮姫ト申ハ、天皇ノ御前ニ近習スル内侍ノ職ノコトク天照大神ニ陪從シメ玉フ御神ニシテ、禁裏神祇官ノ八神殿ノ中ニ祭ラセ玉ヒ、朝廷ノ祀典輕カラサル尊神也、然ルヲ開聞社ニテ大宮姫ハ天照大神ノ化身ト申ナシ候ハ、後世天智ノ内侍ヲ附祭ルニ及ヒ、本ヨリノ祭神大宮賣神ト一ツニ取紛ヒ來リ、天智ノ内侍ノ名ヲハ大宮姫ト誤リ稱シ、本ヨリノ祭神大宮賣ノ亶ハ傳へ失ヒテ、是ヲ天照大神ト心得違ヒ候半、然共

天照大神ニシテハ天智帝ト時代取合不申故ニ、又附會シテ大宮姫トイフヲ、化身也ト申ナシタルニテハ有之間敷哉、元祿中釋覺慧カ開聞社本地造立記ニ、開聞社神代人世同祭為九社、東宮彦火々出見尊、姉姫宮豊玉姫、弟姫宮玉依姫、二龍宮海神豊玉彦夫婦、回殿宮潮滿瓊・潮酒瓊、聖宮事勝國勝長狹命、荒仁宮大己貴命者神代之神也、是天智天皇已前於斯嶽所祭神矣ト記シ、又延喜式ニ枚聞神社一座ト候得ハ、元來大殿宮大宮賣神ノ一座ニテ、枚聞ト申社號モ平氣聞直マスト申コノ神ノ本義ナルヘシ、其上天智ノ内侍ヲ最初ヨリ開聞本殿ノ主トイタシ候ハ、三代實錄ニ開聞神發怒ナト申語ハ有之間敷儀ニ而、就中火々出見尊ハ天子ノ御神祖ナルヲ東宮ノ末社トシテ、大宮姫ヲ本殿ニ祭ルト申事、畢竟大宮姫ト申ハ天智ノ嬖妾ノ名ニテハ無之、是即天照大神ニ陪從シ玉ヒ天子ヲ守護シ玉フトイフ大宮賣神ナルヘシ、尤開聞神社ノ古繪圖ニ本殿ヲ大殿宮ト書記候、大殿宮即チ延喜式大殿祭ノ詞ニ此大宮賣命ハ皇御孫命乃同殿能裏尔塞坐ト申詞ニ符合イタシ、扱其御祭禮ノ今ニ至リ嚴重ナルモ、朝廷ニヲヒテハ八神殿ノ内ニ祭ラセ玉フ程ノ尊神ナルガ故ナルヘシト

被存候、百世ノ下ニ廟享血食セルノ神ハ何カ其賦有之事ニテ、開聞社ハ山陵有之候ト申儀、國史實錄ハ勿論、他所ノ書記ニハ一切見當不申候、乍然 御當國旧傳書ニ、薩州穎娃開聞山ハ豊玉姫ヲ奉葬所也、星霜ヲ經テ崇奉ルヘキ人モ無之候處ニ、天智帝御寵愛ノ内侍穎娃ニ流サレシカ、此内侍死去アリテ開聞山ニ葬ルト書記シ候、是ヲ日本紀以下ノ注本ニ據リ相考候得者、古ノ海宮ト申ハ薩摩開聞神社今日和多都美神社ト有之、開聞緣起ニモ、開聞山ハ太古龍宮界也、二龍宮豊玉彦夫婦ハ當所ノ地主神綿積神社是ナリト記シ、又火々出見命ノ豊玉姫ヲ妃トシ玉ヘル所ヲ聿入谷殿トモト相唱、元祿中石工聿入谷ノ岩石ヲ割候節、介殼ノ痕有之石ヲ切出シ、本ト是海中ノ證トシ、且又豊玉姫水ヲ汲給ヘル玉井ノ旧跡ヲ相傳ヘ、ソノ水ヲ汲入玉フ甕ヲ酒甕屋ニ安置シ、近郷指宿・知覽等ニ都テ豊玉姫ヲ祭候神社多ク相立居候得者、旧傳ノ通開聞神社ニ豊玉姫ノ陵有之ト申事モ無謂筋トハ相見得不申候、又天智紀ニ、天皇立古人大兄皇子女倭姫王為皇后、遂納四嬪、中又有宮人生男女者四人ト御座候テ、四嬪ト宮人トノ父ノ姓氏并ニ生國、其所生ノ御子ノ名マテ一々詳ニ記サレ候

得共、御寵愛ノ内侍穎娃ニ流サレシト申事ハ不相見得、然共俗説ニ、天智ノ内侍ハ元來今ノ鹿籠出生ノ女ニテ、天智ノ御宇采女^{ウネメ}ニ上リ、鹿子^{カコ}采女ト呼名セシ由、鹿籠ノ宇ヨリ采女一人ツ、又天智御代ニハ諸國一百戸ヲ禁裏ノ宮ツカヘニ差出候、本ハ鹿子、而ヲ穎娃ニテコノ内侍ノ事ヲ大宮姫ト唱へ候、大宮ハ即禁裏ノ惣名ニテ、内侍・采女ハ天子ノ御前ニ宮仕スル名ナルヲ、元來ノ祭神ト紛ヒ来、又内侍ナレハ御妾ナルヲ、僭称シテ后ト唱へ申筋カト被存候、其訳ハ、新田社家權執印古文書ニ、新田宮ト開聞社ト薩州一宮ヲ争論イタシ候書附内ニ、開聞社ハ天智帝ノ后ナリ、新田宮ハ皇孫瓊々杵尊也、對揚ノ神社ニアラスト、開聞社ヲ貶黜イタシ候事相見得候、左候得者、開聞山ニ天智ノ内侍ヲ葬ルト申儀無故俗説ニテハ無之、當分御陵所ト申處ニ二石ヲ伏セ申候ハ、後世ヨリ豊玉姫ト天智ノ内侍トノ墓ヲ表相為致ニテ可有之候、豊玉姫ハ火々出見尊ノ御后ニテ、御陵所ト申モ直ニ其廟前ニ在之候得者、旁以其據モ御座候、但天智ノ内侍ノ墓ヲ御陵トハ難相唱筈候へハ、是必ス一方ハ豊玉姫ナルベキ事ト被存候、尤天智ノ后倭姫ノ御事ハ天智崩御ノ後迄御存生ニテ、其御不豫ヨリ崩御ノ時ニ至リ、帝ノ御哀傷

ノ御歌數首萬葉集ニ載ラレ、其外王子タチ帝ノ御陵ニ詣テ玉ヒ悼ミ奉ラレシ歌ナトヲモ載置レ候、勿論天智帝ノ御陵在穎娃ト申成候儀者全後世ノ俗説ニテ、是即豊玉姫ノ御陵ヨリ間違來候筋ト相見得候、抑天智帝ノ御事ハ、日本紀ニ、十年辛未十一月二十九日、天智帝於近江滋賀宮御病氣大切ニ付、皇太子大友皇子天智ノ御前ニ御出仕被遊候事ヲ記シ、次ニ、同十二月三日、天智帝崩于近江宮、同月九日、葬于山背山科陵、翌十一年壬申春三月十八日、遣内小七位阿曇稻敷於筑紫、告国喪於唐使郭務宗ト、其後ノ始末迄明白被書記候、日本紀ハ天智帝ノ皇姪舍人親王奉勅撰ヒ玉フ所ニテ、天智帝崩御モ親敷御存ノ上、此書奏上ノ元正天皇養老四年五月ノ事ハ續日本紀ニ被書載、當時ハ天下致一統、凡一艸一木ノ事迄モ詳ニ記載有之、其上此時分ハ日本國中郡縣ノ制故、諸國ニハ官司郡司替々京都エ上下イタシ、邊鄙窮巷迄京都ヨリ御手相届候時代ニ候得者、天子ノ御尊身トシテ薩州穎娃郡ナトニ數十年御身ヲ可被隱儀ハ難被為叶筈御座候、尤俗説ノ通穎娃ニ皇居ヲ御構被遊御座候ハ、第一日本紀ニ其傳可被書著事候得共、天智帝穎娃ニ被遊御座候ト申説ハ

穎娃一郷ノ俗傳而已ニテ、他邦ニハ難申出妄説ト被存候、右ニ付相考候得者、三十八代齊明天皇ノ御時、高麗国相叛候付、御征伐トシテ九州御下向被遊候、齊明ハ天智ノ御母ニテ御座候故、此時天智帝皇太子ニテ撰政御供奉被成、諸軍勢ノ下知專天智ノ御指揮ヲ以異国防禦ノ御手當有之、其節薩州迄御巡見ニテモ候半、志布志田浦山口大明神縁起ニ、天智帝著船于此地舟磯、因問村老曰、夫開聞在何處乎、村老對曰、西南海上三十里余、帝遂抵于開聞、駐滯五六月、又皈于此、登田浦山遠望開聞嶽、而告村老曰、吾樂斯風景也、崩御後宜建廟于此也ト見得申候得者、此時分勝地ヲ御巡見、崩御ノ後ハ開聞杯ニモ尊靈可奉崇御遺詔ナト為被仰出事有之候ヲ、穎娃ニテハ皇太子ノ時ノ事ヲ御即位後ノ様ニ為申傳ニテハ有御座間敷哉、志布志山口大明神ハ天智御手刻ノ阿弥陀像ナルヲ、後ニ天智帝ト崇タル説モ候得共、事長ク略キ申候、一説ニ、天智ノ皇族此地へ遁レ来玉フ、是肝付氏ノ先祖余那足王ト相見得候、余那足王ト申人、国史等ニハ不相見名ニテ候、日本紀ニ、天智帝崩御ノ後壬申ノ乱ニ、皇女ノ父蘇我赤兄大臣ハ其子孫マテ配流ニ處ラレシト相見得、又大友天皇ノ臣ニ韋那公トイヘル人有之候、此等ノ類穎娃ニ流サレ、

又ハ遁レ来ラレタル内ナトニテモ可有御座哉ト被察候得共、前文ニ申上候通、旧傳ニ相見得候ハ天智ノ寵遇ヲ蒙リシ内侍ト候ヘハ、コノ内侍壬申ノ乱ニコノ地ニ歸り來リ、帝恩ヲ慕ヒテ帝廟西宮ヲ立テ御靈ヲ祭り奉り、又コノ内侍天子ノ大宮ニ宮仕セシ宮人故、郷人トモ貴之崇メテハ后トモ称シナシ、死後ハ其墓ヲ築キ、又ソノ靈ヲ本殿大宮賣神ニ從祀タルニテモ可有御座候、但天智御宇マテ九レス候ヘハ、貴人卒シテハ、州ニハ佛法未タ行ノツカラ其靈ヲ神ニ祀候半、今ノ開聞本殿ヲ大殿宮ト称シ、正面ハ立像ノ女體ニテ、又左右ニ三女ノ神像ヲ安置シ、瑞應院ニテハ是ヲ大宮姫ト称シ天照大神ノ化身トシ、杜家ニテハ天照大神・大宮姫ヲ一ニ崇ムルナト、申立、何レニ適從難仕候、然共三代實錄等ニ依候ヘハ、開聞社元來ノ神ハ天智ノ内侍ニテハ無之、内侍ハ後ニ附祭タルト相見得、尤天智帝ノ事ハ前文之通日本紀・萬葉集等ニ崩御并ニ御陵之儀モ明白ニ被載置、延喜式ニモ、天智天皇山科陵在山城国宇治郡、埴域東西十四町、南北十四町、陵戸六烟ト相見得候、山科御陵ハ鏡山ト申所ニテ御座候、然處、今更開聞神社ニ天智ノ御陵有之候筋申立候テハ、往年ニ至リ疑惑ヲ生シ申而已ナラス、自然ハ公邊ヨリ御尋等ニ被為及候テハ

證跡分明不成事候得者、御面働筋罷成可申哉ト奉存候、
 依之前条ニ申上候通、御陵所又云清所ト御座候迄ニテ、
 誰ノ御陵トハ書記無之候付テハ、御陵所ノ儀ヲ以來ハ清
 所ト相唱、尤穢等ノ節ハ是迄仕來ノ通此所ニテ祓ヒ方仕
 候様被仰渡方可有御座哉、乍然御陵所ト唱來候名目今更
 難相改訳モ候ハ、古傳ノ通豊玉姫ト天智帝内侍ノ陵墓
 ト差心得居申筋ニテ候ヘハ、當社ノ由緒ニモ相叶、縦後
 世ヨリ設ケ立候所ニテモ、外豊玉姫等ノ陵墓ト申者ハ無
 之候付、何ソ差支申廉有御座間敷哉ト奉存、此段申上候
 以上、

戊十一月

御記録方添役

白尾齋藏(国柱)

「地理纂考」

枚聞嶽 ヒラキノクケ 東北八十丁村・仙田村の両村に跨り、西南ハ蒼
 海に根させり、枚聞神社より西方六七町許、山中に窟イワヤあ
 り、此所を俗に木花開耶媛ト云ふ此處より絶頂まで一里一町廿間余、
 嶽の根の周廻三里十六町余、三代實録に開聞神山とあり、
 俗に空穗島ウツホシマ、社傳に、貞觀十六年、山上大に燃て虚洞となれり、故
に名づく、往古の圖にハ絶頂尖れり、炎上の時焚崩れ

て円くなり、鴨着島カモトクシマ、古事記に出たる彦火々出見命の沖つ島かもつく島
しといふ、に我がいねし妹ハ忘れし世のことくにとよま
せるかもつく島なりと、また筑紫富士・薩戸富士・小富士等の
 云へり、例の妄説也、また筑紫富士・薩戸富士・小富士等の
 名あり、又金疊山・蓮花山・長王山・海門山等の名は皆
 近世詩人等か私に名付しなり、宗惠か松葉名所集・好古
 か和爾雅等に開聞嶽を薩戸の名所とす、又神代皇帝紀曰、
 第四代懿德天皇御宇、薩摩国開聞山湧出、また開聞神社
 縁起に、景行天皇二十年庚寅十月三日一夜、湧出(地)とある
 ハ、例の妄説なり、さて絶頂に石祠ありて、伊弉諾尊・
 伊弉册尊・大日靈貴・瓊々杵尊・木花開耶姫命・彦火々
 出見尊・豊玉姫命・葺不合尊・玉依姫命を祭れり、後世
 の建立にて、祭神社傳に依れるなるへし、例祭十月三日
 なり、そもく此嶽一方は蒼海に根さし、一方は平地な
 り、屹立して更に層岡複峰の相接するなく、四面遠近よ
 り望めと其形状異なる事なし、古來称して筑紫富士とい
 ふ、其名に恥ることなく、實に靈山奇峰なり、此嶽に登
 るに登路二筋あり、其一是嶽の西麓脇浦より通す、即前
 にいへる窟の路なり、其一是東麓川尻浦より通す、両路
 共に七分目以下は茅艸カヤのミにて、其路稍ヤ緩なり、七分
 目以上に至り急峻にして、数町の間雜樹叢生す、是を過

れは茅艸深くして人の長に勝れり、西路八分目許の處の

岩間より清泉湧出つ、水勢四季壯なり、八分目以上氣候

寒くして、炎天といへとも冬の如し、絶頂ハ方六七町許

ありて寛平なり、絶頂にも水泉ありて四時増減なし、土

人神泉と称す、嶺上に細樹布生すといへとも、烈風の為

に長大なる事を得ず、さて西南に目を馳すれハ、大洋數

十里の中間に種子・益救及び硫黄・黒嶼・甌島等の諸島

假山の如く、往來の遠帆胡蝶に似たり、東北を顧みれハ、

平陸曠遠にして郡邑指點すへし、近くハ池田湖明鏡の如

く、遠くハ鹿兒島の裏海葫蘆の形を成せり、高隈・櫻島

等の諸峯其外の衆山といへとも皆俯視に属す、四望の奇

景毫末の寫し得へきに非ざるなり、凡南島琉球等より薩

摩に帰り來る者は、海中より開聞山を見初めつる時は、

船中必ず酒を酌て遙に開聞神を祭るを例とす、此ハ當社を俗説に神代

龍宮の古跡なりといへるを信じてさる習ひありと見えたり、世諺麒麟談曰、富士に似たる山

は奥州弘崎の南岩城嶽、一には薩州空穂島云々、里人談

曰、薩州穎娃郡に高山あり、うつほ島といふ、是又富士

に似たり、西遊記曰、富士に似たるは薩摩の開聞嶽なり

云々、嘗て近衛信輔公當国に來給へる時に、

歌略、

此歌によりて殊更に筑紫不二の名世に轟けり、

題開聞峰 古名金疊山、因用其事、

京師巢松以安

題略、

題海門山

兒玉壽

題略、

「名勝考」

○開聞神山 三代実録○東北跨宮十町村・仙田村、西南根蒼海、異名

空穂島 嘗て以前の田図を見るに、是より先ハ絶頂峭尖なり、炎上の

時焚壞して圓頂のやうに成れり、又 鴨着嶋に由て名けしなり

筑紫富士 松葉集○嶽上時封白雲、絶頂類乎駿州、薩摩富士

金疊山 長主山等の称あり、長狭山とは長屋の国主事勝國勝

可憎長山脇 隱すと云々、

府坤位十四里許、

絶頂に石小祠あり、奉祀伊弉諾尊・伊弉册尊・瓊々杵尊・

木花開耶姫・葦不合尊、縁起曰、伊弉諾・伊弉册尊筑紫島を生玉

嶋と號くと、此
説信られず、

○三代実録、貞觀十六年秋七月丁亥朔二日戊子、地震、ナキフル

太宰府言、薩摩国從四位上開聞神山頂有火自燒、煙薰滿

天、灰沙如雨、震動之聲聞百余里、近社百姓震恐、失情云

々、勅封二千戸、按、穎娃・指宿・知覽・鹿籠の諸郷を封戸の地とす、時に貞觀十六年甲午八月二日、奉勅ハ右大臣

藤原基經也、元龜二年七月十八日、勅書焼失せるよし、縁起に載たり、

○仁和元年十月九日庚申、先是太宰府言上、管肥前国、

自六月澍雨不降、七月十一日、國司奉幣諸神、延傳（龜僧）

轉經△十三日夜、陰雲晦合、（開聞）問如雨聲、（アクルコロラヒ）遲明、見雨粉土

屑沙交下境内、水陸田苗稼、草木枝葉、皆悉焦枯、俄然

降雨、洗去塵沙、枯苗更生、薩摩国言、同月十二日夜、

晦冥、衆星不見、砂石如雨、檢之故実、穎娃郡正四位下

開聞神發怒之時、有如此事、国宰潔齋（龜）奉幣△、雨沙乃

止、八月十一日、震聲如雷、燒炎甚熾、雨沙滿地、昼而

猶夜、十二日、自辰至子雷電、砂降未止、砂石積地、或

高一尺以下、或（龜）五六寸以上、田野埋瘞、人民騷動、（以下略）

按、是亦高千穂峯・櫻島炎上の状と彷彿相似たり、其事開聞山の火變に係るか故此に収載す、

名寄

近衛信輔公

薩摩かたなミの上なるうつほ島これや筑紫の富士とい

ふらん

犬著聞世諺麒麟談曰、富士に似たる山、奥州弘碕の南岩（イハ）

城嶽（キ）、又一ハ薩州空穂島なり、○里人談曰、薩州穎娃郡

に高山あり、うつほ嶋といふ、是亦富士に似たり、

巡見使岡野孫九郎

東路のこ、ちこそすれひらき、の嶽ハさなから富士を
うつして

江門青山釈愚底

薩戸かたまた富士をミぬ浦人はミるかひなしゃうつほ

嶋山

二宮政為

空たかく晴る、つくしの富士のねに又いひしらすか、

る白雲

東園中納言基長卿

山いく重かさなる上にあらはれてゆふへさやけき峯の

白雪

（龜）俳諧名所小鏡

雪ならて浪にしらむやさつま富士

題開聞峯（古名金疊山、因用其事）

京師巢松以安

神仙削出玉芙蓉 重疊黃金猶幾重

長壽仙人奏歌日 千年鶴也万年松

この以安の詩ハ、所謂蓬來山の句のことし、又開闢神祠に題する一首あれども、潁州太守眞賢主などの句ありて面白からねは省く、

題海門山 兒玉壽

天南一嶽白雲封 風雨往來每淡濃

神氣豪然終不變 長傳筑紫小芙蓉

登枚聞山記曰、夫枚聞者薩之名山而在潁娃郡、去府凡百

里余、（中略）望之則表乎突兀兀形如覆碗、卓乎崒萃

州富士相似也、（中略）望之則表乎突兀兀形如覆碗、卓乎崒萃

勢摩天衢、提携蹠屺、匍匐攀行、翠屏乘頭、薛羅塞途、

仰窺穹岫、則白雲繞腰、練乎如帶、紛如佩瑤、身效猿猱、

心擬黃鶴、翱翔雲霄、夤緣峭嶠、如此者半日程、始出絕

頂、有華表小石（神祠）、奉祀國常立・伊弉二尊・大日靈貴・

瓊々杵・木花開耶氏・忍穗耳・火々出見・豐玉氏・葺不

合・玉依氏等、每歲十月三日致祭焉、頂上方可（中略）五十餘步

耳、山骨往々兀然露出、雜樹縈回、恒高出沒、不甚易行、

東北隅有天井、其水清冷可以救渴、唯八分以上氣候如

（本ノマ）「治寒水」、人宜挾纊、而后拳目則白日與我齊、俯耳則驚

（近寒天）風履下聞、天都非遠、豈羨鼎湖雲、仙境在近、何問子喬

群、西南臨則（中略）、洋瀛之際卓爾、烟帽雲冠者疏黃・益救

開雙闕也、若鯤若鵬、目擊眸厲者多楸・子敷垂兩翼也、

猗々如篔、緜々如鳥、連透迤嶠崎嶇星布、甚趾角奇闕（異カ）、

羅列於數百里間者竹嶋・黑嶼・卧地・惡石・土噉喇諸島

也、暨其幽遐寥廓、則有鬼界・度感・奄美・永羅、去此

千里、又有冲繩・八重諸國、皆旁午于南溟中、（中略）東北顧

則山脚踞然跨潁娃・山川、近入目睫者為池田湖、方十里、

周袤三十余里、遙窮左脚則大海湧、而入北地者二百余里、

薩隅二州吞之、其形如葫蘆、其名曰湖汐池、佐多岬南走

計而遠入海、若鳥張翅、視衆山之貌則蔚乎簇々、若堆阜

與培塿、痕焉連綿若菜畦兼瓏畝、金峯朝我、綠翠堪拾、

寶嶼遙對、青煙可揖、爾乃野馬蹴海、高熊負嶋、烏帽欲

落、蛇王垂鬚、冠嶽正立、紫尾駒走、法華如芙蓉、霧嶋

如香爐、圓乎方、赭乎裳、或削成、或濯碣、或八葉而丹

崖、或四時而白雪、雖心略意給、有不可名狀者、（中略）昔者

草昧之世、天孫氏垂跡于此、施德九州、上下昭明黎民變

雍、不識不知順帝之則、嗚乎山之為靈蹤也、尚矣哉、（下略）

「纂考」

鏡池仙田村 枚聞嶽の北麓に属す、周廻五町余、深九尋、池中に大小樹木の枯株多し、嘉吉三年六月朔日池となるといひ傳へたり、其形圓くして鏡の如く、常に枚聞嶽の影を移せり、

撰津国住吉神社

神主 津守國夏

薩戸かた鏡の池のひとつ鴛をのかすかたを友とみるらん

一説に、下の句おのか影をや友と見るらんとありて、信輔公の歌とせり、

〔名勝考〕

○鏡池 仙田村の中にて、開聞嶽の麓、神社より八寅卯に一里十五町計あり、傳稱ふ、嘉吉三年正月朔日、俄に池沼となる。池形圓し、因て名とす、回五町六間許、深さ九尋余、縁起にこの池の事を載て哥あり、月も日も光りか、ミの池の水たえぬかきり（歌を）我ありとしれ

此池の鵞鵲フシトリを見て 近衛信輔公

薩摩かた鏡の池のひとつをしおのか姿を友と見るらん

〔勝景百圖考〕

鏡池 薩戸國穎娃郡仙田村、開聞嶽の麓にあり、嘉吉元年六月朔日池となりしといふ、回り十五町余、その形ち圓靈にして、寶鏡の新たに匣を出るかごとく、四時磨き成して萍開き塵畫（畫カ）き皎々として徹底鮮瑩なり、されハ池の明神の哥なりとて、月も日もひかる鏡の池の水たえぬかきりを我ありとしれ、又近衛信輔公一時こゝに來りて、薩摩かた鏡の池のひとつをしおのか姿を友とみるらん

〔纂考〕

無水池ミツナシイケ 仙田村 鏡池の近傍にあり、周廻四町余、古鏡池と稱せしは此池也といふ、土俗傳へいふ、嘉吉三年六月朔日、當邑故瑞應院枚聞神社の別當なりしを、明治の度に例の廢たるなり、住僧快雅か弟子千壽丸といひし者此池に沈みて死す、時に快雅か弟子快財といふ僧是を哀しミ池上に檀を設祈禱、一夜に水涸る、因て無水池と稱すといへり、

〔名勝考〕

○無水池 鏡の池の近側に在り、回四町余、古の鏡の池なるを、今の池へ水移りて其跡水涸たりといふ、

〔纂考〕

川尻浦仙田村 枚聞嶽の東麓に係る、御ゴ瓶ヘイ子シ川の海口なり、

海口沙湾ありて舟船繫泊すへし、湾頭人家多し、海面の景色佳勝にして遊觀の人少からず、凡此邊より山川津に

至ては東西數十里皆南海を受けて土人魚塩を以て生業とす、
大小鱗の鮮介イ甚多く、四方に通商せり、往古此浦の賤婦か

夫の屋久嶋に行ける跡にて硫黄島の煙を望ミて詠る歌、

硫黄島は則硫黄の出るに因て、
常に燃て烟のためるまなし、

見渡せば硫黄か島に立烟屋久にもた、ぬ我か思ひかな

〔名勝考〕

○川尻浦同村にて開聞山の東に在り、此川上を御瓶子
川と呼り、此浦曲江ミナトにて安樂ニヤトにあらず、

〔纂考〕

協浦仙田村 馬水川バスイカガの海口なり、塩田ありて頗る廣く、且

人家多し、此浦は枚聞岳の西麓なり、川尻浦は岳の東麓
にありて、此両浦岳を夾サシめり、此浦より登岳の路あり、

且枚聞神社を距ること近くして半里許なる故に遊覽の人
多し、此浦と川尻浦との土曲に設樂曲とて其歌謡十二章

あり、手を以て節奏ソウソクをなし、三絃等の樂器を用ひす、歌

曲古雅にして近世の俗謡と異なり、土人の傳説には、天智天皇の皇后大宮姫京より智國に

下り給ひし時より始まるといへとも、其ハ所謂枚聞社僧、島津相模守忠
か縁起等の跡より出たるにて、取にも足らぬ俗説なり、シムラジ
良加世田士舞樂の歌を作らるゝ時、其声調は此設樂曲に

拠れりといふ、又此両浦に方言シヨウガブシといへる土
曲あり、其歌謡數十章あり、往古は此歌曲も設樂曲と同類にて古雅なりしか、後人△三絃を用ふ、されと今にも彼協浦にては三絃を用すしてう

たへシヨウガ曲ソウガクの義詳ならず、或曰唱歌曲なりと、或曰
正右衛門といへる者謡ひ出せし故其名を得たりとも云、

薩摩六調子シヨウガブシとて海内に名高きなり、

〔纂考〕

石籬浦御領村 綿打川ワタウチの海口なり、水源は當村示峰シメダケより出

つ、海面に岩礁遠く差出て風浪を捍マく、故に舟舶泊繫す、
續紀に、天平勝宝六年四月癸未、太宰府言、遣唐第四船

判官正六位布勢朝臣人主等來泊薩摩國石籬浦とミゆ、石
籬浦今石垣に作る、

〔名勝考〕

○石籬浦シシカキウラ仙田村 續紀の今作石垣、○此處今は浅狭くなり安樂にあらすといへとも、前面に岩礁長く出て潮を截濤を折かすへし、川湊なり、

續紀天平勝宝六年四月癸未、太宰府言、遣唐第四船判官正六位上布勢朝臣人主等來泊薩摩國石籬浦、

「纂考」

花礁ハナセ仙田村 同村脇浦の海渚に在り、岩礁相繞りて其中大

湾をなす、潮水瀦りて池の如し、其湾曲長さ半町許、濶

さ其半なり、湾内蠣蛤カキの類布生す、其蠣蛤の形状圓くし

て大小あり、大なるは周圍五六寸、小きハ三四寸、其舌

菊花に似たり、土俗是をセイと呼ふ、潮底に群集して悉

く舌を吐く、其色五色をなし、其形珊瑚樹（地列）を例ねたるか

如し、舌を収むれハ其色減す、故に出没隱見定まらず、

其色を發する時は湾内に映し美麗なる故に花礁と云、遠

近の人來り見る者常に多し、又川尻浦にも花礁といへる

あり、此處に大なる海礁ナカクホの凹なるものあり、其廣さ二十

筵許にして、潮水常に瀦れり、其中に蠣蛤の類生し、五

色の花状をなすこと脇浦の花礁と同じ、然れとも稍劣れ

り、

「纂考」

潮鶴瀑シホツルタキ郡村 此流を俗に集川アツムリカハと云、三の瀑あり、上流なる

を上瀑、中なるを中瀑、下流なるを潮鶴瀑といへり、上

瀑は稍低し、中瀑は高さ六尋許、廣さ三四尺にして、二

層に分ち落つ、二町許を過て潮鶴瀑なり、高さ七尋余、

廣さ七尺許、三の内此瀑尤高し、水源郡村の山より出て、

下流同村の海に入る、

「纂考」

水鳴川ミナリカハ御領村 水源は同村辻風岡より出て水鳴川に入る、

海口に湾曲ありて舟船を泊繫す、左右人家多し、又海口

に三の瀑布あり、上流なるは高さ七尺許り、其中間なる

も高さ同じ、其下流なるは高さ一丈二尺許、三の瀑相去

ること皆三步許、此瀑水勢甚盛んにして、其音遠く聞ゆ、

因て水鳴川の名を得たり、第三の瀑下は即海湾なり、湾

口まで二町許、其口狭くして、廣さ方一町余、左右は平

沙なり、進潮にハ潮瀦りて池の如し、此水鳴川海口以西

の海邊一里許の間は海湾甚多し、又西に接して三の湾曲

あり、其一は長浦と云、入一町許、其一は浦底といひ稍

小し、又此西に接して巖^{イソハナ}あり、南に向て海中に突出すること三町許、是を長手崎と云、此處に池あり、四面巖石にて、周廻三町三十間余、潮水常に瀦りて竜蝦^{イセエビ}・鰻魚^{アハヒ}等の諸魚を産す、此外大小の池余多ありて、怪巖奇石待ち、又遠く南海を望ミ、其奇景千態萬趣悉く述ふへからす、歌枕に薩摩国名所水なれ川と載せたるは是なりといへり、往歲幕府の測量官伊能某諸国を巡歴して此地を過きし時、景勝を賞して、列國の内にかくの如き景勝は復得へからすとて、半日許駐滯し、此所の圖を寫し取れりとそ、此地西陲にあれば其名天下に著はれず、實に惜むへきなり、

「纂考」

張昂寄寓^{御領} 張昂は明国南京の産なり、年十五にして父を喪ひ、繼母の毒殺を避て皇国に來り、當郷御領村民^{ハル}原^{ハル}太^{ハル}耳^{ハル}原^{ハル}の文字を用ふ、或ハ農民の家に寓居す、農民養ひて子とし、名を孫次郎と改む、後に領主顯娃久虎膝下に置、使令に給す、又豊後等諸所の役に從へ記録を掌とらしむ、後に繼母死せるよし聞え、辞て南京に販る、豊臣秀吉公

征韓の役に明將張昂を通事とし使者として屢新塞等に來る、明人著述平壤錄に通事張昂と見えたるは此孫次郎なり、

「名勝考」

○玉井^{タマヰ} 宮十町村の中、開聞神社一の鳥居より多子方三町八間に在り、其地今森山にて、井の四周に石韓を作り、石鳥井を立り、又玉之井道の書紀曰、彦火と出見尊到海神豊玉彦之宮也云々、榜示あり、門外有井、有一美人、自内而出、將以玉壺汲玉水、○同薩艸曰、火々出見尊橋之小戸より船に駕玉ひ、薩摩顯娃郡より山川の湊まで五十里許ありと云々、是山川湊といふは是より南の方へ御舟の泊し所とて、今尚官道と称せり、開聞山まで一里餘の路程なり、一説には山川牟瀨の濱といふ處ともあり、此牟瀨ハ今六瀨と呼へる濱なり、又指宿郷多羅浦^{タラウ}などいふ、この多羅は海神大和羅神などて南嶋より本藩に歸り來るもの、海中先始て開聞^{開山}を見附たる時は、船中必ず酒を酌て遙に開聞神を望祭る、蓋古者南嶋すへて開聞神の部下に係る故に此俗ありといふ、是亦其縁あるにこそ、

〔名勝考〕

○塩屋村川尻浦の上に在り、

是塩土老翁シホツチヲヂの邑地の墟にして、其一村中数戸公役を免され、今に至り唯枚聞神社に歳々塩税若干を致す、又其村長たるもの自称して塩土老翁の支裔也といひ傳ふ、藩中の俗一人を擬して義父とし、是を塩爺シホテテウと唱ふる名は塩土老翁より出たる古風なり、纂疏曰、初造塩之神也、豈止教導の徳あるのみならんや、抑又魚塩の利を始めて民用を賑ニギハせり、詳に新井白石ニギハの塩ニギハを賑ニギハせり、詳に新井白石の塩を賑せり、竈考に見えたり、

○池田湖イケタノミヅウミ即穎娃郷の中池田村に在り、開聞の御池と唱ふ、回四里三十有湖水、命曰神之御池也、有湖水、命曰神之御池也、と、即この湖をいふなり、

〔勝景百圖考〕

開聞の御池と称ふ、氣蒸して空を呑ミ、波動て船を浮ふることを禁す、池頭に久玉大明神社あり、

〔名勝考〕

○水成川ミナレカハ同村の中にて、水源は別府村辻風といふ所より渡瀬ハチス進の兩名を経て水成川浦の海に注ぐ、開聞嶽の東也、此川

尻浦シラウラの土回シクアラマトリに設樂踊ウタフシとして其謡曲十二章あり、この設樂て

ふは郡名にも見得たれとも、その義未た考得す、又川尻浦シラノメの賤婦か夫の屋久島に行ける跡に硫黄嶋の烟を望ミるといひ傳ふ、

見渡せはゆあふか嶋にたつけふりやくにも立ぬ我おもひ哉

凡此あたりより同郡山川津にいたりてハ東西数十里皆南海を受けて土人并に魚塩ナシホをもて産業とす、大小鮮魚甚多く、四方に通商せり、故に▽○紀に△所謂集大小之魚而逼セメ問トウは、此浦濱カクレヲに匿居る蜃人アマ・苦師アミヒキを残なく召集メシアツメて糺明トウ鞠訊せられし事なるへし、蓋海神豊玉彦の采邑に係りしならんといふはいか、あるへき、

〔勝景百圖考〕

水成川ミナレカハ 薩摩国穎娃郡御領村エイにあり、始めは一溪の清流にして、屈曲横斜碧樹の影を弄し、中にしてハ悠々として漸く岸勢の潤さを知り、終りは萬頃の潮水と成りて浩渺彌漫蒼天の色を兼たり、能因哥枕に薩国名所なれ川と載せしハ此川をいひしにや、又出水郡に同極めて佳景の水あり、

〔纂考〕

物産

土石 鉄砂 御領村の海邊に産す、此砂を鑛ズキて鉄を取る、
五穀 裙帶豆十六サゲ 方言フロマメ 川尻浦・脇浦地鑛に多く植ゆ、
蕃薯カスイモに和し土人飯に用ゆ、大豆多く産す、凡當邑の

地枚聞嶽の麓にありて地形高き故、水田少く陸田廣し、
因て陸田の産殊に多し、

蔬菜 西瓜 諸村に多く産す、諸種ありて良品なり、世

俗に山川西瓜と稱して賞味するは過半當邑の産なり、

飲食 煙草 指宿煙草に同じ、

百菓 開聞橘クモンキウ 枚聞山に産す、又人家多く植ゆ、其形状

常の橘より大にして、香柑より稍ヤ小く、味甘美なり、

樹木 楮カタ 黄櫨ハンシ

鱗介 棘鬣魚ミヅノシ 鈿錘魚カッヅマ 烏賊イカ 龍蝦イセエビ 鮓魚アハヒ

〔地理課調帳〕

單流 一岡水成川

別府村

水源別府村小耳原○松永連子○摺木ヲ通、一里五分ヲ經水成川海工

入、

同 一石垣川

同村

水源別府村ノ内●折口○青戸ヨリ●石垣浦ヲ通り、里程
二里二分五リヲ經テ石垣浦海工流入ス、

幹流 一馬渡川

御領村

水源 唐松村●牧神●大迫●洗フ●雪丸●一ツ氏○湖別府○山下三
種子尾●笠野●只角○湖別○鶴田○田中○高江
川流合、御領村馬渡ニ至リ、里程二里八分ヲ經馬渡海

工入、

其支

一水盛川

同村

水源牧ノ内村●カリシ塚○笠道○高吉●矢ノ嶽○川原○山脇
ケ窪○下園○御領村○田ニ至、二里ヲ經テ馬渡川工入、
中ノ上○木ノ元○水盛

幹流 一郡村川

麓川トモ、

郡村

水源同村●中崎二川●嶽大窪●荒平○中瀬二川各一筋二圓、
●古陳●塩窪●白沢津○古城
麓ヲ經、里程一里二分郡村海工流入ス、

單流

一長迫川●矢筈嶽○北長ヨリ○鬼ノ口岡下ヨリ古城ヲ流通四分、
一モクイ川●同所南ヨリ長崎ヲ流通ス、三分、
川水源及里程之通流レテ、長崎浦海工流入ス、

同
脇川

拾町村

水源拾町村○馬水ヨリ脇浦ニ至リ、里程三分經脇浦海工
流入、

幹流
一玉井川 仙田川トモ、

仙田村

水源仙田村○川上神社 湧出水○見玉○水無池下 東ヲ流通シ、
玉井川 ○尾上○カイモン嶽
又水源今和泉池田池潮新彫吐川○鏡池東脇ヲ通各五分ツ
、流下シ流合一線ニ流レテ川尻浦ニ至リ、三分合、里
程八分ヲ經鶴瀬海工入、

穎娃郡○浦三川尻浦脇浦石垣浦○開開山○川一流
鏡池 無水池 其形如圓鏡 旱水不涸、深底不知、
(山脱カ)

穎娃

一平治之頃、穎娃三郎平忠長、川邊平次郎平道房弟也、同太郎
忠方、同孫子弥次郎忠澄三代之間領之、

一道鑑公御代、穎娃次郎左衛門尉藤原久純益山太郎兼
純子孫也、領之、

一應永之頃、穎娃美作守兼政肝付河内守伴
兼元二男也、守城、子孫傳領
之、久豊云よ
り拜領也

一太守元久公穎娃太郎憲純御治討有之、當地を御舍弟久
豊公御拜領ニ而被領之、南領と奉称候、其後公日州穆

佐院ニ被為移候、八代之太守ニ帰給ふ、其跡右兼政ニ
被下候、

一應永廿七年、久豊公攻取之、穎娃一族(小カ)ニ賜之、

其後依有逆心被攻亡之候、肝付家二男ニ當所及指宿・
山川を給知行ス、

一空穂島 或開開山、景行天皇十年(ママ)庚寅冬十月三日之一

夜、國土震動シ、風雪鼓波而涌出ト記ス、或發德帝
御宇トモ、
○一説ニ長珠山トモ、
亦鴨着嶋トモ、

名所之哥

近衛信輔公欵

薩戸かた穎娃の郡空穂島これや築紫の富士といふらん

信輔公鏡之池之鴛を見給ひ

薩摩かた鏡の池の一とつおしをのかかけをや友と見る
らん

川尻天神宮ニ而信輔公文祿四年四月四日

いつの世にこゝにきたの、神と也和哥のうら波かけて
見るらん

一自兼政八世領此地、至八代弥三郎久音、依伊集院幸佩
之讒訴、義久公より穎娃・山川・指宿三ヶ所被召放、
天正十六年戊子十一月、久春六歳之時、谷山之内山田

江三十町之采地を賜、文祿二癸巳、賜伊集院之内西保領之候、

○勝部兵右衛門覺書云、

天正七年之頃かとよ、顯娃左馬助家臣共不思儀之内乱有、其基を聞ニ、顯娃城之介孫左馬介忠朝^(時力)之息男嫡子九郎忠繼ト舍弟小四郎久虎と不快之亘有、其ゆへハ、右典^(腕力)既卒、其後九郎忠繼繼母ニ被疎、諸行不任心、勘忍成かたくて、肝付を頼出退暫被居ける、左様之躰なれハ、家臣等も小四郎を取立崇敬する事不斜、其比より守護忠兼と貴久と國諍乱虐之折節也、然共貴久方次第ニ其勢大なれハ、忠兼方之人とこ、ろまちくして不定、其時指宿忠兼之臣田代民部介為地頭之處、顯娃家家老津曲入道俊宗謀を廻し指宿城を拔、民部少輔漸助命逃落ける、其俣指宿を知行して、俊宗之息津曲若狹守・同賀之顯娃左近將監を両地頭定置、兎角して時刻相待程ニ、貴久執給ふ武威、俊宗道^{「本ヤ」}顯娃一家之人とニ談合し、貴久ニ可參上由被申入、初而谷山於神前小四郎久虎被召出、顯娃・指宿両郷無^{「本ヤ」}吳儀令安堵處ニ、嫡子九郎忠繼ハ、肝付落居之後ハ守護方ニ參り、方々

周遊して堪忍有ける、顯娃ニ立歸るへき事を色々被調法ける、顯娃年來之者共、彼か誠之嫡之也とて、大凡九郎に相從者多し、津曲入道承、何を非何を是とすへき、皆普代相應^(恩力)之主人也、殊ニ島津中務太輔御心副られ被相計候由聞なれハ、可然も可相調、先舎兄ニ而候^(首力)得共、九郎ニ顯娃一郡を取らせ惣領と仰、小四郎ハ指宿一郡領分して、車の両輪の如く家を立る者ならハ、顯娃之家長久なるへし^(腕力)評判する所ニ、顯娃新左衛門尉兼重最前より一片ニ小四郎を^(定力)守立候者なれハ、無別義舅之事なれ共、津曲入道ニも不相知、家中出頭士共ニ者同相賀之顯娃左近將監・竹内伊豆守・鮫島因幡守^(宗力)・勝・顯娃掃部介・竹内玄芳入道・津曲飛彈入道俊丁・大田隼人佐・神宮司治部少輔・安樂伊賀守・加世田石見守・同名出羽守・久永權守・齋藤藏人、此人とニ内談して、九郎を可討用意有り、九郎ハ開聞寺ニ被居けるか、此由聞付、不及力座主之坊と共ニ神殿ニ桶箆、其時^(成力)聞ぬれハ、同家來志有侍も不及力、世の成行を伺ける、勿論用意之事なれハ、開聞山ニ押寄取囲ミ、社頭も不恐押寄攻入處ニ、忠繼今ハ何をか可待とて、小

長刀を挿取切て出、散々切廻、攻入候者を追立、神殿ニ少息を休メらる、新左衛門尉此を見て、願ふ所として(弓力)身を以て討ニ、九郎真中を射通さる、其俣相果申候、

夫より座主坊主を初九郎方ニ相従者共少々有けるか、思く〜に討れけり、俊宗入道此を聞落涙しけり、扱九郎討て後、小四郎若年ニ而ハあり、何事も後室執行な

れハ、立道用義者ハ氣ニ不叶故にや、輕科も被行重罪、南郷之者共、蒙(両力)參意之罪者多し、心安からず思へとも、

小四郎母之事なれば可為様なし、其後小四郎へ左馬介申けるハ、兎角ニシテ時日押移る處ニ、後室弥誇玉へ

ハ、如今我々として迎も普代之功を空敷して左馬介ニ奉公可有、初終とも不覺、此(に力)左馬介と竊ニ訴、御承

引もあらハ、世ニ僻事出來らしと宗徒之者共評義する、去て左馬介心中如何と思ハ言出す者なし、猶も誇玉へ(共力)

ハ、不得止更して、宗徒之人々俊宗入道之弟津曲飛彈入道俊計・同子息式部少輔・竹内其芳入道・同子息甚

介・同弟鷗射・大田隼人佐・神宮司治部少輔・同弟主税介・安樂伊賀守・同子息又左衛門尉拾人、其外同意

之者多けれ共、後ニハ宥意し(重力)とぞ聞へける、彼の拾人

ハ一途に連判して左馬介久虎(に力)と申けるハ、何更も後室

の御計也、世に謗を受玉ん更一定也、自他國之覺不可然、所詮、後室を政事に不近付、久虎校量、且ハ家老

役人ニ執行ハせ給ひて、誹謗(之力)沙汰有間敷かと存候と、密ニ加諫言、左馬介も無了簡被思ける、誠ニ母之御更

なれハ、此更を後室ニそ左馬介被仰、後室大ニ立腹して、我何其他之謗を取ん更を不知、我又有罪者ならハ

定而死罪ニ行れむ、父母を云て為親、母ハ親母ハ親ニ而あらずや、彼等ニ罪を不被行、我今左馬介之手ニ掛

て可被害と、落涙して嘖られけるに、彼之者共ハ先年九郎殿内乱之時偏ニ味方之功を成せし忠人なれとも、

今ハ如何すへき様成し迎、重罪ニ可被行にぞ聞得ける、連判之人々無所遁して、以下上下百余人一所ニ取寄て、

今ハ無力腹を冷敷可切とぞ定ける、左馬介も打悪んて被思けるに、穎娃新左衛門・鯨島因幡守・竹内伊豆守

噯ニ而使僧を以、させる事もなきニ何ぞ重科たらん、一旦之御勘氣左様之躰不可然、先指宿如ク引退、重家(寺力)

をも頼次第二被申分と口説けれハ、不及力、さらハ先如指宿可相退とて指宿ニ引退、要害ニ楯籠、猶左馬介

も輒難打ニ被思ける處ニ、太守義久公聞給、本田刑部

少輔政親後因幡守、左馬介姉賀、和平嘜として差越る、刑部少輔額

娃ニ至り、左馬介ニ能申含、其後指宿ニ差越、和談あ

らハ可然、指宿之一揆共計ニ和平之調儀申定、君臣之

法とて連判之頭十人以下百余人額娃之内周應寺ニそ入

ける、刑部ハ其後鹿兒島の如く帰り参あり、左馬介其

後阿郷の者共を催し右寺ニ押寄、悉打果ス、何茂強勇

之者共故、思々ニ相働、中ニ茂竹内甚助ハ大精兵なれ

ハ、射矢物具カ矢を透れ射殺さる、者多く、皆々死生不知

に戦ける故、阿郷ニ手負死人若干也、

薩摩國

揖宿郡管轄沿革

守護島津忠久ノ時、額娃忠永ノ子忠光本郡ヲ領シ、揖宿

ヲ氏トシ、忠元、忠秀、忠成相承脱カク、忠成ノ子忠篤成栄ト

號ス、南北朝ノ時、肝屬兼重ト與ニ南朝ニ屬ス、應永中、

島津元久忠篤ノ裔孫頼忠ヲ撃チ、揖宿ヲ阿多時成ニ與フ、

島津久豊又之ヲ奈良美作ニ與フ、美作驕縦百姓ヲ荼毒ス、

應永十六年、久豊之ヲ撃チ、揖宿・額娃・山川ヲ肝屬兼

政ニ與フ、文明六年、久豊マノ第三子久繼揖宿城ニ居ル、

八年二月、島津國久叔父季久ト兵ヲ擧ケ、島津忠昌ニ叛

ス、久繼揖宿城ニ據リ之ニ應ス、三月、忠昌禰寢重清・

額娃兼心等ヲシテ揖宿城ヲ攻メ之ヲ拔キ、揖宿ヲ重清ニ

與フ、明應中、島津頼久揖宿ヲ領ス、其子忠譽舉ニ至テ給

黎ニ移ル、其後兼心ノ子兼洪之ヲ領シ、子孫相承ク、天

正十六年、島津義久兼洪ノ裔孫久音ヲ谿山郡山田村ニ遷

ス、延享元年、島津繼豊額娃郡池田村及ヒ仙田村ノ半分

ヲ割テ利永村ト為シ、西方村ヲ分テ西方村・新西方村ト

為シ、及ヒ小牧村・岩本村ノ七村ヲ以テ今和泉郷ト為シ、

其弟忠郷ヲ封シ、和泉直久ノ後ヲ嗣ガシメ、子孫相承ク、

徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、忠郷ノ苗裔島津忠欽ノ采邑ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

福元村管轄沿革

本村・成川村及ヒ穎娃郡大山村・岡兒ケ水村ハ山川郷ニ屬ス、守護島津忠久ノ時、穎娃忠永ノ子忠光本郡ヲ領シ、揖宿ヲ氏トシ、子孫相承ク、應永十年十一月、島津元久成川村ヲ澁谷重頼ニ與エ、十八年、元久ノ弟久豊成川村ヲ禰寢清平ニ與エ、既ニシテ穎娃兼政ニ本村及ヒ成川村ヲ加封ス、天正十六年、島津義久兼政八世ノ孫久音ヲ谿山郡山田村ニ遷ス、慶長元年、山川郷ヲ置ク、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

西方村管轄沿革

本村・十町村・十二町村ハ揖宿郷ニ屬ス、守護島津忠久

ノ時、穎娃忠永ノ子忠光之ヲ領シ、揖宿ヲ氏トシ、忠元、忠秀、忠成相承ク、忠成ノ子忠篤成栄ト號ス、南北朝ノ時、肝屬兼重ト與ニ南朝ニ屬ス、應永中、島津元久忠篤ノ裔孫頼忠ヲ撃チ、揖宿ヲ阿多時成ニ與フ、島津久豊又之ヲ奈良美作ニ與フ、美作驕縱百姓ヲ荼毒ス、應永十六年、久豊之ヲ撃チ、揖宿・穎娃・山川ヲ肝屬兼政ニ與フ、文明六年、久豊(マ)ノ第三子久繼揖宿城ニ居ル、八年二月、島津國久叔父季久ト兵ヲ舉ケ、島津忠昌ニ叛ス、久繼揖宿城ニ據リ之ニ應ス、三月、忠昌禰寢重清・穎娃兼心等ヲシテ揖宿城ヲ攻メ之ヲ拔キ、揖宿ヲ重清ニ與フ、明應中、島津頼久ニ揖宿ヲ與フ、頼久揖宿ニ居リ、其子忠譽ニ至テ給黎ニ移ル、其後兼心ノ子兼洪之ヲ領シ、子孫相承ク、天正十六年、島津義久兼洪ノ裔孫久音ヲ谿山郡山田村ニ遷ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

岩本村管轄沿革

守護島津忠久ノ時、穎娃忠永ノ子忠光本郡ヲ領シ、揖宿

ヲ氏トシ、子孫相承ク、延享元年、島津繼豊頼娃郡池田村・仙田村ノ半分ヲ割テ利永村ト為シ本郡ニ隸シ、西方村ヲ分テ西方村・新西方村ノ両村ト為シ、及ヒ小牧村・岩本村ノ七村ヲ以テ今和泉郷ト為シ、其弟忠郷ヲ封シ、和泉直久ノ後ヲ嗣カシメ、子孫相承ク、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、忠郷ノ苗裔島津忠欽ノ采邑ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

郷莊

古時、頼娃郡大山村・岡兒ヶ水村、本郡福元村・成川村ヲ山川郷ト為シ、西方村・東方村・十町村・十二町村・岩本村・小牧村ヲ揖宿郷ト為ス、延享元年十二月、頼娃郡池田村及ヒ仙田村ノ半分ヲ割テ利永村ト為シ揖宿郡ニ隸シ、揖宿郷西方村ヲ分テ両村ト為シ、其一村新西方村及ヒ揖宿郷ノ岩本村・小牧村ノ五村ヲ今和泉郷ト為ス、

揖宿郡

〔纂考〕

和名鈔に揖宿須岐とあり、建久八年薩摩國圖田帳に、揖宿郡四十七町内嶋津御莊寄郡云々、下司忠元云々、平三忠秀云々など見えたり、土俗此地天智天皇臨幸の時御舟着御の地なる故に名くといへとも、例の妄説にして言に足らず、

2「揖宿氏文書」

「讓」指宿郡郡司職并ゆつりわたすゆふすきのこほりのくんししきならひに
田島山野河海「同開開神」宮てんはたさんやか、い、をなしきかいもんしんくのミヤ
司職つかさしき之事、

「嫡男」宗忠「(同ころ)」
 ちやくなん又二郎むねた、かと(同ころ)に

右、くたんのりやうしよく、いけてん▽(同ころ)はく△さんや
平忠永先祖相傳所領らハ、たいらのた、なかせんそさうてんのしやうりやう
 なり、しかるあひた云々、下文略ス、

ふんゑい九年十一月十二日たいらのた、なか判

(本文書ハ「旧記雜録前編」二七四号文書ノ抄ナルベシ)

3「揖宿氏藏書」

讓渡

薩摩国指宿郡々司職并田畠山野河海同開門新宮々司職等事

右、於兩職以下田畠山野等者、平忠連先祖相傳所職所領也、然間、副調度證文等、限永代、所讓與子息彦鶴丸實也、向後不可他妨、仍讓狀如件、

正應六年五月廿四日

平忠連判

〔忠連八郡司ニテ、又次郎ト云、忠連ノ子彦次郎入道成業ニテ、幼名彦鶴丸ト云〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」九八二号文書ト同一文書ナルベシ〕

4〔全〕

讓與

薩摩国指宿郡惣地頭職事

右、所職者、依多年軍忠之節、被成下安堵令旨、忠勝令當知行所也、然間、嫡子将忠限永代讓與所也、迄于自今以後者、守彼状趣、不可有知行相違、仍而後日讓狀如件、

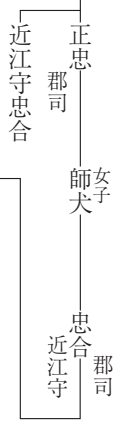
天授二年七月廿五日

〔指宿氏〕能登守忠勝判

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」三五一の1号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔是ハ朱ニテ書入ナリ〕
〔指宿氏〕

○能登守忠勝



5〔全〕

讓與

薩摩国指宿郡五ヶ名事

〔本ノマ、原カ〕

廩子之所領之事者、闕所次第惣領進代之為在所、親父能登守忠勝公方之御教書對私代之任證文旨、指宿郡一縁

為知行、嫡子平正忠被讓女子養人正忠舍弟近江守忠合、

指宿郡重代相傳之在所也、依然子息平頼忠讓與所也、父祖代々本證文明白也、仍為後之讓狀如件、

應永十六年二月十八日

近江守忠合判

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」七八二の2号文書ト同一文書ナルベシ〕

6〔種子島氏藏書〕

一 薩摩国指宿郡 門付坪付反睦付書略之、

一 山谷郡和田村之内 右同、

一 臥蛇 一 島

永正九年三月廿七日

(伊地知)重貞「島取」高津忠治ノ家老ナリ

(鳥取)政茂

(桑波田)景元

(本田)兼親

種子島殿「武藏守忠時ノコトナリ」

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一八三七号文書ト同一文書ナルベシ)

〔国史〕

應永十九年八月廿三日、禰寢能登守清息ヲシテ指宿郡原

田地八町ヲ領セシム、十二町村ニ原、田門アリ云々、延元三年戊寅八月改曆應元年二

月、〔忠篤〕指宿成榮初泰季ノ師ニ属シ、躬數戰ヲ經、子次郎忠

泰等多ク死傷ニ至ル、五日、其状ヲ言上ス、肝付兼重ノ

與黨也、

7〔高岡揖宿氏藏書〕

加一見了

薩摩国揖宿彦次郎入道成榮謹言上、

欲早致度々軍忠上者、賜御一見状、備後證龜鏡事、

右、去年三月十七日、薩州御大将三条侍從殿御下向之間、

任綸旨之旨、馳參最前、及數十ヶ度合戰、為御敵島津上

總入道々鑑一族大隅五郎兵衛子息孫六・穎娃三郎等、成

榮子息次郎并一族親類若黨數輩令打死畢、將又市來院後

卷之時、代官高野中務丞朝久致散々合戰、令分取了、至

于今每度合戰不断絶之条、世以無其隱候、然早賜御一見

状、(伊後)為備證龜鏡、恐々言上如件、

延元三年二月五日

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二〇〇号文書ト同一文書ナルベシ)

〔古城主由來記〕

一指宿城 指宿五郎忠光

忠久公の時令居城也、穎娃三郎忠長か孫子也、建久八年

内裏御番列ニも指宿五郎忠光とあり、其子太郎忠元以來

指宿城を守也、守護久豊公御代ニは奈良美作守指宿の城

を守る、此二人は藤原氏鮫島四郎宗家か苗裔なり、

8〔古文書写〕

(本文書ハ二六・二八号文書ト同文ニツキ省略ス)

9 全

薩摩国指宿郡此内秋満名内地頭借屋所并奈良間切除之、事、為新所所相計也、任

先例、可被領掌之状如件、

永徳元年十月廿三日 〔氏久〕
玄久判

穎娃播摩守殿 〔磨〕

知覽美濃權守忠泰申、薩摩国知覽院并河邊郡事、任亡父
〔忠元トモ〕
忠平讓状旨、可被沙汰之由云々、
建徳元年十一月廿一日 〔忠勝〕
前中納言判
宮方大将三条前中納言状

10 高岡揖宿氏文書

嶋津庄日向方富山七郎左衛門尉義道申云々略、

元弘三年十月十三日 〔真久〕
沙弥判 〔道鑑也〕

揖宿郡司入道殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」一六六八号文書ノ抄ナルベシ〕

〔系圖〕



11 全

武蔵修理亮 〔英時〕 誅伐之時、分取耆人云々略、

元弘三五月廿七日 〔成業ノコト〕
道鑑判 〔真久〕

揖宿郡司彦次郎入道殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」一六三六号文書ノ抄ナルベシ〕

13 揖宿氏文書

可令早平重秀領知養父忠秀跡薩摩国揖宿郡々司藏野同

内九所大明神宮 〔本ノマ、〕
〔秋之名田〕 嶋名主職等各半分事

※右、〔本ノマ、〕 遼郡地頭豊後四郎左衛門尉忠綱代官欲害忠秀以下親

類 〔一門徒〕 等 〔之〕 間、如忠秀 〔舎弟字小次郎〕 忠成・同養子平

次郎重秀 〔本所從〕 本次郎法師 名忠秀甥、訴申者、非主人忠綱下知者、為代官 〔其身〕

争致如然狼藉哉 〔三々々〕、而忠綱一切依不知子細、或公進 〔其身〕

12 全

下手人於六波羅、或斬首之旨披陳之處、如忠綱梶取同郡

山河住人字綾三郎延元男申狀者、忠綱上取^①忠秀△同

親類等跡名田島、宛行代官高四郎行重男之由承及^②、

忠綱陳詞之趣涉矯飭之間、彼改補取職畢、爰忠成企參上、

不訴申子細者、何今可及御沙汰哉、且為忠秀為奉公欵、

仍可宛給其跡所職名田之由申之、重秀名稱有養父忠秀讓

狀可惣領之旨雖令申、子細不分明之上、忠成所申一向難

被弃置欵者、^③〔伏可識〕名田島重秀・忠成各^④半分△令

領知、任忠秀之例、可相役地領所務之狀、依鎌倉殿仰、

下知如件、

文曆二年八月廿八日

武藏守平判

相模守平判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一三八九・三九〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

※〔頭注〕

「此文書前ニ入ルヘシ」

14 薩摩國御家人指宿平四郎忠秀与穎娃平太忠繼論申開聞神

領聞事、豊後三郎左衛門尉相共召使、^⑤兩方可被任申給候

也、^⑥謹言△

〔年間ナシ〕
七月廿七日

〔北条泰時〕
武藏守判

豊後四郎左エ門尉殿

御返事

〔本文書ハ「旧記雜錄附録」二四二四号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔指宿由來記〕

應永六年己卯正月二十八日新宮ノ東宮棟札ニ、大旦那藤

原久勝并源則安、別者平忠和、神主賀茂武次トアリ、平

忠和ハ指宿氏カ、山田聖榮公、^⑦元久公御代、谷山百八十

町・給黎四十町・指宿四十町御料所ト相成、穎娃モ御退

治候シ、御舍弟久豊公御遣、南殿ト申上、是モ四十町ト

出タリ、左アレハ、久勝ハ御家ノ人ナラン、即南殿ノ初

名カ、

同十四年正月廿二日、元久公ヨリ迫田村ノ光明寺ニ水田

三町并蘭六ヶ所御寄進ノコト、福昌寺文書ニ見ユ、此頃

ノコトニヤ、御内ノ奈良美作守兄弟ヲ久豊公ヨリ城衆ト

シテ指宿ニ被差置候處、傍輩共ヲ追出、指宿城主ニ成候

テ不届ニ付、討手被遣降參、是ハ鮫島族ト聖榮ノ説アリ、

一應永二十七年庚子、穎娃ニ押寄七給、取巻テ被誇問、不及敵對、乞路之口ヲ落去、是者穎娃之一族ニ小牧ト云者也、匠作山東御座時奉公申サル、依宮仕勞、穎娃ヲ玉ハリ知行シ、雖被召成名字ニ、成御敵奉射矢、皆人不知恩是也、

一全二十八年辛丑正月元日ノコトカ、佐多伯耆守親久正月元日ニ指宿ヲ乗取タルコト、佐多氏ノ旧記ニ見ユ、左ノ如シ、

佐多領主

○忠光

文和二年知覽院ヲ賜フ、

氏儀

豊後守

親久

伯耆守 移知覽、

元忠

左近太夫

「忠遊

指宿之城に仕乗時、本橋出水介彼城へ忍入内事を聞取数か度也、左候而、指宿之花園へ座頭居す、是以謀略頼、門之鎖穴之尺ヲ取、左候而鎖を作、十二月廿九日馳來申處ハ、指宿城明日御馬ヲ向、直に外士衆ハ内に帰、城内人数計にて番所大かたニ而候間、御向候ハ、口能有間敷申、就夫俄御打立指宿へ御發向、出水介城内御寄忍入、元日曉内より門開、口能無く城に仕乗給ふ也、其時嘉例を以佐多家に年夜御酒被下候、正月二日御酒被下候事、

一佐多左近太夫元忠法名浄慶指宿一所を領す、親久弟なり、

一文明八年丙申三月五日、穎娃ノ城主穎娃兵部少輔兼心、根占城主禰寢山城守重清・高山城主肝付河内守兼忠・給黎城主蒲生刑部少輔宣清等、兵ヲ合セテ島津越後守初九郎右衛門久継ヲ相攻メ、同二十三日、遂ニ指宿城ヲ陥シタルコト、穎娃譜ニ出タリ、

一同十四年壬寅十一月二十六日新宮東宮棟札、大旦那建部忠清、次者清辰、藤原義兼、加茂神主重家、

※

一延徳四年壬子二月十日新宮再興棟札ニ、大旦那建部忠

清云々ミエ、忠清ハ上ニ城責シタル祢寢重清ノ子ニテ、

大和守堯重(尊力)カ初名ナリ、左アレハ、右ノ文明八年三月重

清等四家ノ兵ヲ合セ島津久繼ヲ攻陥シタル以後此年迄十七年ニアタレハ、指宿城ヲ其時受取タルハ重清ニテ、忠

清旦那タルコト右之通ナラン、

※(頭注)

「重清——忠清後堯重」

一明應ノ頃、忠國公御十男島津撰津介篤久一名頼久指宿拜領

ニテ移玉ヘル時、指宿備中守・神田土佐守、其外牧・岩

田・馬場・長田・山崎・竹下・鮫島・相良・大江・藤田

筑後守・小原ナト云指宿士隨身セシトナリ、尤供シテ移

ル衆ハ略ス、

一永正九年四月二十四日忠治公御家老伊地知縫殿助重周

ヨリ禰寢大和守堯重初名忠清ニ贈ル誓書ニ、鹿屋其外敵城御

退治之時者、指宿之事、御先知行之上者、無異議申請可

進云々アリ、是ニテ考レハ、延徳四年ヨリ永正九年迄二

十一年ノ間祢寢忠清カ指宿ヲ召上ラレシナラン、永正五

年十一月東方村仙(佛力)之宮棟札ニ大旦那平秀豊トアルハ、祢

寢ヨリ遣ハス地頭カ、又同年十二月城ヲ堅ク守レル指宿

石見守重直等ハ島津篤久ヨリ守ラセル地頭カ、

一大永五年乙酉、指宿石見守重直カ守レル指宿城ヲ頼娃

左馬允兼洪攻取タルコト、頼娃譜ニ出タリ、頼久山王迫

ニテ戦死、墓モ山王迫ニ在ト言傳ヘルハ、此時ノコトカ、

頼久ノ忌日ハ二月二十四日ナレハ、其日ニ城モ落タルカ、

又頼久ノ臣田代肥前守清隆指宿境ニテ戦死ストアリ、此

モ同時ノコトカ、

一天文二年十二月十九日、貴久公ヨリ頼娃左馬允兼洪ニ

御書ヲ賜テ指宿地頭職ヲ仰付ラレシコトアリ、按ニ、其

時分ハ右ノ田代ヲ勝久公ヨリ守ラセ置カルヲ討取レトノ

仰出ナラン、右ヨリ三年目、同四年乙未九月二十七日、

穎娃兼洪ノ執事津曲若狹守伴兼任入道道參押寄セテ、指宿地頭田代民部介ヲ攻陷シ、遂ニ道參地頭トシテ穎娃氏ノ領地トナレリ、野間口藏之助ヲ山川主取ニ移ス、

一天文七年戊戌十一月新宮再興棟札ニ、當郡主伴氏穎娃

金徳丸、地頭津曲若狹守伴兼任云々、按ニ、金徳丸ハ兼

洪此年正月廿八日死嫡子兵部少輔兼友ノ小字ナラン、全十年十一

月新宮棟札ニ旦那兼友云々、

一全十四年十二月社壇棟札、大旦那穎娃兵部少輔伴兼友、

地頭津曲若狹守伴兼任云云、全十八年己酉十二月東宮社

棟札、穎娃左馬丞伴兼堅、地頭津曲若狹守伴兼任云々、

全二十年二月西方村野首權現棟札ニ、伴兼堅、地頭津曲

云々、按ニ、兼堅ハ兼友ノ弟ニテ、穎娃常陸介ナリ、全

二十一年壬子十一月聖宮懷殿宮棟札、當郡主伴氏兼堅、

地頭津曲云々、永祿七年九年神社棟札、大檀那伴兼堅ト

アリ、全十一年二月間水社棟札、大旦那穎娃常陸介伴兼

豊、

一元龜元年庚午十一月新宮棟札、大旦那越穎娃小四郎伴兼慶云々、天正二年三年棟札、穎娃小四郎伴兼慶トアリ、全十四年棟札、大旦那穎娃左馬介久虎云々、

〔竹内蓮光覺書〕

一左馬殿御死去之事は天正十五丁亥八月四日ニテ候、其比指宿之内ニ清見城と申所之百姓以下之者共野心を企圖被聞召付、其ものを可誅由候而、穎娃より指宿へ御馬

ニテ御越候、其刻京衆本ノマ、上皮屋与三と申者左馬殿別而御勝

手之ものニ而候、かのものニ馬へ御乗せ被召列、与三を

先ニ被遣、其跡より左馬殿御馬ノ上より鞭ニ而与三乗候

馬之尻を御さし候へハ、与三いやかり申て御氣嫌ニ入、

左様ニ被遊候處、与三馬鞭ニ驚候て、穎娃より指宿ニ越

候野くびのみのふと云所ニ而与三乗たる馬ほきに飛入候

を、左馬殿御乗馬かれに驚、共ニ飛入申候、其時落馬、

左之腕をつき折被成候、其故ニ付、日数四日程間御座候

而、天正十五丁亥八月四日巳の刻ニ御年三十才ニ而御遠

行云々、

一指宿之城、顯娃殿御取候事、顯翁源忠の御代大永五年乙酉之年切取、津曲道參殊之外手柄被申ニ付、其忠節として道參へ顯娃殿より指宿地頭被仰付候、源忠寺は顯翁之御代ニ御立候寺ニ而候、同所十九町名之内ニ聚星軒と申候而源忠寺末寺御座候、是は津曲道參立置候寺ニ而候、于今道參牌在之云々、

〔指宿由來記〕

一天正十六年戊子霜月、兼堅孫顯娃弥三郎久音ノ時、伊集院幸侃ノ讒ニテ顯娃・指宿・山川召上ラレ、其ヨリ公領トナリシナラン、

指宿郷

〔纂考〕

鹿兒島を距る事南十里、東海岸に對し、南山川・顯娃兩郷に界ひ、西北今和泉郷に接す、周廻拾里七町五間、村落西方村・東方村・四十町村・十二町村、人員一萬千五百八十八人、戸數二千六百二十八、

〔見于古文書〕

指宿五郎或作次郎、平忠光ハ顯娃三郎忠長次男ニテ、指宿ヲ領知ス、建久圖田帳ニ、指宿郡三十七町七段、下司平三忠秀トアリ、元弘三年指宿氏古文書ニ、指宿郡司彦次郎入道、或沙弥成榮、或指宿郡司入道トアリ、彦次郎忠篤入道成榮トアリ、

屬指宿成榮一族以下輩、原田十二町村地名彦五郎入道如榮・赤崎西方村地名左衛門三郎入道元一・吉田十二町村地名長門介清忠・山崎新左エ門尉忠末・同四郎左衛門尉忠遠・原田小次郎左衛門兼忠・野間西方村地名九郎兵衛尉忠繼・同八郎兵衛尉忠近・岩本今和泉町ナリ太郎左衛門入道蓮覺・神野平三郎忠兼・松岡大炊助入道善眞・嶋間七郎跡同五郎兵衛忠有・山口藤左衛門尉純綱・片平十二町村地名五郎左エ門忠経・迫十二町村地名ト云アリ、平太入道良一・箕輪新兵衛忠元ト古文書ニアリ、

建武三年三月五日足利尊氏ヨリ指宿一族中ト宛タル文書ニ、菊池武敏以下凶徒ヲ誅伐セトアリ、同年四月二十五日郡司入道成榮肝付兼重等ヲ誅伐ノ為ニ出陣セシ披露

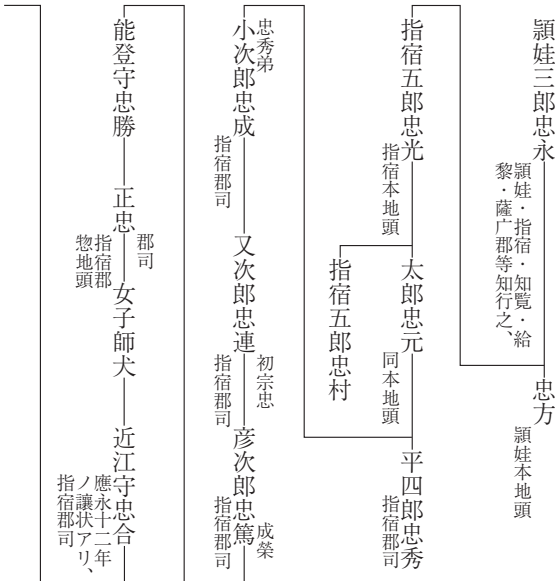
状へ島津道鑑ノ判アリ、成榮ハ薩广国御家人トアリ、

延元二年三月、揖宿彦次郎忠篤入道成榮揖宿郡司入道トモアリ、官方

ニ附属ス、同年五月二十一日、三条侍従泰季ヨリ揖宿郡

秋益名ヲ給與セリ、

〔古系圖〕



頼忠
指宿郡領、朝忠——光忠
蒲生北村ニ戦死、

〔地理志〕

一久豊公御代、奈良美作守領之、鮫島四郎宗家嫡苗なり、應永之頃、奈良氏没落之後、自久豊公穎娃美作守兼政拜領此地、

15) 指宿氏藏書

〔本文書八三・二〇号文書ト同文ニツキ省略ス〕

16) 全

御袖判

薩摩国指宿郡司彦次郎入道成榮、令馳參御方(候、以)、此旨、

可有御披露候、恐惶謹言、

元弘三年七月十三日

〔沙弥成榮判 指宿彦次郎忠篤〕

進上御奉行所

〔本文書ハ「旧記雑録前編」二一六五四号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔指宿譜中〕

忠秀

平四郎 指宿郡司

17 (本文書八一四号文書ト同文ニツキ省略ス)

〔全〕

忠成

郡司小次郎 法名了心

18 (本文書八一三号文書ト同文ニツキ省略ス)

〔全〕

忠連

初宗忠 郡司又次郎 法名賢成

19

「讓」
 ゆつりわたすゆふすきのこほりのくんししきならひに
 田島山野「同」
 てんはたさんやか、い、をなしきかいもんしんくの
 宮司職「(旧かところ)」
 ミやつかさしき之事、
 「嫡男」
 ちやくなん又二郎むねた、(かとくたつ)に
 「宗忠 家督立」

右、「件」
 くたんのりやうしよくいけてんはくさんやらハ、た
 平忠成先祖相傳所領也
 いらのた、なりせんそさうてんのしやうりやうなり、
 「然」
 しかるあひた、てうとのせうもんらをあひそへて、
 「永代」
 やうたいをかきて、ちやくなんむねた、にゆつりあたう
 所實也「向後他妨無く知行
 るところしちなり、きやうこうたのさまたけなくちきや
 可キ」
 うすへきなり、よつてゆつりしやうくたんのことし、
 「件」
 ふんぬい九年十一月十二日
 「平忠成」
 「小次郎忠成」

(本文書八「旧記雜録前編」二七四四号文書ト同一文書ナルベシ)

〔全〕

忠篤

初名彦鶴丸 指宿郡司 彦次郎 入道成栄

20 (本文書八三一・一五号文書ト同文ニツキ省略ス)

21 嶋津庄日向方富山七郎左衛門尉義道申云々、下文略、

文和三年十月十三日

指宿郡司入道殿

沙弥御判
(二色範氏)

〔本文書ハ「旧記雜録前編一」二五六七号文書ノ抄ナルベシ〕

22 菊池武敏已下凶徒等誅伐事、可致軍忠⑩之状如件、

建武三年三月五日

尊氏判

指宿一族中

〔本文書ハ「旧記雜録前編一」一七八四号文書ト同一文書ナルベシ〕

23 肝付八郎兼重与黨凶徒等誅伐事、為抽軍忠、薩摩國御家

人指宿郡司入道成栄令馳參候、以此旨、可有御披露候、

恐惶謹言、

建武三年四月廿五日

沙弥成榮判

進上御奉行所

承了判

〔本文書ハ「旧記雜録前編一」一八四二号文書ト同一文書ナルベシ〕

24

袖判

薩摩国揖宿郡司⑩内秋益名⑩道鑑跡⑩地行

上裁落居之程、所被預置⑩徒

也、早可被靜謐甲乙人乱妨之由、三条侍徒殿仰所⑩候也、

仍執達如件、

延元二年五月廿八日⑩六

左近将監高家⑩奉判

指宿郡司入道殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編一」一九四〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

外ニ延元二年文書二通略ス、

〔地理纂考〕

松尾城 東は海に臨ミ、南は平地にして、西は高岡に連

り、堀切⑩跡の路存し、北は天然の深谷なり、山上今松杉雜

生す、忠久就封の時、指宿五郎忠光穎娃并當邑を併領し

て、世々承襲す、忠光ハ其先伊作平次郎大夫良道⑩弟穎

娃三郎忠長⑩じか一族にて、国命を應せず、島津元久是を伐

ち、揖宿を阿多時成に與ふ、時成は當時の執政なり、島

津久豊に至り、又是を奈良美作に與ふ、⑩駿島四郎宗家苗裔なり、美作

驕縦にして百姓を荼毒す、衆其苦に堪す、當邑大に乱る、

應永十六年、久豊是を討つ、美作當城に據て固く守る、

久豊衆を勵して遂に是を抜く、味方酒匂主計等戦死す、

かくて美作罪ありといへとも其勇略を愛ミ久豊の侍臣た

らしむ、同二十七年、穎娃某穎娃城に抛て叛す、久豊又

兵を將ひて是を討つ、穎娃氏戦ひ破て逃亡す、於是肝付河内兼光(⑨元)か二男次郎三郎兼政に穎娃并當邑を與へ、兼政より弥三郎久音まで八代承襲す、久音故ありて島津義久其領地を没収す、久音采邑を喪ひしは、伊集院忠棟か讒言に因てなり、故に後谷山山田・伊集院西侯を與ふ、久音朝鮮の役に從ひ、彼地に死す、

※(頭注)

「指宿五郎忠光ハ穎娃三郎忠長カ次男ニテ、指宿ヲ領知セリ」

〔諸家大概記〕

元久公之御家老阿多加賀守時成揖宿ヲ領候云々、

〔地理志〕

一 應永二十六年之頃、奈良美作守兄弟守之、背久豊公命逆心故、被攻落之候、

一天文四年乙未九月二十五日、穎娃山城守兼(洪カ)兵卒而拔當城、天正之比、穎娃左馬介領之、

一 祢寢右近太夫重長有故與黨於肝付河内守兼續・伊地知

周防介重興(下大隅城主)・伊東修理太夫義祐(肥前城主)等背義久公、有年于茲、元龜二年辛未五月二十四日、重(長カ)成侵摺之濱、因茲發軍卒追討之、(本ノマ)重長不屈戰鳥後勸義元而退、重長ハ中矢、然共不撓、拔其矢、屢挑戰後還、祢寢家臣柏原權兵衛・鮫島主水・村山源次郎・丸峯民部・鳥濱大炊・伊集院主計・同三郎五郎等戦死也、

〔旧記〕

文明八年丙申三月五日、五代筑前守指宿城攻ラル時戦死、

〔穎娃氏・祢寢氏・肝付氏・蒲生氏兵ヲ合セ島津久繼ヲ攻、二十三日陥ス時ナリ〕

〔旧記〕

文明六年旧記ニ指宿仁九郎右衛門尉久繼ト記セリ、豊州季久ノ次男越後守忠康初名ト見エ、忠康ハ明應四年ヨリ申良ニ地頭タリ、文明七年十一月新宮神社棟札ニ、當領主島津九郎右五門尉久繼、紀氏武時云々ミヘタリ、

〔肝付氏略傳〕

元龜三年五月、公指宿にまします、二十四日、祢寢重長師を帥ひて摺濱にゆき、公の師と戦ひ死傷するものあり、

六月、兼亮重長・義祐と謀り、二十日、水兵を海濱に遣す、公の軍能く拒けり云々、

〔鮫嶋氏系圖〕

鮫島彦次郎入道蓮道蓮道貞久ニ事ヘ此三ヶ郷ヲ領セシ証拠ミルコトナシ

仕貞久公、領加世田・知覽・指宿、

〔国史久豊傳〕

應永二十一年三月二十五日、中略、伊集院頼久使中村但（傳）

馬守・野田某・時吉某守給黎城、揖宿路絶、公將吉田・

蒲生等之衆圍給黎城數日、不克、頼久救給黎、乞兵川邊、〔上総介久世〕

伊作等、皆許之、喜入郷上之村、〔大隅守久義〕 有古城墟云々、

應永二十五年、中略、初公使奈良氏兄弟守揖宿城、至是

兄弟以城反、公攻陷之、兄某奔穎娃、弟某降、〔義天公旧譜〕

兄弟守指宿城、衆人惡而逐之、與此異、奈良氏兄弟名闕、其人不可詳、按〔義天公應永十九年二月三日賜奈良美作守書曰、賜鮫島民部左五門家藏〕、故城墟數所、奈良氏所守不審、

〔國史忠国傳〕

永享七年十二月五日、公使祢寢直清領鹿屋（傳）垣見八町地、揖宿院奈良弓切八町地、〔指宿郡西方、村有奈良門、〕

〔全忠昌傳〕

文明八年三月五日云々、祢寢重清・肝付兼忠・蒲生宣清、

穎娃兵部少輔兼心等攻揖宿城、〔文明六年行脚僧羅錄、九郎右五門尉久繼居指宿城、按季久次子越〕

後守忠康、一名久繼、初九郎右五門尉、是時〔鳥〕季久黨於国久、故祢寢重清等攻久繼於揖宿城、中略、十八日、島津

季久將兵侵鹿兒、戰於松尾坂、〔傳〕家始書、十九日、遣平山

村衆攻吉田、〔左五門大夫〕泰清云々、二十三日、禰寢重清等復攻揖宿城、

挾御當、中略、五月二十三日、禰寢重清等下揖宿城、後以

其地與重清、〔同上、黄套旧〕記作二十五日、島津友久以田布施叛、又誘島津

国久使叛、二十八日、公遣伊集院・伊作之衆擊田布施、〔同上、〕

〔全義久傳〕

慶長五年十二月二日、増封島津忠長一千石、與前所食一

萬一千石合為一萬二千石、〔割注〕増封祁答院山崎村七百二

十七石二斗餘・指宿十九町村二百七十二石七斗餘、合千

石余、

〔国史繼豊傳中〕

〔寛保三年癸亥〕云々、上文略、割揖宿郷之小牧村・岩本村・西

方村、穎娃郷之池田〔附〕・仙田村凡五村、集成一邑、合三

千五百六十二石、稱今和泉、於是三次郎生三年矣、

〔喜入氏系〕

嶋津若狹守忠弘

明應四年比給黎ヲ賜フ、

撰津介篤久後頼久ト改、

嶋津忠昌指宿ヲ與フ、後忠弘ノ後嗣トナリ、給黎・指宿両邑ヲ併領ス、

頼久

傳前ニ

撰津介

實忠弘ノ嫡男ニテ、喜入・指宿ヲ領ス、大永ノ比喜入ニ居城、指宿ヲ去ルノ年間詳カナラス、

撰津介忠俊

天文十八年死ス、

喜入季久

〔島津久豊傳〕

奈良氏兄弟者、令守指宿城之際、得憎於衆人、為同僚被

追出、且復殘留衆人衆人企叛逆止出仕、然而未嘗彼此凶

徒所退治之有間暇、以緩征伐、漸得時之宜、則催軍衆已

進發到指宿、構陣營於城邊、伊集院彈正少弼頼久亦着陣

也、故能評議雖攻責、敵城堅固未能陷也、此時對伊作南

方敵陣亦悉以退散矣、指宿城雖堅、漸〔根絶力倦〕失防禦之術、

請通路之宥免下城退散、今度攻城之酒匂主計戰死、夫主

計者酒匂一門之逸士也、奈良氏兄〔弟〕背我逃去穎娃、弟

得見我而後移居鹿兒島也、

〔国史忠治記〕

永正九年壬申夏閏四月六日、公賜祢寢大和守尊重初又五郎忠清

書曰、揖宿院既係君家之舊、請俟事平、然後與之、

〔国史〕

寛延三年冬十月、揖宿郷十貳町村有教化的、曰太次右エ

門、少多疾病、遂失〔本業〕、

〔国史忠国記〕

永享九年丁巳春二月二十八日、公使祢寢氏悉領旧邑在谷

山・揖宿者、〔抛大岳公旧譜〕

〔地頭系圖〕

指宿郡

指宿

島津撰津介篤久

永正十三年丙子三月上吹越諏方社棟札・同十五年寅三月念七日宮々濱前社棟札・地頭トアリ、

伊地知平朝臣重茲

享祿元年ヨリ天文二年マテ之間棟札ニ地頭トアリ、

穎娃左馬允兼洪

天文二年十二月十九日大中公ヨリ地頭ヲ賜フ御書在リ、

田代民部介

或作民部少輔、兼洪之執事、天文三四年ノ間ト見ユ、享祿二年六月興岳ヨリ地頭ヲ玉フカ勝目日記ニミユ、天文四年九月二十七日、委指宿城通ル、

津曲若狹守伴兼任入道道參

若狹守ハ津曲入道俊宗ノ息也、大永五年ヨリ地頭トアレトモ、天文四年末九月二十七日、田代民部介ヲ政落シ、道參地頭トシテ穎娃氏ノ額トナル、天文七年ヨリ同二十一年迄神社棟札ニ見ヘタリ、

穎娃左近將監

左近將監ハ俊宗ノ智ニテ、同時兩地頭也、兼洪ノコトカ、天文四年九月二十七日、若狹守同時ヨリ地頭、

津曲若狹守兼音入道舜宗

或作俊宗、永祿七年ヨリ天正三年迄之間神社棟札ニ見エタリ、道參ノ子カ、

平田豊前守宗祇

民部宗貞之子、民部左エ門トモ、天正十八年比、

鎌田出雲守政近

初圖書助、天正十九ヨリ御家老ト成リ、

鎌田蔵人政富

政近之子、慶長三死去ナリ、

鎌田治部少輔政統

初出雲守、御家老職勤、政富之子、寛永十五年ヨリ同二十年迄地頭、按鎌田譜ニ寛永十八年ヨリ蒲生地頭トアリ、

阿多内膳正忠榮

盛淳子、横目頭勤、寛永二十年十二月十九日ヨリ明暦三年マテ、

高崎宗右衛門

明暦四年七月二十四日ヨリ、或ハ三年九月十日ヨリ、六日ヨリ寛文八年迄トモアリ、

伊集院十右衛門久朝

寛文八年九月十日ヨリ、或八月廿三年九月迄、ヨリトモ、天和二年十一月迄、

嶋津大學忠守

天和三年亥二月廿四日ヨリ、或二年九月二年十一月迄、

伊集院遠江久照

貞享二年ヨリ元禄十一年夏迄、

鎌田隼人

元禄十二年卯五月九日ヨリ宝永二年酉十月三日マテ、

島津大蔵久明

宝永三戌正月廿七日ヨリ、或二年酉十月三日ヨリトモ、

比志嶋隼人

享保三年戌三月朔日ヨリ、

島津内膳久兵

正徳五任国老、實帶刀久元二男也、享保七年寅二月十三日ヨリ同十一年午六月廿六日迄、後明所、

平岡内匠之品

享保十一年午七月十三日ヨリ同二十年午八月九日迄、後明所、

磯付外城

元文二年巳五月朔日ヨリ、延享四卯十二月十四日ヨリ明所、

嶋津矢柄久純

初弥一郎、此年任国老、寛延元年辰八月廿七日ヨリ同四年未六月七日迄、依願御免、後明所、(蘭脱カ)

小松帶刀清香

明和八年卯四月十三日ヨリ天明元己卯五月十八日迄、後明所、

川上久馬久致カ

天明二年寅正月十五日ヨリ享和元酉十月朔日迄、後明所、

山田伯耆有儀

享和三年亥十二月廿七日ヨリ同二年戌十二月廿七日マテ、後明所、

額娃信濃久喬

享和三年亥十二月廿三日ヨリ文化十年酉十二月廿八日マテ、後明所、

川上右近久芳カ

美濃、後久馬、文化十一年戌七月十七日ヨリ天保三年辰五月十六日マテ、後明所、

諏訪治部武敬

後勘解由、天保四年巳六月廿二日ヨリ同六年未九月廿七日迄、後明所、

島津将曹久徳

始称碓山氏、弘化三年午八月廿五日ヨリ、

喜入多門久通

嘉永五年子正月十一日ヨリ、

新納駿河久仰

嘉永七年寅(ママ)月ヨリ、

「名勝志」

新宮九社大明神

東方村に鎮坐、本社国常立尊、瑞速日大宮宮姫尊、大日靈貴

西宮天智天皇御尊

東宮彦火々・二龍宮和多都・懐殿宮玉依・

荒仁宮大己貴命

當社は、慶雲三年丙午二月三日、天智天

皇崩御の時、指宿・堀内両家の祖按するに、堀内家ハ社司堀内祝人祖といふ、指宿氏は

當地の領主なりしに、神靈を爰に勧請し、同月十日、廟を建

て祭るといふ、即今の西宮なり、祭数度、正祭二月三日、宇泥祭と唱ふ、社人宮巡あり、

二月十日・五月朔日・五月五日・九月八日・九月初め天皇田良浦に月九日・十一月十日神輿を守りて宮巡あり、

御着船あり、其後魚見嶽▽風穴に至り開聞嶽△に御幸

し給ひし時御逗留ありし所ゆへ、神靈を觀請し奉ると

いへり、貞觀十六年甲午二月二日開聞山火を發せし時、

神託によて十一月十日開聞宮に準し八社を勸請し、開

聞新宮九社大明神と號す、本社の右に天皇の陵と傳へ

て瑞籬の中に平石あり、此時崇め祭る所ならんか、今

考ふへからず、寶殿中に納むる所香炉一・花瓶二・法

螺二は、天皇志賀の都より携へ給ふ寶器といひ傳ふ、

以上社記の説なり、元和六年甲午七月二日、洪

水ありて旧記流失し、詳かならざることおほし、指宿物鎮守にして、

社司を堀内祝人、別當寺を新宮山勸音寺千手院といふ、

開基年月詳かならず、

「名勝考」

○新宮九社大明神シツツウ 東方村に在り、

奉祀開聞九社の神也、

是より午未の方五町許に沫モカ峽サヤといへる處に天智帝御腰

掛松とてあり、○摺濱温泉あり、

〔名勝志〕

多羅大明神 東方村田良浦に鎮坐、地頭仮屋の辰方壺里七町余、祭神天智天皇、左右天照大神・稻荷明神、勸請年月詳かならず、天智帝御下向の時御船の着たる所なりといひ傳ふ、今小松林となりぬ、

無足明神 西方村尾懸浦魚見嶽の麓に鎮坐、地頭仮屋の辰方三十壺町余、石華表あり、石階を登れば茅屋社あり、天照太神を祭るといふ、社の右五間許りに古木あり、無足明神と崇め祭る、祭神詳かならず、宮社なし、上古の神木なりとて櫨(櫨)の朽木あり、今は寓木おほく生して繁茂せり、神木の亥子の方に一社あり、鎮守なりといふ、明神の祭祀は十月十五日なり、無足舞と名付、魚見嶽の谷間神木をさることひむかし二町余、より笛太鼓の拍子をなして三本の旗を持せ、其後に一人は長刀舞、一人は劔舞、後に四人の鬼神舞、無足一人一時に舞出て、渚より山をつたひて神木の所に來り舞納む、各其式あり、柴竹にて神木を引まとひ綱を巻く、是を御衣綱と名づく、今其權輿を尋るに、何の時に始りしにや詳かならず、社役のもの代々その

作法を伝へて祭祀にあつかるといふ、いにしへ故ある神事に(神ナシ)や△〔するに其風景絶妙にして、画工も筆に及びかたし〕

〔名勝志〕

熊野權現 福元村に鎮座、地頭仮屋をさること子方四町

許り、本社紀州熊野三所權現、正祭正月七日、八月十五日夜祭、勸請年月

詳かならず、今の別當鮫島讀岐坊頼壽二十三代の祖東光寺頼仁法師紀州より當国に下りて勸請し、代々別當職を勤む

と、琴月公樺山權左衛門久高・平田太郎左衛門増宗を

將として琉球王尚寧を征せしむ、時に公爰に出馬し給

ひ、頼貞法師(印)に命して御祈願の旨ありしに、慶長

十六年辛亥十一月社を再興し、穎娃開聞神社の社家紀

某をして神樂を奏せらる、是より以來社司祭祀にあつ

かるといふ、即今の紀左近祖也、社殿の前鳥居内に、

そのかミ琉球征討の時公送別の筵をまうけ渡海の軍士

に盃酒給ひし跡なりとて、豎七八間、横貳間許り伏芝

の所ありしを、天明七年丁未の秋、社殿を再興して鳥

居を海邊の方に移す、旧跡をさること此時に及て伏芝を除き

小路となし、左右に土手を築きたりしと村民の語りぬ、

公軍艦を異邦に渡されし程の事なれば、かゝることもあるへきことなり、今其記録傳ハらすとて、ゆへ▽^⑧なく旧跡を除き後世故事を失ふこと、惜むへきに似たり、末社中嶋権現虚空蔵を安す△^⑨〔神舞、無足老人一時に舞出て、渚より山をつたひて神木の所に來り舞納む、各其式あり、柴竹にて神木を引まとひ綱を巻く、是を御衣綱と名つく、今其權輿を尋るに、何の時に始りしにや詳かならず、社役のもの代々との作法を傳へて祭祀にあつかるといふ、いにしへ故ある神事にや〕

〔本記事ハ「薩藩名勝志」山川ノ項ニアリ〕

〔名勝志〕

中宮大明神 岩本村に鎮座、祭神一座、豊玉姫、正祭九月九日、領主
仮屋の未方三町余、岩本村は指宿郷にして、島津因幡忠厚の領分なり、總名を今和泉といふ、天徳
四年丁丑仲冬二十二日、指宿岩本村領主甲斐守公秋建
立すと棟木に見えたり、今和泉の物鎮守にして、指宿
新宮九社大明神の末社なりといひ傳ふ、

〔名勝考〕

○中宮大明神 岩本村 今和泉領に隸す、
て總鎮守とす、
奉祀豊玉姫 例祭九月九日、
府南七里、

棟札曰、天徳四年丁丑仲冬二十一日、指宿岩本村領主甲斐守公秋建立とあり、天徳は六十二代村上天皇の年号なり、又曰、願主藤原忠家寛正二年辛巳十二月、又天正十三年甲辰十二月、願主齋藤豊前守利次、地頭津曲若狹守伴兼任の棟札もあり、この地本は開聞社の敷地なれば、枚聞の神を迎鎮して中宮明神と称せしにそ、中宮とハ、豊玉姫は火々出見尊の中宮たるか故なり、さらは當時^{ソトキ}までハ開聞社主祭とせしは豊玉姫なりしを、いつの比よりか大宮姫とハ申なせしか、曩時^{ムカシ}新田宮と薩州一宮を争論せしより天智帝の後也との説は行れしと見えたり、其本源を知さんか為に、この中宮明神をも名所中に収め置ぬ、

〔地理纂考〕

新宮神社 東方村 祭神頼娃枚聞神社に同し、往古枚聞神社
炎上の時、當所に假宮を建て齋き奉り、后^チに旧地に還幸ありといへとも、其行宮の趾なるに因て神社を建立し、
本社に對して新宮といふ、俗説に、例の天智天皇枚聞宮に臨幸の時經過し給へる地なる故に天皇の神靈

を勸請すといへとも、全く、元和六年七月二日、此邊洪水にて妄談にして信するに足らず、(傳説)元和六年七月二日、此邊洪水にて舊記流失し、往古の事詳ならず、大祭二月十日・九月九日・十一月十日、中祭正月元日・二月三日・三月三日・

五月五日・十月亥日にして、(傳年)中祭祀八度なり、其外小祭を合せては年中凡五十餘度なり、往古は神領許多ありしに、寺社領勘落の時悉く官に収入す、正平十年・至徳

四年・應永六年・文明七年・延徳四年・永正三年・大永二年・享祿元年・天文七年・永祿七年等に社殿重建の棟

札を蔵む、當郷の総社なり、神前の庭なる右の側に平石ありて藩籬を結ひたり、方一間余なり、是を土人天智天皇の御陵なりといふ、是は本社枚聞神社の庭に斯の如き石ありて、社傳に天皇の御陵なりといへり、是に擬へるなり、

〔地理纂考〕

多羅神社東方村 多羅浦にあり、天照大御神・倉稻魂神・天

智天皇を奉祀す、(傳五)祭祀六月六日・九月十日・十一月十一

日なり、當社海上に臨ミ、松林の中にあり、永正五年再興の棟札を納む、俗に天智天皇臨幸の時御着船の址なりといふ、天皇の説は穎娃郷開聞神社及び志布志郷山口神社等の卷に委しく辨せり、参考すへし、

風穴祠東方村 同浦魚見峰の南面の下なる巖窟にあり、十

月中丑日風祭の式あり、俗に風穴といふ、寛政十年石祠を立つ、俗に、天智天皇田良浦に御着船ありて、此穴に至り神樂を奏せられしといふ、

無足神社東方村 魚見峯の麓にあり、石華表を立つ、石階

を登る事数十級にして茅葺小社あり、奉祀天照大御神なりと云、又社の右五歩許りに烏臼俗にナンキンハゼといふ、樹の枯木ありて寓木繁茂せり、之を無足明神と崇めて、別に社殿な

く、祭神も詳ならず、祭祀十月十五日にて、無足舞といへる舞踊あり、神木の東二町余魚見峰の谷間より笛太鼓の拍子を合せて三本の旗を持せ、其後に一人は長刀舞、

一人は劔舞、其後に四人の鬼神舞、又其後に装束にて足を隠したる舞人一人同時に舞出つ、ナキサ海渚より山を繞り神

木の所に至りて舞蹈す、又其神木を柴竹にて纏ひ、又網

にて纏ふ、是を御衣網ミンツツナと名づく、此祭式何れの頃より始りしにや詳ならず、社司代々其作法を傳へて神事をなす、

由緒詳ならず、

〔地理纂考〕

間水神社東方村 奉祀 素盞烏命、應仁二年藤原安次造立

の棟札あり、間水は地名なり、

菅原神社東方村 同所にあり、永禄十一年再興の棟札あり、

創建詳ならず、

野首神西方村 祭神詳ならず、天文二十(五)年領主伴(兼)兼堅(堅)

造立の棟札を納む、

〔地理纂考〕

諏方神社西方村 康正三年領主紀氏造立の棟札を納む、

二月田温泉東方村 二月田に在、此湯田旧は水田の間に在て

浴池の設なかりしに、文政十年、国主齊興同郷永井温泉(兼)

に浴し、一日出遊アルヒの時、此湯の奇功ある事を試み知て、

翌年正月、假屋カリヤを建浴池を設く、かくて天保二年長井温

泉の行館を爰に移す、此後行館を増し廣めて屢入浴す、

かくて長井温泉に在りつる出湯神社を二月田行館の境内

に長井温泉は十(兼)二町村に在り、移す、扁額是有栖川宮熾仁親王の染筆なり、

〔纂考〕

間水湯東方村 浴池二あり、俱に諸病を治す、

〔纂考〕

柴立湯西方村 山川通道の側に出つ、湯勢盛にして流水の

如し、方二間許、岩石を穿ツツカテて浴處とす、此温泉病を治す

るの功なし、只土人塵垢を去るか為に浴す、

〔地理纂考〕

摺之濱温泉十二町村 温泉海渚に出つ、又砂蒸あり、病客海

辺の砂を掘て横に卧し、暖沙を覆ひて其身を温む、是を

砂蒸と云、潮干の時は其場所更に廣し、又海渚より數十

歩陸地の方に温泉ありて浴池を設く、病客沙蒸スナカシより出る

時は、其浴池に▽(地)入りて身に△付たる沙を洗キヨひ淨む、此

砂蒸諸病を治し、最筋骨の疼痛に效驗あり、

〔纂考〕

港之湯十二町村 浴池一ヶ所なり、諸病に效あり、

大牟禮湯^{十二}町村 港の湯を距る事西半町許にて、浴池一なり、

三節湯^{十二}町村 港の湯より一町許辰巳の方にあり、皆諸病に功あり、

弥次ヶ湯^十町村 當村にあり、此温泉水田の間に湧出す、

浴池三を設く、往昔さる名前の者堀出せし故に其名を得たりといふ、湯性瘧氣及び鹽氣^{エシ}を帶たり、勞傷・濕瘡・手足の痛ミ・筋骨の疼痛を治し、其外諸病に驗あるを以テ四方より來浴する者多し、

湯峯^{東方}村 東面八分目の所に温泉湧出す、甚熱湯にして手足を浸^{ヒツ}し難し、大小豆の類を浸し置に、須臾にして能熟す、浴治に用ふへからず、山下に鈴玉川あり、温泉の下流は其川に入る、

「地理纂考」

魚見峯^{東方}村 岡巒海に臨て稍高^ヤし、山上は白田なり、漁

人網を引くに、此山上に登りて海中魚の多寡を見る、故に名を得たり、

「名勝考」

○魚觀嶽^{ウラミタケ} 西方村 尾懸浦^{ツノケ}嶽上に伊勢大神宮の祠あり、小き丘なれども風光佳しき處にて、丘下に石鳥居・石階あり、

懷風藻に大学博士美努^{ミヌ}淨磨^{スノキヨマロ}臨水觀魚の五律を載す、今取て爰^イに収る、

結宇南林側 垂釣^{「本ノヤマ」}北地澗^(池ガ) 人來戲鳥沒 船渡綠萍沈
苦搖識魚在 縉^(龜ヤ)尺覺潭深 空嗟^(芳カ)乎餌下 獨見有貪心

「地理纂考」

田良浦^{東方}村 豪富の糟戸多し、

「纂考」

湊浦^{十二}町村 人家數百軒なり、中に豪富の糟戸多く、人烟繁庶す、

知林島 周圍凡一里、陸地を距る事十丁許なり、島上白

田若干なり、

田良猪東方村 同所海上に差出たること六七町にして、知

林島と僅に隔れり、

宮ヶ濱東方堤村 此濱遠干潟にして、更に舟船繫泊の湊な

く、往々風波の難ありしを、国主齊興屢温泉に赴き其患あるを知り、命を下して隄を築かしむ、即ち内庫の金を出して其經費とす、天保五年七月隄成れり、其形偃月の如く海上を捍蔽す、是に於て繫泊の便りを得て遠近の人悦ひさるはなし、宮ヶ濱の名新宮神社の近辺なれハなり、

〔地理纂考〕

豊大閣禁榜 當郷士族上野某其家に蔵む、豊公西征の時の制札と云傳ふ、其文左の如し、

25

禁制

薩摩國吉田

一 軍勢甲乙人等、濫妨狼藉事、

一 放火事、

一 對地下人等、不謂族申懸事、

右條々堅被停止訖、若違犯之者於有之者、忽可被處

嚴科由候也、

天正十五年五月五日

朱印、方一寸二分許、其文詳ならず、

〔纂考〕

當郷士族徳永仙右衛門先祖軍役の船頭を勤めし者あり、何方の軍役とも詳ならず、其家今に其時の旗を所蔵す、一は木綿にて製し、其縦三尺五寸、横一尺一寸七分ありて、十字の紋あり、紋の下に天照皇大神宮八幡大菩薩春日大明神と記し、神号の下に二行に島津兵庫頭藤原朝臣忠平天正十四丙戌年二月吉日と記したり、一の旗は布に似たり、年久しくて相損せり、長五尺五寸、幅一尺八寸にて、十字の紋あり、下に俗に云三神託宣の文を記せり、又小旗一流あり、堅一尺三寸五分、幅一尺七分、是も十字の紋あり、又著込キマコ及ひ鎧一領を蔵めたり、其故詳ならず、

〔地理纂考〕

物産

器用 蘭席キムシロ 諸村に製す、

飲食 煙草 村毎に産す、十二町村の産最佳なり、

花卉 桔梗蘭 田良浦に産す、
佛桑花フツサウクワ一名吉桑花スイセンクワ 瑞聖花

當邑氣候温暖なる故此等の花卉生育ス、

鱗介 魁蛤アカカヒ 東方村田良浦、十二町村湊浦・摺之濱に多

く産す、當邑の名産なり、鰹鯨シホカウに製して佳し、棘鬣魚タヒ

金鯨魚イトヨリ 方頭魚クツナ 鯖サハ 鱈アチ 鱒ナヨシ 鱒シビ 烏賊イカ 章魚タコ 鱈ムル

鱧ブリ 龍蝦イセエビ

「地理課川調帳」

一 渡瀨川 二川 里程二分ツ、渡瀨海エ入、
大六川 同五分 丸山岳下ヨリ摺ノ濱温泉海エ、

拾二町村

三川銘々里程ノ通同、

一 坂松川

同村

水源南村○追田ヨリ二川流合、○タカノハラ坂松川ヲ經、

里程六合ヲ經流入ス、

一 渴口川

拾町村

權現山ヨリ二川流出、○六端○眞崎 二至、里程一里四

分ヲ經同所海エ流入ス、

(中表紙)

指宿古主略考

揖宿古領主略考

一 揖宿五郎一本平忠光ハ穎娃三郎忠長次男ニテ、揖宿ヲ
領知ストアリ、

一 建久八年六月忠久公御代薩摩國圖田帳ニ、揖宿郡三十

七町七段、下司平三忠秀トアリ、外ニ九町三段ハ府領、

合テ四十七町ト見エタリ、

一 弘安(ママ)元年壬午、新宮山座主千手院觀音寺開基、開山明
賀、竹下記、

一 元弘三年十月十三日、揖宿郡司入道殿トアリ、按ニ、
彦次郎忠篤入道成榮コトナラン、

一 屬指宿成榮一族以下輩、「十二町村ノ地名」原田彦五郎入道如榮・赤崎左
衛門三郎入道元一・吉田長門介清忠・山崎新左エ門尉

忠末・同四郎左エ門尉忠遠・原田小次郎左エ門兼忠・
野間九郎兵衛尉忠繼・同八郎兵衛尉忠近・岩本太郎左

工門入道蓮覺・神野平三郎忠兼・松岡大炊助入道善眞・

嶋間七郎跡同五郎兵衛忠有・山口藤左衛門尉純綱・

〔十二丁村ニアリ〕

〔十二丁村ニ追ト云アリ〕

片平五郎左工門忠経・迫山彌平太入道良一・箕輪新兵

衛忠元ト古文書ニ見ヘレハ、威勢アリシ者ナルヘシ、

一建武三年三月五日足利尊氏ヨリ指宿一族中ト宛タル判

物ニ、菊池武敏以下ノ凶徒ヲ誅伐セヨト見ヘタリ、

一同年四月廿五日郡司入道成榮肝付兼重等ヲ誅伐ノ為出

陣セシ披露状へ道鑑公ノ御判アルアリ、成榮ハ薩摩國

ノ御家人ト見ヘタリ、

〔五月廿八日左近將監高家ヨリ指宿郡司入道殿〕

一延元二年丁丑三月、指宿彦次郎忠篤入道成榮宮方ニ付

年二月五日成榮言上状

ケルコトアリ、同年五月廿一日、三条侍從泰季ヨリ指

宿郡秋益名ヲ給ヘルコト見ヘタリ、

〔三年八月廿二日左中將ヨリ奉寄進薩戸國指宿郡年貢以下事〕

一正平十年乙未文和四年二月二十一日東方村ノ新宮再興棟札

〔當郡鑛守開門新宮大明神〕

〔應永九年〕

ニ神主賀茂武次トアルトゾ、時ノ旦那ハ指宿氏ナラン、

秋益名 秋富名石堂

秋久名奈良

秋満名

秋永名岩本

小牧

26 (別紙)

「開門大明神寄進地山河・鳴河事、上載未到之程、於

神領不可有知行相違之状如件、

〔北朝應安元年 正平廿三年八月三日 權中納言 判〕

判

頽娃掃部助殿

〔建徳元年十一月廿一日前中納言ヨリ指宿能登守殿ト宛
〔北朝應安三年〕
タル文書アリ、

27 (ハリ紙)

〔薩摩國指宿郡此内秋満名同地頭借 屋所并奈良 切除之、
事、為祈所所相計也、

※ 任先例、可被領之状如件、
〔明力〕

永徳元年十月廿三日

〔氏久〕
御判

頽娃播摩守殿

※ (行間)

〔天授二年丙辰七月廿五日能登守忠勝寄進状〕

一 至徳四年丁卯卯月廿九日新宮再興棟札ニ、大願主肝分、
神主賀茂武家トアルト也、亦指宿氏時ノ旦那、

『明徳四年癸酉十月十一日沙弥より指宿殿』
一應永六年己卯正月廿八日新宮ノ東宮棟札ニ、大旦那藤

原久勝并源則安、別者平忠和、神主賀茂武次トアリ、
平忠和モ亦指宿氏ナラン、山田聖榮云、元久公御代、
谷山百八十町・給黎四十町・指宿四十町御料所ト相成、
穎娃モ御退治候シ、御舎弟久豊公御遣、南殿ト申上、
是モ四十町ト出タリ、左アレハ、久勝ハ御家ノ人ナラ
ン、即南殿ノ初名カ、糺スヘキナリ、

一同十四年正月廿二日、元久公ヨリ迫田村ノ光明寺ニ水
田三町并藪六ヶ所御寄進ノコト、福昌寺文書ニ見ユ、
此頃ノコトニヤ、御内ノ奈良美作守兄弟ヲ久豊公ヨリ
城衆トシテ指宿ニ被差置候処、傍輩共ヲ追出、指宿城
主ニ成候テ不届ニ付、討手被遣降参、是ハ鮫島族ト聖
榮ノ説アル也、

〔應永記〕
一同廿七年庚子、穎娃ニ押寄セ給、取巻テ被誇問、不及
敵對、乞路之口ヲ落去、是者穎娃之一族ニ小牧ト云者
也、匠作山東御座時奉公申サル、依宮仕勞、穎娃ヲ玉
ワリ知行シ、雖被召成名字ニ、成御敵奉射矢、皆人不
知恩是也、

一同廿八年辛丑正月元日ノコトカ、佐多伯耆守親久正月

元日ニ指宿ヲ乗取タルコト、佐多氏ノ旧記ニ見ユ、左
ノ如シ、

指宿之城ニ仕乗時、本橋出水介彼城ヘ忍入内事を聞取
数カ度也、左候而、指宿之花園ヘ座頭居す、是以謀略
頼、門之鎖穴之尺ヲ取、左候而鎖ヲ作、十二月廿九日
馳来申処ハ、指宿城明日御馬ヲ向、直ニ外士衆ハ内ニ
帰、城内人数計ニテ番所大かたニ而候間、御向候ハ、
口能有間敷申、就夫俄御打立指宿江御發向、出水介城
内御崎忍入、元日曉内より門聞(開カ)、口能無く城ニ仕乗給
ふ也、其時分嘉例を以佐多家に年夜御酒被下候、正月
二日御酒被下候事、

〔佐多左近大夫元忠法名淨慶指宿一所ヲ領す、親久弟なり〕

按ニ、今和泉清見カ城ノ城主池田信濃守カ靈ノ由ニテ、
十二月二十九日并七月十三日、又八月々ノ二十九日ニ
ハ多羅ノ嶽ニ鬼火多ク見ヘルトナン言傳ヘル由、右ノ
佐多親久攻陷サレシモ十二月二十九日日本橋和泉カ註進
ニヨテノコトニテ、池田ノ城モトハ揖宿ノ内トモ聞ケ
ハ、時ノ城主ハ信濃守コトカ、『池田信濃カ跡に佐多元忠
清見城ヲ守れるならん』

一 康正二年丙子九月廿一日西方村中川ノ高祖社造立ノ棟

札ニ、當郡^(惣カ)聡地頭紀氏武時、且那^(惣カ)同氏武數ナトア

〔願主紀氏武重并次郎四郎〕

按ニ、紀氏ハ帖佐ノ平山氏コトカ、栗野調所氏文明十年頃ノ古書ニ、平松武家ノ嫡子初菊丸、惣領之平山殿憑候テ指宿二三ヶ年堪忍申候、其後帖佐平山大陽寺出家仕罷居之也、併知ベシ、

一同三年丁丑九月十日西方村上吹越ノ諏訪社造立棟札ニ、領主紀氏延繩卜勸進沙門比丘榮範トアルトソ、亦前ノ武數コトカ、

一 寛正六年乙酉四月、十町村光明寺六觀音堂ヲ心岩和尚建立スト云々、

一 應仁二年戊子九月東方村木ノ下間水社造立ノ棟札ニ、大旦那藤原安次トアリ、誰コトニヤ、

一 『〇』文明二年正月新宮ノ鰐口ニ、願主前田久次トアリ、一同六年甲午八月ノ頃、三ヶ国歴々御一家衆ノ列ニ、掛宿仁九郎右衛門尉久繼ト見ヘタリ、

按ニ、久繼ハ平山城主島津豊後守季久ノ三男ニテ、時キ島津氏故苗字ヲ書セス、後ハ平山越後守忠康ト云タル人也、

一 『〇』同七年乙未十一月新宮大明神一社再興ノ棟札ニ、

當領主島津九郎^(右カ) 衛門尉藤原久繼、紀氏武時、大願主

賀茂家次、紀氏武時、大工左藤信綱、

一同八年丙申三月五日、願娃ノ城主願娃兵部少輔兼心・

根占城主禰寢山城守重清・高山城主肝付河内守兼忠・給黎城主蒲生刑部少輔宣清等、兵ヲ合セテ右ノ島津越

後守久繼ヲ相攻メ、同二十三日、遂ニ掛宿城ヲ陷シタルコト、願娃譜ニ出タリ、

一同十四年壬寅十一月二十六日新宮東宮棟札、大旦那建部忠清、次者清辰、藤原義兼、加茂神主重家、

一 『〇』同十五年十二月廿一日新宮西之宮鰐口ニ、願主重家トアルト也、按ニ、重家ハ賀茂氏ニテ神主ナリ、時

ノ旦那ハ前後ヲ推テ考レハ禰寢氏ナラン、

一同十九年丙午、當郡聡地頭民部忠清専氣保祐、且那同武數ト中川ノ高祖社ニ出タリ、別當藤原氏、

一 『〇』延徳四年壬子二月十日新宮再興ノ棟札ニ、大旦那建部忠清并伴氏女、大願主賀茂重家并宗安トアル也、

按ニ、忠清ハ上ニ城責シタル禰寢重清ノ子ニテ、大和守堯重^(尊カ)方初ノ名ナリ、左アレハ、右ノ文明八年三月重

清等四家ノ兵ヲ合セ七島津久繼ヲ攻陥シタ(ル脱之)以後此年迄十七年ニアタレハ、揖宿城ヲ其時受取タルハ重清ニテ、忠清且那タルコト右ノ通ナラン、

一 明應ノ頃、忠国公御十男島津撰津介篤久一名頼久指宿拝領ニテ移玉ヘル時、指宿備中守・神田土佐守、其外牧・岩田・馬場・長田・山崎・竹下・鮫島・相良・大江・藤田筑後守・小原ナト云指宿士隨身セシトナリ、尤供シテ移ル衆ハ略ス、

一 〇〇 永正三年丙寅十一月二十一日新宮東宮再興ノ棟札ニ、三州守護藤原朝臣忠昌并女大施主子孫繁昌、当地頭藤原朝臣厚久并女大施主息災延命子孫繁昌、次部少輔賀茂朝臣神主家次トアルトソ、大旦那ハ知レサル乎、見タキコト也、

一 〇〇 同五年戊辰十一月十九日東方村湯之上ノ仙之宮造立棟札ニ、大旦那平秀豊當城安穩、大工家次云々、是ハ時ノ地頭ニヤ、誰ナルヲ知ラス、

一 〇〇 同年戊辰十二月二十一日田良浦多羅大明神ノ再興棟札ニ、當城堅守剛平朝臣高野石州重直・同金吾宗重、三州太守忠治云々、按ニ、大永五年落城シタル指宿石

見守重直モ此石州重直ナラン、左アレハ、此永正五年

ヨリ十八年シテ落シタルト見ヘレハ、永正五年ノ十一月迄ハ平秀豊城ヲ守リ、十二月ハ右通重直守レリ、各

別城カ、跡ニ移ル乎、詳ナラス、高野氏古系圖ヲ按ニ、指宿次郎忠光ノ四弟高野忠直カ四男高野平四郎忠頼〔東方ニアリ〕ト

云、其子忠光ノ七男ヲ忠長ト云、其子重貞、其子宗重ト見ユ、右ノ重直宗重此等ノ族胤ナラン、又永正五年

ヨリ百五十年マヘ延元三年ノ古文書、指宿入道成榮カ代官高野中務丞朝久ト云モノ市來ニテ合戦セシコト見

ヘタリ、重直モ其子孫ナラン、系ニハ朝久ハ見エザル、一 永正九年四月二十四日忠治公御家老伊地知縫殿助重周

ヨリ禰寢大和守堯重初名ニ忠清贈ル誓書ニ、鹿屋其外敵城御退治之時者、指宿之事、御先知行之上者、無異儀申

請可進云々アリ、是ニテ考レハ、延徳四年ヨリ永正九年迄二十一年ノ間ニ禰寢忠清カ指宿ヲ(召カ)上ラレシナラ

ン、永正五年十一月大旦那平秀豊トアルハ禰寢ヨリ遣ハス地頭カ、又其十二月城ヲ堅ク守レル指宿石見守重

直等ハ島津篤久ヨリ守ラセラル地頭カ、何レニモ永正三年五年ノ棟札ヲ一見シタキモノ也、

一 永正十三年丙子三月神祿日地頭嶋津接州道篤久ト上吹

越諏方社ノ棟札ニアリ、

〔榎力〕

一『〇』同十五年戊寅三月念七日宮ヶ濱ノ御崎社再興棟札

〔前〕

ニ、三州太守藤原朝臣忠隆、地頭篤久、代官長田平吉

光、別当藤原云々トアリ、按ニ、此即喜入家二代島津

撰津介頼久ノ事ニテ、篤久ハ初名ナリ、

一同十八年正月ノ頃、篤久君ハ指宿城ノ中城ニ隱居シ玉

ヒ、清隱様ト申上、其御養子忠誉家督ニテ、亦撰津介

ト申上、法名ハ空山ト云、内城ニ居玉ヘルコト、空山

ノ日記ニ出タリ、

一『〇』大永二年壬午十二月十二日新宮宝殿再興ノ棟札ニ、

大旦那藤原忠誉公、大願主加茂氏神主家次并天立三位

坊トアリ、

一 大永四年甲申十二月三日中川高祖社ノ棟札ニ、藤原朝

臣忠誉公、

※1

一同五年乙酉、指宿石見守重直カ守レル指宿城ヲ頼娃左

馬允兼洪攻取タルコト、頼娃譜ニ出タリ、頼久君山王

迫ニテ戦死、墓モ山王迫ニ在ト言傳ヘルハ、此時ノコ

※2

トカ、頼久君ノ忌日ハ二月廿四日ナレハ、其日ニ城モ

落タル乎、札スヘシ、又頼久ノ臣田代肥前守清隆指宿
境ニテ戦死ストアリ、此モ同時ノコトカ、

※1
〔行間〕

『一明曆四年戊八月十日竹内蓮光覚書云、一指宿之城頼娃殿御

座候事、頼翁源忠ノ御代大永五年乙酉之年切取、津曲道參

殊之外手柄被申ニ付、其忠節として道參江頼娃殿より指宿

地頭被仰付候、源忠寺は頼翁之御代ニ御立之寺ニ而候云々』

※2
〔行間〕

『一貞享三年寅六月廿日田代五右衛門覚書云、一御當家御二代

目頼久様指宿御領之時、我等先祖田代七郎と申者從御公儀

為与力被召附罷出於彼地、頼娃殿領内堺ニ而軍兵被為向候

時發向、戦死仕候云々』

一『〇』大永六年丙戌十一月十日西方村ノ大園ニアル辨財

天造立ノ棟札ニ、旦那知レストアリ、改見タキコト也、

一『〇』享祿元年戊子十一月九日新宮二竜社再興ノ棟札ニ、

軍主勝久、別而者當領主伊地知重茲、大願主賀茂神主

家安トアリ、

享祿三天庚寅霜月初六日、再興洗人社一字、大願主賀茂神主家次、當
頭平朝臣重茲、大工高根本吉、鍛冶藤原藤家、勸進旦那三位公、

一同三年庚寅霜月冬初六日、敬白再興新宮西社一字、守

護藤原朝臣勝久、當地頭平重茲、賀茂神主家次、并十一月六日聖宮棟札ニ、當地頭平重茲、神主家次并勸進且那三位公、

※3一 『〇』同四年辛卯十一月六日新宮東宮再興棟札ニ、守護藤原朝臣勝久、地頭平朝臣重茲并加茂朝臣神主家次、

一同年西ノ棟札ニ、守護藤原朝臣勝久、加茂神主家次并宗安三位公、

※3
（頭注）

「享祿四年八月彼岸、奉掛新宮二王兩尊、願主町田讚岐入道七十九作」

一 『〇』天文二年癸巳十一月朔日西方村赤崎（マ）在ル九玉社造立棟札ニ、當守護藤原朝臣勝久、地頭平朝臣重茲、一入坊家安、重茲ハ伊地知氏ナリ、

一同年十二月十九日、貴久公ヨリ穎娃左馬允兼洪ニ御書ヲ賜テ指宿地頭職ヲ仰付ラレシコトアリ、按ニ、其時分ハ右ノ田代ヲ勝久公ヨリ守ラセ置カルヲ討取レトノ仰出ナラン、

一 右ヨリ三年目、同四年乙未九月二十七日、兼洪ノ執事津曲若狹守伴兼任入道道參押寄セテ、指宿地頭田代民

部介攻陷シ、遂ニ道參地頭トシテ穎娃氏ノ領地トナレリ、野間口藏之助ヲ山川主取ニ移ス、

一天文七年戊戌十一月三日新宮脇宮一字再興棟札ニ、當

郡主伴氏穎娃金徳丸、地頭津曲若狹守伴兼任、神主田中兵庫助橋安信、大工田中佐渡守秀長、鍛冶上野神兵衛景久云々、按ニ、金徳丸ハ兼洪嫡子兵部少輔兼友ノ小字ナラン、此年正月父兼洪卒レハ、十歳ニシテ家督セシナラン、

一 此年正月二十八日、山城守兼洪三十三ニテ卒、法名顯翁源忠居士ト云、源忠寺ノ大旦那也、道參寺ヲ十九丁村ニ立テ聚星軒ト云、位牌モ墓モ在ト明曆四年竹内蓮光覺書ニ出タリ、

一同九年庚子十一月廿日多良大明神棟札ニ、大旦那伴兼友、時奉行津曲若狹守兼任、本願主當城主氏女、

一同十年「庚子」辛丑十一月六日新宮脇宮ノ棟札ニ、且那兼友云「地頭」兼任、大願主田中兵庫助橋安信、大工田中佐渡守秀長、カチ上野景久「大願主」、右ノ兵部少輔

一同十一年壬寅自六月一日至十二年癸卯六月廿四日法華千部ノ供養塚十月廿七日ニ建ル所ノ石光明寺ニアリ、

郡主伴氏兼任法名道參、按ニ、時ノ旦那兼友十四歳ナ

レ、(ハカ)若狹守兼任入道道參仕置シテ郡主トカクニヤ、

一同十四年乙巳十二月社壇棟札、大旦那額娃兵部少輔伴

兼友、地頭津曲若狹守伴兼任、神主田中但馬守橋安信、

一同十八年己酉十二月十六日、造立東宮社一字、額娃左

馬丞伴兼堅、地頭津曲若狹守伴兼任、大願主里但馬守(高麗)

紀正重、大工田中、カチ上野、正重号耕春齋、

一同二十年辛亥二月西方村外椿ニ存ル野首權現造立棟札ニ、

当郡主伴兼堅、地頭津曲若狹守伴兼任、座主頼昌云々、

按ニ、兼堅ハ兼友ノ弟ニテ、額娃常陸介也、津曲ハ兼

任ナラン、

二十一年壬子十一月四日、奉上葺新宮聖宮一字、郡主伴兼堅、
地頭兼修、初 正重云々、

一同二十一年壬子十一月四日、脇宮一字、郡主伴兼堅、

地頭兼任、神主宮里、聖宮懷殿宮棟札、當郡主伴氏兼

堅、地頭津曲若狹守伴兼任、大願主神主宮里但馬守紀

正重、座主頼昌、大工田中右京進純展、カチ景久、

一同二十二年癸丑十一月十七日光明寺ニ建ル法華(千九)部ノ

供養石ニ、郡主津曲中務丞伴氏兼音法名領山舜宗居士

トアルトソ、此領山ノ位牌ハ聚星軒ニ在ルト也、

一永祿七年甲子十一月八日開門新宮大明神社壇再興棟札

ニ、大旦那額娃常陸介伴兼堅、地頭津曲若狹守伴兼音、

神主宮里但馬守紀宗由云々、右ノ中務后ニ若狹守ト改

ケルニヤ、左アレハ兼任入道道參カチナラン、

一同九年丙寅十二月廿四日大園ノ辨財天、大旦那伴兼堅、

地頭伴兼音、領主鯨島出雲守藤原宗房、願主宗延、座

主大法師頼久、大工田中源五左エ門純貞、鍛冶上野神

兵衛景乘、

一同九年丙寅新宮棟札、伴兼堅、時奉行津曲若狹守兼音、

本願主当願主額娃縫殿兼文、

一同九年丙寅十一月十五日多羅大明神、大願主(伴)兼堅、

時奉行津曲若狹守伴兼音、作事奉行鯨島但馬守・竹内

左京進、本願主当願主額娃縫殿尉兼文、

一永祿十一年戊辰二月東方村中福良ニ在ル天満宮再興棟

札ニ、地頭津曲若狹守伴兼音云々、
九日、木ノ下間水社大旦那額娃常陸介伴兼、

地頭津曲若狹守伴兼音、大願主秋原隱岐守伴兼吉

一元龜元年庚午十一月八日新宮棟札、大旦那額娃小四郎

伴兼慶、當地頭津曲若狹守伴兼音、大願主神主宮里耕

春齋、重、
七月十八日、九郎兼有死、法名昌岳衛安居、在西之原一

一同二年辛未十二月吉日、大旦那額娃小四郎、地頭津曲

若狹守兼音、神主宮里宮内丞正盈、願主鮫島六郎左エ門尉ト高祖社ニアリ、

一天正二年甲戌九月二十五日湯上仙之宮棟札、地頭津曲若狹守伴兼音、大願主井瀬地新兵衛藤原好林、

一天正三年乙亥十一月九日荒仁・懷殿・聖宮、大願主穎

娃小四郎伴兼慶、當地頭津曲若狹守伴兼音、神主宮里但馬守正次、大工田中土佐守純貞、カチ上野肥前守、

△奉上葺新宮聖宮一字、當郡主伴氏兼慶、大願主穎娃小

四郎兼慶、地頭兼音、神主正次、座主讀畢タル、

□奉上葺新宮荒人宮一字、郡主伴兼慶、地頭兼音、神主

正次、座主頼セン、大工カチ同上、

○上葺ノ新宮懷殿宮一字云々同シ、(イ、イ)
一同十年癸未小春法華千部供養塚律師明寺ニアリ、

湯豊宿郡居住領山舜宗居士トアルト也、是ハ地頭津曲若狹守伴兼音カ法名ナリ、勝目聞書ニ津曲俊宗入道ト

アルモ舜宗也、

一同十二年小春、右ノ塚ヲ建タルニ、其御臺法名喜翁妙

慶大姉トアルト也、是ハ兼音入道舜宗カ妻ナラン、

「竹内蓮光明曆四年戌八月十日覺書」

一左馬殿御死去之事ハ天正十五丁亥ノ八月四日にて候、

其比指宿之内ニ清見城と申所之百姓以下之者共野心ヲ

企由被聞召付、其もの共を可誅由候而、穎娃より指宿

へ御馬にて御越候、其刻京衆ニ皮屋与三と申者左馬殿

別而御勝手之ものニ而候、かのものニ馬御乗せ被召列、

与三を先ニ被遣、其跡より左馬殿御馬ノ上より鞭ニ而

与三乗候馬之尻を御さし候へハ与三いやかり申ヲ御氣

嫌ニ入、左様ニ被遊候処ニ、与三馬鞭ニ驚候て、穎娃

より指宿ニ越候野くびのみふと云所ニ而与三乗タル

馬ほきニ飛入候ヲ、左馬殿御乗馬かれニ驚、共ニ飛入

申候、其時落馬被成、左之腕ヲつき折被成候、其故ニ

付、日数四日程間御座候而、天正十五丁亥八月四日已

ノ刻ニ御年三十才ニ而御遠行、法名桂岳林昌居士と申

候、落馬之所ハ田むき山とも申云々、

一指宿之城穎娃殿御座候事、頭翁源忠ノ御代大永五年乙

酉之年切取、津曲道參殊之外手柄被申ニ付、其忠節と

して道參穎娃殿より指宿地頭被仰付候、源忠寺ハ頭翁

之御代ニ御(立カ)候寺ニ而候、同所十九町名之内ニ聚星軒

と申候而源忠寺末寺御座候、是ハ津曲道参立置候寺ニ
而候、于今道参牌在之、同廟所茂御座候事、

一天正十四丙戌十一月七日、再興西社一字、大旦那穎娃
左馬介藤原久虎、當地頭同左近將監兼延津曲若狹守兼
繁、トクノミヤノ遷宮頼久、座主頼膳、願主宮里但馬守紀正次、大
工田中播广守純廣、カチ坂本主計助森長、

一天正十六年戊子霜月、兼堅孫穎娃弥三郎久音ノ時、伊

集院幸侃ノ讒ニテ穎娃・指宿・山川召上ラレ、其レヨ

※2

リ公領トナリシナラン、竹下勘兵衛トヤラカ聞書ニハ、△山名備

慶長九年鎌田出雲守政近地頭ニ移ラル時、田布施ヨリ

※3

七十三人移サル、是ヲ外城ノ始リトアルハ不審ナリ、

※4

右、此節鹿籠御屋鋪ノ御先墓糺方トシテ、役人末野

※6

叶衛兼摠・菩提所長善寺寛光和尚等同伴、西方村福

※7

永門市藏所ニ旅宿、雨中ノ徒然筆ヲ燈下ニ起シ、翌
日已尅ニ此冊ヲ成ス、糺方ノ導ニ便スル耳、時天保
庚子三月二十日、伊地知季安漫艸、

※1
(行間)

「二年甲戌九月廿五日湯上仙之宮、地頭津曲若狹守伴兼、大

願主井瀬地新兵衛藤原好林」

※2
(行間)

「正保四年丁亥霜月廿二日坂瀬ノ四所明神再興、大旦那藤原光

久、地頭阿田内膳正」
(多力)

※3
(行間)

「慶安四年辛卯三月廿七日前園ノ鎮守社、(トクノミヤノ)州太守光久、地頭

藤原忠榮」

※4
(行間)

「一長野彦右エ門祖父讚岐入道一是鶏卵ハ幸侃ニ而、幸侃滅却

後來テ指宿ニ匿ル、子筑前ハ供シテ伏見ニ居レハ、孫彦右

エ門三才ニテ付来ル、古寺山西ノ藪ニ居レルヲ、政近者

故召出サレ、筑前入道静閑橋ノ口河崎ニ居、彦左エ門ヨリ

召出サレ候」

※5
(行間)

「一慶長十四年、琉球江軍衆渡海ノ時、家久公指宿城下御假屋

ニ御入、惟新公長松院ニ御入、御首途ナレハトテ長勝院ト

改メタモフコト、竹下キ」

※6
(行間)

「一光久公御仮屋摺之濱ニ有之、地頭仮屋同前候処、正徳四年

十一月、地頭島津大藏代、麓長野六左エ門・東郷清次郎・

穎娃御家聞書

竹之内蓮光

圖師甚左エ門屋敷ニ被引直候、未正月成就也」

※7
(行間)

「宝永元年申七月、噯仮所麓ニ立候」

一薩劔穎娃之郡、むかし純友穎娃殿と申候而御座候由承候、又宗観穎娃殿と申候而竹之内家之先祖穎娃殿ニ而候事も御座候由申候、其後南殿と申候御人穎娃城主ニ御成候由承候、いかやうの御筋之人とハ不存候、此南殿御事日州宮崎之城番ニ御越候處ニ、いかやう之儀ニ而候哉、宮崎ニ而家中衆何れも討死、南殿も中間一人ニ御成候て、後ハ打死被成候、ソレヨリ嶋津勝久公養子ニ御成、穎娃城ニ御座被成候處ニ、嶋津殿かこしま千手堂ニ而切腹被遊、御跡次無之ニ付、勝久公嶋津御家ヲ御継被成候付、穎娃殿家中衆鮫嶋因幡・竹内彈正・日高何かし右三人、江穎娃之城番被仰付置候事、

一勝久公より肝付殿へ御談合ニ而、肝付殿ニ男兼政と申人養子ニ被召居、穎娃殿ニ御成候、則勝久公之御跡次ニ而候ニ付、其證跡として十文字五布か、り御幕一頭御給、子ニ孫ニ嶋津タルヘキよし被仰定候、就其穎娃殿代ニ開門御祭事ニ付十文字之幕毎年張申候、右之御幕永ニ穎娃殿御家ニ相渡り在之候、依夫幕ノ紋十文字ニて候事、

一勝久公之御筋ニて候ニ付、穎娃之御家高家と申候事、
一兼政穎娃ニ御初地入之時、鮫嶋因幡・竹内彈正・日高
右三人勝久公之御跡ニ穎娃之城番仕罷在候、日高被申
候ハ、我々三人ニ番被仰付置候間、兼政ヲ入間敷由達
而被申候、鮫嶋・竹之内ハ親類間之事ニ候条、兩人相
談申候ハ、嶋津殿と肝付殿御相談之上ニ而兼政へ穎娃
御給候ヲ、我々校量ニ而相背申候ハ、一旦者其邊ニ
而も、已来遂間敷儀ニ候間、嶋津殿御意ニ随可申由申
候而、ソレヨリ兼政穎娃に御入城被成候、右かけ引之
儀一日間御座候、其間ハ穎娃之内上野村之百姓所へ御
堪忍ニ而候、其忠節として兼政之代より上野名字右百
姓へ被下、今ニ御座候、鮫嶋・竹之内ハ右忠節として
知行三町ツ、被下、分限重ニて候、日高家ハ兼政ヲ相
背候ニ付、穎娃ヲ追放被成候、ソレニ付今まで穎娃・
指宿ニ日高名字一人も無之候事、
一兼政穎娃ニ御入城之時ハ、御幼少之髪ゆい房主として
肝付殿方より相付被參候、彼房主指宿十町名之内かと
之堂へ被罷居候、又おや分として竹内應外と申人肝付
殿より相付被參候、竹内六兵衛筋ハ右之筋ニ而候事、

一谷山之内辻之門・黒丸之門穎娃殿御知行にて候、様子
ハ、怨山了忠之御代ニ島津殿より御振舞御給之時、穎
娃殿食椀ニ手をかけ參候ヲ嶋津殿御覽ニ而、穎娃殿ハ
見苦敷儀ヲ被成候由候處ニ、穎娃殿御申候、穎娃事米
無之所ニ而粟ノめし計被下付、くせニ罷成候由御申候
へハ、嶋津殿被聞召上、臺所付として右ニケ村ヲ則御
給、穎娃落去までハ格護被成候事、

一指宿之城穎娃殿御取候事ハ、顯翁兼世源忠ノ御代、大永五
年乙酉之年切取被成候、ソレヨリ天正十六年戊子之年
まで六十四年八年九、本ま、穎娃（衍之）穎娃落去まで持留ニ而御座候、指宿
之城切取候時、津曲道參殊之外手柄被申候ニ付、其忠
節として指宿之地頭津曲道參へ穎娃殿より被仰付、数
年地頭被仕候事、無其隱候、指宿源忠寺ハ顯翁之御代
ニ御立候寺ニ而候、同所十九町名之内ニ聚星軒と申候、
而源忠寺末寺御座候、是ハ津曲道參立置候寺ニ而候、
于今道參牌在之、同廟所も御座候事、
一顯翁之代ニ、御息德崇御幼少之時分、嶋津殿より出仕
可被成由候得共、顯翁出仕不成ニ付、嶋津殿谷山坂之
上まで御馬被向候よし穎娃ニ相聞得、津曲道參幼少之

穎娃殿ヲいだし申候而坂之上ニ打向、御老中伊集院コシウ老へ御取次頼入由申候へ共、無御合点候處ニ、道参さしちかへんと相極候而コシウノ袖ヲひかへ、是非共御取次頼入由申候、コシウ老道参氣色ヲ御覧取候而、さらハ取次可被成由被仰、コシウ老御取次ニ而嶋津殿へ御目見得被成候、右コシウと申候ハ幸侃ノ御親父ニ而候事、

一(兼右)九郎殿事穎娃殿御惣領ニ而候得共、家中之士共(久)男左馬殿(兼右)ヲ穎娃殿ニ仰申ニ付、九郎殿事穎娃退出被成、し

うとノ肝付殿(兼右)御頼彼方へ御座被成、肝付殿より知行なと被進候而御座候由候処ニ、穎娃郡百姓以下之者企を以九郎殿ヲ取立穎娃殿ニなし可申由候而、乱ヲおこし候而穎娃之城ニ矢ヲ射かけ候、九郎殿事ハ肝付より

開門まで御越候て御座候處ニ、穎娃新左衛門殿太將にて穎娃ノ士とも開門へ寄かけ、九郎殿并座主共ニ於社頭ニ悉打果候、座主頼増法印ハ山下討候、年号ハ元龜二辛未七月十八日ニ而候、然其御舍弟左馬殿穎娃殿ニ御成候、九郎殿・座主御廟所開門へ于今御座候事、

一證恩寺崩と申候ハ、左馬殿おや分被成候穎娃新左衛門

殿、其外竹之内一黨左馬殿へ御いけん被申上候ハ、今分ニアラク御座被成候而より御家相續間敷候由、遮而御いけん被申上候、其儀ニ付御腹立候て可被召果由ニ付、何れも證恩寺ニ取籠被罷居候ヲ、悉被召果候、竹内越前・竹内兵部・竹内甚介・竹内少三郎・神宮寺治部被討候、穎娃新左衛門殿事あまりおや分過候而、大田隼人へ被仰付被召果候、其外餘多被討候、妻子共ニ都合百卅人一時ニ被相果候、譜代之よき士右之時ニ被召果候、其時者蓮光二才之時ニ而候由おや咄承候事、

一左馬殿御代ニ彦山政所へ御寄進として穎娃野ノ駒三十

三疋御上候、使僧ハ指宿之内岩本ノ東光坊にて候、過分之御寄進之由于今も風聞申候事、

一同御代開門へ御寄進として、
一 射手刀二腰 長さ一尺三寸、谷山作、但ちうじやくノ七所拵也、ちいさ刀仕立ニ而候、下緒眞紅也、二腰共ニ同前箱ニ入、

一 太刀四かう 長さ二尺計、谷山作、但七所拵、

一 供衆刀六かう 長さ二尺計、谷山作、但太刀拵、

一 神馬ノ鞍一口

右、合刀十二かう・鞍一口御寄進也、開門御祭ニ毎年

鎬流馬之時為用之御寄進也、于今開門座主へ在之也、

一左馬殿御代、かこしま御稻荷ニ而鎬流馬被遊候、肝付彈正殿も同前ニ被遊候、肝付殿ハ左馬殿姉智殿ニ而候へ共、左馬殿ハ御家にて候ニ付、上ケ馬被成候、がせん御兄弟之儀候へ共、右之通ニ御座候夏、慥ニ覺申候事、

一左馬殿儀別而御出頭ニ候事ハ、惟新様より左馬殿御息^(久意)弥三郎殿ヲ御取替ニ被成、黃門様御妹様ヲ御契約ニ而候、弥三郎殿未ノ御年にて候、御妹様も未ノ御年にて候、左候而、左馬殿より御祝言ノ御使頼娃より齋藤治部左衛門・竹内宮内少栗野へ 惟新様へ參候、

惟新様より之御使栗野より四鉢殿頼娃へ被參候、其刻惟新様より赤婦と申鷹一羽左馬殿へ御給候、然處ニ其後かの鷹それ申候而、頼娃之内かうむりと申所へすゝふさ計落候て在之候、鷹ハ何方へ參候哉不相知候、右竹内宮内少事ハ蓮光おやにて候事、

一左馬殿御代ニ御犬追物御座候時、公儀より頼娃殿ハ他家之由被仰候、左馬殿御申候ハ、勝久公之御跡ヲ次候頼娃ニ而候間、御家名乗ましき事ハ有間敷候、御家之

證據として十文字ノ幕前ニ被下、永々格護申候、開門御神事ニ毎年御紋之幕張申候儀無其隱候、他家之儀ニ候ハ、其刻御沙汰可被成儀ニ候由、達而御申候ニ付、上様被聞召達嶋津ニ相濟、御犬之時嶋津と御名乗候事無其隱候事、

一左馬殿御代、頼娃城ニ五階作被成候、年号ハ天正十五年丁亥ノ年にて候、此五階作日數百日ニ成就申候、惣大工は開門之大工田中土佐仕候、其外餘多之細工人、士之内ニも細工きよふの衆ハ罷出候而、其間ニヲ請取候而成就仕候、其時ハ蓮光十才ニ罷成候、五階ノ四方ノ角ヲかなくさりニ而つり候て御座候事など覺申候、頼娃落去之後ハ五階ノ大中ヲ大風ニ吹折御座候ハ見申候事、

一左馬殿御死去之事ハ天正十五丁亥ノ八月四日ニて候、其比指宿之内ニきよミノ城と申所之百姓以下之者共野心ヲ企由被聞召付、其もの共ヲ可誅由候而、頼娃より指宿へ御馬にて御越候、其刻京衆ニ皮屋与三と申者左馬殿別而御勝手之ものニ而候、かのものヲ馬ニ御のせ被召列、与三ヲ先ニ被遣、其跡より左馬殿御馬ノ上よ

りむちニ而与三乗候馬之尻ヲ御さし候へハ、与三いやかり申ニ御氣嫌ニ入、左様ニ被遊候處ニ、与三馬むちニ驚候て、穎娃より指宿ニ越候野くびのみのふと云所ニ而与三乗タル馬ほきニ飛入候ヲ、左馬殿御乗馬かれニ驚、共ニ飛入申候、其時落馬被被成、左ノうでヲつき折被成候、其故ニ付、日数四日ほと間御座候而、天正十五丁亥八月四日巳ノ刻ニ御年三十歳ニ而御遠行被遊候、穎娃・指宿両郡之社家僧打集、誓々御祈念御座候得共、其甲斐無御座候、左馬殿御事永禄元年戊午之御生ニ而候、^(蠱力)蠱此卦之御人ニ而御座候、御法名桂岳林昌居士と申候、但落馬被成候所ハ田むき山とも申候、其所ニ供養として坐候事、

一 弥三郎殿御代、左馬殿四十九日ノ御吊御菩提所大通寺ニ而御座候、其所穎娃左近・津曲道参下知ニ而御吊として御能仕候、藝者ハ齋藤源介などニ而候、其外指宿より藝者あまたにて候、弥三郎殿御幼少之御名袈裟壽殿と申候事、

一 弥三郎殿六才ニ御成候時、穎娃落去申候、年号ハ天正十六年戊子ノ霜月落去申候、蓮光事ハ戊寅ノ生ニ而候、

十一才ニ罷成候時落去申候、但天正十五亥ノ年ニ天子相立候而、明ル戊子ノ霜月落去申候、幼少之弥三郎ヲかこしま穎娃かり屋へ被召寄、それより直ニ谷山之内山田の如く可被参由候而、彼所之やうニ被召移候、右之様子ハ、伊集院幸侃より穎娃殿ハ野心^(衍力)野心之由讒言ニ而候由申候、其様子ハ、約束ニ而候処ニ、其後弥三郎殿御誕生ニ付而養子之儀御悔返被成候、其いこん之由候、又阿多源太殿・平野民部殿公儀ニ仕違被申、上方ニ被罷居候か、左馬殿御上洛之時分兩人共ニつれ下シ被成、彼兩人ヲ打果被成候、右ハ幸侃親類ニ付、此いこんも在之候、彼是幸侃讒言故ニ而穎娃殿無足ニ被罷成候事、

一 千代鶴と申御腰物、弥三郎殿代ニ幸侃へ被遣候而、公儀方能様頼入之由御佗之時被遣候、雖然幸侃讒言故ニ而、弥三郎殿ハ幼少ニ候へハ御佗事不達、終ニハ無足ニ被召成候、右之刀ハ幸侃より子息ノ千壽殿へ被遣由候処ニ、其後千壽殿事被召果候後ハ御物ニ罷成候由承候事、

一 弥三郎殿事高麗御出陣ニ御供被成候、其時之供衆津由

才介・同利兵衛但道參孫也・竹内源右衛門・鮫島意安・竹内

六兵衛・竹内九兵衛、其外餘多竟不申候、弥三郎殿御

事者、高麗ニ而十六才之御時御病氣ニ而御遠行被成候

事、

一肝付殿家老藥丸こうんと申候而、此人堅固之内ハ肝付

殿も嶋津殿御手ニ付不被成由申候、彼人死去之後嶋津

殿へ出仕被成候由承候、右藥丸殿筋ハ藥丸刑部左衛門

殿先祖之由申候事、

一竹内蓮光先祖事竹内ノ惣領ニて候、氏ハ紀氏ニ而候、

脇ノ惣領ハ嶋津圖書殿内ノ竹内勘解由ニ而候、竹内九

兵衛事ハ右勘解由弟方ニ而候、其脇ハ鎌田藏人殿内ノ

竹内段介之先祖ニ而候、竹内之家ハ嶋津殿御下りより

前ニ罷下ニ穎娃ニ罷居候家ニ而候事、

明曆四年戊戌八月拾日

竹内蓮光

〔在池水春意系圖ノ内〕
純枝

『忠昌公』越中守 法名月松照江

穎娃郡村之内牧野門并仙田村之迫門領之、永正元年癸

亥八月十六日、小禰寢ノ土為將川添但馬助・濱崎織助

小船乗著兒ケ水川尻之間、走仙田、近邊放火少村小邑、

疑取俵子、于時前鋒者開門門居住長山甚九郎、後責者兒ケ水居住安

藤刑部也、純枝其夜在仙田、卒士民相戰、祢寢士敗走、

旬之於川尻兒ケ水之間打捕數人、於茲長山甚九郎被疵

矣、

揖宿郡浦ニ摺之濱湊浦一摺之濱湯場
○產物赤貝塩辛 ○田良 一尾掛 一宮ケ濱

指宿

一忠宗公御代、指宿郡司石堂入道と有之、

一平治之頃、穎娃三郎忠永領之、(ママ)二男

一忠久公御代指宿五郎忠光、其子太郎忠元、其子平四郎

忠秀、其子小次郎忠成、其子又次郎忠連、同彦次郎忠

篤、同能登守忠勝、同正忠、同女子師犬、同近江守忠

合、同頼忠、同朝忠、同光忠と系〔本ママ〕從、右忠合迄ハ應永

十二年二月十八日之讓狀家譜(六九)ニ見得たり、其時分迄領

之歟、

一久豊公御代、奈良美作守領之、鮫島四郎宗家嫡苗なり

一、應永之頃、奈良氏没落之後、自久豊公穎娃美作守兼政拜領此地、

一、指宿城 應永廿六年之頃、奈良美作守兄弟守之、背久豊公命逆心故、被攻落之候、

一天文四年乙未九月廿五日、穎娃山城守兼（洪カ）供卒兵卒而拔當城、天正之比、穎娃左馬介領之、

一、祢寢右近太夫重長有故与黨於肝付河内守兼續・伊地知周防介重興（大隅内）・伊東修理太夫義祐（日州）・肥城主等背義久公、

有年于茲、元龜二年辛未五月廿四日、重成（長カ）侵摺之濱、因茲軍卒追討之、重長不屋越鳥後勸義元而退、重長ハ（発脱カ）

中矢、然共不撓、拔其矢、属挑戦後還、祢寢家臣柏原權兵衛・鯨島主水・村山源次郎・丸峯民部・鳥濱大炊・

伊集院主計・同三郎五郎等戦死也、
一地頭仮屋宮ヶ濱ニ在、

山川郷

〔纂考〕

鹿兒島縣廳より南十三里にあり、北揖宿・今和泉の両郷、

西は穎娃郷に境を接し、東南海に對す、（當郷は揖宿・穎娃の兩郡に亘れり、周廻五里二十一町五十四間、村落四（福元村・成川村）、人員六千二百八十九、戸數千三百八十六戸、

〔地理志〕

一周廻七里程、鹿兒島札辻ヨリ午未方ニ當ル、山川地頭仮屋迄十三里拾壹町二十間、

一應永ノ比、自久豊公穎娃美作守兼政拜領此地、

一鳴川村 應永年間与鹿兒島武村同時ニ入來院重頼元久公ヨリ賜之、○當邑ハ外国之藩籬也、為據其固、應永年間鎌田源六左衛門清只・兒玉某両士奉久豊公命移居此地為警衛者也、

一福元村 指宿郷ノ内ニテ山川村ト相唱フ、山川郷へ属セラレシ時今ノ村名ニ呼へリ、年間不相知、

一熊野權現棟札ニ、明德二年酉七月願主頼秀、

一成川村之内小村・全鱸村ハ指宿郷之内ニテ鳴川村ト相

唱候處、山川へ属セシ後成川村ト相替ル、年鑑不知、

一大山村ハ佐々木氏領地ニテ、氏神社ノ地佐々木殿屋敷

ト傳フ、

一岡ヶ児ケ水浦 穎娃之内ニ候処、慶安三年寅七月、光

久公上意ニテ山川へ被召付、寛文五年、浦へ被召成候、

古文書寫アリ、

30「入來院氏藏書」

薩广国鹿兒嶋郡武之村并指宿之内成川村事、依有御志所
進置也、雖然申談候山北所領御知行之時者、可返給候、

仍状如件、

應永十年十一月廿九日

〔陸奥守〕
元久判

洪谷彈正少弼殿

〔重頼〕
〔本文書ハ「旧記雜録前編二七二〇号文書ト同一文書ナルベシ」

31「禰寝氏文書」

薩摩国揖宿郡之内鳴河村之事

右、為料所所宛行也、任先例、不可有領掌相違之状如
件、

應永十八年十月九日

久豊判

禰寝殿「山城守清平也」

〔本文書ハ「旧記雜録前編二八三七号文書ト同一文書ナルベシ」

29「指宿氏藏書」
薩摩国指宿郡内山河・鳴河事、任相傳旨、不可有知行相
違之状如件、

明德四年十月十一日

〔谷川了俊〕
沙弥判

指宿殿「能登守忠勝ニ當ル」

〔纂考〕
〔本文書ハ「旧記雜録前編二二五〇六号文書ト同一文書ナルベシ」

〔纂考〕
土矢倉城 當郷治所の上なる山にて、往古山川の領主顯
娃氏居城也、由緒詳ならず、

(地理志カ)

福元村土矢倉城 地頭仮屋ヨリ午未ノ方三町程、廻り拾五町四拾間程、前代ヨリ城山ト唱フ、

〔纂考〕

白ヶ城成川村 「地頭仮屋ヨリ戌ノ方二十町程ト地理志ニアリ」
往古穎娃氏祢占氏と戦争の時、穎娃氏の營所なりしといふ、

馬脊城成川村 土人の傳説曰ヶ城に同じ、
地理志ニ地頭仮屋ヨリ戌亥方二十町程、

〔地理志〕

合戦平成川村 往古戦場ト傳フ、

〔地頭圖系〕

指宿郡

山川

市來織部介

慶長十六年熊野棟札ニアリ、

東郷安房守重治入道休伴

鎌田出雲守

寛永七年午霜月成川村諏訪社棟札ニミヘタリ、

東郷十左衛門重恒

土持平右衛門

國分十左衛門友知

是枝喜右衛門快温

種子嶋伊兵衛時壽

菱刈孫兵衛重敦

野津安右衛門

中原為兵衛

二階堂新五右衛門行篤後舍人、宝永三年戌正月廿七日ヨリ、
或二年酉十月三日トモ、

市來勘左衛門

宝永四年十月廿九日ヨリ、

宮之原甚太夫通貫

初左門、宇右エ門、傳左エ門、甚五太夫御用人、御勘定奉行、與頭也、正徳六年正月七日ヨリ享保十九寅八月廿六日マテ、後明所、

〔地理纂考〕

熊野神社山川村

奉祀紀伊国熊野社に同じ、例祭正月七日、

八月十五日夜祭なり、往古東光寺頼仁法印といへる僧紀

伊国熊野の別當たりしに、故ありて當国に下り、當社を

建立し別當に任す、年月詳ならず、第三世までハ僧徒なりしを、

第四世頼宗より妻帯し、東光寺を宝乘院と改む、十九世頼真に至り、琉球国反して征伐す、島津家久山川に出馬して軍事を指揮し、頼真に命して祈禱せしむ、琉球国平定の後再興ありて、枚聞神社の神官紀某をして祭祀を司とらしめ今に至れり、別當寺今廃してなし、當郷の宗社にして、往古は山川村八丁・指宿川原村神領なりしを、寺社領勘落の時官に収入せり、大永二年領主頼娃兼心・天文二十二年頼娃兼堅等の棟札存せり、

新熊野神社山川村 同所にあり、由緒前に同し、

愛宕神社山川村 同所にあり、祭神詳ならず、琉球征伐の時、島津家久諸將を送りて此所に胡床に倚りし跡にて、當社を建立すといふ、此地山上にして南海に臨ミたれば、家久此山に登り諸將の出船を遠望せしとそ、

竹之山神社山川村 祭神谷山郷烏帽子岳神社エボウシタケに同し、山上に石小祠二を建つ、一は山の絶頂、一は山の七分目なり、此竹之山の南の方は海岸より壁立して甚險絶なり、其高

二町許、絶頂の廣方六歩許、また竹之山より八町許東に當り海に臨ミて一山あり、鳶之口峯トビノクチと云、形状峻絶、竹山に類す、両山並峙といへとも、其根相連り、陸地の方は共に漸々低くして登路あり、絶頂古松疎生す、此両山天狗の栖所なりと云傳へ、種々の靈怪一ならず、或は絶頂に神燈現れ、或は太鼓・笛及螺の音鳴り響き、或は數十丈の巖石崩れ墜る聲ありて一石の落たる無く、或は夜中此山下を過る徒散樂の謡及び高音にて談話すれば、山上より石礫ツツ來事ありとす、往年指宿郷の某誓願ありて、毎年十二月二十九日の夜三年か間此山に參詣す、中の年より社頭に暖アツクなる餅と粽あり、其数共二五、二は即食し、余は携へ帰り、かくの如き事ある時は其祈願必す成就すと云へり、又當所の者此山に三日三夜參籠せしに、夜半大鳥の羽音を聞し事度々あり、其時は覺えず地に伏して頭を擧る事能ハさりしとそ、又此両山の下には船を繋ぐ事を禁するを、文化八年十一月二日の夜、官船神明丸と云るを鳶之口峯の下に繋ぎしに、竹之山絶頂に星の如き火光見えしか船の上に飛來り、忽ち帆柱の上提灯現れ、修驗者の如き者余多見ゆ、舟人驚き恐れ舟底に逃入しかと、

悉く蹴倒ケケツされ魂魄を失へり、夜明て見れハ櫓扭折たり、是等の類ひ昔より今に絶す、此山の靈怪遠近知らざるはなし、祭祀毎月二十八日にて、詣人常より殊に多し、

「地理纂考」

若宮八幡神社鳴川村

奉祀 應神天皇

往古、當村宮園門の農夫同郷川尻と云所の海濱に出て神供の為に潮水を汲ミしに、其器中に小石入りしかは、三度に及び汲改しに、三度共に其石入來れり、因て是を異しミ持歸りて家に藏置しに、漸々長大に成りし故に、當社を建立し、其石を神体に崇めしといふ、正祭正月七日なり、往古神領若干なりしを、文禄年中、社領（地勘落）ありて官に収入せり、

諏方神社鳴川村 創建の年月詳ならず、往古大社にて神領若干なりしを、文禄の度に官に収入す、

霧島神社鳴川村 祭神 瓊々杵尊、創建の年月詳ならず、

棟札に永正十六年・永禄二年願主伴氏とあり、伴は肝付氏と同族にて、往古山川を領す、

鎮守神社大山村 祭神及び創建の年月詳ならず、土人相傳へて杖聞神社の末社なりといふ、棟札に天正六年とありて、以下分明ならず、以下祭式略す、

「地理纂考」

山川港山川村 山川・鳴川の両村ニ亘れり、天然の海灣にして、其周廻凡一里、港口東に對し、濶凡八町、港底深

數十尋なり、港の形状瓢ヒサコに似たり、港の口瓢の頭にて、港内は其腹の如し、又鶴の両翼を伸たる形ちに似たりとて、里人は鶴の港とも称イへり、此湊に泊繫する大小船如何なる大風といへとも更に難ある事なし、殊に薩摩・大隅二国間の海水南より北に入る事數十里の裏海なるに、此港其海口にありて舟船の出入停泊便りよし、故に琉球諸島及び四方に往來する大船巨舶風候を待の所とす、固より當縣の舟船は言も更なり、四方の商船買舶常に輻湊するを以て、當所は艘戸豪賈多くして、人烟繁茂せり、

且支那及朝鮮等の漂船近地に來着せし時は、此湊に引入れ、後長崎に護送す、此地海門の藩籬なるか故に、往古島津久豊命して城下より鎌田清只・児玉某を此地に移し、非常に備へしといふ、

「名勝考」

○山川港は、海門の藩籬として、むかし應永年間鎌田清只・児玉某 義天公の命を奉てこの地に移り據守せし事世人知る所にて、鳴川村より川流の注くあるから山川の名は負せしは、鱒池(鰭池)もやかて其上に在り、又温泉あり、

慈眼公

木からしに波路分來る唐人の舟も入江やたのむ山川

山川八景よみ人も關のミならず、其ふしもいとくたちたれと、仮に載置ぬ、

鳴川瀑布

暮と明と絶す聞えてなる川やみなきり落る瀧の白糸

山陰漁火

くる、江の波のまに／＼数見えて山かけてらす蟹のい

さり火

湊中群船

大ちさの船こき入れし湊うち名になれたる山川の里
渡村群居

うき世には遠き渡のならひとて庵あまたにも見えぬ一
むら

正龍曉鐘

聲遠く波にそ響く海近き磯山寺のあかつきのかね

前路行旅

海こしに見えミ見えすミ旅人の磯邊をつたふ木かくれ
の道

洲崎秋月

更て猶眞沙地清くすむ月のすさきは波のよるとしもな

し

邊多暮雪

波の上は見る目もわかす暮行て雪にさやけき浦へたの

山

「名勝考」

○此山川濱見水の浦にて御崎權現を勧請し神事を行ふ、是を沖江祭と唱ふ、其式を見るに、彦火と出見尊海宮よ

り還幸ヨソヒの装ツツヒの如し、山川郷に漁獵ササの幸なき時に、鳴川村（龍社）の船人有馬某之を執行ふ事なり、この有馬某か家に神代文字ササを見せられたとも、その訓詁を闡（龍社）たれたハ讀がたし、予にも

沖得祭之式（衍之）

一 濱邊に四方注進シシメを引廻し神棚を構ふ、

一 神供物種々之略、 一 一番多羅王一人

一 二番馬水王一人 一 三番雲之王一人

一 四番八大龍王一人 一 五番御崎御前

一 六番后王 一 七番色幣王社人舞の跡よ、
一人内侍舞、

一 八番豊玉王 此舞、鹿を作り、濱児か水の村若者一人・内侍一人弓矢を持、冠物作り、笠手筋を掛、大鹿を射る、

一 九番豊出見王一人 一 十番沖津得包丁舞一人 眞魚板（本ノマ、）、
眞魚板を飾り、魚一掛浦人二人にて荷ふ、次に右の魚浦

人切り、眞魚板（本ノマ、）載置、社人眞魚著に魚を貫き舞ふ、終、一十一番蛭

児舞一人 立白帽子、白張にて釣竿・手籠を持、餌を蒔釣を垂る、一

番目に飯匙を釣上げ、二番目に杓子、三番目に摺木、四番

目に女人を釣上げ、驚て何人そと問ふ、答て底津（本ノマ、）、

海津見の姫宮にて候といふ、其時喜悅にて盃あり、 一十二番船歌

鑑くどき浦人二十人余、この舞船太郎・碓次郎碓掛て候、船問屋

船にて候、海津見の船にて候と答ふ、又積荷は何もにて候哉、金欄緞子

絲巻物、上荷は饗節と答ふ、是は結構也と挨拶し、夫より陸卸あり、其

時船問屋より太郎・次郎御前へ早く参れといふ、右二人瓶子盃を持出歌あり、皆く同音にて諷なから退く、

「地理纂考」

股川洲マタカハス山 同村無瀬濱の海上六町許に在り、大巖石に

して海中に聳へ立つ、其形状奇なり、高二十余丈、周廻

二町許、其巨窟フホイハの下に洞穴ありて、形燕尾の如し、股の

潤六間、高七間許、厚八間余にて、舟船其間を往來す、

（名勝考カ）

○股河洲マタカハス 岡見水オノチナガミツ 一名湯浦山といへる處の海中に

に洞ありて、東西に通透トホリスケて、さなから門闕を開きたるか

如し、廣六間、長八間、高七間許ありて、其中を舟行あ

り、西には海門山、南に八重嶽など遠く遊周ナカメヤリて、一奇勝

たり、

「纂考」

無瀬濱山 同村の海濱に長五六町平沙の渚ありて、少

しの湾曲あり、土人の傳説に、豊玉姫命竜宮より枚聞宮

に赴かれし時此所より上陸ありしといひ、或ハ豊玉姫に

あらず、大宮姫なりといふ、

「名勝考」

○六瀬濱ムセウヘ福元村の海灘なり、

相傳ふ、むかし天孫海宮に遊行し時の御道の墟也、俗に誤て天智帝の後大宮姫の船の着し所といへり、○此村の農夫六瀬田の稲米を以て九月九日毎に枚聞宮の神供に致すの例なり、

「纂考」

甕破坂カンサカ山川村

山川無瀬濱より穎娃郷に通ふ坂路なり、土俗傳稱す、太古龍宮城より枚聞神社に千年酒を献せし時、此坂にて地に墜し、酒甕を破りし故に名くと云ふ、一説に大宮姫といへる天智天皇の皇妃京より携へ來れりとも云り、

「名勝考」

○甕破坂ムサカ福元村の中に、六瀬濱より戊亥方十八町、開聞への往還に在り、

むかし龍宮城より千年酒開聞に上りし時、此處にて地に墜し、その酒甕を破りし故に名くとそ、一説ニは大宮姫都より携來りし物とも在り、甕破坂ムサカてふ名は諸所に多し、其説を求すして可なまし、

「纂考」

鰻池ムナギ鳴川村

同村鰻嶽の絶頂に在り、周廻十八町、深五十尋許なり、東北は村野にて、西南は山なり、土人の傳説に、往古此池を水田に開かむとて一方の低き処を鑿りしに、大なる鰻鱺横たはりて其水口を塞り、是を取り其片身を割しに、池中に遁れ入りて生活す、因て開墾を止む、是より鰻の池と云りとそ、池中鰻鰻鱺多しとそ、土人は是を取る事を禁す、又鯽魚を産す、往年紅色の大鮒を取得しに、長三尺余なりしといへり、土人常に小舟を浮へて往來に便りす、

鰻温泉ムナギ鳴川村

鰻池の東北一町の処に温泉二ヶ所あり、其間一町許を隔て、共に浴池を設く、硫黄氣ありて疝癩濕瘡等に効あり、又湯瀑布二ヶ所ありて痛所に注ぐ、此近辺四方二段許は滿地温泉沸騰して、地中大に鳴る、此中に熱湯ありて、手足を浸し難し、土人は是を地獄といふ、甘薯カウイモの類を囊に入れ浸し置は、忽にして熟すといふ、温泉の下流鰻池に入る、

兒ケ水温泉鳴川村 同村と大山村の両所にあり、俱に兒ケ

水温泉と号す、其一は海渚平沙の中にて、長十間余、横七八間なり、所謂沙蒸スナカシにして浴池なし、沙蒸スナカシの状は指宿スナカシの巻に詳なり、能く

疝癰足痛等を治す、此温泉鳴川村の内濱兒ケ水に属す、其一は沙蒸より西六町許にて溪間なり、故に谷の湯と呼

ふ、浴池一ヶ所なり、此地大山村岡兒ケ水に属す、往古国主にも屢入湯ありしといふ、治徇前に同し、

利右衛門墓大山村 同村堂之間門に在り、岡兒ケ水の漁夫

にて、宝永二年乙酉の年、琉球より甘薯カライモの種を持來る、是より漸々博まり、人民其利益を蒙るといふ、利右衛門

宝永四年丁亥七月死して、其裔孫なし、村民報恩の為に其墓を掃除し花水を供ふといふ、そもく甘薯は、土人

の傳説に利右衛門より世に博まるといへとも、既く慶長元和の頃、呂宋等の諸蕃薩サツ国坊津モクヅ互ニ市シせし時齋モクヅし來

りしよし云傳へたり、釈文之南浦文集に、呂宋国に贈る書牘の中に、彼国の商船と贈信交易せし事など詳に

載た當時の蕃舶は多く坊津ニ輻輳せし故に、唐湊ともいへり、甘藷を唐芋と云は海外より渡り來たればなり、崇神天皇の御世に大加良国オホカガクニの人始て來貢せしより、海外の諸蕃を凡て加良と云へ、大和本草・和漢三才圖會等は元禄中に編集せし書な

るに、先年より薩戸及び肥前長崎に種と記せり、琉球に

は、元禄以前儀間親雲ギマバウキ支那に至りし時、福建より種を携へ販りて植廣めしとぞ、元禄十一年戊寅の歲、中山王シヤン

より甘藷一籠を国老種子島久基に贈る、官臣西村某に命

して久基か采邑種子島に種殖しむ、此事其家乘に載たり、然れハ治右衛門より始て傳へたるにはあらざるなり、享保十七年壬子の歲、海内饑饉にて諸国餓死多し、特り藩

内甘藷を貯るに依りて死を免る、爰に於て幕府より命ありて種を江戸に取寄せ、安房・上總等の地に種ウヱて漸々に

繁殖し、薩戸芋と唱ふ、青木敦書が著したる書に、蕃薯は享保十九年養生所の儒地に試作られ、其後関東の島々

へ渡されしか、貯へ様悪くて其種腐りしに、薩戸人其嶋にありて貯の法を教へ、大に作得を習ひしと見えたり、

今は西南の暖地に限らず北越の国々まで是を植ざるはなし、甘藷の利益は農政全書、廣野芳譜等の書に具に是を贊揚し、其六益十三勝等を委しく挙たり、

〔纂考〕

藤原惺窩事跡 惺窩は播磨国細川の人にて、父を為純といふ、其本冷泉家なり、弱年洛の相國寺に入り佛書を讀

むといへとも、其志儒に在り、當時師とすへき人無きを歎き、忽奮発して西土の文物を觀むと欲し、明國に渡らむとす、洋中逆風に逢ひ鬼界島に漂着し、志を得ずして舛る、謂らく聖人に常師なし、是を六經に求むとて、是より儒に皈し四書六經を講ず、海内靡然として是に隨ふ、朝鮮人姜沆是を見て曰、朝鮮三百年以來斯の如き人あるを知らず、吾幸に來りて先生に謁すと、諸家人物志・惺窩集行狀・先哲叢談等に詳なり、按するに、惺窩は硫黃島鬼界島と在るハ非なり、より山川に來り、此地に留り、或日正竜寺山川村に在り、を訪ひ、僧桂菴か所著の家法和點一卷及僧文今廢してなし、を訪ひ、僧桂菴か所著の家法和點一卷及僧文之か修飾せし四書朱註訓点を寫取り、京師に皈り是を剽竊し、己か功として四書朱註に訓点を下す、諸儒其事實を知らず、故に惺窩か事を記せし諸書皆此事を脱漏す、

「地理纂考」

物産

菓實 竜眼 リウカン 荔枝 レイシ 橄欖 カワラン
 花卉 佛桑花 フツサンカ 瑞聖花 スイセイカ
 藥園 當郷は氣候温暖なる故に、園を置き、藥性の暖地

鱗介 ニツツ 鯛 ウツツ 方頭魚 ウツツ 烏賊 イカ 章魚 タコ 鰻魚 ナゴシ 魁蛤 カキ

「地理課川調帳」

單流 一 児ケ水川 大山村 児ケ水村

水源 穎娃郡大山村 ○日カケ平 ヨリ流出、児ケ水ニ至八分ヲ經テ流入ス、

幹流 一成川 成川村

水源 鳴川村ノ内鱧村 ○鱧池下 ヨリ ○萬掛二分ツ、三分流下シ成川ニ至ル、里程五分流レテ山川湊海エ流入ス、

指宿郡 一武備志ニ山川湊、津一○浦一 山川港 児ケ水浦
児ケ水湯 鮎湯 鳴川湯

山川 惣廻七里程、○本府札辻より山川地頭飯迄拾三里拾壹丁
（屋脱カ） 鹿兒府より午未之方ニ當ル也

町地頭飯屋より亥之方六町余、
 一津口番所 湊入口左方在洲崎、自他國之商船聚要津也、

往返之船必由ル、自他國船改所也、

一應永之比、自久豊公穎娃美作守兼政 付河内守兼元二男也、
 拜領此地、

一鳴川村 應永年間与鹿兒島武村同時ニ入來院重頼元久公より賜之、

一慶長四年己酉、家久公遣軍衆征琉球國、於此時肝付越(十脱之)

前守兼篤勇兵八拾余人二月廿五日發於喜入、同廿八日、

家久公着御于山川、兼篤ハ有可壓於大島之命發兵、島

中悉降、同十七日赴于德島、同廿五日、進于運天と今(三月九)

飯仁城、未戰而没落矣、同四月四日和義成、國主降城

也、而同年五月廿三日、琉王を携而諸將此地ニ着岸有、

而同六月十七日此地出帆、鹿兒島ニ上府也、

一鳴川村 當邑ハ外國之藩籬也、為據其固、應永年間鎌

田源六左衛門清只・兒玉某兩士奉久豊公命移居此地為

警衛者也、

一御仮屋在兒ヶ水村、

一此地穎娃代(氏脱之)之領之、慶長十四己酉二月、琉國為退治遣

百余艘艫艫討之、于時三月四月曉天、解(纜力)艦諸船拳帆、

此時義弘公・家久公來過于此所、家久公湊之高山ニ被

立床机指揮於軍勢、其場所麓南方海濱之高山也、

(名力)
「右勝志調帳書拔」

一地頭仮屋 福元村ニ在り、

一惣高頭三千九百八拾四石壹斗五升余 一竈数千百七拾

軒 一用夫千弍百弍拾五人 一男女五千八百九拾人

一産物 西瓜 一藻蟹 一本たわら 〇藥種 龍眼肉

一枳穀

一遠見番所地頭仮屋より未申ノ方里三拾壹町余、岡兒ヶ水に在り、寛政十年年

御取建あり、同所江居住せし無役郷士肥後十太郎外ニ

忝人昼夜相詰居也、

一長崎 磯濱ニ而、濱兒ヶ水江御湯治として被遊御光越岡兒ヶ水

候節者被遊御出候場所之由御座候、

一指宿郡福元村 指宿郷之内ニ而山川村与相唱候処、山

川江属せられし時今の村名に替呼へり、然共其年鑑不

相知、

一熊野權現地頭仮屋より子之方四町弍拾間程、別當 鮫島青陽院

本地佛勸請正躰堂、社司 紀丹宮

薬師如來 阿弥陀如來 觀世音菩薩

右、坐像、高サ各壹寸弍部、往古別當開山頼仁法印紀

州熊野より守り下て勸請之、年月知れず、頼仁法印紀
州熊野社別當職たるに因て、熊野權現正躰當國江守り

下与云傳ふ、○家久公琉球御征伐之砌山川迄被遊御出馬、其時御祈願之義別當十九世之住持頼真江被仰付、琉球御退治之後、慶長十六亥年十一月被御再興候義、棟札ニ見得たり、至今寺社方御修甫なり、尤右之棟札于今格護いたしぬ、頼真代迄者社人無之、別當寺迄ニ

而候処、御再興之砌御意之趣有之候付、頼真より開闢宮社人頼入神樂相始候由申傳候、○正月元日・正月七日・九月九日、右御物御祭、○八月十五日、右地頭祭、

○五月五日、右所祭、○御祭米壹斗七升五合、○祭米

壹斗壹升五合、○神領高壹石九升五合八夕三才往古より被召付、于今格護いたし候、尤山川福元村無瀬田八

町・指宿川原村神領ニ而候処、京竿之節被召上候、○權現鰯口之銘、讚乙諸州山田郡殖田郷松尾寺常住也、當弘化四年迄四百五十二至ル「光久公御奉納 書付等無之候一」ママ明治二年癸酉七月願主頼秀、一太刀一腰 無銘 豊後之行平与

申傳候、外ニ太刀長サ三尺奉納有之筋相ミへ候へ共、由緒不相知候、故拵等略ス、○權現 一之鳥井より二之鳥井迄之間、横式間、長拾三間之芝伏せ有之、琉球御征伐之砌、家久公右之所江被遊御出馬、諸士江御別之場与申傳候、

一愛宕（宅）權現地頭飯屋より辰巳之方三町三拾壹間程、右者、琉球御征伐兵船出帆之節、右社地迄家久公御見送として被遊御發駕候、御床机之場江右社勸請いたし候由申傳候、棟札あり

一熊野權現別當如一山青陽院觀音寺寶積坊由緒、

○持佛堂 本尊千手觀音 地蔵

右二佛、時之地頭是枝喜右衛門持佛ニ而候処、明曆

二年、堂造立有之、御安置被成候、○光久公御筆御

額一面但竪壹尺三部、横壹尺七寸、

○御額之銘

納

流

大海中須納細流昨夜虎丘山上望一輪明月照蘇州

守隅子書御判

右御額之裏書

薩州山川与申所地頭被仰付年月送、度々黄金致拜

領、厚恩難報、坂觀音・地蔵二佛籠封堂造立、于

時明曆二年丙申相天巳穀旦、光久尊殿兎ケ水山

川 御光來被遊、（還方）数日逗留、右堂根元聞召、御自

筆以額被遊拜領、則二佛尊前是掛置、

是枝喜右衛門尉寛永十七年辰正月より地頭也、

一 光久公御筆御詩 寶積坊廿世頼昌代ニ拜領、

山川與鳴川詩漫綴一章

村際繫船良月天 霜迷泊湊古山川 樂如何是江湖景

剩著鳴川瀧水煙

一 開山頼仁法印、三代迄東光寺改、是より代寶乘院改如一山、

と妻鉢いたし候、十五世頼遍法印、寶乘院改如一山、十八世

頼盛法印、朝鮮御征伐之節、御供いたし候、十九世頼真法印、親頼盛朝鮮入依

仕、御目錄于光久公より御筆之御詩拜領仕、今格護仕居候、廿一世頼昌法印、軍功御加増頂戴

者先達職ニ而候処、右之代より飯隈山同

行ニ罷成候、從是代ニ國年行事ニ而候、
福元村

一 竹之山地頭飯屋より未申方式拾六町式拾間程、

石小祠、高サ式尺三寸、祭神烏帽子嶽權現大天狗、

本地不動明王、天和三癸亥三月吉祥日建立、
福元村

一 土矢倉城地頭飯屋より午未之方三町前代より城山と唱、由緒

不詳、
同村

一 龍眼山地頭飯屋より亥之方三前代より龍眼木并藥種御植付

場有之、最初之場所不相知、今之場所御植付之義、万治二亥年にて候、尤上古寺有之候由申傳候へ共、由緒

不相知候、

福元村
一 俣川洲地頭飯屋より午未之方式拾七町程、

廻り式町、高サ式拾丈計、俣之明キ六間、内通り間、
俣ノ高サ七間程、無瀬海中ニ有之、

同村
一 無瀬俣川洲より酉之方前代開闢宮都より御下向之節無瀬

江御着船之由、其時分ハ人家為有之由申傳候、毎年九

月九日御祭之節、無瀬田出來之真米ツ、于今神納仕來

候、委細由緒不相知、

福元村
○ 甕破坂地頭飯屋より申開闢宮御下向之節無瀬濱江御着船

ニ而、穎娃之樣持越候節、甕破損いたし、夫より甕破

坂与唱候由、

指宿山川境大渡
○ 唐人石地頭飯屋より前代、唐人瀬与申傳、大渡濱ニ有

之候、

成川村之内 同
○ 小川村 鱧村 指宿郷之内ニ而鳴川村与相唱候処ニ、

山川江差分相成候後成川村与相替候、年鑑不相知、

成川村
一 若宮八幡宮地頭飯屋より成社司 有馬右京

神鉢石高サ四尺五部、祭神應神天皇勸請年月

右、往古成川村宮蘭門名頭川之濱江潮井取ニ差越、潮

井かへを以潮汲入候得者、小石汲入候付、及三度汲直

し候処、三度右之小石入候付、不思義ニ思ひ持帰り候
処、漸々形太り相成候故、若宮社致建立、當分ニ至り
右之通神躰ニ崇候、

成川村之内

○川小谷 ぬるい 金の六谷 祝尾 水上六ヶ所より流集して、

川尻測津内江江集し出、湊涯瀧あり、高サ七八間、重
々に轟落ぬ、

成川村

一白ヶ城地頭飯屋より戌之方式拾町程、前代頼娃氏・根占氏合戦之節、頼娃
氏より出張之場所也、

成川村

○馬脊城地頭飯屋より戌之方式拾町程、前代頼娃氏より出張之陳場なり、

成川村

○合戦平 往古戦場之由申傳候、

成川村

一温泉地頭飯屋より戌之方式拾町程、○温泉地頭飯屋より戌之方式拾町程、

一濱兒ヶ水浦 指宿郷之内ニ而候処、山川江被召属候、
(ママ)

年鑑不相知、右浦高之義、成川村より支配可之候、

濱兒ヶ水

○御飯屋 御造立年鑑不相知、御取除相成候者文化十西

年也、明暦二申年、御湯治として濱兒ヶ水江光久公被遊御光越候筋
相ミへ、其時分御造立為被遊歎、其後宗信公・重豪公・齊宣

公・御内證様方ニも御光
越被遊候筋相ミへ居候、

濱兒ヶ水

一温泉地頭飯屋より未申ノ方式里八町、

○大山村 頼娃之内ニ而、佐々木領と呼來候処、其後大

山村与相唱為申由、正保四年、光久公御意にて山川江
被召付候由、地頭は枝喜右衛門代也、

大山村

○大山殿墓所 外園門伊助屋敷内江有之候、○大山村之
義佐々木領知ニ而、氏神社有之候所ハ佐々木殿屋敷之
由申傳候、

由申傳候、

○岡兒ヶ水浦 頼娃之内ニ而候処、慶安三年刁七月、光
久公上意ニ而山川江被召付候、寛文五年、浦江被召成
候、

久公上意ニ而山川江被召付候、寛文五年、浦江被召成
候、

候、

一唐芋 岡兒ヶ水浦治右衛門(利カ)与いひし初而琉球國より鉢
植ニいたし持渡り、夫より世に過分ニ成立候由申傳候、

持渡候年号不相知、治右衛門享保四年亥七月相果、

墓同所ニあり、子孫無之故、掃除・花香等浦中より祭
事いたし候、

事いたし候、

事いたし候、

32 「本文外ニ三通文書あり、略ス」

一當國寺社領悉勘落候、雖然當所之事、唐船以下往還之
津候、一ヶ寺退傳(傳轉)不可然之条、寺領之亘、如前々申調

進之候、企領知可被勤行亘肝要候、恐々謹言、
(傳令)

十二月十九日

幽斎

玄旨書判

正龍寺

座元禪師

几下

(本文書ハ「旧記雜録後編二」一〇〇八号文書ト同一文書ナルベシ)

一御朱印并御感状巻物壹ツ 一旗一流

右、大迫吉之丞江被下置候、于今格護いたし居候、

系圖等無之候、

○塩焔蔵(前カ) 陶兒ケ水遠見番所
後之方野岡ニあり、

今和泉郷

〔纂考〕

鹿兒島より巳午方九里半余、北喜入、東指宿、南山川、

西穎娃に境を接す、周廻拾里七町五間、村落五岩元村・新
西方村・小

牧村・池田、人員五千六百八十五人、戸數千二百十一、

島津繼豊延享元年指宿郷の内小牧村・岩本村・西方村及

ひ穎娃郷の内池田村等を割て一郷とし、舍弟因幡忠郷に

與へ、今和泉と号す、初忠宗の第二子三郎兵衛尉忠氏出

水に封せられ、和泉を以て家号とす、第五世又四郎直久

應永二十四年川邊に戦死し、嗣なくして家絶たり、爰に

至り忠郷をして直久の後を紹ツカしめ、島津氏を冒さしむ、

明治の度に封土返獻して公領となれり、

〔地理志〕

中宮神社棟札、願主藤原安近、當領主甲斐守公秋、天徳

四年丁丑仲冬二十二日、願主藤原忠家、寛正二年辛巳十

二月、願主齊藤豊前守利次、地頭津曲若狭守伴兼任、天

文十三年甲辰十二月、

池田村穎娃郷ノ内、高千四
指宿郷ノ内、高三

高四百九十斗余、小牧村
百八拾一石一斗余、岩元村之内、

九石貳斗余、利長村穎娃郷仙田
村ヨリ分ル、新西方村
方村ヨリ分ル、西惣高

〔旧史官調〕

一今和泉 延享元年子五月二十五日、和泉嶋津家嶋津三

次郎殿相續被仰付、高壹方石被下御取立、延享二年二

月朔日、一所之地拜領之、

〔國史繼豐傳〕

(傳)延享元年甲子

〔寛保三年癸亥〕十二月云々、初和泉又四郎直久死於川

邊松尾城之役、和泉氏絶、事見第九卷應永二十四年、公立弟三次郎紹直

久之後、仍稱島津氏、號為二男家、班在一門家第四、淨

國公代公命之、原文、以三次郎紹直久後、在此年五月二十五日云々、因割攝宿郷之小牧村、

岩本村・西方村、穎娃郷之池田(傳)・仙田村凡五村、集成

一邑、合三千五百六十二石、稱今和泉、於是三次郎生三年矣、

〔島津支流系圖〕

島津貞久弟

○忠氏

初實忠、三郎兵衛尉 豊後守 下野守 初称島津、後号和泉、領知薩州出水云々、

○忠直

右工門兵衛尉

氏儀

能登守

○久親

式部太輔 元久公賜百町之采地於救仁郷深川村、

○直久

又四郎 應永二十四年川辺合戦ニ死、

○忠郷

因幡 幼字三次郎 (直久カ)、實太守吉貴公六男、為忠氏後嗣、延享元年十二月、太守繼豊公降命使忠郷繼直久後、賜私領今和泉云々、(四カ) 寶曆三年卒、年十三

○忠温

初忠雄、忠通 安之助 因幡 實吉貴公八男、初祢寝清香嗣子、小松氏ヲ称ス、

○忠厚

初久邦、雄五郎 因幡 安藝 市正 山松 實嶋津兵庫久徴長子、太守重豪養為三男、弘化四年卒、

○忠皎

後忠喬、伯耆 安藝 淡路 對馬 荅翁 文久二年卒、年六十三、

○忠剛

久彰 啓之助 安藝 太守齊宣公七男、嘉永七年卒、年四十九、

○忠冬

三次郎 因幡 安政六年死、年三十二、

○久敬

造酒 出繼島津主殿久陽之後、

○忠敬

峯之助 安藝 為家兄忠冬後、

○忠欽

初紀堯、英之進
實中将久光君第五子也、文久二年二月二日、命為
忠敬養子、

〔纂考〕

麓城岩本村 東北は絶壁にして、南は野岡に接し、西は深谷

を帯ふ、山上に洞穴ありて形状甚奇なり、城主詳ならず、

〔国史卷三十一〕
(一)

宝曆(二年壬申)云々、公命以重富属始羅郡、今和泉属揖

宿郡、

〔纂考〕

清見城キヨミ利永トシタカ村 土人の傳説に、清見某居城なりしを、肝付

か軍兵暗夜風雨に乘し、城南岩崖の松樹に鎌を掛けて城に
登り入り、遂に城陥る、近世までハ鎌掛松と唱へ古松樹

ありしといへり、清水某事跡詳ならず、
(⑩見)

〔指宿由來記〕

應永二十八年辛丑正月元日、佐多伯耆守親久指宿ヲ乗取、

佐多氏記ニミユ、今和泉清見カ城ノ城主池田信濃守モ右ノ親久攻

陷サル、池田ノ城モトハ指宿ノ内ナリト、信濃カ跡ニ佐

多元忠親久ノ弟、左(見カ)近太夫ト云、清水城ヲ守リ、指宿一所ヲ領セリ、

〔地頭系圖〕

今和泉

一天文十三辰十一月中宮大明神棟札ニ、地頭津曲若狹守

伴兼任トアリ、

一延享四年卯五月七日、御引付ヲ以穎娃・指宿ノ内ヨリ

相分一所ニ立、

一島津因幡忠郷實太守吉貴公六男、賜私領今和泉、列御一門家、
宝曆四年甲戌十一月十三日死去、

〔地理纂考〕

中宮神社岩本村 祭神豊玉姬命

當邑の總鎮守にて、祭祀九月九日なり、棟札に天徳四年

丁丑仲冬二十二日指宿岩本村領主甲斐守公秋建立とあり

しよし云傳へたり、其棟札今
現存せず、又寛正二年辛巳十二月願主藤

原忠家、天正十三年甲辰十二月願主齊藤豊前利次、地頭

津曲若狹伴兼任の棟札あり、按するに、豊玉姫命の社号を中宮としも云るハ、中古より開聞神社に彦火々出見命・

豊玉姫等の數座を會祀せしによりて、豊玉姫を命の中宮

といふの意を以てさかしらにかくはいへるなるへし、開

聞神社の祭神は彼卷に云るか如し、

稻荷神社岩本村 祭神倉稻魂命、祭祀二月初午・十一月三日、當社は鹿兒島大磯の別館に鎮坐ありしを、宝曆三年、

當所に迁坐ありしといふ、

大和神社岩本村 島津大和久章ヒサヤキの靈を崇む、故に大和神社

といふ、疱瘡の祈願に靈驗ありとそ、事は府學助教宮下

希賢碑文に詳なり、

重建岩本村大和大明神石祠記

明和九年、本藩郡邑疱瘡熾行焉、凡家有未病痘者、禱④祠④萬方、靡神不舉、谿山郷之清泉寺有公室支族島津大

和久章墓焉、早滂疾疫凡有所求、則必禱而得驗矣、遠

近傳聞、人咸往拜其墓、而禱痘焉、谿山之民、或有迎

其神而輿之、設之儀衛、歌舞隨之、以致谷山以南諸郡、

次至今和泉郷崑本村、村人受之、復欲致之他邑、他邑

人不肯受、岩本村人乃相謂曰、神豈不欲他適乎、且此

神所出曰清泉寺、其所止曰今和泉者、豈神之所欲乎、

於是卜地於岩本村、而創立小石祠焉、又遣人於清泉寺、

告其事于住持僧、遂因其神之生名、号曰大和大明神、

以歲時奉祀不絶云、始其立祠也、郷之醫士秋山尚政為

之記其事、而刻之石祠上、蓋三十八年于茲矣、祠石殘

缺、文字漫滅、多不可讀者、郷人改立小石祠、乞余記

之、別立石刻之、余按傳曰、夫民者神之主也、神者無

所不在、有誠則必應、所謂至誠者也、故人氣之所聚、

神必憑焉、是之謂神之主也、余既為之記、又從而歌曰、

神之格思、不可度思、矧可射思、俾郷人亦誦此詩、而

祭之如神在云尔、文化六年己巳夏六月、本府太史肆業

行府學助教事宮下希賢士伯甫、謹撰、

「地理纂考」

八幡神社新西方村 奉祀 應神天皇、祭日二月初午・八月十

五日なり、當社は始鹿兒島大磯なる国主の別館に鎮坐あ

りしを、宝曆三年、當所に遷坐ありしといふ、

池田湖イケタケ田村

池田村の名は此湖水に由てなるへし、廻り

四里二十九町十四間、深さ測るへからず、遠く望めは蒼海ソウカイの如し、土人の傳へに荒古杖聞嶽湧出の跡なりとて、

今に枚聞の御池ミイケと云、近江国湖水を不二山湧出の跡といへるに等しき里人の俗説なり、巢松詩集

に、穎娃中有湖水、命曰神之御池也とあるは、即此湖水なり、抑此湖水や神龍潜居する所なりとて、湖面風なき

に波浪起り、或ハ水五色の文をなし、或は水上神燈アラハを現し、或は夜陰舟船の往來する声ありて、種々の神変測る

へからず、此等の支は近邊の土人往々見聞する所にて、敬畏尊崇せざるものなし、古より舟船を浮ふるを禁し、

及び舟車滄海等の談話するを忌む、若是を犯せオカハ、忽狂風暴雨等の災變あり、又湖辺肩輿イを禁す、若し止を得ず

して是に乗り通行する者、必ず湖水の方にハ柴を掩ひ、肩輿を隠すを例とす、又溪水一滴の他より注ツき入るなく、

又旱魃といへとも水更に減する事なし、或は雨を待すして水勢増長し、岸上是か為に水中に埋没し、陸地七八町

に溢る事ありといふ、又此水清澄甘美なり、故に近湖の

民戸咸ミヤコ此に由て用を辨し、別に井を穿つの勞なし、湖の

三方山嶽ミタケ繞り、一方は水田平坦なり、處々に湾曲イリエありて風景愛すへし、湖の西北十余町に九玉神社あり、此地高

敞にして湖水を一眸に収め、開聞の岳上を正南二里の外に望む、されは四方の遊客九玉社を以て眺望の所とす、

凡三ヶ國の内湖水多しといへとも、其大なるは是を以て第一とす、又此東岸に池王明神と称する社あり、東岸の

觜湖中に出ること二町許にて、其岸頭に巨なる古松ありて、是を神体とす、松樹の側に石祠あり、華表を立つ、

偕此社に就て奇談あり、往昔池田村池端門イケハタカトの農夫四郎といへる者の先祖或家の婚禮に往ユクとて池邊を過るに、異形

の者水邊の叢中に卧たり、其形人首龍身なり、則短刀を抜て是を斬りしに、血に染て水中に躍り入る、其夜其男

俄に病起りて死す、其妻又俄に病をうけ狂語して、我は此池の龍王なり、我を殺せし故に汝か子孫を悉く絶すへ

しといふ、親族大に驚き怖れ、さまざまに罪を謝し、神に崇め社を立て、永く祭祀を怠る事無らんと誓ふ、時に

妻曰、我に母あり、母子を神に祭らハ罪を赦すへし、且神社を立るに及はず、生樹を以テ神体として可なりと、

いひ畢りて病愈たり、かくて池王明神の地に龍出て死す、則龍を其處に葬り神社を建つ、即ち今の池王明神にて、神体は彼古松樹なり、其側の石祠は龍の母を祭れるなりといふ、又土人の一説に、四郎か先祖某同所大迫門に大

は池王の誓より湖北十四五町を隔て、對岸の地なり、農業に出しに、彼池王の地に竜卧

たり、時に同所の土民來る、此より以前四郎か先祖彼土民より錢を借りて返す支能ハす、彼土民竜の卧たるを見て戲て曰、汝彼龍を殺さハ借したる錢を與ふへしといふ、四郎か先祖即ち鎌を以て竜の頭を斬る、龍傷きて水中に踊り入る、其後池王の地上りて龍死たり、既にして四郎か先祖暴死して、其家災殃甚し、因て其罪を謝し、龍を神を崇むといふ、猶其家存在すといへとも、今に至りて貧窮にして相続せず、代々養子なりとぞ、祭祀毎年六月十八日にて、神酒及ひ鱗形の餅日の數三百六十四を供ふ、かくて祭日には衆人酒を飲て醉を尽し、皆横に卧すを故夏とせり、龍の卧せるに象とそ、

〔地理纂考〕

鬼門嶽池田村

東南は懸崖絶壁高さ三町許なり、絶壁に怪

松數株横に生し、其上下に躑躅多し、西北は險峻ならずして上り易し、絶頂は寛平にして池田の池目下にある、土人此嶽を賞して唐画の山水に似たりと称す、又天狗の栖止する處にて、深夜笙笛の声する夏ありといふ、

〔纂考〕

池月名馬 阿多郡伊作郷古記に、壽永中源頼朝佐々木四郎高綱に與へたる池月といふ名馬は、薩摩国穎娃郡池田

の牧より出たりと記せり、今口碑に遺る所も然り、されは池月と名つけたるハ、池田の一字を取り、月とハ半月などの廻文毛ありし故にやありけん、大日本史に池月と記して出所は見えず、此牧廢して今なし、

〔地理纂考〕

物産

飲食 煙草 指宿煙草に似たり、

鱗介 鯽 池田湖に産す、其大なるは長さ四五尺なり、

又紅色なるもあり、 亀 同湖に産す、 棘鬚魚

金線魚 方頭魚 烏賊 章魚 龍蝦

〔地理課川調帳〕

幹流

一宮ヶ濱川 湊川トモ、

今和泉 池田村
揖宿 東方村

○權現山○道迫ヨリ一川○下野村○高野
○池田村○石ヶ峯○大窪一川○諸留二川新西方村ヲ通り各川合

シ、里程一里八分ヲ經宮ヶ濱海エ流入ス、

單流

一岩元川ニツ各水源ヨリ二分五リ流レテ同所海エ入、
小牧川一ツ

岩元村
小牧村

此備考ハ、縣廳在勤中、地誌編集之際、古來要書類雜録

セシ一書也、磯嶋津邸ニモ見合可相成ト伺之ニ写置也、

伊季通

指宿郡

○浦一瀬崎浦○池一池田池 周廻三里、

今和泉

生鮒
小魚

一中宮大明神

棟札、願主藤原安近、當領主甲斐守公秋、

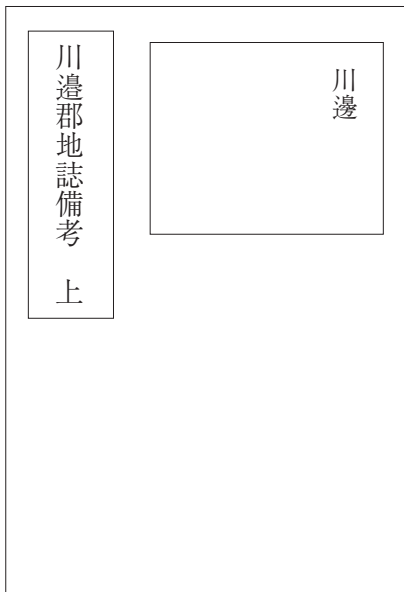
天德四年丁丑仲冬廿二日、願主藤原忠家、寛正二辛

巳年十二月、願主齋藤豊前守利次、地頭津曲若狹守伴

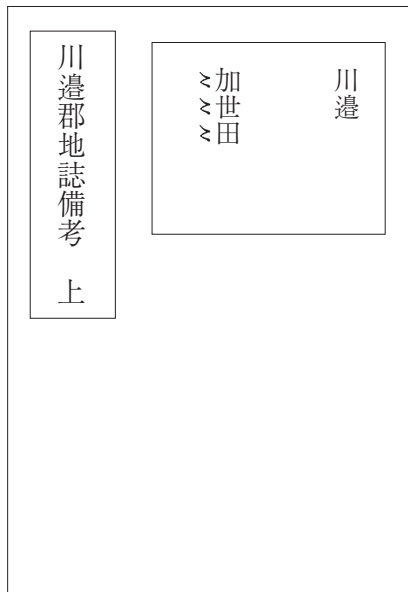
兼任、天文十三年甲辰十二月、

川邊郡地誌備考
上

(表紙)



(中表紙)



(中表紙)

川邊 加世田

川邊郡地誌備考 上

薩摩國

川邊郡管轄沿革

古時、今ノ川邊郷ヲ河邊郡ト稱シ、加世田・勝目・南方ノ三郷ヲ加世田別府ト稱ス、建久圖田帳ニ、河邊郡貳百貳拾町、加世田別府百町トアリ、後合シテ一郡ト為シ、後又加世田郷・山田郷・川邊郷・坊泊郷・久志郷・秋目郷・鹿籠郷等ヲ置キ、明治二年、山田郷ヲ勝目郷ト為シ、坊泊郷・久志郷・秋目郷・鹿籠郷ヲ合シテ南方郷ト為ス、鎌倉以前、伊佐平次貞時阿多郡ヲ領ス、貞時ノ曾孫良道六子アリ、長子道房ハ河邊ヲ領シ、第四子忠明ハ加世田別府ヲ領シ、道房ハ河邊、忠明ハ別府ヲ氏トス、守護島津忠久ノ時、道房ノ孫道綱河邊郡ノ郡司タリ、塩田光澄・石井入道・鮫島宗家・忠明ノ

子信忠等加世田別府ヲ管治ス、康永二年、伊作宗久加世田別府半分ヲ領ス、文和元年、二階堂行雄河邊郡ノ郡司タリ、同年十二月、島津貞久其庶長子頼久ニ加世田別府半分ヲ與エ、大隅桑郷ニ易フ、永和中、伊作久義代テ之ヲ領ス、其後島津伊久薩摩郡碓山城ヨリ遷テ河邊ニ居リ、明徳四年、河邊ヲ島津元久ニ與フ、後伊集院頼久河邊ヲ領ス、二十年、頼久其領邑伊集院・河邊・給黎ヲ以テ島津氏ニ叛ス、二十一年、伊久ノ孫久世頼久ニ屬ス、是ニ於テ頼久河邊ヲ久世ニ與フ、久世碓山城ヨリ河邊ニ徙ル、是歳久豊給黎ヲ攻メ之ヲ取ル、二十二年、久世故アツテ鹿兒島ニ自殺ス、久世ノ遺臣天辰玄徳其子久林ヲ奉シ河邊城ニ據リ、酒勾紀伊松尾城ニ據リ、皆頼久ニ屬ス、二十四年、紀伊竊ニ島津久豊ニ内應ス、頼久之ヲ聞キ松尾城ヲ攻ム、久豊ノ臣吉田清正久豊ニ請ヒ、谿山・給黎・鹿兒島三郡ヲ頼久ニ與エ、松尾城ノ圍ヲ解カシム、既ニシテ頼久谷山城ニ據リ、鹿兒島ヲ受ル約ノ如クセンコトヲ請フ、群臣聽カス、遂ニ頼久ヲ谿山ニ攻ム、頼久吉田清正ニ因テ石谷村ヲ獻シ成ヲ請フ、是ニ於テ河邊・給黎・谿山ハ皆久豊ノ有ニ歸ス、此歳久豊伊作勝久ニ加世田別

府半分及ヒ本郡田部田村ヲ加封ス、二十七年、久豊更ニ河邊ヲ頼久ニ與フ、頼久徙テ河邊城ニ居リ、其子漉久ヲシテ伊集院ニ居ラシム、寶徳二年、島津忠國漉久ヲ攻ム、漉久肥後ニ奔ル、永享十年、頼久其第三子繼久ニ河邊ヲ與フ、文明中、島津用久ノ子國久出水郡及ヒ河邊・加世田・山田・鹿籠ヲ併領シ、後其弟延久ニ河邊ヲ與エ、其姪忠福ニ加世田ヲ與エ、第二子忠綱ニ山田ヲ與エ、第三子秀久ニ鹿籠ヲ與フ、大永六年、國久ノ曾孫實久叛ス、天文七年、島津貴久實久ノ兵ヲ撃チ本郡ヲ復シ、其臣新納康久ヲ以テ加世田ノ地頭ト為ス、永祿元年、貴久其族喜人季久ニ鹿籠ヲ與フ、四年、(文祿脱カ)島津義久季久ノ子久通(道)ヲ鹿兒島郡永吉村ニ遷シ、知覽領主佐多久慶ヲ川邊ニ移封ス、後復久通弟忠續ヲ舊領鹿籠ニ、久慶ノ子忠充ヲ舊領知覽ニ復ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、忠續ノ裔孫領スル所ノ鹿籠村ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

武田村管轄沿革

本村及ヒ川畑村・益山村・宮原村・地頭所村・村原村・

唐仁原村・小湊村・大浦村・片浦村・内山田村・津貫村・

赤生木村ノ拾三村ハ、古時加世田別府ニ屬シ、後加世田

郷ト稱ス、鎌倉以前、伊佐平次貞時ノ第四子忠明加世田

別府ヲ領シ、其邑ヲ以テ氏トス、南北朝ノ時、伊作宗久

及ヒ島津貞久ノ庶長子頼久加世田郷ヲ分領ス、應永四年、

宗久ノ孫久義^(忠カ)正明ノ裔孫忠種ヲ別府城ニ攻ム、文明中、

出水ノ領主島津國久加世田ヲ併領ス、大永六年、國久ノ

曾孫實久島津氏ニ叛ス、天文七年、島津貫久實久ノ兵ヲ

撃チ本郡ヲ取り、其臣新納康久ヲ以テ加世田郷ノ地頭ト

為ス、其後島津氏歴世之ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ

後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬

ス、

同國同郡

益山村管轄沿革

武田村ニ同シ、^(村カ)本郡ハ古時益山莊ト稱ス、建久中、塩田太郎光澄益山莊ノ下司タリ、子兼澄益山太郎ト稱ス、

同國同郡

小湊村管轄沿革

武田村ニ同シ、^(文中)天文中、猿渡信光加世田ノ地頭ト為リ本村ヲ領ス、

同國同郡

上山田村管轄沿革

本村及ヒ中山田村・下山田村ハ古時加世田別府ニ屬ス、

明曆三年九月山田郷ト為シ、慶應中勝目郷ト改ム、鎌倉

以前、別府忠明加世田別府ヲ領ス、島津立久ノ時、加世

田領主島津國久ノ第二子忠綱山田郷及ヒ阿多郡和田村・

大野村ヲ領ス、子孫相承ク、寛永十二年、樺山美濃守久

高中山田村ヲ領シ、明曆三年十月、島津光久久高六世ノ

孫久清ノ領邑ヲ収メ山田郷ト為シ、地頭ヲ置ク、其後島

津氏歴世之ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封

土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

西鹿籠村管轄沿革

本村及ヒ東鹿籠村・枕崎村・別府村・坊村・泊村・久志村・秋目村ノ八村ハ南方郷ニ屬ス、古時、久志村・秋目

村・坊村・泊村ハ加世田別府ニ屬シ、後坊村・泊村ヲ坊泊郷、久志村ヲ久志郷、秋目村ヲ秋目郷ト為シ、又合シテ久志秋目郷ト為シ、本村及ヒ東鹿籠村・枕崎村・別府村ヲ鹿籠郷又鹿籠村ト稱ス、明治二年十二月、始テ南方郷ヲ置ク、守護島津忠久ノ時、鹿籠六郎時澄鹿籠ヲ領ス、應永二十年、河上家久泊村ヲ領ス、文明中、島津薩摩守國久加世田及ヒ鹿籠ヲ領ス、永享八年、種子島幡時鹿籠村ノ内貳拾町ヲ領ス、大永六年、國久ノ曾孫實久叛ス、天文七年、島津忠良實久ヲ擊チ、第三子忠綱(マ)ニ鹿籠ヲ與フ、其後島津忠良ノ第三子尚久鹿籠ヲ領シ、田中正重泊村ヲ領シ、子正信相承ク、永祿元年、島津貴久其族喜入季久ニ鹿籠ヲ加封ス、四年(文祿脱カ)、島津義久季久ノ子久通(道)ヲ鹿兒島郡永吉村ニ遷シ、後久通ノ弟忠續ヲ舊領鹿籠村ニ復ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、忠續ノ裔孫領スル所ノ鹿籠村ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

平山村管轄沿革

本村及ヒ清水村・小野村・今田村・永田村・野間村・兩添村・古殿村・宮村・神殿村・野崎村・本別府村・高田村・田部田村ノ拾四村ハ川邊郷ニ屬ス、鎌倉以前、伊佐平次良道ノ長子平次郎道房之ヲ領シ、河邊ヲ氏トシ、本村平山城ニ居ル、守護島津忠久ノ時、道房ノ孫道綱河邊郡ノ郡司タリ、子久通相承ク、文和元年二月、二階堂行雄河邊郡ノ郡司タリ、其後島津伊久碇山城ヨリ遷テ河邊ニ居ル、明德四年、伊久河邊ヲ島津元久ニ與フ、後伊集院頼久之ヲ領ス、應永二十年、頼久其領邑伊集院・河邊・給黎ヲ以テ島津氏ニ叛ス、二十一年、伊久ノ孫久世頼久ニ屬ス、是ニ於テ頼久河邊ヲ久世ニ與フ、久世碇山城ヨリ河邊ニ徙ル、是歲島津久豊給黎ヲ攻メ之ヲ取ル、二十二年、久世故アツテ鹿兒島ニ自殺ス、久世ノ遺臣天辰玄徳其子久林ヲ奉シ河邊城ニ據リ、酒匂紀伊松尾城ニ據リ、皆頼久ニ屬ス、二十四年、紀伊竊ニ島津久豊ニ内應ス、頼久之ヲ聞キ松尾城ヲ攻ム、久豊ノ臣吉田清正久豊ニ請ヒ、谿山・給黎・鹿兒島三郡ヲ頼久ニ與エ、松尾城ノ圍ヲ解カシム、既ニシテ頼久谷山城ニ據リ、鹿兒島ヲ受ル約ノ如クセンコトヲ請フ、群臣聽カス、遂ニ頼久ヲ谿山

ニ攻ム、頼久吉田清正ニ因テ石谷村ヲ獻シ成ヲ請フ、是

ニ於テ河邊・給黎・谿山ハ皆久豊ノ有ニ歸ス、二十七年、

久豊更ニ河邊ヲ頼久ニ與フ、頼久徙テ河邊城ニ居リ、其

子熙久ヲシテ伊集院ニ居ラシム、寶徳二年、島津忠國熙

久ヲ攻ム、熙久肥後ニ奔ル、文明中、島津用久ノ子國久

河邊・加世田・山田・鹿籠及ヒ出水郡ヲ併領シ、其弟延

久ニ河邊ヲ與フ、弘治中、島津貴久宮村・永田村・高田

村ヲ其臣平田宗茂ニ與フ、永祿四年、^(文カ)知覽領主佐多久慶

川邊郷ニ移封セラル、其子忠充ニ至テ舊領知覽ニ復ス、

其後島津氏歴世之ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津

忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

田部田村管轄沿革

應永二十四年十一月、島津久豊伊作久義ニ本村ヲ加封ス、

慶長元年二月、島津義弘島津忠長ニ本村・永田村・平田

村ヲ加封ス、餘ハ平山村ニ同シ、

高田村管轄沿革

平山村ニ同シ、弘治中、島津貴久本村及ヒ宮村・永田村

ヲ其臣平田宗茂ニ與フ、

同國同郡

宮村管轄沿革

建武三年八月、島津貞久本村ヲ其庶長子島津頼久ニ與フ、

弘治中、島津貴久本村及ヒ永田村・高田村ヲ其臣平田宗

茂ニ與フ、文祿四年、島津義久本村及ヒ清水村ヲ肝屬兼

三ニ加封ス、慶長四年、兼三伊集院忠棟ノ事ニ坐セラレ

領邑ヲ奪ハル、後島津氏歴世之ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉

還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島

縣ニ屬ス、

同國同郡

今田村管轄沿革

平山村ニ同シ、永享九年五月、島津忠國阿多龜徳ニ本村

ノ内八町ヲ與フ、

同國同郡

同國同郡

野崎村管轄沿革

平山村ニ同シ、文祿四年、島津義久本田正親ニ本村ヲ與フ、其後島津家久吉利忠張ニ本村ヲ與フ、

同國同郡

神殿村管轄沿革

平山村ニ同シ、應永七年、二階堂行貞本村ヲ領ス、大永中、鎌田政眞本村ヲ領シ、島津實久ニ屬ス、天文八年、領邑ヲ以テ島津忠良ニ降ル、

同國同郡

清水村管轄沿革

平山村ニ同シ、(文カ)永祿四年、島津義久本村及ヒ宮村ヲ肝屬兼三ニ加封ス、兼三八伊集院忠棟ノ第三子ナリ、出テ肝屬氏ヲ嗣ク、(四カ)慶長五年、伊集院忠眞ニ連坐シ領邑ヲ奪ハル、

郷莊

古時、河邊郡・加世田別府・益山莊等ノ稱アリ、貞享以後、加世田郷・山田郷・川邊郷・坊泊郷・久志郷・秋目

郷・鹿籠郷等ノ稱アリ、明治二年、山田郷ヲ勝目郷ト為

シ、坊泊郷・久志郷・秋目郷・鹿籠郷ヲ合シテ南方郷ト

為ス、加世田郷ハ武田村・川畑村・村原村・地頭所村・

益山村・宮原村・唐仁原村・小湊村・大浦村・赤生木村・

片浦村・津貫村・内山田村ノ拾三村、勝目郷ハ上山田村・

中山田村・下山田村ノ三村、南方郷ハ西鹿籠村・東鹿籠

村・枕崎村・別府村・秋目村・久志村・泊村・坊村ノ八

村、川邊郷ハ平山村・田部田村・永田村・高田村・本別

府村・宮村・小野村・今田村・兩添村・古殿村・野間村・

野崎村・神殿村・清水村ノ拾四村ヲ管ス、

川邊郡合三十八村
戸長二十八

一清水村 一 小野村 一 津貫村

一永田村 一 野間村 一 今田村

一古殿村 一 平山村 一 兩添村

一神殿村 一 野崎村 一 宮村

一田邊村(田脫カ) 一 上山田村 一 高田村

一中山田村 一 内山田村 一 下山田村

一大浦村 一 益山村 一 地頭所村

一村原村 一川畑村 一唐仁原村

神殿村

一赤生木村 一片浦村 一小湊村

應永七年三月、元久二階堂行貞ニ與フ、

一武田村 一西鹿籠村 一東鹿籠村

益山村

一別府村 一泊村 一坊村

建久圖田帳、塩田光澄加世田別府益山莊下司トアリ、

一久志村 一秋目村 一本別府村

應永七年四月、元久伊作勝久ニ益山庄ヲ與フ、

一宮原村 一枕崎村

竹田 津貫 地頭所 野間 大浦 山田半分

附屬島

右村々、永和中ヨリ明徳中ニ至リ伊作久義領邑別府半

一硫黃島 一竹島戸長一人 一黒島

分ノ地ニ係ル、

一口之島 一卧蛇島戸長一人 一平島

秋目

一中島 一悪石島戸長一人 一諏訪瀬島

右、明徳中、伊作久義領地別府半分ノ内ニ係ル、

一寶島戸長一人

天文七年迄嶋津實久領ス、十二月落城、忠良ノ領トナル、

明治十二年十一月廿七日甲第百八拾二号達ニテ、

村原

川邊郡

正和中、大隅式部丞忠経加世田別府ノ内村原名ヲ領ス、

別府田間村

田部田村

武田村 合村武田村

應永廿四年十一月、久豊伊作久義ニ加封ス、

慶長元年二月、義弘嶋津忠長ニ田部田村・長田村・平

宮村

山村等ヲ加封ス、

建武三年八月、嶋津貞久嶋津頼久ニ與、

今田村

永享九年五月、忠國阿多龜徳ニ今田八町ヲ與フ、
田之上村

天正二年十二月、義久祢寢重長ニ川邊田之上名ヲ與フ、
野崎村

文祿四年九月、義久本田六右エ門ニ野崎名高九百四拾
六石余ヲ與フ、

慶長中、義弘ノ時、吉利忠張ニ野崎村ヲ加封ス、

宮村 長田村 高田村

貴久ノ時、平田宗茂ニ此三村ヲ與フ、谷山山田村ヲ去
テ永田村ニ移ル、

宮村 清水村

文祿四年、義久肝付三郎五郎兼三加治木・溝邊・三臺堂領主ニ與フ、
慶長四年此地ヲ収ム、

大浦村

應永十一年四月、伊久伊作勝久ニ加世田別府ノ内大浦
村ヲ與フ、

村原

應永七年二月、元久伊作勝久ニ與フ、
泊津

應永廿年十一月、久豊河上家久ニ河邊郡ノ内泊之津ヲ
與フ、

天文中、忠良ノ時、田中兵庫正重領ス、永祿七年、正
重ノ子正信泊浦ヲ辭シ去ルトアリ、

鹿兒鹿籠六郎時澄居城云々、
文明中秀久領地云々、

永享八年八月、忠國種子島幡時ニ鹿兒半分廿町ヲ與フ、

明應中ヨリ喜入氏領地云々、

坊津

嘉吉中伊集院継久領ス、

「吉利氏系」

國久 秀久
三男

忠將

久定

貴久ノ時、鹿兒ヲ改吉利ヲ賜云々、

天文中、忠良ノ三男尚久鹿籠ヲ領ス、尚久ノ子忠長ノ
時、慶長五年宮ノ城ニ移、

川邊郡

〔地理纂考〕

和名鈔曰河邊加波、建久八年薩摩國因田帳に、川邊郡二百二十町、地頭右衛門クニナ△兵衛△尉とあり、此地上古吾田アタタ國內なり、東南給黎キイレ・指宿イフスキの兩郡に境ひ、北阿多・谿山の兩郡に接し、西海岸に連り、郡内川邊・勝目・加世田・南方の四郷を置く、

建久因田帳、川邊郡二百二十町云々、府領社カ十町、下司平太道綱、公領二百十町、郡司道綱トアリ、

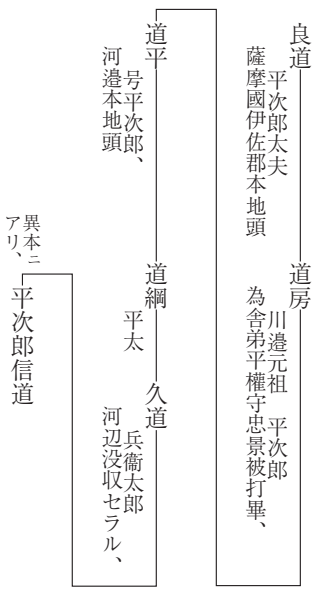
〔備考證〕

興國二年十月廿二日、蒲地氏藏書ニ、薩摩國河邊郡内黒島郡司職龜松丸云々執達狀アリ、

〔指宿氏文書上〕

建徳元年十一月廿一日前中納言在判指宿能登守殿宛、知覽院并河邊郡事、任亡父忠元讓狀旨云々、
〔彦次郎忠篤子〕
〔忠勝〕

〔古系圖〕



上〔入來院氏藏書〕

薩摩國河邊庄地頭職事、雖預置谷山・鮫島等、為恩賞地、守護人代々安堵之上者、任御下文旨、洪谷車内相共令遵マ、行伊久代、可執達請取、至谷山・鮫島等者、以替地可申①之行上者、先可去退候由、可被仰也、仍事尚一通遣之狀如件、

永徳二年五月卅日

〔了俊〕
沙弥判

洪谷清敷殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二四一六号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔伊作家譜中〕

應永十年九月一日元久判伊作殿宛、阿多・川邊・知覽見

御本知行事、身大綱云々、

〔カキ入レ也〕

永徳二年ヨリ應永十年迄年数二十二年、伊久ハ貞和三年

ノ生ナレハ、永徳二年ハ三十六才ノ時ニ當ル、

〔古城主由來記〕

一川邊城

川邊平太夫道綱

忠久公ノ時分令居城、川邊家ハ本平姓より出たり、桓武

天皇の流村岡五郎良文四代の後胤村岡の貞道カ男伊作平

次郎貞時といへる人、九州惣追捕使と成て日向・大隅・

薩摩・肥後を領して武蔵國より下向して、同國はねたか

といえる所令居城、貞時四代之孫平次郎太夫良道は薩戸

國伊作の本地頭と旧記ニ見へたり、男子六人あり、嫡子

平次郎道房川邊先祖に立、其子平次郎道平カ嫡子平太道

綱、其子兵衛太郎久道、此時承久の兵乱に出陣し、宮方

之御勘氣を蒙り川邊を没落せらる、久道カ息男平次郎信

道と号す、夫より代々川邊の城主として威を振ふ、いつ

れの比迄令居城歟不詳、

〔國史〕

文和元年壬辰南朝正平七年、是歲改元文和、春正月二十一日、足利直冬賜二

階堂行雄薩戸國河邊郡地頭郡司職・智覽院地頭郡司職島

式部三郎郡司・穎娃郡郡司職穎娃三、知覽院即今給

四郎入道旧領・賞功勲也、黎郡知覽郷

2 大崎伊集院氏蔵

薩摩國阿邊郡一圓依志有、犬子丸ニゆつりわたし候事眞

也、於此所領他之さまたけなく可有知行（備）、如此ゆつり

わたし候うへハ、於子ニ孫々いらんハつらひ申者あるま

しく候、仍為後日之状如件、

永享十年二月廿八日

〔頼久ノコト〕
道應判

犬子丸

〔伊集院頼久三男継久ノ幼名、後三郎左エ門尉ト云〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二二〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

川邊郷

〔地理纂考〕

鹿兒島縣廳を距る事西南七里十八町餘、東知覽、南勝目、

北阿多・田布施・谷山の五ヶ郷に分界す、周廻十四里二
十二町十間、村落十三平山村・田部田村・永田村・小野村・宮村・高田村・今田村・野崎村・野間村・古殿村・清水村・神殿・村・両添村、人員一萬千四百四十七人、戸數二千二百四十九、

川邊郡高田村分割高田村本別府村分村、明治十三年十一月十三日
甲第二百八號布達アリ、

明治十四年一月十二日甲第五号達
川邊郡鹿籠村分割

西鹿籠村
分村
東鹿籠村

枕崎村

〔島津元久譜中〕

明德四年、上總介伊久與嫡子播摩(唐)守守久父子不快、既為
矛楯之隔、攻父居城川邊、元久制止之、守久屈理解圍而
退去、其后以高祖以來代々家督相傳之小十文字太刀・同
鎧附属于元久云々、

〔島津久豊譜中〕

應永二十七年、伊集院長門守久俊猷知覽而降參、〔守久嫡男〕
犬太郎
久林去川邊城出奔、以故南方屬無為、

〔伊作家譜中〕

應永廿四年十一月二日沙弥存忠判伊作殿宛、一所河邊郡
内田部田村、外略云々、可被領知之状如件、

〔旧記〕

文明六年云々、薩州之御持越、(城)和泉・山門・高小野・阿
久根・河邊・山田・鹿兒、同老名高崎云々、

〔國史忠國傳〕

永享九年五月二十八日、使阿多龜德領河邊郡今田八町、

〔國史義久傳〕

天正二年十二月八日、祢寢重長遣家臣堀内弾正忠、因國
老、請以下大隅田上易谷山和田名若川辺田之上名、許之、
賜重長川辺田之上名、郡村高辻帳、垂水郷有田
上村、河辺郷有田之上村、

伊作平次貞時

貞元

季基

良忠

川辺平次郎大夫良道

伊佐郡本地頭

道房

平次郎 川辺元祖
舎弟ノ忠景ノ為殺サル、

川辺平次郎道平

川辺本地頭

道綱

平太

有道

給黎兵衛尉

忠永

穎娃三郎

忠明

別府五郎

信忠

彌平五

忠景

阿多四郎 權頭

忠良

太郎

忠景養子トナル、

養子
忠良

太郎
阿多ノ養子トナル、鹿兒島郡司

忠方

太郎
穎娃本地頭

忠光

次郎
指宿本地頭

忠行

忠信

知覧四郎 郡司
文治ノ比、

忠直

薩摩六郎

忠益

知覧本地頭

〔國史忠昌傳〕

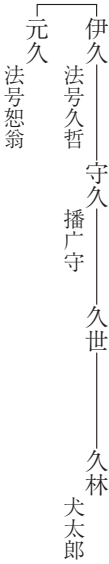
文明八年三月、中略、二十三日云々、島津友久圍島津國久

於加世田城數日、國久乞降、且割河辺二城以獻、遣其子菊千代入見、〔摺御當家始書、二城蓋平山城・松尾城〕夏五月二十三日云々、島津友久以田布施叛、又誘島津國久使叛、二十八日、公遣伊集院・伊作之衆擊田布施、同上、〔河辺二城平山城・松尾城參考スヘシ〕

〔國史元久傳〕

明徳四年云々、初久哲公自碓山城遷川邊、使其子播磨守守久居碓山城、守久不子、是歲引兵圍河邊城、怒翁公謙讓守久、令罷兵、守久乃引去、而伊集院氏又取坊津・泊津、河邊無援、由是久哲〔傳公〕復居碓山城、使守久居山門院、而以河辺與怒翁公、
〔明徳四年ヨリ川辺ハ元久ノ有ニ帰ス〕

〔供參考〕



〔國史〕

大永六年云々、初島津延久領川辺、傳至昌久、円室公時、

昌久獻川辺、而身居田布施、至是因梅岳君求帖佐、大翁公許之、以為帖佐地頭、

〔地理纂考〕

平山城〔平山〕村 亦内城とも號す、高三十間餘、周廻凡十九町程にて、東南ハ大河城下を繞リ、其外の三方ハ絶崖にして、西の方次第に低し、村岡五郎平良文四世の孫伊作

平次貞時九州の総追捕使〔總捕〕となり、薩摩・大隅・日向及び肥前國を領し、肥前羽島に居城す、貞時より四世平次郎

大夫良道來りて近郷伊作に在城す、良道か長子を平次郎道房と號す、始めて川邊に移り、當城を治所とし、氏を

川邊と号す、道房より四世兵衛太郎久道承久の乱に官軍に屬し、罪有りて所領を没収せらる、後に其子平次郎信

道封を川邊に受て世々傳領す、其後川邊氏衰微して、島津師久嫡男伊久川邊を領す、師久ハ島津貞久〔傳子〕の弟なり、

貞久嫡男宗久早世して嗣子なし、因て弟師久・氏久兄弟

薩摩・大隅・日向の三國を分領して、師久平佐郷碓山城

にあり、〔此時川邊氏滅ひしか、其後ハ所見なし、かくて伊集院頼久兵を發して〕

當城を攻む、伊久平佐に走る、應永八年、伊久嫡孫上總

介久世頼久と和睦して當城に皈る、同廿四年、久世故ありて鹿兒島千手堂坊に於て自殺す、千手堂坊ハ鹿兒島内城の西六十間許にありしといふ

廿七年、頼久又當城を攻む、久世嫡男犬太郎久林當城を棄て山門院に走る、久林後に加久藤德滿城に於て忠國に害せらる、同三十年、島津久

豊川邊を伊集院頼久に與へ、頼久舊領伊集院を其子熙久に譲りて川邊に移る、頼久後に雜髮して道應と号ス、頼久死して、島津用久

第二子延久此地を領し、其子昌久に至り川邊を宗家に返進す、因て三ヶ國島津忠昌に帰す、

※(頭注)

「師久ハ貞久ノ弟ニ非ス、貞久ノ子ナリ、宗久ノ弟師久・氏久

ナリ、誤ヲ辨ス」

チャヌカザン「小野村」
茶磨ヶ營 往古陣營の蹟なりといふ、事御録詳かならず、

「地理纂考」

佐多城 サタ 文祿三年、豊太閤の命にて三ヶ國田地経界の更

正ありて移封多し、佐多太郎次郎久慶旧領知覽を去て當

城に徙る、久慶子伯耆忠充に至り、慶長十五年、封を舊

領知覽に復す、久慶ハ島津忠宗三男佐多三郎

▽左衛門△忠充より十一代なり、(光)

「纂考」

松尾城 亦高城とも稱ふ、應永の頃、島津犬太郎久林家

臣酒匂紀伊城守たり、應永廿四年九月、伊集院頼久是を

攻む、島津久豊城の危を聞、軍を遣して是を救ふ、其後

鎌田加賀城主にて島津實久に黨す、天文八年、島津相模

守忠(御長)長實久力黨を追ひ當郷に來り、古殿村に陣す、加賀

一族鎌田治部左エ門妻子を質として城を降る、因て新納伊勢守康久を城主とす、

「地理志」 川邊神殿ヲ領シ、川邊高城ノ地頭ト日記ニアリ、鎌田氏ニ係ルカキ入也

高城号茶臼 貞和二年六月、凶徒楯籠ト云々、○天文八

年三月廿八日、日新公発向此殿、此城守鎌田加賀守降参

云々、○天文五年五月十三日にも城責有、忠良公の勢責

之、同日落城アリ、

「國史貴久傳」

天文八年三月云々、二十八日、梅岳君將兵向川辺、鎌田

政眞以高城降、梅岳君使新納康久守高城、又下平山城、

亦使康久守之、柳梅岳君旧譜・黄套軍記

3. 本田藏書

一作

薩州河邊之内野崎名

惣高九百四拾六石四升八合六夕

右之内六百五拾八石九斗六升六合、為返地被遣候、但五

斗出米納之以員數可被遣旨、於京都石治少輔御談合相定

候、此外余分貳百八拾八石八升貳合六夕、是ハ他ニ可令

配分候、若加増之儀有之者、御兩殿之御意次第可致分別

候、本目錄者追而可為御給、仍如件、

本田下野入道
三清判

文祿四年九月三日

伊集院右衛門太夫人入道

幸侃判

本田六右衛門殿
〔正親〕
〔尉〕

〔本文書ハ「旧記雜錄後編」二一五九一号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔國史義弘傳〕

慶長元年二月三日貫明公花押書、賜島津忠長七千百石、

與旧所食二千九百石并為一萬石、曰、郷居重職、特以與

之、以下割注、忠長領薩广郡東郷七千二百十四石一升八

合一勺六撮、伊集院竹山村三百五石八斗三升五合三勺、

河辺田部田村千四百八十五石九斗二升六合五勺・長田村

七百二十六石四斗四合五勺・平山村二十石三斗一升三勺

四撮、日州飯野前田村二百四十七石四斗五合二勺、合一

萬石、見原文、

4. 比志島氏藏書

凶徒等打集河邊郡高城、可寄來陳候之由、此間風聞之處、

只今矢、別府次郎兵衛尉政貞先年所召仕下人犬袈裟女、

自敵城逃來、所告申白狀如此、為存知、差遣之、所詮、

不回時日、各可被馳越當陣也、仍執達如件、

貞和二年六月一日
〔道鑑〕
沙弥判

滿家院人
御中

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二六号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔國史貞久傳〕

貞和二年丙戌六月朔日、公賜比志島氏族人書曰、別府次

郎兵衛尉政貞下人犬袈裟女、自敵城逃歸、言凶徒會河辺

郡高城、近日將寇、君其發兵來援、

高城遺墟在川辺野崎村、一名松尾城。

△秋、伊集院道忍復反、島津道惠・二階堂行中扼城自守、

洪谷氏築城野崎村、以為外援、七月三日、凶徒屯貝柄崎、

以逼野崎城、吉利郷有地、名野崎云々、「△吉利郷ニ入ル、除ベシ」

〔鎌田氏由緒書〕

鎌田加賀守政眞川邊神殿を領し、川邊高城之地頭也、大

永之比、島津実久ニ属ス、天文八年三月廿八日、日新公

川邊江御発向、政眞可属御手之由申上、高城衆與力之侍

少々召列、於古殿入公御見參、左候而、政眞妻子召列田

布施江參上仕候、政眞子治部左衛門政春妻子を以質トシ

テ降參仕候、神殿ヲ進上仕候、左候而、貴久公江奉仕於

諸所軍旁、

〔應永記〕

應永廿二年乙未、河邊鹿兒島ノ合鉢仕給ヒ、匠作河邊ニ

御越、久世ヲ被成御奔走候也、匠作聽テ歸院仕給テ、為

其禮久世鹿兒島ニ有御越也、月迫之事成レバ、可有御歸

處ニ、久世ヲ年内者可有御逗留、河邊之城ハ請取可申也

ト云々、其時久世之御心底於勞難申盡、侍中太郎・本田

伊賀守被仰聞者、河邊ノ城ノ開クレバトテ、不可有命生

亘、左有人ノ孫、去ル人ノ子也、左テハ一ツ足ニ可思定、

河邊之亘者犬太郎アレハ、伊集院・伊作ヨリ不被見離者

其迄也ト被仰而、匠作ニ御返支ヲ切畢、同廿三年丙申正

月十三日、被召御腹候畢、御年卅一、侍中太郎・本田伊

賀守・天辰助次郎其外人々腹切畢、平等寺之陣引ノ時ニ、

匠作息ヲ空ニ突玉フ、泪酌給シヲ語傳怖シク思シハ是也

梟利ト、舌ヲ卷人多カリケリ、

〔應永記〕

一同廿四年丁酉、河辺松尾之城ニ鹿兒島ノ勢ヲ引入タリ、

雖然内城者堀ヲ隔タリ、其上霜臺其勢三百計ニ而馳越、

松尾城ヲ被取卷、亦阿久寢・伊作之勢重ル間、彌成大綱、

自鹿兒島・谷山大勢山ヲ越シ薙野原ニ陣取、見之陣ト松

尾之間ニ堀ヲ掘リ水ヲ湛、大木ヲ切懸タレバ、松尾之通

路難通、城之入衆ハ既ニ飢死セントスル間、思切テ薙野

之勢ニ懸梟リ、霜臺・阿久寢方爰ヲ先途ト戦計李、御親

類ヲ始、國ノ人々百余人討死ス、都合三百餘人失ニ梟リ、

残之人々ハ可助無方角モ、匠作被聞召、犬太郎殿者幼少

成間、霜臺之計ヲ以テ何ノ城ヲモ開ヒテ面々ヲ可助、霜
基(臺)谷山・喜入兩城ヲ被開者無子細有ケレハ、少茂不更延
兩城ヲ被開、其時諸軍勢松尾之入衆共ニ被打歸臯リ、

〔地理志〕

松尾城 犬太郎久林家臣酒匂紀伊守守之、應永廿四年九
月上旬、蜜ニ通太守ニ軍を當城ニ引入、雖然内城野頸隔
堤堅固也、于時長門守知覽之上木場より馳來、伊集院頼
久兵三百卒、其外南方之軍勢馳加リ、當城ヲ圍攻、依之
鹿兒島・谷山之勢為後詰、弦尾山之口平川ニ陣を取、川
邊を伺、其後諸所軍勢味方ニ馳加リ、城中ニ内通し、薙
野原ニ陳ス、九月十一日、味方川を渡し敵を城内ニ追入、
頼久陳門を開突出數刻防戦、味方失利、和泉兄弟・蒲生
美濃〔清寛〕入道・田代肥〔久助〕前守・祢寢山城守兄弟以下餘多戦死、
平田右馬介重宗當城ニ切通、從兵百餘也、城中兵糧乏テ
難堪御籠城、吉田若狹守和睦を頼久ニ乞、頼久雖不應、
若狹守頼ニ和を求、頼久曰、鹿兒島・谷山・喜入三ヶ所
之地を賜ラハ可解圍云、吉田氏はを太守ニ告、太守則谷
山・給黎を与へ、鹿兒島ハ諸勢帰陳ノ後可去渡ト云々、

於茲頼久解圍、谷山本城ニ入ト云々、

一應永廿二年乙未、河邊鹿兒島ト和睦有テ、久豊公河邊
ニ光儀有之、久世奔走有テ後御帰城鹿兒島也、

〔島津久豊譜中〕

犬太郎之臣有酒匂紀伊守者、守川邊松尾城、忽變心將逆
戈、應永廿四年丁酉九月上旬、蜜通存忠招入師旅於松尾
城、雖然内城野頸隔墜堅固也、于時長門守〔今給黎氏〕即日自知覽上
木場馳至川邊、彌以構城警衛不怠、且復請援兵於近邊、
故別府・山田・阿多・田布施・伊作之騎步奔走到着、伊
集院彈正少弼頼久亦率三百餘員馳以救來、構城甚堅矣、
所以松尾却為籠城也、因茲鹿兒島・谷山及近方催未発之
士庶、構陣於弦尾山口平川、而後地下之士卒等欲窺見於
川邊之様、使數輩人夫肩荷兵糧、相隨之赴山路將馳到、
敵兵為警固通路者悉所以追散也、于時吉田・蒲生已下近
方之騎步漸々馳到、欲踰山路到川邊、而敵兵衆多未得越
山之際、本田・税所・栗野・菱刈・牛屎之軍衆到着、於
茲乎、各進半途構一陣於山中、待天時與其變、丁此之時、

北郷・樺山・新納・飢肥・櫛間・肝付・禰寢・平田・鹿屋等之騎步悉渡海來、故進川刃城邊、雖然未能松尾之為救、各凝群議進寄野頸、而只出步卒飛羽箭、順時之宜或進或退、未發實勢蜜在城裏似無人者、此際自松尾城使一价忍達陣中曰、松尾城中匪啻窮困、無兵糧絕水路、然而廻籌策①唯堆補渴耳、聞此言、則我軍中有親子兄弟所緣者、己之存命之間、不忍①見聞渠之難儀、發大息者太多矣、報件使曰、援松尾衆逾太山到當地、不得其驗徒經數日乎、速決安否可為一戰、從何地向何地為得便宜之道哉、再俟一价忍到矣、使者勞苦入松尾城、達伊地知對馬守①寄瀨田帶刀長、其後又一价來曰、總門者①ナシ已構小陣、相守堅固非所以及了簡、薙野原者廣遠也、自其地向敵城可乎、先發步卒侮敵城、則渠亦可防禦、乘其進退之變、攻寄城下破却垣墉、俟挑戰之佳期、穿破松尾塞門、突出可較勝於一戰、雖然三日猶豫而後宜攻之云尔、因茲陣中為二分、其一分以樺山某為將帥、其一分和泉殿兄弟・佐多伯耆守・山田・伊地知・吉田・蒲生・栗野・菱刈・牛屎等陣薙野原矣、于時伊集院彈正少弼賴久下於野頸為內城岸於後、從川流掘二之長堀澁水、伐大木為其間之垣、以

向之矣、九月十一日、我兵已進川緣、敵亦出墉外、隔川流飛羽箭以防禦也、我兵漸渡川追入敵兵於城裏、乘勝將越垣墉、先者雖落入堀中不為救助、後者押倒垣墉、先者為垣下不得進、爭前攻入、然而敵兵更無防禦、其間在松尾之緣者步卒等少小入松尾、于時賴久開陣門、手干戈突出防戰移刻之際、味方軍敗、上之一分中新納近江守之臣隈江右京亮・上井筑前守・屋ヶ代四郎左門尉・平良等戰死矣、近江守持大長刀盡筋力相挑、于時切破冑鋒將向戰死、丁此時、安樂豊前守・川野土佐守與後之敵相戰之際、條然見近江守之危急、切通目前之敵、携近江守退去味方軍中矣、爰平田右馬助重宗者一族勘解由左門尉・田鍋・津曲等遂戰死雖減勢、切通敵軍中得入松尾城矣、大寺某・長野左京亮被傷者深、而幸免死矣、田代肥前守・祢寢兄弟・同山本孫五郎及家臣數十人共戰死焉、同出羽守被深傷亦存生、蒲生美濃守入道遂戰死矣、其一族中原同所斬獲也、又下之一分中和泉殿兄弟・給黎之猿渡已下十有餘員戰死、伊地知將監亦所斬獲也、吉田・和田・下田・西村之從軍數十人、栗野・菱刈等戰死矣、合戰之勝敗雖依時運與籌策可非、今度敗軍未知孰是孰非也、松尾

城者所以從平田重宗之勇士一百許輩相加前之入衆、無飢渴之可補者、莫何之如矣、爰吉田若狹守者兄弟一族遂戰死不勝哀傷、雖然謂伊集院彈正曰、戰場之勝敗未嘗有籌策之善與不善、而依時之運、故或脫胄降參、或請通路之免逃去、或約後來為和睦、素未有無其例、今也在松尾之士卒吾請開通路欲退去、宥之者於予乎何之幸之有乎、賴久答曰、匠作者犬太郎殿親敵、於賴久者有宿意之未散、當此之時、何有一人之有死者乎、吉田曰、先是在鹿兒島原羅之陣、將向自殺之際、蒲生與予同意強以請太守、而救公之身命者今已忘却乎否、今度我之弟及一族家臣數輩遂戰死、唯予幸而不死、以發此言、臆病之至乎如何、賴久曰、戰場勝敗已下之事非吾未知、今度勝利所願之幸、思是所以天之與吾也、雖然公之先恩亦敢不可空、吾之所言無少違者可應其求、先鹿兒島城、次谷山・給黎附與此三所、則使松尾之衆解圍無恙赴歸路、且復自今以後止起亂之企乎、吉田某告之於鹿兒島、存忠即答曰、應賴久之言速可與谷山・給黎也、鹿兒島諸軍歸陣之後可去界、今度存忠匪啻羅(⑩微)、志不得進發、一族他家數輩之勇士遂戰死、旁所以失面目也、速先昇而地宜救窮困之士、若狹守達件

旨於賴久、賴久曰、然則先可領谷山・給黎兩城、其間松(⑩尾)屬之士卒可止出入、彌圍夫城警衛者孔堅矣、平田重宗居松尾城中、爰伊作之平田民部・同伊勢守在敵城、故隔一隍互發言、漸及狂言、以餅為礮擲贈松尾城裏、諸卒下部等欲拾取之、重宗艱然堅加制禁、其後伊集院軍中有所緣之人曰、自他和諧已成、今也何有異儀乎、餽酒肴菓子(⑩果)等於重宗、於茲乎、城中少補飢矣、因重宗一人之廉直無衆人之受誹謗、却受敵人之惠、止衆人之飢、所謂仁者無敵者乎、賴久使南方之軍衆往谷山・給黎領知兩城、而後(⑩越)自身亦發城矣、重宗率松尾屈居之衆發先陣也、賴久在谷山俟鹿兒島之所去界矣、各婦鹿兒島見存(⑩忠)松、存松(⑩半)憂、戰場勝敗死生存亡須誰敢慮知乎、

「伊地知季豐譜中」

應永廿四年丁酉八月、島津久林之臣酒匂紀伊守以松尾城遑陰歸于公、公乃遣伊地知對馬重利・瀨田帶刀等帥下大隅・谷山・鹿兒島之衆百五十許入松尾城、援酒匂氏以威久林、於是久林年五歲、在于內城(⑩亦川)、執事天辰見菴等堅以城守、乞援於諸邑、二十日、伊集院賴久及其族今

給黎久俊等來救之、直圍松尾城、城中却困、公時次于平川待徵諸軍、伊地知季豐等從、乃進陳野頸、城兵間出告急于陣、聞者愁痛直將救擊、且令使返謀之、重利等因示地利、於是二十七日、公分部、親將軍向內城、別使季豐等同和泉直久稱又四郎・佐多親久等陣于薙野、九月十一日、及賴久軍大戰於城外、我師敗績、死者三百餘人、家弟重春等死之、吉田清正乃說賴久成于公、（公脫之）界之谷山・給黎等於是賴久解圍、我師皆還、而咸相謂曰、於是役也上下兄弟無不遭喪、其能免者亦棄二城而一命保、孰不耻之、願為死者釋怨賴久以報君恩、乃請命公、公遂許之、乃親帥師又攻谷山城云々、

〔谷山城攻ノコト參照スヘシ〕

〔島津氏家譜中〕

其後攻川邊與知覽、▽⑩知覽△巳失兵術筋力亦倦、長門守者為伊集院彈正少弼賴久親戚、是以賴久有請免許之許、⑩断存忠曰、長門守在南方為凶徒棟梁、而廻計策逼守護兵、及難儀者其數多矣、天運循環、今也逼于渠、所以天之與我也、何宥之乎、於茲執事等曰、存忠之所言不違義理、雖然賴久屬旗下以降、南方大半廻籌策入手裏矣、若不違

今之訴訟則失眉目乎、然則後來忠否未知何之如云々、以故長門守・阿多某應賴久之請宥之、唯川邊一所未入手裏而已、丁此之時、犬太郎殿曰、去川邊之居城欲遁山門院焉、川邊可任太守之計、故領川邊即入部、而後住知覽上木場、使山田氏・鮫島氏之住宅退去、我之為旅館矣、于時令佐多某・山田某守上之木場、長門守充長里之一村、屈居佹弱之地、鮫島某移居鹿兒島、阿多飛彈守降伏我之旗下、佐多某依有由緒界上之木場之內二十町、知覽某界山田之內小野十八町、是則依⑩太太寺某之計、且為山田之城衆、如斯分賦諸所之守兵、而後到于兩津坊津泊津、今也歸服于我者宛如草木之靡風也、

〔知覽下山田ノ參照トス〕

〔國史久豊傳〕

應永二十七年庚子、中略、別府氏少、室老田中周防・宮原兵庫用事、公誘周防・兵庫、二人遂以別府某降、於是犬太郎居川邊、今給黎久利居知覽、懼及、久俊囚伊集院⑩因賴久求降、公不許、群臣諫公曰、賴久販順以來屢有功勞、今乃為久俊請、願看賴久之面、公乃許之、久俊既以知覽降、犬太郎無援、乃獻川邊奔山門院、鮫島氏・阿多氏亦

以邑降、(傳)按 山田聖采自記、此時鯨島氏為山田城主、於是公略南方、西至坊津及泊

津而還、以上木場二十町賜佐多親久、其旧邑也、以小野

十八町賜知覽氏、長里賜久俊、川邊鄉有小野村、知覽鄉有長里村云々、伊集院

頼久拋伊集院、与南方黨相結、頼久室老吉俊某每勸頼久

飯順、頼久乃降、南方皆懼、望風而下、公以為南方平定、

頼久與有力焉、乃以頼久(本マ)文女為夫人、石谷村為湯沐邑、

以結其心、又賜頼久川辺、於是頼久徙居川辺、使其子初

犬千代丸居伊集院、是後頼久不復叛也、此段言頼久事、非是年事也、

地理纂考ニ、應永三十年、島津久豊川辺ヲ伊集院頼久

ニ與へ、舊領伊集院を其子瀬久に譲リテ川辺ニ移ルト

記セリ、應永廿七年ノコトカ、参考アルヘシ、

〔平田氏系圖〕

平田備中守宗秀

領谷山之山田、居苦辛城、

宗茂

初宗清、新左エ門 安房介 入道名清甫

貴久公賜川邊宮村・長田村・高田村領之、去山田移居牧之城、元龜二年、補加世田地頭職、初川辺地頭也、天正中死于川辺、年五十二、

〔吉利氏系圖〕

吉利下総守忠張

此代一所賜川邊之内野崎村後市來之内湯田村、

慶長・元和・寛永・正保中ノ人、

〔地理志〕

牧之城 貴久公御代、平田安房介宗茂守之、守護方、

宮村 貴久公ヨリ平田安房介宗茂へ賜此地、其後文祿四

年乙未、自義久公肝付三郎五郎兼三へ拜領也、

〔文祿四年ノ國史ニ、加治木・溝辺・三臺堂領主肝付三郎五郎兼三為喜入・宮・清水領主、注ニ川辺郷有宮村・清水村云々〕

清水村 右全、慶長四年己亥、兼三去於當家賜家督越前

守兼篤、彈正兼盛二男也、然ニ兼三依去當家之事清水村高八百余石

を被除候、

長田村(分カ)當方此村ナシ、貴久公ヨリ平田安房介へ賜之、依去谷山

山田村移此地、

5 〔川上氏藏書〕

河邊郡宮村為恩給所宛行也、於有限公事等者、任先時、^{〔例〕}
可有其沙汰之^{〔例〕}如件、

建武三八月廿三日

^{〔貞久〕}
道鑑判

〔川上氏時島津氏ヲ称スルカ〕

孫三郎殿〔頼久ノコト〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一八七三号文書ト同一文書ナルベシ〕

6. 二階堂氏文書

薩摩國河邊郡之内神殿村之事、為料所相計申候也、任此
之旨、無相違可有知行狀如件、

應永七年三月卅日

^{〔元久〕}
陸奥守判

二階堂山城三郎殿

〔行貞〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」六五二号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔國史元久傳〕

郡村高辻帳、神殿村在河邊郡河邊云々、

7. 伊作家譜中

阿多河邊知覽^{〔文見〕}御本知行事、身大綱存申、可沙汰候、聊

不可有等閑之儀候、為後日之狀如件、

應永十年九月一日

元久判

伊作殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」七〇八号文書ト同一文書ナルベシ〕

8. 全

嶋津庄薩摩方

一所阿多 一所日置 一所南郷 一所高橋

一所知覽院瀬々村 一所河邊郡内田部田村 外數行略、

早任先例云々、領知之狀如件、

應永廿四年十一月二日

^{〔久豊〕}
沙弥存忠判

伊作殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」九六九号文書ノ抄ナルベシ〕

〔文祿四年ノ國史ニミユ^{〔例〕}〕

加治木・溝辺・三臺 領主肝付三郎五郎兼三為喜入・官・

溝水領主、注云、川邊郷有宮村・溝水村云々、^{〔例〕}

〔地頭系圖〕

川邊郡

川邊

川上掃部介榮久文龜三年亥十一月十五日棟札ニアリ、永正ノ比地頭也、大日堂棟札ニアリ、

酒匂新左エ門大永・天文ノ間、神殿村九玉棟札ニ天文十五丙午九月二日當地利頭貞次トアリ、

平田安房助宗吉天文十九庚戌十二月二十五日棟札ニアリ、宗弘ノコトナラン、歿考、

新納伊勢守康久天文・弘治ノ間、

平田安房助宗清入道清甫「茂トモ」
宗秀男也、初新左エ門、永祿・元龜之比天文六年死ス、

平田新左エ門宗弘「飯カ」
天正六年二月飯倉棟札ニ平田新左エ門尉平宗須トミユ、同人カ、蓑輪自記ニ川邊ノ地利頭平田安房守、平宗康トアリ、宗弘ハ宗茂ノ子、天正十五年死ス、

阿多掃部介三俣御陣地頭例ニミユ、(列カ)

本田伴兵衛家親御兵具奉行、慶長之初比欵、

新納五郎右エ門久饒入道遊甫「地頭」
初右エ門佐、伊勢守、初川邊地頭、慶長ノ末、元和五棟札ニ五郎右エ門入道久時トアリ、

本田大炊公親左京親兼之嫡子也、御兵具奉行、

三原備中守重種「右脱カ」
家久公御家老、大口・川邊等地頭トアリ、慶長十三卯月棟札ニ諸エ門尉トアリ、

伊地知四郎兵衛重賢始新四郎、寛永九年比、

高喜惣右エ門能延慶安三年寅十一月棟札ニミユ、寛永二十年亥八月二十六日棟札ニミユ、十二年トモミユ、

桂山城守忠能寛永六年十一月棟札ニミユ、

伊集院十右エ門右エ門トアリ、是カ、承應三年棟札ニ右エ門トアリ、

吉利下総守忠張光久公御代トアリ、

喜入撰津守忠政寛文二年二月二十五日ヨリ、

堀四郎左エ門興延入道宗勲「初弥右エ門、吟味役、御使役、寛文三年卯六月二十日ヨリ同十三年迄、

新納縫殿寛文十三年七月ヨリ延寶六年十二月迄、

平山久馬助久行延寶六年十二月七年未正月二十日ヨリ同八年七月迄、

若松十左エ門延寶八年七月八月二ヨリ貞享三年迄、

阿多淡路國儔「後式部、貞享三年九月十一日二十七日ヨリ脱カ」
タリ、元祿二棟札ニミヘ

町田八左エ門俊昌「マメ」
寶永四年四月亥十月二十九日ヨリ、

市來次郎左エ門宝永六年丑八月二十五日ヨリ、

「名勝志」

飯倉新宮三所大明神 宮村に鎮座、地頭假「徳屋」
平山村、をさ

ること未方拾五町余、祭神三座、中宮天智帝皇女・東宮天智

日月九勸請年月詳かならず、永正十五年戊寅十二月以来

屢再興の棟札あり、是を川邊の惣鎮守とす、傳へ称す、

當社ハ飯倉山にあり、初め倉稻魂命を勸請し、飯倉大

明神と崇めしに、其後天智天皇の皇女を會祭して飯倉

新宮三所大明神と號す、皇女を額娃開聞より安迂して

給黎郡知覽・河邊郡川邊両邑に守り下りし時、鬢水知覽にあり、と云所にて休ミ玉ひ、夫より川邊に守下りし宮にあり、を知覽に守り、知覽に守り下りし宮を川邊に守りしとなり、今に其所を取違といふといへり、又宮村猿山の陳上に皇女のおくしけ(⑧)へりし跡とて鬢石といふ石あり、いまた其據所考へす、別當寺を飯倉山大聖寺といふ、坊津一乘院の末にして、開山圓範上人、

〔地理纂考〕

諏方神社村平山 奉祀信濃國上下諏方神社に同し、當村平山城山上に在り、創建の年月詳ならず、祭日九月廿八日、此日平山及田部田・長田三村の農民とも来りて舞躍し、金鼓を鳴して節奏をなす、參詣且見物の男女夥し、

〔地理纂考〕

惠美壽神社村平山 當村の坊巷中にあり、祭神事代主神にて、神體木坐像なり、創建の年月詳ならず、往年神體失せし事有りしを、此坊ヲの商人顯娃郷(⑩)に至り逗留せしに、或夜夢に當社神託の旨ありて、郷内を探索せしに、盜ミし者

頭れ、遂に神體を取り返して舊の如く安置せしといふ、

〔地理纂考〕

飯綱神社村平山 祭神詳ならず、永祿三年、島津相模守忠良・同貴久ツカヒサ父子の建立なりといふ、祭日三月四日なり、

〔地理纂考〕

諏方神社村小野 祭神平山村諏方神社に同し、創建年月詳ならず、例祭九月十八日なり、此日當村の農民金鼓を鳴して踊をなす、事平山村に同し、文明四年以来の棟札あり、

〔地理纂考〕

飯倉神社村宮 社傳に、正殿天智天皇の皇女、東殿天智天皇、西殿倉稻魂命クラヌミ三坐にて、和銅年中創建のよしいへり、鐘銘に、奉鑄薩摩國川邊郡飯倉新宮鐘、寛元五年丁未五月日、鑄師河内佐山太郎、行事平延貞とあり、又永正十五年以來再興の棟札數枚、また享徳元年寄附の鰐口ワニクチ等あり、當社ハ始今の社頭より丑寅方四町余に在りて、祭神

倉稻魂命一坐なりしを、後に今の地に遷坐ありて、天智天皇の皇女等を會祭し、飯倉新宮三所大明神と稱しよし

傳稱せり、土人の傳説に、開闢宮の神靈を常所と近郷知覽とに同時に迎祭す時に、途中にて神輿を此方彼方に取違へ、今其所を取違といふと云り、又知覽にも中宮三所神社ありて、祭神豊玉姫なり、社傳に、川邊と同時に開闢より神靈を護り來り、第一の皇女を川邊、第二を知覽に護り行くへき、取違へ、第一を知覽へ護り來たれりといふ、、そもく、穎娃郷開闢神社を

天智天皇或ハ其皇后又ハ皇女など、いへるハ、後世無稽の妄説にして、云ふに足らざるなり、此事開闢神社と志布志山口神社との卷に辨し

又川邊宮村の内に皇女の御髪を梳り給ひし跡なりとミクシ、當社ハ、社傳に初め、倉稻魂命一坐なりと

あるに因て思ふに、飯倉の文字ハ本ハ稻荷とか倉稻魂とか有り、ミクシ、當社ハ、社傳に初め、倉稻魂命一坐なりと、後に訛りしにやあらん、今按を記して後の考に備ふ、

○琵琶一面 島津上総介久世川邊領主寄附といふ、○福壽花瓶一 近衛信輔公寄進、○眉尖刀二振○兜一頭○鎧一筋

○兵庫鎌太刀一振 此余數品あり、

「地理纂考」

若宮神社野崎村 土人傳稱す、往古此所の山中に大鹿住ミ

て、人に害を成す事甚し、領主川邊某兄弟是を射殺し、

歸路故ありて争論に及び、神殿村に於て兄弟相刺して共

に死す、此所を鳴野原といふ、應永廿四年の戦場にして、事ハ其条下に擧たり、既にして神殿村に兄

の靈を祀り、鹿の右の角を社内に納め、弟の靈を當村に祀りて鹿の左角を納むといふ、

「地理纂考」

川波神社野崎村 祭神創建詳ならず、例祭十一月八日なり、

文明二年再興の棟札あり、

山神社野崎村 小石祠なり、祭神かつ建立の年月詳ならず、往古より土俗痘瘡の神と稱し、痘瘡流行の時ハいふ

も更なり、常に遠方より参詣多し、又當村に限り痘瘡輕安にて、古來過ちなしといふ、

「地理纂考」

高良神社宮下村 祭神創建共に詳ならず、例祭九月九日なり、元和五年再興の棟札あり、往古ハ大社にて大祭あり

しとそ、

諏方神社古殿村

奉祀 建御名方神

永享十九年^(ママ)丁巳九月十七日、伊集院頼久創建なり、棟札に藤原沙弥道應云とあり、道應ハ頼久法号なり、

〔地理纂考〕

一之宮神社古殿村 創建年月及び祭神詳ならず、例祭十一月朔日、此日村民舞躍を行ふ、其舞數曲ありて、龍之駒舞・矢房舞・矛舞・唐土開陳舞など号す、舞毎に祭歌ありて唱和を成す、往古よりの傳來なりとぞ、

白山神社清水村 祭神創建共に詳ならず、神體鐵驪イロウマに騎れる木像なりとぞ、白馬を忌ミ給ふ故に土人白馬を畜養ヤシナふ事を嚴禁す、又婦人社山に入ること禁す、若犯す者あれハ必神罰ありといふ、

若宮神社神殿村 舊領王川邊氏の靈を祭る、事ハ野崎村若宮神社の条に詳なり、社の内に天和三年建立の棟札あり、

〔纂考〕

永田川 當郷及び谷山・知覽等の諸山より澗水會流して、

當郷長田村の邊に至りては大河となり永田川と呼び、阿多・勝目両郷の境を経て田布施郷の海に入る、即ち萬マ之瀬川ノセの上流なり、

熊ヶ嶽 清水村の内なり、川邊第一の高嶽にて、猪鹿多マく、土人常に獵所とす、

〔勝景百図考〕

松箇轟 薩摩國河邊郡田部田・長田両村の境ひにありて、數條の飛泉なり、其上流ハ衆水相會し、迭に勢ひの壯なるを合せていよ／＼壯なるもの、爰に至りて巉崑怪石の磊落たるに奔激し、怒聲天に震ひ、駭浪地を穿ち、轟々として晴雷轉し、紛々として亂電跳り、南嶽北林亦これに應へて益其壯を助るか如し、眞に一壯觀なり、

〔名勝志〕

箭掛松 両添村両添村ハ、初め田之上・宮下両村なりしを、享保十一年合せて一村となし、両添といふ、の街道

▽[○]田間に一株の松樹あり、地頭仮屋をさること寅卯方△六

町余、むかし島津上総介伊久平山城にありて、家嫡相

傳の太刀・鎧を惣翁公に附属せられし時、讓渡しのありし所故、一松樹を植て其しるしとす、今の松ハ二拘許りなり、平山城の旧趾松をさること西戌方三町許り、松尾城の旧趾松をさること丑寅方拾町余、箭掛松と名付し事由緒詳ならず、

〔名勝志〕

小野の瀧 小野村にあり、地頭假屋をさること巳方三拾町許り、源ハ知覽邑にして、岩石多く、六尋許りの瀧なり、

松箇藪 田部田・長田両村の境にして、東より西に落る瀧なり、高さこと纔に六尋、深き八尋許り、南の岸は長田村、北の岸は田部田村なり、地頭假屋を距ること戌方凡三拾町許り、清水川・野崎川・小野川・高田川の流合にて水勢多く、大石ありて岩間を漲り、大小數多の瀧にして、南岸より望めハ北に田之上嶽、東に田部田の村山を見、曠々として瀧の風景殊に絶勝といふ、

〔纂考〕

大小若干條の飛泉にして、上流諸川相會し、東より西に向ひて落つ、南岸長田村、北岸當村に屬す、高さ凡三十尋程にて、タキツホ瀑潭の深さ八尋餘なり、其音雷の如く、其色雪の如し、真に一壯觀なり、

〔名勝志〕

小野の瀧 小野村にあり、地頭假屋をさること巳方三拾町許り、源ハ知覽邑にして、岩石多く、六尋許りの瀧なり、

〔地理纂考〕

夜叉ヶ城之瀑布ともいふ、水源知覽郷より出つ、高さ十丈許にて、怪巖奇石縦横に堆疊す、小野川の上流（以下）、

〔名勝志〕

近衛櫻 野間村下大久保屋しきにあり、地頭假屋の子丑方拾三町余、近衛信輔公坊津に左遷の日、故ありて爰（櫻杖）に來り給ひて御杖を立置れ、其杖根を生したるゆへ近衛桜といふといへり、むかしの木ハ六七十年前前に枯て、

今の桜ハ朽木の上に生したるといふ、廻り五尺許り、按ずるに、坊津ハ本邑をさること七里、鹿児島に至るとき本邑ハ宿泊の所なり、麓の弓場ハ信輔公弓照覽ありて穴弓場とよひ給ふといひ傳ふ、

〔纂考〕

手斧^{ツツ}之瀑布 小野之瀑布の上流三町許にあり、高さ凡十三丈許にして五條に落つ、風景愛すへし、されと其通路險難にして容易く到りかたし、且樹木茂りて遠望を得ず、故に世に知る人稀なり、

山中瀑布 〔清水村ニアリ〕 水源知覽郷の山中より出つ、層巒の間を傳ひ、

當村に來りて二段に注き落つ、各其高さ二十餘丈なり、烟霧卷舒し遠近濃淡、實に米家山水の画に似て奇勝愛すへし、下流野崎川に會す、

鳴野原 〔神殿〕 當村の廣野にて云々、古戰場ニ入ルヘシ、略ス、

〔纂考〕

金山 元禄十一年、幕府の命に因り金銀銅山を諸所に試む、串木野郷芹ヶ野及び此山を穿て金若干を得しと云ふ、後金脈絶て廢止す、

物産

蔬菜 香草^{シヒタ} 丁草^{マツク} 松草^{マツク}

飛禽 山雞^{ヤマトリ} 雉^{キジ} 山鳩^{ヤマトビ}

走獸 猪 鹿

鬼穴^{オニノイヤ} 宮村の内大久保にあり、高さ一丈二尺余、濶さ四歩許の洞穴^{ホラノイ}にして、其深さ測るへからず、中に大小八の穴あり、土俗鬼の角もて穿ちし跡なりと云、流水窟外に溢れ、又窟中に流れ入り、其出去處を知らず、

櫻之潭^{サクラノヅミ} 清水村清水川の流にあり、此邊を櫻道と呼ふ、

往古當郷の領主川邊某居宅の舊地にて、今水田なり、土人傳説に、川邊氏女此潭^{カツハ}にて水虎の爲に獲らる、故に其父怒りて潭を填め水を涸さむと誓ふ、水虎來り罪を謝し、永く里人を害する事なからむと誓ふ、因て今に至りて郷

内水虎の災を受けるものなしといふ、

「地理課川調帳」

加世田郷万瀬川ノ支川
一 神殿川

川辺 野間村
神殿村 同

水源 本川 川辺郡神殿村ノ内 ●ムチトウ ●チクヤ ヨリニ谷川

流出シ ●有村 ●大坪 ●福元 ●山口 ●宮村 ●春口 ●上大窪 ●下大窪 野

間村 ●松田 下ニ於テ里程ニ二里經萬瀬川通工流入、

全 一 瀨川

野寄村

水源 本川 谿山郡谷山福本村ノ内 ●堂ノ尾坂打越

寄村 ●道平 ●楠鹿倉 ●熊ヶ嶽 ●楠原 ●山 一筋ニ 圓 ●長尾 ●清水田

寺跡 ●一ノ瀬 ●假木八重小川ニツ ●桑水流 ●山下

代 ●ニ至リ、里程ニ二里七分五リヲ經テ萬瀬川通工入、

(中表紙)

川邊山田古雜記

野崎村鹿倉之内 地頭假屋より寅方楠原塚下小松ヶ尾迄二里十三町三拾三間
一 楠原塚

高山ニ而、東谷山江境、南知覽江境候、

清水村中鹿倉之内 地頭假屋より丑寅方寺迄二里十六町五十七間、
一 熊ヶ嶽

高山ニ而、南方江少下忠徳山寶福寺、自右寺東方壹里

余谷山へ境候、

神殿村鹿倉之内 右同丑方式里十町拾間、
一 杣ヶ平

高山ニ而、東谷山江境、北田布施へ境候、

平山村之内 右同戌方二十三町四十七間、石鳥井迄、
一 田之上嶽

野嶽ニ而、北之方都而阿多江境候、絶頂江飯綱大明神

石祠立居、

一 清水川

源谷山錫山出、神殿村・清水村鹿倉山之澗之流會成清

水川与、両添村、麓之前田間中、宮村、高田村、永田村へ流申候、

一野崎川

源谷山鹿倉山ニ而、野崎村、清水村澗之水會而成野崎川与、両添村清水川一ニ成候、

一野間川

源自神殿村鹿倉山澗之流出成野間川、清水川・野崎川一ニ成候、

一麓川

源清水川・野崎川・野間川ニ而、麓城下枝川ニ成、麓平山村、田部田村ニ流、田地用水川ニ而候、麓之内石橋壹ヶ所・板橋三ヶ所、平山村・田部田村境号乱橋与候、板橋一ヶ所、

一小野川

源知覽下郡より出、小野村・宮村之境ニ流、清水川・野崎川・野間川一ニ成申候、

一高田川

源知覽山田ニ而、高田村山之澗水會成高田川与、同村從大渡与云所都而之川一ニ成候、

右高田川板橋一ヶ所稱大橋与候、

一田部田永田川

清水川・野崎川・野間川・小野川・高田川川下ニ而、田部田村・永田村之境流候而、茲川末則加世田・阿多境方之瀬川、

右田部田永田川板橋一ヶ所稱轟橋候、橋守田部田村大蘭門名頭仕來申候、知行名寄目録略写、

9 一西海道薩廣國河邊郡河邊轟橋

高ニシテ壹石壹斗五升

右知行河邊田部田村之内轟木橋守給、前より為被申付置由候間、令支配者也、

御支配所印

寛永十二年二月十四日

本田伊与守印(親正)

相良奎ノ助(長信)

吉利下総守(忠張)

額娃長左衛門(久政)

河邊

暖衆中

10 「木原七郎藏福屋七介兼昭詠狀」

○切テナシ、

方之御奉公一途辛勞仕候、其上相果候^{「刻」}砌者、龍伯様

俄之煩ニ付、乍不及御生替ニ罷在由、霧嶋座主坊源

鏡院を頼存、深之敷誓願仕、奇特ニ申あハせ果行申候、

巨細之段之を申候へ者、不分明、条大形ニ申候、就其御

奉公方眞実ニ為奉存者儀候由、度之出仕之曆之衆^江被

仰出御条書ニも被召加候事、何れも御存之前ニ候、自

其以降至于善三郎續候而御奉公勤申候へ共、不幸御座

候而、終ニ無其驗候之事、

一先年 龍伯様御上洛之砌、善三郎事御旅中之納殿役被

仰付、御逗留中少身^{「被」}ニて詰を越し辛勞仕候、其上前之

より無余儀御奉公仕たる筋之儀候条、彼是以加増可被

下由、平野六郎左衛門入道殿御使ニて善三郎へ被仰聞

候へ共、罷下無程相果、其以後國分ニて其通拙子前よ

り申出候処、知行拾石被下候、因茲前之日向守以來善

三郎御奉公方御約束之辻^与申、余少分ニ而迷惑候通、

重而相良勘解由次官へ大善坊を以細碎御侘申上候、喜

入大炊助殿・理安老被達聞召、尤之子細ニ候、乍去當

分者御知行方差迫候之後日一途可被付御手候由御返事

承置候、其後御支配も無御座、其首尾不仕候事、

一慶長拾年より物奉行定有之、拙子筆者仕、諸賦切手等

可相調候由被仰付候、國分方之御蔵入之分も諸事御老

中切手之被成御判候間、日之御評定所へ相詰申候、

殊何篇被成御改時分候処、一人ニて細之儀相問、同

拾三年迄四ヶ年不得寸隙御奉公申候、自其打續御評定

所之筆者被仰付、同拾四年より十六年之春迄三ヶ年不

断詰申候而御奉公勤申候、然者前ニ御評定所へ被詰候

人衆へ者皆之加増被給候へ共、拙者一人ニ窮、御支配

時分ニ無之故知行取後申候、右七ヶ年者少分^之御扶持

も無之御奉公仕候、ヶ様之儀も御座候間、前之条之ニ

御曳あハせ候而被付御手候様御侘申上度候事、

右之條之御侘申上候之間、被聞召届、御披露奉憑候、

御家老墨付も預置候間、御一覽可目出候、貴翁様為御

覚悟之条之書給進上候、可被免其憚候、以上、

慶長十八年六月十四日

「自筆トミ」候「兼昭
福屋七介

宛書切テナシ、

「右奉書三四枚ニ書ス、ウラ接目ニ印アリ、ヨムヘカラス」

11「川辺大井八左衛門藏文書」

薩广國凶徒退治事、去三月三日御教書如此、急速致用

意、相催一族、可被發向之状、依仰執達如件、

曆應三年七月廿日 沙弥花押「道鑑公」

大井小四郎殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二〇八七・二〇八八号文書ト同一文書ナルベシ)

右文書山内寺ニ格護有之候ヲ、慶長十二丁未六月等覚
住カアルヘシ
院法印豪契ヨリ大井右京亮ニ讓候證書アリ、

12 讓渡所領事

伊勢國鹿取上郷内是利名・重國名、薩广國祁答院柏原
名内平河村者、國実相傳地也、依無子息、母慈光所避
与也、然者慈光手より禪匠相傳する所也、次第手継相
そへて、一所ものこさす左い門四郎武実ニ所讓与也、
他之無妨、子々孫々いたるまで知行すへき所也、仍為
状如件、

貞治五年 年十一月廿六日 沙弥禅匠(花押)

以下寫シ也、

13 伊勢國鹿取上郷内於是利名・重國名、薩广國祁答院柏

原内平河村者、所讓渡王一也、親父大井小四郎殿依志

深存、如此避与也、但行重実子出來者、三一之期之後、

可讓給、所詮契約之上者、不可有他妨、若行重請讓輩

中仁致違乱煩者、可申給彼彼知行之分、仍為後日讓状如

件、

延慶三年卯月三日 平行重在判「本マ、」

○可尋仁

大井孫七郎「其マテハ外ノ文ノ口ノ切レタルカ」

14 將軍家政所下武藏國荏原郡内大社并補任地頭職事

(社)「永富ノ字ヲツカ」
(社)「脱字アルカ」
(大井) 紀秋春

右人、任親父実春法師之讓、補任彼職、所仰如件、以下、

建曆二年閏九月十九日 安主菅野

(案) 知家事惟官 (宗カ)

令圖 (天書少) 允清原判

別當相模守平朝臣同

遠江守源朝臣同

武藏守平朝臣同

書博士中原朝臣同

15 讓与 處分事

在武藏國荏原郡内大社郷并永富并 〔社カ〕 〔方カ〕

四至 限東海 限南鳥羽川流 限西一木 限北那溝 (天由)

右所者、四郎秋春讓与之處也、敢以不可疑、但雖可相

副手継文書等、不慮之外令継早、更以不可過此讓状者

也、仍處分如件、

元久元年十二月廿日

(大井実春) 地頭左衛門尉在判

16 〇 十郎紀親實 サネ

四至 東ハいまのたいたう 西ハつ、ミ浦一本木 北那田溝・那田之古キ溝口 (由カ)

右、くたんのところハさうてんの所りやうなり、世々

こさりけうかてつき讓状并ニあんとの御下状いやにき

のために、しそく親実にくつり候処実なり、すへから

17 讓渡 處分事

けんちやう四年三月五日 (大井秋春) さ衛門尉在判

子息彦次郎頼郷所

武藏國荏原郡内大社 (天社) 永富西郷地頭職、伊勢國鹿取庄

内上郷地頭職并鎌倉屋地、於東西南北堺者、見親父さ

衛門尉讓状 (ママ)

弘安元年九月十七日 (大井) 沙弥蓮実

讓渡ちやくし葉次郎殿

一所 むさしのくにあわらのV(天)こほり△之内

一所 大もり・なかとみ兩郷

一所 同郡之内つ、みの郷中にかう太夫人道・次郎太郎等

たさいけならひにてつく「下シレス」

一 所い勢のくにかとりかミ郷ちとうしきならひに
鎌倉之地一所いまこうち

右、くたんの所い頼郷重代相傳之所領也、仍而手つき
の讓狀等并二代々あひそへて、子息葉次郎ニ讓了、こ
のうちにしやてひ又いもうとのふんにやしなひてんを、
代々別之讓狀これあり、聊うたかひあるへからず、の
ちのためにしちをもてず、如件、

弘安七年八月十六日

天井頼郷
左衛門尉在判

19 ○譲り渡所領之事

やうし千代壽丸ふん

むさしの國六郷のほうの内大もり・永富そうりやうし
き、鎌倉之屋ち、いまこの所には行意・実重の父大井
次郎さ衛門頼郷の所領なれハ、そうそふかあとをつか
せんために、千代壽多ひ代かきりてゆつる故也、名字
もなのらすへき也、仍而末代のために自筆所如件、

元徳三年五月八日

邪登院行意
沙弥行意在判

20

右、訴陳之趣、子細多、所詮彼所所領之條勿論也、自
餘略之、任頼郷讓狀、可令知行者、依鎌倉殿下知如件、

弘安十年八月廿七日

北条宣時
前武藏守平朝臣
北条貞時
相模守平朝臣

21 ○大井千代壽丸申、武藏國荏原郡森・永富郷地頭職事、
悪黨人々差妨云々、早任決断所條、可被沙汰千代壽丸
之状、如件、
大ノ字脱カ

建武元年九月八日

在御判

宮内少輔太郎入道殿

右、川辺年寄重信喜草右衛門借置候由ニて見せられ候
を勿卒に写取也、外高一件之事杯書ける枕山権左衛門
殿・本田六右衛門殿など名有書付所持之由也、大井石
見守隅州帖佐ニ住、米山ノ堂を立、鰐口名字・職位等
ほり付アリ、外右大將家諸所へ御出候節ノ随兵ヲ書記
候一軸アリ、其中ニ大井氏見ユ、
字体古クミユ、東鑑ノ書拔坎、

宮村前田門之下薬師堂鰐口銘

願主清原道善字遵善高道本善用道秀奉鑄大日國西海道
河邊郡宮村、

(マ マ) 皆時應仁二天^戊八月八日、常福寺鰐口一口精舎之堂前懸之、
〔文化十四丑マテ三百四十年ニ成〕

平山村内禁〔本丸ヲ花見ノ城トモ唱〕
平山城 内城トモ云、惣廻十八丁五拾三間、
元禄十二書に城高貳拾尋程ト有之

一東南方大川流、北方小川、西方小渠流、

一北東南涯岩壁、其下城内貫穴有之、入口四五ヶ所、穴ノ中流水之所も有之、廣所人往來程之所も有之、太抵百五十間計、城内水無シ、

〔古代番所ノアトアリ〕 大手口南ニアリ、町札辻ヨリ一丁一間、大手口ヨリ外

畔取會マテ十四丁廿五間、右同より本丸内ノ丸入口迄

三町拾七間、一酉ノ方野首、一未申方ノ麓前ハ田、一

亥ノ方田ニテ十丁程陣ノ尾ト云陣有、一卯方大川流、

左ハ田、右ハ城、一刁方松尾城十五丁程、此城ノ下よ

り平山下マテ大流、左右田、一三方ハ城涯小川流、一

城惣廻十八丁五十三間、大手口ヨリ以下元禄十二卯九

月繩引被仰渡候、御記帳内より寫ス、○城下沼川ニ而

候哉、于今人家井ヲ掘候へハ、間々芦根等掘出候、

野崎村 仮ヤヨリ刁方二十一丁余
松尾城 高城トモ云、

鎌田加賀守在城候節、田布せ諏方之原へ押寄、日新公

ト御合戦有之、公御利運ニて、田布せ諏方祭礼七月廿七日御勝利御祭始由申傳候、

一貞和二年六月、凶徒高城桶籠たる事有之由、

一天文五年五月十三日(マ マ)ニも忠良公之御勢牧・高城落城為

有之由、

佐多城 案、牧ノ城ト号セシ則此城ノ本名ナラン、今此城

下ニ牧田ト云所アリ、文禄中、佐多太郎二郎久慶旧領知

覧ヲ高田村ニ替給り移住、子息伯(著) 守忠充代、慶長十

五年、被復知覧之由、久慶當城ニて卒去、西山寺ニ墓

有之、灰塚ハ城下ニ有之、石塔立居候、側ニ阿弥陀堂

アリ、灰ツカ迄仮ヤ未方三十丁四十六間程、石塔ノ文

字欠ソソチ不分也、寛字拾アリ、

野間村 仮ヤヨリ子八丁余
陣之尾 古陣跡也、平山城ノ背也、由来不詳、

田部田村 仮ヤ西方十丁余
茶臼ケ陣 古陣跡也、平山城野首也、

宮村ノ内知覽境 仮ヤ巳年方三十一丁計
猿山之陣 右同也、知覧ノ内ニモ一ツ有之候故、二ツ

陣トモ唱申候、

大五輪ノ形、高二丈六尺計、輪毎ニ梵字アリ、脇ニ文明不分、

清水「仮ヤ丑堂迄一里八間程」
窟「宝光院格護」 往古平家ノ落人隠居候山村ト云、葉師堂一字、堂

五リン四、妙甘禪尼 道円禪門 道乃禪門 妙円禪尼
立石「不分」 奉石「不分」 此下ニ石徑ヲ埋、小石ニ梵字ヲ記セル許多

前杉・櫻・桜等アリ、南北三丁計、数丈ノ岩石如屏風
聳、間雜樹、南隔清水川テ弁才天山岡石壁老松生、○

岩壁大小五輪塔・梵字・卒都婆ヲ彫ル、塔数百余モアルヘシ、

「塔ヲホレル」
岩ノ根小流ヲ通、先年崩候時棺ヲ埋候ニケ所出、穴中

清水村内野サキ村 飯ヤヨリ良三十四丁計
首塚「廻力」 廿五間半、右田ノ中、此邊都而供養塚ト唱、

何モノナシ、

「葉師堂ノ内五リ石形ヲホリタルニ」
貞憲 左右 文明五季癸巳二月彼岸

「堂ハ」 「何丁計岩壁高二丈余モアラシニ」
大円相五并ヒ、中ニ大梵字五アリテ、下ニ

彦山住侶 健願坊敬白、右奉工寫梵字志者、為法界

衆生平等利益之状如件、弘長「四九」 年「甲」二月

卒都婆形十八、其中

己妙金禪尼 己宗鑒禪門

五輪三ツ并、上ニ梵字一字ツ、アリ、其中ノ塔ニ

永仁四年「大才」 丙申三月十三日平重景敬

「五リンカタノ中」
智真 妙有 道有 善德禪門 妙祐禪尼 栄林禪尼
「ソトハノ形中」

常壽禪門 浄金禪門

同村 飯ヤ丑方廿八丁程
桜元 往古川辺屋形ノ跡ト申傳候、近辺桜ノ馬場・桜ノ淵「清水川」 杯唱申候所有之、川辺氏女涼ニ出られ候処、水神ノ害ニ而死去故、水底ニ墓石立、以前ハ為有之由候へ共、當分ハ埋候哉、不見得候、右水害ニ仕、川水ヲ乾サントセラシ候処、水神より至末世人ヲ妨マシクト咎ニテ、「ハヤ」 來當村川童ノ害無之ト申傳候、淵マテ地頭飯ヤより丑刁廿七丁三十九間、

清水川ノ内 飯ヤヨリ丑方前ニ同、
樺山ノ渡シ 此所ト前ニ記ノ桜ノ淵、應永乱ニ数千人戦死為有之所ト申傳候、

同村野崎城下 同刁方廿八丁卅四間
大刀洗ノ水 清水ナレトモ人ニハ不宜トモ申傳候、柄

杓井戸ニ而候、傳無之、

(清力)

水・神殿兩村ニ係ル、同丑方原中迄三十丁程

鳴野之原 今畠地ニテ廣原也、松尾城ヨリ北廿八丁許、

旧記薙野原トアル是也、

野間村下大久保門 同子丑十三丁五十間
近衛桜 昔時近衛様御配所より度々下大久保門へ御成、
或時御杖ヲ被立置候処、右杖桜木ニテ生立漸盛長、称
近衛桜、七八十年已前迄ハ桜ニ候ニテ紅白ニ咲分候由
申傳候、右桜枯候而、経年テ朽木ノ上ニ桜一株生、傍
ノ地へ直候桜今老木ニ而、花ハ山桜ニ而候、土民如氏
神仕來申候、

野崎村之内楠原 同刁方二丁四丁十九間
御棧敷跡 陣トモ唱、小キ野岡樹アリ、寛文・延宝間

度御関狩ノ御棧敷跡ニ而候、串目筋鹿倉廻ニリ廿二丁

五十間、

○寛文八申十二月御関狩、御名代町田勘ケ由殿、御奉行

嶋津三郎右衛門殿・島津美作殿・肝付半四郎殿、外ニ

九人名前相見得申候、

○延宝二年刁十一月同断、御名代佐多内記殿、御間伏白木尾

御家老ノ嶋津中務殿、御間伏中 惣御奉行嶋津又十郎殿、

入ノ尾、沈せう所、

其外十一人名前見得申候、

野崎村楠原鹿クラ
山中瀑布 山頂ヨリ八分之処ヨリ岩石滑百丈余、其中

ニ瀑布二筋落、トモニ廿丈許、向ヨリ望見候へハ布

ヲ引候様ニ有之、奇觀ニ而候、

同土岡村氏文書 近衛様御下之節、祿寢山城坊娘御側
へ被召仕、御上京御供仕、其後御女子一人御出生、然
ニ大坂落城後窄人ニ而候岡村伊織与申者へ右山坊娘給
候而、岡村新右衛門と申候出生、自尔伊織相果、新右
衛門母子御國へ被下、龜山家江右新右衛門母之兄弟嫁
候内縁ニ而、龜山家之内附ニ而居候也、
下大久保門百姓家傳ニハ、下大久保門娘近衛様御側ニ
被召仕候哉、男子出生、右妊身之内御上京、御遺言ニ、
男子ニ而候ハ、岡欽嶽欽大キ字可名付旨御意ニ候、依
之出生之男子岡ト名付、後ニ岡村ト名字候由申傳候、
或説ニ、下俗腹女何國之生も不相知、御上京之節岡村
氏へ給、右之男子岡村新右衛門ト為申由、

下大久保門ハ上大久保門より別候内ニ而、上大久保門
上代大百姓ニ其由、案岡村氏文書之説実ト見得候、大
久保門女ヲ山城坊子分ニシテ差上置タルトモニテハア
ルマシキヤ、大久保門も毛頭イハレナキコトヲ云傳ヘ
キコトニモアラス、尚可考、

両添料 飯ヤヨリヲ卯六丁四十一間
矢立ノ松トモ云、古代ノ老松ハ先年雷火ニテ枯、今ノ

小松ハ植接ニ而候、総州ヨリ元久公へ御重物御讓渡、
右松樹ノ下ト申傳候、

平山大手口

穴弓場 古近衛公射術御上覧ニ而、如何訳候哉、穴弓
場ト御名付被遊候由申傳候、

地頭飯ヤ庭中
桜 家久公御光越御飯殿出來為被遊御座跡、為證桜植

候ト申傳候、右桜枯、今ノ木ハ植接ニ而候、

鉄砲場 ○御茶や跡 清水村見返り 延宝元丑十二月、

飯ヤ西五丁 飯ヤ良二リ五丁
薩州様川辺御立御通行御茶や跡ニて候、

平山村内フモト川原
御茶や跡 寛延元辰四月七、慈徳院様山川児ケ水温泉

より加世田日新寺へ御仏詣之時御通行有之御茶屋跡ニ
て候、

小野村小野川 飯ヤ午方廿四丁五十三間
鬼ヶ浄土ノ瀧 高十丈許、瀧ノ上席ヲ敷タル如キ岩三

十間許有之、

田部田村轟 飯屋西廿丁計
御茶や跡 薩广守様延宝元丑十二月十四日従加世田川

辺御飯やへ御入、御茶や轟橋上邊ニて候、前大河流、
轟之景美も、十四日川辺御飯やへ御入、十七日知覽へ

御光越、十九日又川辺へ御入、廿日谷山御帰駕、

田部田長田川之内 飯ヤ戌二十八丁五十間
松ヶ轟瀧 高十二丈許、瀧大小十七筋、

永田村坂ノ上山田境 飯ヤ酉戌方三十丁四十間
御茶や跡 慈徳院様寛延元辰四月八日加世田御仏詣よ

り山川御帰駕ニ御通行御茶や跡、于今作職不仕候、

宗廟 宮村ノ内
飯倉新宮三社大明神

中宮 天智天皇二ノ御姫玉依姫ト申傳、神体一七寸程、一尺

一、体高一尺、六寸五部程、鏡五、一八三尺廻、ウラニ仏像、四八二尺廻程、六月廿九日・七月七日、六度之神楽右收納米を以調申候、

東宮 天智天皇 木座像二体、一八壹尺八寸、一ツハ壹尺四寸程、一上代神領高千石以上候得共、段々御取揚候由申傳へ、御藏跡・御藏前と唱候地御座候、

西宮 倉稻魂命 木座像三、一ツハ二尺、一ツハ一尺四寸、一ツ一尺一寸、一往古ハ寺十二坊付居候与申傳候、寺号不傳候、一二月四日夜内祭司与頭、五日一供物膳、一御祈念、一金幣、一内侍舞三番、

右飯倉宮原倉稻魂命にて、上古ノ社者ニ花表より丑一宮巡九廻但三廻神馬獅子奉幣面塩井苞、有神哥、

刁方四丁四十一間計、于今飯倉山ト唱申候、天智帝之御姫從比姪開開宮御來興之後、當今之宮勸院候哉、(願挂カ) 三廻獅子笛大鼓奉幣面塩井苞、宮人相付、(請カ) 三廻内侍奉幣面塩井苞、有神哥、宮人相付、

御葬地陵石等有之、一宮和銅中勸請ト申傳候、東西 西若宮 祭神不詳、昔時川辺氏氏神ト云、

右獅子舞勤屋敷御免地被下置候、

東若宮 木座像二、一ツ一尺一寸、一ツハ八寸程、一人形ノ前、一玉カツラ御酒開、但有楽類、再へ笛大鼓、御名代司参主、

西若宮 木座像一体一尺一寸、

箭太神両社 木座像二尺六七寸程、一九月九日祭、前夜 七ヶ村大鼓踊仕申候、初之訳不知、

御祭米五斗二升五合、二月五日・九月九日・十一月五日 七ヶ村祭礼ニ而候、(同前カ) 一正月元日祭、式太抵同断、

日為御祭料年々被仰付候、(同前カ) 一十一月五日祭、前夜、

右三度御祭、御名代郷士年寄、司与頭相勸申候、右二度祭式二月同五日同断、

中田九間 七畦拾五歩、粃三表式斗九升、右御免地神領一六月朔日祭、田植踊アリ、正月廿日・八・十二・十(マ) 高にて、三月三日・四月十五日・五月五日・六月朔日、二月朔毎ニ神楽、九月廿八日社参、

右參社藥料、宮村上ノ門、同村峯元門、同下ノ門、所

郷士高良氏・逆瀬川氏、平山村藏前門、宮村之小峯門、

社人中、高田之牧田門、宮村刈部門、同道祖田門、大

聖寺、高田之里中・別府門之、宮村之射手藪門、所郷

士肥後氏等已下いづれも代宮司と唱申候、代宮司皆以

前神領高之由申傳候、

朔望・廿八日節、正月三日より同五日

一同更夜大鼓、一同柴勤、饗社參、

杜人權主取迫田

李兵衛家より勤申候、

四月十五日より七月十五日迄

一同花揚、別当神主政所二ノ主取相勤來申候、

神宝

一唐金鉢三、但御手洗用ノ由、家久公加世田御光越之砌

御寄進ト申傳候、

一舞落之鎌一本、日新高橋城攻之時御寄進之由、

一鐘毫本、一兵庫鏢太刀鞘金張、一高上盃二、以上四品

御記録方絵形ニ被寫候、

一福壽之花瓶一、近衛様御寄進ト申傳候、

一飯倉大明神額、家久公坊津一乘院へ御光越之節當社へ

被遊御一宿御寄進ト申傳候、

年被召揚、被仰付候与申傳候、

一金燈炬三、宝永六丑六月、地頭町田八左衛門殿寄進、

一長刀二本、一甲一頭、一唐ノ提一、一獅子香炉二、一

脇差一本銘正光

一小刀十一本内、四本波平安光、一本サヤ金具、一本願

主源氏金田家綱天文十一年、本薩羽河野

邊住波平安周永祿七年、菊月九日

一音樂之府数通、一大般若經全部、一切經三十二卷、一

細字經文数通

一大般若本尊一幅、一經文一枚

右添書寫

三ヶ国兵乱靜、享祿二年己丑三月二日、加世田ト阿多

隔日高橋城焰生、依テ大般若經飛來候、即納置、

右、高橋城御攻ニテ炎上時、大般若經飯倉社之庭ニ

落候与社人申傳候、

一板三仏像、奉再興金剛院頼心上人作之、元和八年壬八

月吉日、

一尺加板木三枚、一願主藤原氏文安六己丑歲四月九日

長州守正慶、一ツニ文安五年戊辰南勝院願主憲瑜常住

也、

一面三ツ

一笛一管 高良氏祖米王丸禁裏へ參殿吹候笛ト申傳候、

高良氏祖京ニ住シト申傳候、

棟札 左右例ノ仏語略ス、

奉再興飯倉山新宮三所大明神両宮社壇一字、大檀那嶋

津正統藤原朝臣忠隆、永正十五年戊寅十二月十九日土

曜虚宿、大願主大寺壹岐守惟宗氏資安、政所源氏公綱

大勸進深見惟宗氏家守、神本源氏宗親・迫田藤原氏貞

吉、宮行事橋氏吉次・高良橋氏武清、鍛冶逆瀬川源氏

安次・重延三郎五郎、大工山本橋氏光貞、小工四位備

後守惟宗家友太郎左衛門、

同日新 大檀那嶋津藤原朝臣日新并貴久、當地頭平田安房助平

朝臣宗吉、天文十九年庚戌十二月廿五日、

同 大檀那藤原朝臣義久、永祿五年壬戌二月廿三日、

同 薩隅日太守嶋津修理大夫藤原朝臣義久、當地頭平田新

左衛門尉平宗順、天正六年戊寅二月廿八日、政所金田

源家綱、寺社平川平景信、

同 大檀越薩隅日太守嶋津陸奥守藤原家久朝臣、當地頭三

原諸右衛門尉重種、慶長十三年戊申卯月十六日、

同 大檀主太守宰相公嶋津薩广守藤原家久朝臣、座主金剛

院頼心、神主高良武宗、元和四年戊午九月廿九日、奉

行新納右工門
伊地知峯岐守重清、

薩隅日太守中納言公嶋津薩广守藤原家久朝臣、當地頭

桂山城形守忠能、于時寛永六年巳十一月二日、奉行衆菊

野木原氏景綱・是枝藤原氏快貞・岩下藤原氏家利、

同 大旦主少将源光久朝臣、承應三曆仲夏初三日、當地頭

伊集院右工門、作事奉行三原内膳介、

同 大旦主源朝臣光久公、當地頭堀四郎左衛門、寺社奉行

嶋津出雲守、寛文十二壬子天佳洗大禪日、
(活カ) (吉祥カ)

大旦主三州太守綱貴公、寺社奉行嶋津主右衛門殿、當

地頭阿多淡路殿、元祿二己巳載夷則祥辰、

若宮云同
奉造立若宮一字、于時寛正六年歲次乙酉五月二日、

鳥居 承応三年三原内膳殿檢者也建立、寛文九年福島

正介殿・西郷掃部兵衛殿檢者にて根包、享保十四西十

月廿五日、所中衆力を以再建立、

鐘樓 (銘九)
鐘名

奉鑄

薩摩国河邊郡飯倉新宮鐘長三尺巳尺八寸事 (マ)

右願主沙弥上 (マ) 抽清淨誠致法樂存如在儀、盡礼奠歲月

多積丹心来止而幣帛蘋繁常所有物也、法器道資内外珍

寶也、仍奉懸之殊所飭明德也、叶神慮者聖朝安穩、四

海靜謐、天長地久、国土豐足、人民快樂、殊願主息災

延命、悉地成就、子孫繁昌、佳作神恩而已、 諸行无

常、是生滅法、生滅滅已、寂滅為楽、夕嵐和音、令培

此日、已過暁霜、添韻文驚、无明悉睡矣、

寛元五年丁未正月日

鑄師河内佐山太郎

行事 平延貞

鰐口銘 奉寄進飯倉大明神西宮敬白橋氏、于時享徳元

年壬申十月二十七日、鰐口、

石燈炉二基 延宝二年甲寅八月日

別當大聖寺 往昔金剛院与号セシカ

陵石 長一間程横三尺三寸程 二ノ華表傍本地堂後ニ有之、或本地

堂トモ申傳候、去申四月七日、御用人吉井笑八郎殿御

見分御糺ノ上、石土臺・神垣・拜石等并鳥居一字御造

立之筈ニ而、本地堂ハ寺内ニ迁筈ニ候、

五月五日より九月七日迄大鼓禁止、由來不知候、

二月五日祭幡不立候内宮村中織機ヲ禁候故、女共近名

境木森ヲ便木綿ヲ調候、又舟ト云事遠慮之由申傳候、

童女 石像六寸程、

飯倉社内稻荷祠・聖之宮 同大楠下 由諸不知、

山神石 元禄六十一月立、

早馬石 同上年二月立、

妙見社北斗星 享保十四西五月原信より移ス、其跡ヲ

于今妙見堀ト申候、

(粟カ) 栗島宮 安永九子十二月高良彈正勸請、妙見社之内ニ

有、

愛宕石 寛政九巳三月高良掃部立、

本地堂 木坐像式尺程、

地頭仮やより未方二ノ鳥居迄十五丁五十四間程、

小の村内 仮や巳年十七丁二十六間許
諏方上下大明神 神体鎌、長六七寸程、同鎌長短六十

本余、祭九月十八日、庄やヨリ祭ニ當村大コ踊有之、

奉造立諏方上下大明神宮一宇、右意趣者、為天長地久、

御願圓滿、殊不知、右願主源忠貞并道全御息災延命、子

孫繁昌、不知、文明四年壬辰霜月十八日不知、

奉造立諏訪大明神御宝殿一宇、大英檀藤原忠詣并忠恒、

天文十九年庚戌九月十八日迁宮、大工宗貞、鍛冶景親、

奉新造立諏訪宮大明神一宇、大日越島津原朝臣家久、(藤原)

當地頭藤原朝臣久行、慶長十九年甲子二月二日、權大

僧都頼憲、大工維次長井太兵衛、鍛冶是次瀬戸口喜六

左衛門、神主橋武宗、小願主以下略、

寛文四辰拜殿再興棟、

元禄十四巳卯月、宝殿・舞殿再興棟札、

阿落并石階 宝永四亥三月當村中寄進、

右社往古知覽下牧野より(洪)供水流來勸請卜申傳候、

今田 仮やヨリ辰巳十二丁四十七間余
鎮守 神体板梵字四 裏一乘院當住快義、外字不知、

大聖寺支配、刀壹本朽ソンス、由來不知、九月九日祭、

棟 奉改替古佛石鉢種子、天長地久、御願圓滿、永禄七年

甲子十月吉日、權大僧都法印頼岳誌之、

同 奉造立鎮守宮一宇、寛文十二壬子年二月吉日、迁宮導

師覚音、右今田村一乘院領分ニ而候、

兩添 稻穂大明神 之 鉢石、九月九日祭、社司春田大膳、近

世再興、棟札略ス、

同所 天満宮 延享四卯正月、原東方天神ケ尾ヨリ此地ニ迁

ツル、神体鏡・丸石、

同村 同刁卯方拾六丁三千間
高良八幡社 唐かね中仏象、三尺廻程、丸石大小五、

右同壹尺廻、

(祭脱) 九月九日、支配宝光院、

棟 奉再興高良八幡大菩薩さとふ一宇、奉為山田民部少輔

源有栄御息災延命、子孫繁昌、故次者當役人衆箭野家

守并海野儀正、本願・大工等略、元和五年己未二月時

吉日、栂山桂林房、

奉遷宮迂宮導師快翁伴良俊房、織部左衛門下宮下中間、

右昔時大社ニテ、社領屋敷等多為有之由候得共、御取

揚ニ相成田地ニ成候由申傳候、其後宝光院右支配ニテ、

末寺西坊座主ニテ候由、西坊廢壞いたし、當分宝光院

支配ニ而候、

昔時流鏑馬有之、流鏑馬場御取揚後田地ニ相成、于今

野崎村之内馬場(田カ)向ト申候、其外往昔社領之時之字ノ地

段々見傳候、

の崎川崎門氏神 同卯十七丁三十間
若宮大明神 神体箱、鹿角長二尺五寸四候、天和三亥

二月宝殿十二立之棟有、地頭若松十左衛門殿、

右、上代清水村内夫婦池(盆脱)ト両池ヘ大蛇見傳候由ニテ、

古川辺家兄弟為退治被差越被射殺候処、年經たる大鹿

ニテ為有之由、帰路神殿村鳴之原ニテ兄ノ烏帽子地に

落候故、舍弟ヘ取可進様被申候処、弓ノ裏苦ニ而取遣

候ヘハ、對兄弓ニ而之仕方慮外ト兄弟及諍論、差違被

相死、其後兄弟共ニ若宮ニ崇、兄者神殿村ヘ建立、右

鹿左角社内ヘ納、弟者野崎村ヘ建立、鹿右角社内ヘ納

候由、兄弟被相果候地故、鳴之原ト唱候由、

同村 同卯方二十二丁三十五間
川波大明神 神体木大小四、高一尺四五寸程、一、劍四

本長一尺、一、逆鉾一本長一尺、鹿角七大小、二、白藤色、

鏡一面三尺廻、十一月八日祭、社主取安山休八、

棟 奉再興山神宮御宝殿、大旦那藤原國久御息災延命、

文明二年(ママ)亥十一月吉日、

奉再興山神宮御宝殿、大旦那藤原家久朝臣、當領主

藤原良清、元和九年(ママ)十一月八日、神主高良權之助、

元禄・元文棟皆山神ト書ス、

同村松尾城内西ノ丸

松尾大明神 神体板、奉願成松尾大明神、寛永十六己

卯十一月日、裡ニ梵字アリ、松尾城守護神ニ而候、一

説小松殿祖建立トモ、十一月一日祭、社主取安山休八、

棟 奉造立松尾大明神社檀一宇、寛永十六年己卯十二月吉

祥日、大願主高城中諸人敬白、元文・宝曆・文化等棟

略、社西ノ丸絶頂故、四方金鑲ニテ貫、傍ノ茂樹防風

候、

同
天満宮 木坐像一尺三四寸、松尾軍神ニテ、本丸ノ上

北ノ方ニ鎮座ノ処、以後西ノ丸遷奉欵、不詳、十一月
二日祭、社主取同人、

宝福寺
鎮守 熊野三所田代鎮守大明神、伊佐智佐六所大権現、

(清水村カ)
同村下田代
鎮守

同村
白山権現 丸箱内小木鋸二入、赤金内仏象二、木黒駒

一丈五寸長六寸、

祭二月初卯・五月五日・九月九日・十一月初卯、宝永
以來棟略、白馬ヲ禁、

宝光院内
山王 神体猿五寸五部、 祇園 同社内
神体荷稻立象八寸、

狐二疋三寸、牛一三寸、唐かね六尺回内仏象、

同村
若宮 快範上人、板ニ畫坐象六寸五部、宝光院支配、

清水村 同丑方廿七丁余
水元権現 木坐像九寸、仏体木坐象七寸五部、同八寸、

祭九月九日、支配宝光院、祭米三斗、但井手神両社權

現卜書、年々被相渡來候、一清水村生土神ニ而候、正
徳棟略、社傍岩穴二間半計清水湧出、旱魃ニも不減清

水ニ而、末田地用水ニ相成候、

神殿村
九玉大明神 興玉命、神体木立像五、一尺三寸五部、石大

小十六、鹿角大小十七八、

鰐口銘 謹奉掛鰐口——觀音堂御宝前、天文五年十

二月、施主助左衛門敬白、

祭九月九日、社司徳丸恕之助、

棟札
奉造立久玉大明神御宝前、大旦那藤原忠将御息才、

大願主當地頭貞次、天文十五年丙午九月廿二日、大工

橘貞親、加治藤原重治、大宮司伴兼林、

同社傍
御領宮 仏体坐象七寸、崇鎌倉権五郎景政、以前社ノ

後藪田山中ニアリ、今地辻見ト云々、

同傍 同丑方一リ八丁十一間
水神 古棟アリ、不分明、往昔神領田地多付居候由、

且地頭より眞米式斗并柴刀正月月初御祠場祭二年々為被

進由候得共、何より相止候哉不相知候、

案ニ、前ノ水元社祭迄并手神両社ト祭米之書付ニ有之ハ、一ツ此水神歟、

若宮大明神 唐かね大小十七、銚二八寸、鹿角一、四同村

候、長二尺三寸五部、傳野崎村之若宮ニ記ス、祭四度、

神村脱カ殿宮園・吉永・米満・鳥越四門ヨリ祭、社司徳丸恕

之助、

貞慶（金）三閏三月日、當村領主新納近江守殿、

「誤ナラン、又左エ門殿ナルヘシ」

同村稲荷田門 同子丑一リ八丁

稻荷大明神 社体坐象、祭五月・九月・十一月三度、

（神力）

宝永棟略、

傳称、高麗（マ）へ節神靈高麗へ出陣、感應為有之由申傳候、

同村金山 石祠、先年金山盛之時、宮作ニて拜殿等有

之候処、山廢漸々頽壞之由、金山盛之時御祭迄年々被

仰付、司嘜相勤申候由、旧記ミへ申候、

金山大明神 銚、石祠、金山御物其外廢止後大平次郎

兵衛金山取仕建立之由、

諏方大明神（古殿村脱カ） 上宮神体木腰掛像式、一尺八寸、同一尺

五寸程、裏ニ奉造立諏訪上宮普賢菩薩、天文五年丁丑

九月十七日、作者本覽房、同市松、施主大坊快風、

一鏡二、一尺五寸廻程、中仏体、一小鎌三、

下宮神体同前、一尺五寸程、ウラニ下宮本地勤世菩薩（觀カ）

宮ニ同前、仏体同前一尺四寸程、ウラ書不知、一鏡（上カ）

二同前、一祭九月十八日、社司春田大膳、

棟 ○奉造諏訪上下兩社宮、右意趣者、奉金輪聖天長地久（王脱カ）

御願圓滿、大檀那藤原沙弥道應并犬子丸御息災延命、

永享九丁巳九月十七日、

奉再興之、地頭町田八左衛門殿久通、宝永五戊子二月日、

鰐口銘 諏訪上下大明神奉薩不知、神主願主久盛、其外

字不知、文明十二年二月日、

○往昔清水村・古殿村之内神領高壱（町）丁式反有之、天正十

四丙御取揚ニ相成、其時座主山伏是枝大坊龍伯様國分

之様被召寄候由、社前ニ大坊屋敷跡トテ有之、庭木一

葉樹于今茂居候、馬乘馬場迄為有之由、

(古殿村カ)
同村水溜門 同丑方二十丁許
鎮守 石大小八、鹿角一、棟奉造立鎮守五社大明神、

地頭高崎藤原能延、慶安三庚子十一月日、元禄棟略、

ひく龍のはやさよ

唐土開陣舞祭文

立も袖の順風、下前ニ同し、

同村 仮ヤ子五十四丁十七間許
一之宮椎林妙見大明神 木坐象四、鏡中仏象大小十四、

式尺四五寸廻より壹尺三四寸迄、祭十月廿九日夜より

翌十一月朔日朝迄、十二月(晦日カ)夜より歳旦迄、社司春

田大膳、

一貴久公御代永禄四之棟札為有之由候へ共、朽文字——
一昔時神領高有之処為差上由、

一龍之駒 男高九寸五部、長一尺一寸、女高七寸、長

九寸五部、 銚長六七寸、

一唐土開陣舞・龍ノ駒舞・矢房舞・矛ノ舞トテ有之候、

神功皇后三韓御退治之時御開陣之御儀式之由申傳候、

亦惟新公・中納言様朝鮮御渡海之節初共言傳候、

龍之駒舞神哥 御嶽にハ早尾の軍龍の駒千々引たれて

駒のはやさよ

立も袖の順風になひかん神ハ世にあらしもの

矢房舞同

北の方林かもとに立雲ハ矢房の王のあ

そひしたまふ

立も袖の順風になひかん神は世にあらしもの

矛舞同

わか矛ハあたる矛よ空行ハ雲さりな

のま村 仮ヤ子九丁余
藏王権現 神体釵、鏡三、壹ツ式尺五寸廻、中仏体式

ツ壹尺廻、唐金廿六大小、

祭九月十五日・十一月十五日、 社司春田大膳、

棟奉造立御藏王権現社壇一宇、藤原朝臣光久公御息災延

命、當地頭高崎藤原能延、寛永廿亥八月廿六日、

鰐口銘、奉掛藏王権現鰐口一宇、且那立願成就、永禄

二年己未十月吉日、七郎五郎重行、

同村 カリヤ丑方十四丁十六間

伊勢大神宮 鏡一尺一寸、鶴龜相之紋、祭九月・十一

月初丑、社司春田大膳、

棟奉造立大神宮一宇、大檀ノ嶋津河上榮久、大願主福ノ

七一結衆不知、文龜三年癸亥十一月十五日、大工家親藤原家昌、小工五人、鍛冶安有良、宝曆再興棟アリ、

同村 子丑十四丁許
鎌倉大明神 石二長三四寸、祭十一月初丑、社司春田

大膳、

同村 丑十四丁余
鎮守 鏡一、石大小五、社司同人、

鰐口銘、謹奉掛上尾窪鎮守大明神御宝前、永祿元戊午霜月十一日、薩州河邊郡野間村檀那敬白忠次、

同社傍
愛宕 板、文字不知、祭十一月十一日、

平山村平山城禁^{坂ヤ酉四丁廿間計}
諏方上下大明神 両社共箱内釵入、鏡一尺貳寸廻、中
仏体、祠官春田大膳、

祭九月廿八日、神供略、奉幣祝詞神楽三番、御名代年寄、司与頭、平山・田部田・永田三ヶ村太コ踊アリ、
二月彼岸祭料郷士桑波田氏寄進也、肝付御征伐之砌當社へ御祈願、社司原田い豆太夫へ調伏修行被仰付候由、
守袋被仰付候由也、

一面二一八鬼女 一土拍子二前大小 家久公御寄進ト申傳候、

一額 近衛殿御筆ニて候処相損、和田雪觀寫ニ而候由、
一面三ツ 和田雪觀寄進、

棟
一刀一本 一腰刀一本 所郷士寄進、
奉再興河邊諏訪大明神一字、大旦那藤原氏家久公・光

久公、當地頭藤原貽正、寛永十二年丁丑九月廿八日、
遷宮導師大聖寺頼間、外名略ス、

案、貽正ハ能延ノ誤ナラン、高崎惣右衛門能延也、の
間蔵王楮^(棟カ)、寛永二十年地頭高崎藤原能延ト見得候、

宝永・延享棟略、

同城内
走馬社 石

同禁大平口
天満宮 木坐象一尺二寸、祭二月廿五日、城軍神ニ而、
本ハ本丸ニ殿座之跡アリ、

同城本丸丑方四丁 元禄以來棟アリ、
愛宕祠^(宕) 三月廿四日祭

(野九)
惠美須 木座象二、

稻荷 唐金座像高五寸程、狐長三寸程、三月三日祭、

飯綱大明神 石祠、鏡八寸廻、三月四日祭、社司春田
同村田ノ上嶽

大膳、永祿三申勸請、肝付御征伐之砌御勸請、阿多住

原口勘ノ太夫・加世田住松坂坊祖谷山周防坊・川辺原

田伊豆太夫三人へ調伏被仰付、於右嶽勝軍治安敵國降

伏天健之秘法一七日修行仕、壇ヲ飾、藁人形ヲ作、一

七日修行候処、人形動、弓ニテ射候へハ、人形より血

出たる由、為御檢使川田氏御越之由申傳候、右石祠損、

延享四卯十月、加世田松坂坊・阿多原口肥前・川辺春

田相模相會建立、神(鏡九)安置候、

田部田生土神 飯(野九)西十二丁程
鎮守 石五、祭九月廿八日、社司高良掃部、寛文以來

棟札有之、

同村前ノ門 飯(野九)西十二丁余
北山十六番社大明神 社司春田大膳、棟札源朝臣光久公、

地頭大中臣(野九)、寛文二十一日日、以下略、

同村松ヶ嶽瀧ノ上 同戌方廿六丁余
水神

永田村 村中生土神 飯(野九)申西廿四丁余
九玉大明神 興玉神 神体石三、祭十一月九日、高良社司

掃部、

棟札、九玉大明神之宝前□敬白、永正十五年二月廿

日、寛文・元祿之棟札アリ、

鰐口銘 薩州莫祢波琉村願衆 不分明、福聚寺觀音殿前敬

白、薩州河野邊有田村願主四良之門文字不知、

同村 同西方廿丁
惠美須 木坐象二、七八寸程、古市門格護、往古町ニ

て候故古市ト唱候由、田部田ノ内今市へ直り、後麓之

町ニ成候哉、

同村極原寺境内 極原寺格護(樂九)
若宮大明神社 鏡四(式)一面ウラニ富(長)命富(マ)、唐かね仏座

体(三)五部 弁才天(二)部 小劔二本(長六)寸

位牌 若宮大明神 河辺郡永田村 天正二年甲戌八月

吉日、死去以後天正迄八十年、正等庵壽泉書之、ウラ

ニ上ニ正念佛尊靈、傳記段々アリ、不審事故略ス、

高田村 (ノヤ) 飯米申一リ余
霧島社 銚長六寸、石三、元祿棟アリ、

川邊高頭壺万式百拾三石四斗六升六合六夕八才

竈数千六百三軒 人体一万卅八人 中宿・松屋・穢多

迄込、

野崎村 高九百貳拾三石七斗四升八合七夕四才

地頭飯やより卯方西門迄拾七丁計、吉利下総守忠張、

其子山城久在迄領知、

両添村 高六百九十七石九斗五升六合八夕八才

右、古代田之上村・宮下村二ヶ村ニて候処、一ヶ村

ニ相成両添村ト号候由、右同より卯方藏屋敷前迄八

丁廿間、

今田村 高貳百八拾三石六斗六升八合四夕三才

右、古代平山村之由、右同より辰巳用具迄拾一丁七

間、

小野村 高五百四十八石八斗七升貳合七夕四才

右、原宮村之内ニ而無之哉、右同より巳方重(堂方)園迄拾

七丁計、

宮村 高七百四十式石三升壹合

貴久公平田安房介宗茂へ此地ヲ賜被領候由、其後文

祿四乙未義久公肝付三郎五郎兼三へ拜領被仰付候由、

右地頭飯やより午未方菊川迄拾六丁計、

高田村 高千四百七石壺斗四升四合四夕八才

右、古代宮村之内ニ而候由、右同より未申大渡迄廿

三丁四十間、

川辺郡山田之儀本川辺邑之内ニて、大野駿河殿被為

領居住候処、依咎被召除、其後本田山栖殿領分ニ相

成、加世田地頭之故加世田へ被相付、其時分川辺地

頭平田安房介殿ニて候、其後貳郷所ニ相立候由、

長田村 高四百三十九石八斗六合四夕六才

貴久公御代、平田安房介宗茂へ賜之被領候由、

右同より申方古市迄廿一丁五十間計、

田部田村 高九百七十三石四斗四升四合八夕三才

右同より申西方芝原迄拾壺丁計、

平山村 高千貳百七十式石八升八夕六才

右同より申西方上之門迄七丁五十間計、

野間村 高五百五十一石貳斗貳升八夕三才、本八六門

ノ由、

右同より子方宮蘭迄六丁十二間、

古殿村 高四百七石五斗五升貳合五夕

右同より丑方蔵前迄十五丁、

清水村 高八百七十七石一斗三升三合八夕四才

右同より丑方水元迄廿七丁、

神殿村 高千八十八石八斗五合貳夕九才

新納右衛門佐久詮殿代賜之候由、當今當村之内新納

家御持にて、家來共多居住候、

野崎村之内
金山 一番長井郷左衛門、二番古殿村池崎門勘之丞、

三番御物、四番田部田村中嶋門市之丞、五番猿渡山、

右、元禄年間比金山盛にて、五日ニ五鉢ツ、出候由

申傳候、右時分遠國旅人之名并遊女八島墓杯有之候、

一御物金山御引取前九尺樋籠拾六丁立致水引方之処、賃

錢揚一件ニ付三日及口論水引方難調、終ニ御引取之由、

一享保年間ニも金出候、旧記ニ見得申候、

中山下町大平慶右衛門、高塚山谷山町諸右衛門、夏田

倉岡平野次右衛門、
山神殿村吉永之八右衛門、

右之金ヲ掘候跡有之候、

錫山神殿村之内瀬戸山
并先の木場并桂原、先年錫出候跡にて候、其中谷山郷

士某掘候節錫多出、錫位も能為有之由、然右郷士失有

之遠嶋哉にて錫山取止ニ候由、當分迄七八十年ニ相成

申候、

鉄山野崎・清水・神殿 先年來鉄山年々四五ヶ所又二三ヶ所

ニ而吹申候、

島木綿 古代より女共生業ニ仕、年々本府并諸所へ賣

出申候、

白糸 近年下り蚕飼方被仰付、女共漸々白糸御替御用

ニ差上申候、

郷士日置源左衛門系ノ内

一久範 道号照屋、肝付恒吉宮ヶ原ニテ永禄元年四郎左

エ門尉千代太郎三月十九日打死、

一伊七守久峯 飢肥・福島・志布志・安樂・松山・梅北、

末(吉脱力)、以上伊七守奉行ス、後七十三ニテ打死ス、永禄元

年戊午十月廿三日、志布志十三木ノ本ニテ事、

久峯第(遺札)

一久能 造号中山、平田養子、号出羽守、宮ヶ原ニテ親

子打死ス、永祿元年戊午三月十九日、年六十七、

同桑畑四郎右衛門先祖与五郎景次朝鮮古官ニテ相良玄

蕃殿同時打死、与五郎孫仲左衛門 寛文元書出ニ有之、外由緒不知社堂又近世

建立ノコト杯委書ケルモ有之候得共略、

右、丑十月廿六日、川辺春普請見賦并山見とシテ、山

田上山田村有ノ木門旅宿ヨリ差越、川辺平山東門名頭

家ヲ旅舎トス、サテ翌廿七日、邑長重信喜草左衛門ヨ

リ借ニ而、廿九日山田ニ持帰り、三日ニ書拔、古領主

地頭其外間違ラシキ事共愚按粘シ、十一月八日使モテ

相返、此便ヨリ佛閣ヲ記セル二ノ卷ヲ借、八日ヨリ又

左ニ抄寫ス、

平山村内禁 地頭館西二丁卅間余 御目見寺、客殿寺社方御修甫、

龍豊山 玉泉寺曹田布七 常珠寺末、 本尊尺加座象長一寸尺 二寸程、 大旦

那薩州用久主夫人玉泉智芳大姉忠国公、御女、明応五丙辰七

月廿三日卒、袖王墓立、

○日新公御画像・久逸主影大黒木象日新公御安置、

○用久主夫婦 日新公 善久公 昌久 五石塔立、

「延久ナルヘシ」

當寺往古長興寺ト号ニ而、宮村ノ内松崎ニ而有之由、

于今開山塔立居申候、玉泉跡御寺ニ相成寺号被改候、

日新公御画像贊

儒門君子翁 釋部竅空々、(童説カ)通玄々理 三教成一同 梅

岳常潤在家菩薩真贊、奉次辞世之高韵云云、左ヨリ 御象ノ上

サマニ読ヤウニ七行ニ書セリ、左ノ方二印ヲ打、上印

ヨムヘカラス、下印守、トカアリ、守ノ疑ハ當寺四世 源室守津和尚歎、右表

具妙心院様御再興、

○行道観音画波月等 薩画 ○羅漢画、雪舟画ト云傳、○楞嚴画○

磬子一口○鈴子一口○袈裟一、「以上六品」 日新公御寄附、

○鐘一口 銘三

鎮西薩弼河邊郡神殿寺窰鐘一口事、右窰鍾志者、為偏

沙弥蓮幸并氏女子孫繁昌、安穩泰平、兼後(生カ) 善處、乃

至法界平等利益、造立如件、永仁七年大才 己亥卯月日、大

願主沙弥蓮幸敬 白、諸行無常、是生滅法、生滅々已、寂

滅為楽、以上十一行ニ書ス、

此鐘何ヨリ當寺ニ掛ル訳不知、神殿寺ニテ今神殿村ニ

アリ、

○寺領高七石五斗、往古五十石付置候、被召揚候由ニ
テ (ママ) ○寺地五反御免地、

23

寄進状

松崎観音堂長興寺

右、件之寄進水田松崎糸のき田二段、う糸のはらのふ
内、めうけんのとりいさかひ、観音堂ちやうこうじに
寄進申處実なり、まんさう公事を令停止、仍寄進状如
件、

應永九壬午年八月十八日

伊作加賀守久幸花押

(本文書ハ「旧記雜録前編二六九〇号文書ト同一文書ナルベシ」)

22

▽㊦新知名録△

薩劬川邊之内平山村

(前門前) (写) 屋敷九畦

金田才右衛門先

(前門前) 屋敷▽㊦一反△三畦

勝目藤右衛門先

(前式) 合巻段式畦 式式式斗

右、為新地被宛行者也、

慶長五年八月廿四日

平田太郎左衛門
増宗

鎌田出雲守
政近

比志嶋紀伊守
国貞印

圖書頭

忠長印

▽㊦玉泉寺△

(本文書ハ「旧記雜録後編三一一一六三号文書ト同一文書ナルベシ」)

右當分寺領七石之内^(五斗脱カ)而候、

24

かわのへのこおりの内ミヤのむら松崎のすきのまるの
内やけ峯、長興寺江御たいくわんかねたのさきやうと
のはんと申候て、きしん申事実なり、四郎五もん入道^(前志)
か子と孫々においていらんはつらひ申ましく、又ハた
のさまたけ候する時ハ、此状ニまかせて御ちきやうあ
るへし、仍為後日きしんの状如件、

應永廿二年十二月吉日

(前志) 四郎五もん入道

政前花押

(本文書ハ「旧記雜録前編二九三九号文書ト同一文書ナルベシ」)

25 奉寄進

さつまの國いさくのしやうの内五りやうの(註しま)のうつ

ミなみ一反、(註けすくり)の内十ま一反、伊作加賀守方より

河邊郡宮村長興寺(註禪)きしん仕候事実なり、此内そのを(註ほ)

のはら内田実屋敷一反そゑ進候、同しか、かミ母御

方より、けすくりの内さうつしりのミなくち一反、ち

やうこうしニ寄進申候、若他のさまたけ候ていらんわ

つらひ候する時ハ、此状ニまかせ、永代迄(註を)かきり御知

行あるへ(註候)、仍寄進状如件、

應永卅三年丙午十二月廿六日

伊作加賀守

久秀花押

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一〇六一号文書ト同一文書ナルベシ)

26 奉寄進

河邊郡之内宮村ちうれい三反松崎長興禪寺に、(註伊)

作△遠江守永代をかきりてまいらせ候事実なり、若他

のさまたけをする時ハ、此状ニまかせ御知行あるへし、

仍寄進状如件、

應永卅三年霜月廿一日 久通花押

于時代官 金田同

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一〇六〇号文書ト同一文書ナルベシ)

27 薩摩國川邊郡

平山村之内浮免福田之河原二反之内西之俣一反之事、

為堅林計年禪門平山村長興寺ニ寄進之事、雖末代候い

はひめん之事、いかなる無理非法之人も御免為可有之

状如件、

八月彼岸

明應七年己午書之、(註戊)

長興寺衣鉢閣下

梶原加賀守(花押)

28 奉寄進

河邊平山村之内寺前(註水田) つゑ物玉泉寺ニ岩下助右衛門

尉永代をかきり不申寄進申候、若子孫又ハ他のさまた

け候する時ハ、此状ニまかせ御知行あるへし、仍寄進

状如件、

永正十年(註西)の二月彼岸日

(本文書ハ「旧記雜録前編二二一八四〇号文書ト同一文書ナルヘシ)

○開山第帰祚麗和尚、田布七常珠寺四子、江雲守澄和尚嫡子、二世春岳威芳、三

世月松好種、四世源室守津、五世天山好昇、六世集真

好興、七世、好舜、八三嶺守養、九嶺室大翁、十世

日山威堯、存(子)、十二理園、十三学陽、十四梅谷、十五

快瑞、當住卅一世大透、

右開山玉泉寺ト被改候節中興欵、

同村 同西丁余

西来院曹玉泉末、本尊薬師、開山玉泉六世好興和尚、寺大

破候ヲ、安永六、玉宗易充再興、

○薬師堂 木立象二尺程、日光(月)光・十二神将、日羅作(寺内)

ト申傳候、

○観音 木座象一尺三四寸、○寺地六畦十二步御免地、右堂内側

和泉忠次塔(五輪也、陰三石立碑アリ、和泉忠次塔ノ五字正面篆書)、和泉忠次塔陰記、和

泉忠次塔立於其兄直久塔東相去事、見直久塔記、茲不(十町脱之)

復書、土人云、忠次戦死處旧有桜樹(二株)、今也則亡、

寛政十二年六月四日、本府用人班知教授事山本正誼記、

石燈銘、奉獻石燈臺両基 寛政十二年六月良辰 島津
因幡源忠厚

右塔ヨリ小路ヲヘタテ中迎門竹林ヨリ近比五リン塔ヲ
掘出ス、忠次ノ塔欵ト、

平山村六丁 地頭館坤十七丁四十間
観音堂 木象長三尺程、後光板ニ書シテ云、奉再興彩

色惣、當君國(主)、藤原朝臣忠昌并忠治御息災延命、国家

御治世、武運長久、別而大願主(上)、津浦入道永安、當地

頭河上掃部助榮久、同又八郎義久并穎娃兵部少輔兼心、

否笠佐渡守章政、同ニテ多不知、中条備前守資政、不知、町

田同、貴嶋彈正、同源左衛門尉、飛彈源右衛門文字多、岩山

下与八方、知覽又七郎方、深見右(方)、同太郎次郎、梶原

多不知、其外三四十人文字不知、永正參季丙寅、當住持可

休叟、作者加世田住人俗名青木多樂院文字多不知

右古雲皎庵ト云寺内ニテ候由、此寺玉泉末ニ而、開山

威芳玉泉二世也、久シク廢壞寺也、寺地御免地也、今玉泉

支配、

同村同所 同未申十八丁許
毘沙門堂 木象長二尺六寸程、鰐口銘 比沙門堂一敬

白、永祿四年辛酉奉願施主、石堂内古墓石多、由來不詳、

同村同所
和泉直久塔五リン也、和泉直久塔陰記、和泉氏道脫カ義公族

也、其祖曰下野守忠氏、傳四世至又四郎直久、應永二

十四年、直久与其弟又五郎忠次死於川辺平山城役、直

久・忠次無子、和泉氏絶、其後三百余年至於延享五年元カ、

公命以公弟三次郎殿紹和泉氏後、改称因幡、裂穎娃・

揖宿之地以封之、名其邑曰今和泉、其族仍為島津氏、

因幡殿早世無子、以其弟安之助殿為後、復称因幡、安

永七年卒、亦無子、使有司權領其家事二十余年、至於

寛政十一年、復以公弟因幡殿為和泉氏後、初故因幡殿

訪求直久・忠次遺跡於川辺人、得其戰歿處、至是各就

其処立石為表題、其一曰和泉直久塔、其一曰和泉忠次

塔、謁正誼書其陰、夫和泉氏絶者再矣、而公命繼之、

遺跡已亡矣、而故因幡殿求之、其地已得矣、而今因幡

殿表之、皆宜書也、若乃遺跡之可徵者、平山城西茂林

中カ也惟有老松樹一株、土人傳言所以誌直久戰死處也、蓋

雖不中亦不遠矣、疑以傳疑、於是乎記、忠次塔別有記、

川辺郷今属川辺郡、去鹿兒島七里十八丁、寛政十二年六月四日、本府用人班知教授事山本正誼記、

奉獻石燈臺 兩基 寛政十二年六月良辰 島津因幡源

忠厚

清水村 飯ヤリ二十丁廿七間
香芳山清水寺宝光院眞大乘院末 本尊阿弥陀、運慶作、

往古川辺氏息女為尸建立、寺内ニ阿弥陀堂別ニ有之、

然寛文九年光久公御用ニ付差上候処、時任慶右衛門殿

御取次ニて為右代阿弥陀佛被仰付、今ノ本尊ニ而御座

候、差上候あみた本府護國院安置候由申傳候、

○寺領七石、○宝永四亥十二月寺家焼失、惠賢代也、開

山其外由緒不詳、

○客殿寺社方御合力所、○東持坊桂林坊脱カ 昌音坊 天神

坊五ヶ寺末寺ニ而候処廢壞、寺地御免地當院境内ニ残

支配ス、天神坊平山村之内同前支配、

○當寺地御免地三反、内六畦廿八步田地、

○寺庭立石

奉供金剛經三百卷 光明眞言 觀音經九万三百七十九卷、 意趣者、

畠山和泉基賢慈母閑棲院殿——庵主持——五拾餘歳——

院殿峯道玄大居士、次息女——願成就令——故也、茲時

「此居士為菩提寄進ノ古靈騰殘足アリ」

享保第四亥八月五日、

29 ○奉寄附 薩摩國加世田庄内之事

合小港中^(之)塩屋一間永代之者也、仍鑑籍如件、

住名 慶範 宥範 政範 頼眞 快範 秀意 頼意

皆天文廿一己子年小春吉日

快翁 頼賢 壽故 覚音 弘圓 宥栄 近世略、當住

戒名梅岳常潤

無染

嶋津相模入道日新花押

熊嶽忠徳山宝福禪寺

清水村 假ヤ良ニリ十七丁 忠徳山洞岳院 熊嶽 宝福寺市來金鐘寺末 俗曰山ノ寺、

七世住持南室衣鉢閣下

開山覚卍字堂、本尊尺加、名作、云傳、往古賀州瑞川寺末ニて

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二六九三号文書ト同一文書ナルベシ)

候処、瑞川廢候後金鐘寺末寺ニ成候由、開山傳高泉ノ

右、日新公御成之節、深山故塩不自由たるへくと御意

記之通故略、

二而御寄付と申傳候、

○皇徳寺殿一唯恕參大禪定門神主、十一世周吞代、

○日新公神主慶長六丑御安置、

30 ○薩摩國河邊郡野崎名之内木場

○天津正祐庵主 日新公御姉 吉田位清室 神主安置、

一ヶ所 下田代

○御目見寺、○客殿寺社方御修甫、

廿 水田屋敷付有之、

○寺地御免地四反九畦九歩、

文龜元年十二月廿日

○寺領高五十九石餘、

(伊地知) 重貞
(本田) 兼親

○門前屋敷御免地壹丁七反式畦拾歩、

○高十八石四斗七升式合九夕式才、境内崑高也、五十九

(本文書ハ「旧記雜録前編」二一七七八号文書ト同一文書ナルベシ)

石餘之内也、○境内東西二十丁程カ、

宝福寺

31 ○三丈

下田代

同

屋敷

永正十年癸酉正月吉日

加治木久恒花押

(同巻)
熊嶽

新さしん

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一八三九号文書ト同一文書ナルベシ)

令省候、恐惶謹言、

三月十六日

修理太夫貴久花押

総持寺

尊答衣鉢閣下

(本文書ハ「旧記雜録後編二」二〇四号文書ト同一文書ナルベシ)

33

○粃貳石 為天津一庵

(マ、マ)

日新公御寄進、

愍言上、惣ケツ、抑金鐘寺之儀、以御貴寺御馳走、卅年

以來断絶之處、被還休旧門派之儀、実ニ門派之大幸不

可過之、當山輪次中興儀仁相同、尚以向後も金鐘住持

之事、以御尊意而可然様御取成肝要候、就中内書相調

進候、早速御入寺専用仁候、将又大方丈(奉之)加之儀、御

馳走如奉加帳、過寺着御太儀迄候、委曲可有傳達自書

札之条、不克詳審候、此旨侍衣奏達、恐惶頓首、

永禄辛亥(癸カ)

沽洗七日

普藏院春播花押

満福寺秀文花押

32 ○謹言上、惣ケツ、抑永禄辛酉孟春十六日尊翰同仲秋十四

日令頂戴候、誠不堪欵拵之至乎、仍金鐘寺之事、就御

門役断絶之儀、両度預御書之条、不及吳儀、雖替役彼

寺職、以奉帰付旧門派候、猶細々自福昌寺可被宣候間、

進上宝福寺衣鉢閣下

34 薩州南方山寺之事、大隅薩摩兩國以勸化物被成御勘忍

(本文書ハ「旧記雜録後編三」一五三七号文書ノ抄ナルベシ)

熊嶽
宝福寺

平田太郎左衛門尉
増宗同
圖書頭
忠長
鎌田出雲守
政近
國貞花押

山之寺ニテ

合三本を東之丸御屋作ニ付杉障子・両戸板調用とし
て國分左京亮殿・児玉筑後守殿へ相違候様可被仰付
候、矣此手形ニ相違候事共候ハ、可有御披露者也、
(若力)
元和八年戌二月廿日 伊兵部少輔印 (伊勢貞昌)
町圖書頭守 (町田久幸)

35 ○

知行目録

(本文書ハ「旧記雜録後編二」七八〇号文書ト同一文書ナルベシ)

薩州加世田之内小湊村 中之塩屋ゆしやしき 田島屋敷畦反
石数等略
惣合拾石八升 已上

右知行之事、先年 日新様雖被成御寄進候、此間者任
天下御下知勘落候之處、今度可被相付之由、少将様被
仰出候間、全可有領知者也、

慶長六年八月十六日 比志嶋紀伊守 鎌田出雲守

候欵、然間肝付郡之内鹿屋高熊、串良小原・柏原、高

山宮下・富山、始良西俣・野里、彼諸所之儀者、右両

國可為同前由、幸侃被申置候条、如其相應勸進□□可

入事可為肝要、但後年之儀も難測者也、仍證文如件、

天正十九年九月廿一日 伊集院兵部少輔

忠恒花押

36 ○熊嶽勸之儀、御家中何方も毎年式度宛出家衆被相廻候

處、其元御末勸無之候間、自今以後惣并ニ勸可有之候間、

下之此由御可被仰渡候、為後日如件、

元和七年酉

八月廿五日

伊兵部少輔花押 (伊勢貞昌)
三備中守同
町圖書頭同 (町田久幸)
▽下野守判 Δ

大根占・小根占・川内北郷又次郎殿領内・高

城・出水・清敷・祇答院

右諸所

役人中

(本文書ハ「旧記雜録後編四」一七三六号文書ト同一文書ナルベシ)

37 ○

手形

本山ノ寺ニ有之

一杉沓本 長四尋 本口沓丈まハリ

右同 一沓本 長五尋 本口八尺まハリ

右同 一沓本 長四尋三尺 本口五尺まハリ

一同沓本 長四尋三尺 本口五尺まハリ

合三本を東之丸御屋作ニ付杉障子・両戸板調用とし

て國分左京亮殿・児玉筑後守殿へ相違候様可被仰付
候、矣此手形ニ相違候事共候ハ、可有御披露者也、
(若力)
元和八年戌二月廿日 伊兵部少輔印 (伊勢貞昌)
町圖書頭守 (町田久幸)

38 ○加世田小湊之内中之塩屋之數十石之儀、永之被仰付候

由、以 日新様御證文之趣御佗尤候、如斯御先祖之御

證文共候、雖寺社家多之有之、依御法度近代皆之被成

毀破候、貴寺之儀者、無餘儀雖為御寺、領御知行少地

之儀候間、▽^⑩右塩屋中屋敷之儀被付進候、然ハ從前方△

相付候知行高三拾壹石五升、合四拾壹石五升、〔下共〕^{⑩全}

可有御領知候也、仍状如件、

寬永十一年十月廿八日 伊勢兵部少輔 河上左近將監

眞昌花押 久國花押

熊嶽

宝福寺

鳴津彈正太弼

久慶花押

〔本文書ハ「旧記雜錄後編五」七九一・七九二号文書ト同一文書ナルベシ〕

39 ○從公義御建立之分、客殿拾貳敷七間三尺、右者正保二

年酉三月成就、御奉行衆かこしま衆赤塚市左衛門・同

津留筑右衛門、筆者谷山衆池田九郎右衛門 共、

大庫裡十貳敷八間三尺、元和四年三月造営之時、從公

義杉卅本・米十五石被下候而御建立被遊候早、

○衆寮八敷五間三尺、慶安元戌八月造営、從公義凡三百

め御出被下候而建立被遊候事、

○從寺建立之分、一茶堂七敷五間三尺、一方丈五敷四間

三尺、一僧堂七敷五間三尺、一釜屋六敷五間、一風呂

屋六敷五間、一鎮守堂四敷三間三尺、一淨頭五敷三間

三尺、

慶安五年辰二月廿四日

川辺山之寺吞所判

40 ○熊嶽勸進之儀、從前之御分國一統有來候処、頃日中絶

之所 茂有之由候条、如先規體可入勸進之旨、諸所へ申

渡候、為後日仍如件、

萬治二年己亥十二月十八日

兼田源左衛門印

町田勘之由印

鳴津中務印

兼田藏人印

鳴津筑前印

鳴津圖書印

天文元年壬辰十一月廿七日

○淨法院殿恕山良忠大居士 穎娃山城守伴兼心

右、往古穎娃邑領主ニテ、當寺再興之禰米穀夥寄附、

尔來當寺(毎カ)母朝大回向ニテ、大旦那同前仕來之由、右神

主文化十四二月焼失、文政(マヅ)再興、

○鎌中大居士、大野駿河守忠宗神主、○俊玉妙春大

(姉カ)妙、忠宗息女、両神主安置、

○開山自筆華嚴經 ○大卷物 西山寺廢ノ時法華一部由

緒書添宝福寺へ有之ト旧記ニ有、此欵、

○永正二乙亥夏(五)為禪越禪師書一幅 ○經一卷 大明国ニ

テ求寄進、天文九庚子八月、薩指宿之住人松風法師寄

進トアリ、

○橋立訪方鎌 由来略ス、

○山婆鉢一箇(包物古キ織物也) 宮蓋ニ記曰、當寺六代雲岳

夜半七堂巡堂之時、鎮守宮之庭前ニテ吳形衣服之奇女

捧鉢拜伏而云、願者和尚授我戒法、和尚云、欲受戒法

現本形來、婆忽現種之相、和尚云、現処皆是都而化形

也、其時白髮老婆直ニ現本形、故和尚授戒法、山婆受

戒法拜謝而云、盡未來際可為當山守護神ト云礼辭去、

○巨勢金岡尺(逆脱カ)繪并茶器 什宝ニテ候処、明和中比ヨリ紛

失、

○捨杵(四尺廻程 長八尺程) 往古新納悪四郎殿蟄居ノ時被春タル杵ト

云傳、庭ニ有之、

○仮名文卷物 いま三郎ほけきやうを買し所縁ニ而夢に

ちやうこうのいたりうをまぬかれし由を記、

いま三郎あるとしの三月の比、さつまのくにかハのへ

のこほりのうち、(長末略、正應三年丁五月一日とあり、

○山門扁額 無住(二字横并)ウラニ、此無住額者永享元酉年

開山覚卍老禪師自筆額字也、是歲秋九月二日、為大風

破而成両断、年來久故(衍カ)今加修補掛置之、而便後來之

子孫、永享元酉年及今年九月既得三百四十年、惟時延

享五戊辰年十月三日、魯愚住山比丘覺周欽修甫、

○石門 婦人此迄ニテ、禁戒札立テリ、古来ヨリ石門窟

中路一条候処、窟中通路危候故、近世月峰代傍初而成

行徑候、○石門窟中ニ開山母景悟大姉牌墓有之、覚卍

當寺建立之時、母人被致對面度切ニ望候得共、覚卍一

度出家之身難叶返答ニ而無對面、其後母堂被及極老、

最早女姓ニ而ハ無之候間、押而登山ト石門迄被參候処、

窟中跌躓ニテ死去、覚卍被聞及如飛被駈下候処、被遮

屏風石間後ニ相成候由申傳候、

○座頭落(深谷山 棧也) ○屏風石 ○無明橋 ○開山硯 ○無明橋 ○開

カ
山硯寺○開山座禪拄杖石ニツニワル、○開山硯水○笈掛石○
千貫石○幸有ケ池(以カ) 休上石門より大門迄之間ニ銘々札
立テリ、由緒取ニ足ス故略ス、

○旧寺跡墓多、

○囲炉裏大トキ鉄鎖ニテ貫ク、廻壺丈計、

○二世麟翁、三世貴山、四利門、五実陸、六雲岳、七南
室、八雪岩、九喚應、十文朝、十一海雲、十二田農、
十三光智、十四孤山、十五人国、十六雲室、十七久峰、
十八天巖、十九大起、廿尽天、廿一万瑞、廿二陰月、
廿三通岸、廿四青陽、廿五惠覺、廿六光堂、廿七戒明、
二十八天洲、廿九惠微、卅舜田、卅一禪海、卅二月峰、
卅二(三脱カ)德峰、卅四寬照、卅五玄充、卅六泰音、卅七密山、
卅八本道、卅九當住應天、

同村市ノ七 飯ヤ寅ニリ六丁 宝永中毛孫隼人久明立、
流田院觀音 大野忠宗塔ノ上觀音石像也、座象壺
尺三寸、堂ヲ
作、今 子安ノ觀音ト唱シ參詣人多シ、

地藏薬師二体 忠宗ト息女俊玉妙春大姉之像之由、

○棟札 大野駿河守忠宗、河辺郡山田及田布施郷和田・

大野等之地ヲ領ス、因忠宗更嶋津氏以大野氏焉、天正

十九年辛卯四月廿七日有罪賜誅、(死カ) 被者若干人於河辺郡
一之瀬、乃葬其地、樹于墓上以為標也、宝永中彫刻石
觀音一軀、

○宝永中久明建ル所ノ碑アリ、前ノ棟札ニ大同小吳故略
ス、

同村 同所一リ十二丁
月峯軒 宝福末、宝福十一世海雲周吞開基ニテ海周軒
ト号、其後廢、宝福卅二月峯桂本再興、今亦廢、
寺地御免地一反八廿四歩、

同村
雲朝寺 本尊阿弥たも廢ス、玉泉末、開山玉泉二世威
芳天悦、寺地御免一反八歩、即今癩壞、

神殿村瀬戸ノ口 同丑一リ十三間
九重堤 (塔カ) 往昔曾我十郎妾虎御前為追善供養建立ト申傳
候、

同村 同丑壺里四丁十三間(末脱カ)
和光山神殿寺 谷山皇徳寺 本尊尺加、日羅作ト申傳候、
天正七己卯八月廿日
○宗損常祿居士 (縁カ) ウラニ加世田地頭俗名平田民部宗貞、

慶長二丁酉四月二日

○快窓妙慶大姉 右ノ妻、右當寺前任住持名不、民部殿親

交ニ而、當寺ニテ急病死去故、八代之孫平田平六貞房

享保二酉十月位牌安置、葬地ハ原、為標松樹有之候処

松倒、其後ニ柿樹有之候ヲ墓所ニ被定置候、

○寺地御免地二反七畦十六歩、内二反十八歩田地ナリ、

○藥師堂 金仏也、并十二神將、堂内ニ虚空藏像、外

二仏体立、由緒不詳、

○中興開山谷山皇徳寺五世太虚瑤和尚、中比焼失、萬春

全和尚再興、

同村 鐘銘ニハ松ノ字ヲ書ス、同丑一リ十丁

雲山 瑞朝寺 宝福末、本尊尺迦、當寺往古當村蘭(祥カ)

田山下長江庵有之、于今墓石多、此寺鳴野之原ニ引直

遊信庵ト号候由、其後今地ニウツシ号改候由、古寺領

卅石付居候由、

新納又左衛門尉、諱久了、号魏瓠(齋カ)、厥祖出清和(自脱カ)

源氏、世仕薩州太守勤老臣之職、先生自幼稚之時兼学

文武、弓馬劍法攻戰彈丸之術、儒佛風雅草隸種樹之道、

尽究其妙也、昔時与余逢于江城、相語以武田甲州公之

軍術、先生從茲從余学攻戰之道、積日累月能得其要、

余感其志、附属小幡道牛先生所傳之甲州家法三世之軍

於先生、自爾以來、勢薩兩國雖隔海雲、朝談夕話之書

若同門者、既垂廿五年、元禄乙亥之春、請辞老臣之職、

斯年初夏三日、卒于薩州鹿嶋郡私館、行年七十有七、

諡倍聲軒無悔道龍居士、蓋聽其家風者無不悲歎也、同(下カ)

月下旬、遠計卒於洛陽旅寓、余不忍觀其千悲百哀、猶

扁舟失機(職カ)、仍而命仏工彫其影像、以贈其家、聊呈思慕

之無窮云尔、

杉山八藏公憲

謹誌

元禄乙亥仲夏下旬

武田流軍法中興小幡勘右兵衛景憲、二世杉山八藏公憲、

三世新納又左衛門尉久了ト三行ニ記ス、

○高拾石之物成新納家より寄付、○新納家代々牌塔立、

○半鐘 天明中掛、福昌圓山誌銘アリ、

○開山宝福三世貴山永富和尚、

同村瀧ノ上、同丑方一リ八丁

瀧之觀音、石佛座丈八寸余、鏡八寸廻、梵字三、ウラニ

慶長十三年十一月吉日 佐伯九左衛門(燈好) 松田七左衛門

瀧ノ上岩上ニ建立、石登戸二基アリ、

古殿村 古跡 同五二十一丁
阿弥陀堂 石坐象二尺、堂内木座象佛一尺三寸、宝福末福壽庵之跡なり、開山宝福十世文朝、今廢、寺地御免地一反十五步宝福支配、

同村大古殿門ヤシキ 同四十六丁
大墓三 文字不知、河野姓ノ人居住墓ト云、

(野間カ)

阿弥陀堂 寺跡 同子丑八丁四十間
村之内 木坐象九寸、石長一尺六寸、玉泉末通悟院ノ跡ニアリ、本尊欵、開山玉泉三世好種、今廢、初開

基眞言ニ而大師堂有之、往古大乘院へ為被移ト云傳、寺地御免地七畦十步玉泉支配、

同村大久保 同子丑十四丁
虚空藏堂 木坐象一尺、ウラ延徳四壬子卯月廿八、願

主邦鼎、外字不知、

(田部田村カ)

同村 同西十一丁卅間
清泉院 玉泉末、本尊阿弥陀、開山玉泉二世威芳、寺

地御免地二反四畦廿八步、

永田村 同申西卅一丁 「古八尺加堂与唱候、目錄ニ尺加堂トアリ」
地福山 極樂寺 玉泉末、本尊尺加、開山玉三世好種、
寺地一反九畦六步御免地、
内二七廿步田地、
(泉脱カ)

正等庵跡玉泉末 本尊地藏ニて為有之由、開山前ニ同、寺地八畦十二步御免、

同村下永田門 同西廿四丁

藥師堂 木立象二尺七八寸、日光月光共立象一尺二寸、十二神將脇壇ニアリ、木佛也、座象六七寸程、下永田門本唐人ニて、唐土より負越建立之由、

高田村 同未申廿四丁五十間

西山 觀音寺 玉泉末、本尊觀音、今本尊尺加、西山寺ト号候ハ誤ニ而候半、開山玉泉五代好昇中興ト見得候、宝福古文書、いま三郎あるとしの三月の比宮のむらのにし山のくわんおんたうにさんけい、正應三年「おくニ」
同五月一日ト有之候、高田八宮村之内ニて為有之トミ得候、

○尺加文殊普賢画三幅 羅漢画四幅 和田雪觀寄進、

右内 觀音堂 木佛二体、日羅作之由、一ハ彩色立象五尺、
背天明元彩色ノコトヲ記ス、
一ハ金色立象三尺五寸、

右脇 毘沙門石佛 同 子安觀音木佛二立三尺 虚空藏
立一尺三寸

○金燈炉 銘 薩广國河辺郡西山寺 不知、燈炉——惟宗
立一尺四五寸

氏鍛冶——平良左衛門尉宗貞、永正十六年乙卯霜

月吉日、

鰐口ニ 銘共元禄也、

寺内
○墓三字不知、佐多家先祖墓ト云、一寺地一反三畦御免、

○三藏院跡 西山寺隣ニアリ、由緒不知、

同村中札

阿弥陀 石坐象一尺二三寸、鰐口、文明九年吉日、願

主不知、近尾敬白、奉施入興福寺不知、鰐口也、薩一新

宮一、

同村別府大窪 同未甲二里

阿弥陀堂 木坐象一尺二寸、棟、奉再興阿弥陀堂一字、

于奥南園扶桑日本國西海路薩陽縣河邊郡高田村大窪郷

阿弥陀尊堂者、天文十申菊月造早、略ス、

貞享三、観音禪寺江月是珊誌、文略、

同村別府 申二可

鬼穴寺 虚空藏石坐象八寸、石穴入口より二間許ニ立、

穴入口高式間許、横四間余、今穴中六間計奥崩深不知、

穴ノ上鬼角跡ト云傳二尺廻餘之穴六、二深二間許、二

深沓間許、穴ノ中北之方水流出、童子鬼息ノ疔ニ用テ

愈、

山田善積寺右穴西ニ當八丁許、善積寺ニ傳アリ、

宮村 同未十九丁余

薬師 木立象二尺五寸、ウラニホル、清原家次、願主祐清女各

不知、志、作者正重尊形奉造立者也、

鰐口 奉禱大日本國西海道河邊郡宮村、 峯時應仁二

天子八月八日、常福寺鰐口一口精舎之堂前懸之、願主

清原道善宗遵善高道本 善用 道秀、

同村 同未十七丁余

飯倉山明王院大聖寺真一乘院末 開山円範上人、往古

寺領為有之由、飯倉社元和ノ棟ニ座主金剛院頼心トア

リ、其後大聖寺ト改欵、寺地一反七畦十五步御免地、

同村松崎 同午方十八丁

観音堂 木立象三体、二壹尺八九寸 一壹尺二寸

鰐口 薩那河邊郡松崎郡無醫王寺公用大小旦那合屯、

文明三年辛卯九月上旬、別當幸助藤原不知、道本、

同村内ノ蘭門ヤシキ 同午十八丁

五輪塔二 玉泉寺往古長興寺ト号此地ニ有之、其時開

山塔ト申傳候、

小野村 同巳午十七丁十三間

大福寺 玉泉末、本尊觀音座象長一尺、開山守津玉泉寺内四世

阿弥陀堂 木立一尺五寸(今田村カ)

(今田村カ)

地藏堂 木立象一尺五六寸程、棟札 奉造立地藏菩薩

一宇、右意趣者、護持信心大旦那平氏乘純并女大施

主息災延命子孫繁昌、略、

于時明摩(念カ)五年丙辰十二月八日、大願主乘純敬白、

住持快寶

元禄再興ノ棟札略、

両添村 同卯辰十一丁四十一間

向城寺 山号惠日寺 宝福末、本尊尺加、永享二庚戌

創建ト云、開山不詳、再開基麟翁宝福二世、往古眞言宗ノ

寺ノ由、廢居麟翁興スト云、寺地一反八步御免、

同村 同ヲ卯十四丁四十七間

明山塔 五輪也、小松家祖左馬助清平應永廿四西九月

十一日戦死ノ墓、右戦死ノ地ハ塔より南方火トボシト

云所、古より沼田ニテ、敵謀計ニテ沼田エ干藁ヲ置候

ヘ馬駈入戦死ト土人申傳候、

碑文 重修理清平墓所碑銘并序 故三位小松宗祖分支

十世之嫡裔曰之左馬助清平、其塔、院曰園林寺、法號

曰明山、法諱曰安清、以大禪定門為寂滅位之階、以應

永二十四年九月上旬承 太守久豊公嚴命、同舍弟能登

守清息發向川辺松尾城、頃斃齊死乱軍、其旗下之死鋒

鎬者五十有員、殆及血戰者不可勝数也、是以封清平遺

骨以石浮圖、雖旗下遺骸葬同処事皆詳家史、遠孫清香

欽追咸往祖肝、實寬延四年(念)壬未三月十五日到両添村、

掃墳墓、供香華、嗚見其地、既厄歲月之消磨、蝕耕耘

之耒耜、石垣参差、咽煙苗維行徑狹隘、飽露草潜然有

不忍見、終正其經界、修理其傾頽、新建石燈籠一基、

且塔于清平闡維之地、加之就于瑞雲山龍泉禪刹之祠堂

位於清平靈牌、充其香供以青錢一千二百疋永寄附焉、

恭攀追遠之聖範、(補脱カ)不忘之孝義者也、

寬延四年辛未四月廿七日 孝孫功德主衲孫左衛門平

清香建、其銘曰、

俊哉平氏 維國干城 忠肝鑄鍊 義氣結縷

伏稽仰稽 富貫日誠 茲掃墳墓 有不忍情

塔帶蘿薜 地蝕耘耕 聿廣徑界 修理百傾

且建磴石(燈カ) 願照孝精 綿々瓜瓞 輝閎閎采

元玉龍脩門欽志、

○從士戰死塔三 ○石燈籠二一清香立、清平十四世孫 寺梅翁定、(日新丸)

○塔傍立石銘略ス 清香立、

(野崎村) 同村同才廿壹丁 寶福末、本尊尺加、開山雪岩寶福八世、

護法山全勝寺 寺地二反御免、
内一反二七田

同村松尾城下 同才方廿四丁廿九間 瑞雲山龍泉寺寶福末 本尊藥師、開山琉球國圓覺寺先(師カ)

沙蔭処和尚、中比廢、寶福十二世田農中興、

○阿弥陀堂 古佛二体、一ハ黒阿弥陀、○古墓四 貴人之

墓ト云、○園林寺殿明山安清大禪定門之牌立、
外小堂多、由緒書ケルモアレ共不琢故略ス、

右佛閣一冊十一月九日より同十四迄抄寫ス、

寶福寺条下アリ、 伏見○寶福寺 開山覚亡、○破鞋庵 開
寶福寺末寺 入来ノ内市比野 谷山平川 谷山山野

山同、○定安寺 開山同、○地藏院 開山同、○清泉
村 開山同、川辺中ノ末寺ハ前ニ記、

加世田龍徳院 寶福末ニテ候処、今日新寺ニ属ス、

下山村八幡園
八幡社 神体木坐象四体、一高六寸許、三高五寸許、例祭十月十五日、
八幡園門格護、

棟札

封 聖 中天迦陵頻伽声大檀那木梵天王天長地久御
薩州河野邊郡同大角村正八幡大菩薩 天文四年乙
亥「万民享樂」哀愍衆生者我等今敬礼勸進者帝釈天王。殊者大檀

願円満。○大檀主別當阿闍梨慶助
元和棟。○国土泰平万民享樂
十月十二日 右意趣者當所安穩人法繁昌「コレヨリ前ノ天

ヨリコ、ニツ、クヘシ」
那藤原朝臣忠悟并女大施主御息災延命御子孫繁昌

鍛冶上野安吉 封

長地久ニツ、キテヨムヘシ」
導師権律師頼音

大工折田藤原年兼同年損 封
小工長井實安

同 文同前、大工瀬戸口木六左衛門尉 封

上文前同故略 元和八年辛戌四月吉日

大檀那藤原朝臣地頭下野寺殿 彦右衛門尉 封
八幡園乙名

下山田村諏方園 正面^二

大野忠宗夫人墓

龜室妙鑑大姉墓^{ワキ} 宝永四丁亥二月廿日奉供養
七代目大野隼人久明入道通真

下山田中ヨリ堂ヲ立テ、土人大風殿又ハ御大風ト唱候、

傳稱ス、往古此辺悪風アリテ人民悩コトアリ、巫ニ占

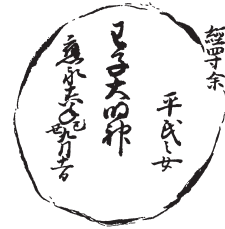
ハシムルニ、右墓ニ念佛ヲ唱ヘハ其愁ナカルヘシト、

夫ヨリ村中ノ農民共浄光明寺ノ免ヲ得テ例年七月八日

念仏ヲ唱也、已来悪風ニ當ラル、者無ト云ヘリ、

山田惣廟 中山田ニ鎮座、 丑十一月十二日調、 高札ヲ方六丁十間
王子大明神 宝殿二間余方、舞殿四敷三間、

円形ノ銅ニ^{ウスキ} 仏体ヲツケタル裡板ニ



又一ツニ やくし

やくし やくし

又一ツニやくし、以上五ツ文字アル有、外十余文字ナ

シ、

棟札 奉再興薩州河邊郡山田王子大明神御宝殿一字、中略、三

州太守少将源光久公、侍従同綱久公、侍従同綱貴公御

息災延命下略、于時寛文八天戊申六月吉祥日、當地頭

新納主殿助忠鎮、橋口曾右衛門住春・本田治 部右衛門親良、已下略ス、

ウラニ 右再興所者、先地頭伊集院兵吉郎久孟達御公儀為

鳥居 修甫用銀子拜領、依之如此相調者也、

額 王子大明神ノ文字鳥津奎久峯書、 宝曆四甲戌九

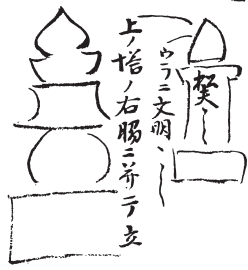
月所中寄進、

大野始祖島津忠綱墓 山田城ノ南壁下田ノ側ニ立、五

輪塔ニ節傳慶忠居士ト書ス、其右側ニ小キ墓ニ松夫存

公居士靈位、ウラニ文明十戌二月廿、下不分明、左ニエ^{五カ}

リン、文字ナシ、



内左ワキニアリ

石燈籠銘

奉寄進 大野隼人久房

天明七年乙未八月二十七日

右墓ノ圖、十一月十五日、上山田庄ヤ本田流(マヤ)左衛門寫來候ヲ又ウツシ置也、字ナシ、右松夫存公居士ハ忠綱ノ祖父薩广守用久ノ法号也、用久ハ長祿三年二月廿九日龍光寺在于出水、ト系ニ見ヘタルハ、龍光寺ニ葬ルト云コトナルヘシ、サレハコ、ノ墓ハ忠綱ノ立ラレシ招魂墓ナラン、文明十八立ラレシ時ノ年月ナルヘシ、

上山田村 高四百八十六石壹斗八升四合余、新溝元祿

五ホル、畑田成、鬼穴寺 高札より未方一里五丁四

間、

中山田村 高四百七十八石七斗六升余、御高札場籠也、

地頭仮やより北方一丁(マヤ)間、妙見 宝殿六尺四面、敷

殿四敷三間、高札已八丁廿間、宝曆中再興、成就ノ夜

焼失、即又再興、

下山田村 高千八十三石五斗余、溜池 七丁卅間廻、

高札十二丁卅間、元祿四築、

合高頭二千四十八石四斗四升余、竈七十、衆中廿六、

竈屋敷同断、

右元祿十一丁四月書出ノ書拔、

善積寺由緒 薩州河辺郡山田庄永谷山善積禪寺開山東峰正菊大和尚禪師者、曹洞十八世明峰哲和尚五世之孫而太原孚和尚嫡子也、孚和尚者肥之後州八代郡中宮山悟真禪寺開山也、師於於(衍カ)彼居于第二位靈、是故仰彼以為本山也、世称此曰明峰派焉、然師之行実未敢得其詳也、相傳上世孰之住乎、葦寺赴于山下且越之齋乱候、

不幸而罹于祝融之災也、可怜古帙陳編類焼失、吳珎(マヤ)

宝咸焦土矣、恰如火奏也、繇斯未知師夫何生國何門葉、

其姓名、徧歴苦辛、師資機縁、且入滅之曆号合也、

其幾百年矣、雖然以今日事測彼在日、更小智小見不能

所测度焉、是則自然累世養知識、奈何見於今日遺風餘

耶、惜哉、不得其事实之的矣、可悲々々、不肖延宝六

年之状適飛軒于本山悟真禪寺寓宿数日、劳煩主人反覆

叮嚀良寺覓、厥行実更不得一事之的矣、空如登宝山不

得宝也、徒慨然袖手而帰郷矣、但九月初八日正當師之

諱日也、此日屈請近隣清衆閭里且越荒具菲薄之奠、以

酬法乳之恩者也、

一相傳、初師住于此山、時在山中毒蛇、大惱亂人民氣毒烟火、然雖敬降伏耶、時師到彼窟前禪坐方三日、猶如須弥柱、彼忽脫苦身立地得生天矣、偉哉、師威神力巍巍如是、村民既免災、男女供得福天道造順行、卒大自靜謐矣、不惟絕類離倫、亦乃驚世駭俗而已、厥功莫大如蜀流所不乃也、是故師之聲譽蜚揚万邦矣、時吾國第五代賢太守源貞久尊君歎美師勲功、真宛行三州之勸化者也、於今每歲兩次巡化國內矣、先師人山公之代雖有于間中絕之處、後再上訟而如初宛行焉、有證文別紙記焉、今其勝跡之窟現在于寺前、類同於龍峰撻擊之窟、彼流水溢窟、則此流入窟內、未知其出處也、世誤而曰鬼窟、非是、今鬼穴果而蛇窟也、每歲除日於河窟内高架柴棚處備餅飯、諷誦經呪、以祈鑄於國家安寧兆民快樂者也、

一主山之巔曰虚空藏嶽也、巍然秀於衆峰、林木深邃而無人能到矣、中在巖窟、表裡貫通縱橫廣濶、高二丈余、合窟千指乎、吾謂世称鬼窟者恐是此巖窟欵、窟内安置于虚世藏垂之尊像、故喚曰——嶽也、

一寺西南之隅在盤石、縱橫丈余、平如盤面、師恒坐此石上、而修習靜慮、故号曰坐禪石矣、今於此石上取輯夏華百艸燒之、搗篩和合而為黑藥、加持消災神呪一百遍而用諸衆病無不得其効矣、名曰石磷香也、開山以來代々相承來而尚到今大利于世矣、

一相傳、國君賢太守源貴久尊公御全盛之日、當寺五代快翁悅公祝新歲賀儀而纔登于殿上、為將拜瞻台顏、時賢君撈曰、出鬼窟逢人間時如何、悅公答曰、人間又有丹丘矣、賢君感激厥答、寵賜乎寺領四十餘也、奇哉、中略、然後寺領先年(ツマ)下着於當國之時悉被毀破、厥後到乎元和年中、返壁高廿八石八斗矣、其證文頂戴于今也、然亦暨于四分之一之上町拂地咸上納早、今僅先師月清公開於山前高六石七斗之新田領知焉、最者名寄目錄等也、

一當寺本尊八尺加千佛坐象也、其長尺有二寸、但新仏也、又在觀音薩埵立象也、其長尺有一寸、傳曰、是則定朝之作也、然年代其遠雪老水枯而玉眼飛手足損矣、誠雖欠其端嚴之相、(豐力)還可滅其靈驗之新乎、先年既雖請於公殿役再還于吾山、今尚現存矣、

一同所在於下山田之内末寺、号永福寺也、厥前者有當寺

之門末五箇寺、其名曰宝昌寺・東蘭寺・洞泉庵・五葉

庵・永福寺也、月往年積而今成荒壞、更無一寺印、延

宝四年之春、就于 龍峰訟於官庭、五ヶ寺之内造立乎

永福之一寺、而遺當寺隱居正屋留住持而為第一世也、

始彼寺者在上山田之内木場村、今移下山田村牛本山、

仕明公領地堂之一焉者也、

右由緒書善積十四世愚海玄道記置ところ也、愚海後福

寺住持なるとそ、

41

山田鬼穴寺之勸進、如例年被仰付候、頃⑩中絶候間、書

状相付候、無吳儀可⑩申付者也、

寛永九年未

九月九日

⑩川上久國
左近將監印

⑩喜入忠致
攝津守印

⑩島津久元
下野守印

諸所役人中

(本文書ハ「旧記雜録後編五」四三四号文書下同「文書ナルベシ」)

二世長久正壽和尚、三明忠正猷、四茂林周益、五快屋
祖悦、六石室文虎、七唱山紹虎、八大屋林周、九養岳

守吞寛永八四
月廿日寂、十人山守傳、十一月清雲、十二正屋廓傳、

十三哭麿惠芳、十四互海玄道(愚力)
正徳六丙申
四月一日寂、十五白埴金圭、

十六密山巴龍、十七梅翁実仙、十八鏡英通門、十九大

外惠徹、廿無門宗圓、廿一任州昌運、廿二大雲貫道、(二ツ)

廿三山高山壽高(マ)
マ、廿四徹參覺玄、廿五全桂天受、廿六

厚規覺淳、廿七猶山瑞應、廿八當住巨海龍潮、

○高十三石七斗一升六合二夕五才、内一石一所一ヶ寺ニ

被下置候高也、外寺境内新仕明之衆(マ)先師代申出漸之御

竿被召入持間高二而候、

○寺地御免地、

○勸化開山以来御免候通一ヶ年兩度ツ、御分國中へ使僧

差廻來候処、延享二年丑秋より寺社御奉行所御支配ニ

被仰付、當分寺續料迄被仰付候、寺續料一年ニ七貫五

百目ツ、被下由也、

○客殿桁行六間半
梁行四間半 御合力御修甫所 一御目見地、

宝昌寺跡中山田村山田城ノ(マ)丁計ニアリ、今田地ナリ、

東圓寺跡同村、洞泉庵跡上同、

五葉庵跡下山田村、此寺ノ十王堂ノ鰐口今上山田ノ

鎮守ニ掛ル、

右寺跡より^(マ)丁計十王免卜田ノ字アリ、十王堂ニ付タ
リシ田ナリケラシ、

惣高頭式千三百五十壹石九斗八升壹合式夕三才

内千八百八斗五升九合九夕九才 下山田村

四百拾八石四斗六合八夕式才 中山田村

五百式拾六石八斗七升五合式夕式才 上山田村

式百九拾七石八斗三升九合式夕諸御藏入

外ニ三百四拾壹石四斗五升四合五夕八才 所郷士并寺

高

惣人跡式千九百四拾九人 寛政元より差引、

内千五十四人郷士 三人寺院三ヶ寺 三拾四人社家

五人門前 三人座頭 千八百五拾人百姓

惣竈数三百四拾八軒

内百三十五軒郷士 三軒寺院 六軒社家 一軒座頭

壹軒門前 式百式軒百姓

鹿兒島下札辻より地頭仮や迄道法九里、

右文政七申七月再撰名勝志方へ書出候留より抄寫ス、

光明寺 當住堯知迄二十代也、寺客殿五敷三間三尺、
御合力、

妙見 神体箱ニ妙見神社ニ体、破軍星七体、夷大神ニ

体卜書ス、

〔御正神〕

〔御正印〕

祭五月五日・九月九日・十一月五日、 社司中山田ノ

室屋門・有水ヤシキ・福屋ヤシキ、

上山田村ノ内君野

岩屋權現 石祠 窟入口高四尺、横七尺五寸、窟ノ内

横八間、立廿九間、高六尺程、清泉湧出、又穴奥ニ入、

上山田ノ中ノナン方ト云ヨシ、山神 石躰 正保中建立、棟

〔外書出し外也〕

札略、

中山田ノ内
權現山君野院 ^(マ) 寺伊樂院触下、本尊妙音天木象、

古来より地神盲僧住職ス、往古ハ浄樂ノ祖三徳ノ祖此

三家地頭ノ長ナリシヨシ、○長刀一柄^{中心ヨリ}折損ス、○十二輪

ノ錫杖○三幅對^左 日新公御寄付ト云傳、

^{中妙音}
^{右二正鷹繪}

大角村 下山田村邊ノ旧名也、大隅村トモ書ケリ、今

霧島石祠ノ辺ヲ大ト唱、夫ヨリ川ヲ隔(マ)丁計ニ大角田

ト云田ノ字残レリ、其外早馬社鰐口ニ大隅村ト書、五

葉庵鰐口今上山田チンシユニカ、ル、ニ大角村ト記シ、八幡ソシ八幡ノ

棟札ニ大角村ト載タリ、皆下山田ノ内ニテ、東ニ片寄

テ名残レリ、今ノ下山田中ノ名ナリシヤ、又下山田ノ東方半ノ名ナリシヤ、不詳、

上山田村庭月野門名頭(ママ)藏 十月廿四日寫于有ノ

木門、

安藤繼圖

(空カ)不元正夷將軍御供申候、承久三年六月一日、薩戸國山

戸之郡ニ着給リ、

一幕ノ文之次第之事、惣領五フカ、リ、庶子ハ三ノカ、

リニ打候、一綱之事、惣領左リ打ニテ候、庶子右打ニ

テハ、サル程ニ利宗宣旨ヲ蒙ル事、奈良坂山カナフセ

ト云ケル鬼アツテ、大内ニ參ル御物押留不通候、其上

東西南北タヤスカラス、人ヲ取天下ノミヤウケトナル

ニヨツテ、君ヨリ討テ參セヨト蒙仰、扱万騎ノ勢ヲ催

テコソ河ニテ色ヨキキンミヤヲヌラシテ奈良坂山ノタ

ウケニ干給ヘハ、カナツム云ケルヤウ、此山ヲ通者ハ

我ニ隱テ社通物ニ、色吉物ヲ干ハ我ニ志有臯カト云ハ、

利宗答テ云、汝ニ志在ソト仰ケレハ、ナツム云様、サ

テハ嬉敷哉ト金糶三千七百束ニテ造タル跡也、角カ南ハ四

千八百ニテアリ、是ヲ請取給ヘトエイヤト投カケタリ、

利宗少モサワカヌ鞭ノ先ニテ打落給ウ、鬼アキレテタ

ツタリケルヲ、千筋ノ縄付擲取テ六条河原ニテ截ニ也

ケリ、

一嶋津三ノ將軍久經ノ御代ニ、畠山礼部九州下向シテ六

ケ國ヲ手ニ付テ薩戸ニ下、當家ヲセハシメ候時、肝付

ノ山ノ城ヲ取テ二年半ト申ニ運ヲ開給ふ、其時安東利

貞并後藤・佐藤俱ニ忠節ト申、礼部カ内者杉原力頸ヲ

打取分取高名仕候、故ニヨツテ日向國ミマノ郡トイ郷

六十町給候、并ニアンタク廿町給候、其以後ニレイノ

頼長日向國ヲ知行シテ緩怠ヲ至候時、安藤利宗御用ニ

立、忠節ヲ申候、依故日向國細井廿町給候、并白糸四

十町給候、

一 大宰少貳薩戸國ニ打入緩怠ヲ至候時、佐田ノ越前カ頸

取、大將ノ御目ニ懸候、依故同眞幸院ノチリ卅町・帯

屋四十町給候、如此忠節申候、嶋津五代ノ將軍貞久ノ御時給候、其以後都ヨリ仰蒙一色退治ノ御時、御用ニ立高名仕候、仍越前ノ國氣井ノ浦三百貫之所給候、其以後嶋津師久ノ御時忠明御不快ノ時、日向國都於郡別符名五十町ノ所ヲ離候、其為打替薩广郡桑原五十町給候云云、

一安東ノ家(行カ)ニ傳テ幕文ノ次第石畳之事本文ニテ候、惣領ハ三石畳、庶子ハ五石畳ニテ候、庶子ノ庶子ハ七石畳ニテ候、

一八幡殿御時八幡ニ御參詣之時、安藤御供申候、御宝殿ノ御前ニテトカキリ三筋取結テ天井ヨリ降候時、是ヲ給候、幕文ト被仰出候、依テ御元服ヨリ以來幕ノ文ト定候、惣領ハ左リトモヘ、庶子ハ右トモヘニテ候、是ハ源將軍頼義ノ御子八幡太郎義家之御代ニ始候云云、コレヨリ末接目ヨリ切レテ亡シ、已上文字古体ニミユ、
天正(マ)已前故、

上世略、
年人將軍——利家將軍——利幸——豊前守利雅

利定——長井奇藤別當 実明——仁甫 実威
利清——兵五之介 道利——山城守 利春——左京大夫 利常——利綱

利兼——陸奥守 修理大夫——出雲守 治部大夫——越後守 大夫判官
利將——左衛門助 利乘——利友 利忠——利尚

利長——上野守 左京助——左衛門助 利兼——利正 是ヨリツリツキタルトミユ、
利近——以下夫名ノミヲ記ス、

古系圖トモミヘス、然共アマリ近世ノ書ニモ非ス、寛永以來ノ書体也、
偽作ラシクミユ、大夫判官ト名ツケルナトイトイフカシ、

山田惣廻 合間数式千式百七十四間

町ニシテ三百三十七丁五十四間

里ニシテ九里拾三丁五十四間

白樫「セク」日尾
鹿籠境之間数三十式丁三十六間
駒ヶ水野谷流合
知覽同断表里十一丁四十一間
通山
川辺同断「五丁」三十五丁四十間「廿二丁七十二間」

〔廿四丁四十七間 三十一丁四十間

〔廿四丁四十七間 三十一丁四十間
せり^{幸田} 阿多同斷廿七丁十八間 三十五十間^{丁九}

并松海道 加世田廿五丁四十間 壱り十丁四十間 三十壱丁五十

間

白樫 右元祿十二元月繩引、
セ夕尾之

高頭弐千七百九十石八斗弐升五合六夕六才

但郷土寺社足輕屋敷除、

山田城址^{土人呼勝目ヶ城} 地頭館卯辰方位三丁許ニ在、文政十

二秋八月廿日、中山田村保正鱒坂主平案内ニテ登ル、

本丸ニ大野氏供養石合位ト題シ碑文アル有立リ、高三

尺余、一尺方許ノ石ナリ、其文曰、

大野氏供養石合位 始祖忠綱節傳慶忠居士 二世忠悟

雪翁玄白居士 三世忠元花岩栄居士 四世忠宗三星蓮^{忠脱カ}

忠居士 忠宗夫人龜室妙鑑大姉 以上正面ニ書ス、

〔始祖ノ二字脱カ〕 慶府大野氏其先薩州河辺郡山田郷人、曰駿河守忠綱、

食邑山田郷、卒葬其邑、忠綱子曰淡路守忠悟、忠悟子

曰駿河守忠元、々々子曰駿河守忠宗、皆葬河辺、忠宗

有故喪其邑、其子内記久行迁居 慶府、由是子孫世葬

玉竜山及松原山云、而久行子曰隼人久明、於余為曾祖

考、宝永中、隼人君嘗適河辺、求先世世墓、蓋於山田^{行カ}

遺墟得忠綱墓、其傍多古塚壘々相望、然皆誌銘湮滅、

不知為何人墓、又於野崎村一之瀬得忠宗墓、又於諏訪

園得忠宗夫人墓而已、於是立石山田遺墟、供養忠綱・

忠悟・忠元・忠宗及忠宗夫人、書其諱及法名、其於尊

祖重本之義亦云勤矣、然自宝永迄於今日蓋八十余年矣、

則其石雖存、而文字残缺不可復讀、余懼其愈久將歸於

泯滅也、乃以貞珉易之、題曰大野氏供養合位、而其下

分書忠綱以下三世及忠宗夫人、書凡五行、因復書其顛

末於側、尚有以繼隼人君之志、俾子孫知祖先之所由興^{且シム}

焉、忠綱系出「惣關」義天公第二子薩广守用、用久生薩^久

广守国久、々々生薩广守成久及忠綱、由是忠綱至忠元

皆称嶋津氏、至於忠宗始以大野為氏、其余詳于家譜、

茲不復載、而忠宗夫人墓在諏訪園者、書曰龜室妙鑑大

姉而已、考諸家譜、乃知其為忠宗宗夫人、然不著其姓^{行カ}

氏、故今亦止書法名云、天明七年歲次丁未八月二十七

日、九世孫大野隼人藤原久房謹記、

外宝永中隼人久明所立ノ供養石二基・石燈炉アリ、又

城南岸ノ下田側ニ大野氏ノ墓アリト云リ、是忠綱ノ墓ナルヘシ、

八月廿一日又庄屋アナヒニテ登謁、永福寺境内

牛本大明神 下山田ニ鎮座、地頭館北方十丁計、

永福寺格護、

祭神不詳、土人傳稱王子社祭來玉フ牛ヲ崇ムト云ヘ

リ、神体木座象二体、高七寸餘ツ、牛木象一体、

高同、又円板薄カネノ著タル仏体アルヲ掛、ソコ棟

札、寛文九三月造立、當地頭新納主殿助也、地頭代

橋口曾右衛門・本田治部右衛門、神主高良大藏杯ト

記セリ、ウラニ出米分卅一門ヨリ出ストアリ、○祭

九月二十九日、供物下山田庄ヤヨリ調進ス、

同
牛本山 永福寺 曹善積寺末、開基不詳、本尊聖観音

立木象長寺(イ)五部、作者不詳、大野四世忠宗夫人亀室妙鑑大

姉神主立、○下山田村ノ菩提所也、當分無職持也、

門前畠中ニ塔山トテ小林アリ、五輪ノ石立テリ、由

緒不詳、

南林寺道國法嗣

福 崑山元瑞文政十二年
年七十七歳

惠燈院

(因カ)
深團院惠音弟子

南林照山法嗣

日新寺

曹受皇徳寺南國法嗣
文政十二大口成就寺ヨリ轉住

此方ノ内

山田ノコト

ニアラス、

上山田村山下ノ田ノ中座ニ鎮座、高札より午廿二丁廿間、丑九月一日登謁、例

祭九月十日、

鎮守 神体木像二体夫婦衣冠裝束、外石三神体トス、

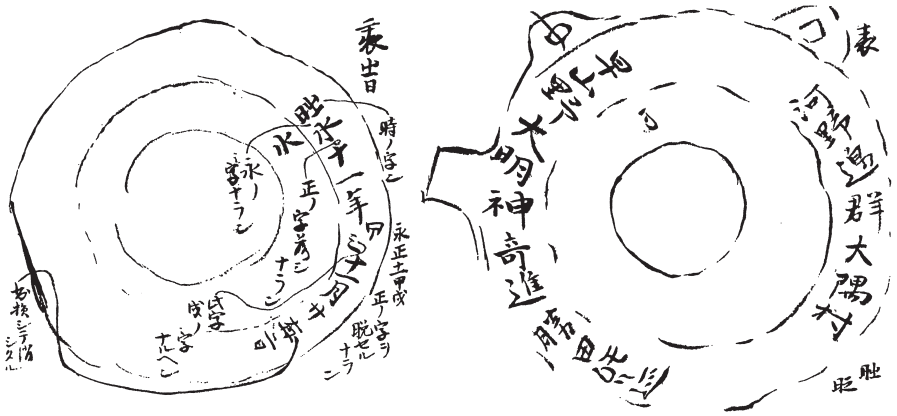
勸請年月不詳、寛文九五月再興棟札ヲ納、社司高良氏、

鰐口銘 薩州河野邊郡大角村五葉庵十王堂奉掛鰐口之

亥、願主道心徳祐敬白、天文十四年乙丑八月彼岸、

五葉庵廢壞年月不詳、寺址下山田村ノ内ニ在リ、十王

堂ノ址モ不詳、善積寺ノ末寺ナリシト云傳ヘタリ、



右早馬大明神鱗口銘 九月十七日大山下ノ旅宿へ取寄寫ス、
高札より卅七丁六間ト元禄ノ書出シニアリ、壹里ニ不足、
寛永十一年モ甲戌也、然トモ寛永ヨリモ古キ様ニ見ユレハ永
正ナラン、

下山田村大山下門名氏神八幡社棟札 例祭九月廿三日、
大山下門ヨリマツル、

奉造立正八幡若宮一字

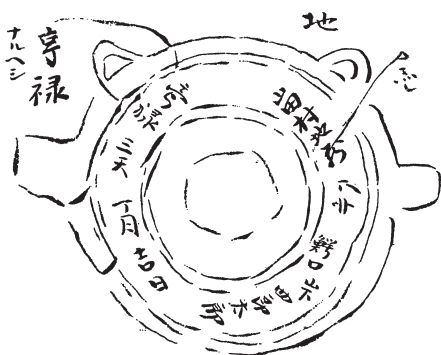
聖主天中天
伽陵頻迦聲
哀啟衆生者
我等今敬礼

〔右ノ下ニツ、ク〕
大檀那 大梵天王 藤原朝臣嶋津忠良 封
于時弘治三丁巳年正月廿二日 施主五良右衛門 大工清信田
當地頭 帝釈天王 惟宗朝臣大寺頼安 鍛冶景滿 封
〔スハノ棟ニアリ〕

〔ウレ〕
右意趣者奉為天長地久御願圓滿也、

〔上ニ梵字十五アリ、三行ニ記ス〕阿闍梨權少僧都頼
〔詢ナルヘシ〕

右ノ大山下八幡鰐口銘九月十九日寫ス、



山田村地ノ下三四字不
分明、疑ハ地藏菩薩カ、
享祿三八前ノ弘治三年
ヨリ廿八年ノ前也、
文政十二年マテ三百年
ニナル也、

山田郷ニ被召立候而間もなく吉峯次郎兵衛ト云者へ中
山田村庄や被仰付候処、次郎兵衛ヨリ先年栂山權左衛
門殿持切在之砌之様ニ庄や役分地被成下事候ハ、御受
可申上、左様無御座候ハ、庄や役御断申上趣申出候書
付地頭仮や土藏帳箱之内ニ有之候を、先年當年寄鯨坂
長右衛門見候事有之候由咄なり、

按大野譜、大野四代駿河守忠宗迄山田領地ス、忠宗
女子壹人有て男子なし、栂山兵部太輔忠助入道紹劍

ノ二男七郎久高を智養子として大野治部少輔(少輔)と称す、
然るに、養父忠宗故有て天正十九年卯四月廿七日川
邊一ノせにて被誅とあれハ、其跡を久高續かれて中
山田村等傳領せられしならん、扨慶長四栂山太郎三
郎忠征久高ノ実兄親早世ニて無嗣故、久高大野氏を去
て本氏に復し、栂山權左衛門と改めしとみへたり、
其時大野氏絶て嗣なかりし故、やハリ大野家に付た
る中山田なれ共栂山家より支配せられしならん、其
時の事を平峯氏(マヤ)先年栂山權左衛門持切在之時と書し
なるべし、尚再考すへし、

中山田村ノ内和田又寺中トモ云、地頭仮ヤヨリ子丑方四丁許、
十月十四日謁、高札ヨリ丑一丁廿間、是ハ本ノ堂地マテナリ、
薬師如来 「日羅上人作ト云傳」 木座像高サ五尺許、 十二将 高三尺許、
内一将不足、土人曰、三十年前日新寺御 造立掛ノ人彼処ニ取寄ラレテカヤブキ レスト云、 堂三間四間 五敷三間
善積寺格護也、
(鰐)

○鰐口銘 大日(イ)國薩州河邊群山田村西福寺薬師如来御
室前鰐口一口、于時文正元丙八月彼岸日、

○補造薬師像記上ニ 河辺郡山田村薬師如来之璋像者日

羅上人所造也、口碑相傳至于今日矣、雖然日逝月淡而無識何時何人創建堂宇也、自古永谷為附庸而奉香花來久矣、開帳仰秘而無人窺者、堂宇漸廢無障風雨、而像

既朽損矣、余住善積日拜瞻而甚傷焉、正德改元應呂念日、自登山而請香積(湛力)即甚和尚手作之、和尚甚隨喜矣、

与檀信相議而謀興工而迎像於山中、翌年三月八日、不圖而即湛和尚至、同日工匠名覺之進者亦不期而至、並

手作之、不日功告早、唯右手左手兩膝存日羅之旧、實是正德二年三月十八日也、余思如來之威神力而不圖而

至、不期而如指日來、令余成造像夙志者欵、感歎不已也、邑里士庶人雲集(マ)送像於堂内、同三月念一日、

開光安座早、礼瞻者如堵、譬如見生身如來、無不踊躍歡喜也、抑日羅上人博濟國人、觀世音後身而乘願輪來

而化扶桑、所造仏像無不靈驗、而就中當邑藥師如來之靈蹤吳跡不可枚拏也、吾後人繩々相續勿隨前功是為記、

于時正德二年三月念一日、永谷山鬼窟院善積寺見住嗣祖阿門宗珠謹誌、

○安永五申三月、堂郷中士庶合力而再興、此時今ノ地ニ移ス、以前ハ今ノ堂一丁計前ニ在シト棟札ニ記セリ、善積覺支記也

此棟ニ清月山西福寺ヨリノ藥師ト記セリ、清月山ト云シコト何ノ旧記ニ在テ記セルヤ覺束ナシ、正徳ノ記ニ

ハ不見也、

○古ヨリ和田門等農民奉花香也、藥師免畠・藥師田ト云アリ、和田門此貢ノ餘ヲ以テ毎年六月奠ヲ備也、

下山田村諏方高札より丑廿四丁八間門中ヨリ祭、

諏方上下大明神 例祭九月廿七日

棟札 板長二尺五寸計、幅三寸余、

大梵天王 聖主天中天

大願主 迦陵頻伽声

帝釈天王

大檀那

右意趣者奉為一天以海靜謐

殊者信心大檀那藤原忠規

奉造立諏訪上大明神宮社一字

并信心願主十郎兵衛同孫六子孫繁昌

殊者村安全諸人快樂皆令満足故也

導師權大僧都頼詢

大工藤原清富

小工 江兵衛

九郎兵衛

當地頭惟宗頼欣安大寺

鍛冶平景滿

于時永祿七年九月廿五日 封

ウラニ 梵字一字アリ、

下山田中越
早馬大明神 例祭三月十五日 中越門ヨリマツル、

棟札 本田親仁寫來、

封 大檀那略大願主當領主染田出羽守常信

△合早馬大明神 一字 于時享祿五年壬辰霜月廿二日

封 大願主同前大檀那當地頭嶋津藤原朝臣駿河守忠悟

大工折田五郎衛門尉 封

大願主又左衛門尉

鍛冶上野彦左衛門尉 封

(粹線ノ一部ハ編者ニテ補ウ)

同村天神蘭

天神社 例祭十月廿五日 天神蘭門よりマツル、

棟札

聖主天中天 大檀那大梵天王
迦陵頻伽聲

奉造立天神社頭 一字 永祿二年己未拾二月〇日

哀愍衆生者 勸進者帝釈天王
我等今敬礼 【寛文】

「字カスカニ存、ヤウヤクヨミツクル」

當地頭大寺願安力【二字不分明】 封

大工山下清富

願主權少僧都願詢【カ不分明】 封

原本本田持來寫ス、

ウラ上ニ梵字アリテ【不分明】大師遍照金剛トアリ、

右奉為天長地久御願円満

「例ノ佛語略」

大願主大旦那藤原光久朝臣

合奉再興天神社頭 一字

御息災延命子孫繁榮【武運】

「同」

養保國家安全一々如意皆令満足

惣者萬民豐樂故也 仍奉再興所如件

導師大法師頼惠

當地頭頼娃左京亮久友

萬治三庚子年十一月廿五日

願主權大僧都長秀

若松主左衛門義澄

ウラニ梵字佛語多シ、略ス、

封

封

早馬社瓶子箱ノ裏ニ

中越門名頭格護

木地瓶子 一對

但黒塗

右者、桃山權左衛門久高被蒙琉球征伐之命、川邊郡

下山田村早馬大明神ニ為誓願被成寄進候由、代々所

申傳也、此箱古クミユ、近世之物ニアラス、

陣之尾 上山田村内、地頭館より未申方八丁計、鹿籠

往還ノ西側小高岡ナリ、由緒不詳、

川邊郡

河邊

一 牧之城 貴久公御代、平田安房介宗茂守之、守護方、

灰塚 同村、陣之尾ヨリ川ヲ隔一丁計東、小岡ニテ小

一 高城号茶臼城トモ、貞和二年六月、凶徒楯籠と云々、

松生セリ、由緒不詳、今塚ハ無之、

天文八年三月廿八日、日新公發向共殿(古カ)、此城守鎌田加

賀守降參、即城を新納伊勢守ニ預給ふ、其後為質鎌田

治部左衛門之妻子遣田布施(公居城)、なり、天文五年五月十三

日にも城責有、忠良公の勢責之、同日落城有、

一本城 天文八年三月廿八日、日新公御手ニ入、故同新

納氏守之、

一 川邊城 上総介伊久守之、父子依不和嫡男播戸守守久

平山城ニ對陳、雖及鋒楯、元久公以御意見守久事薩戸

郡ニ帰陳ス、其後伊久より御當家御相傳之重物等元久

公江被讓進候者、両城之田間ニ而被受取之云々、両城

者平城(山脱カ)内城・松尾城、其後い十院彈正少弼頼久、應

永廿七年、右馬頭久世(播戸守)守久子息犬太郎久林當城を捧太守、

山門院退去ス、

一 松尾城(兩カ)在島添村、犬太郎久林家臣酒匂紀伊守守之、

應永廿四年九月上旬ニ蜜ニ通太守ニ軍を當城ニ引入、

雖然内城野頸隔堤堅固也、于時長門守知覽之上木場より馳來、伊集院頼久兵三百卒、其外南方之軍勢馳加り、

越前守兼篤、彈正兼盛二男也、然二兼三依去當家之事清水村高八、百余石を被除候、

當城を困攻、依之鹿兒島・谷山之勢為後詰、弦尾山之口平川ニ陳を取、川邊を伺、其後諸所軍勢味方ニ馳加り、城中ニ内通し、薙野原ニ陳ス、九月十一日、味方

一長田村當分此村なし、貴久公より平田安房介へ賜之、依去谷山山田村移此地、

川を渡し敵を城内ニ追入、頼久陳門を開突出数刻防戰、

味方失利、和泉兄弟・蒲生美濃入道・田代肥前守・衿寢山城守兄弟以下餘多戰死、平田右馬介重宗當城ニ切

通、從兵百餘也、城中兵糧乏而難堪御竜城、(龍也)吉田若狹守和睦を頼久ニ乞、頼久雖不應、若狹守頻ニ和を求、

頼久曰、鹿兒島・谷山・喜入三ヶ所之地を賜候ハ可解困云、吉田氏はを太守ニ告、太守則谷山・給黎を与へ、

鹿兒島諸勢歸陳之後可其渡(去カ)と云々、於茲頼久解困、谷山本城ニ入と云々、

一應永廿二年乙未、河邊鹿兒島と和睦有而、久豊公河邊

ニ光儀有之、久世奔走有之而後御歸城鹿兒島也、

一宮村 貴久公より平田安房介宗茂へ賜此地、其後文祿四年乙未、自義久公肝付三郎五郎兼三へ拜領也、

一清水村 右同斷、慶長四年己亥、兼三去於當家賜家督

川邊郡地誌備考

下

(上の下)

(表紙)

川邊郡地誌備考 下

(中表紙)

川邊郡
加世田

川邊郡地誌備考 「下」

川邊郡加世田郷

〔地理纂考〕

加世田ハ笠狭の轉れるなり、此事下に云ふへし、圖田帳に、薩摩國加世田別府百町内社領二十五町下司塩田太郎光澄、千与富四十町郷司弥平五信忠、村原十五町没官御領地頭佐女島四郎云々、

鹿兒島縣廳を距る事申西方十里、此地往古阿多郡なりしを（傳今）川邊郡に属す、東勝目、南南方、北阿多・田布施の両郷に接し、西海岸に對す、周廻二十四里三町五十五間、村落十四唐仁原村・片浦村・村原村・地頭所村・宮原村・赤生木村・津貫村・川畑村・別府田間村・益山村・大浦村・内山田村・小湊村、人員三萬千五百九十五人、戸數六千三百三十五、武田村、

〔雲遊雜記傳文明六年旧記〕

別府仁薩摩守薩州國久、御舎弟中務、同彈正、

按ニ、別府ハ薩ノ河邊郡加世田邑ニ在リ、建久八年圖田丁ニ加世田別府百町ト見ヘタリ、別府田間ト云ヘル今ノ村名ナド其遺墟ニ因レルニヤ、國久ハ俗ニ所謂薩州家ノ二世ニテ、八世義天公第二ノ公子薩广守用久ノ長子也、

齋ヲ為甫ト云、當時蓋シ薩州ヲモテ行ハル故分註セシト見ヘタリ、後皆コレニ倣へ、圓室公ノ御為ニハ叔祖父ノ御子ニテ堂叔父ノ御屬アルノミナラス、其姉君ハ先君節山公ノ夫人ニ立玉ヒシコトモ見ヘレバ、又母舅ノ御屬モコレアルカ云々、中務ハ乃チ大田氏ノ別祖ニシテ國久ノ二弟中務太輔延久ナリ、後ハ下野守、入道為足ト云、彈正トハ亦タ國久ノ三弟彈正忠續久ナリ、此時國久弟兩人ヲ將ヒテ別府ニ居城シ、和泉今作出水・山門・高小野今尾・阿久根・河邊・山田・鹿兒今作籠字ヲ併セ領シテ、高崎某ヲ家相トセラレシコト下章ニ出タリ云々、國久モ後ハ別府ヨリ阿久根ニ移ラレシニヤ、川邊ヲ弟中務延久ニ、別府ヲ姪ノ新三郎忠福ニ、山田ヲ次子ノ駿河守忠綱ニ、鹿兒ヲ三子ノ伊勢守秀久等ニ分チ守ラセケルト見ヘタリ、然ルニ薩室四代忠興ノ時ニ至テ、忠福別府ヲ以テ宗氏ニ叛ケルニヤ、明應九年十一月、忠興別府ヲ攻ケルコトトモ舊記ニ出タリ、

〔本田兼親譜中〕

太守忠國主移居於別府、與立久公不快故也、十二月十三

日、疑文明元年乎、賜尊書於兼親云々、

〔忠國譜中〕

文明二年庚寅正月廿日、卒于別府云々、

〔建久圖田帳〕

加世田別府百町内

社領二十五町彌勒寺 下司塩田太郎光澄

公領七十五町内 地頭右エ門兵衛尉

山田村二十町 名主肥前國住人石居入道

千与富四十町 郷司弥平五信忠

村原十五町 没官御領地頭佐女島四郎

〔山田聖榮自記〕

忠國代三ヶ國悉せいひつす、次國一揆之事も此代ニあり、せいはずせらるゝ、旁々一家ニハ伊集院殿、國方おいてハ別府・和泉・平山一家不殘、牛山一族悉、坂より上ニハ和田・高木・飢肥・櫛間・南郷・梅北、いづれも此方之跡御料所として御一家御内ニ御はい分あり云々、

〔鮫島氏系圖〕

彦次郎入道蓮道
仕貞久公、領加世田・知覽・指宿、
蓮性 仕師久公、

〔國史忠國傳〕

文明二年庚寅正月八日、公有病、十四日、節山公如加世田別府、視公病、公説、乃讓守護職、親授傳世重器、御摺當家始書、原書作元年非、（傳聞）二十日、公薨別府、年六十八、間維於加世田杉本寺、建塔六角堂而供養焉、

〔古城主由來記〕

一加世田城 別府五郎忠明

忠久公の時加世田別府の城を守る、別府家本ハ平家より出たり、五郎忠明ハ川邊平次郎道房か弟なり、嫡子太郎道直ハ次郎弟忠綱か為ニ討る、忠綱薩戸守信澄か為ニ討れ、三男弥平五信忠別府の祖なり、此末より谷山家出る也、建久八年御教書ニも別府五郎忠明とあり、中古迄ハ別府加世田を知行せしとあり、

〔諸家大概記〕

宮原氏、是茂加世田之内宮原を領候、仁礼覺左衛門祖父

仁礼左近迄ハ尤宮原ニ而候、彼系圖を見候ニ、惟喬親王より系候仁礼親王之末と有之候云々、〔國史ノ説参照スヘシ〕

〔旧記〕

猿渡越中守信光加世田地頭ニ而、加世田小湊を致領知候、後羽月地頭被仰付候、信光天正十五年羽月ノ兵ヲ率日州根白坂ノ戦ニ戦死、年五十四トアリ、

〔貞久傳中〕

國史云、諸家大概記以益山氏為伊佐平次貞時之族、按指宿與左エ門系圖、貞時孫曰良道、良道以其女妻彼杵三郎久澄、久澄生塩田三郎秋澄、秋澄生塩田太郎光澄、光澄為加世田別府益山莊下司、〔益山村ノコト〕光澄子兼澄稱益山太郎、拠此則諸家大概記謬矣、光澄見建久圖田帳、郡村高辻帳加世田郷有益山村、

〔國史貴久傳〕

天文七年戊戌冬十二月十八日、梅岳君屯於益山諏方原、

將攻加世田城、〔國〕加世田△兵掩其不意敗之、梅岳君走、

敵軍追之、梅岳君急下馬入茂林中、春成兵庫助久正從之、

匿梅岳君於諏方大明神祠中、而久正伏於其側、敵兵六騎

適至、且搜祠中、鳩出於祠、梟起於池、敵兵見之曰、此

中無人、乃去、梅岳君得見、〔免力〕扼加世田〔國〕人春成刑部左立門家藏日記、

神祠在益山村、春成日置氏之〔支〕支庶、島津支流系因、梅岳君復欲

置久影第三子曰春成刑部左立門久智、久正久智之曾孫也、

攻加世田城、求策於群下、於是春成久正以阿多人小鷹兵

工往、密規形勢、城下多梟鷲、往々成群、小鷹兵衛夜巡

陂澤、〔國〕打越梟鷲使謀、城中聞之以為寇至、登陣為備、既

而無寇、若是者連夜、狃以為常、不復為備、梅岳君聞之、

二十九日夜、與公向加世田城、將發宴士卒、梅岳君謂士

卒曰、此行也、吾欲死加世田城、爾輩欲生還者勿往、夜

半襲加世田本城、分軍為三、第一隊向船待口、第二隊向

大手口、第三隊向搦手口、先拔三丸、城代大山宮内少輔

與飛松左京久友交割而死、〔扼〕梅岳君曰譜、春成刑部左立門家藏日記、

月廿八日、梅岳君攻加世田城、〔國〕飛松久友者伊集院氏之支庶也、

二十九日陷之、又与此異、〔撰〕梅岳君曰譜、春成刑部左立門家藏日記、

伊集院長門守忠國第十五男、相模守久義、為飛松氏、久友久義六世孫也、

久友傳云、梅岳君將攻加世田、前三日久友如加世田、与大山宮内少輔交

刺而死、与此不同、又梅岳君曰譜以久友為實久臣、誤矣、

〔國史貴久傳〕

天文八年己亥春正月元日寅刻、進攻本丸、城代阿多某開

門納之、遂拔二丸、〔扼〕梅岳君曰譜、春成刑部左立門家藏日記、和語

謂子城為本丸、副城為二丸三丸、謂留守城將為

城代、言代、又圍新城、拔二丸及三丸、殺城代市來、中村

君守城者也、以下三十六人、本丸城代別府某遣極樂寺僧告梅岳君曰、

今日當降、願釋一死、梅岳君不許曰、臨難苟免非勇士也、

別府某不得已出城臨陣、梅岳君以眉尖刀斬之、梟其首於

大手門外樹上、〔新〕新城遺墟在加世田鄉〔國〕地頭館西北△、春成刑部左立

梅岳君之宴軍士也、川上十郎行酒、梅岳君舉觴、蜘蛛忽

集其上、問左右曰、是何祥也、春成久正曰、吉也、此行

必勝矣、果克之、〔注〕略、川辺高城々主鎌田加賀守政真与大

寺越前守共將川辺・山田衆救加世田、公引麾下三十五騎

擊之、追亡至田中川原、斬敵十二人、而敵軍自後乘之、

猿渡與市左工門尉信資等死、右馬〔又〕四郎改、〔稱〕右馬頭、忠將自新城率

十六騎來救、立斬四十六人、政真等引去、公乃得免、〔加〕世

田村有、〔田〕田中橋、政真鎌田氏之支庶、信資信重九世孫也、梅岳君以

新納伊勢守康久為加世田地頭職、〔國〕加世田之戰康久以伊

作田尻村農、〔國〕荒兵工為鄉導曰、事捷以女與汝、至是遂以

其子妻之、〔春〕春成刑部左立門家藏日記、梅岳君以、康久新納氏之支庶

春成久正為加世田地頭、与此不同、

也、注略、梅岳君與公還田布施、

〔國史貞久傳〕

康永二年癸未三月二十六日、下文使島津道惠領相模六郎

時敏旧領薩摩加世田別府半分、

拋伊作家譜、加世田別府即郡村高辻帳河辺郡、久岡田帳、薩州地名或称某院、或称某莊、又称加世田別府百町・東郷別府五十三町二段、蓋別府之稱猶某院某郡之類、非有地名曰別府者也。

康永二年ヨリ文和元年ニ至ル十年也、道惠ハ伊作家二

世大隅宗久入道々惠也、文和ハ康永ヨリ十年前ニアタル、

〔川上頼久譜中〕

文和元年壬辰十二月十二日、幕府下文使頼久為薩摩加世

田別府半分地頭職以易大隅桑郷、亦賞功勲也、分注、愚按

建久八年薩摩國凶田帳、加世田別府有田百町、而二分之、

以貳拾伍町為彌勤寺領、^(勸)塩田光澄為之下司、七拾伍町為

公領、得佛公為之地頭、又三分其七拾五町、貳拾町在山

田村、肥前人石居入道為之名主、^{山田村・千与富・村原}四拾町在千与富、彌平

五信忠為之郷司、拾五町在村原、鮫島四郎宗家為之地頭、

別府及村原今為村名、隸加世田郷、山田村蓋今河邊郡山

田郷也、千与富未詳、此云半分、前此幕府賜伊作氏以其半分、蓋與之、分領其百町乎、

伊作家

久長——道意——宗久——道惠——親忠——下野守——久義——大隅守

42 見于伊作久義譜

(本文書ハ七三号文書ト同文ニツキ省略ス)

前ノ文和元年ヨリ廿四年ノ後ノ永和元年也、

43 全久義傳

(本文書ハ七四号文書ト同文ニツキ省略ス)

44 伊作譜勝久傳

(本文書ハ七五号文書ト同文ニツキ省略ス)

45 (本文書ハ七九号文書ト同文ニツキ省略ス)

46「島津氏譜中」

〔足利高氏〕判

下嶋津孫三郎左衛門尉頼久

可令早領知薩摩國島津庄内加世田別府半分地頭職事

右、為勲功賞、大隅國桑郷東西替、所宛行也者、早守先例、可致沙汰之状如件、

文和元年十二月十二日

〔本文書ハ「旧記雜録前編一」二四五七号文書ト同一文書ナルベシ〕

47「全」

薩摩國嶋津庄内加世田別府半分地頭職事、早任今月十二

日御下文之旨、可沙汰付島津孫三郎左衛門尉頼久之由、

可令下知代官給之状、依仰執達如件、

文和元年十二月廿四日 沙弥在判

〔②右〕左京權太夫殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編一」二四五八号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔國史〕

文和元年十二月、初幕府賜孫三郎左エ門頼久大隅桑郷、

事見曆應五年、十二月日、下文以頼久領加世田別府半分地頭職、以〔②元〕易桑郷、

〔地理纂考〕

別府城 又加世田城ともいふ、建久の頃、別府五郎平正

明加世田を領して居城とす、川邊平次郎太夫良道川邊領主なり

第四男なり、世々別府氏の所領ニテ、別府を家号とす、

薩廣國因田帳に加世田別府百町とあるハ此地なり、南北

朝の時、別府氏官軍に属し、當城に於て屢攻戦あり、應

永年中、別府氏勢ひ衰へ守護方に應ず、因て島津久豊此

地を島津國久に與ふ、國久ハ久豊第二子用久嫡男なり、國久父用久出水・阿

久根等を領す、是に因て國久阿久根に移り、〔國久ノ姪新三郎忠福ニ別府ヲ守ラセケルニ、宗氏ニ叛ケルニヤ、明應九年十一月、忠興守リ、其後國久嫡孫三郎太郎忠興城主たり、忠興嫡男八別府ヲ攻ケルコトアリ〕

郎左エ門實久家襲き續て當城に在り、遂に兵を發して三

ヶ國を奪ハむとす、實久驕虐にして人心服せず、時に相

模守忠良田布施にあり、天文六年四月、忠良加世田に來

り、實久と和を議して成らず、既にして實久當城に守兵

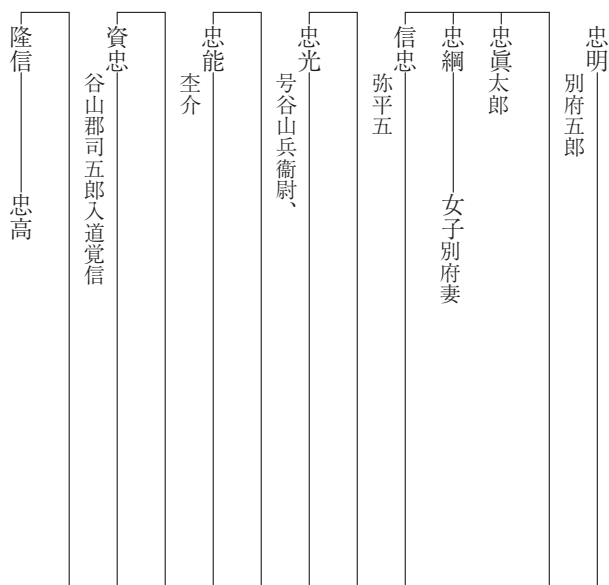
を置て出水に歸る、七年十二月廿九日夜、忠良田布施よ

り兵を發して當城を襲ふ、忠良軍を分ちて二隊とし、一

軍ハ子息貴久を將とし、一軍ハ島津忠將を將として、遂に當城を抜き、守將大山内藏介を斬る、残兵新城に奔る、續きて新城を攻む、實久か將大寺越前・鎌田加賀山田・川邊山田ハ今の勝目郷なりの軍を率ひ來りて城兵を援ふ、貴久兵を分て是を破り、遂に新城を抜く、是より忠良の威大に振ふ、當城の本丸を福壽城、二丸を尼ヶ城、三之丸を中ノ城といふ、周廻十八町、高十五尋許なり、以下分注、是より以前に忠良當城を抜むと思へど、城堅固にして其術を得ず、時に從臣辻某・尾辻某相議して加世田に至り、酒店に入り偽て酒に酔ひ、一人を殺害し、城門に馳行き死を免れむ事を乞ふ、城主是を許して城内に置く、忠良も又偽て其家財を没収し家内を追放す、是に於て其士城中の密事を悉く忠良に内通す、是に於て十二月廿九日、説一廿八日忠良兵を發して當城を攻む、此士防戦の央に城に火を發つ、城兵防禦の術を失ひ城容易く陥るといふ、忠良恩賞を與ふといへとも其士更に受す、死せる者の墓に至りて遂に自殺す、尾辻の後裔今加世田士族尾辻左平次清香なり、辻某ハ子孫詳かならず、猶よく探索すへし、

〔地理志〕

平忠朗ニ作ル是ナリ、古系圖忠明ナリ、如左、



此地理纂考ノ文中、久豊此地ヲ島津國久ニ與フトアレト

モ、國久ハ嘉吉二年ノ生ニテ、應永ハ未生前ナリ、久豊

モ應永三十二年ニ卒シ、亦國久未生前ナリ、忠國ノ時寶

徳二年、頼久ノ子瀨久退治ノ後國久ニ與ヘシナルヘシ、
文明中別府居城コト明証ナリ、

(地理備考)
〔全〕

新城 別府城を去る事西方一町許りにあり、事ハ前条に
云云、

忠良治所 武田村にあり、天文七年、別府・新城の両城
を陥れ、忠良田布施より移りて治所とす、家作すへて茅
葺なりしとぞ、土人今御屋地といふ、

〔加世田名勝志ニ伊作ヨリ御移徒(能カ)云々、是ナルヲ何レトスルカ〕

〔地理志〕

一當郷御手裡ニ不入候付、新納伊勢守康久入道蒙公命、
伊作田尻村之百姓荒兵衛ニ含謀、為忍遣加世田城、火を
放城を焼落、依降ハ公之旗(ノ)下、因此功右百姓士ニ被召成、
田尻荒兵衛と名乗也、

一別府城 曆應四五年之間度々攻撃有之、應永四年十二

月、伊作久義攻當城、陣を屯於鵜之塚、同十三年頃、
別府及鮫島氏属守護方、南方無異ニ成、

一本城・新城 両城天文八年正月朔日日新公被攻落、島
津八郎左エ門實久兵守之、此城攻ノ時、大寺越前守・山
田加賀守卒川邊・山田ノ勢為助新城之兵、貴久公指揮汗
馬テ殺討之、然凶徒断其後、公軍殆敗北、時ニ右馬頭忠
将大ニ進衆兵力戰数刻、市来備前守・猿渡與市左エ門・
税所助十郎・蒲生帶左エ門(刀脱カ)・同左エ門四郎等八人有名士
遂戦死、終本城・新城拔之、此後日新公御在城也、

〔地理志〕

一鵜之塚 益山村 應永四年十二月、伊作大隅守久義与別
府某於此所對陳有迫合也、然後同十三年之頃、別府氏・
鮫島氏属御旗下、

一加世田城 島津實久一族守之、天文六年丁酉四月上旬、
實久来于加世田、五月中旬、忠良見實久為和睦、其意ハ
則國家安全保臣民意、未久忠良語實久云、伊集院・鹿兒

鳥・谷山・吉田之地許子、子之領所加世田・川邊兩地与我、則自茲已後如水魚少モ無間斷、誰か敢テ侮我三州、實久不諾、後ニ反テ与祁答院某謀略、益忠良公之憤恨、同七年十二月廿八日、忠良公父子欲打加世田ノ時、備酒肴、良辰之處、忽有蜘蛛之瑞、父子共感謝テ酒三爵テ後即發向加世田、此地古より有五壘、(探力) 撲柵堅固テ、貴久次弟鳥津右馬頭忠將為大將從擲手攻之、故翌朝本城陥る、(乗力) 無勝、此時富松左京亮・大山宮内少輔實久短兵短(接力)兵相援テ共ニ一所ニ死、阿多飛驒守ハ走入城中、与大山内藏介并戦死ス、其外城兵大ニ潰云々、

「地理志」

一 水棚村原 明應九年庚申十月十一日、伊作河内守久逸立久ノ弟、伊作家後嗣

主為凶徒退治催四ヶ所之軍勢打入、敗軍、而久逸主於此所戦死六十、園田新右エ門某等討之、加世田内山村ノ坪百姓也、御鎧之袖于今子孫ニ傳云同日戦死之者、伊作宗六・西俣源四郎・三原九郎左エ門・中村高崎氏・野村太郎左エ門康綱等也、

「鳥津貴久記」

一天文七年雪月廿八日、入道殿御父子三人酉刻計打立候、又はスクリ給テ酌之參時分蜘蛛落さかれり、三人御同前是希代之善道也、去程加世田ハ追手ニ五ツの楯を取、用心稠しかりしかハ、貴久御舍弟忠將を擲手の大将とし、不懸思内手ニ囲し、廿八寅刻計本城を切落す、爰にて富松左京大山宮内少輔と引組て指違て死す、阿多飛驒守從麓城ニ籠る大山内藏助何も一所ニ而一足も不去打死す、残所の兵共新城に立籠、最後の酒宴し待懸たる処に押寄せ作時、数刻戦ふといへとも不叶して未明に攻破る、籠所の兵三十余人枕を並て被討早、慈にも谷山藤左衛門・吉富吉左衛門討死す、爰に相徳と云者有り、妻子を中途迄送て、其身は又立帰て於新城討死早、名を惜志哀レなり、斯而居たる処ニ、大寺越前守・鎌田加賀守卒川邊・山田之人衆、午刻計垂の涯迄寄來り、貴久様即時にかけ出追拂給に、敵軍跡を遮るを不知、既に危かりつるに、忠將鞭に鎧を合せて馳續き、敵を中に取籠、従前後攻ける間、市來備後守・大寺彦太郎を為始と数多討取、貴久様御手の衆ニも、市來備前守・猿渡与一左衛門・税所助十郎・本田九郎・蒲地帯刀左衛門・同名左衛門四郎其場

に討れぬ、彼加世田は祖父河州屍を留し地也、今其血を濯て散旧鬱云々、

〔國史忠昌傳〕

文明八年丙申上文略、二月二十八日、公遣兵攻加世田城、

〔國久ノ時一〕

拋御當家始書云々、三月五日、復遣島津友久攻加世田城云々、二十

三日、祢寢重清等復攻揖宿城、同上、中略、島津友久困島

津國久於加世田城數日、國久乞降、且割河辺二城以獻、

遣其子菊千代入見、同上、二城蓋謂平山城・松尾城、夏五月二十三日、祢寢

重清等下揖宿城、後以其地與重清、同上、島津友久以田布

施叛、又誘島津國久使叛、二十八日、公遣伊集院・伊作

之衆擊田布施、同上、中略、▽六月△二十六日、復遣伊作

之衆攻田布施、與友久・國久戰、拋黃套旧記、此時國久引加世田兵救友久欵、抑與友久俱守

田布施欵、秋九月、國久・季久與相良為續合兵、困牛山長嶺云

々、

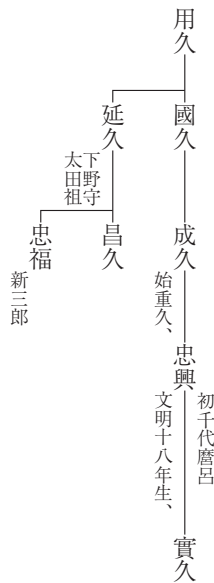
文明九年丁酉夏四月十六日、島津國久復降、遂如帖佐、

勸島津季久歸順、季久從之、與國久俱入見公於鹿兒島云

々、

明應九年十月廿五日云々、〔國久ノ孫也、年十五歲ニ当ル〕島津薩广守忠興攻島津新三郎忠福於加世田城、十一月十一日、伊作久逸引兵救之、軍敗、久逸為園田新右エ門所殺、伊作久逸孫女適忠福云々、

文明九年ヨリ明應九年ニ至ル廿四年、



〔國史元久傳〕

應永四年云々、伊作久義与別府法印忠種有宿怨、十二月、

久義引兵如加世田屯鵜塚、〔重〕擊別府、鵜塚在加世田、係益山村、

文明ノ前ニ入ルヘシ、

全五年戊寅春正月十二日、久哲公如串木野、命市来某・

吉田某使諭久義釋兵、二子不肯曰、彼脩怨於別府氏、何

関於我、而乃屑屑為人游説乎、然既聞公命、不敢舉兵相

助、久哲公乃遣恕翁公書、請令新納實久往諭久義、恕翁

公以命實久、實久遣本田次郎左エ門尉緩頰説之、久義乃

罷兵、市来某筑前守忠家、吉田某吉田若狹守清正云々

全六年云々、十二月十八日、恕翁公賜伊作氏書曰、方（傳）

加世田別府之難、聞君引兵相援、儻得其地、當盡與之、請以此言為左券、

全十一年云々、別府忠種者二階堂行貞之婿也、而行貞者

伊作久義之姉夫也、久義之擊忠種也、事見上四年、行貞不救忠種、

亦不助久義、久義怒、欲擊行貞、乞兵於恕翁公、許之、

「加世田名勝志抄」

一東城 根周廻十八町、高サ十五尋、別府城ト云、本丸

ヲ福壽城ト云、上段東西五十間、南北四十九間、辰巳方ニ大手口、或船待

口ト云アリ、二丸ヲ尼ヶ城ト云、上段東西五十四間、南北三十九間、卯方

ニ黒鳥口、或四十坂ト云アリ、三之丸ヲ中城ト云、段上

東西三十三間、南北四十八間、城門趾アリ、外堀ヲ埋メ今宅地トナル、上

古亀ヶ城ト云カ、

一新城 根周廻十七町程、高サ十八尋程、

本丸ヲ上之城ト云、上段東西十六間、南北十六間、二之丸ヲ大欣城ト云、

或大光城、或大慶城トモ云、上段二十間、南北十間、三之丸ヲ西城ト

云、上段東西二十八間、南北十八間、今士族ノ宅地トナル、掘趾杉林ト

ナル、城門趾三ヶ所ニアリ、

一別府城内尼ヶ城ニ別府某尼ノ墓ト云アリ、又城内ニ福

壽權現一社アリ、城外搦手口ニ石塔二基アリ、天文七

年戌十二月晦日ノ夜、富松左京伊作・大山宮内少輔加世田衆

戰死ノ塚ニシテ、今小田原某宅地トナル、

一別府城ヨリ寅方二町許ニ石塔一基アリ、天文七年十二

月晦日戰死セシ猿渡与一兵衛等十一名ノ塚ナリ、

一陣ノ尾周廻百五十間、高サ十間程、新城本丸ヨリ西方二町許、別府

斥候ノ城ト云、

一花牟禮城川畑村 別府城ヨリ卯方十八町許、古城趾上段

二十間、南北四十二間、高サ三十間、別府城ノ出丸ナリ、

一尾守ヶ城村原村 別府城ヨリ寅方二十一町余、亦別府

城ノ出丸ナリ、城西一町四十間田中森山中ニ河内守久

逸ノ石塔アリ、

一益山村東西廿六間、南北廿八間 別府城ヨリ子方十七町廿間、亦出

丸ト云、四方平地竹木ノ林ナリ、

一 諏訪ヶ尾益山村 別府城ヨリ亥子方二十一町、要害ノ

地ニシテ、薩州忠興軍兵ヲ伏セ置タル所ト云、

一 内田ヶ城唐仁原村 別府城ヨリ戌方六町程、上段東西廿六間、南北五十

七間、根周廻四町、高サ十八尋許、往古内田某居城ニシテ内田ヶ城ト云、

其居宅ノ趾此城ヨリ西方十三町許ニアリ、辰方ハ西城

ニ隣ス、

一 荒瀬城武田村 別府城ヨリ午方六町許、上段東三十一間、南

五間、城之崎トモ云、別府城ノ出九ナリ、

一 鎮守之渡益山村 旧仮屋ヨリ子方三十町許、萬瀬川鎮

守之渡リニ於テ阿多・加世田對陣矢軍アリ、加世田勢

強ク競進ム、故ニ退テ阿多ノ地ニ屯ス、勢ニ乘シ弥進

来ル、茲ニ於テ島津忠良ノ軍勢力ヲ尽シ防戦、數刻ヲ

移シ勝利ヲ得、強敵數十人ヲ斬ル、此時肥後掃部左エ

門・宮原隼人・井尻四郎左エ門戦死ス、鎮守渡ヨリ申

方五町四十八間許ニ六地藏塔ヲ建、高サ五尺五寸、戦亡ノ靈ヲ

祠ル、又渡ノ旧趾ニ鎮守社一字アリ、

一 鶉之塚周廻百廿間、高サ六間、益山村ニアリ、旧仮屋ヨリ亥子方

三十二町四十四間、應永四年、伊作久義軍兵ヲ引卒シ

大川ヲ渡リ、陣ヲ鶉之塚ニ張り、別府某ヲ討ントス、

某精兵發シ久義カ陣ヲ襲フ、久義小勢ニシテ終ニ和平

開陣ス、天文七年十二月十九日、島津日新軍勢ヲ催シ

島津忠興ヲ討ツ、忠興鶉之塚ニ防ク、日新ノ軍利アラ

ス阿多ニ退クト云、鶉之塚ノ頂ニ山神ヲ祠ル、

一 内圍唐仁原村、上段東西三十五間、南北二十

十二間、根周廻百九間、高サ五間許、

一 外圍全村、上段東西二十二間、南北二十

三間、根廻八十四間、高サ七間許、

旧仮屋ヨリ戌方三十一町五十二間、内外ノ圍東西對シ

テ向合ヒ、畠地トナル、往古佐方某遺墟ト云、此圍ヨ

リ南方一町十間許ニ石塔アリ、佐方殿墓ト云、佐方門

ト称ス屋敷地アリ、

一 小陣唐仁原村 旧仮屋ヨリ戌亥方二十七町十七間、古陣

ノ趾ト云、

一 圍ヶ岡内山田村、上段東西二十七間、南北二十九

間、根周廻二百六拾五間、高サ四十四間、旧仮屋ヨリ

午未方一里二町五十六間、古城趾、某氏居城ヲ詳ニセ

ス、往古ハ大松生繁スト云、今野岡ニテ、三方ノ尾筋

ニ堀趾存セリ、

一 古城趾内山田村 旧仮屋ヨリ午方二十五町、今農家宅地

トナル、某氏ノ居城タルヲ詳ニセス、

一 小城大浦村、上段東西四十間、南北八十間、高サ二十間、旧仮屋ヨリ申方三里十九町

三十五間、今堀ヲ埋メ畠地トナル、某氏ノ居城タルヲ
詳ニセス、

一陣之尾大浦村、上段東西十六間、南
北七十四間、高サ二十五間、 旧仮屋ヨリ三里十八町

二十二間、往古陣場ニテ、今畠地トナル、

一上之城大浦村上段東西十八間、
南北廿六間、 下之城同所、上段東西十七間、
南北四十四間、高サ十間、

上下ノ間相隔クト一町許、旧仮屋ヨリ申方三里七町四

十八間、今畠地、由緒詳カナラス、

一小城同所、上段東西二十間、南
北二十間、高サ十六間、 旧仮屋ヨリ申方三里二十六

間、今畠地、由緒詳カナラス、

一八ヶ城同所、上段東西七十一間、南
北三十三間、高サ三十間、 旧仮屋ヨリ申方三里十

五町、某氏ノ居城ヲ詳ニセス、天文十四年島津忠良ノ

時、此城ニ合戦アリ、橋口孫兵衛ナル者敵ノ首級ヲ得

ル少カラス、終ニ戦死スト云々、

一陣之尾大浦村、上段東西三十二間、南
北三十六間、登リ十二町廿四間、 仮屋ヨリ申方四里

十二町二十一間、某氏陣ナルヲ詳ニセス、堀趾今ニ存

ス、南面ハ久志郷、北面ハ加世田ニテ、両郷境ノ大岡

ナリ、

一亂橋 旧仮屋ヨリ亥子方十一町廿八間、地頭所・益山・

宮原三村ノ境ナリ、古戦場ニテ、由来詳カナラス、此

地長屋川流通タルト云、今高堤ニテ通路トナル、

以上、加世田郷名勝志抄、

〔島津國史卷十〕

文明二年庚寅春正月八日、公有病、十四日、節山公如加

世田別府、視公病、公説、乃讓守護職、親授傳世重器、

摺御當家
始書云々、二十日、公薨別府、年六十八、闡維於加世田杉

本寺、建塔六角堂而供養焉、

〔町田氏元祖忠経譜中〕

元應二年庚申五月薩戸國八幡新田宮雜掌言上狀曰、為同

國加世田別府内村原名地頭大隅式部丞女子代、左エ門四

郎實名
不知 非嘗背國中平均先例、令違背惣領加世田別府地頭

御代官支配、去正和貳年・同六年兩年分不辨濟御神拜用

途、無謂事下略、

副進

一通加世田別府地頭御代官狀當別府内御神拜用途五分一村
原分被相延可貢進由事、卯月

廿三日、
正和二、

一通同別府地頭御代官狀同社神拜用途當別府致沙汰畢、於
村原分者、可致沙汰由事、正和六

十二年二月十一日、

右、上状中、大隅式部丞謂即忠経也、阿多郡加世田別府

村原名今曰村原村、在地頭館北、^(距カ)十五町餘當時忠経領村原地頭耳、

由是則至于成久之世住加世田者、蓋依祖宗食邑之遺地也、

且忠経女子即宗長妹忠継姉、而平賀三郎左之門之室也、

又村原村有時宗稱名院、(古カ)謂尚在葬地云々、

48「伊作家譜中」

(本文書八七六・一七八号文書ト同文ニツキ省略ス)

49「伊作家譜中」

(本文書八七七号文書ト同文ニツキ省略ス)

50「全」

(本文書八七八号文書ト同文ニツキ省略ス)

「全」

應永廿四年十一月二日、沙弥存忠判、伊作殿宛、嶋津庄

薩摩方、一所別府半分、外敷行、云々略、可被領地之状如件、

「國史」

寛正元年庚辰四月十六日、節山公以薩广州別府村河俣名

高倉門八段地為鹿兒島諫方大明神社領、加世田郷有川畑、村、高倉門屬焉、

51「旧記」

(本文書八二九・九六号文書ト同文ニツキ省略ス)

52「伊作家譜中」

薩广國谷山郡内三十町并村原等事、為料所云々、「加世田ニアリ」

應永七年二月十五日

陸奥守判

「元久」

伊作殿「勝久」

(本文書八「旧記雜録前編」二六四六号文書ノ抄ナルベシ)

「伊作大隅守久義譜中」

對南方別府某、有宿意之未散、故廻欲誅伐之籌策、發軍

勢不以時、正月元旦發於伊作、別府之内以稱「鶴塚」コト鶴塚之地構

一陣、未施帷幕、城裏之軍勢不移時尅發出來、而却而責

久義之陣、久義以無勢故不得進退、徒経数日而已、於茲

太守元久公使一价為制禁、故令開陣畢、又田布施二階堂

者久義之姉婿也、別府亦二階堂之為婿、是以今度不合力於久義、故久義發憤、欲報恨於二階堂、而告之於太守、太守亦慮後之有害也、應久義之請、且又太守構陣營於田布施、周圍攻責者太急也、二階堂不得防禦為降伏、向市來没落畢、委曲記元久公譜中者也、

〔肝付兼重傳〕

興國三年辛巳北朝曆應四年八月十五日、公親將禰寢兵等如伊集院、

攻助三郎忠國於平城、十六日、和泉相伴三郎保末・彌三

郎保三等來テ屬公師、入阿多郡、二十八日、保末・保三

及多田彦六等屬島津資忠師、戰于垣本城、在加世田別府却敵有

功、保三族人平九郎清元蒙創、〔本城ノ別府城ノコトカ、實地ニ問ヘシ〕地理志ニモ曆應四五年ノ間度ニ攻撃アリト即此文書ニ符合セリ、

53 高尾野出水氏文書

目安

薩摩國和泉相伴三郎保末申所々軍忠事

自去八月十六日、討入伊集院并阿多郡、致合戰、同廿八日、押寄加世田別府垣本城、及散々合戰、數輩之凶徒於

追返、令致忠節之條、島津七郎左エ門尉資忠御見知畢、猶以多田彦六為同所合戰之間、見知之者也、如此度々令致忠節之條、大将御存知之上者、給御證判、為備後證龜鏡、恐々言上如件、

曆應四年九月日

承了判 道鑑公御判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

一曆應四年九月日和泉枚彌三郎保三軍忠上申状略ス、

一全年同月禰寢又五郎清増・孫四郎重種・弥次郎清種軍

忠状略ス、〔宋ノカキ入〕以上ノ文書中、被寄于阿多郡・加世田別府等

之將、〔時カ〕於所々御合戰之間、致忠節訖云々トアリ、

〔國史貞久傳〕

曆應四年八月十五日、公攻伊集院助三郎〔圖書助改稱助三郎〕、忠國於

伊集院平城、祢寢清種・重種等有戰功、二十八日、公攻

加世田垣本城、七郎右エ門尉資忠・相保末・弥三郎保三、

莫祢圓也等有軍勞、〔垣本城蓋南方徒黨所拠〕

〔地頭系圖〕

川邊郡

加世田

市來備前守家廉初民部少輔、文明十八年十一月十五日鷹屋大明神札ニ見ヘタリ

平宗綱姓氏未考、享保四年十一月津貫邑八王子棟札ニ見ユ、

新納伊勢守康久入道一珪初右エ門佐、天文七年十二月加世田の城攻落し玉ひて後地頭職を賜ふ、

奈良原長門守日新公ニ仕へて天文十四年日州飢肥ニ戰死ナリ、

大寺大炊介永祿元戊午九月二十三日益山邑八幡へ寄進之内ニ当地頭トアリ

大野駿河守忠総永祿八年比、

稲富左京亮長秀永祿九年八月二十八日津貫村八王子棟札ニ見ゆ、

大田周防介忠譽周防守忠與トモ作ル、永祿十三年比、

平田安房助宗清入道清甫初新左エ門、元龜二年卯月七日淨福寺棟札ニ安房介平宗茂トアリ、

喜入撰津守季久

猿渡越中守信光初掃部兵エ尉、天正之初比、

本田因幡守親治天正八年三侯御陣列ニ御使衆とあり、

三原遠江守重秀入道昌安天正十年村原村山王權現棟札ニアリ、

本田刑部少輔宗親天正十二申九月石原寺棟札、同西十一月二十三日津貫村妙見棟札ニアリ

本田六右エ門正親三河守、初出水地頭也、

本田助左エ門親光後刑部左エ門、或親昌トモアリ、

本田下野守親貞入道三省文祿ヨリ慶長元年比、

本田甚兵エ慶長年間、

吉田美作守清存慶長の比地頭トアリ、

三原左エ門佐重種慶長十年野間宮棟札、亦八同十五年鷹屋宮棟札ニアリ、諸左エ門ト記す、

島津下野守久光元和四年ヨリ寛永八年迄、

喜入撰津守忠政寛永九年ヨリ同十六年迄、

三原左エ門佐重庸重饒トモ、寛永十六年三月ヨリ正保元年迄、

島津安藝守久雄寛永二十一年六月朔日ヨリ定、寛文十二年迄、寛文三年迄トモアリ、

町田勘解由忠代久則トモ、初久昌、忠貞、源六、源左エ門、後伊賀、二年任國老、寛文八年申二月一日、

島津市正忠廣年、初忠弘、大隅、主計、慶忠坊、寶壽院、萬山、寛文九年西五月二十八日ヨリ延寶八年十二月迄、或寛文七年ヨリ延寶七年迄トモ、

佐多豊前久達延寶八年申十二月二十七日ヨリ、或九年、寶永三年迄、

島津圖書久方寶永四年トモ、或五年、亥十月八日ヨリ享保三年迄、

〔名勝志〕

野間山權現笠狹御崎の巔に鎮坐、即赤生木村なり、一社に両殿を

安置し東宮・西宮と云ふ、勸請年歴詳かならず、東宮二

坐、伊弉諾尊・伊弉册尊、西宮三坐、娘媽神女、左右千里眼、正祭正

月廿日、神官本田親盈所記神社考に、野間權現祭神六坐、

東宮瓊々杵尊・鹿葦津姬、西宮火闌降命・火々出見尊・

火明命、其後娘媽國の婦人流れ來りて當社に會祭す、よて野間權現と号すと云々、今謹て按するに、天津彦々火瓊々杵尊日向高千穗峯に天降りし、吾田長屋笠狹御崎に至り住給ひ、鹿葦津姫をめして妃となし給ふ事、神代巻に見へ侍れハ、こゝに此二神を祭神となすといふ説據ところなきにもあらず、然れとも社司及び代宮司・別當寺等の傳ふる所とたかへり、西宮に火闌降命・火々出見尊・火明命を祭り、後娘媽の婦人を會祭すと云ふ説おほつかなし、今神體を拜するに、西宮ハまさしく天妃の像と千里眼・順風耳にして、彼の三神の體にあらず、神ハ體顯ハささるをもて神とし、其妙用測るへからすとはいへとも、東宮に二神の像を安し、西宮に三神の像を置さること心得かたし、再考すへし、されハもとより一社ありしに、天妃を此嶽に祭り社殿を建るに及て東西を分ちて東宮・西宮とよひ、神號を野間山權現といふなるへし、天妃の事ハ、宝永中肥州長崎高玄岱撰する所の碑銘及び近頃一瓢軒怨柳贈る所の略縁起に委し、よて爰に略す、一華表ハ片浦・赤生木両村の境に建、二華表に至ること一里餘、二華表ハ三の華表をさること凡六町餘、三の華表

ハ本社の前にあり、本地堂阿弥陀を安す、新佛、二華表の外に安す、側に別當籠所あり、古へ東西宮殿を別にして、東宮ハ天文廿三年九月、西宮ハ永祿十年九月、梅岳公再興し給ひ、小社といへとも神殿の美麗他社に異なりしに、一旦大風の為に廢し、姑く假殿を建て東西の両宮を一社に安すと云ふ、梅岳公以來代々の邦君崇敬厚く、正祭にハ毎歳番頭役のものをして代拜をなさしめ、地頭假屋の庭上におひて神幣を勧請し、旧式の祭祀あり、宝曆六年六月愛染院住僧著す所の由緒記を按するに、梅岳公の加世田城を攻るや誓願の旨あり、よて別當寺愛染院を再興し、御嶽に參詣し給ひ二華表に至り給ふに、守護不入山といふ扁額あり、公奇異に思ひ即ち引返し給ひ、神幣を庭上に勧請して祭祀をなさしめ、はからすも緑林の害をまぬかれ給ふ、實に天文九年正月廿日なり、公逝し給ひて後も、正祭にハ神幣を守下り庭上に勧請して祭祀ありしに、家作をこほち除しめ給ひしに、よて、地頭假屋の庭上に神幣を勧請して、今 社司 鮫島三太夫、代宮司 宮原大助、別當寺を愛染院といふ、

野間山大権現略縁記

〔名勝志〕

抑薩摩の國野間山といへるは大悲の靈場也、往古唐土福建の南海に甫田といふところあり、此浦の漁家林氏の娘生れて靈異あり、十餘歳にして、我ハ是海神か化身なり、

海洋に入て往来の船を守護すへしとて、忽海水に没死す、則甫田に廟社を建て、船神と是を崇祭りて今にあり、時に大明の天子より天妃姥媽の諡号を賜り、則觀世音菩薩の化身として唐土の諸船甚尊敬し奉ぬ、其海洋に没せし尊骸ハ、流れて薩州の海邊に寄來れるを取あげ、則山上に葬奉り畢ぬ、其後種々靈異の事とも有て、往来の船の諸願を叶へ給り、仍て長崎往来唐船も洋中にて初て此靈山を見れハ、紙錢を焼、金鼓をならして拜祭せり、是よりして此山を野間山権現と号せり、野間の和訓ハこれ娘媽の唐韻の轉語なり、又長崎の津外七里南に野母といへる浦里あり、高山の麓に寺あり、本尊一體御長七尺、行基菩薩の作にて、元亨釋書にいへる日御崎觀世音これなり、此高山の下を日の御崎といふ、唐船も又是を遙拜す、野間と野母の通音にて、殊にいつれも觀世音の靈地なればなり、皆姥媽の轉韻なり、故に野間・野母の両山とも唐土の人ハ天堂山と号し奉りぬ、

右ハ崎陽西川先生の文にして、則是を長崎夜話艸と題し五卷の草紙にしてありしを、予乞求め、ひしてつれなくなる雨夜の折にひとり寢の友と詠めしに、如何し

て洩なん、薩陽の聖師娘媽の卷計りを寫しくれよとせ
ちに乞給ふによりて、求に應し侍る、

于時天明六稔丙午仲冬二日

崎山人一瓢軒如柳^⑧

「名勝志」

鷹屋大明神 宮原村に鎮坐す、地頭假屋の亥方十九町、

祭神三坐、本殿に彦火々出見尊、東宮火闌降命、西宮火明命、正祭九月九日、初め内山田村竹屋

郷に鎮坐ありしを此所に迁坐したりといひ傳ふ、慶長十

五年六月十四日再興あり、其棟札裏に應保元年十月七日

造立畢と見へたり、應保ハ人皇七十八代二條院の年号な

り、此時初て社殿を草創したるにや、また今の地に迁し

たるにや、詳かならず、竹屋ハ神代卷に所謂三神降誕の

地なる故に、三神をもて勧請したるなるへし、今に本社

の午方二里許に竹屋郷といふ嶽あり、絶頂に二畦許りの

平地ありて、邑人宮趾なりと云ひ傳ふ、鷹屋ハ竹屋の同訓にて通し用ゆといへり、

是を加世田の惣鎮守とす、

「名勝志」^⑧

○竹屋大明神社今作鷹屋、竹屋郷より子方二里許に在り、○加世トホケ郷總鎮守とす、蓋原処竹か尾ハ郷の人家より遠遷、

物語トに便よからざるを以て此地に遷坐ツケテなし奉りしならむ、奉祀本殿火々出見尊 東宮火

スソリ 蘭降命 西宮火明命、例祭九月九日、

此神社旧モトは同所内山田村の竹屋郷タカヤササトの竹ヶ尾タケケヲに在り、當

社の棟札曰應保元年十月七日造早とあるハ遷宮の時欬、

又ハ修覆の事にや、詳ならず、應保ハ七八代二、条天皇の年号なり、

「名勝志」

八幡八幡宮 益山村に鎮坐、地頭假屋を距ること子方凡

十五町餘、人皇七十三代堀川院御宇康和二年、池田某・

藤宮某石清水八幡を守り下り、益山村中村といふ所に勸

請すといひ傳ふ、正祭九月九日、其後貞永以來屢再興ありて、文

明十年今の所に迁坐し、永祿六年梅岳公再興し給ひ、崇

敬厚く、金欄の旗・歌仙の額を寄進し給ふ、安永八年己

亥の歳、公命ありて社頭拜殿を造替し給ひ、戸帳・鐘緒

及び扁額を寄進し給ふ、社司江田左膳、別當寺八幡山滿

德寺眞光院眞言宗今泉寺の末寺、開基年月詳かならず、開山日證法

印なり、

「名勝志」

諏訪大明神 益山村にあり、八幡八幡宮の子方なり、地

頭假屋を距ること二十三町餘、祭神信州諏訪社に同じ、

正祭七月廿四日、勸請年月詳かならず、社記を按するに、天文七年

戊戌十二月十八日、梅岳公加世田城を攻んとして田布施

筒鳴より萬之瀬川を渡り給ひ、別當道中軒に陣を構へ給

ふ、時に加世田の軍勢相働き、既に難儀に及び給ひし時、

住僧宥鑑法印社内に隠し奉る、敵兵公を尋求めしに、社

中より鳩一羽飛出けれハ、敵兵外を尋ね去て、御運をひ

らかれし所なり、よて同年十二月廿九日加世田を隨へ給

ひて、翌年道中軒を再興し、本尊薬師如来を安置し、田

三町を寄附し、諏訪社を崇敬し給ふと云々、爾來屢再興

ありて、近頃天明元年辛丑の歳邦君再興し給ひ、戸帳・

大鼓其外神前の器物を寄進し崇敬厚しといふ、道中軒ハ、

其後大中公位牌を安置して、今ハ諏訪山大中庵といふ、

「地理纂考」

武田神社武田村 島津相模守忠良の靈を奉祀す、例祭十二

月十三日なり、此地日新寺と号して忠良の神位を納め、

墓所も其境内にありしを、去し巳歳寺を廢して神社を建立し、地名に因て武田神社と號す、忠良ハ伊作又四郎善久嫡子にて、明應元年壬子九月廿三日誕生す、始伊作城イサクノクに在りて、當郷及日置・永吉・伊集院等の内乱を静め、後に當郷加世田の城に移り、永祿十一戊辰十二月十三日卒す、忠良天資仁明英叡にして能社稷を有ち、徳化四方に溢れ、人民悉く服歸す、故に今に至りて尊信する事甚し、亦忠良侍臣に井尻神力坊と稱する修驗あり、主命を蒙り、國家安全祈禱の爲六十六國を廻歴し、忠良卒後八年を経て天正三年に歸國し、十二月廿七日に殉死す、其墓境内にあり、神力坊殉死の時、沙門の身なれハ劍に伏して死すヘからずとて、高樹に登り巖石の上に逆に落ち、頭を割て死しといふ。

〔地理纂考〕

福壽神社武田村 祭神詳ならず、本丸の内にあり、天文十三年、忠良父子の建立なり、

稻荷神社武田村 治所の跡にあり、忠良建立なりといふ、

八幡神社益山村 祭神山城國男山八幡に同じ、例祭九月九日なり、當社ハ、康和二年に池田某・藤宮某兩人山城國男山八幡の神靈を護下りて當村の内中村ウチノナカに創建せしを、文明十年今の地に移し、其後相模守忠良深く崇敬し、永祿六年重建し、安永八年、亦國守重豪拜殿を改建すといふ、

〔地理纂考〕

諏方神社益山村 奉祀建御名方命・事代主命、例祭七月廿四日、創建の年月詳ならず、社記曰、天文七年戊戌十二月十八日、相模守忠良加世田城を攻めんとして當社の別當寺道仲軒に陳す、忠良の軍戦て利あらず、危に依て住僧宥鑑忠良を社内ウチノに匿す、敵兵尋來りて社内を搜り求るに、双鳩飛出つ、敵兵人なしと思ひ、遂に危を免る、同年十二月廿九日加世田を平定せし後、當社を再興し、神田若干を寄附すといふ、

〔地理纂考〕

鷹屋神社宮原村

奉祀彦火々出見尊 火關ホスノリ降命 火明命 例祭九月九日

當社ハ始内山田村なる竹屋ケ尾の麓にありしを、後此地に遷宮ウツシマツリて一郷の総社なり、慶長十五年六月十四日再興の棟札ありて、其表に應保元年十月七日造立畢とあるを思

へハ、此時ハヤ既ハヤく此地に遷坐ありしなり、此外に建治三年・

正和四年・正中四年・文明八年に重建の棟札あり、此外朽文字詳ならずるか許多あり、さて此地を宮原と云に就て、瓊々杵尊の笠狭

宮の遺址とし、或ハ當社の後の山を彦火々出見尊の山陵なりといへる土人の傳説ハ云に足らず、高屋山陵ハ大隅

國始羅郡溝邊郷なる事彼卷に詳なり、又宮原とハ往古遷

坐ありし後の名なり、土人の一説に、當社ハ往古竹屋の山下に鎮坐ありて、野間神社の神事に毎年野間の神本ママ、興竹屋に臨幸ありしを、其路遠きか故に宮原村に遷坐ありしといふ、宮原より竹屋まで凡二里なり、

「地理纂考」

山神祠唐人原村 奉祀大山祇命、内山田村の条にいへる大山

津見神社是なり、建立の年月詳ならず、

「地理纂考」

磯間神社大浦村 磯間山の巔上にあり、祀神かつ創建年月

詳ならず、例祭九月十九⑧日なり、此山急峻にして登路甚た危険なり、絶頂ハ層巖突起して當郷の一奇景なり、古來靈驗著く、土人今に尊信する者多し、

野間神社片浦村

奉祀 瓊々杵尊 木花開耶姫命 彦火々出見尊

火關ホスノリ降命 火明ホアカリ命

野間嶽の東南八分目にあり、始ハ嶽の絶頂に鎮坐ありしを、西南の大洋に臨める高山にて、神社風の為クラに倒る、

事屢なりしに因り、文政十三年庚寅十二月七日、今の地に遷坐ありしなり、そもく此嶽ハ、神代記一書⑧記に遂登

長屋之竹島タカシマ云とある竹島なる事疑なけれハ、竹ハ高の假字なり、即皇孫登臨の靈地にて、古来よりの神社なる事を察シへ

し、委しくハ下に云ふへし、相模守忠良殊に崇敬ありて、或日詣て、

第二鳥居に到る、時に扁額に守護不入山の五字を記して

鳥居に掛たり、アヤシ異ミテて直に其地より還り、神幣を庭上に

立て遙拜す、此時同國鹿籠コの賊兵コエチサカいまた降らず、忠良の社參を聞、是を襲ハむとて越路坂コエチサカの難所に兵を伏せ歸路

を待、此坂大浦村にて、當社へ詣る中途なり、此日忠良の臣宮原佐渡當社の神事

に就て赴きけるに、伏兵起りて佐渡と戦ふ、されと忠良野間より既に飯りし後なるを知り、賊徒兵を収めて退く、時に天文九年正月十九日なり、忠良危難を免れしかハ、是より佳例となりて、毎年祭日庭上に神幣を立祭祀を行へり、今に至り地頭館の庭上にて舊式を行ふ、當社の例祭正月十九日より廿日まで両日にて、毎年國主の代参あり、神人等一七日前へより別火潔齋していと嚴重なり、加神社まで六里二町余なれハ、神官ハ更なり、神事に關れる人々十八日の晨より彼方へ赴く、野間嶽の麓片浦なる宮原某當社の祀官にて、其夜神官以下農夫に至るまで神事に關れるハ皆此家に宿るを旧例とす、上下数百人なり、かくて十九日明るを待て嶽に登る、社頭まで凡一里、其登路極めて險難なり、偕祭祀終り、神輿を奉して山を下る、神輿世の常とハ異にして杉の廻り三尺許なるを長一間三尺許に伐り、清く皮を去りて頭に三尺許榔方言の小枝を葛蔓以テ卷附たり、農夫等數百人代るく是を奉し、神官前後に供奉す、終夜斯の如くにして、廿日の明方に宮原村鷹屋神社に神輿を駐む、此所にて神官等更に齋戒沐浴す、社頭より是まで五里余、是より又地頭館まで一里許りなり、かくて午刻許り地頭館に至る、神輿にハ大きな朱の傘をさし掛け、神官ハ更なり、其外餘多の人前後に供奉す、見物の徒夥し、庭上に舞臺を構へ、又其西の端に白沙を高四尺許廻三間許築立たり、さて舞臺の中央に神輿を卸して神樂を奏する事時を移す、既にして神輿を白沙の上に居り神官等休息す、神官の外神事に關れるハ代参を始め皆素袍烏帽子なり、舞臺の南の方に贊棚を設け、種々の牲を供ふ、其外の神供横山の如し、さて再神樂を奏する事始の如くして、神官等神輿を奉し舞臺を退けハ、農夫等はを守護して福壽神社の社頭に納む、毎年祭祀の大概かくの如し、

〔名勝考〕

○野間權現祠 即野間嶽の絶頂に在り、
○例祭正月廿日

東宮二座、伊弉諾尊・伊弉冉尊、其木像、長七寸餘、西宮五座、

瓊々杵尊・木花開耶姬・火々出見尊・火闌降命・火明

命、并木像、東宮ハ天文廿三年九月、西宮ハ永祿十年九月、共に梅岳公再建し玉ひ、大に莊飾を窮む、自後風雨に破壊し、今東西

兩宮を合せ一字とす、且云、西宮に娘媽婦人を會祭すと地理志に見へたり、蓋亦梅岳公に始れるか、殆故実を失へり、

毎歲正月廿日、此神宮と竹屋廟に事あり、太守公親祭、

遣言、其崇敬知るへし、社司鯨島某、昔時ハ此地守護不入の山也、史曰、梅岳公加世田城を攻玉ふ時此嶽に謁

せんとし、二鳥居に至り守護不入山てふ榜示を見玉ひ、

引返して神幣を庭上に勸請し祭祀を行はせ、ゆくりな

⑤縁く縁林の害を免かれ玉へり、時に天文九年正月廿日也、

此よりして今地頭館の庭上に祭幣神櫛を奉來て、當時

の旧式を修行して今に至れりとぞ、○俗説に、此嶽を

昔は笠沙野嶽といひしを、娘媽女を祭りしより野間嶽

と呼り、娘媽と野間と音相近きか故なりといふハ附會

の事なり、野間てふ地名ハ他所にも數多あり、續紀天

平神護二年四月の條に、伊豫國久米郡伊豫神・野間郡

野間神并授從五位下、神戶各二本今マ、一祠と旧くハ見へ、近く

八尾張の野間の内海、出水郡に野間原てふ処あるかこ

ときにても察るへし、況や娘媽堂ハ別に山の中領に在

るにおひてをや、

「名勝考」

○娘媽堂野間嶽の半服山中に在り、梅岳公創建にて、娘媽堂の扁額を來至于今七八世なり、○凡唐船長壽に來朝する者必ず野間嶽を以て方位を取り、且娘媽を望祭し、年々賽報銀を當地に致し獻る、寺僧愛染院之を取納す、遂に山上の神廟を以て娘媽婦人か財を得に如すとおもふは妖僧の辭にして、漢季の時勢なり、

娘媽堂碑元長を省き録す、按に、天妃を娘媽といふものハ明王の追號なり、

天后娘媽閩興化(縣)莆田縣人也、始祖唐太子詹事上柱

国林(號)破公生子九人、俱賢、憲宗時各授州刺史、號九林

林氏曾祖保吉公、乃郡州刺史(郡)蘆公六世孫、州牧園公子

也、五代周顯德中為統軍兵馬使、時劉宗自立為北漢、

周世宗命都檢點趙匡胤、督戰於高平山、保吉與有功焉、

後棄官隱於莆之渭州嶼、保吉公子字、承襲世勳為福建

總官、孚子惟慤諱愿、為都巡官、即后父也、而郡州刺

史蘆公九世孫女也、娶王氏、生男一名洪毅・女六、后

其第六乳也、二人陰隲施濟、敬祀觀音大士、願得哲胤

為宗支、夢大士告之曰、尔家世敦善行、上帝式佑、乃

出丸藥示之云、服此当得慈濟之貺、既寤、歆然如有所

感、遂妊、二人私喜曰、天必賜我賢嗣矣、越次年宋大

祖建隆元年庚申三月廿三日、方夕見一道紅光、從西射

室中云々、俄而王氏腹震、即誕后云々、雍熙四年丁亥、

后年二十九、秋九月八日云々、登高預別衆以為登臨遠

眺、不知其將仙也、次晨后焚香誦經早、偕諸姉(トセ)以行、

后獨經上涓峯高處、衆莫隨之、恍聞空中絲管直徹鈞天

之奏、恰乘翱翔鳳翼、靄々于蒼旻、衆咸歎歎驚嘆、但

見雲端之内徘徊、俯視若隱若現、忽彩雲布合、不可復

見、嗣後雲吳、鄉人或見諸山岩水洞、或得之升降處、

跌坐常福庇於民里、里人敬之畏之、相率立祠祀焉、号

曰通玄靈女、今以重九日係后昇天(號)期、后嘗化靈

光、降伏順風耳・千里眼二將、次伏羲公為總管、三伏

嘉應嘉祐別(號)為水闕仙班一十八位内、凡人值危厄時、

披髮虔請求救、悉得默祐云、(號)寶永三年丙戌臘月日、

肥長崎後学高玄岱謹撰、

○雅拙一貫稟載、登娘媽山、讀高玄岱撰碑、天妃詎不

虞、應化莫虛年、父乃林惟慤州斯閩莆田、雲懸慧日、

去海遂華艚連曳杖誦公碑、無雄滅太玄、

按、玄岱碑文俗傳(傳)、諺を採摭す、丘文莊の碑に不如も

の千萬也、五雜俎云、一云、天妃是莆田林氏女生、而靈吳知人禍福、故没而為神、余攷、林氏生宋哲宗時、而海之有神則自古已然、豈至元祐後而始有耶、姑筆以存疑云、此說善し、其辨ハ南嶋考の所にいへり、

〔地理纂考〕

田中神社片浦村 野間嶽の北麓に在り、絶頂を距る事一里許、水田の間にあり、猿田彦大神を奉祀す、例祭八月十五日・九月九日両度なり、野間神社の別火所にて、毎歳八月朔日より十月朔日迄社司當社に籠り、齋戒して野間神社の神供を調ふ、是往古よりの例なり、

〔名勝志〕

笠狭御崎 片浦村・赤生木村両邑に跨り、辰巳を赤生木村、亥子を片浦村といふ、周廻詳かならず、野間嶽といふ、片浦の人家を出て巔に至る行程凡一里、地頭假屋を距ること西戌方五里十七町餘、地神三代瓊々杵尊日向襲之高千穂峯に天降りして、しつまり給ふべき所をもとめられしに、事勝國勝といふ神参りて、吾居たる吾田長屋

笠狭の御崎なんよろしかるへしと申て、此所に到りすみ給ひけりと神代巻に見えたり、能因法師か歌枕に薩摩國名所かさし野といふあり、今按するに、かさ、をかさしと傳寫の誤れるなるへし、絶頂に娘媽権現社を安置す、ゆへに今是を野間嶽といふといへり、野間ハ娘媽の唐音の語なり、

沖は夜立月はかさ、の御崎かな

南曉

〔地理纂考〕

笠狭崎 即野間岬なり、此地高千穂山の西三十余里にて薩摩國の西の果なる事前に云る、如し、さて神代紀に所謂吾田長屋ハ當郷長永山にて、武田・小湊・津貫の三村に跨り、東西三里余、南北四里余にて、其南の果より野間嶽の裾までハ一里許り海岸なれと、猶東の尾筋ハ續きたり、長永山ハ長屋の条にいへり、さて此野間嶽の西南の山下に遠く海中に差出たる岬を俗に野間岬と云、此地彼数十里連れる吹上の南の極トなり、彼長永山・野間岳及野間岬等の諸處實地を踏て書紀の趣と参考するに、長屋ハ長永山、竹島ハ野間嶽にて、笠狭岬ハ野間岬なる事更に疑ひなし、其ハ神代紀に、ソシノナクニヒタツクニニトホリ 磐穴之空國自頓丘窺國行去、到於吾田長屋笠

狭之碕矣云々、又到于吾田笠狭之碕、遂登長屋之竹島とあるに割符を合するか如くなれハなり、さて笠狭ハ名義一重沙の約りにて、即吹上を云るなり、加世田の郷名も同語にて、サハセに通ひ、タハサと横に通へり、又神代紀に木花開耶姫命の一名を鹿葦津姫命カシツとあるも同語にて、カシのシハサに通ひ、ツハタに通へるを再轉してサなれば、是も笠狭姫なるを思ふへし、此神の又の名を吾田津アタツ姫とあるハ此地吾田國なるか故にて、俱に地名を以て稱へしなり、後世鹿葦の字をシカアシト訓ハ訛れり、カシと訓へし、又カシツのツを助辭と思ふべからず、そもく此吹上の地西北を受たる海岸ツ、ミにして、大洋より吹上る眞砂積りくして数十里の海岸堤を築けるか如く、其高数百間、其幅数十丈なり、さて此吹上より野間背ハ南の最果イヤダテなれハ、笠狭岬とあるに能く符カサへり、今も年々に白砂重りて高きを増し、其色積雪の如く、老松是か為に埋れ小松に似たり、中にも加世田・阿多・田布施等の三ヶ郷殊に白沙丘陵をなせり、是にて笠狭の名義を悟るへし、事古記傳に笠沙之御前名義未考得ずとあるハ實地に暗事古けれハなり、一度踏見る時ハ誰かハ思ひ得さらむ、書紀通證に笠狭御碕在日向宮崎とあるハ無稽の妄説なり、

「地理纂考」

竹島 今俗野間嶽といふ、此嶽片浦・赤生木両村に跨り、北の一面のミ陸地に接して、其餘の三方ハ大海に臨めり、登路一里余にて、此嶽の西南の海岸の背ハナ遠く海中に差出て波浪殊に荒く、舟人の畏る、所なり、俗に野間岬といふ、此地高千穂山より西南に丁アタり三十余里、薩摩國の西の果にて、神代紀に所謂笠狭岬なる事疑なし、此嶽長屋と笠狭碕との間に、神代紀に、到于吾田笠狭之御碕、遂登長屋之竹島とあるに能く符合せり、竹ハ高の借字なる事ハ既に云り、又此嶽に瓊々杵尊イツキを齋祭る古き神社あるハ、上章にいへる如く皇孫登臨の神蹟なる一證とするにたれり、此嶽を除てハ此あたりに竹島と云へる島も山も更にある事なし、さて此嶽海中にもあらざるを島とハいかにといふに、一村にまれ一郷にまれ一方限取締れる地をいへるなり、國号考に、島とハ此方にてハ周廻に界限カキリのありて一區なる域をいふ名なり、本ハ必ず海のミならず、國中にて山川などの環れる地にも云りとあるか如し、さて島とハ締の義なり、締のりを略て島とのミ云へる、例ハ武烈天皇紀に云々、

「名勝考」

○竹島タカシマ ○榎羽島エノト 亦云假度島カセド 此二島片浦の港口を遮護サヘマモルもの、如し、まつ島にうちおとろかすおいのしら波、按、皇孫登長屋之竹島とあれハ、此邊をむかしハ竹島とはいへらすや、後に片浦でふ浦の名出來て、竹島ハ没れて一小島の名となす、りけんもしるへからす、

「加世田名勝調」

一 橋島根廻五町四十間
高六拾間余

右橋島は同所湊口二町四拾間計にあり、松雜樹生茂り、南の下少し眞砂濱あり、

「名勝考」

○笠狭之碕カサノサキ書紀ニ古事記ニ作笠沙御前

書紀、皇孫瓊々杵尊、膂肉ツシ、ノム之空國自頓丘タケノコ覓國行去、到於吾田長屋笠狭之碕矣、又曰、立於浮渚ウキシマ在平處、乃召國王事勝國勝長狹而訪之、對曰、是有國也、取捨隨勅云々、此襲之高千穂峯より巡幸して加世田の御碕に戻しますまての文にて、其御道ハ今の諸縣郡にかゝり玉ふには、華岡邑に皇孫駐蹕の迹として當座大明神と齋奉ると云傳ふるハ此時の事なるにや、蓋彼是と廣く國處を巡覽しつゝ、

その途すからにハ浮渚と瀦沼の處も多かりしならん、又

長狹神ハ即吾田國主なり、吾田とは長狹か主張せる私田

といふ義にて、因て皇孫の勅の隨其地を獻らんと申ける

この長狹ハ穎娃枚聞神社の地を賜り、後に火々出見尊に

海宮の指導を授奉りける、其時に塩土翁老とあるハ、長

狹の齡もいと年長てし程に、自老翁と號しならん、又長

狹とは長田狹田の廣狹をもて稱し欵、伊勢の狹長田・安房の長

「名勝考」

○長屋ハ蓋今の長永山といふ是なり、この山は同所大浦

村にて、長延たる高山なるか、加世田の御崎に横り、辰

巳の方ハ穎娃の枚聞嶽など見えて、故あるへき地方なり、

さてこの長永とは、旧長屋を長江と訛り、通る音ナリ、や

かて長永とも書なし、今は字音に轉り呼こと、おもはる

なり、此山ハ笠崎之崎に横り、同し所なるをもて長屋の

笠狹とハ稱しなるへし、仮令ハ襲之高千穂峯などの例に

て、今の俗に加世田の吹上といふか如し、

「名勝考」

○竹屋郷内山田村 薩摩風土記○和名鈔作鷹屋、所謂笠狭宮の舊蹟也、距竹屋大明神社午方二里許に在り、此處川邊郡山田郷下、山田の界とす、

地志略曰、竹屋郷古跡は絶頂に二畦許の地ありて、上古柱口の石三、小石多く有之、山田郷にて竹ヶ尾と唱ふ、是を王子大明神と申すと云々、今按に、尾とは丘の事に

て、猶竹屋の岡といへるにひとし、今見に一の山岡にて、其巔潤二畦許平地ありて、竹屋大明神の宮跡といへり、この竹ヶ尾は蓋無戸室を宮られし^{ツク}壇墟なるへし^{ツク}△さて

竹屋郷といへるは此尾の麓の裳敷野と称る地にて、是^笠狭宮皇居の址ならん、この裳敷野は竹ヶ尾より亥方十町許にて、平くたる廣所なり、里人上舞敷野・下舞敷野といふ、舞敷ハ裳敷の訛なるへし、

上古神社ありし時神人等か宅地の跡といふ處もあり、此より丑寅に丁り鳥居口と云崑の字あり、竹屋神社ありし

時の鳥居跡なり、又竹ヶ尾の山下五六十間許り竹林あり、是皇子の躰ノ帯を截し^{キリ}竹刀を棄し竹林の遺蹟也、此竹ハ今竹とも笛竹とも呼ぶ物なり、其長二丈許、圍二三寸、節間尺餘、藩人植て牆屏に換へ、或は舟子山伐の輩索と為し、又火繩に造る、其制頗る多し、根鞭行せず、其筍薑芽の如く叢生して、母子敢て散す、挿ハ能活く、漢名の義竹・孝竹などいふ屬なり、又船渡せし筆竹といふものは殊に九州稀に有るのミなり、爰埃隨筆曰、薩隅に竹數種ある云々、一種キンメイチクトいふ有、他國にて見す、太五六寸、節の間長く、中の菓細く叢生す、尤柔也、國人此竹を四枚に裂て皮なる方をとり、綯て網とし、船

毎に貯ふ、能水に堪て強し、故に諸國の湊に日薩の船懸りぬれハ、他國船は其を除て舟懸りす、彼竹網と此方の芋網海中にて摺る時は、是か為に芋網切るゆゑなりとかや、そもく此地は、皇孫瓊々杵尊笠沙御前に

戻止まし、時、宮柱太知立て御坐ましける皇宮の墟なるへし、今にも宮里・宮原又京之峯などいふは、その遺称を存せるならん、能因哥枕にかさ、野とあるはこ、の事にて、印本にかさしと誤れりといへり、さて是より野間

嶽は申西に丁りぬ、古事記曰、眞木通笠沙之御前而詔之、マキトホリカサ、ノミキサハハク、コバ、ハハルアサヒノタカサスキニ、ユウヒ、ヒテルクニナリ、カレコ、ソイトキトコロノリ、此地者朝日之直刺國、夕日之日照國也、故此地甚吉地詔而、ソコツイハネ、ミヤハシラアト、於底津石根宮柱布斗斯理、タカアハラヒキタカシ於高天原冰椽多迦斯理而坐也、マシクキ○通證引大洲記曰、瓊々杵尊天降於日向襲之高千穗峯、此為守邊要之地、古事記曰、天降坐于筑紫日向、詔曰、此地者向韓國、是以上世置太宰府、所以成邊寇也、今按、開國之初其所尤重在此、故定都於筑紫、蓋追諸尊祓除之蹤、依三女降后之基也、文德実録曰、太宰府者西極之大壤中國之領袖也、自古於今以為重鎮、可謂諸蕃之輻輳中外之開門者也、三代実録曰、鎮西者是朕之外朝也、千里合符一方寄重云々、皇孫之笠狭宮に君臨し玉ひ、高知於上天、太立於下地、以て馭天下の義、於是觀るへく、而是後高城千臺の地に遷幸坐ませしならん、又書紀曰、

木花開耶姫カサヤヒメウツクシメ恨、乃作無戸室ウツクシム云々、即放火烧室、又曰、

三皇降誕時、以竹刀截ツク其兒△臍帶ホソナガ、其所棄竹刀終成

竹林、故號其地曰竹屋、然則此地ハ是彦火々出現尊以下

岳降之地、而其故址に神祠を立て王子大明神ミコト申せし事、

言を疾すして明也、薩摩風土記曰、皇孫薩摩國關駝郡竹

屋村に移て生二皇子、時將彼所之竹作刀切臍緒、其竹今

猶存、○宗因曰、凡出產之初、定衣服色、謂之勘取、竹

刀男女吳制、檜桶大小二納胞衣、卜方位埋之、詳見產勘

文、皆自斯地出の故事なり、為賢哥トモに、いかなれハその

玄櫛の色変て緑の竹と生始めけん、後漢書引華陽國志云、竹王

王阿竹林是也、○五雜俎云、松滋縣南九十里有竹泉、宋政和初有僧、書

浚井得竹筆、忽成竹、此遇相似たる事、乃後世にも猶聞えしなり、書

紀又曰、是時皇子誕生、因以卜定田號曰狹名田、以其田

稻釀天甜酒嘗之、又曰、用淳浪田稻為飯嘗之云々、狹名

田ハ後眞名田と見え、淳浪田沼名田ナメとなや、并に名田

の称なり、猶霧嶋の所にいふへし、後加世田・阿田・田

廬・山田ミなど此あたりも地名に田もて称る多し、阿多の中

勢大神宮御貢所の田あり、又田布施に京田といふ字あり、安閑紀、屯倉

などの遺蹟にや、卜定田とハ為卜而取稻、大嘗會時國郡卜定起於此、延

喜式大嘗會式、令所司卜定悠紀主基國郡、又卜定田及齋場雑色人、甜酒

大嘗會三云フ多明酒にて、酒食以嘗之するハ、後世天子誕生、三日夕天

皇設宴賜物群臣、七日夕皇后設宴賜物後宮、大臣以下相次獻饌、称之養

産、紫式部日記に載す、拾遺集産屋の七夜に、君かへむ八百万世を数ふ

れハかつく、今日そ七日なりける、後世五十日百日の賀に餅を作り

児に踐しむる、この風俗皆此より始れる、神代の遺習なりといへり、蓋

竹ヶ尾てふ山岡ハ宮戸室の墟ならんと考ハ、其宮戸室

に火を放て焚るとあれハ、皇居よりハ別所なるへけれハ

也、○又この加世田・阿多なる地ハ、青人艸の他土ヨソノカハに冥

て最多に蕃殖か故に、都府に出仕ふもの十に七八までハ

皆そか産ウツクシなり、又女紅も他土に勝れて布帛を手作り織出

せり、延喜式に薩摩國調布四丁成端とあるなど、上りし

世よりの俗と聞したり、藤原惺窩の歌に木花開耶姫を詠

奉る、さきたつる▽波の△あやもておる機の手玉もゆ

らの色になるてふ、

「名勝考」

○野間嶽ノノ同所片浦村・赤生木村両邑に跨る、辰巳を赤生木、亥子を片

村あり、是を、野間原といふ、高下を紆折る、其野間

府坤位十五里餘

此嶽は西海道の極尽にして、西根は大瀨より直立し、山

上に居て下を臨見れハ、魂已に千仞の海底に落るかこと

し、國柱嘗てこの絶頂を窮め、領を引て觀眺するもの屢

なり、西方唯滄溟雲波淼漫たるを望ミ、遇快晴の日、鶉

路・草垣クサカキあるハ鷹島タカシマ申木シノキ郷郷の洲嶼シマ彈丸黒子の如く、海舶

の迭タカヒに往來するハ宛も胡蝶の花間に戯れ飛トビに似たり、而

大明夕陽に薄セマり紅霞の中に春ウズクく時、紺青なす山の形隱頭

動揺するを見る、然とも日光炫耀眼を留めかたし、里人

云、彼ハ此西土モロコシなりと、果して然ることを知るへからず

といへとも、景物の雄觀こゝに過たるはあらし、宋の蘇

子瞻か閑蒸亭詩に、危亭在山腹 物景行自變 此樂只自

知 傍人任嫌懶、といへるもおもひ出ぬ、書紀に、皇孫

至于吾田笠狭之御崎、遂登長屋之竹島、乃巡覽其地者、

とある竹島とハ此野間嶽の事欵ノボリ、登ノボリまし、といふにて知

りぬ、又古事記に、於是詔之コノリクマハク、此地者向韓國カカクニ云々なども

當時の実景にして、山上の宮に伊弉諾・伊弉冉二神を祭

りしも蓋皇孫の時に始りけんとおほえて、いかにも殊勝

なる名區なり、

〔旧藩史官調〕

野間野

右御牧被召立候年間相知不申候得共、天文十年之比ヨリ

天正之始迄御馬追御名代相勤候由、加世田士春成氏由緒

書之内ニ相見得申候、

〔名勝志〕

神渡 野間山の南赤生木の海濱にあり、昔時娘媽神女の

尊體流れて来り着たる所と云ふ、近世辨巧の徒浮屠の妄

説を信し、天竺摩伽陀国王子来りて此所に止るにより名

つけしなど、生民の耳目を塗るもの多し、

〔地理纂考〕

昔時、野間神山を下り此處に出て遊び給ふを此浦の農民

見奉り、即茅を敷き坐を設け奉る、是より此處を神渡り

といへり、今其子孫毎年歳暮に橙實及荒薦を獻すとそ、

〔名勝志〕

諸白川 赤生木村にあり、秋目村境の小川なり、秋目浦より子方凡

十町許り、近衛信輔公此水を吞給ひて諸白の如しとの給ひしと

云ひ傳ふ、傍に御腰掛の石もあり、

黒石濱 片浦村にあり、棧敷島の西戌方にて、凡五十間

許りの濱なり、黒石大小を打寄て奇麗にして、邑人(俗甚)基石

濱と名付、遊観するもの多しといへり、

〔名勝志〕

片浦湊 片浦村にあり、娘媽山亥子方なり、地頭假屋を距ること西戌方五里四町餘、湊口北に向、入十三町、横六町餘、深きこと十八尋、湊口に立場島あり、森々たる松林にして能風波を凌ぎ、又立場島戌亥の方高島といふ小島あり、湊辰巳方に人家ありて小浦といふ、

〔纂考〕

大船數百艘を繋くへし、實に縣内一二の良港なり、東岸ハ海にて、西岸に人家數百軒連れり、故に片浦といふ、港の東ハ洲崎遠く差出て松林なり、其松の上より遙に桜島を望める風景比類なし、

〔名勝志〕

棧敷島サキキ 小浦の海中にあり、廻り凡六町、梅岳公御船にして遊行し給ひし所とて御棧敷の旧跡あり、

〔纂考〕

小浦の東海中五町許にあり云々、

〔名勝志〕

松島片浦村内 小浦の海中棧敷島の寅方三町許りにあり、廻り凡六十間許りの岩島にて、三四株の松樹あり、梅岳公御詠哥有、
日新記 立かへりまたや来て見ん松島にうちおとろかすおいの白浪

〔地理纂考脱力〕

片浦港より望に殊に絶景也、

〔名勝考〕

○笠石 赤生木村に在り、高一丈許、彷彿として笠を着たるかことし、下岳公の御哥、旅人の時雨に濡れしおうらかた笠石もあり笠松もあり、笠狭の名ハ前に辨へたれとも、此笠石にも縁にしあるものならずや、いにしへよりかゝる細少物に就て地名など負せし例數多ある事なり、

〔名勝志〕

笠石 赤生木村にあり、高一丈許りの岩にて、笠を着た

るに似たり、下に小社を安し笠石權現といふ、大浦村の
渚つ、きにして潮入の所なり、享保中石を築き田地とな

し、むかしの風景今ハなし、梅岳公御詠哥に

旅人の時雨にぬれし大浦潟かさいしもあり笠松もあ

り
一 双子島 根廻百三十間、高サ十間、

一 戀島 根廻二百十八間、高サ二十二間、

〔地理纂考〕

笠松 笠石の東五町許にあり、岩上に松樹一本生して其

形傘に似たり、島津相模守忠良の哥に

旅人の時雨にぬる、大浦潟笠石もあり笠松もあり
〔本マ、〕

〔加世田郷名勝調帳〕

一 鷗島 片浦村之内 根廻五町五十間許、高サ五十間許、

右、汐入池より亥方十二町許にあり、汐行荒き場所に

て、汗日和に小舟のミ釣方に致通融候、

一 棧敷島 片浦村 根廻六町廿八間、高サ十三間許、

右、往古日新公御遊ノ島ニテ、風景宜ク、大松雜樹梅

など生茂り、御棧敷の跡は平地の芝原なり、松島と東

西二三町相隔り、此島陰に大小船依風波致汐繫候、

一 潮入遠干潟 南北一里許、東西廿四五町、

從地頭仮屋申方三里程、

右二島大浦潟中ニ有り、

右遠干潟を大浦潟といふ、満汐には漁舟往來いたし候、

此潟蛤ノ名産なり、九十月ノ頃満汐之時、潟横に網も

たて切り、鱚數多たて込る夏あり、江豚之類依風波

馳來度々あり、

〔加世田郷名勝調〕

一 惠美須島 根廻二百十三間、高サ十八間、

右、大浦村ノ内越路に相隣、少し切れ戸あり、此島陰

漁船汐繫りの場所なり、

一 漁船汐繫りの場所なり、

一笈掛松 小島

右、小湊潟岡渥にあり、

一祝子ヶ脇

右、小湊後潟にて、漁船汐繫之場所なり、

〔地理纂考〕

野間池 野間嶽の西麓笠狭倚の西に在り、片浦村に属す、

周廻半里余にして海に通す、池の口狭く、底深くして、

退潮の時も常に潮水溜りて、舟船出入の自在ハ更なり、

能く風浪を凌ぐ、池中多く諸魚を産す、岸頭に人家在り、

小浦 片浦港内の東西にて、片浦と相對す、其間八町余

なり、一小湾あり、東に入る事深くして、舟を繫ぐに便

りあり、岸頭に人家ありて賑へり、

〔地巻〕
基石濱

片浦の海邊なり、碧色の石大小聚りて其状美麗なり、因て基石濱の名を得たり、遊觀する輩多し、此所を去る事亥方二町許りに黒濱といふあり、此所の石亦碧

色なり、

竹島 片浦港口より東北十町許にあり、周廻五町四十間、

高さ六十間、頂上に石祠あり、瓊々杵命を奉祀す、竹島

の名に因て後世の建立なるへし、

楯羽島 片浦の港口より二町許りにあり、楯島ともいふ、

周廻六町余にして高さ八十間許り、

鵜路島 笠狭岬より南に距る事四十里許りなり、周廻一

里許り、地面寛平にして漁人留宿の草舎あるのミ、外に

人家なし、

向島 島根直立して船を繫ぐへからす、南方の珍禽多く

此島に渡り来るとぞ、

草嶋島 海東諸國記草嶋に作る、鵜路島より十八里西北

にて、周廻一里なり、此三島大小の群魚聚る要地にして、中にも鰈魚を釣る事夥し、其船数百余艘なり、各此所に

(地返)

逗留して日々に釣たる鰹魚を節に製し、終りて後販る、此島漁人の外ハ更に到る者なけれハ、製法に用ふる器物等も年々其所に残し置くとぞ、此草蠶ハ春夏の間といへとも風吹事烈しくして冬に異ならず、唯極暑の時しはらく暖和なりといふ、夕陽快く晴たる日西北を望めハ、朝鮮の地黛の如く海上に浮ひ見ゆとぞ、此三島加世田郷に屬す、

〔纂考〕

萬之瀬川 川幅六十間余、深一二丈にて、舟渡しなり、上流川邊郷の山中及び伊作郷伊作山より出て、當郷と阿多郷との境ひを流れ、下流田布施郷に至りて海に入る、亦長屋川・神事川等の諸流此に會して大河なり、往古ハ此川同郷益山村・唐人原村・小港村等の内を流れしを、享和二年に川筋を直して、古の川跡ハ今沼ヌマとなれり、

〔加世田郷名勝志調〕

一野間汐入池片浦村内 周廻十三町 許十尋

右汐入池は野間山西の下にあり、池を取巻き人家數十

軒なり、池の入口北受にて、満汐の時は漁舟致出入、

春夏秋は小港又は串木野・甌島辺より鰹船數十艘差越致漁叟候、

一碁石濱小浦後 流二町、横十二間、

右碁石濱は都而黒碁石にて、往古より碁石濱といふ、大なるは鶏卵の如く成あり、小なるは小豆の如くなるあり、先年より御當地御庭方又は江戸御庭方御用度々有之、

〔加世田郷名勝志調帳〕

河邊郡加世田東西八里余、南北四里余 周廻二十四里三町五十五間、

鹿兒島ヨリ申酉ノ間加世田野町迄拾里壹町三十間、

加世田ノ号ハ神代吾田之笠狭ト云音ニ出、高辻二、加世田郷坊津村・泊村・久志村・秋目村・赤生木村・片浦

村・大浦村・小港村・唐仁原村・宮原村・益山村・地頭

所村・村原村・川畑村・別府田間村・武田村・津貫村・

内山田村・上山田村・中山田村・下山田村トアリ、坊津・

泊・久志・秋目ノ四村ヲ割テ一郷トス、上山田・中山(山脱カ) 423

下山田ノ三村ハ明曆中割テ一郷トス、今卯辰巳ノ方山田

郷ニ境、午方鹿籠ニ境、未方久志ニ境、申方秋目ニ境、

申酉戌方海、戌亥子方田布施ニ境、子丑寅卯方阿多ニ境

ス、

島津忠良入道日新公ノ歌

薩广かたあたの郡のさがり松霞の外に船よばふ聲

右ノさがり松ハ小湊村ノ内下り山ニテ、萬瀬川尻ノ湊口

ナリ云々、

一川畑村

仮屋ヨリ卯方十五町二間、

境丑寅萬瀬川中、卯辰山田郷、午未内山田、申酉武田、

亥別府田間、子村原、

一村原村

全ヨリ丑方十町五町十九間、

境亥方ヨリ卯方迄萬瀬川・阿多郷、辰巳川畑、午未申

別府田間、酉戌地頭所村、

一地頭所村

境丑寅萬瀬川、卯辰巳村原、午未別府田間、申方唐仁

原、酉戌宮原、亥子益山、

一益山村

仮屋ヨリ庄屋所迄子方十八町二十五間、

境申酉戌宮原、辰巳地頭所村、寅卯阿多郷、子丑方田

布施郷、

一宮原村

境亥子田布施、辰巳地頭所、寅卯益山、酉唐仁原、

一唐仁原村

仮屋ヨリ戌方庄屋所迄二十六町七間、

境亥子丑田布施郷、卯方宮原、申酉大崎浦、午方武田

村、

一大崎浦

唐仁原村ノ内

境亥子田布施、丑寅卯辰唐仁原、酉小松原浦、

一小松原浦

小港村ノ内、仮屋ヨリ酉戌方浦役所迄一里一町四十七間、

境西南小湊、東大崎浦、北方田布施、

一小湊村

境丑寅田布施、卯辰小松原、巳午長屋山ニ掛リ武田村、

未大浦、申ヨリ子迄海面干潟、

一小湊浦

小湊村ノ内、仮屋ヨリ西方浦役所迄一里卅四町五十二間、

一大浦村

仮屋ヨリ申方庄屋役所迄三里十五町三十五間、

境未方秋目、午方久志、辰巳津貫、卯長屋山武田村、

丑寅小湊、酉戌赤生木、亥子汐入遠干潟、南中鹿倉、

西西鹿倉、卯辰長屋鹿倉ノ續キ、

一越路浦

寛文中半浦ニ許可アリ、

一 赤生木村

境午未秋目、巳午大浦、酉戌片浦、申方海邊、卯大浦

濁、

一片浦村

境卯辰赤生木、巳ヨリ寅方皆海邊也、

一片浦村ノ内小浦浦

仮屋ヨリ西方四里、
二十一町二十三間、

一片浦村ノ内片浦浦

仮屋ヨリ西、
方五里三丁、

一 津貫村

仮屋ヨリ未方一里、
二十九町三十三間、

境寅卯内山田村、辰巳午河邊郡山田又ハ鹿籠金山、未申

泊又ハ久志、酉戌長屋山掛ニテ大浦村、亥子丑方長屋

山掛リニテ武田村、

一 内山田村

仮屋ヨリ午方二
十三丁五十六間、

境丑寅川畑、卯辰巳山田・鹿籠、午未申津貫、酉戌亥

子武田村、

一 武田村

假屋未方
十一町、

境子方唐仁原、丑別府田間、寅卯川畑村、辰巳午内山

田、未申長屋山掛ニテ津貫村、酉方長屋山ニテ大浦村、

戌亥小湊、

一 別府田間村

仮屋ヨリ丑
寅方三町余、

境丑寅卯ノ方村原、辰巳方川畑、午未方武田村、申唐

仁原、申酉戌亥子地頭所村云々、

「加世田郷名勝志調帳」

一 長屋山

加世田ノ中央、旧地頭仮屋ヨリ未方二里余、神代巻吾

田長屋トハ是ナリ、往古西方野間山、東方鷹屋郷・河

邊郡山田、南方大浦村磯間嶽・久志・津貫、北方尾筋

續き宮原村迄、四方山續ナリシヲ中古田畠ニ開キ、半

服ヨリ樹木繁茂シ、其山ノ根ハ武田・津貫・大浦・小

湊四ヶ村ニテ囲メリ、東西七里、南北五里余ト云、

一 鷹屋郷 内山田村

長屋山頂ヨリ卯方二里余、三神降誕ノ靈地ニテ、無戸

室ノ遺蹟ニシテ青刀竹于今存セリ、昔時鷹屋宮ハ此頂

ニ在リシヲ、宮原村ニ遷宮すト云、北ハ川畑村、東南

ハ山田郷なり、

一 赤仁田山 内山田村

長屋山頂ヨリ辰方一里半ト云、

一鳴石岡 内山田村

長屋山頂ヨリ巳方一里半ト云、

岡ノ頂に大石アリ、此を繫(繋)に其響撞鐘の如し、音声清

ム時ハ晴天、濁ル時ハ雨天なるを知ると云、忠良入道

大雪の日此岡の氣色を詠す、

音に聞く野山の雪の曙もかゝる時にやすたれまきけん

一行武四郎山 津貫村

長屋山頂巳方二里余、

一女夫木山 津貫村

長屋山頂午方二里程、

一磯間嶽 大浦村

長屋山頂午方一里半程、絶頂嶮岨ノ大巖石ナリ、巖石

ノ根廻三百四十四間、高八十四間、八九分目巖石の根

廻リニ磯間権現石祠あり、

一陣ノ尾 大浦村

長屋山頂午未方二里程、上古大山ニテ陣場ノ趾也、

一平道山 赤生木村

長屋山頂申方二里程、

一市崎野 赤生木村

長屋山頂申方二里半程、

一野間山 片浦村

長屋山頂西方三里程、神代卷云吾田長屋笠狭之碕是也、

絶頂ヨリ午方六町余ニ野間権現之宮床并本地堂・愛染

院籠所アリ、

一女嶽 赤生木村

長屋山頂ヨリ申方三里余、

一小嶽山 赤生木村
片浦境、

長屋山頂ヲ京ノ塚ト云、近古迄樹木繁茂スト云、

一扇山 唐仁原村

長屋山頂ヨリ子方一里半許、

一烏帽子ヶ嶽 唐仁原村

長屋山頂子方二里許、

一白亀山

長屋山ヨリ子方二里半許、上古大山ニテ鷹屋山迄山續

き也、

一鷹屋山

長屋山頂丑方三里許、絶頂平地ニ畦餘アリ、神代彦火

々出見尊御陵之旧蹟云々、

〔纂考〕

物産

蔬菜 香草シヒタケ、松露シヨウロ

樹木 樟クス、榦カシ、楷カシ、甘楛イナチ

飛禽 鶴、雁、雉

鱗介 鮪シヒ、松魚カツヲ、鱸ス、キ、章魚タコ、烏賊イカ、鰯ブリ

〔加世田郷名勝調〕

産物

一 穀類

早稻 中稻 晚稻 餅稻 春粟 同餅粟 秋粟

同餅粟 黍 稗 小麦 大麦 蕎麥 大豆 大角豆

小角豆 二夕成

一 川魚類

鼈 石龜 鱸 鯉 鮒 鮎 鮠 海老 蟹 ゆた

黒ゾウ ゴモ ノボリコ タカマメ

一 海魚類

鯛 鮪 鰯 そふち たれ口 ちん 鰯 鰯 鰯 鰯

飛魚 鱧子 鮪 鱧 九萬引 鱧 鮠 このしろ

烏賊 たはめ 黒魚 さこし さわら 目はる ひさ

ゑそ すゝき はも 鰹 羽鰹 鰯 鰯 鰯 鰯

きひなこ 鰹節 羽鰹節 鰯 鰯 鰯 鰯 鰯

塩鱈 塩鯖 塩鯛 塩鰯 塩飛魚 干鰯 糸より

くつな めこんこ鰯 はちい のもす もはミ

六郎太郎 いきす 口火 あまひ 朱火 ふそふ口

若な おこせ かなから つのこ かれひ いつさき

錢目鰯 たるめ こほしめ するめ 蛸 海龜 江豚

からこし 渋太郎 キダカ ゑい 笛吹 さんくわん

海鯉 赤じう はだら 平家 ゑば 火打雜子 鮫

鰻 鰻 伊勢海老 なまこ くつそこ ごち

ツルハキ

〔加世田郷名勝調〕

一 貝蛸類

蛤 餅貝 蜆 白貝 黄色貝 馬刀 トベタ バイ

高貝 塩吹貝 赤目 あざり 石貝 黒口蛸

つぶし蜷 カキ ホウザイ蜷 紫貝 涎蜷 蛸
なからめ 高尻蜷 眞蜷 黒蜷 片貝 田螺 川蜷

一獸類

馬 牛 猪 狸 兔 川獺 テン 狢 猫 犬 狐
鼠 土龍 家豕 鼯鼠

一鳥類

白鶴 まな鶴 黒鶴 雁 眞鴨 黒鴨 鈴鴨 尾長鴨
川黒鴨 アイサ 小鴨 鴛鴦 鶯 熊鷹 大鷹 隼
日鷹 鸚 夜鷹 鴟 鳶 鷓鴣 鴻 青鷺 五位鷺
白鷺 とき鷺 びんばふ鷺 鶉 水鶏 かいつふり
鳴 深山鴨 都鳥 鶉 百舌 鴻 山鳩 里鳩 梟
閑古鳥 鶉 鳶鳩 鶉 雉子 雲雀 千鳥 雀 頬白
目白 四十雀 山雀 啄木鳥 鳩 椋喰 バメキ
シヤクヌキ 鶯 コウナイ クシヒキ 三光 翡翠
郭公 ズイノシコ ヤシツクシ 鶉 鶉 鶉 鶉 鶉 鶉
鶉 鶉 タケ ルリ 鶯 烏 鶉 青シト、 黄シト、
野シト、 燕 鶉 ひわ 紅ひわ 吉原雀 紅のしこ

駒鳥 鳥駒 島あをし イツミ鶉 深山燕 嶋ひよ
るい 朝鮮あをし べんずい 赤髭 砂雲雀 眞黒
黄鳥 巢隼 巢隼(行丸)

「加世田郷名勝調」

一木類

椿 櫟 椎 榎 柏 桐 松 杉 楠 榊 榎
モウ榎 イモヒ 黒木 榊 直之木 一葉 棕 櫨
山餅 チシヤ 青ハタ スウイ 山洪 樺ノ木 楓
ツ、シ 三葉ツ、シ ヒツキ トベラ 楊梅 コウ榊
サセブ フシノ木 ウツキ ナキ クヌキ ホウサ
柿 栗 センダン タラ ハイガラ 八ツ手ノ木
ハボロシ 柳 川柳 トキノ木 合歡ノ木 ニガ木
イボタ 南天竹 常山 白木樨 コヤス 柞 桜 梅
榆 柞 山榊ノ木 ツキテノ木 肉桂 橘 モロムキ
姫椿 谷波 山梔子 山竹之木 楮 九年母 金柑
蜜柑 油之木 桑茶 梨子 棕櫚 檳榔 小葉檳榔
柘植 赤生ノ木 山沈丁 ワイコキ タツ ゲス
磯柘植 ヘコハチ 茱萸 枇杷 イブキ サワラ

紫陽花木 手丸ノ木 梓木犀 サツキ タラユウ
 木桂 モツコク ミツキ コノ手柏 ブフウ アマ木
 檜^{ナラ} 栲 樗 牡丹 芙蓉 山茶花 茶 山ユス
 棗木 シヤラソウ樹

一菌類

雞足草 狗尾草 萱草 鼠尾草 鼠麴草
 椎茸 木耳 松露 初茸 鼠茸 金茸 榎茸 たつ茸

一草類

藍葉 菌朶 エビ根 シホツル 蘭 笹蘭 梅花蘭
 名護蘭 松葉蘭 杉蘭 覆盆子 黄イチゴ 苗代
 イチゴ カハシイチゴ 萬年青^{ワシモト} 山ヲモト

一海艸類

海人草 かんてん海苔 ヘキ海苔 おさ海苔 ふ海苔
 松葉海苔 名越海苔 モツク メダイ カン海苔
 ミル

源氏ヲモト 菖蒲 菖 杜若 一八 鳶尾花^{シヤカシ} 射干
 花カツミ 花菖蒲 葵 芍藥 桔梗^{シワシ} 紫菀 薑草

一藥種子類

女郎花 男郎花 萩 芒 百合 緋ユリ 鬼ユリ
 姫ユリ 蓬 葎 菊 野キク 虎杖 萩 芦 蓮 蘭
 薊 石路 ハコベラ ランバク コガネ草 紅花
 仙翁花 鶏頭 葉鶏頭 羽衣 千日紅 ナデシコ

桔梗 薄荷 和人參 蜜 葛根 桑白皮 瞿麥 細辛

モチズリ 菅 水仙花 鳳仙花 鬼灯 美人草
 檀持仙 石菖蒲 龍之髭 河骨 萍 麻 木綿 苳萱

苦參 商陸^(陸カ) 柴胡 苦蒿 木通 當歸 杜仲 菘求

カリヤス シノブ 一帆蘭 ホトクリ フケ草
 木場アラシ 土筆 金星草 鴨跡草 虎耳草 卷柏

青木香 白附子 茵陳 木賊 艸麻子 白頭翁
 桑寄生 烏頭 麥門冬 香薷 和大黃 麻黃 天南星

木瓜粉 前胡 胡黃蓮 吳茱萸 萎蕤 黃芩 升麻

五味子 山梔子 麝虫

〔地理課川調帳〕

一津貫川

通ニ係ル村方、津貫村 内山田村 武田村 地頭所

村 川畑村

水源川津貫村 塚○小山田○堂ノ原○本房○西山○田尻○新田○岩

千川○川床○大野アマリ塚○白猪谷○鏡山○金氣十四、又●●永山

○タヒラ○行武四郎○大原○タノ野○石堂○小川 倉○山下○高屋○田頭小川五ツ一縁ニ、又内山田○山ノ口○

○井手原、又●●ウト山○山ヲ受、各圓フテ武田村、地頭

所村、川畑ヲ至リ、里程三里七分五リヲ經テ萬瀨川

エ流入ス、

一 小川一ツ、川畑村ノ内ヨリ里程五分、流レ同シ、

一 益山川 地頭所村・益山村

水源地頭所ノ内ヨリ出水笠山通里程五分、流レ同、

一 唐仁原川

水源唐仁原大寄村 大谷 小川二ツ圓、大崎村唐仁原

後ヲ通、高橋村之内 小杉通、里程一里ニシテ萬瀨川

〔地理課川調帳〕

幹流 川邊郡 阿多郡 川邊郡
一萬瀨川 加世田 田布施 阿多 川邊

通ニ係ル村方、清水村 野寄村 神殿村 野間村

両添村 小野村 平山村 田部田村 永田村 白川

村 華見村 松田村 川畑村 村原村 地頭所村

益山村 高橋村 宮寄村

水源谿山郡谷山下福本村ノ内錫山●髮石●西山●地頭山●鶴

●ラク 小川五ツ、阿多郡伊作和田村ノ内●高牟礼山●東●鶴

●上●山、田布施ノ内牛ノ峠山●東●カ谷山小谷川●チ、五ツ合

十川流合シ川邊清水村、川ヨリ西●上●段●岩屋

山●岩、川ヨリ東●熊カウト○中鹿倉○宮村○川、神殿村、野

間村、野寄村、南添村、小野村、平山村、田部田村、

永田村●藪○滝、阿多郡白川村、華瀨村、松田村●渡利、

川辺郡加世田川畑村○山ト、村原村、益山村○万瀨、阿

多郡田布施高橋村○新川 吹上ニ至リ、里程八里ヲ經テ下

瀨海エ流入ス、

尻工流入ス、

〔地理課川調帳〕

一幹流
小湊川

小湊村

水源 ○當房
○鷲ノ巢 ヨリ三ツ圓、小湊村通、里程一里小湊海

工入、

水源 ○長田○坂元○徳留
○大平野○楠木原 小川五ッ合シ、里程七分大浦潟

工流入ス、

一幹流
小川

右同所下ノ方工同、

同村

一單流
有里川

同村

水源同所ヨリ ○有里ヲ流、里程七分同、

一幹流
赤生木川

赤生木村

水源 ○座頭落ヨリ
○赤菩木場ヨリ 二川流合、里程二分五リ同、

一同

一宮藺川六分 小川二ツ二分ツ、 大浦村

水源同所ヨリ流出、大浦潟工流入ス、

單流 大迫原川・黒瀬戸川・權
木川・長瀬戸川・坂元川 銘々里程二分五リ同、

一幹流
神村川

同村

水源 ○黒平山
ヨリ 二川圓、六分ヲ經大浦潟工流入、

一幹流
野間川

片浦村

水源野間嶽ヨリ流出、小川圓フテ里程八分ヲ經同、

一同
大浦川

同村

水源 ●白山嶽ヨリ ○四段
○尾丸尾 ○八ヶ代 ○二渡 ○野下ヨリ ○磯間嶽 ○平原 ○福元

○弁天大 谷 ○大坪 合小川十二流合大浦村ニ至、里程二里ヲ經テ

一單流
片浦川

鏡ヶ山川 姥ヶ屋川

同村

水源野間嶽ヨリ流出、里程二分ツ、經テ同、

大浦潟工流入ス、

〔加世田由緒記〕

一 尼殿墓別府城 石塔アリ、今泉寺過去帳朔日ノ部ニ、長

年昌壽尼龜ヶ城主別府氏尼ト記セリ、

一同左門二男松木三四郎墓川畑村 享保十三戊申八月廿七日、

一 石塔二基別府城 天文七年戊十二月卅日加世田落城ノ

時、富松左京伊・大山宮内少輔加世城内ヨリ組合互ニ

差違へ戦死ス、此地今小田原某ノ宅地トナル、

一 左門家臣日高談平墓全 宝永五戊子三月廿八日、

一 石塔一基黒馬口ヨリ東ノ 天文七年十二月晦日於加世田

戦死ノ墓ナリ、猿渡與一兵衛八田中川原ニ於テ戦死、

一 全桑畑助七墓全 享保十五丙戌六月廿一日、

猿渡彦次郎・同九郎・同勘解由兄弟三人大手口ニ於テ

右松本八日州佐土原家臣ニテ、故アリ加世田ニ居住セリ、

戦死、猿渡与一左エ門・同民部左エ門二人堂崎ニ於テ

一 河内守久逸墓村原村 明應九庚申十一月十一日、

戦死、本田九郎・蒲池帶刀・同左エ門・同新三郎加世

一 内田某墓内村 天正十五年二月十五日死、

田ニ於テ戦死云々、

一同人室墓全

一 左兵衛尉尚久石塔日新寺

一 石塔三基地頭所村 内田某子孫ノ墓ト云、

一 尚久ニ殉死尾辻佐左エ門墓日新寺

一 坂田某墓唐仁原村

一 富松左京墓日新寺 天文七年戊戌雪月廿九日戦死、

一 伊地知彈正少弼平季隨墓唐仁原村 觀應二年九月廿八日、

一 鳥津薩摩守國久墓日新寺

筑前金隈合戦ニ鳥津氏久ニ代テ戦死、

一 木下大膳太夫墓日新寺境 生害ノ地ニアリ、

一本田下野守親貞夫婦墓武田村

一 井尻神力坊墓日新寺境 天正三年十二月廿七日、

一 田尻荒兵衛平吉政石塔津貫村 天文中津貫村へ居住ト

一 平田安房介墓龍徳院

云、

一 松木左門墓川畑村 享保十五庚戌八月十五日、

一 木下大膳太夫塚津貫村 殿松ト唱九本アリ、

一 地福寺二代頼源墓大浦村
地福寺界内切通口

（中表紙）

「此一冊は、過る嘉永三年庚戌仲春、加世田新川口番所
詰之際、加世田郷より借用拔抄せり、今地誌備考の増
補となし参照に供す、明治廿四年八月、伊季通記す、

加世田郷名勝誌書拔附寺社由
緒補録ス、

片浦村之内
一 野間權現宮 寺社方御修甫 別當
愛染院

從地頭假屋西方五里九町 大供司
宮原源五

社司
鮫島直衛

東宮二座 瓊々杵尊 長六寸四部石坐像

鹿葦津姫 長七寸六部石坐像

右、天文二十三年卯九月十日 日新公 貴久公御
再興、

娘媽神女 長一尺五寸木像

西宮三座 千里眼

順風耳

長各一尺三寸立木像

左扉ニ銘アリ、
皆永祿十年丁卯九月四日 日新公 貴久公 義久公
御建立、

右扉内ニ銘アリ、
寛政七年乙卯八月八日 重豪公 齊宣公 虎壽丸君
御再興、

西宮ニハ火闌降命・彦火々出見尊・火明尊三座勸請卜
舊記ニ有之候ヘトモ、御神体不相見得候、

右東宮・西宮、永祿十二年・天正八年十一月廿四日・
慶長十年霜月 家久公地頭三原左衛門殿池之上坊堯泉
房代・寛永元年八月廿七日・同廿一年御再興ノ由舊記
ニ相見得候、右廿一年、宮作・塗方・金物等迄御調替
有之候、尤當分寺社方御修甫所、

慶長七年九月十四日、野間權現御神体調替へ彩色有之、
佛師川邊郷之産本覚坊、

絶頂ノ宮蹟ニハ石祠一基御建立アリ、中ニ長七寸許リ、
幅六部許ノ鉄鉾安置、外廻九尺四方ノ石垣アリ、神代
卷所謂皇孫到於吾田長屋笠狭之碕矣トハ此所ヲ云ナラ

ン、

絶頂宮蹟
石燈爐二基 齊興公御寄進、

土老ノ言ニ、御神初メ舟ニ乗り給ヒ、神渡ノ少シ西ノ
方磯邊ニ打寄セラレシヲ、塩焚ノ翁カシツキ奉リ、己
レカ塩屋ニ入レ參ラセ、塩俵ノ上ニ鹿ノ皮ヲ敷キ御座
サセ奉ルト云、于今打寄ト云瀬神渡塩屋ノ旧蹟ニ誌シ
ノ石アリ、ソレヨリ千之峯ト云所ニ御座マシ、夫ヨリ
宮之山ト云所ニ行キイ給ヘル所ニ、茅祓ニ出タル翁逢
ヒ奉リ、岩窟ノ中ニ茅ヲ敷キ御座サセ參ラスト云フ、
此岩窟七八帖敷有之、暫ク此所ニ御座マシ、夫ヨリ女
嶽ニ御座マシ、夫ヨリ堂ノ鼻ニ御座セシト云フ、彼千
之岑ト宮之山トノ間ニイモアライ川ト云小谷川アリテ、
御神宮之山ニ御座セシ時、色々ノ物ヲ洗ハセ給ヒシ所
ト云、右打寄・神渡・千之峯・宮之山・女嶽・堂之鼻、
イツレモ野間山絶頂ヨリ南ノ方尾續キ海邊マテ一里餘、
絶頂ヨリ午方女嶽絶頂迄十八町程、午方今ノ宮床迄六
町三十三間程、本ノ一ノ鳥居迄一里四町五十間、今ノ
宮床ヨリ今ノ一之鳥居迄十七町二十八間、同午方女嶽

迄十一町四十間程、同卯方地頭飯屋迄六里二町三十六間、片浦筋、

文政十三年寅十二月造替棟札略ス、

一 銀幣 一流 日新公御寄進、

一 御短冊 齊宣公御詠哥御筆、文化五辰閏六月六日御奉

納、

花下送日

ゆうつきの在明のかけになるまでも
あかす旅ねの花の木のもと 齊宣

寄款冬戀

いしれすおもう心のふかけれは
いわねと色に井手の山吹 齊宣

一 普門品 一折 齊興公文政四巳三月廿六日御寄進、

一 御短冊 蓮亭院様御詠御筆、從 齊宣公文文化十四丑四

月朔日御奉納、

はるのたつ空も長閑に朝日影霞ニ匂ふ遠のやまのは

しけりあふ木の間の月の影もれてうつるもす、し夏の

衣手

夕日影山もと遠く霧はれて田面あらはに秋風そふく

54 一 御弓一箱 一 御征矢一箱 一 御太刀一箱 一 御守札二

箱

但白木打付箱ニ入付、

右之通野間権現社江御奉納被遊候儀申達置候通ニ而、

至後年相開き候儀ハ不相成候間、其趣社司并所役之江

も分而可被達置候、尤前文御品之加世田郷士年寄へ差

廻、御自分差入之上可差出旨申越置候付、相受取 御

奉納相成候儀、都合能可被取計候、此旨申越候、以上、

巳八月十九日

伊集院織衛

加世田諸所廻勤

本田出羽守殿

右之通被仰渡候間、此段申達候、左候而、社司并代官

司・別當寺江茂右之趣可被申渡置候、以上、

弘化二年乙巳八月廿八日 本田出羽守

加世田

郷士年寄中

野間権現
一 本地堂

一字 寺社方御修甫

格護
愛染院

阿弥陀佛 長二尺五寸木立像

娘媽神 長一尺六寸五部石像

脇
順風神

各長一尺三寸

千里眼 石像、背ニ石工千竈伊右エ門、

一 鰐口 一口 差渡五寸

銘^二

奉入野間大權現本地阿弥陀如来、十方檀那蒙助成而

興行之、慶午敬白、天文十八年丙午八月彼岸日

慶長八年卯九月・安永四年未二月御再興棟札アリ、

右本地堂之外ニ林氏之者娘媽堂ヲ建立致シタル説アレ

トモ、林氏先祖ハ林北山ト云者ニテ、唐國之乱ヲ避、

慶長ノ頃從者十七八人召列當國へ罷渡、今ノ片浦之林

氏ナリ、尤野間山中江堂社建立等之云傳無之、唐國ヨ

リ守來候娘媽神ハ于今家内へ格護有之、

日新公加世田御入之節娘媽權現江御誓願、加世田平治

ニ付別而被遊御崇敬、野間山坊中ニ客殿・奥之坊等迄

御建立、御嶽へ御參詣之處、二之鳥居ニ守護不入山之

怪額相顯れ候故、御參詣難被遊、直ニ御帰殿之由候、

左候而、天文九年正月廿日、加世田御屋形江御神勸請

ニ而御祭有之候、夫より毎歲正月廿日御祭有之候處、

御逝去後御屋形有之迄ハ以前之通御祭有之候、其後御

取除ニ相成、於御飯屋御祭有之候處、享保十二年御飯

屋御引取後當分迄古來之通御代參御越ニ而於地頭飯屋

御祭有之候、尤御祭之次第云々略ス、

片浦村大戸
一田中之宮并別火所

格護大供司
宮原源五

從野間宮床丑方三十四町五間

一鎮守 石体猿田彦命祭日八月十五日 九月九日
六月十五日 八月朔日

天文二年癸巳九月廿九日奉造立大願主家辰

宮原村
一物廟鷹屋三社大明神

司
仁禮覺兵衛

從地頭飯屋亥方十九町卅四間

社司
鮫島直衛

本社祭神彥火々出見尊

御神体 長一尺七寸冠三寸五部木座像

同 長一尺六寸五部解髮木座像

西宮祭神火明命

御神体 長一尺一寸冠二寸五部木座像

同 長一尺六寸解髮木座像

東宮祭神火闌降命

御神体 長一尺一寸冠二寸五部木座像

同 長一尺六寸解髮木座像

一獅子駒六疋

一社ニ二疋ツ、日新公御寄進、

一鰐口 一口銘^二奉掛鰐口一口願主壽山入道敬白

于時慶長八癸卯年九月吉日

一御短尺 二枚 齊宣公御詠歌御筆、文化五辰閏六月六

日御奉納、

春曙 月影ハはやしらミつ、海原のかすみこめたる春

のあけほの

恨戀 恨ミても又戀しさの時しあればこゝろひとつの

やるかたそなき

一普門品 一折 齊興公文政四巳三月廿六日御寄進、

右末社 一稻荷神体二座

右末社 一若宮神体二座

全 一北山二座

一山王宮二座

左末社 一尼之宮一座

左右 馬頭觀音一体木像

左末社 一山之神木寶三座

一善神王二座

右鷹屋宮之儀、上古ハ内山田村之内竹屋郷絶頂ニ有之

候処、宮原村之内當分之所へ御引直シニ相成候ト申傳

候、應保元年ヨリ是迄追々御再興アリ、棟札ニモ相見

得申候、右應保ヨリ前方之棟札ト相見得三四枚モ有之

候得トモ、文字不相知候、又一説ニ、此宮原村者瓊々

杵尊皇居ヲ建ラレシ所ト申傳候、右之遺地ニテ鷹屋神

社モ此所ニ御建立ト申傳候、

一鷹屋山 宮原山トモ相唱候、此山ノ頂ニツ有、巳ヨリ戌ノ方へ連候、周廻十三町二十間程、高サ八十間程、

右巳ノ方山之絶頂平地ニ畦半程有之、神代彦火々出見

尊御陵之旧蹟故神社御建立之筋ニ申傳候、古事記ニ彦

火々出見尊御陵者在高千穂山之西ト相見得、神代卷ニ

彦火々出見尊葬高屋山上陵ト有之候ニ付而者、鷹屋山

之儀霧嶋山之西ニ相當候ニ付、此場所ニテ可有之哉、

且又此絶頂宮蹟ト申傳候地者御陵ノ場所ト相ミヘ、盤

石餘多有之、今ニ草木モハエス所ト申傳、當時ハ所々

ニ小藪ナトハエ居申候、尤此所ヨリ方當云々略ス、

一此山内ニヘラ竹ト申傳候竹林有之タル由ニテ、先年モ

其通御届申上置候処、當時者竹林纒ニ相殘候、内山田

村竹屋郷ヘモヘラ竹山有之、又此所ヘモヘラ竹山有之

候ニ付而ハ、兩所ノ竹林實不實ト取分ケ難申上候、内

山田村鷹屋郷之儀、三皇子産レ玉ヒシ無戸室之神蹟ト

申傳候ニ付テハ、ヘラ竹ノ儀モ其所ヘ有之筈ニ候、就

テハ鷹屋神社御引直ノ節ヘラ竹迄モ相分チ此所へ植移

シニ相成候哉、又往古ヨリ之ヘラ竹ニテ候ヤ、詳ナル

儀不相知候、

一田布施ノ内京田子丑ノ間七八合程相隔リ申候、此所へ

出来候米皇居ニ奉リ候故京田ト云ト申傳候、

一鷹屋神社ノ側ニ神之園屋敷ト唱候杖村有之、又宮園ト

申候地名モ有之候、宮園畠廻
鷹屋宮鳥居ノ東西ニアリ、
八十八間

一土室之蹟 八ヶ所深廻各略ス、

右、上古土室之蹟ト申傳、丸キ穴地下工真直ニ穿チ有

之候、土室八ツ共ニ皆真丸ク、上代ハ深キ事一丈又ハ

二丈モ有之タル由、年々土埋斯ク浅クナリシトモ云、

謠ニ、上代戰國ノ時、此室ニカクレ弓箭ヲノカレ、又

ハ兵糧等炊キ候処也ト云説モアリ、如何サマ神代皇居

之遺蹟ニテモ候ヤ、

一政所ト云地名今之鳥居東側畠ニアリ、

内山田村
一竹屋郷

右之山絶頂ハ上古無戸室之神蹟ニテ、木花開耶姫之三

皇子彦火々出見尊・火闌降命・火明命降誕マシマセシ

所ニテ、上代鷹屋大明神社者此所へ有之候処、中古ニ

至リ宮原村之内當分ノ所へ御引直ニ相成候ト申傳候、

絶頂一畦程之平地有之、柱口石ト申傳候石有之、且又

無戸室神蹟ト相記木札先年ヨリ被建置候ニ付、朽損候

節ハ于今建替申候、

一ヘラ竹山之儀、絶頂ヨリ北之方へ相流レ候尾筋八分目

ノ処へ五六間廻程ノ金竹之林有之、先年ヨリ神代之遺

竹ト相記木札被建置、朽損候節ハ建替申候、上代者金

竹多ク為有之由候得共、當時ハ右通纒計相遣リ居申候、

但絶頂ヨリ是迄一町四十九間程、
鳥居ヨリ是迄三十三町四十五間程、

一絶頂ヨリ北面ノ方櫻ヶ谷ト申候大迫有之、ヘラ竹山之

下アタリニテ候、同ヨリ山末西之方立神有、尤立像、

権現之社有之、又数十尋之大瀧相流レ候、此山之麓北

之方へ上舞敷野・下舞敷野ト号候杖村有之、絶頂ヨリ

十六町十四間程アリ、絶頂ヨリ一里程ノ所へ一之鳥居

跡ト申所有之、其邊ノ地名ヲ鳥居口ト唱申候、宮内堀

ト唱候地名有之、鳥居口ト相并ヒ居申候、

一山田之内又者竹屋郷邊ヨリ相流レ候川筋有之、右舞敷

野之下流通候、是ヲ神事川ト唱候川名ニテ、往古竹屋

神社御祭祀等ノ節用水ニ相成候川筋ニテ右通相唱来候

ト申傳候、

一絶頂ヨリ方當、宮原村鷹屋神社亥ノ七分一里半程、武

田村ノ内京之峯酉ノ五分一里程、長屋山西ノ五分二里

程、地頭飯屋亥ノ方一里十一町三十二間程、立神陰陽

石未申ノ間十三町三十間程、

一大小陰陽石十ヶ所各廻高サ方當等アリ、略ス、

竹屋郷ノ麓ニアリ、委ク繪圖ノ所ニ記ス、

一正祭九月九日 御祭米五斗二升五合先

但御祭ノ式略ス、 御物方ヨリ相渡候、

右鷹屋宮宝殿・舞殿・拜殿・善神王・鳥居寺社方御修

甫所ニテ、當分之宮作并鳥居文政六年未十二月御再興

也、以前ノ棟札ニ、應保元年十月七日・建治三年十一

月廿八日・正和四年十二月十二日・正平四年八月十九

日・文明十八年十一月廿三日・天正十年十一月廿五日

之棟札有之、永祿四年十一月十日 日新公 貴久公

義久公御再興、其外上代之棟札数枚有之候へトモ、年

間久敷文字不相知、

一慶長十五年庚戌林鐘十四日造立棟札ニ、島津藤原朝臣

家久御息災云々、當地頭三原諸右エ門藤原重種、社務

宮原覺兵衛平忠頼・同息時頼、遷宮阿闍梨權大僧都日

證、

裏ニ奉行衆宇多与次右エ門源吉貞・河越茂左エ門平

重俊、

一寛永十年癸酉十二月十七日社頭一字造立棟札ニ、大檀

主源家久・同忠元朝臣息災云々、當地頭喜入撰津守藤

原忠政、大願主仁禮佐渡守忠頼、遷宮導師法印頼珍、

一慶安五年辰初夏廿七日社頭一字造立棟札ニ、島津藤原

光久朝臣并綱久公御息災云々、當地頭嶋津安藝守久雄、

當社務仁禮右京亮平時頼、

一寛文十一亥六月五日社頭修甫棟札、大檀那光久公、寺

社奉行嶋津出雲、當地頭島津市正、社司仁禮二左エ門

頼邑、

一延寶七未四月九日再興、光久公・綱久公、當地頭嶋津

市正忠廣、寺社奉行新納五郎右エ門、寺社方取次川上

十郎左エ門、神主鮫島次郎右エ門、 此外近代略ス、

益山村

一八幡宮 從地頭仮屋子方十五町四十三間

郷土社家 江田權守

別當寺 真光院

右八幡宮ハ、堀川院之御宇康和二年、池田・藤宮之両

土皇都八幡ヨリ奉守初テ罷下リ、益山村中村へ建立、

其后貞永二・應長元・應永八御再興有之候処、文明十

年、當分ノ處ニ社地引移御再興有之、大永八御再興、

永祿六 日新公御再興、寛文六 光久公御再興、安永

八亥年 重豪公御再興、

古字ニ

玉依姫 奉再興、加世田益山八幡大菩薩社頭一字云々、
應神天皇 大檀那日薩隅三州太守藤原貴久朝臣并日新云
神功皇后 永祿六癸亥年五月三日、當座權大僧都頼雅、
仲哀天皇

御神体三座 御長一尺二寸
冠高サ二寸左右八寸四部 木座像
前後七寸二部

右三体後銘大願主惣枝院座主、

圓相銅板一面 差渡シ一尺七寸

佛像六体唐金鑄座像金磨長各一寸五部

裏銘永仁三年丙申三月廿三日 藤原氏女敬白

右同十面 各座像大小アリ、略ス、

一鏡大小四十三面 往古八幡御輿ノ脇下リニテ濱下リ有

之タリト云、

一劍 二本一本一尺二寸五部
一本九寸五部 一額 一面八幡若宮
但宝殿ニ納ル、

一歌仙御額四十六枚

内一拾枚 日新公御寄進、

内五枚有之、大破ニテ表ノ歌文字不相知、五枚

損失、

裏ニ 御屋地ヨリ十竦、永祿元年戊午九月廿三日

一六枚 左兵衛尉殿寄進、

内三枚有之、大破ニテ文字不相知、外三枚損失、

裏ニ 左兵衛尉殿六体、永祿元戊午九月廿三日

一二十三枚 諸士中ヨリ寄進、

一枚 裏ニ 井尻早左エ門尉一体、年月同前、

一枚 裏ニ 當地頭大寺大炊介三体、年月同前、

一枚 裏ニ 岩切参河守一体、年月同前、

一枚 裏ニ 小願主河上備前守忠本全女中、年月同前、

一枚 裏ニ 家老春成兵庫助三体、年月同前、

一枚 裏ニ 川上十郎次郎一体、年月同前、

一枚 裏ニ 川上又左エ門尉一体、年月同前、

一枚 裏ニ 江村藤左エ門一体、年月同前、

一枚 裏ニ 淡路守殿一体、年月同前、

一枚 裏ニ 吉賀江因幡守一体、年月同前、

一枚 裏ニ 阿多源次一体、年月同前、

邊牟木主税介三体トアリ、此紛失ノ内ナルヘシ、

三枚 裏銘不相分、

右二十三枚之内拾四枚有之候へトモ、大破ニテ表ノ

歌文字不相分、外九枚ハ先年大風ニ拜殿吹崩損失、

一龍頭幡 四流

右 日新公御寄進ニテ、御祭ノ節相備候、右幡年来久

シク、元文元年御取繕被仰付候、

一大般若經 六百卷 箱三入附寫本

右大般若經序卷之蓋紙ニ書付左之通、

棟札曰、

初度建立康和二年、第二度貞永二七月廿五日、第三應

長元、第四應永八年八月廿八日、第五文明十年十二月

十九日、第六大永八年三月六日、第七度永祿六年五月

三日鬼宿
木曜

右之永祿年中御再興意趣書曰、

大檀那義久朝臣、日新菩薩、遷宮阿闍梨權大僧都政

譽、棟札破損之故書寫畢、

一同第一卷之末ニ左之通、

奉寄進益山八幡宮、天長地久、御願圓滿、國家安全、

御武運長久、御子孫繁昌、五穀成就、勝軍自在、如意

満足故也、仍御寄進如件、

永祿元年戊午九月廿三日

又 日新様

應永廿年癸巳八月廿日與八行書之、

一同第一百一十卷之末ニ

承元五年歲次
辛未二月十四日辰時許出ノ

右筆中嶽生年二十

一同第一百三十一卷之末ニ

承元五年歲次
辛未正月上旬八日時許

薩洲伊集院中埜

一同第一百二十卷之末ニ

承元五年閏正月十五日

依藤原隆景立願奉書寫處也、

執筆勸進僧慶幸也、

一同第一百一十一卷之末ニ

承元五年正月十一日

依願主藤原隆景立願為元病快示出ノ

執筆勸進僧慶幸也、

一同第三百六十七卷之末ニ

文明十六年甲辰梅雨念九常珠寺書之、

右 日新公御寄進ニテ候処、年来久敷、別テ破却ニテ

候、

一六地藏塔 一基

奉造立 地藏菩薩尊像 願意文言略ス、

天正十三年林鐘吉日 大願主嚴阿弥陀佛
妙如大姉

一神馬 一疋 鞍具相添、

右 日新公御寄進ニテ候、右馬并鞍具時々引替被仰付候、

一祭日九月廿五日 祭式略ス、

右祭事ニ付、宮行司卜唱へ郷士池田六左衛門家往古ヨ

リ代々相勤来候、康和二年八幡宮ヲ奉守為下池田某ノ子孫ニテモ候哉、藤宮家者當分小松原之浦人へ有之、

往古益山村ヨリ小松原浦へ轉宅之由于今申傳へ、如何様其家筋ニテモ候哉、由緒不詳、

真言宗了泉寺末寺 八幡宮別當寺
一八幡山 満徳寺 眞光院 無住

八幡宮側ニアリ、 四反六畦十五步 御免地

寛保三年ノ棟札ニ

當寺嘉吉年間御建立、弘治三歳御造替、

益山村鷹屋ヶ原 社司
一諏訪宮 従地頭飯屋子方廿三町廿二間 江田權守

祭神 建御名方命 祭日七月廿四日
事代主命

天文七年十二月十九日、日新公阿多ヨリ加世田へ御

出陣ノ節被及御難儀、右諏訪社内ニ被遊御隱候節、敵

勢社外ヲ取巻候處、社内ヨリ鳩一番飛出ル故ニテ、奉

追掛軍勢共疑ヲ散シ引退候、依之阿多ノ地江被遊御帰

陳候、夫ヨリ間モナク加世田之城 日新公御手ニ入、

別テ被遊 御崇敬候、

川畑村松坂山 別當
一熊野權現 五社ノ内 川野正聚院
從假屋卯方三十町四間

祭神 伊弉册尊 速玉男命 事解男命

祭日 九月十九日

一鰐口 差渡一尺

奉懸薩州加世田別府松坂熊野三所權現御宝前、

正平五年六月十五日大願主權律師慶増敬

一開基往古權大僧都法眼從吉野奉守松坂山江安置ノ由、
「至徳二年丑九月十九日トアリ」

又一説ニ從七鳥背負来テ松坂山江安置セシムトモ云々、

一天文七年十二月廿九日夜 日新公加世田入ノ節、右權

現堂ノ前ヲ被遊御通、松坂坊慶重法印御道筋案内ニテ、

山田ノ内桃木渡瀬ヨリ川畑村ノ内舞敷野へ御通り、夫

レヨリ三日月野、武田村ノ内前田間へ被遊御出候、中

途ニテ慶重へ御武運長久ノ御祈願被仰付、松坂山へ走

販り、権現社ニテ護摩供ヲ修シ祈願イタシ、依其忠節

七島ヲ永代檀方ニ賜フ、于今怠轉無之候、此佳例之旧

式ヲ守リ、毎年十二月廿九日護摩ヲ修シ、御武運長久

国家安全ノ御祈禱修行イタシ来り候、

一 永禄三庚申年肝付御入ノ節、加世田郷松坂住谷山周防・

阿多郷原口勘之太夫・川邊郷春田伊豆太夫ニ命セラレ、

修勝軍治要国降伏之法、於是三人戮力、於川邊郷田上

嶽安置神鏡、以勸請飯綱大明神、以修天鍵之秘法云々、

谷山周防ハ今ノ川野正聚院先祖ナリ、

麓大坊山 五社ノ内

一 熊野權現 從飯屋子方七町

格護
是枝勘兵衛

祭神 伊弉冊尊 速玉男命 事解男命

祭日 九月廿九日

一 鉄燈爐 一ツ 差渡六寸

銘二 于時永禄十年丁卯霜月吉日 御宝前

鹿兒島勘解由 長友丹波 藤田伊賀 持長治部左

エ門 野涯丹波

右社内ニ有之、

弘治三年丙辰九月吉日 貴久公御再興、神領被召附置

候へトモ、其后被召上候、上古是枝大泉坊肥後國求广

居住ノ所、山伏成諸国徘徊、此時 忠良公武威盛事ヲ

知り属幕下、加世田御入之節時宜言上、無異儀御旗下

成、為其忠恩大坊被下ト云々、夫ヨリ代々此所ニ致居

住候、大泉坊今ノ是枝勘兵衛十一代ノ祖ナリ、

一 寛永五年造立棟札アリ、近代皆略ス、

麓別府城内 五社ノ内

一 福壽權現 從地頭飯屋辰方四町十五間 格護 今泉寺

祭神 豊玉彦命 豊玉姫 玉依姫

祭日 九月十五日

一 圓鏡數面 大石一ツ 其外神体略ス、

一 鰐口 差渡六寸

銘二 應永十九年壬辰八月十日 福壽殿上玄敬白

一天文十一壬寅十二月廿四日 日新公城内ニ御建立ニ而、

往古ハ加世田五社ノ内ニ而御崇敬有之、

一天文十三年甲辰棟札ノ裏ニ、大施主島津忠良公・島津

貴久公、遷宮導師今泉寺九世法印頼連、願主福壽院頼春、

一慶安己來棟札略ス、

麓柿本
一山王權現 從假屋未申方四町十間 格護 今泉寺

祭神 大己貴命 大山咋命

木立像八体大破

祭日十一月初申

猿木座像二体大破

右山王宮大永四年甲申十二月十六日薩广守忠興御建立、

其后 日新公御再興也、上代者柿本寺別當寺ニテ候ヘ

トモ、廢壞之后今泉寺格護ニ相成候、

萬治二年亥十二月廿三日棟札ニ、光久朝臣并綱久公・

又三郎殿云々、當地頭島津安藝守久雄云々、

麓御屋地
一稻荷宮 從假屋午方五町 格護 是枝勘兵衛

祭神 稻倉魂命

神体六体各略ス、 祭日十一月十八日

一ガエ 一ツ

銘 稻荷於御宝前奉七日參籠間、觀音經書寫一字三札

并般若心經一卷三花供送 御祈念之趣如斯、

永祿七年甲子五月十五日 權少僧乘勝敬白

右 日新公御本尊ニテ、御看經所ニテ御崇被遊、于今

御屋地内右之社堂存ス、

麓丸尾山
一愛宕社 從假屋未方十町十間 格護 宇都猪之助

祭神 伊弉册尊 火産靈命

神鏡一面 差渡五寸 祭日三月廿四日

右之表ニ 瓦 右ノ裏ニ

慶長十六年辛亥三月廿四日

右者、慶長年中関ヶ原御出陣之節、義弘公御難戰ニテ

伊吹山江 御退陣被遊候刻、陳僧性隆為御武運長久愛宕

一体奉勸請誓願之処、無恙御皈陣被遊候、依之御佳例

ノ愛宕故、性隆法印甥宇都舍人最初福壽城ノ拘ニ鎮座

致シ候処其后今ノ丸尾山ニ鎮坐ス、

麓比良 今泉寺界内
一天神社 從假屋辰方八町三十間 格護 今泉寺

神体木像 長七寸 祭日二月廿五日

一鰐口 一口

銘^三 奉施入加世田別府今泉天神御宝前以、

于時康正稔丁丑五月九日、願主大衛伊藤、

右鰐口天神宮へ為有之由、然處ニ、天文七年十二月晦日加世田落城ノ節、阿多之兵士奪取之、阿多高良八幡へ奉納致シ、于今右八幡社内へ有之由、

一享保十九年十一月三日再興棟札裏ニ左ノ如ク、

當天神鎮座由來久矣、往古 久豊公御建立ニテ、日

新公當地御居城ノ時有大事御願、依之令松山甚之進作

於天神像、御願已成而社檀御建立、為祭供料寄水田數

十頃、御崇敬嚴重也、每二八月廿五日令諸学生集會詩

歌・聯句興行為恒例、其后 大中公移於麿府、御城内

護摩所天神是也ト云々、

天神社傍ニアリ、
一松梅亭 從地頭飯屋辰方八町三十間

或記ニ、

天満宮の傍ニ四方明きの艸庵あり、松梅亭といふ、騷

人学士風遊のためにいとなむ、花のあした月の夕はい

ふも更也、専ら夏月三伏の暑を避るの佳境なれば、此

亭に入らざるものハこの亭の涼しき事をしらす、つら

くおもんミるに、神明佛陀感應の靈地にして、東北

ニ向へハ南無大悲の觀音大士涼風を吹しめ衆生を濟度

し、東にそむけは白山妙理大権現眞如の月の光りを顕

ハし、東南の嶺上には弁財天年ふる松の琴をしらへ、

南には開聞の神しまして五雨十風を守らせ給ふとか

や、さて西南の間にははるかあなたに神のむかしの長

屋山つらなり、こなたには龍護精舎巍々たる翠靄の中

より百八煩悩(マヤ)の聲をひらかし、聖君の館の跡ハ眼の下

ニあり、西ニは別府の城蹟堀埋れ岸崩れて唯古松老杉

のミ空に聳へ、西北の方には善無畏三蔵錫をと、めら

れし白龜山ほのかに見え、北隣にハ雲林山今泉寺有て

眞言秘蜜の法の聲絶へす、眼のあたり高山川澤の景軒

をめくりてつらなり、青田にそよぐ夕あらし一つとし

てよからすといふ事なし、

大浦村久志地 別當
一久志地權現宮 從飯屋申方三里 宇留嶋久志地坊
廿三町五十五間

祭神 五十猛命 大己貴命 大屋津姫命
狐津姫命 須勢利姫命 大歲神
稻倉魂命 葛城一言主神

一本地十一面觀音 一体長八寸五部木坐像

一 神体木座像 一体長六寸

聖宮龍樹尊

背後銘

永正八年辛未霜月廿四日檀那勢賢

外二

地藏尊 児宮如意輪尊 久志地王子權現 三体

各背銘同前、略ス、

一 鰐口 差渡七寸

右 日新公御寄進、

一 祭日 九月十九日

棟札二

奉造立久志地五帝王子大權現御宝前一宇、

右意趣者、為大檀那 菊三郎忠良公御利運、敵悉除、

御息災延命、御武運長久、如意御満足、別府城退治故

也、永正辛未霜月廿日、別當東福坊綱重、

右久志地權現者、 忠良公伊作城ニ被遊御座候時分よ

り賣嶋東福坊江加世田別府誅伏被仰付、退治之時ハ久

志權現江十二月廿九日より元日迄籠誅伏仕候、于今其

佳例ニ依而廿九日より元日迄致通夜候、且又東福坊綱

重ハ今之宇留嶋久志坊先祖也、永正年間以前者當社別

當海老原大賢坊と申者ニ而候得共、子細ニ依而日州江

致欠落、其跡を相續すと云々、

大浦村磯間嶽

又伊佐間と云、
一 磯間權現 從飯屋未方四里十一町十一間

別當
宇留嶋久志坊

祭神 伊弉諾尊 祭日九月十九日

右磯間宮之儀、山上大巖石ニ而至而嶮岨なり、巖石之

根廻り三百四拾四間、高さ八拾四間、其巖石之根廻り

ニ權現社あり、東之方五六拾間を隔て同様之巖石あり、

此根廻りニも權現社あり、是を津貫磯間と相唱へ、津

貫村之者共致信仰、二月彼岸中ニ祭祀致執行候、陰陽

石之姿ニ而、外ニも段々巖石并立、誠ニ嶮岨之場所ニ

而、禽獸之通路さへも無之候、 敏達天皇十二年癸卯

九月、日羅聖者錫を止メシ所ト云、

正安元年亥八月十五日 忠宗公磯間權現江為弓箭御願

御參詣之時、賣嶋南勝坊御供仕、御寄進之刀吉光・脇

差長光右南勝坊江御渡し給ふて御嶽江御奉納、今ニ長

光と脇差と相見得有之候得共、朽錆地合不相知候、吉

光之刀ハ朽捨り候、

寬正二年辛巳春、依 忠國公命、磯間嶽江為琉球退治

御祈願仕候、

附右賣嶋南勝坊より代々永正之比迄鹿籠江致居住候

筋ニ系譜ニ相見得候、

日新公磯間権現御崇敬ニ而、度々御參詣被遊候、肝屬

御退治之節、賣嶋喜宅院依國命磯間嶽江一七日斷食苦

行秘法修行仕、御武運長久祈願仕候、

家久公磯間嶽江御參詣被遊候、同公御代琉球御征伐

之節、茂御祈願被仰付、賣嶋大現坊父子磯間嶽江籠り秘

法修行仕候、

大浦村狩集

一磯間近戸宮 從飯屋申方三里廿八町三間 宇留嶋久志地坊

別當

祭神 天神七代 地神五代 祭日九月九日

棟札

鰐口 差渡四寸五分無銘 日新公御寄進、

奉造立磯間今津宮大権現御宝殿一字、

棟札

天文二十年八月十五日 洗宮御師當座主大泉坊綱安

奉造立磯間山近戸宮大権現御宝殿一字、

大檀那大隅守光久公 當地頭嶋津安藝守久雄

明曆三丁酉二月 當座主大泉坊胤賢

大浦村大木場

一山神 從飯屋申方三里三十三町五間

別當

宇留嶋久志地坊

祭神 大山祇命

格護大木場之 十郎右衛門

神躰木座像 二座長各五寸 祭日十一月初申

鐵鰐口 差渡八寸五分無銘

右山神 氏久公御建立ニ而、永徳二年壬戌十月二十四

日遷宮、

天文廿三年十一月廿四日再興、又慶長十一年丙午八月

彼岸再興并彩色と、延宝八年庚申八月再興棟札之裏ニ

書記アリ、

元禄十四年辛巳十一月吉祥日再興棟札ニ、太守綱貴公、

當地頭佐多豊前久達とアリ、

津貫村石原

一妙見社 從地頭飯屋末方二里二間

格護石原之

四郎左衛門

祭神星神 神体木像一座 祭日九月九日

天正十三年乙酉十一月廿三日造立棟札ニ、大旦那嶋津

藤原朝臣義久公、當地頭本田刑部少輔宗親、遷宮導師

法印権大僧都頼皎、

津貫村下津貫

一九玉宮 妙見同所ニアリ、

格護下津貫之

三四郎

祭神 猿田彦大神 事勝國勝長狹命

神体木像七座各長八寸 祭日十一月廿二日

永禄六年癸亥十二月再興棟札ニ、大檀那藤原鎌菊殿建

生辛亥身心健固云々、又貞享歲次乙丑霜月八識了再

興棟札、三州府君藤原朝臣光久公・同綱貴公・同忠一

公護持信心云々、當地頭佐多豊前 極樂寺住持快乎

津貫村福元

一飛龍權現社 從地頭飯屋末方二里拾七町十八間 仁右衛門

格護福元之

祭神 伊弉冊尊 速玉男命 事解男命

祭日 九月廿九日

寛永拾四年丁未四月吉日再興棟札、大英檀藤原島津中

納言息災云々、當地頭喜入撰津守 大願主正元

延宝六年戊午三月十三日再興棟札ニ、光久公御武運長

久、當地頭嶋津市正殿トアリ、

津貫村下之門

一八王子 祭神

天忍穗耳尊 天穗日命 天津彦根命
活津彦根命 熊野楠日命 田心姫命
湍津姫命 市杵嶋姫命

祭日九月廿八日

格護下之門之 直右衛門

一享祿四天辛卯十一月十六日社頭造立棟札ニ、大旦越薩

摩守藤原朝臣実久、當地頭平宗綱、當司武部清照御息

災云々、大旦那願主清照、遷宮法印政典トアリ、

一永祿九年丙寅八月廿八日修理棟札、當地頭稻富左京長

秀、願主久次敬白、

津貫村牧之段 一山神

從地頭飯屋末方二里十七町五十五間

格護牧之段之 權右衛門

祭神 大山祇命 祭日十一月四日

寛永十九年子十月吉日造立棟札ニ、藤原朝臣家久公御

武運長久、當地頭三原左衛門殿、

武田村内野アンソツ

一奥山山神

從地頭飯屋申方一里六町四拾五間

格護東之 藤左衛門

祭神 大山祇命 祭日十一月三日

右 日新公御建立、

元龜三年壬申九月吉日造立棟札ニ、大旦那三州大守藤

氏義久朝臣、當願主楠龜丸、

唐仁原村内田 一山口山神

從飯屋西方一里二町三十六間

格護内田之 平右衛門

祭神 麓山祇命 木座像二体長各六寸

祭日十一月十一日 右山神 日新公御再興、

棟札 奉造立山神鎮守社一字、

右意趣者——朝臣勝久并女大施主御息災云々、

「シレス」 永一六——十一月八日願主敬白、

内山田村九日田
一近戸宮十二所権現

祭神 天神七代 地神五代

右権現社へ上代ハ神領高二十一斛五斗被召付置候得共、
其后被召上候、

應永廿一年甲午十一月十五日再興棟札文字不分明、

村原村脇之藪 格護
一山王権現 從仮屋丑方十一町四間 今泉寺

祭神 大己貴命 神体圓相銅板大破

祭日 九月九日

右 日新公御崇敬ニ而、今泉寺六坊之内(園カ)藪福寺別當也、

然ルニ圓福寺廢壞後今泉寺格護ニ相成ル、

一元龜二年〔水禄元年ニ戊午アリ、是ナラン〕戊午二月十日再興棟札ニ、大英檀藤原朝臣日

新并三州大守貴久・義久御息災云々、當地頭嶋津藤原

朝臣尚久、遷宮導師大阿闍梨權大僧都政誉、當座主

宝泉院政久僧都、

右棟札疑ハシ、日新公ハ永禄十一年ニ御逝去也、尚久ハ永
禄五年逝去也、永禄元年戊午ニスレハ當ル、

天正十年壬午三月吉日再興棟札ニ、大英檀藤原朝臣義

久御息災云々、當地頭三原前遠江守、

山王界内 格護寺前之
一若宮鎮守 祭神井上内親王 庄左衛門

永禄四年辛酉二月彼岸社頭造立、圓福寺當住宝泉院政
久、宿衆純音房・慶乘房・智乘房・賢乘房、

小湊浦園山 格護社人
一寄木八幡宮 祭神道主貴 田中龜次郎

慶長十年巳三月造立棟札ニ、藤原忠恒、當代官久武云々、
外ニ永正十一年棟札なし、余近代故略ス、

小湊戸口田
一若宮 祭神天押雲命

天正十年壬午霜月造立棟札ニ、願主富嶋十郎右衛門一

結之講衆云々、

寛文十一年二月棟札ニ、當地頭嶋津市正殿とアリ、

麓 曹洞宗
一龍護山 日新寺 御物御修甫所

一高三百六拾三石五斗五升六合式夕四才

一寺地并田地二町七反三畦廿五步 御免地

一開基年月不詳、大檀越薩州家保泉寺桂林國久大禪伯位

牌安置、日新寺往古号保泉寺候由、日新公御代御

再興ニ而、永祿七年甲子より同九丙寅年迄成就之由、

御逝去後、御諡議之上七代梅安代日新寺と御改号之由、

永祿十一年戊辰十二月十三日

一日新寺殿梅岳常潤在家菩薩

元龜二年辛未六月廿三日

一南林寺殿大中良等庵主

永祿五年壬戌三月朔日

一一枝曇秀居士 左兵衛尉尚久公

天正五年丁丑七月廿四日

一龍徳院殿文質桂才庵主 尚久公御母堂

右之御牌御安置、

一本尊釋迦、其外数体有之、略ス、皆寛政十年焼失後御

建立也、

一御自筆御文書 一通

55

奉寄附

薩州加世田庄内之事

合大浦名 長田之門

右、所志者、依法花萬部讀誦之儀、建立一字堂、安置

地藏薩埵并石塔、永代不可違却之者也、
(◎遺)

天文廿三木虎年二月二日

嶋津前相模入道日新(花押)

保泉寺 住持盤忠

衣鉢禪師

「右御文書上包紙」

保泉寺住持盤忠

衣鉢禪師

前相模入道日新

愚谷軒

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二七一四号文書ト同一文書ナルベシ)

一御掛物 一幅

島津相模入道日新

ゑえるよをさましもやられて盃に無明の酒をかさぬるハ
うし

右 日新公御詠御筆、今之鮫島村右衛門家江古来ヨリ

持傳候処、齊宣公日新寺御佛参之節、住持寂禪右御

筆借入御坐之間江被掛置候處、日新寺江寄進致シ候様

ニトノ御意ニテ寄進仕候、表具之儀者御物出来ニテ候、

一法華經普門品 一軸

右 齊宣公御自筆ニテ、文化十三丙子正月御寄進、

一御短尺 二枚 齊宣公御詠哥御自筆、文化五辰二月六

日御奉納、

鹿 高砂や尾上の鹿の妻こふる
こへを籠にさそふ松風

萩 うちみたれ忍ふにあらぬ宮城野、
小萩か本にかよふ秋かせ

一心經 一卷 齊興公御自筆、文化十四年丁丑御奉納、

一御短尺 三枚 蓮亭院様御詠歌御自筆二而、從 齊宣

公文化十四丑四月朔日御奉納、

おさまれる御代のためしハ糸竹の音もすみわたる秋

の夜の月

すみわたる秋の今宵の月影を友と契りて詠めあかさ

ん

あふことを年に一度のたなはたの秋の今宵や暮いそ

くらん

一普門品 一折 齊興公文政四年巳三月廿六日御寄進、

一掛物 一幅

酒も水なかれもさけとなるそかした、なさけあれ君

かことの葉

右、近衛信尹卿御親毫、佐多豊前殿寄進、

一戦亡過去帳并戦亡衆板位牌

新納又八郎 猿渡勘解由 猿渡彦四郎 猿渡九郎 池

部 (マ) 税所越前 安富伊豆 生枝左衛門 野瀬與三

左エ門 鎌田刑部左エ門 中村肥前 生枝又八 宮原

隼人 只熊八郎四郎 宮原助次郎 武本又九郎 長濱

左エ次郎 松崎與五郎 助七郎 藤七 伴五郎 青山

治部 八郎 土橋采女 森孫太郎 太郎五郎 上床八

郎三郎 森助左エ門 丹生治部 谷山 (マ) 池上新六

與藏父子 又六 上原五郎四郎 太郎二郎 坂本助九

郎 只熊左エ門五郎 肥後與三郎 坂本助三郎 竹内

石上 井尻左エ門 遠矢 梅北左エ門 藤次 入佐

強八 二宮四郎九郎 高松隼人 有屋田左エ門 原田

五郎左エ門 梅北左エ門 山口權太兵衛 木村甚四

郎 上野八郎兵衛 帖佐掃部 加江田六郎三郎 益崎

伴五郎 高洲七郎太郎 高洲彦右エ門 寺師新四郎

助四郎 権左エ門 安藤又五郎 柳田太郎二郎 富松

左京 本田九郎 猿渡與一左エ門 市来備前 税所助

十郎 谷山藤左エ門 蒲地右エ門四郎 蒲地帯刀 吉

富與三左エ門 塚田與三兵衛 山口太郎次郎 有馬次

郎三郎 宮原源藤兵衛 田中珍阿弥 平田小三郎 二

宮次郎左エ門 田尻壹岐 有馬助左エ門 瀬戸口神、
 郎 藤井郷九郎 平田備中 上原孫郎 富(A) 富(A)
 弥(A)郎 町田加賀 町田軍四郎 石谷因幡 敷根掃部
 兵衛 池山備後 春成助三郎 市来源次郎 有川郷左
エ門 木下縫殿 古木孫太郎 稲富石見 坂本與次
 坂本助四郎 武本典左エ門 市来飛驒 有馬孫太郎
 益崎隼人 湊川權右エ門 肥後掃部左エ門 春成兵庫
 奈良原長門 高良神五 三原次郎四郎 河上 野村民
 部 本田與四郎 大寺大学左エ門 宅萬與八左エ門
 瀬戸口弥八左エ門 平田十郎次郎 有間新次郎 宮原
 源太左エ門 三原弥四郎 高野三郎四郎 木島助五郎
 比志嶋河内 比志島又六 椎原小太郎 宮原平六左エ
 門 有川隼人 福崎 有川新右エ門 長野藏助 安田
 主殿 安田又八 安田民部左エ門 弟子丸播磨 弟子
 丸源次 同五郎二郎 本田宗左エ門 敷祢越中 有馬
 右エ門 大山織部 黒木 木島助五郎 猿渡與一兵衛
 山田與二郎 上村彦六左エ門 阿多源四郎 伊地知四
 郎兵衛 川内主馬 神宮寺弥三郎 是枝泉慶 曲田父
 子 木脇 猿渡 蒲地新三郎 從知客 善監 山本九
 郎兵衛 大迫四郎兵衛 堀小左エ門 蘭牟田左エ門
 敷禰源八左エ門 敷祢善葩 池袋八郎二郎 勝目主殿
 平田兵庫 平田玄蕃 宮原治部 鹿嶋隼人 中村 鹿
 島郷兵衛 木島圖書 宮内平二郎 春山太郎三郎 尾
 上弥二郎 大迫九郎 大迫兵八郎 池主 安藤源太左
エ門 御坊 伴右エ門 小二郎 關伊豫 関主税 長
 井弥五父子 日高仁四郎 宇都彌七兵衛 宇都彌太八
 池上藤左エ門 篠原小三郎 池口權左エ門 重延 鮫
 島主馬 田口又十郎 山野内孫七郎 福嶋助八郎 玉
 利右エ門 鬼塚吉内左エ門 梶原藤七兵衛 伊地知三
 河 大川平九郎 長野父子 大河平御奉公 伊地知
 樺山助太郎 宇都十郎三郎 中村彦三郎 阿多源左エ
(本ノマ)
 門 鮫島備後 中山源三 肥後助七 村田雅樂助 末
 弘又左エ門 海江田大炊左エ門 本田治部左エ門 阿
 多中務 本田與五郎 大重四郎兵衛 野田源左エ門
 指宿勘解由兵衛 愛徳九郎 向井與四郎 金子小次郎
 蘭牟田彦六左エ門 兒玉又次郎 椎原又六 内山十郎
 左エ門 南勝坊 肥後新二郎 相良 否笠 島田隱岐
 上原左近將監 金子金左エ門 簀輪 遠矢 桑波田主

馬 二階堂三郎二郎 久木田^(一) 兵衛 川崎玄^(一) 新納
 海江田八郎三郎 中村宗四郎 野田伴左エ門 坂本又
 十郎 重延平四郎 竹内隱岐 桑波田右近 久長八郎
 野瀬 石塚^(一) 近^(一) 三原慶^(一) 市来備後 平田加賀 野^(一)
 右、日新公御存生之内、日新寺江戦亡領水田三町、
 過去帳ヲ調飾シ、戦亡衆之名字ヲ書載、日々盆水を酌
 ミ、七月盆中ノ供養施餓鬼被遊候由、右高者其后被召
 上、于今七月十五日山門施餓鬼ト云者其戦亡衆之為也、
 一日新様明應元壬子年御誕生、永禄十一年戊辰十二月十
 三日、御年七十七ニ而御遠行、

56 永禄十一戊辰十二月十三日にはかなくならせ給ふ、改
 りぬる正月の末の比四十九日なりければ、南無地藏菩
 薩を句の上に置奉るならし、

前陸奥守入道伯圍

涙こそ理り知ぬ世の中にさらぬ別のなからまじやハ
 むかし見し面影ハ只それなから夫と言んも^(石流)也け
 り
 千代もとて祈し親の別より何を我身のよすかならまし

扱も春かけて面強^{ツレ}なく白雪の残るを見てもなきそ悲し
 き
 移行跡の日数に浅からぬ親の恵そなをしられけり
 程そなき昨日けふかと思へとも三十四に餘りぬる哉
 さらに只そこともあらず終もなき煙そ人の行末の空
 つくく〜とおもふに少慰は乱ぬ人の終りなりけり
 一伯圍様永正十一年甲戌歳御誕生、元龜二年辛未六月廿
 三日、御年五十八ニ而御遠行、

〔本文書ハ「旧記雜録後編」二四七二・四七三号トホボ同文ナルベシ〕

57 大中良等庵主卅三廻ニ當り、追膳のために弥陀の名号
 をかふりに置續かさる六首をつらね、靈前に手向奉る
 物になん、

法印龍伯

夏のよの月ハしはしの程もなく西の空をや行を成覽
 紫の雲ハ遙に隔つともなく音をもらせ山郭公
 秋近き森の木陰ハ白雨の洒かぬ露に袖そしほる、
 三十過三年になれハ斧の柯の朽しはかりの心こそすれ

たらちねの親の諫を大形に思ひしや今悔の八千度

筆の跡止め置てや古の道の訓の絶ぬ末の世

▽①慶長八年六月廿三日△

(本文書ハ「旧記雜録後編三」一八三三号トホボ同文ナルベシ)

一義久様天文二年癸巳二月九日御誕生、慶長十六年辛亥

正月廿一日、御年七十九ニ而御遠行、

義久様御在京之時、花之下の御會之御發句古來稀也、

梢より下枝も花にあふちかな

御詠哥九月九日

九重にけふ開花の色よかと山路の菊ハさもあらはあれ

一太守圀君日々御堂詣て朝来辰巳之間たる事移易なき故、

供奉之諸臣も亦不怠、二七日・三七・六七日忌の營備

も年回忌ニ異らず、四七日忌を迎て 圀公梅華一朶を

献て御詠、

春またきたくひハあらしたをれとてほとけのために咲

やこの花

貴久

一太守圀君二界の看經處檀上に御座して、法華一の巻を

讀誦了了て、二の巻を初め讀誦未了に、其の經卷を(持力)

握し、俄然として無常三昧に入給ふ、

大祥忌に到てハ、 太守龍伯公の勤修、七周三回忌

及ても亦十方同聚會孝行を尽せる道ち、一七日の諸行

事檀波羅蜜の相此時ニ顯る、御詠

梅のはな植し岳へをこと、へはとをとみとせの跡ぞ程

なき 義久

一石塔 一枝秀公居士 一基

右、左兵衛尉尚久公御墓ニ而、日新寺山中ニ有リ、

一石塔 道春禪定門 一基

右、尚久公江殉死ノ尾辻佐左エ門墓ニテ、尚久公御墓

ノ側ニアリ、

尾辻氏ハ 日新公江相仕へ、兼テ殉死ノ御約束申上候

処、尚久公御逝去ニ付 日新公御詠

大人も別れの道ハ友もなや死出の山路を獨りゆくらん

ト被遊候を承り、御前ニ罷出山吹ノ御盃頂戴仕、御前

退出ス、其時御意ニテ刀大小御取ラセ被遊候故、角有

之石ニテ切腹仕候由、

一石塔 久林道昌居士天文七年戊戌 雪月廿九日 富松左京

右、日新寺山中ニアリ、伊作方ノ人ニテ、加世田落城

ノ節、城内ノ大山宮内少輔ト搦手ノ口ニテ引組差違ヘ
戦死ノ由、其蹟郷士屋敷トナル、

一石塔 保泉寺殿桂林久公大禪伯 一基

右、保泉寺大檀越薩摩守國久墓ニテ、日新寺山中ニア

リ、

一石塔 傳心常活居士 一基

從日新寺子方二町三十九間

右、木下大膳太夫吉隆生害ノ所ナリ、吉隆ハ大閣秀吉

公ヨリ蒙勘氣薩州坊津一乘院江配流ニテ被居候処、近

衛龍山公左遷ノ儀ニテ同居難成故、大膳太夫事ハ加世

田柿本寺江召移サレ、無程上方ヨリ生害ノ命アリ、為

檢使北條善左エ門・害杓人最上右近太夫被差越、四月

十八日、寺外於地蔵迫生害ス、首ヲ抹香塩詰ニ被仰付、

上方江被召上候、宰領指宿壹岐・蒲地備中・吉田兵左

エ門三人上洛ス、六月中旬着シテ及披露シニ、暑熱ノ

時分ユエ首肉腐爛イタシ、宰領人不念ノ御咎目可被仰

付旨上意候エトモ、御老中方取持ヲ以テ御赦免ナサレ、

及口能上方エ三ヶ月滯府、御付状被下候テ罷下候由、

右生害ハ慶長四年己亥四月十八日カト云傳フ、其後傳

心常活居士ト日新寺住持追号ニテ、石塔モ建立ス、
日新寺界内 一釋迦堂 從日新寺末方四町八間 格護 日新寺

釈迦佛 一体 長五寸木座像蓮臺金磨

釈迦厨子之裏文句、摺消アリ、

代——之孝孫相模守忠良公法名

日新菩薩孝子貴久公父子之——地也、蓋日新禪窟弟——

泰圓守見叟忝蒙太守三代之恩德超——曰之——德興

起一守之堂製作——令百億——是——性佛心

應——應身之二君子——逢其源也——不生不滅——

——万歳——右所冀——力——怨——消滅惡魔降伏

不侵吉祥如意現世安居後世天至禱々、

于時慶長十一丙午六月初五日

日新寺八世勅特賜佛日宏照禪師泰圓見衲謹

右者 日新公 大中公御茶毘所之故、 龍伯公國分富

隈江 御座被成候節 御建立之由、

日新寺界内 釈迦院 一 大中公良等庵主御石塔一基高八尺一寸五部

從日新寺末方四町八間

右、大中公加世田御屋形ニテ御逝去被遊、右 御石

塔釈迦堂同所ニ有之、

一大中公園維場石一基 三重

右 御石塔後石井垣外ニ有之、

内山田村

一七人名頭 田平門名頭 市坪門全 市井木門全 大坪

門全 松元門全 西尾門全 (有木門全脱カ)

右ハ 日新公御代御料所七人名頭ト云、 日新公御逝

去ノ節御葬禮ノ御棺守奉リ、亦 貴久公御逝去ノ節モ

同断御棺奉守、其節ヨリ相續テ于今毎年七月盆両夜常

潤院ト釋迦堂トノ間ニ千丁松明奉燈ナリ、且亦正月廿

日野間權現御神事ノ節モ上代ヨリ御仮屋内ヘ相勤メ、

于今地頭假屋内ヘ相勤来也、

一地藏堂一字 從日新寺子方二町五十六間 格護 日新寺

右將軍地藏ハ、井尻神力坊日本國中廻國ノ節負下リタ

ル地藏ニテ安置也、然處 光久公御代御城内江召移レ

シニ變事有之、彩色等御取繕ニテ亦々如本召返サレ安

置スト云、

日新寺界内 天正三年十二月廿七日

一石塔 權大僧都神力宗憲法印 一基

右、井尻神力坊墓ニテ、柿本地藏堂左側ニアリ、

日新公ヨリ神力坊江御國家繁榮長久ノ為ニ一ヶ国ニ於

テ六十六部ノ法華經ヲ御奉納ノ御誓願ノ由ニテ回國被

仰付、二十二年ニ至テ四千三百五十六部ノ妙經ヲ奉納

成就シ、 日新公御逝去ノ後歸國ス、天正三年十二月

廿七日殉死スト云、

日新寺門前境鴻巣馬場通 一六地藏塔 高サ一丈四尺三寸 四重

日新公御哥右之塔ニ彫付有リ、 一切の罪も消ヘ南無弥陀地藏四十九のミの四十八願 古縁起ニ

天文九年庚子三月廿八日、入道日新公始率梵儀新發意

六人蒙授受政譽於加世田屋形、開白四度、瑜伽大法四

時三時、勤念無弛大丈夫行者也、尔冬大法修行日数成

就、而建佛金蓮三部四佛四髻大石塔於加世田來巢馬場

南口、供養尅公自書四十九身四十八願、送給養道師政

譽、此三部四佛髻石塔造立供養、依大法修行成就宿願

矣、

右者、往古 日新公為戰亡衆麓街道日新寺界内境に御

建立にて、毎年七月十六日朝、六地藏之前にて大施餓

鬼を被遊 御執行、 御自身戦亡帳にて一々盆水を奠

り給ふと云々、其後塔破却いたし、慶長六年二月、日

新寺八世泰圓當分の通り石塔再興すと云、

森荒神 一 荒瀬權現 宮 祭神 猿田彦大神 澳津彦命 格護 日新寺

澳津姫命

荒瀬権現ハ豊玉彦命ヲ祭ル、

從日寺(新脱カ)午方三町四十六間

右両社、上代ハ池之山麓ニ有之、日新公御代迄ハ池

有之、時々災厄ノ事ノミ多シ、依之 日新公ヨリ仏經

等為御入式日新寺江治リ方ノ御意アリ、然ル処、池底

ヨリ俄ニ荒沙涌上リ陸地ト成シ故ニ、日新寺守護神ニ

勸請アリ、龍護山ト云山號モ此池ヨリ權輿イタセシト

云々、

日新寺境内 御物御修車所
一常潤院 從日新寺末方山道通一町三十六間

一高七拾三石六斗六升四勺式才

御影堂中尊 御影尊 御腰掛御長二尺七寸四部
御膝ヨリ下一尺一寸 御彩色
左右二尺一寸五部

當生壬子梅岳常潤正年六十三、于時天文廿三年甲寅

十二月吉日、

右ノ通御書附竹紙一枚ニ有之、

九州筑前國博多

佛子日高次郎左エ門尉

藤原秀長判

于時天文廿三年甲寅十二月吉日

右ノ通佛師書附ト相見得唐紙一枚ニ有之、

右之書附二枚檜小箱ニ入付 御尊影御體內ニ奉納有之、

筑前國博多津

佛師日高次郎左エ門

藤原秀長判

天文廿三年甲寅十二月十五日

右之通書附 御尊影底板ニ有之、

右御影尊、最初弥陀ノ木像ノ思召ニテ彫刻アリシ處ニ、

御賢慮相替リ、御自身御入道之御容貌御子孫ニ至リ為

可有御見知當分通り彫刻アリテ御安置也ト云々、

一地蔵尊 二体 長各一尺八寸木立像蓮臺金磨

右二体ハ寬庭芳宥大姉・文質桂才庵主為御形代ノ由ニ

テ、日新公御影ノ左右ニ御安置、

一地蔵 千体 長各五寸木立像金磨

右千体地藏ハ御一世為戦亡靈ノ由ニテ、御尊影ノ側ニ

安置、

一大乘妙典一千部塔 十三基

御経塔銘十三基共ニ

大願主藤氏忠良
天文廿四年乙卯十一月 日

右者御子孫爲御繁栄 御影堂井垣内 江御建立、

御靈屋

一日新公御石塔 御長五尺四寸 玉骨御収、

御靈屋井垣内

一石塔 一基

金鼎道銀上座 殉死中條次郎左エ門墓

一石塔 一基

光隣道心上座 殉死満留郷石衛門墓

一石塔 一基

右、御艸履取墓ニテ御井垣内隅ニ有之、法名不

相知、于今其子孫日新寺下人ニテ、村原村 江居

住也、

一御馬塚

右、御靈屋後井垣之内ニ有之、

一御經之裏書寫 一卷

大乘法華但折本 一部

右、此經ワ石屋大師初學ノ時分讀誦遊シタル御經也、

誓願有テ讀誦遊スス亶三千余部、終叶誓願、得神通佛果

ヲ成就シ玉ウテ出離三界シ玉ウ大師也、我又和尚之願

ヲ相次テ幼年之時分ヨリ讀誦スルコト三千部、預其願

ニ叶我子孫三代マテワ菩薩之分身也、三代ニイタルマ

テ開運セスンハ是我ワ菩薩ニアラス、鳥津之子孫ニア

ラス、天然ノ外道也、若叶則ハ我是佛弟子成リト可知、

悲願有カ故國主ニ生レ治國家興立三宝也、三宝ト云ワ、

一ツニハ佛、二ツニハ法、三ツニハ僧ト神ト也、石屋

ハ是觀音大慈化身也、我ハ是石屋之分身也、我子孫三

代マテハ皆是菩薩之分身也、子孫ニ至テ破三宝者有之

ハ鳥津之子孫ニアラス、我國之罪人也、國家モ亦可乱、

三宝ヲ尊敬スルカ故可安永也、我ハ是人ヲコエ神ヲコ

ユルノ人也、唯我名ハ日新菩薩ト唱ルヘシ、

一末代ニ到テ我影像ヲ可向東ニ、

一我影前ニテ平生勤之事イサ、カ勤經ケダイアルヘカラ

ス、勤經之次第、朝法花一品ツ、・大般若轉誦十卷、

日中法華一卷、晚金剛大般若一卷、夜ルハ坐禪一座、

右勤經イサ、カケダイアルヘカラス、誓願有故如カク

ノ、我ガ子孫安永・佛法安永之為ニカクノゴトシ、佛

法破ル、則ハ我家モ又破ベシ、子孫伯圍勤テ猶可勤、

懋テナヲハゲマスヘシ、開運ストイエトモ天下ヲトル

ノゾミ不可致、十分満則ハ又破、則チ我直子伯圍ニコ

ノ勤經法華守リ御經ヲフゾクスル者也、

天文十三年三月朔旦 日新印 伯圍貴久

謹記、如是御經也祖父日新尊ヨリ御付属也、我今奉讀誦事千五百部、誠ニ此經ヲ當家開運ノ守御經也、其故

ハ、父日新ヨリ伯圍ニ到テ父子相并テ苦勞致亼世ニ無類、雖然終ニ願ニ叶薩隅日三州ヲ治者也、子孫末代ニ

到テ父日新ト我伯圍カ恩曾莫忘、若忘則非我子孫、當家之罪人也、万事祖父之誓願文相守孝行可仕、且又我

影像モ可向東、我亦誓願有テ願志父ト同段、勤行等ニイタルマテ父ト同段可仕候、

右之条々於後年違乱之輩者、八幡大菩薩以御照覽不可為島津之子孫者也、仍證狀如件、 源貴久印

元龜元年庚午二月吉日、我子孫ニ付属、
右之通書附別紙雖有之、後年為不可致之分乱、如此御

經之内ニ面々書付置候者也、至末代一大亼ニ可仕候、
一自當家到永々伽藍并万亼ニ無疎略可致、且又崇敬之儀

可為第一亼、又々當家ヨリ到永々崇敬可仕伽藍之事、
福昌寺・日新寺・南林寺、右三ヶ寺之儀者到而永々末

代為我子孫者八万亼ニ無緩疎可致孝行、其故者、 日新様 伯圍様者當家出世之元祖也、且又福昌寺儀者石

屋大師開闢道場也、然ニ當家之菩提所ニ定置処也、於

後年右之三ヶ寺ハ別所ニ相替崇敬第一可仕候、仍證狀如件、

于時天正十三年六月廿日 源義久 義弘誌

貴久尊御影當ニ納置所也、

一常潤院ハ天文廿一二年ノ頃 日新公御創建ニテ、愚谷軒又常潤院ト号シ、本尊長谷寺觀音・弥陀・釈迦ノ三

尊ハ其刻御建立ノ佛像ナリ、然処慶安二年己丑正月廿五日客殿以下焼失、 御影堂并御尊像御無事ナリ、其

後年来久敷虫付トナル故、文化四丁卯十月、 齊宣公御影堂・御靈屋・客殿・大門迄都テ新ニ御再興云々、

麓白龜山下 曹洞宗日新寺末寺 一珠玉山 龍徳院

従假屋戌方八町五十間

一田畠二反二畦廿五歩 御免地

一開基河邊宝福寺第二祖麟翁永祥禪師、文正丙戌年九月十五日、命貴山和尚補席退而入加世田庄新創梵宇、山

号蓬萊院、號龍徳、住十年、有召衆遺誠訖、無疾溘然

而尔逝、衆皆嘆傷、文明七年乙未十月十八日也、門人奉全身葬于寺内東南之隅ト云々、日新公御再興ニテ、大貳様 日新公御存生ノ内ヨリ尼ニ成リ龍徳院江被成御座、晝夜不怠法華御讀誦アリシト云、

一 日新公并左兵衛尉尚久君・尚久君御母堂大貳様御牌御安置也、

一 鎮守堂一宇

唐金鑄物圓鏡三面、差渡各五寸八部、裏銘三面共天文

二年癸巳六月吉日 大工六田信繼トアリ、



唐仁原宇都之上 曹洞宗日新寺末寺
一 布袋山 西照寺

從地頭飯屋戌亥方廿三町四十五間

一 寺地三反三畦 御免地

一本尊虚空藏 一体 長ケ七寸木座像蓮臺金磨

厨子入
一 阿弥陀 一体 長ケ一尺立像金磨蓮臺

一地蔵菩薩 一体 長ケ七寸立像彩色

一 西照寺殿光輝都仁庵主 位牌安置、

一 鐘 一口 差渡一尺三寸

(正乙)
元徳改元辛卯歳施主大 村八右エ門寄進ト銘略ス、

一 開山阜徹 二代晴巖 三代文禮 四代普禪 五代宗祐

六代貫徹 七代良関 八代寂盈 九代高雲 十代惠春

十一代智玉 十二代玉明

右西照寺開基觀應二辛卯霜月御建立、

一 光輝都仁庵主石塔 二 基

内

一 基 寺内有之、

一 基 井樋之口ニ有之、

從西照寺戌方二丁余、從飯屋戌方廿六町四十間、

右、伊地知彈正少弼平季隨者、畠山次郎重忠之孫、越

前國伊地知江在城いたし、奉仕 尊氏將軍候處、様子

有之土之窄ニ被召入置候處、御當家五代 貞久公御

勲功ニ御申替被遊御家臣と成り、康永三年六月、初而

當國江罷下、其後觀應二年彈正事 氏久公御供ニ而於

筑前金隈菊池合戦之時、御難戦にて御戦死ニ相窮候時、

御甲冑を申請 御名代ニ戦死之儀、同年九月廿八日之

由、右死骸を船ニ乗せ罷下候處、於甕原及破船、右死

骸此地ニ寄り來候付、都仁庵主石塔建立、且為菩提西

照寺建立ニ而位牌安置、氏久公ニ者季隨家來福崎主

税助を奉付、筑前博多之林香庵を頼奉隱、夜ニ紛れ被

遊御帰國候由、左候而、京泊林香寺江茂都仁之寺ニ而

都仁塚有之由候得共、沙ニ埋り不相見得由、破船之事

ニ而死骸打散し、双方江打寄候故にても候哉、古墳双

方へ有之由候、

武田村馬場添 日新寺末寺 從日新寺末方十九町四拾八間
一長屋山 本立院 愛福寺又ハ宝珠院ト云
「長水山トモ」 上代ハ長屋山半腹ニアリシト云、

慶長元丙申五月廿三日 慶長十七年霜月初五日
一本立三清庵主 一月桂妙圓大姉

「三成イ」 「丙藏允イ」
右、加世田地頭本田下野守親貞夫婦之墓、

本立院界内ニ在り、
一觀音堂 一字 建立年月不傳、

觀音 一体 長ケ一尺八寸木座像

右、日羅作ト筆記有之、然トモ虫付ニテ文字不相知、

厨子中ニ日羅上人袈裟有之、中古迄ハ破壊ノ小切れ有

之ト古書ニ見ユルトイヘトモ、當時ハ何モ無之、

一開山日新寺七世梅安桂和尚

但勸請開山也、

一鰐口 一口 差渡六寸

薩別府竹田觀音堂鰐口一張

信心願主平朝忠敬白 應仁丁亥十二月吉 (日カ)

裏ニ 愛福禪寺住持比丘慶勝

内山田村西之尾 日新寺末寺
一瑠璃山 大徳院 從日新寺午方十九町十五間

開山義屋牛和尚 開基年月不知、

一寺地一反一畦十二歩 御免地

一 大檀那大徳院殿徳瑤輝公大禪伯尊靈

右、河内守久逸公御牌、明應九庚申十一月十一日、於

加世田村原村牟田之原御戦死ニテ、御石塔其所ニ有リ、

其後 日新公當寺被御創建、寺領百六石御寄附有之、

(成脱カ)
其後被召上云々、

一鞍骨 一前大破 一木鐙 一掛大破

右、久逸公御召ノ鞍具ニテ、大徳院江相納ナリ、

内山田村南福寺境内

一 觀音堂 一宇

一 觀音大士 一体 長ケ五尺

脇土

一 不動明王 一体 長二尺三寸

一 毘沙門天 一團鏡裏ニ壽山福海ノ文字鑄上ケ、一面差渡一尺

右、忠國公御信仰ニテ、三間四面ノ堂御建立、文明元

己丑年十月廿四日ノ棟札有之、其後 日新公御崇敬ア

リ、天文十六年丁未三月十八日・永祿九年丙寅九月吉

日御再興、且水田三反御寄附アリ、日新公川邊御出

陣ノ節、御馬俄ニ煩ヒシ故ニ、右觀音江御祈願アリシ

ニ、即時ニ本腹（復カ）御用ニ立チ、別而御崇敬、毎年六月

十八日御參詣アリシト云々、

津貫村浦口

日新寺末寺

一通智山

洞江寺

從日新寺二里十五町十三間

一 獅子文珠 一体長ケ二尺五寸

奉再興文珠觀喜國摩尼寶佛尊體并二天、現當求願皆令

満足祈念也、

皆文明十二年庚子臘月十八日、願主釋氏沙門修心敬白、

片浦々エ下

日新寺末寺

從日新寺西方五里六町四十八間

一 青松山

東光寺

本尊
一 延命地藏 一体長ケ二尺二寸蓮臺腰掛

座下銘

奉造修地藏薩埵一尊、願主

檀那家重寶名宗祐薩州加世田別府片浦

皆應永六年己卯霜月七日、東光寺居住

蓑輪氏ノ先祖ト云傳フ、然トモ細事不詳、

小湊村上之畠

日新寺末寺

一 普門山

維雲庵

從日新寺二里一町五間

本尊

一 觀音 一体長八寸木座像蓮臺金磨

唐人製

一 觀音菩薩 一体長一尺木像石ニ腰掛金磨

背面ノ銘

惟天文十五年丙午七月念五日、大明船着于小湊、然者

大悲薩埵持來於當津、扣門扉以勸勵尊卑孤獨、寔依厥

助扶彼尊像安置於當寺為現、

一 伍味大乘經全部大破

一部每卷尾ニ崎森皆文明十一年願主道連入道下記入

一文珠・普賢・十六善神掛物 三幅

右 日新公御寄進ニ而候處、右之掛物三幅及大破、拾

一日新公御牌立

三代眠龍代書改、日新公御代ニハ毎年正月十一日右

經轉讀御祈禱被仰付、于今依旧規毎年正月十一日轉讀

御祈禱不怠致執行候、

益山村諏方ヶ尾 日新寺末寺
一 諏訪山 大中公庵

一本尊薬師 一体長五寸

一 脇立日光月光 二 体長各二寸五部

一 十二神 長各二寸八部

右三行 日新公御寄進、

一 大中公御牌御安置、

右大中公庵前代者道仲軒と号し、諏方宮前一町余之処ニ

有之、其時之住僧照岳宥鑑代、天文七年戊戌十二月十

九日、日新公筒鳴より御渡にて御出陳被遊候節、道

仲軒江被遊御陳取候處、加世田之軍勢相強く御難儀候

ニ付、宥鑑案内ニ而諏方宮社内ニ奉隠候、加世田軍勢

相尋候處、社内より鳩壺番飛去候故、加世田勢疑を散

し相退候付、阿多之地ニ御引取被遊候、然ニ同年十二

月廿九日、加世田 日新公御手ニ入候ニ付、天文八年

御再興ニ而、本尊薬師・脇立日光月光并十二神被召立

候、尤知行三町被召付候へ共、其後被召上候、其後洪

水之節道仲軒寺家惣而流去、夫より當分之處江再興有

之、元龜二年六月廿三日、於加世田御屋形 大中公御

逝去之節、御位牌御安置ニ而、道仲軒を諏方山大中公

と改号有之候、

大浦村大木場 日新寺末寺
一 磯間山 延命寺 従日新寺申方三里卅三町

一 延命地藏 一体長ケ五寸五部木像

一 地藏 一体長ケ九寸五部木立像

一 延命地藏菩薩經寫本 一卷
經ノ末ニ

磯間山延命地藏菩薩經、仁安元丙戌年正月十一日ヨ

リ是寺立始、六條院御代、當開山永吞大和尚、

當二世須喜書判

大浦村榑 日新寺末寺
一 長榮山 西福寺

一 延命地藏 一体長ケ一尺二寸木像腰掛彩色

一 觀音 二 体長各八寸木座像蓮臺彩色
背後ニ銘アリ、

文明二年丁卯九月八日、大願主大法師永範也敬

住持淨妙禪門 一 結衆等之事、淨久禪門・淨心禪門・

彦兵衛殿・形部二郎殿・形部五郎殿・七郎三郎郎殿・

刑部九郎殿・左近五郎、

麓上之原 日新寺末寺 廢壞、
一 壽養軒 従日新寺卯方三町三十九間

一 虚空藏堂 一宇 一寺地一反十九步 御免地

虚空藏尊 一座長ク七寸二部木座像蓮臺彩色

背後ノ銘

大永二年作之、知覺

右、日新公御建立、

一 稻荷宮 幣勧請

右、大中公御建立、

右 壽養軒廢壞、年月不詳、寺蹟御免地ニテ、其所務ヲ

以テ堂社修甫祭式等仕来候、且 日新公御幼稚ノ時被

上御乳候女姓後ニ為成比丘尼候而、日新公右寺被遊

御建立、右尼居住為有之由候、

麓上鴻巣 時衆宗相州藤沢清浄光寺末寺
一 白龜山 安養院 淨福寺

御目見地

元禄十五年四月書出ニアリ、

一 境内除地 豎五十間
横四十間

從地頭仮屋未方一町四十五間

一 高七斗 往古ハ為御佛餉料二百壹石御寄附ニ而候処、

被召上候、

※1(行間)

「百八石武田村之内井手門、同九拾三石同所中野門、寬庭様為

御佛餉料御寄附之處、勘落之節被召上、其後當所宮原村之内

木佐貫門高四拾石被召付置候へ共、是又元和五年奇破之節被

召上、無縁地ニ罷成候」

※2(行間)

「寛保書出シニ、寬庭様御位牌御佛餉料として段々被召付置候

へ共、勘落之節被召上無縁地ニ罷成、當寺十二代之住持蘭阿

弥より、當寺之門口より通堂迄之間衆中明屋敷有之、其節依

願寺高ニ御免被仰付、今以右之通被召付置候」

一 下々寺地三反 御免地

一 本堂客殿 寺社方分力銀御修甫所

一 御佛餉米四石

一 開基應永元甲戌歲、遊行十二代之上人開基ニテ、「日号如

新公御建以後白龜山ト被遊御改候トアリ」

意山安養院、施主別府殿法名陵阿弥之由、往古者加世

田之内鷹城ト云所ニ有リシニ、日新公加世田江御遷

城後、右寺城内江御引移シ、寺家并鎮守堂・通堂マテ

御再興ニテ今ノ通御改号ノ由、大中公御母堂寬庭芳

宥大姉御寺ニテ、當寺七代寛阿依契約奉引導、御茶毗

所・御石塔寺内ニアリ、

※(行間)

「尊觀法親王、應永七年十月廿四日長州赤間関ニテ入滅、五十

二才ト位牌ニ書付アリ」

永祿六癸亥年十一月九日

一 淨福寺殿寬庭芳肴大姉

一日新公 一大中公

右御位牌安置、

一本尊阿弥陀佛 一体長八寸二部木立像金磨蓮臺

右、寬庭様為御形代 伯圍公御建立、

一本尊阿弥陀佛 一体長ケ二尺六寸五部木立像金磨

作者安阿ミ、

右者、本堂五間四面、四方縁須弥檀、厨子本尊、

伯圍公御建立之棟札

奉造立當寺云々、大檀那薩隅日三州太守島津藤原陸奥

守伯圍入道殿御息災延命、御子孫繁昌、一家平安、弓

箭冥加、領内豊饒云々、當地頭平田安房介平宗茂、

元龜二年辛未卯月七日、淨福寺七代寛阿弥陀佛敬白、

大工久富源五、鍛冶有馬次郎三郎、

右ノ棟札淨福寺廿二代了典代焼失ニテ、當分寫アリ、

一本堂 一鰐口 差渡一尺三寸

銘二

奉掛願処薩州加世田庄淨福寺 家貞貞通武住須阿施主

等敬白

皆天文廿一壬子十二月吉日

一 戦亡板二面

天文十七年戊申七月七日、本堂江日新公御安置、今以七月七日施餼鬼有之云々、寛保書出ニアリ、

右、伯圍公御寄進ニテ、度々遭火災、如以前書寫本堂

ニ有之、姓名左ニ誌、

阿多源左エ門

鮫島備後

中山源三

肥後助七

久留軍兵衛

大寺刑部

谷山主殿

伊集院刑部

蒲地越中

市来備後

平田加賀

肥後與一

大重四郎兵衛

肥後新次郎

上野源十郎

桂常陸守

川上右衛門

辻大藏左エ門

鎌田兵部

有馬軍弥左エ門

有馬又次郎

中島竹太兵衛

松山三郎五郎

十郎三郎

鮫島又左エ門尉

菊野軍助

富松左京亮

市来備前守

本田九郎

税所助十郎

猿渡與一左エ門

谷山藤兵衛

蒲地帶刀八郎

蒲地左エ門四郎

吉富與四左エ門

塚田與兵衛

成枝左エ門尉

猿渡勘解由藤七

猿渡彦次郎権左衛門

猿渡九郎觸田	宮原治部左衛門	弟子丸	加江田六郎三郎	益崎伴五郎	同彦右衛門
小島源兵衛	池邊	成枝又八	高洲七郎太郎	大廻與三	寺師新四郎
野與三左 <small>(V.A.)</small> 門	宮原隼人	忠隈八郎四郎	比志島又六	安藤又五郎	榊田太郎次郎
毛利	毛利助七郎	中村	梅北宮内左 <small>三</small> 門	西郷又八	有河藤七兵衛
久木田兄弟中兵衛	税所越前守	安田伊豆守	山伏泉慶坊	木原五郎	蘭田
鎌田刑部左 <small>三</small> 門	宮原助次郎仕八	武本又九郎	池上将監	大迫四郎兵	馬刑八郎左 <small>三</small> 門
堀内弥十郎	左藤	助十郎	相德父子	比志島	遠矢金兵衛
伴五郎	長濱左 <small>三</small> 門二郎	松崎與五郎	猿渡民部左 <small>三</small> 門	加江田六郎三郎	伊作宗十郎
青山治部	土橋采女	森弥太郎	窪兵部	坂本又十郎	敷根越中守
伊集院又七	丹生民部太郎五郎	上床八郎三郎	平田備中守	松本新次郎	益笠
與藤同又六	谷山	池上新六	有馬三郎次郎	柳田太郎兵衛	弥八左 <small>三</small> 門父子
太郎次郎	竹内	石神	日高	谷山	野本孫九郎
上原五郎次郎	坂本助九郎	坂本助三郎	一唐金鐘子一	日新公御寄進、	
玉利左 <small>三</small> 門五郎	肥後與三郎	二宮四郎九郎	一中央 一肺	大中公御寄進、	
井尻淨林禪定門	長田孫太郎	富松隼人	一打磬 一		
有屋田左衛門	上原彌五郎	三原藤次	右打磬入箱之銘		
入佐	原田五郎左 <small>三</small> 門	梅北土佐守	薩州加世田庄於道場淨福寺本堂御宝前奉寄進建立調声		
帖佐婦	山口權太夫	木村神田	金箱一ヶ志為後代善根大願主須阿弥陀佛然御遊行下向		
上床八郎兵衛	春田神五郎	村思	砌授之法名嚴阿弥陀仏開為後生善所妻女大姉念佛修善		

為業因往生極樂為花報證大菩為果報利益衆生為本懷

可知發心經文者也

皆天正拾伍年丁亥參月十五日奉拜 ※

一編衣

右二品寬庭様御寄進、

※(付記)

「神社佛閣帳ニ、

右寺 日新様御建立被遊候、前々知行五町相付候へとも、京

竿之時分被召上候、其後高四拾石相殘候処ニ、元和年中ニ被

召上候而、于今高七斗分御座候事」

一寬庭様御石塔 一基長ケ四尺五寸

右、淨福寺後山涯ニ有之、

一通堂一字

右 一地蔵 六体長ケ各六寸四部

作者鎌田助三郎

左 一地蔵 一体長ケ一尺八寸 ※

右蓮臺裏銘

願主頼慶佛子、作者鎌田助三郎、于時文明十一己亥

九月廿四日、

右 日新公御寄進ニテ、淨福寺入口ニ有リ、

※(付記)

「一石老ツ 寛保書出ニアリ、

右、龍伯様慶長五年二月當寺へ御佛詣之御御手を被付候石

ニテ、前々より客殿之庭江有之候事」

加世田祈願所

麓平 眞言宗大乘院末寺

一雲林山 寶生院

今泉寺 從飯屋卯方四町五十八間 御目見地

一高廿七石 一下々寺地ニ反九畦内ニ畦竹木山

一客殿寺社方御合力銀修甫所ニテ、其外寺家廻り自分修

甫ニ而候處、先年大門・本堂及大破、當寺由緒之訳を

以寺社方江御造立之儀訴出候處、廿九代眞純代一往檢

者附ニテ造立被仰付候得共、當分ハ合力所ニ而候、

開基已來山号白龜山寶龜院、本願主桂林國久大神祇ニ

而、日新公寺家不殘御建立之節、雲林山寶生院与御

改號ト云々、

一今泉寺開基、靈龜之頃、梵僧善無畏三藏來朝シテ當浦

ニ着岸アリ、寺宇開於白龜山、修虛空藏求聞持法經數

日、而養老二年到大和国高市云々、爾後道慈法師・法

幢仙人等之勤者于此山來數日駐錫所修法靈跡也、既泯

星霜寢久矣、于時嘉吉之頃、島津國久移於今泉山之下

再興寺宇、招迎龍巖寺之賢範和尚擬開山之祖也、日

新公御屋形より鬼門ニ當り候故、天文九年之比御祈願

所ニ被成、水田十二町御寄附有之候、其節住僧政譽法

印也、寺家都而御造立被成、且又本堂并六坊之内江三

十六体之巡礼觀音御建立之由、其上六坊御建立也、六

坊八池之上坊・圓福寺・中嶋坊・下之坊・迫之坊・杉

本坊ニ而候、右之内池之上坊・杉本坊ハ于今有之候、

一今泉寺本堂之儀、日新公御看經所同前ニ每々御自身

御看經被遊候由、永祿十一年御逝去ニ而、同十二年之

比 貴久公加世田御屋形江御越居被成候節茂不相變御

參詣、御自身御看經被遊候由、

本堂
一淨蓮院殿東礮大岳大居士

全
一 日新寺殿梅岳常潤在家菩薩

全 島津薩摩守國久
一本願主桂林國久大神祇

右御牌安置、

本堂
一本尊藥師如來 一体長一尺

本堂十二神之内
一木立像 二体長各七寸五部

全
一全 七体長ケ各七寸

一愛染明王 一体長ケ四寸五部
木座像彩色蓮臺

一十一面觀音 一体長ケ三寸
木立像

一地蔵 一体長四寸
土立像

一土大黒天 一体長四寸立像
日新公御作

一愛染明王掛物 一幅弘法大
師筆

一聖徳太子掛物 一幅

一不動明王掛物 一幅聖法尊師筆

一加世田中佛神名號掛物 二幅日新公御筆

但神號惣テ略ス、

右拾四行 日新公御寄進、

一衲袈裟并横尾 但修多羅ナシ、
破損

一庭幡八流 但大破、

一小幡四流 但全、

右五行 日新公於今泉寺灌頂御修行之節御寄進、

一虚空蔵 一体長一寸五部
木座像

一聖天 一体長五寸五部

本堂左右
一脇土 二体長各九寸
木立像

全
一全 一体長六寸

全
一全 二体長各七寸五部

一雨寶童子 一体長ケ九寸五部
木立像

一觀音 一体長一寸五部
木立像

一不動明王 一体長一尺
木立像

一弘法大師 一体長四寸五部
木座像

一不動明王掛物 一幅全

一弘法大師掛物 一幅

日新
永祿三庚申
再興

一御額一面 雲林山 日新公御筆、横一尺七寸、 豎二尺七寸、

(編額ノ臨写アリ、省略ス)

一鐘 一口 差渡一尺二寸九部

右 日新公御寄進、

今泉寺境内

一山之觀音堂 一字

格護 今泉寺

一千手觀音一休

一馬頭觀音一休

右 久豊公御建立ニテ、日新公御再興之由、

白龜山

一虚空藏堂 一字

格護 今泉寺

一虚空藏 一体長九寸五部木座像金磨

右開基者、靈龜之比、梵僧善無畏三藏來朝して寺宇開

於白龜山、修虚空藏求聞持法ト云々、其後 日新公御

再興之由、

一奉造立南瞻部州大日本國薩陽河邊郡加世田村今泉寺藥

師堂一字、右奉為天長地久、御願圓滿、殊者信心大

英檀息災延命、身心堅固、武運長久、御子孫繁昌故也、

雲林山寶生院權大僧都政譽 大英檀島津藤原朝臣相模

殿 日新公御願圓滿 大檀那三州太守島津藤原朝臣修

理大夫殿 貴久同又三郎殿義久 弘治二年丙辰十二月

廿一日金曜 通宿

供養道師大阿闍梨權大僧都法印頼忠

右棟札ノ裏ニ

島津周防守 吉田又十郎 鮫島備後守

有馬主計助 阿多但馬守 岩切三河守

宮原出雲守 市來縫殿助 鮫島將監助

吉富藤内左衛門 鹿嶋六弥左衛門尉 野村美作守

平田安房助 大坊山伏 野村兵部少輔

松山隱岐守 田尻荒兵衛尉

右、草字ニ書記有之、

一明曆二年丙申四月吉日棟札ニ奉行本田助之丞親知とア

リ、

政譽法印古紀

一天文九年庚子君壽四十九歲春三月廿一日、於今泉寺為

政譽阿闍梨授戒師池上坊忠雄羯磨阿闍梨剃翠髮脫俗衣

授十善戒、奉号法諱日新齋梅岳常潤、攀胡髯從臣首井

尻神力坊六人同剃鬚髮迪率梵儀矣、

天文十一壬寅年、日新公五十一歲、隨政譽阿闍梨入壇

灌頂於今泉寺、教授池上坊忠雄僧都、誦經頼眞律師、

歎德金藏院賴善法印也、當春三月鬼宿、於別所蒙大阿

闍梨加持、尋登三摩耶戒壇、授無漏心戒丹府、受如來

六種供養及心水知燈、而師曰、今佛子至十地菩薩位養

於法雲震宮紹位於大日覺殿、三世佛陀得此心戒持之、

忽證自他成道、速說法利生無有異路矣、然而以普賢菩

薩引入秘密輪壇知自心、本佛已紹薩埵職位、入自性曼

荼坐心蓮華臺、浴五部灌頂、持五智金剛心城大阿闍梨

授金剛名号曰新發意金剛、日新菩薩、此号十方諸佛

證明知於此亭、大覺法皇心印昇佛頂輪王位矣、師曰、

自今以後勿發我是凡夫思念、若違之其罪不淺、又勿輕

己身灌頂者佛頂輪王太子、既備如來應供正遍知德委在

大日經等修菩提、行饒益有情之外可令勿他事此三部秘

經取意也、經軌曰、雖諸佛菩薩經無數、却積功累德不

能得成佛、而蒙秘密心王諸佛之驚覺、終入眞言門、速

證最正覺釋尊成道亦復如是、又曰、不依眞言教有成佛

無有此處、論曰、唯眞言法中即身成佛、故說三摩地法

於餘經中闕而不書、亦曰、通達菩提心父母所生身速證

大覺位、金剛頂教王經曰、眞言陀羅宗者如來以之為秘

密藏者正法微妙、不佛智不解名秘密包含法界統諸經、

故云藏大日經疏曰、如來秘奧之藏非其人則不授、公宿

善深厚、故入此門、輪王授受惠果大師曰、非難得冒北

遇此法不易也、人貴者不過國王、法最者不如密藏如來

髻珠佛法心髓成佛要妙也、大日經曰、一切如來從初發

心乃至究竟一切功德、此灌頂者皆得之欲供養一切佛當

供養、是人纔入此門起三大僧祇於一念阿字興無量福智

於三密之金剛豈不妙哉、不快乎矣、

一 灌頂水

〔永祿二年三月、日新公於當寺住僧政善法印代灌頂御修行被遊、水田老反五畦御寄進有之候、是を灌頂寄進免と申傳候、右水田當分之寺高式拾七石之内ニ相込候、

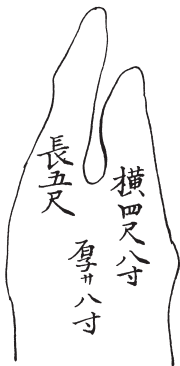
右、當山之界内巳午之間許ニ有リ、往古 日新公於當

寺灌頂之刻、初而此井を掘らせ給ひ、清泉を結ひ、法

水に用ひ給ひしより灌頂水と云、三百年來今之世ニ届

るまで尚とくくの音絶へす、

一 楯石



右、當寺本堂之前七八間許ニ有リ、往古別府城北口堀

手口門之側ニ有りしを此所ニ移せしと云、

平 眞言宗今泉寺末寺六坊之内 野間權現別當寺

一 野間山 龍泉寺 愛染院 御目見地 從飯屋卯方四町四十八間

一 愛染院上古者野間之地江為有之由、何年等之比ニ而候

哉、川畑村之内池之上權現隣江引移有之候を、又天文

九年 日新公今泉寺六坊御建立之節當分之所江御引移

シ御再興ニ而、池之上坊と云、則今泉寺六坊也、

一 鰐口 一口

銘ニ

薩州別府野間村近宮十二所權現鰐口奉施入願主平氏

忠勝、文安二年十二月 尺書 誌之

右、本堂正面ニ有之、

大浦村八ヶ代 愛染院末寺 眞言宗

一 白亀山 文珠院 地福寺 從飯屋申方三里十五町

一 上屋敷七反六畦 御免地 ※

右地福寺者、往古某氏城柳之由ニ而、四方高岸ニ而、

切通し中より斜ニ通路有之、要害堅固之地形与相見得

候、界内東西六十三間、南北八十三間、岸高サ二十五

間程、往古 日新公野間山御越之節、鹿籠勢罷通り候

ニ付、二代頼源御注進申上、自身鹿籠勢ニ驅合せ、地

福寺之下切通しニ而防留、終ニ戦死いたし候由、其所

ニ石塔有之、右通頼源忠死候故、弟子頼鎮を後任ニ被

仰付、高被召附候得共、其後被召上候、當分寺地はか

とアリ」 元禄書出ニ寺領八拾石被召上候

り御免地ニ而候、一説ニ、日新公野間山江御直參被

遊候處、二之鳥居江守護不入山と云怪額相顯候故、直

ニ御帰館被遊候、然處ニ、其節迄者鹿籠未入御手故、

鹿籠方此虚ニ乘し越路坂江伏勢いたし、正月十九日之

曉、御帰路を可奉襲と相謀り相窺候處、野間山御神事

ニ差越候宮原佐渡とはしらす伏勢之面ニ起合名乘掛候

處、日新公者昨日御帰館あれば案外之事ニ而、一軍

※(付記)

「一本尊阿弥陀 一文珠菩薩

一九玉大明神宮蘭屋敷と申所へ崇有之候を、日新公寺中ニ

被遊安置、于今四節之神樂相動候、

一鐘一口 鹿兒島護所へ被召上候、

已上、元禄書出ニアリ」

眞言宗坊津一乘院末寺

一 明星山 淨蓮院 杉本寺 從飯屋卯方六町拾間

一上古惣持院と云、忠國公御逝去後淨蓮院と改号之由、

則今泉寺六坊之内也、

郷土淨免島高之内也、

一下寺地三反二畦

陸奥守忠國公文明二年庚寅正月廿日

一淨蓮院殿東礮大岳大居士

右御牌御安置、

田中
一六角堂 從杉本寺西戌方一町半

一御石塔 一基 御靈骨収、

石ノ箱ニ

忠國公法名淨蓮院殿東礮大岳大居士、文明二年庚寅正

月廿日致御逝去、不違 御存命之約、謹而奉皈入引導

阿字門者也、

明星山頼濟法印

衣之記

右、蓋函ヲ掛テ有之石箱ノ裏ニアリ、

津貫村下津貫 眞喜宗今泉寺末寺
一萬壽山 不動院 石原寺

58 一両頭愛染明王 米村有意筆 箱入 掛物一幅

右者、寛文五年巳三月廿六日、加世田石原寺持仏堂之

本尊

後鳥羽院御作之不動明王并脇立被召上候、依之代り之

儀被奉願付、達 貴聞之所ニ、右本尊拜領也、仍如件、

寛文八年申七月廿四日 時任慶右衛門 判

是枝右京 判

取次

志和屋左京 判

加世田

石原寺

59 一不動明王 弘法大師御作 二重厨子 長ケ七寸木坐像一体

右者、前々石原寺持佛堂之本尊

後鳥羽院宸作之不動并脇土二体

左中将光久公為御本尊被召上候、依之先年両頭愛染一

幅拜領之処、依為繪像、今度右木仏重而以上意拜領之

也、仍如件、

元禄四年未十二月廿一日 取次 時任慶右衛門 判

是枝右京 判

志和屋左京 判

薩州加世田
石原寺快乎

一妙法蓮華經内二ノ卷紛失、一部

右八之卷末ニ、永祿五曆壬戌仲秋、薩陽加世田莊大

願主在家菩薩日新、

一慶長十四年鹿兒島御支配所御目錄有之、

一永祿八年乙丑再興、大檀那 日新公、

一天正十二年甲申九月吉日再興、大英檀 義久公、當

地頭本田刑部少輔宗親、

右式行棟札焼いたし候へ共、旧記ニ相見得候、

益山村トウガイ 真言宗今泉寺末寺

一八幡山 満徳寺 眞光院

寛保二年棟札ニ

當寺嘉吉年間御建立、弘治三歳御造營、

地頭所村中島

一阿弥陀堂 一字 從飯屋丑方八町三拾間

延宝年中再興棟札

日新公永祿年中御別寺於六坊、其蹟阿弥陀堂御建立、

其後号里中島、然後天正八庚辰年補之云々、

武田村有本

阿弥陀堂 一字

阿彌陀 一体 長ケ一尺三寸五分木座像彩色

後光裏ニ

施主大願成就、子孫繁昌、息災安全、壽命長遠守護、

永祿五年壬戌八月彼岸

武田村川路

一地蔵堂 一字

棟札 一奉造立地藏厨子一字、

于時寛永十一曆甲戌八月時正日、雜雲一雲嬾徒叟代、

武田村馬場添

一觀音堂 一字

一觀音 一体 長ケ一尺八寸木座像大破

右觀音日羅作与筆記有之候得共、虫付ニ而文字不相知

候、厨子中ニ日羅上人袈裟有之、中古迄ハ破壊之小切

有之候由書付等有之候へ共、當分者何茂無之候、且

日新公被遊御信仰、蜀錦御目蔵一片御寄進之由候得共、

是亦當分無之候、

一鰐口 一口 差渡六寸

銘ニ

薩別府竹田觀音堂鰐口一張

信心願主平朝忠敬白 應仁丁亥十二月吉日

裏ニ愛福禪寺住持比丘慶勝

内山田村脇

一觀音堂 一字

一觀音大士 一体長五尺

脇土 一不動明王 一体長式尺三寸

全 一毘沙門天 一体長式尺三寸

右三休日羅作之由、

右觀音大士者、忠國公御信仰ニ而、三間四面之堂御

建立、文明元己丑年十月廿四日之棟札為有之由、其後

日新公御崇敬ニ而、天文十六年丁未三月十八日・永祿

九年丙寅九月吉日御再興ニ而、水田三反御寄附被遊候、

其後被召上、當分ハ御藏入浮免高差付ニ被仰付、觀音

免与相唱来候、尤 日新公川邊御出陣之節、御馬俄ニ

相煩候付、右觀音江被遊御祈願候處、即時ニ本復いた

し御用ニ相立候故、別而御崇敬、毎年六月十八日御參

詣之由、其規定ヲ于今請次、無怠慢日新寺住持より參

詣有之候、然處安永四年未二月、寺社方より白銀十枚

相渡、當分之通造立有之、

大崎浦堂ノ元

一阿弥陀堂 一字

格護

覺藏

從地頭飯屋戌亥廿九町十一間

阿弥陀 一体 長八寸木座像金磨

右、伊地知彈正光輝都仁庵主形代之由、其外由緒等日

新寺末寺西照寺之場江相記候故、此場略之、

川畑村駿河峯
一勝軍地藏堂 一字

勝軍地藏 一体 長一尺六寸木立像大破

右 日新公肝付省鈞為調伏堂之迫高岡ニ御建立之由、

其後風雨之難ありて此所ニ安置スト云々、

麓淨福寺入口ニアリ、

一通堂 一字

石 一地蔵 六体 長各六寸四分 作者鎌田助三郎

一地蔵 一体 長一尺八寸 作者同人

連臺裏銘
願主頼慶佛子、作者鎌田助三郎、于時文明十一己亥九

月廿一日

右 日新公御建立之由、

唐仁原往還筋十文字

一通堂 一字

一阿弥陀 一体木像
大破 一地蔵 一体石立像

右 日新公御建立、

一 東城

根廻十八町、高廿五尋程、別府ヶ城又福壽城トモ云、本丸ヲ福壽城、二丸ヲ尼ヶ城、三丸ヲ中城ト云、

一 新城

根廻十七町程、高廿八尋程、上之城・大欣城・西之城ト三丸アリ、

右東城・新城ハ一城ニシテ、上古別府某ノ居城也、文

明ノ頃、薩摩守國久別府ヲ從ヘ此城ニ籠ラレシト見得

タリ、天文ノ頃ハ別府ノ支族薩州家ノ幕下ニ属シ、大

山氏・市来氏・中村氏・別府氏・同尼・阿多氏右六丸

ノ主將タリ、然ルニ、天文六年四月上旬實久加世田ニ

至ル、五月中旬 日新公實久ヲ見テ和睦ヲナス、其故

ハ只国家ヲ安ンシ臣民ヲ保ツニアリ、 公實久ニ語テ

曰、伊集院・鹿兒島・谷山・吉田ノ地汝ニ許スベシ、

汝カ領スル所ノ加世田・川邊ノ両城ヲ(我脱カ)ニアタヘヨ、水

魚ノ交リヲナサハ誰カ敢テ我カ三州ヲ侮ランヤ、實久

應諾セスシテ却テ祁答院ト共ニ謀略ス、故ニ 日新公

憤リヲ含ミ玉フ、于時天文七年十二月晦日戌ノ時、

公軍衆ヲ招テ曰、只今加世田ニ向ヒ是ヲ攻ント欲ス、

若シ生ヲ好ミ名ヲ不顧者ハ速ニ退去スヘシ、名ヲ好ミ

生ヲ不顧者ハ速ニ發向スベシト再三仰ラレ、酒肴ヲ備

ヘ玉フ処ニ、忽チ蜘蛛ノ詳瑞アリ、父子御三人三盃酌

ミ玉フ、鋭士ヲ撰ヒ前鋒トシテ進ミ行ク、各速ニ其地

ニ至ラントス、甚暗フシテ、阿多ノ松坂ヲ過ル時ハ夜

半ノ鐘聲耳ニ觸ル、時ニ狐火ノ暗ヲ照シ前路ニ先タツ

テ白昼ノ如ク、各枚ヲ含ミ潜ニ城壁ニ進テ闕ヲ發ス、

此地上古ヨリ五ツノ壘アリ、各堅固ナリ、雖然右馬頭

忠將大將トナリ搦手ヨリ攻ル事甚急ナリ、是ヲ以テ翌

曉寅ノ時本城ヲ陥ル、此時富松左京亮ハ大山宮内少輔

ト短兵相接テ一所ニ死ス、阿多飛彈守ハ城中ニ走り入

リ大山藏助ト并ニ戦死ス、其餘ノ敵モ又走テ新城ニ入

リ、死ヲ決シテ醉ヲ催スノ間、 公ノ軍競進ンテ攻シ

カハ、新城モ又陥ル、此時敵三十餘輩枕ヲ并テ死ス、

其中相徳氏ト号スルモノアリ、其妻妾ヲ引テ途中ヘ送

リ、城内ヘ立歸テ戦死ス、谷山藤左衛門尉・吉富吉左

エ門尉(二人方兵)モ屠死セラル、此時ニライテヤ、敵兵相支

ヘテ暫ク休ラフ、午ノ刻ニ至テ大寺越前守・鎌田加賀

守川邊・山田ノ衆ヲ卒ヒ新城ノ勢ヲ助ントス、 貴久

公則馬ニ乗り突出シテ追討セント欲シ玉フ、時敵兵其

後ヲ絶ツ、危急是ヨリ甚シキハナシ、雖然忠將駿馬ニ

鞭チ多勢ニ向ヒ、筋力ヲ盡シテ挑戦ヒ数刻ヲ移シヌ、

敵勢中間ニアルユヘ、防禦ストイヘトモ利アラスシテ

忽ち破ル、市來備前守・猿渡与一左エ門尉・税所助十郎・本田九郎・蒲地帯刀左エ門尉・同左エ門四郎等共八人死スルモノアリ、加世田ハ日新公ノ御祖父河内守久逸戰死ノ地ニシテ、今日ノ勝利豈能是ニ比スルモノアラシヤ、其後加世田ニ宅地ヲ定メラレ、御家作居住シ玉フト云々、

一別府城内ニ尼殿墓ト云アリ、今泉寺過去帳朔日ノ部ニ、長年昌壽尼龜ヶ城主別府氏尼トアリ、此尼殿事ナラン、一石塔 一基

別府城外搦手口ニアリ、福壽權現ヨリ申方三町程ニアリ、天文七年戊十二月晦日(イ)ノ富松左京伊作衆・大山宮内少輔加世田衆城内ヨリ組合互ニ差違ヘ戰死ス、其蹟ニ誌ノ石塔向合七建ツ、當分郷士小田原源右エ門屋敷内ニアリ、

一石塔 一基 從別府城寅ノ方二町程ニアリ、

猿渡與一兵衛 於田中川原戰死、

同勘解由

同彦次郎 兄弟三人於大手口戰死、

猿渡九郎

同與一左衛門

同民部左衛門 二人於堂崎戰死、

本田九郎

蒲地帯刀

同左衛門

同新三郎

天文七年戊十二月晦日、於加世田戰死、

右同會招魂墓黒鳥口ヨリ少シ東ノ方六角堂前道傍ニアリ、一新城本丸ヨリ西方二町程ニ陣ノ尾廻百五十間高サ十間ト云アリ、

川畑村ノ内 一花牟禮城 東西二十間、南北四十間、高サ三十間、別府城ヨリ卯方十八町程、

右古城蹟ニテ、別府城出丸也、何年間某氏居城之訳不知、

村原村ノ内 一尾守ヶ城 東西十六間、南北廿四間、高サ三十五間程、別府城ヨリ寅方二十一町餘ニアリ、

右古城蹟ニテ、別府城出丸ナリ、往古島津薩摩守忠興

与同新三郎有不快之事、及合戰責忠福之城加世田、忠

福之兄下野守昌久者久逸公為孫婿、故合力于忠福、明

應九年十一月十一日、久逸戰死于加世田云々、

又別府ヶ城島津八郎左エ門尉實久之一族島津新三郎忠

福守リシニ、嫡家ト不快ノ間トナリ、于時伊作河内守

久逸伊作在城ナリシニ、忠福カ危急ヲ救シ為ニ出馬ア

リ、當城出丸尾守ヶ城ニ取掛ラレシニ、牟田之原ニテ

忠興ノ軍勢キビシク働シ故勝利ヲ失ハレ、深田へ駈込

終ニ御戦死也ト云々、 又久逸公ハ藪田新右衛門奉討

ト云、于今其子孫加世田郷士ニ有之、

一尾守ヶ城西一町四十間程田中森山中ニ久逸公御墓石塔

アリ、

益山邑ノ内

一陣 東西廿六間、南北廿八間、
四方木竹山平地也、

右、別府城ノ出丸陣場ナリ、

同所ノ内
一諏訪ヶ尾

右、往古忠興方軍兵ヲ伏セ置シ所ニテ、鶉之塚合戦ニ

モ此所ノ伏兵突出シテ大ニ敵兵ヲ敗ルト云、此尾筋ニ

上レハ鶉ノ塚脚下ニ見渡シ、迫合ニ兵ヲ伏セ、要害堅

固ノ地ナリ、

唐仁原之内
一内田ヶ城 東西廿六間、南北五十七間、
根廻四町程 高サ十八尋程

右、往古内田某居城ナリシユへ内田ヶ城ト云、此所モ

別府城出丸也、内田某居宅ノ蹟此城ヨリ西方十三町許

ニアリ、辰方ハ麓西城ニ隣ス、

武田邑ノ内

一荒瀬城 東西三十一間、南北四十八間、高サ二十五間、

右、別府城出丸也、城ノ崎トモ云、

益山村ノ内

一鎮守之渡 從地頭飯屋子方三十町程

右、萬瀬川鎮守之渡リニ於テ阿多ト加世田ト對陣矢軍

アリ、加世田勢強フシテ競進ム、故ニ退テ阿多ノ地ニ

屯ス、勢ニ乘シ弥進來ル、於茲 日新公ノ軍勢筋力ヲ

尽シ防戦、数刻ヲ移シ勝利ヲ得、強敵数十人ヲ斬取玉

フ、于時肥後掃部左エ門・宮原隼人・井尻四郎左エ門

戦死ス、渠等カ忠節ヲ忘レ玉ハス、六地藏塔ヲ造立シ

玉フ、
一六地藏塔 一基 高サ五尺五寸、

鎮守ノ渡ヨリ申方五町四十八間許ニアリ、

土臺三重ノ上縁ニ
以此功德不及一切我等トアレトモ、上下闕文多シ、

一鎮守ノ渡シノ旧蹟ニ鎮守社一字アリ、

益山邑ノ内
一鵜之塚 根廻百廿間、高さ六間、

右、應永四年、伊作久義宿意ヲ別府某ニ散セサルコトアリ、其憤リヲ遂ン事ヲ欲シ、軍兵ヲ引卒シ大川ヲ渡リ陣ヲ鵜之塚ニ構フ、陣幕イマタナラサル間、別府某精兵ヲ發シ久義カ陣ヲ襲フ、久義小勢ナルカ故ニ陣外ニ進ムコトヲ得ス、徒ニ年ヲ越フ、爰ニ於テ和平ノ媒有テ開陣スト云々、

又云、鵜之塚ノ義、明應九年 日新公御祖父河内守加世田ニ於テ戰死ノ鬱憤ヲ晴サン為、 日新公天文七年十二月十九日軍勢ヲ催サレ、加世田ト阿多ノ境万瀬川ノ末鎮守ノ渡セト云處ヲカケ渡リ御取り掛ケ有シ処ニ、此鵜之塚ニテ忠興方稠シク防シ故 日新公御勝利ナク、阿多ノ如ク御退ナサレシト云々、

唐仁原邑之内
一内圍
同所
外圍

右、往古佐方某城蹟ト云傳、右内外ノ圍間ヒ一町余隔

リ東西向キ合フ、両所共ニ島地、圍ヨリ南方佐方殿墓ト云アリテ、佐方門名頭屋敷也、

唐仁原村ノ内
一小陣

右、往古陣場ノ蹟ト云、

内山田邑ノ内
一圍ケ岡

右古城蹟ニテ、上代ハ大松山ノ由、當分ハ野岡、三方ノ尾筋ニ堀蹟等有之、一方ハ一騎通シノ切通シニテ通路也、

内山田邑ノ内
一古城蹟

右城蹟當分百姓居屋敷也、

大浦村ノ内
一小城

右城アトニテ、中古迄ハ堀蹟有之、今ハ島地也、

同村ノ内
一陣之尾

右、往古ノ陣場ニテ、都テ島地也、

大浦村ノ内
一上之城 下之城 小城トテ城アトアリ、今畠地也、

大浦村ノ内
一八ヶヶ城

右、何某居城トモ不知、日新公御代天文十四年ノ頃、

此城ニ於テ大合戦有之、橋口孫兵衛首数餘多討取、終

ニ其身モ戦死イタシ、其志甚感シオホシメシ、其子孫

八左エ門へ御感贖并御鎧一両被成下、于今其子孫家藏

セリ、

同所ノ内
一陣之尾

右、陣場ニテ堀アト存ス、

一亂橋

右、地頭所村・益山村・宮原村三方境ニテ、上古度々

取合有之タル古戰場ノ由、當分ハ高堤ニテ、麓ヨリ片

浦通路ノ往來筋也、

麓ノ内
一御屋地

東西五十間、南北六十間、從地頭飯屋巳午方四町程

右、日新公御平治後此所ニ被遊御座候、御屋作り天

文八年御取付、翌九年成就之上伊作より此所江御移徙

被遊候、御書院東向ニ而、御門東西ニ明き、鬼門之方

四町余ニ祈願所今泉寺あり、人門之方ニ護所あり、

西北之後長屋川流通り、川向すなはち別府城也、御屋

地外廻リニ街道ありて、西北ニ所に一ツ橋あり、是を

御屋地上下橋とて于今存せり、其後御屋形御取除キ郷

士屋敷ニ相成、于今御屋地といふ、

一柿壺本 御所柿

御屋地南之隅山涯ニあり、

右御屋地庭木ニ而、于今存せり、熟すれ八年々初穗屋

敷主より不怠日新寺江献す、

赤生木村之内
一笠松

右、往古笠石濱といふ、大浦渴抱之汐入遠干渴ニ而、

笠石・笠松之外ニも小島・飛瀬杯有之候得共、享保年

中新田御築留ニ相成、當分者田之中ニ有之、往古 日

新公笠石渴ニ而御詠哥あり、

旅人の時雨にぬれし大浦かた笠石もあり笠松もあり

小松原浦之内寄木浦
一隔世亭

右、近衛信輔卿御遊之跡を慕て避暑の涼亭をいとなみ、
于今風遊の人絶へず、抑此亭ハ黒木柱の小屋にして、
戸壁もなく四方明きにして、西北は渺々たる滄海を見
渡し、甌嶋ハ眼のあたり十八里あなたに雲の如くつら
なり、東は小松の葉越しに連山波濤の如く見へ透き、
南ニは神のむかしの長屋山盤立し、只此亭の有とハ涼
風と鮮魚とのミ、唐人顔遠山に此亭の風景を模写して
是を見せしめ亭号を需めしニ、隔世亭と名付、自書し
て扁額をあどふ、尤寄木浦と申儀者、此場所より東之
方壱町余ニ寄木八幡有之候故相唱候、

川畑村之内萬瀬川筋
一川彩

右川彩は萬瀬川の川上にして、高山をもて包めり、加
世田と阿多の境なれハ中流を以て限りとす、兩岸皆巖
石にて絶壁の如く峙ち、其中を曲流せり、河水甚た荒
くして急流矢の如し、或ハ巖を潜りてむせぶあり、或
は石ニ觸れて激するあり、渦卷あり、湧上るあり、其
深き事しるへからず、立神は流れに添ふて卓立し、其

高き事数十尋あり、其あたり皆平滑數百歩敷き疊ミ、

それか中に鍋あり、甕あり、小なるハこえつへし、大
なるハこゆへからず、たま〜側に屏風石あり、これ
をたよりて人皆盤遊す、大崎^(滝)は川上五六百歩にあり、
三筋に流れ落ち、滔々之聲奔雷の如くにして數里の外
ニ轟く、水煙日ニいろとりて虹の如し、北岸あなたよ
りハ阿多白川の澗水流れ出、景色甚美なり、されはニ
や、春ハ兩岸の岩根ニハ藤つ、し錦をなし、花見遊山
の人〜ひなひたる諷の聲たえず、しかハあれと炎天
の清暑此地にしくハなし、岩もる清水ニ素麵を浮へ、
藻くすを拾ふて茶を煮、酒を燂^(緩力)め、流れに釣するもの
ハ鱧得てつ、ミ焼にし、おもひ〜の楽ミ日の暮る、
をもしらす、故ニ此邊の人ハいふに及ハす、騷人旅客
此邑ニ来るものハ此所ニ遊はずといふなし、むかし京
師の画士何某も此所ニ遊ひ、江山の風景を眞写し家傳
ニせんといへり、或人の句ニ

秋涼し巖を潜る水の音

大浦村之内一之渡瀬
一御棧敷跡

右 日新公大浦邑磯間鹿倉御狩之節御棧敷跡、茅野ニ

片浦村之内
一棧敷島

而候、

右、往古 日新公御遊之嶋ニ而、風景宜敷、大松雜樹

桜など生茂り、御棧敷之跡者平地之芝原也、

内山田村曾谷
一御腰掛石

右 日新公内山田村田野之鹿倉御狩之節御休息被遊候

片浦村之内
一松島

御腰掛石ニ而、于今路傍ニ有之、

右松島ニ而 日新公御詠歌

たちかへり又や来て見ん松島にうち驚かす老のしら波

同所上之箇
一御囲炬裏跡

右 日新公内山田村田野之鹿倉御狩之節焚火ニ御當り

60 一字治島

被遊候囲爐裏之跡ニ而、于今囲垣有之、

一向島周廻一里半程、高百貳拾間程、

一家島周廻一里程、高十五間程、

益山村中村
一八幡宮跡

右両嶋半里程隔ル、

右、益山村中村といふ所ニ康和二年池田・藤宮之両士

一艸垣島

八幡より奉守罷下り初而建立之地ニ而、于今其蹟とい

一上之嶋周廻一里程、高四十間程、一下之島周廻二十町程、
高三十間程、

ふ所有り、

右上下両島八間程隔ル、

唐仁原村内田
一内田某居宅之跡

右、往古内田某居宅之跡と云所、當分ハ内田村之名頭

右宇治・草垣両嶋之儀、是迄支配所無之候得共、以来
加世田支配被仰付候条、唐船等漂着之節ハ勿論、其外
右嶋江相掛候分ハ何篇引受可致差引候、左候而、是迄

居やしきニ而候、

致獵稼等来候餘郷も候ハ、當分之通致稼方候様可被

申渡旨、加世田地頭用達江申渡、可承向江も可申渡候、

七月

(川田佐模)
信濃

右之通、文政十三年寅七月十日被仰渡候、

一宇治島御禮銀百九拾三貫五百文、

草垣島三拾八貫四百文、

津貫村六本木原并松中
一供養塚 十三

五輪石塔 一基

銘二
虚空藏満願主平吉政

奉書寫大乘妙典十三部

天文十八年己酉

右平吉政者田尻荒兵衛實名ノ由、天文年間、荒兵衛鹿

籠勢防禦ノ為津貫村へ居住イタシ候由ニテ、其屋敷蹟

有之、當分郷土屋敷ニテ田尻ト云、

津貫村牧之段
一殿松 九本

格護牧之段之
権左衛門

右、木下大膳大夫死骸収リシ所ニテ、殿松ト云云々、

益山村掛之上
一石塔 一基

浄林禪門

法華妙典一石一

文明六末
三界普利
八月廿九日

右、掛之上畠中ニ有之、由緒不詳、

一郷土宮原源五家江持傳候文書左之通、

61 切手

一帷一ツ、はなたそめ也、

右帷之事、高麗より被仰付候条、急々相調、來ル廿日

ニ此本へ可有御就合候、少も御油断あるましく候、但

厚く候布にて三尺七寸ニ可被仕立候、此置形相添進入

候申、日限於遅引者、高麗へ直ニ手前より可有進上御

推量然候、以上、

慶三
式月四日 村田雅樂助判

(經宣)
(篤和)
税所越前入判

宮原傳兵衛殿

参

62

一橋口孫七家江所持文書左之通、

此度於八ヶ城貴殿父孫兵衛事首数多打取、其上打死之志、無計方感入候、就夫着ふるし候鑑一兩指越也、

天文十四巳十一月日

忠良

橋口孫八左衛門(殿カ)

一作職高式拾五石三斗余

加世田大浦表方御藏入

^内拾石御年貢諸役御免、

大坪門百姓

拾五石三斗余御年貢諸役惣百姓并可仕候、

次郎兵衛
志广右衛門

右次郎兵衛・志广右衛門兄弟之者共父母江孝行無比類之由達 御聽、今度加世田江 綱貴公御光越之節御庭

江被召出之、為御褒美青銅三拾貫文拜領、作職地之内

高拾石永々作取被仰付旨、元禄七年戌十一月廿六日、

鎌田後藤兵衛殿取次ニ而被仰渡旨郡方より被仰渡置、

于今右次郎兵衛・志广右衛門子孫之者高五石ツ、頂戴仕候、右孝行之次第詳に一冊に相記、右子孫致格護居

候、其節 大守綱貴公、加世田地頭佐多豊前久達殿也、

其後又加世田 御光越之節、孝行之者能御見知置被遊

との御意ニ而、御立之節大門之下庭江躰踞仕頭を下け

す罷居候様ニ与被仰渡、御立之節被遊 御覽候由、下

之庭江被召出候者、諸人江ヶ様成事を御見せ可被遊思

召ニ而、貴賤見物ニ罷出候様ニ与被仰渡候、

一石塔 四基

秋雲西岳信士 元禄二年己巳八月廿六日

次郎兵衛・志广右衛門父
志广之亮

春窓妙椿大姉 元禄十丁丑五月十九日

右同 母

覚翁全了信士 宝永六丑十一月廿日

次郎兵衛

「本カ」木然道立信士 享保十七壬子天三月廿三日

志广右衛門

右次郎兵衛・志广右衛門子孫于今大坪門江致居住、為御褒美被下置候高拾石御年貢諸役御免ニ而致作職候、

63 一青銅三百疋

加世田唐仁原村本屋敷名頭清兵衛
名子甚右衛門從弟、本名壽左衛門
徳左衛門

右者、多年老母江致孝養、家内中者勿論、親類近隣之

者ニ至迄睦敷相交、殊ニ名頭江茂分而叮嚀致會積段被

聞召上候、依之為御褒美右之通被下置候条、難有頂戴

可為致候、

(川上久芳)
右近

加世田唐仁原村本屋敷名頭清兵衛
名子甚左衛門從弟、本名壽左衛門 徳左衛門
家内

右徳左衛門事、母江致孝養候ニ付、皆共差添致叮嚀、

家内中者勿論、親類近隣之者迄、陸敷相交候段相聞得、

奇特成心入之者共ニ候、此旨地頭より可被申聞置旨可

申渡候、

八月

(川上久芳)
右近

加世田武田村上之原屋敷
名頭仲助叔父源助男子

權四郎

右者、両親江叮嚀相事、公役且作職致出精、旁奇特成

心入之段被 聞召上候、依之為御褒美右之通被下候条、

難有頂戴可為仕候、

右權四郎

妻

右、夫權四郎江差添、舅姑江丁寧相事候段相聞得、心

入宜候、此旨地頭より可被申聞置候、

右之通、權四郎儀者於地頭宅可被申渡旨申渡、青銅渡

方之儀者御勝手方江可相達候、

天保三
五月
(川上久芳)
久馬

一文祿元年高麗江御出陣之刻御供之人數

市成伴兵衛武次 青木大炊之介利光

松山善八為房 井上神兵衛良信

河越作右衛門重俊 河村覚右衛門米正

桑畑勘助是政 春成讚岐久干

春成助右衛門久加 同名久六久次

宮原覚兵衛景頼 佐伯善兵衛惟友

百枝主税重利 岩元主殿

四本伊豆忠滿 山下造酒之允秀利

楠元源藏清正 森田權右衛門重勝

中原兵部卿慶安 池袋太郎兵衛宗重

桑畑喜右衛門預兼 本田内膳親吉

山元喜之助家正 尾辻與一左衛門清平

宮原孫左衛門景親

合貳拾五人

一寛永十五年寅正月日加世田諸士嶋原軍立人数、次第不

同、

主従七人

仁禮右京亮

主従四人

鮫島民部左衛門

主従三人

川村寛右衛門

主従三人

桑畑奎之助

主従三人

指宿仁右衛門

主従三人

井尻九郎左衛門

主従三人

田実五右衛門

主従三人

黒川民部左衛門

主従三人

竹之内善左衛門

主従六人

本田民部右衛門

案原次左衛門

上野弓兵衛

萩原彦兵衛

主従三人

橋口孫八左衛門

主従三人

橋口志摩之助

同弥吉

主従三人

加藤對馬之介

主従四人

愛徳四郎兵衛

同郷兵衛

主従八人

宮原傳兵衛

主従三人

青木宅右衛門

主従四人

伊駒六兵衛

主従三人

田実主税之助

主従三人

山下六左衛門

主従七人

加世田土佐守

主従二人

市来半介

同與市左衛門

味坂長右衛門

本田仲兵衛

主従三人

尾辻作左衛門

主従三人

若松孫左衛門

主従二人 右者後被申出候、

二宮藤右衛門

主従三人

蘭田治部右衛門

同監介

主従三人

黒江吉兵衛

主従三人

深水六蔵

主従三人

有川治右衛門

楠元良右衛門

森主右衛門

主従三人

岩崎弥右衛門

主従三人

山元七郎兵衛

宇多與左衛門

主従三人

鮫島源兵衛 右兩人後被出候、

鮫嶋三郎兵衛

主従貳人

吉峯仲介

大圓坊

貴嶋才助

深野増右衛門

主従三人

指宿城之介

主従三人

西田甚左衛門

高田九左衛門

主従三人

緒方源藤

主従三人

井上甚兵衛

尾辻平右衛門

桑畑采女正

川野七左衛門

長濱助兵衛

主従三人

山元九兵衛

主従三人

菊野喜左衛門

主従三人

森田喜左衛門

(申脱力)

岩城新左衛門

右者後被申出候、夫九ハ三人間ニ兩人被召列候、但上乘被相働候ニ付、小松原ニて飯米被請取、人乗寄人分出水米之津ニて相渡也

窪田拾左衛門

宮原佐吉兵衛

川野彦兵衛

大山千七兵衛

主従三人

小城貞右衛門

主従三人

上総坊

小田原弥右衛門

緒方弥五左衛門

前田軍左衛門

久富源六

主従式人

加納仲右衛門

主従式人

小川少監物

主従式人

大門源左衛門

主従式人

西郷六郎左衛門

主従式人

松山善助

主従式人

高田権兵衛

主従式人

橋口孫兵衛

主従式人

坂元善左衛門

主従式人

佐伯戸左衛門

主従式人

泊後藤兵衛

主従式人

森田与三左衛門

主従式人

乙森弾兵衛

主従式人

山之口五兵衛

主従式人

山之口左衛門

主従式人

宮原諸兵衛

主従式人

同弥八左衛門

主従式人

愛徳新助

主従式人

窪田老岐之助

主従式人

窪田越右衛門

主従式人

出水喜兵衛子孫移小林

主従式人

松田與七左衛門

主従式人

井上甚兵衛

主従式人

有馬安右衛門

主従式人

長崎茂右衛門

主従式人

石塚伊左衛門

主従式人

西郷源兵衛

主従式人

吉峯寛左衛門

主従式人

佐伯十郎左衛門

主従式人

金田四郎左衛門後移谷山ニ、

主従式人

川越善兵衛

主従式人

野田内蔵之丞

主従式人

松坂坊

主従式人

久保甚助後唱宮原卜、

主従式人

有馬市右衛門

主従式人

大迫次郎左衛門

主従式人

平賀六郎兵衛今ハ唱木脇、

主従式人

山元清兵衛

主従式人

唐仁原隼人助

主従式人

久松四郎左衛門

主従式人

大迫弓左衛門

主従式人

有留全兵衛

主従式人

丸野源左衛門

主従式人

指宿新四郎

主従式人

岩元彦兵衛

主従式人

野元七郎右衛門

主従式人

長井拾郎右衛門

主従式人

田実弥兵衛

主従式人

鮫島助右衛門

主従式人

忍田加右衛門

主従式人

唐仁原寛兵衛

主従式人

椎原六兵衛

主従式人

迫田惣左衛門

主従式人

山下茂兵衛

主従式人

平城早左衛門

主従式人

主従式人

池田主馬之允

主従式人

橋口立右衛門

主従式人

満尾新兵衛

主従式人

四元彦右衛門

主従式人

満尾傳右衛門

主従式人

池田助五郎

主従式人

山元狩野之助

主従式人

大山八右衛門

主従式人

佐伯新九郎

主従式人

二野内蔵之助

主従式人

田代弓兵衛

主従式人

木場二郎右衛門

主従式人

井上右近兵衛

主従式人

川野四郎兵衛

主従式人

二宮助左衛門

主従式人

加藤七左衛門

主従式人

松崎郷右衛門

主従式人

右者後被申出候、但上乘被仕候故、小松原より助右衛門飯米相渡也、夫丸ハ三人間ニ出候故、出水米之津にて相渡也、

主従^{武人}
尾辻與七左衛門

主従 右者後被申出候、
竹之内源内

山下弥五郎

有留半右衛門

吉峯五左衛門

窪田作右衛門
主従^{武人}

玉利七兵衛後唱村山、

池田長左衛門

上野茂兵衛

大迫少左衛門

堀之内千右衛門

平峯次郎五郎

西牟田助左衛門

嘉兵衛
本書虫付にて名字不相知、

合軍士百五拾六人

外ニ百拾七人末々、

右之人數^一正月十二日より以来廿日飯米眞米拾五石・

赤米拾石七斗出水六月田御蔵より請取、人躰^一一人ニ付

眞米壹斗、夫丸^一一人ニ付赤米壹斗ツ、相渡候、日記別

紙ニ有之、

寛永拾五年寅正月十五日

嶋原入之次第

一寛永十四年十一月十五日、御地頭喜入撰州老より被仰渡候者、嶋原江弓箭相起り候由、依之早速各御飯屋江

相揃立衆相談有之候処ニ、同十七日、亦々被仰渡候者、

衆中追立出水表之様ニ追々可相續旨被仰渡候付、諸人

皆々いさみ立申候、左候へ者、十七日立之儀ハ又々被

召延候、右弓箭之儀者、キリシタン宗百姓共一揆相起

し鳥原之城を責メ申候由、其後天草江相渡、百姓共を

皆々手ニ付、富岡之城主三宅藤兵衛殿を責申候由相聞

得申候、左候而、十二月朔日、天草立諸事賦方有之候

處、先日夫ニ而相立、重而出水ニ而御賦方被下旨被仰

渡候ニ付、主従七八人又者三四人兩人間ニ一人ツ、も

有之、寅正月五日ニ被仰渡候ハ、去元日、鳥原城江戸

より被遊御向候面々并肥後・肥前・筑前衆相合被成御

責候處、大將板倉内膳正殿打死、石ヶ谷乘藏殿(十一)被為手

負、討死數不知、當國より三原左衛門殿御使として被

為在合候處、是茂被成手負候而、被召列候衆段々打立

有之、右ニ付、来十一日當國人數出陣之由、加世田之

儀者來十日ニ可相立旨被仰渡候ニ付、諸人いさみ立申

候、正月六日吉日ニ付、首途として福壽權現・山王權

現江籠中之衆と皆々參詣仕候、左候而、九日ニ何れも

相立江口ニ止宿、十日、市来湊ニ而御地頭撰州様を待

合、彼地より相付差越申候、加世田人数惣合百五拾六人^二而候、其夜者串木野泊、十一日湯田泊、十二日出水米之津^二到着、山田民部様江皆々御目^二相掛り、諸外城軍衆多人数相揃候故無宿、餘程野宿仕候、十三日、米之津滞在^二而兵糧申受候、同十四日、御先手として民部殿・撰州老^二江被成御渡候^二付、加世田軍衆^二茂五拾人相付候、左候而、夜四ツ時分久田間と申所江着船仕候、十五日^二者陣屋相掛候、大雨^二にて難儀仕候、久田間村本家之儀者惣様焼拂一軒^二茂無御座候、十七日、衆揃有之候、扱^二天草山江キリシタン共隠居候由風聞有之候^二付、右者共狩出し生取^二可仕旨被仰渡候^二付、山々無残大狩有之候得共、隠居不申候、依之十八日^二者島々せき惣被仰渡候得共、キリシタン不相見得候、加世田衆四拾人者、廿二日、かうねと申所有之陣相直候、廿四日、上津浦江陣直として出船、晚^二かかるふし^二と云所江汐繫いたし、廿五日、かうつらへ着船仕、彼地江肥後衆在番^二にて候処、當國衆替合申候、肥後衆陣屋儀者惣様焼拂被相立候^二付、右跡江此方より又々陣屋相掛申候、然處^二巢元・嶋子より百姓共参り候^二

付、天草在所数并高坏段之儀相尋候処^二、村数三拾八ヶ所之内拾叁ヶ所鬼利支丹^二加り、有馬之城江相籠り申候、其外者人居之由候、右村高之儀も粗一万石餘も有之由嘶申候、

一 仁礼右京殿・相徳四郎兵衛殿両人者加世田嚶代、本田民部殿・市来半助殿・鮫嶋民部殿・小川少監物殿賦方被相勤候、

一 二月五日、仁礼佐渡殿着船^二而有之候、正月廿日御神事御はながら并銘々宿元より書状音信物被成持参候^二付、皆々よろこひ相請取申候、

一同十三日、光久様江戸より御下向被遊候処、直^二有馬江御着之由相聞得候^二付、撰州老^二も有馬江御渡被成候、加世田衆拾五人被召列、七ツ時^二有馬江被成着船候、諸大名陣屋并敵之城得与見物仕候、扱^二光久様御船十四日早天御着船被遊候、早速^二上使様御陳江被成御見廻候、則御暇申御船^二被召候、撰州老^二も御國元之様^二直^二御供被仰付、翌十五日、かうつら出船被成候、且諸軍士之儀も船便次第段々可罷帰旨豊州様・佐州様より被仰渡候^二付、佐渡守殿其外三ヶ一出船^二

而候、此方より折角責口被成御願候へ共、肥後・肥前・筑前衆拵加勢ニ不及候由ニ付、右之通御暇ニ而候事、

一廿二日曉、有馬江火手打立候、是者敵三百餘城より出

合、いがきを破り陣中放火仕候處、筑前衆・肥前衆相

取、右敵こと／＼討取、又者生取にも被致候由、双

方共ニ討死も餘多有之候由相聞得申候、廿七日、又々

有馬城江火打立候、如何様落城与何れも一左右待兼候

處ニ、敵壹人も無残被討取候由委く到来有之候、左候

へ共、味方も段々討死為有之由付、此節之先陣鍋島殿

手と相聞得候、敵方大将有馬之四郎与申而、元來肥後

之百姓之子にて若輩者之由候、左候而、三月十五日、

三原左衛門殿有馬より上津浦江被成御渡候、十三日ニ

者松平伊豆守様・戸田左衛門佐様かうつらへ御渡、巢

元之様ニ被遊御通候、左候而、薩摩衆皆々御暇被下候

ニ付、十四日上津浦出船、十六日七ツ時小松原江着船

仕候、扱此方御大将下野守殿并豊後守殿、右外ニ者喜

入撰津守殿・北郷佐渡守殿・入来院石見守殿・新納加

賀守殿・山田民部正殿・三原左衛門佐殿ニ而候、廿七

日、御上使被遊御引取候ニ付船御用被仰渡候、依之御

分國中諸家追立として津留新左衛門殿・伊集院治右衛門殿右両人片浦之様ニ被差越候、

一長屋山

按スルニ、日本書紀ニ、瓊々杵尊高千穂ニ天降りアリ、

都スヘキ國ヲ覓メテ行キ去リ吾田長屋笠沙碕ニ到ルト

アリ、又長屋ノ竹島ニ登テ地形ヲ巡覽ストモアリ、此

長屋ハ加世田ノ中央ニアル長屋山ナリ、

一笠沙碕

笠沙碕ハ前文ニ記スカ如シ、古事記ニハ笠沙之御前ミサキニ

作ル、又日本書紀ニ、皇孫笠沙ニ於テ一美人ニ遇フト

モアリ、此笠沙ハ加世田ノ御碕ナリ、加世田ハ笠沙ノ

訛ニテ、重ナル沙ト云義ナリ、吹上山アル故ナリ、

一竹島

日本書紀ニ、瓊々杵尊笠沙碕ニ到リシ時、竹島ニ登リ

テ其地ヲ巡覽スト見ヘタレハ、皇都ヲ定メラルベキ為

ニ竹島之高處ニ登テ地形ヲ見玉ヒシナリ、此島ハ娘媽

嶽ナルベシ、一説ニ片浦海上ニアル竹島ナラント云、

又一説ニ内山田村ノ竹屋ケ尾ナラント云、此地ハ何レ

ノ處ナルコト詳ナラサレトモ、加世田ノ地タルコトハ明白也、右諸説ノ内竹島ハ野間嶽ナラン、高山ニ登ルニ非レハ其地ヲ見ルコトアタハサレハ也、竹ト嶽ト高トハ同音ナリ、和語皆通ス、故ニ嶽島又高島ト云義ニ取レハ野間嶽ニ當ル、島トハ野間嶽ノ下水水圍ミ繞リテ島ノ如キ故ニイヘル乎、又島ハ一方限ノ義モアリ、一瓊々杵尊皇都

日本書紀ニ、皇孫瓊々杵尊笠沙碕ニ到ルトアル條下ニ、事勝國勝長狹命ト云フ人アリ、己レカ領地ヲ皇孫ニ獻ス、皇孫宮殿ヲ建テ留住スト見ユ、然レハ此笠沙ハ瓊々杵尊皇都ノ地也、其皇都ノ地ハ宮原村鷹屋神社ノ地ナルカ、此皇居ノ處ヲ笠沙宮トモ云ヘリ、一長狹命ノ領地

日本書紀ニ、初メ瓊々杵尊高千穗峯ヨリ国ヲ覓メテ笠沙碕ニ到ル、笠沙ハ事勝國勝長狹命所住ノ国ナリ、因テ其土地ヲ瓊々杵尊ニ獻ニ、然レハ此笠沙ハ長狹命ノ領地ナリシヲ知ルヘシ、

一竹屋郷

日本書紀ニ、木花開耶姫三皇子ヲ生ミ玉ヒシヲ、時竹

刀ヲ以テ臍緒ヲ切りテ竹刀ヲ棄シニ竹林トナル、彼地ヲ名ツケテ竹屋ト云トアリ、是内山田村ノ竹屋郷ナリ、今ニ竹林残ル、一説ニハ宮原山ナリトモ云ヘリ、

一木花開耶姫之御生土

日本書紀等ニ、皇孫笠沙碕ニテ一美人ニ遇フ、木花開耶姫ト云フ、皇孫是ヲ娶テ三皇子ヲ生ム、即彦火々出見尊等兄弟三人ノ御母ナリ、此姫一名ハ神吾田津姫ト云フ、笠沙ハ吾田ノ地ナレハ、地名ヲ取テ名トスルナリ、又日本紀一書ニ、木花開耶姫笠沙ニテ機ニ上リ織物セル事ヲ記ス、此姫ハ加世田ノ人ナルヲ知ヘシ、

一彦火々出見尊御生土

前条ニ記スカ如ク、竹屋ニテ出見尊(ハリ紙「第八等」)兄弟三人降誕アリシナレハ、宮原村ノ皇都ニテ御生長アリ、故ニ加世田ハ出見尊等ノ御生土ナリ、

一高屋山上之陵

古事記ニ、彦火々出見尊ハ高千穗宮ニ居ル、崩シテ日向國高屋山上ノ陵ニ葬ル、其陵ハ即高千穗山ノ西ニ在リト見得タリ、神代卷口訣註本板行、出見尊ノ御陵ハ三皇子ノ臍緒ヲ切テ竹刀ヲ棄シニ竹林トナル所ノ竹屋

山ナリト記ス、是加世田ノ竹屋山ヲ云ナリ、加世田ノ竹屋ハ高千穂山ノ西ニ當ル、故ニ古事記ト符合ス、然レトモ高屋山陵ニハ諸説アリ、古來相傳ヘテ肝付郡内之浦高屋山ナリト云、然レトモ内之浦ハ高千穂山ノ東ニ當テ西ニアラス、故ニ疑フ人多シ、因テ加世田ノ高屋ヲ眞跡トスル人アリ、

右九箇條ノ舊跡ハ古事記・日本書紀ニ見得タリ、其地名加世田ニアル者ト符合ス、其詳ナルハ別卷ニ見ヘタリ、本藩神蹟多シ、然レトモ日本紀等所載ノ事跡・地名等一邑ニ九箇條アル所ヲ聞カス、豈啻ニ本藩ノミナ(シ脱カ)ラヤ、海内諸邦ト云ヘトモ是アルハ未タ見聞スルコトナシ、加世田ノ如キ実ニ奇異ノ地ト謂ツベシ、

一右近橋 名物ノ内也、

右川畑村出産ニテ、其来由ヲ尋ヌルニ、加治屋藪屋敷ノ藏人市ト云者先祖代ニ屋敷困ヒノ中ヘ自然生ニテ成長イタシ成実何トモ名付カタカリシニ、他国人見當リ至テ珍シガリ、是コソ禁庭ニ有之右近橋ナリト賞美イタシ、其後モ度々右体ノ者来リ一見ヲ乞フ、何レモ右

近橋ナリト賞美スル故、ニツツ相与ヘシニ、別テ嬉シカリ、国元ヘノ土産イハットニスト此ヲ懷ニスト云々、其以前ハ川畑九年母ト云、

四靈廟ノ一也、
一野間權現宮 娘媽宮トモ云、

東宮祭神二座 瓊々杵尊
鹿葦津姬

神代卷ニ所謂皇孫到於吾田長屋笠狹之崎矣、日本書紀ニ、瓊々杵尊笠沙ニ到りしとき竹島ニ登りて其地を巡覽すと見ヘたれば、皇都を定めらるへき為ニ竹島の高き處に登りて地形を覽給ひしなり、此島は娘媽嶽なるへし、瓊々杵尊笠砂碕に於て一美人に逢ふ、名を木花開耶姫といふ、鹿葦津姬の別名なり、是大山祇命の女也と云々、

西宮祭神三座 千里眼
娘媽神女
順風耳

往古唐土福建の南海に甫田と云所あり、此浦の漁家ニ林氏の娘生れて靈異あり、十餘歳にして、我れハ是海神の化身なり、海洋に入て往来の船を守護すへしとて、忽海水に没死す、則甫田に廟社を建て、船神と是を崇祭りて今ニあり、時に大明の天子より天妣娘媽の諡號

を賜り、則觀世音菩薩の化身として唐土の諸船甚尊敬す、其海洋に没せし尊骸は、流れて此山の海邊に寄來れるを取上げ、則山上ニ葬奉りぬ、其後種々靈異の事有り、往來の船の諸願を叶へ給へる、是人のしる所也、因て長崎往來の唐船も洋中にて初て此靈山を見れハ、紙錢を焼き金鼓を鳴らして拜祭す、是よりして此山を野間權現と号せしなり、野間の和訓は是姥媽の唐韻の轉語也と云々、

七奇ノ一也、
一野間嶽神火

抑此神火は東宮・西宮會せ祭る所の御靈にして、靈驗猶新た也、洋中往來の船暗夜風波の難に逢ひ、既ニ塗入又は破船ニ及ふの時、此廟に誓願をかくれば、忽ち山上ニ神火あらはれ、其明りに方角を得て命を助かりしもの古今多き事、是他邦の人も能く知る所にして、豈尊崇せざるはなし、又神渡打寄瀬の邊片浦港御潮井石とて今ニあり、江御潮井とりと云傳へ神火御下り有り、其火圓かにして赤き事常の火ニ異ならずといふ、往んし年の八月末つた、相徳定雄野間池に在て一夜其神火を拜す、

御嶽白石權現の邊より一ツの圓火相顕れ、山の八合とおぼしきを横ニ下り給ふ、既ニ百歩も間ひを隔て亦圓火もとの所より一ツ相顕れ、其圓る赫々として日月を并へたるか如く、其靜なるや管絃の音ありやとあやしむ、漸一時半はかりにして両火共ニ女嶽の半腹に隠れ給ひぬ、是即神渡打寄瀬への御潮井なるへし、

宮原村 四靈廟之一也、
一惣廟鷹屋三社大明神

本社 祭神 彦火々出見尊
東宮 祭神 火闌降命

西宮 祭神 火明命

皇孫瓊々杵尊高千穂より笠狭加世田に到り給ひ、皇都を建つべきの地を見給ふニ、事勝國勝長狹命一名鹽土といふ老翁老翁と云、伊特諾尊の子也、其所領の國を獻す、因て瓊々杵尊宮殿を建、皇都を定め給ひて笠沙宮といふ、此則宮原村鷹屋神社の地也、また大山祇命の女木花開耶姬を娶て三皇子を産シ給ふ、是を火闌降命・彦火々出見尊・火明命なり、其後瓊々杵尊は今の高城郡水引邑に皇都を遷されて彼の地に崩し給ひしか、可愛エの山陵に葬り、御廟所ハ今

の八幡新田宮是也、其後彦火之出見尊ハ皇兄火闌降命と山幸海幸を易へられしに、其鉤を失ひ、皇兄の責め

を受けて龍宮ニ到り、海神の女豊玉姫を娶る、三年に

して本土に帰り、豊玉姫上陸して鸕鷀草葺不合尊を産

む、既にして豊玉姫は産む時龍ニ成りし其醜形を視ら

れしを恨みて龍宮ニ帰り、其姫玉依姫を留めて葺不合

尊を養ハしむ、後鸕鷀草葺不合尊ハ玉依姫を娶て皇子若

干人を生ず、第四の御子を神武天皇と称し奉る、彦火

々出見尊は高千穂の宮に座して崩し給ひしかは、高屋

山上ニ葬ルと有り、其陵は肝属郡内之浦高屋山高屋大

明神の地也と言へとも、古事記に出見尊の陵ハ高千穂

山の西ニ有りと見へ、亦神代卷口訣には、出見尊の御

陵ハ木花咲耶姫の三皇子を生し臍緒を切て棄しに其竹

刀竹林となりし處の竹屋也と云ふ、肝属郡内之浦の高

屋山は高千穂より東ニ當る、因て加世田の鷹屋を御陵

の眞蹟と定め給ふ、

四靈廟之一也、
一六角堂

御當家九代之太守陸奥守忠國公久豊公之長子、母ハ伊東大和守祐安女、應永十年癸未五月

二日、穆佐院高城ニ生ル、幼名虎壽丸、元服シテ又三郎貴久ト称ス、
應永三十二年乙巳正月、久豊公ニ繼テ修理大夫忠國又陸奥守ト号ス、
淨蓮院殿東礮大岳大居士之御廟所也、御靈骨收、

按するに、忠國公寛正四年の冬御年六十一歳也、琉球御渡海の思

食に依りて泊の内茅野村に御假殿をしつらへ、千手院

を御宿坊として一乘院本尊江御日參し給ふ、其比一乘

院住持頼憲上人は上洛たるに依り、加世田杉本寺住僧

頼濟和尚看坊たりしか、毎度眞言の深儀を御尋有りて、

終ニ阿字觀御傳受也、是ニ依て頼濟和尚ハ御皈依の僧

と成りて猶もあしらひけるに、忠國公頼濟ニの給ふ、

有生者必死、物盛則衰損、而不已必益矣、此至聖之格

言事勢之常理也、我れ辞世せは必ず可有引導と御約命

を蒙りける、其後一乘院頼憲上人ハ京都仁和御所にお

ひて傳受事畢て下向しけるに、忠國公猶も佛法ニ染ミ

入らせ給ひ、國家鎮護の爲め結縁灌頂を受させられ、

新發意菩薩と称し奉りける、其御深願不淺、佛神の加

護にして程なく琉球國平伏して御當國ニ屈し奉の由傳

へ来と也、於は一乘院境内ニ辨財天を勧請し給ひ、如

意滿嶽と名付給ふ、今の意滿嶽此也、然るにいか成ル

御病に染付給ひけん、文明二年庚寅正月廿日、千手院

に於て御逝去し給ふ、時に御年六十八歳也、頼濟は其
砌杉本寺ニ在りけるか、かたしけなくも御存生の御約
命を違へす千手院に駈付、茅野の御仮殿にて御葬式調
へられ、則一乘院坊中千手院・十輪院等の僧侶六七人
召列れ奉守尊骸杉本寺に帰り、御葬禮茶毗にて頼濟和
尚御引導し奉る也、則御靈骨ハ石の箱ニ納め奉り、御
石塔・御靈屋御建立也、是全く琉球國を隨へ給ふ、太
祖にして、今ニ至るまで其貢所の品物皆人の知る所也、

四靈廟之一也、
一龍護山 日新寺

忠良公 貴久公 尚久公 尚久公御母堂御牌立、

日新公は伊作・相州の両家を継給ひ、善久公ノ御子、母ハ常盤殿と称ス、鳥

津相模守忠良公と称し奉る、明應元年九月廿三日、伊作城ニ生ル、三歳の御

時父善久公を喪し、祖父久逸公に養れ給ひけるが、九

歳の御時亦久逸公も加世田に於て戦死也、於是御母常

盤殿の育とならせ給ひ、海蔵院に御登山まし〜学文

執行し給ひける、元より常盤殿は貞女と云ひ、其艶へ

なること他に呉なりけれハ、阿多・高橋・田布施を領

し給ひける相模守運久一瓢公ト号ス、常盤殿を妻ニ為ん事を再

三乞求め給ふ事しきり也、常盤殿は両夫ニまみゆへき
謂れなしといへとも、忠良公の御為を思食て、忠良を
以て御養子と成し給ハ尊命ニ可隨の旨申シ遣し給ふ、
於是運久公大ニ喜ひ、元より我に継子なし、願所の幸

ひ也とて、運久の誓書及び相州家諸臣の誓書を送られ

ける、是ニ依て終に止む事得ず運久公ニ嫁し給ふ、運久

天文八夫故忠良公は伊作・相州の両家を継給ひ、田布施

の城に居住し給ふが、元より智仁勇兼備の聖君也、時

に國中蜂のこたく乱れ、加世田・川邊の地は実久へ属

しければ、いかにもして御手に入られ度思食す處に、

天文六年四月上旬、実久加世田に到る、五月中旬、忠

良公実久ニ會し語ての給ふ、伊集院・鹿兒島・谷山・

吉田の地を實久ニ許すへし、実久か領する所の加世田

川邊の地を我ニあたへよ、水魚の交りをなさは誰か敢

て我か三州を侮とらんや、然れとも実久應諾せずして

却而祁答院と共に謀(略カ)す、故に忠良公甚た憤りを含ミ

給ひ、天文七年十二月晦日の夜、右馬頭忠将を大将と

して加世田本城搦手より眞先に攻入り給ふ事甚急也、

城中不意の事なれハ、翌曉寅の刻本城陥りけり、忠良

公の軍もまた競ひ進ミしゆへ、新城も終に落城す、此時敵三十餘輩枕を并て戦死す、其中に相徳氏と号する者あり、妻妾を引て途中へ送り、城内へ立皈て戦死す、既に午の刻に到る頃、大寺越前守・鎌田加賀守川邊・

一 小松原吹上

山田の勢を引卒し新城の勢を助けんとす、貴久公則馬ニ打乗り突出し追討せんとし給ふを、敵兵の其後を絶ツ、既に危ク見へさせ給ふを、忠將忽チ駿馬に鞭打筋力を尽し挑戦ひ給ふゆへ、敵兵防禦しかたく忽ち破る、是ニ於て敵兵悉く降伏しけり、忠良公ハ御本望とけさせられ、殊ニ御祖父河内守久逸公戦死の地にして今度の御勝利を得給ひ、御喜悅不淺そ御帰城遊ハしけり、

新公御逝去の後、七代の住持梅安和尚代日新寺と改む、抑小松原の吹上は、往古より白砂の吹上にして、薩摩かた蝦夷が千島の果までも吹上の絶景は是にかきるべし、きさかたや雨に西施か合歡の花は其所の姿たなりけむ、翁を此吹上にいさなハんにいかなる秀句や侍らん、されは昔し近衛信輔卿此吹上に御遊覧ありて、吹上の松は眞砂に埋れて老木ながらも小松原かな
又日新公御詠二首あり、

其後加世田に宅地を定められ御家作あり、今の屋地此也、于時永祿十一年十二月十三日、御壽七拾七歳にして御逝去なり、御辞世の御哥

七奇ノ一也、
一 立神陰陽石

くへはくふくハねはくはすもろともにたかなやかふや
犬や木のきれ
えんとんのしにいたらんとするものを物のくはんく
とゆふ人ハ誰そ

今の日新寺ハ往古薩州家の寺にして保泉寺と号す、日

此立神陰陽石のか、へを立神川路といふ、竹屋郷の裾にて、竹屋郷より未申にあたり拾三町三拾間隔ル、此間ニ玉虫野有り、御棧敷の跡有り、是昔日新公御関狩の節御棧敷の跡といふ、立神大陰陽石一對にして、陽石の高さ七丈五尺、陰石の高さ七丈、根の廻り二拾間、

又小陰陽石八對、高さ四丈三尺・二丈にして大小各異也、或ハ直なる有り、局める有り、直なるハ天を突ぬく勢ひ有りて、局めるものハ陽氣既ニ縮めるか如し、男川有り、女川有り、其みなもと東山より上の猿打滑り谷の間ひを流るゝを男川といひ、男瀧有り、其高さ二拾間、又室の山より流るゝを女川にして、女瀧あり、高さ二間、立神陰陽石の前後を廻り流れて立像権現の下に合す、是を夫婦川と号す、ねんによどふといふ岡有り、陰陽の音を誤りてねんによといふなるへし、其岡の三合に船繫石有り、神代の昔し船をつなきし石といふ、されハ谷深ふして小杉生茂り、岸高ふして躑躅日陰を照らす、鶯の法華經に女瀧・男瀧の聲中よく、きゞすのほろゝにハ陰陽石皆動きやすらん氣色有れば、見る人おのつから笑ミを含む、四季かわるゝ景の奇異なる、是只造化の天工にして、いさゝか遊觀感笑せざるハなし、是亦京・浪華・吾妻あたりにあらまほし、猶今太平の時しめく詩人オ士はいふも更也、紙くづ拾ひの末葉まで陽々こととして笑ひたのしまん、
立神立像権現 又龍藏権現とも云、

立神陰陽石の下ニ有り、伊弉册尊・速玉男命・事解男命建せ給ふ、往古此邊に庵室を結びし行者ありて獨居すといふ、後に此庵室を里村に引移し帰耕庵と号し、後又南福寺と号す、今共に廢す、

七奇之一也、
一玉虫野

竹屋郷より立神陰陽石の間ニ有り、往古より其所のものは玉虫殿と唱へ、高さ八尺、廻り丈餘の石かさなりて、其間ひ六七寸有り、虫のほと長壹尺三四寸、廻り壹寸式部程とおぼしき奇麗なる式正常にこの石ふたつの間ひに蟄居しけるが、此虫を見れば必ず吉事有りといふ、因て此邊を玉虫野といふ、昔し所の土民此虫の靈たる事をしらす壹疋を殺せり、然るに其土民忽ち狂者となりて無程其身も終に死ニけり、是いかなる靈虫にや、又無程式正となりて今ニ蟄居せるこそ奇矣也、

一潮入遠干潟

夫此遠干潟は大浦・赤生木二村の干潟にして、皆此を大浦潟といふなり、東西廿五町、南北一里、三方は高

山連續して、北の一方滄々たる海原なり、三月三日を遠千の極とす、大浦川は東の山の根を流れて、塩竈の煙り常に絶へず、潟中に戀嶋有りて孖島有り、惠美須崎は越路の浦端にして漁村を守護し、遙かの沖にハ日新公立かへり又や來て見ん松島に打驚かすおひの白浪と遊ハしける松島も昔しなからの松のみとり、棧敷嶋ハ小浦の後ニ有りて、是亦聖君御遊ひの跡也、古松老樹のひま／＼桜を咲かせ、商船はこゝに日和を待つ、されは此干潟に名物の蛤有り、其大なる廻り壹尺五六寸、これを名付て殿しらすといふ、其次なるを地頭しらすとハいふなり、大蛤は海に入て取り、とべた・汐吹・白貝は所さためす搔きしざり、馬刀は鑰もて釣り、黄色貝は夜の汐干にとる、青海苔は川口取り、牡蠣ハ磯をせゝるとかや、又網を挽て鯛を獲、雑魚を得る、中張りハ鰯をすくひ、立網ハ横ニ立切りて鱈を獲る、こゝに江豚ハ風と汐とに因れるにや、汐ニまかれて馳上る、これ自然の獲もの也、江豚一本を得れば其價ひ數百金にして、全く此浦の賑ひとなる事偏ニ此遠千潟の所為なるへし、

七名勝之二也、
一片浦港 入二十町許、横八町又ハ六町許、深十八尋、

抑片浦は野間山下三十町はかりニ有り、港門北ニ開く、諸船の出入南北をもて順とす、我國の船はいふも更也、唐土商船年として漂ひ來たらざるハなし、人家は西側に群居し、皆漁事を以て業とす、男ハ四時南海の小島に漁し、女ハ山ニ樵り農事をいとなむ、御番所ハ浦の端先ニ在て諸船の出入を改め、武器を備へて吳國人の肝をつぶし、常燈の光りに眉を開くもの多し、さればにや、御制札は人の心を直くし、邪なる事をいましめ給ふ、港底に小浦有り、漁家農民雜居して片浦と業を同ふす、港の東側地脈相連り、其景をなす事さまざまなり、高く秀たる山には魑魅魍魎をもかくれべく、切れ戸の汀ニは鼈蛇蛟龍をも遊ぶべし、見越シニ海有り、潟有り、走る船有り、雪のあした月の夕風景画か如し、昔し東武の人來たり、奥の松島よりも此地の景色眼のあたり面白しとこそ申つれ、

五名物ノ一也、
一竹島 根廻五町四十間、高六十間、

片浦港門の右丑寅方十町許に有り、南の下少し濱有り、

すへて盆石砂なり、此所の眞砂を上品とす、絶頂に沖の八幡の石祠有り、瓊々杵尊を崇む、祭祀十一月十六日、

一橋島 根廻五町四十間、高六十間余、

片浦港門の左二町四十間許に有り、松雑樹生茂り、南の下少し眞砂濱在り、

七奇ノ一也、
一碁石濱 流二町、横十二間、

片浦港東側小浦後ニ有り、皆黒碁石にして、昔しより碁石濱といふ、大なるハ鶏卵の如く、小なるは小豆の如く、城府御庭方御用又は三都の御用にて年々船にして積出す、なれとも少しも減する事なし、

七奇ノ一也、
一墓追田 大浦村ニ有り、

往昔 日新公大浦磯間鹿倉御狩の節、平原門百姓の家にて御成ましゝて、折しも鬱鬱たる春の夜、かしましく田の面ニ墓の鳴きけれハ、いと御忍ハせ給はず、人をして門田の墓を追はしめ給ふ、浅ましや其墓聖君の

御いましめを恐れ奉りてん、夫よりして今の代に至るまで其田に墓の鳴ことなし、是を地名にして墓追田といふなり、又永田の前かくちといふ地名の田にも墓鳴かす、是も追はしめ給ひし所ともいふ、亦御霊牌建せ給ふ御前にして鳴かずやありけん、奇とするに絶へたり、

七奇ノ一也、
一笠石 赤生木村ニアリ、

往古は笠石潟といふ、大浦遠干潟の抱へに有り、日新公御詠に

旅人の時雨にぬれし大浦かた笠石も有り笠松もあり
笠石には笠石権現建せ給ひ、澳津彦命にして、正祭は九月十七日なり、笠松は笠石より東の方三町はかりに有りて、昔の松は枯失て、今又若松おのつから笠をなす、享保年中の御築留にして、今新田のうちに有り、

七奇ノ一也、
一鳴石岡 内山田村ニ有り、

長屋山の頂より差渡し凡壹里半程巳の方に相當る高岡也、往昔 日新公常潤院よりこの岡の大雪の勝景を御

覽遊ハして、

音に聞く野山の雪の曙もか、る時にやすたれ巻けん

岡の頂きに大石有り、是を撃つに其響き撞鐘の如し、

音聲清むときハ晴天なり、濁る時は雨天なる事を知る

とかや、されは爰に登り此石を撃てこ、ろミさるハな

し、又夏雨ふらす苗既に枯んとする時、村民こ、に登

て此石をうち、かね大鞍をならし雨乞をなすに、たち

まち其しるし侍ると也、

一慶長十七年二月、^(家久)中納言様被遊御光越、同月二日、

片浦御飯屋江も御光越被遊候由、旧記有之、

一慶長十九年三月、中納言様被遊御光越、同月五日、

片浦御飯屋江被遊御光越、中二日御滞在ニ而、八日御

帰殿被遊候由、旧記有之、

一元和二年八月、中納言様被遊御光越、同月廿六日、

片浦御飯屋江被遊御光越、御逗留二日ニ而御帰殿之由、

舊記有之、

一綾之着物 宮原大学介母江拜領被仰付候、

一からしま之着物 右同人女房江同断、

一寛永十一年霜月、中納言様御光越ニ而、内山田東山

江被遊御狩候、衆中緒方弥五左衛門拾五歳ニ而御目見

得被仰付、弥五左衛門と拜名被下候由、弥五左衛門日

記ニ相見得候、

一正保五年五月、光久公諸浦御廻り、同月廿六日、片

浦江御光越ニ而、六月二日、甌嶋江御渡海被遊候、

一寛文十一年亥十月十五日、綱久公被遊御光越、御供

衆嶋津内匠殿御同心ニ而候、御地頭島津市正殿御父子

共ニ前以御越被成候、十六日ニ者萬古物被遊御覽、十

七日、日新寺江被遊御佛參、十八日、東山被遊御狩候

処、完七丸御取得有之、十九日、弓場ニて弓御覽被遊

候、射手ハ七拾三人ニ而候、廿日、日新寺・常福寺・

今泉寺・地福寺・池上益山八幡之座主江御目見得被仰

付候、所衆中二男三男迄も御目見得被仰付候、廿一日、

坊津江御立被遊候由、緒方弥五左衛門日記ニ相見得候、

一寛文十二年子十二月十二日、綱貴公被遊御光越、御

供衆御家老嶋津圖書殿・加世田地頭嶋津市正殿・佐多

内記殿・嶋津中務殿・島津豊前殿・御使衆本田弥五右

衛門殿ニ而候由、旧記ニ有之、

一延宝元年十二月十二日、綱貴公被遊御光越、翌十三日、日新寺江御參詣被遊候、老中嶋津市正殿・御使衆鎌田後藤兵衛殿・佐多内記殿事も御供ニ而御越有之候由、弥五左衛門日記ニ有之、

一延寶五年巳冬、綱貴公被遊御光越候由、延宝六年之日記ニ有之、

一延宝七年未十二月、綱貴公午刻御光着、御飯屋江御入、直ニ御支度替ニて被遊御佛詣、於日新寺そは切被召上候而御飯屋江御帰殿、七ツ過田布施之様御帰被遊候、

一貞享二年、綱貴公下湯御通行ニ付、御地頭佐多豊前殿十二月五日爰許江御越ニ而、翌六日、大崎村江御越有之、然處 綱貴公御儀久志より八日九ツ時分大浦長田江被遊御光着、暫御休、田布施之様被遊御立候、左候而、同月十三日、為御佛參巳刻ニ爰許御飯屋江御入九ツ時分常潤院日新寺江被遊御參詣、御機嫌能田布施之様御帰殿被遊候、

一青銅三百疋 一昆布二把 一御參錢百疋

日新寺御牌前江御進納、

一貞享五年辰十一月十六日、綱貴公永吉より爰許御飯屋江九ツ時被遊御光着、八ツ時分常潤院日新寺江被遊御佛詣候、且御地頭佐多豊前殿前以御越有之、為御迎益山村棧敷之御渡場迄被差越候、翌十七日七ツ半時分、爰許御機嫌克御立、田布施江被遊御光越候、

一元祿五年申十二月十二日、綱貴公田布施江被遊御光越、翌十三日、日新寺江被遊御參詣候、且御地頭佐多豊前殿御事田布施迄御供ニて御越有之候處、今曉七ツ時分爰許江御越有之、左候而、殿様ニ者御佛參より直ニ田布施江御帰殿被遊候、御地頭様御事ハ、殿様御立後、大浦村下大坪屋敷之次郎兵衛・志广右衛門兄弟老母江致孝行之由被聞召上之儀ニ付、御地頭様御前ニ被召出、御褒美として腰書之通且御盃被下候、

一青銅貳百疋

一殿様御前ニ被召上候御菓子白沙糖

一元祿八年亥十月廿三日、匠作様伊作より爰許御飯屋江八ツ時分御光着被遊、翌廿四日御佛詣ニ而、廿六日辰刻御立、谷山迄御帰被遊候、

野町

- 一 竈四拾貳軒 人躰三百三拾壹人
- 一 御制札 壹ヶ所

66

66の1

定

- 一 忠孝をはけまし、夫婦兄弟親類にむつましく、召仕の者ニ至迄憐愍をくはふへし、若不忠不孝のものあらは可為重罪事、

一 萬事おこたりいたすへからず、屋作衣服飲食等迄儉約を可相守事、

一 悪心を以て、或いつはり、或無理を申懸、或利欲を構て人の害をなすへからず、惣而家業をつとむへき事、

一 盜賊并悪黨者有之者訴人ニ出へし、急度御褒美可被下事、

附、博奕令制禁之事、

一 喧嘩口論令停止之、自然有之時ハ、其場へ猥不可出向、又者手負たる者を不可隱置事、

一 被行死罪之族有之則被(刻力) 仰付輩之外不可馳集事、

一 人賣買堅令停止之、并年季ニ召仕下人男女共ニ二十ヶ年

を限るへし、其定数を過ハ可為罪科事、

附、譜代之家人又者其所ニ住來輩他所江相越在付、妻子をも令所持、其上科なき者を不可呼返事、

右條之可相守之、於有違犯之輩者可被處嚴科旨所被仰出也、仍下知如件、

天和二年五月 日 奉行

66の2

定

一 何事によらすよろしからざる事に百姓大勢申合候をととうとなへ、ととうしてしめてねかひ事くハたつるをこうそといひ、あるひは申あはせ村方たちのき候をてうさんと申、前々より御法度ニ候条、右類之儀有之者、居むら他村にかきらす早々そのすじの役所江申出へし、御ほうひとして

ととうの訴人 銀百枚

こうその訴人 同断

てうさんの訴人 同断

右之通下され、その品ニより帯刀苗字も御免あるへき間、たとへ一旦同類に成ルとも、發言いたし候もの、

名前申出^(るカ)すにおひてハ、其科をゆるされ、御ほうひ下
さるへし、

一 右類訴人いたすものもなく村々騒立候節、村内のもの
を差押、ととうにくハ、らせす、一人もさしいださ、
る村方これあらは、村役人にても百姓にても重もにと
りしつめ候ものハ御褒美銀被下、帯刀苗字御免、さし
つ、きしつめ候ものともへ^(もカ)これあらは、それく御ほ
うひ下しおかるへき者也、

明和七年四月

奉行

66の3

條々

一 毒藥并にせ藥種賣買之儀、弥堅制禁之、若於商買仕者
可被行罪科、たとひ同類たりといふとも、訴人に出る
輩ハ急度御褒美可被下事、

一 にせ金銀賣買一切停止たるへし、自然持来におひてハ
両替屋にて打つふし、其主に可返之、并はつしの金銀・
にせ金銀ハ金座銀座へつかハし可相改事、

附、にせ物すへからさる事、

一 寛永之新銭金子壹両に四貫文、勿論壹分にハ壹貫文、

御領私領共二年貢収納等にも御定之員数たるへき事、
一新銭之儀、いつれの所にても御免なくして、一圓不可
鑄出之、若違犯之輩有之者、可為罪科事、

附、悪銭・似銭・古銭此外撰へからさる事、

一新作の不慥書物不可致商買事、

一 諸色の商買、或一所に買置しめうり、或申合高直にい
たすへからさる事、

一 諸職人申合作料手間賃等高直にすへからす、惣而誓約

をなし結徒黨儀可為曲事、

右條々可相守、此旨若違犯之族於有之者、可被處嚴科
者也、

天和二年五月 日

奉行

66の4

條々

一 伴天連并きりしたん宗門之族吳國より日本江渡海之沙
汰近年無之間、自然相忍密々差渡儀可有之事、

一 先年吳國江被差遣之南蛮人之子共はてれんに可仕立企
有之のよし、此已前渡海之伴天連共申之条、今程漸々
伴天連に可成之間、日本船を作、日本人之姿をまなひ、

日本之詞をつかひ相渡儀可有之事、

一吳國船近年四季共に渡海自由たるの間、浦之儀不及申、在之所に迄迄常々無油断心を付、見出し聞出し可申出之、縦雖為彼宗門、於申出者其咎をゆるし、御褒美之上、乗渡船荷物共ニ可被下、万一隠置、後日にはてれん又者同船之輩等捕之拷問之上ハ、其かくれ不可有之条、不申出相隠輩之儀ハ不及沙汰、其一類又ハ其品により一在郷之者迄急度可被行曲事、

右條々、海上見渡之番之者之儀ハ勿論、獵船之輩其外浦之之者に至迄切々念を入、見出し聞出し奉行所迄可申出之者也、仍執達如件、

寛文元年七月 日 奉行

(本文書ハ「旧記雜録追録」一六三三七号文書ト同一文書ナルベシ、但シ日付ハ異ナル)

66の5 定

一幾利志丹宗門者累年御制禁たり、自然不審成者有之者申出へし、御褒美として

伴天連の訴人 銀五百枚
いるまんの訴人 銀三百枚

立かへり者の訴人 同断

同宿并宗門之訴人 銀百枚
右之通可被下之、たとひ同宿宗門之内たりといふとも、訴人に出る品により銀五百枚可被下之、かくし置他所よりあらはるゝにおめては、其所之名主并五人組迄一類共に可被處嚴科者也、仍下知如件、
天和二年戊五月 日 奉行

66の6 覚

一捨馬之儀付段々被 仰出處、頃日茂捨馬仕候者有之候、急度御仕置可被 仰付候得共、先此度茂流罪被 仰付候、向後捨馬仕候者於有之者、可被行重科者也、

十二月 日

66の7 覺

一質地取候者年貢不出之、質地に遣置無田地者方より年貢役等勤候者有之由相聞、不屈之至候、堅停止之事、一田畑永代賣買、此已前被 仰出候通弥以制禁之事、右之趣堅可相守、若於令違背者、可行罪科者也、

卯四月

寛保元年西十一月 日

66の8

定

一 駄賃馬一疋一駄荷式拾貳貫目、

右從 公義被 仰渡御制札之趣領國中_ニ之輩謹而可相守之者也、仍制札如件、

一 乗掛下荷拾貫目、在郷馬於負兼者右貫目之内口引可持之、

天保三年六月十五日

(齊興)
大隅

右 駄賃銀一里付四分、

外 加世田より久志之間津貫越増貳分、

一 小松原浦御制札壹ヶ所

右 同所之内大浦より久志越増貳分、

右 同所之内小浦より秋目之間増貳分、

67

定

一 輕尻馬壹疋、

一 拔荷密買者重御制禁_ニ而、從前_ニ申渡候趣弥以堅可相

右 同斷一里付三分、

守事、

外 増右同斷、

一 唐紅毛人共より金銀銅錢を以拔荷直買いたし候もの共

一 日傭老人持荷五貫目、

は、聊之品たり共以後可為死罪事、

右 賃錢一里付貳分、

一 煎海鼠・干鰯・昆布等類、右様之代物を以直買いたし

外 加世田より久志之間津貫越増壹分、

候もの共も、吟味之上時宜_ニ寄可為死罪事、

加世田之内久志越之増壹分、

右之趣、市中郷中并近國私領之分とも、唐紅毛船中繫

右 同所之内小浦より秋目之間増壹分、

し場所最寄之浦_ニ有之分者、不洩様申達、兼而一統令

右 堅固可相守之、若相背族於有之者、可及沙汰者也、

教諭、猶又制札掛置可相知もの也、

戊正月

右之通此度被仰出候条、急度可相守もの也、

寛政二年戊正月 日 奉行

68
68の1

一前々より浦々高札相建、公義之船者不及申、諸廻船

共猥成儀無之様ニ被仰付候處、遭難風候節も所之もの
共船之助ニハ不相成、却而破候様ニいたし懸荷物物を

させ、或者上乘り・船頭と申合不法之儀共有之様ニ相

聞得、不届ニ候、御料者御代官、私領ハ地頭より常々

遂吟味、毛頭不埒不仕様ニ急度可被申付候、若此上不

埒之儀於有之者、後日相聞得候共、其ものはいふニ不

及、所之者迄可被行重科、其上右所之御代官・地頭可

為越度事、

一御城米船近年破船多候ニ付、今般諸事相改、別而大切

可仕旨申渡、船足之儀も深く不入様ニ、大坂船者奉行、

其外國之船者其所支配御代官より船足定之處ニ極印

を打、船頭・水手之人数を不減少様ニ急度申付令運管

ニ候、依之湊江寄候船之分者、船頭・水手人数并船足

極印之通無相違(成力)或送状ニ引合急度相改、帳面ニ記置、

上乘・船頭印形いたさせ、右書物之所ニ留置、御料者

御代官、私領者地頭江差出之、御代官并地頭より御勘

定奉行迄可被差出候、且又極印より船足深く入候船有

之候ハ、積候俵数委細に改之、御城米之外船頭私之

運賃取他之米穀或者商賣之荷物等積入候欵、又者水手

人数定之内令減少候ハ、私積入候荷物者其所ニ取揚

置、水手人数不足之分者其所ニ而慥成水手を雇させ為

致出帆、其上ニ而右之訳御勘定奉行江可訴之事、

一破船有之節、浦々之者出會荷物船具等取揚候刻、盜候

欵、又者不届之仕方於有之ハ、船頭より不隱置有躰ニ

早速可訴之事、

右之條々急度可相守、若違犯之輩於有之詮議之上可被

行罪科、不吟味之子細(者脱力)候ハ、其所支配之御代官又

者地頭迄可為越度者也、

〔寛文四年カ〕
辰八月

奉行

68の2

條々

一公義之船者不及申、諸廻船共に遭難風時者、助船を出

し、不破損様ニ成程可入精候事、

一 船破損之時、其処近き浦之者入精荷物船具等取揚へし、

その場所之荷物之内、浮荷ハ弐拾分一、沈荷物ハ拾分

一、川船ハ浮荷物三拾分一、沈荷物弐拾分一取揚者可^(ニ脱カ)

遣之事、

一 沖にて荷物はぬる時者、着船之湊にをみて其所之代官・

下代・庄屋出合遂穿鑿、船に相残荷物船具等之分可出

證文事、

附船頭浦之者与申合荷物盜取之、はねたるよし偽申

におゐてハ、後日に聞といふとも、船頭ハ勿論、

申合輩悉可被行死罪事、

一 湊に長々船を懸置輩あらハ、其子細を所之者相尋、日

和次第早々出船いたさすへし、其上にも令難洗者、何

方之船と承届之、其浦之地頭・代官江急度可申達事、

一 御城米廻之刻、船具・水手不足之悪船に不可積之、并

日和能節於令船破損^(ハ脱カ)其船主・沖之船頭可為曲事、惣

而理不尽之儀申懸之、又者私曲於有之者、可申出之、

縦雖為同類其科をゆるし、御褒美可被下之、且又あた

を不成様ニ可被仰付事、

一 自然寄船并荷物流来にをみてハ、揚置之へし、半年過

迄荷主於無之は、揚置之輩可取之、若右之日數過荷主

雖為出来、不可返之、雖然其所之地頭・代官差圖を受

へき事、

一 博奕惣而賭之諸勝負弥堅可為停止事、

右條々可相守此旨、若悪事仕におゐてハ申出へし、急

度御褒美被下之、科人者罪之輕重にしたかひ可為御沙

汰者也、

寛文七年未閏二月十八日 奉行

68の3

條々

一 浦々におゐて船を借り候て吳國船のぬけ荷を買取候も

の有之由相聞得候、自今以後ハ、たとひ初より其事の

子細をしらすして借し候共、其船之船頭・水手は拔荷

買取候もの、國罪に行はるへく候、然上は、諸國浦々

の船頭・水手つね々申合せ置候而、若拔荷買取候もの

に船を借し合候ハ、からめとり候て長崎奉行所又者

其所之^(御)代官所・地頭へなりとも程近き所へ申出へし、

若又船中ニ而者とらへかたき事も候ハ、何方江なり

とも船をつけ候處にて其所之者に告しらせ、からめ取

候而其所ニ預け置、是又長崎奉行所又者其所之御代官所・地頭江なりとも申出へし、其船頭・水手には急度御褒美可被下事、

一 浦之船頭・水手たとひ拔荷買取候事を申合候とも、或ハ船中にてなりとも、或ハ船をつけ候所ニ而なりとも、拔荷買取候ものをからめとり候事前ニしるし候ことくニ仕候ハ、初より申合候罪科をゆるされ、御はふひは船借り候時に申合候代物之^①倍を下し置るへき事、

一 附其船之事は船主・船頭等相對にて借し候とも、其水手のはたらきにより候て拔荷買取候もの并申合候船頭等からめ取り候^①、其水主^②被下候御はふひの事、是又船借候時船主・船頭等申合^③代物一倍を下さる^④へき^⑤事、

一 諸國浦方におひて拔荷買取候もの有之由を告しらせ候者有之候ハ、其所之もの共早速に出合候而からめ取へし、もし油断せしめとりにかし候におみてハ、急度其罪科に行はるへき事、
右條之急度相守へきもの也、

正徳四年午二月 日 奉行

(本文書ハ「旧記雜録追録三三四〇号文書ト同一文書ナルベシ)

68の4

條之

一 吳國船より拔荷買取^①金元をいたし、人を雇ひ候て拔荷仕候もの有之由相聞得候間、彼族を訴人仕るにおゐてハ、吟味之上金元仕候者之金銀米錢家財等迄不殘可被下之事、

一 拔荷仕候者を同類之内より召捕、或訴人仕候ものには、右之荷物御褒美として可被下之事、

一 唐人と拔買を申合、又ハ右云合之取頭をいたし、或ハ拔荷物仕なれたるもの并拔荷物に雇れ、或ハ其事に^①推の^②り候もの事訴人仕るにおみてハ、急度御褒美可被下、たとひ同類たりとゆふとも其科をゆるし、質銀禮銀等申合^③員数之一倍可被下之事、

付只今迄拔荷仕候者の宿いたし、或ハ拔取候荷物預り隠し置候もの、或は手合仕候ものたりといふとも、訴人仕候ハ、是又其科をゆるし、御はふひ被下候事右同前たるへき事、

右之條々之度可相守之、若存なから隠し置、外より令露頭者、其科本人可為同前者也、

正徳四年十一月 日 奉行

(本文書ハ「旧記雜録追録三」四一六号文書ト同一文書ナルベシ)

右従 公義被仰渡御制札之趣領國中之輩謹而可相守之もの也、仍制札如件、

寛延二年巳十二月廿八日 大隅(継登)

69 在史抄、

薩广國河邊別府先立式之事、忠節無意篇者當行状如件、

永享二年十一月十六日 「貴久」
(花押)

二宮八郎左衛門

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一一二八号文書ト同一文書ナルベシ)

是ヨリ以下別本寺社由諸書ヲ以テ補ス、

一 雲林山 寶生院 今泉寺

開山源範

70 一 乘院當住之後者、尊宿無是非可為彼院主之事、遂閑

談候早、仍為後日之鑑札令獻之者也、頓首謹言、
(田旭)

永禄十一年卯月廿四日 日新御判
(忠良)

今泉寺
寶生院 参

(本文書ハ「旧記雜録後編二」四三八号文書ト同一文書ナルベシ)

71 知行目録

一 高貳拾五石貳升七合六夕 薩州加世田内山田村ノ内

脇ノ門

一 高拾石八升四合

加世田竹田村之内

馬籠ノ門

一 高拾四石九斗九升七合

加世田津貫村之内

市兵衛屋敷

一 高五石壹升五合

加世田竹田村之内

森菌屋敷

一 高廿六石五斗七升貳合貳夕

浮免

合八拾壹石六斗九升六合

右之知行、應此中之高返地被仰付早、全被成領地、向

後公役寺役無緩可被相勤者也、

元和三年七月廿五日 三原諸右衛門印
(重種)

伊勢兵部少輔 (眞皇)

町田圖書印 (久幸)

比志島紀伊守印 (國貞)

今泉寺

當寺之濫觴、仁王十四代靈龜元年元正天皇之御宇、梵 (四脱之)

僧善無來三藏來朝、當浦着岸、寺宇ヲ開基白龜山、修 (長力)

虚空藏求聞持之法經數日、養老二年ニ至大和高市郡

云々、尔後道慈法印・法幢仙人等之勸者駐錫所修法于 (勤力)

此山也、後代其靈跡既泯歲星久矣、時至嘉吉初出水城

主國久公其跡移於今泉山下再興寺宇、招迎龍嚴寺之賢

範和尚擬開山之祖、末葉于今崇之也、

其後當寺之儀、日新公御屋形より鬼門ニ相當候ニ付、

天文九年比御祈願所ニ被遊、水田 (後欠)

(中表紙)

「此一冊ハ余壯年ノ時加世田方へ廻勤中輯録スル所ナリ、
参照ノ為追補ス、

伊季通

加世田来由雜抄

一高原城攻軍勞スル人数ノ内ニ、加世田衆宮原右京亮・

河上治部少輔・家村日向守トアリ、天正四年子八月十

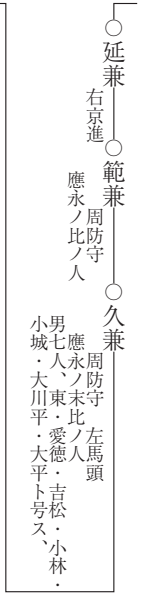
九日也、

○出水移衆中人数帳之内

加世田より出水へ移、加世田へ移、
池田六左衛門殿 大井右京介殿

真幸院主北原氏系圖抜書

兼幸 ○兼貞 ○玄兼 ○玄幸
右兵衛佐 左馬頭 左馬頭 左馬頭



右ノ通ミヘレハ、愛徳氏・小城氏
モ北原一族ナルコト明ケシ、
古系図併セミルベシ、

諸外城系圖文書目安之内元禄中諸家系圖文書御用ニテ差出候節之目録也

加世田

- 一 兼興
- 一 貴兼
- 一 又五郎
- 一 長門守
- 一 文明ノ比ノ人
- 一 立兼
- 一 長門守
- 一 文明ノ比ノ人
- 一 茂兼
- 一 兼門
- 一 女子
- 一 池田主馬
- 一 河村寛右衛門
- 一 尾形弥五左衛門
- 一 同人
- 一 本田民部右衛門
- 一 仁礼右京
- 一 同人
- 一 愛徳善左衛門

- 一 右同卷通但宛書なし、
- 一 忠恒公御状卷通
- 一 義弘公御状卷通但前欠、三月廿六日トアリ、
- 一 御家記卷冊但御代マヲ為書立書也、
- 一 御系圖卷卷
- 一 御家記卷冊
- 一 右同卷卷
- 一 秀忠公御内書卷通
- 一 御状式通 竜伯公・家久公
- 一 御家系圖式卷
- 一 西氏之系圖卷卷
- 一 石塚系圖卷卷
- 一 阿多
- 一 系圖卷卷
- 一 御家系圖卷卷
- 一 御家自忠久公至貴久公法名一紙
- 一 御家系圖卷卷但一帛
- 一 田布施
- 一 御家系圖卷卷
- 一 吉田権右衛門
- 一 同人
- 一 伊加倉三左衛門
- 一 同人
- 一 市来伴介
- 一 同人
- 一 同人
- 一 同人
- 一 青木宅右衛門
- 一 春成大膳
- 一 西三郎右衛門
- 一 石塚對馬
- 一 森方左衛門
- 一 山田内記
- 一 同人
- 一 市来孫兵衛
- 一 尾辻太右衛門

一系圖壹卷但伊集院庶子丸田

遠矢八郎次郎

一忠久御入國壹卷

伊尻諸兵衛

一御家系圖壹卷

前田平兵衛

一中山王之狀壹通

池上源左衛門

一御家記壹冊

築原佐左衛門

一竜山御狀壹通

同人

一右同壹冊

谷山長左衛門

一相良殿狀壹通

同人

一家久公御狀之案文

築原諸左衛門

一御家系圖壹卷

田部四郎左衛門

一懷帑壹

同人

一近衛殿御狀壹通

同人

一右同壹通

二宮仲右衛門

一大老より家久公江參狀之寫壹通

同人

伊作

椀山一鈞

一書狀壹通

吉永源兵衛

一大閣御朱印四通

椀山一鈞

一高麗入人數賦壹但并兵具賦

同人

一御家記壹冊

同人

一大名衆狀三通

築原物兵衛

一大閣御朱印壹通

同人

一千句發句第三迄拾壹枚

同人

一懷帑壹通

同人

一御家系圖并御家之儀有之書壹冊

多寶寺

一大閣御朱印壹通

石崎寺

一右同式通

川邊佐左衛門

一書狀壹通但旅庵より御家老衆へ參候、

中島吉左衛門

左景亮忠祐ノ弟
忠澄

又六 右工門尉 能登守 入道名魚隱齋 母三原某女也、

祖父駿河守是久息女、有伊作河内守久逸之息、嫁又四郎

善久、其後久逸伊作婦城之時、忠澄扈從而去櫛間移伊作

矣、善久(實産)彦嬰兒之後、不計會害而死矣、已經年月、而後

其後家再嫁島津相模守忠幸、此之時亦忠澄從幼君菊三郎

忠良而移田布施為後見也、永祿二年己未九月十二日、

於田布施死去、法名源公、号養叟、

忠光

四郎五郎 隱岐守 尾張守 山城守

當家志布志没落之時、憑兄忠澄而為島津相模守忠幸之臣、

則補阿多地頭職也、貴久君為家老、才智因秀于眾遇讒言、居住山之寺而死去、

康久

又五郎 右工門 伊勢守 入道一珪齋

忠澄拙忠功於 忠良主、是以康久誕生之時、稱大貳之女、

安樂雅樂助・伊駒筑後介共三人賜於 忠良主、而令為養

育也、○欲加世田城於入手裡之際、康久(運謀略者) 不一、爰

伊作田尻村百姓有荒兵衛者、天姓(性)至剛、以當襲當城之時

為指南(日、今度) 無恙有入手裡者、以汝宣(意)為我婿、兼約既堅

矣、由是與康久俱致粉骨陷之、 忠良主惑其軍勞、賜加

世田地頭職於康久、康久亦不違前約令長女嫁荒兵衛者也、

先年重豐貴所之忠儀共(候)キ、于今無忘却候、殊此度於

廻之陣所、去七月十二日、息之又八郎殿順次之奉公候、

譽名之中之悲歎令察候、此方以同前候、然者為其蹤跡

弟弥五郎方嫡繼之事承候、尤無餘義候、競望之趣、鹿

兒嶋へ被申上候而可然候、何様自是茂可申候、仍而所

望之条令進入後龜之鑑候、恐々謹言、

永祿五

正月廿一日

日新(忠良) (花押)

新納伊勢守殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二一九四号文書ト同一文書ナルベシ)

伊作系圖ノ内

親忠 初忠親、宗四郎 左工門少尉 下野守

久氏 竹壽丸大炊助

龜壽丸 彦二郎 三郎左衛門尉

忠氏 天王寺戰死

女子 田布施之二階堂某室

久義 犬若丸 大隅守

對南方別府某、有宿意之未散、故廻欲誅伐之籌策、發軍

勢不以特(時)、正月元旦發於伊作、別府之内以稱鵜塚之地構

一陣、未施帷幕、城裏之軍勢不移時尅發出来、而却而責

久義之陣、久義以無勢故不得進退、徒経數日而已、於茲

太守元久公使一价為制禁、故令開陣畢、又田布施二階堂

某者久義之姉甥也、別府亦二階堂之為聲、是以今度不合

力於久義、故久義發憤、欲報恨於二階堂、而告之於太守、太守亦慮後之有害也、應久義之請、且又太守構陣營於田布施、周圍攻責者太急也、二階堂不得防禦為降伏、(※向)白市來没落畢云々、

○ 別府はんふんの事

一 たうはうの内さかりまつ、こみなとこひちをさかふへし、 一 たけた

一 つぬき 一 いて

一 おうらはんふん 一 のまかたわら

一 やまたはんふん 一 上下ふん

一 ちとうしよいちをくわへたる定

一 宮寺のこさす

一 田のく

へふはんふん、いさくとの、御ちきやうあるふんの事、たうほんの御たいくわんの時、しるしおかれて候はん、

永和元年丙辰十月一日 これをしるす、

(本文書ハ「旧記雑録前編」二二三六号、二三五七号文書ト同一文書ナルベシ)

○ へふはんふんの事

一 たうはうのうちさかりまつ、こみなとこひちをさかふへし、 一 たけた

一 上

一 つぬき 一 いて

一 おうらはんふん 一 のまかたハラ

一 やまたはんふん 一 上下ふん

一 ちとうしよいちをくわへたる定

一 ミやてらのこらす

一 田のく 一 あきめ

ほんをハ御うちにまいらせ候時、うつし候て、これをハと、めおき候、

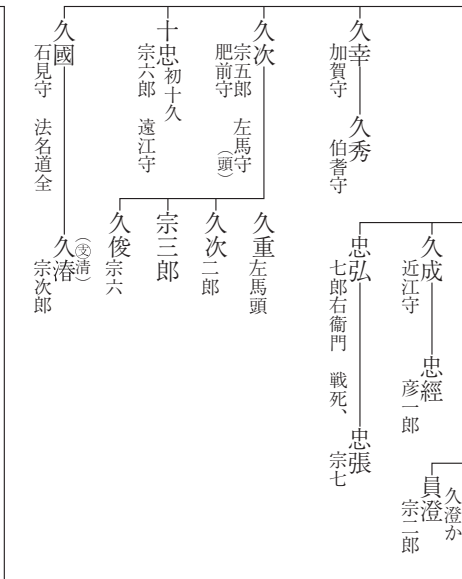
明德二年癸酉十一月廿七日

(本文書ハ「旧記雑録前編」二五〇八号文書ト同一文書ナルベシ)

久親 若次郎丸 下野守 法名崇壽 儀久豊前守

そうゆうの房 久種下野守





勝久

四郎左衛門尉 大隅守 法名道恕

○薩廣國加世田別府事、今度身之大綱之時分候、一味可被召弓箭由承候間、彼地事、加退治可進一圓候、仍為後日狀如件、

應永六年十二月十八日

元久(花押)

伊作殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」六三五号文書ト同一文書ナルベシ)

○薩廣國益山庄事、為新所之計申也、任先例、可^②被^①領知之狀如件、

應永七年卯月十九日

元久(花押)

伊作殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」六五五号文書ト同一文書ナルベシ)

○薩摩國加世田別府之内大浦村事、任先例、知行不可有相違之狀如件、

應永十一年卯月五日

伊久(伊久) 久哲(花押)

伊作大隅守殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」七三三号文書ト同一文書ナルベシ)

○別府内自伊作殿御知行分注文事

一唐人原 十二町

一唐坊 三町

一白貝方 四町塩屋三

あいふとにもに^②し

一内野 三町

一小湊 四町

一坂木 六町

一津貫 八町

以上田数四十町

右、彼在所、悉退治之時者、押分而半分配可被申談候、仍為後日坪付状如件、

應永十三年九月廿五日

善了(花押)

親宗(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二七四九号文書ト同一文書ナルベシ)

○嶋津庄薩摩方

一所阿多 一所日置 一所南郷

一所高橋 一所知覽院瀬之村

一所河邊郡内田部田村

一所別符半分

一所谷山郡内福本村内三十町同郡内中村之事所相計也、早任先例、可被領知之状如件、

應永廿四年十一月二日

沙弥存忠(久豊花押)

伊作殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二九六九号文書ト同一文書ナルベシ)

女子 伊作遠江守十忠室

女子 島津上総介久世室

教久 初範久 安鶴丸

犬安丸 十六才早世、

女子 太守忠國妾 友久母儀 (也)

女子 式部大輔久俊室

久逸 初久俊 又五郎 式部大輔 善久 菊三郎 初忠真 忠良

河内守 又四郎 元祖已往領知伊作庄者尚矣、及立久公之御代、領日州櫛間院居住尚者也、

80 ○山田文書ノ内ニアリ、

尚之三日より御動有へく候、又廿三夜、相州伊作

城へ被切乗、究竟之人多々被打取候、南郷も知行候、
為御心得候、

來月三日到廻・敷祢、打つ、き三日御動あるへく候、
其方之人数奔走候へと御意候、御油断有間敷候、恐々
謹言、

七月卅日
(文) 正久(花押)

山田安藝守殿

御宿所
(文) 正久

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二二〇四号文書ト同一文書ナルベシ)

81 ○正文在鹿屋三浦勘左エ門、

「口切ル、」

ハ打留候、か様之邪偽成者を召仕候てハ、國家之禍乱
うたかいあるましく候、寸善尺魔にて候へハ、我上
をも能々御用心肝要候、當家にハ國魔とて本々より有
様ニ古き者共申置候、それも内魔よりこそ生候覽、只
理法ニ任身而為も人(御候)にハをかすへき外魔もあらしとこ
そ存候へ、

(口)
時義を仰つめられ候事も、國之為家之ため、又ハせめ

て自身のためにと成やうの事ならハ、一理も候欤、此
度之子細(御)ハいつれにとはつれ候、一旦悪を成ても、方
便之くとくと成事も候、又善もかくのこごとく、
一御得菓分もいか、候哉、もし無のけんや隕候覽、(御)趙
抄之無と計返答も、無非無二ところを再されたとこ
そ見えて候へ、

一三ヶ國悉々靡旌旗ニ候事、當家の高運御一身之名譽、
京・鎌倉迄も無其隠候處ニ、引替て悪名を天下之人(御)と
ニ落シ候する事、歎てもかなしミても餘有子細ニ候欤、

満氣などの御覚悟も專一ニ存候、大平記ニ、六本杉之
天狗之やくたく此時と存合候、當福天なきちししや
とやらんにて御座候得、御一人ニ諸僧万民(御)召思かへ、

殊ニ様不義悪名を御おほへなく候、ケ様之申事、九牛
之一毛にても候ハねハ、御承引も不存候、又ハ諸人之
物わらひすいさつ仕候、然共(御)に留にて候間、如此に候、
恐々謹言、

二月廿日
(忠良) 日新(花押)

貴久
参人々御中

時義を仰つめられ候事も、國之為家之ため、又ハせめ

貴久

参人々御中

(忠良) 日新(花押)

(本文書ハ「旧記雜録附録一」八三三号文書ト同一文書ナルベシ)

82 ○今度就虎壽丸登山候、種々入魂被加御其意候之通承及

候、誠過分之儀、大慶不可過之候、何様自身以參上、

恐等可申述候⁽²⁾哉、万端期来喜之時候之條、閣筆候、

▽⁽²⁾可得御意候△住事、恐惶謹言、

臘月五日

三郎左衛門尉

忠良御判

進上一乗院

御同宿中

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二〇四号文書ト同一文書ナルベシ)

83 喜入氏藏

猶々珍物五斤賞翫無地候、何様可申入候、

○御音問祝着此事情、就御瘧病之義従是可申入候之處、

當時者如何様御平愈候哉与存延候キ、未甲斐々敷之由

示給候、無勿躰存候、抛何條をも御養性肝要候、少も

御快氣之節ハ御越御雜談所希候、何様従是可申入候、

萬端、恐々謹言、

菊月廿五日

日新御判^(忠良)

式部太輔殿御返報

「上封」

式部太輔殿

御返報

相模入道

日新

(本文書ハ「旧記雜録附録一」八三六号文書ト同一文書ナルベシ)

84 全

○兼續今日此方へ来着候、御快氣⁽²⁾者、涯分御會尺可憑

存候處⁽²⁾、無其分候、口惜候、抛諸事遮而御養性專一

候、何様時隙候而可申入候、次⁽²⁾當時一段之節(諫)海⁽²⁾

老之籠四賞翫仕候、万端、恐々謹言、

十月十二日

日新御判^(忠良)

式部太輔殿

御返報

(本文書ハ「旧記雜録附録一」八三七号文書ト同一文書ナルベシ)

85 全

○⁽²⁾就唐之) 船着岸之儀、先日者預御懇調之儀候、喜悅不少

候、其刻御礼可申入候之處、菟角延之候、心外之至候、

仍雖不珍物⁽²⁾候、水母卷令進入候、萬期後音之時候、

恐々謹言、

八月十日

(忠良)
日新御判

攝州御宿所

(本文書ハ「旧記雜録附録一」八三八号文書ト同一文書ナルベシ)

86全

○先日於伊集院約束申候川野へ千句之時宜、来七日より興行可申候、自五日之比御越候ハ、六日より談合可申候、将又發句之事此度出来候ハ、可示預候、心事期再會之時候、恐々謹言、

十二月四日

(忠良)
日新御判

攝津介殿御宿所

(本文書ハ「旧記雜録附録一」八三九号文書ト同一文書ナルベシ)

87 ○誠歲暮之御慶万祥、雖申旧候、尚以重疊不可際限候、

幸甚々、抑為如此之祝言、賀札目出度候、何様明春候、

最奇自他満足益而(前)申加候、慶事、恐々謹言、

十二月廿五日

(忠良)
日新御判

枕山安藝守殿

御返報

(本文書ハ「旧記雜録附録一」八四〇号文書ト同一文書ナルベシ)

88 ○

追而岩切可楽急(与)其方へ參上申へく候、又浦との

船之事、早々廻させ申へく候、

御書細々令披見候、仍陳取相定候之由、千勝万歳候、

殊正宮御くし目出候之通、一段大慶に候、我々其方迄

可參之由、得其心候、何さま以二三日可存立候、各之

合戦之とうほねを能々すへ候ハてハにて候、下知に隨

ハさらん者を堅御成敗之義、定肝要候、萬吉、恐々謹

言、

五月廿三日

(忠良)
日新御判

(愚谷)
日新

又三郎殿御返報

(本文書ハ「旧記雜録附録一」八四二号文書ト同一文書ナルベシ)

89 ○就実名下(之)字改替、使者賀札其外種々慶喜不少候、仍

従是(茂)太刀一腰・青銅二百疋令表祝儀候、恐々謹言、

霜月十六日

(忠良)
日新御判

又三郎殿御返報

(本文書ハ「旧記雜録附録一」八四二号文書ト同一文書ナルベシ)

十穀園之門之事、本物返申候て、請取可申候、其間者、
無余儀一乘院之可為御所領所也、仍状如件、
大永六年丙戌八月拾八日 忠良御判

90 ○就此度之弓箭、一段被抽忠懃候、永々不可有忘却之儀

候、自然和談凶害之子細候共、御面談可互開候、此条

々

諸軍神モ御證覽、偽有間敷候、心事、謹言、

霜月^⑤廿日[△] 日新^(忠良)

上原長門守殿

(本文書ハ「旧記雜録附録一」八四三号文書ト同一文書ナルベシ)

93 ○ 契状

一如仰世上雖如何様轉變候、無一二可申嘗^(⑤拳)、

一如此申承候上者、於弥無二心賴存、又可蒙御助成之事、

一ケ様申候内ニ、自然和談凶害出来候者、無御覆藏互可

申披事、若此條々偽申候者、

91 ○就無音之儀、懇書祝着此事候、連々伊集院大和守被仰

談候哉、專一候、弥物之羚羊是又賞翫無他候、事々、

恐々謹言、

四月廿三日 日新御判^(忠良)

本田殿御報

(本文書ハ「旧記雜録附録一」八四四号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二〇八〇号文書ノ抄ナルベシ)

樺山太郎左衛門尉殿御返報

于時大永七年二月廿一日 忠良御判

94 ○ 又當時此方殺生禁断之間、にへ之事欠申候、大望

にて候へ、諸事可申承候[△]時者、相互ニ可申通候、

追而書候[△]

92 ○ 田布施之内

誠仲陽之御慶賀重疊、雖申旧候、尚以不可有盡限候、

多幸候、抑如此之御祝言承候、御満足之至候、以御同

前候、其堺御左右承候、大慶候、此方茂無相違候、從

以前之以筋目承候、是又御同前候、何様篇目之時者可

申承候、万吉、恐々謹言、

〔享祿元カ〕

二月廿一日

日新御判

謹上

攝津守殿御返報

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二二〇八二・二二一五号文書ト同一文書ナルベシ」

97 在伊作天徳寺、

○薩州伊作之庄湯之浦名之内

水田五町

上野間口門

下野間口屋敷

右志、所寺永代不可遺却者也、

天文式拾年癸丑二月三日

日新御判

天徳寺住持

梅春衣鉢禪師

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二二七〇五号文書ト同一文書ナルベシ」

95 ○昨日卅朝、市来衆至串木野現形候、五ヶ所御同前候間、

御満足察存候、於爰其堺之御立柄者如何候哉、委細預

示度候、此等之趣進入使僧候間、閣筆候、万期来喜之

時候、恐々謹言、

〔享祿二年丑ナリ〕

六月一日

日新

撰津守殿御宿所

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二二二四九号・「同附録一」八四六号文書ト同一文書ナルベシ」

98 ○尚々陳者用（同心）なか〜可然候、

御陳とり目出度存候、仍はいたての事、又四郎より承

候、我等かにもたせ申候、なか〜候間、そのめさ

れ候ニまさり候ハ、かへにてつかハ（同心）し（同心）る（同心）く候、又

六郎よりもこての事承候、是も我等か（同心）く候（同心）もたせ申

候、御つかハし候へ者、又あかく候を見出し候、それ

のにてか候らん、是も同くもたせ候、万吉、かしく、

〔天文廿三カ〕

九月十五日

愚谷軒

日新

96 〔本文書ハ二九・五一号文書ト同文ニツキ省略ス〕

又三郎殿参

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二七五六号文書ト同一文書ナルベシ)

99(本文書ハ七〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

100 ○ 善も悪あくも善なりなせはなす 日新

こゝろよ心はちよおそれよ

一 不動愛染之衆生、愛顧之形容を能く可有見執之事、

一 聊尔之子細記詰^(旧記)られは、各護身之符つゐには良薬たる

へき事、

一 閑々候者、當日は憐愍之様にもいへとも、翌日ハ身を

亡す禍殃之程たるへき事、

一 為國家には身をおします、あやまちをあらため、腹立

なきにいかり忿度をこらへ、聖人のこと業を恐れ、被

任心底候者、則天道神慮も佛法も他所ニ有へからざる

もの也、

一 内にハ鰥寡孤独之あはれを蜜行し、上としてハ只臨別

儀なきものか、假初にも人をそこなひ、やふらしの持

戒を逼塞候而、外には五常を匡、^(旧記)辻々^(旧記)に禁籠張着を

も可被構候、是ま^(旧記)の可為慈悲候、

右五ヶ條、諫言に似たりといへとも、眞平老耄之至

と可有宥免候、

永祿四年十月吉日

義久参

(本文書ハ「旧記雜録後編」二一九〇号文書ト同一文書ナルベシ)

○永祿九年十月十五日小林三山之攻ニ左之通旧記ニ

一 太刀始をば市来衆ニ茂山源三左衛門仕る、押並て間瀬

田刑部左衛門尉・田尻荒兵衛尉・長谷場長門守・同弥

四郎同心にて合戦す、愛徳十郎・濱田右京亮・長野助

七郎・塚田太郎左衛門尉・同太郎五郎・眞連坊同心ニ

而二番ニ合戦を致され云々、加世田衆ニ阿多源左衛門

尉・中山源三戦死也云々、

○日向記ニ載ス、

一 永祿十年ノ春、島津相模入道日新齋より坊之津一乘院

ヲ使僧として御崎寺に着船す、其趣ハ、眞幸口之弓箭

何終可申モ不相知、義祐モ隠居アリ、我も隠居仕ル上

ハ、互ノ和談申合度候、依之紫硯一面是ヲ進スルコト
ハ、向後此硯クホムマテ可申合トノ使僧也、三位入道
薩广ノ計略于今始マラヌ成レハ、心中ニハ誠ニ思ひ
玉ハネトモ、使僧ニ御見参有、其上種々馳走有テ返シ
玉フ也、當家ヨリハ安宮寺ヲ返僧ニ遣サレ、進物ハ新
古今集也云々、

101 〇梅岳常潤在家菩薩と申ハ、祖父相模守忠良公文武二道
の理明にして、薩隅日（を常）に治め世の風をふかせ、年
久敷榮花にさかへたまひ、内ニハ御志直ニして、（譜）譜禪
道風仁夙入道日新齋号御答、和尚之位、世に隱なし、
予又いとけなかりし時より、おほふ計の袖（を）をはたはり、
廣（を）シレス（を）夏冬を（を）はくくミ、朝には学（の）文志（を）を開き、
夕ニハ弓馬の道（を）シレス（を）教（を）しなど、皆夢の様（を）にて、（二）も
なく三もなき（を）肥後國境（に）在陣△暇なく、遠路を隔
（を）たまひ、▽〇暮秋の△比より病の床ニ卧（給）十二月十
三日、薩州加世田といへる所（に）て煙の様ニ消果たまひ
ぬと告知候するに、空を踏む▽〇心ちい△へハさらなり、
おもりの餘り愚成人（心）ミしかき筆の海は（波）尽しかたきを、

けに五（を）の形と聞より、一首をつらね手向奉るものに
修理（を）太夫義久

〔なぬ〕、
〔今日（を）〕八日の新なりつる影も〔ゆく〕西成空に雲かくれ
つ、

▽〇永禄十一年拾二月廿一日△

〔本文書ハ「旧記雜録後編」二四六八号文書トホボ同文ナレベシ〕

建久八年六月

〇薩摩國圖田帳ノ内拔書

彌勒寺御領百九十六町一段内 領家即別當

五大院九十一町一段 郡々散在下司僧（を）慶

八幡新田宮三十五町 郡々散在下司僧（を）經宗

同宮領市比野十五町 入来院内没官御領地頭千
葉介

日置庄三十町 同北郷内下司小野太郎家
綱

益山庄二十五町 加世田別府内下司塩田太
郎光澄

加世田別府百町内

社領二十五町弥勒寺 下司塩田太郎光澄

公領七十五町内 地頭右エ門兵衛尉

山田村二十町 名主肥前國住人石居入道

千与富四十町 郷司弥平五信忠

村原十五町

没官御領地頭佐女島四郎

見于雜抄

○先是應永四年丁丑十二月、伊作大隅守久義有宿意之未散別府某者、欲遂其憤、率師旅渡大川、構陣於鵜之塚、陳幕未成之際、發精兵犯當陣、久義之兵不多而不得進于陳外、徒越年矣、於茲乎、伊久法師久哲餽書簡曰、伊作某与別府某已起鬪乱、若不止之則漸可為〔中國〕之錯乱、庶幾令新納越後守実久成和諧者是幸也、申是招実久使之諫以開陣也、田布施之二階堂某者久義之姉婿、而別府某者二階堂之婿也、故二階堂不得孰是孰非、而不合力於久義、^(正)久義^(正)含其情欲報恨於二階堂、而告大於元久、元久慮後之有傷害、容久義之訴、而且應永十二年乙酉之冬、元久構一陣於田布施、漸以圍之堅密也、阿多氏・別府氏雖救來、数月籠城兵術糧粒共盡、翌年丙戌二月請降退去、上総山城守忠朝二階堂之婿、市来某亦緣座、故向市来落去矣、其後田布施者為元久之領土、是以移勇銳之士無警衛之怠、且復占宅地造立屋形、元久亦自鹿兒嶋到夫地者幾十渡矣、志布志之士

有五代奎者、養女子之在深閨天生麗質、在元久之側産

女子、徵之於志布志居處於田布施養育女子、漸以長成則嫁伊作四郎左工門尉勝久、而後畀田布施於勝久云々、

○別府氏与鮫島氏亦滅黨徒之勢、降元久屬旗下、今也南^(正)悉絶凶徒餘裔、所以屬無為也、

○聖榮日記ニ

一南方別府之事ハ油所ニ而、伊作久義折之望を被懸、時分こそ候得、正月朔日、別府鵜ノ塚与云所ニ手勢計ニ而とうめきの大川を渡シ一陣を取、かう敵なれハ少も無痛、大野卧^(正)を陣ニ懸る、俄之事成ニ仍陣構などもなし、余所之無余力も、其時元久使者を立、時分柄と云是非ニ不可然候、先陣を被退候得、無承引ニ者以後も緩有間敷由、依仰引退、田布施二階堂ハ伊作殿姉婿ニて候、別府ハ二階堂方之婿ニ而候程ニ、伊作ニ無余力、左様之事を内々久義遣恨ニ思、元久ニ催促被仰、総州方并市来つ、也、総州二男山城守殿ハ二階堂婿ニて候、奥州も以後の事を思召合、田布施ニ一陣召取卷、阿多・別府ニ雖合力す、年内より被^(正)卷、明ル二月之

始落居有、二階堂如市来落候早、夫より元久御料所と

して、五代木方娘彼在所へ志布志より移置、其外宗と

の人と城衆ニ成置、折々ニ付而元久も自鹿兒島御入候、

此御臺之腹ノ御料人ニ久義之子息を取合、以後ニハ伊

作勝久ニ田布施をも御遣候由承候、勝久之御料^{⑧久}之腹

之御子、今相模守殿・遠江守殿忠國ノ御子二人御座候、

左有ニ依而、川野邊も弥物よハくなる事ハ、鹿兒^{⑧ナシ}島

をハ伊集院方より被持候、坊津・泊津両津ハ川野邊内

たるニ依、総州より覚悟ニて候、御内之人と被差置候

處を、伊集院押寄警固人を討、如此し玉へハ無情次第

也、方々取合、総州より河野邊之城共ニ奥州へ渡御申、

我ハ薩广郡へ御移候、左候へハ、播广守殿ハ如山門移

候ける由承傳候、久哲終ニ川内平佐之城ニ而死去候早、

左様ニ成行ニ依而、別府之鯨島ハ御内之者之如して致

奉公云々、

全

一伊作ニ不慮之儀ニ而阿多と立別、合戦ニ及、偏ニ屋形

様を奉頼之由依^{⑧敬}而申、有御合力、其時迄者頼娃・指宿・

知覽・川野邊・別府・鯨島者敵也、

全

一ニ男氏久之分譲渡大隅國、雖然大隅ニ入部ノ事ニ鹿兒

島ニ無代てハ如何と而、師久より御志ニ依て鹿兒島ノ

郡司屋紙を退治候て氏久へ渡、谷山ノ郡司對道鑑波平

と云所へ陣取、郡司分限之物ニて陣にかゝり合戦ス、

守護方^{⑧マ}御手御内ニ篠原など打死ス、其比ハ谷山・知

覽・給黎・河邊・別府迄谷山持候、鹿兒島之内牛落と

云所ニ谷山より陣を取通路ヲ切ニ依而、道鑑ノ御陣及

難儀處、出水右衛門兵衛和泉より馳越、谷山陣江通ら

んと儀ス云々、

久豊公御代雜抄ニアリ、

一山北四ヶ所開陣之際、大夫判官守久・山城守忠朝・北

殿久照・野頸殿已下一族皆先入薩广郡、而守久入部于

山門院、忠朝居于隈城矣、薩广郡内永利・碓山・荒川・

羽島等之諸所屬渠之旗下、且復川邊為伊集院彈正少弼

頼久之領地、上総介久世請之定居城矣、故頼娃・知覽・

山田・別府・阿多・田布施・伊作・伊集院・市来等之諸所又屬渠焉、久豊之旗下鹿兒島・谷山・指宿・吉田・蒲生・税所氏・本田氏・溝邊・田万理・敷根・廻・和田氏・高木氏・北郷氏・椋山氏・末吉・恒吉・市成・山田氏・平房・宮里氏・百引・高岳・鹿屋・大始良・下大隅・財部等也、

久豊公御代雜抄

○不計伊作某与阿多某忽為矛盾之隔、漸迫合戰、伊作某請援兵於存忠、存忠許諾以發救兵、且曰、市来某亦可合力於伊作、一郷鬪乱漸迫國中非可疑、勿敢傍徨、与阿多者穎娃・指宿・知覽・川邊・別府・鮫島也、各救来而構一陣於田布施・貝柄崎、于時伊作某造師旅於夫陣下、已及合戰、忽伊作之軍敗、銳勇之士數輩遂戰死也、

玄佐自記後

○從其於鹿兒嶋虎壽丸殿へ御國讓渡被成御祝言、金吾様句真久公御家督也爰より相模守と奉申、(此次力)日樺山太郎左衛門尉号美濃守、肝付三郎五郎被号越前守、抽忠節、其割忠兼様よ(刻力)

り御代虎壽丸殿様へ御讓渡給ふ、同諸侍御内衆無残若君様へ御奉公別儀有間敷之旨可致御神判之由被仰舍、御法躰在之、如伊作御隱居と也、相州様も在御法躰、日新与号せらる云々、

全前

○大永五年九月二日、同日ニこれをとる、其比溝邊ノ肝付三郎五郎真実同意之者也、「大永六年」「日新公」郷ヲ桑波田依御奉公彼城ヲ御知行ナリ、太守忠兼様以外御驚、伊集院江十一月達御發足、貴久様虎壽丸殿与奉申時、御養子之御契約有て、金吾様以御同道、忠兼様鹿兒島十一月七日ナリへ御帰陳也、此刻本田へ曾於郡を忠兼様被下、されば「兼親・親安ナリ」因幡守父子無二之御奉公にて有し処、彼次郎左衛門尉妨にや、無程召返す、依其御恨休出仕云々、

全

○其年七月七日、從鹿兒島以兵船、生別府へ御手形なれ共、無何事、扱人の心時々に移安き世なれハ、廻・敷根・上井・宮内・曾於郡・加治木・帖佐其外虎壽殿へ

の御神判、奉忠兼様を始皆古〔反古〕はくにとそ見得ニける、
虎壽様も田布施・阿多・高橋三ヶ所ニ引、御籠鳥の如
し、此刻伊作をハ相州様召返之由風聞なれ共、依遠方
かひなし、其比本田は曾於郡之御恨より新納殿を頼ミ、
忠兼様へハ不致出仕、因州者美濃守〔マヤ〕嬪なれハ同心なれ
共、隔所を不通也、

文明六年行脚僧雜録ニ、

別府仁薩摩守薩州國久、御舍弟中務、同彈正、田布施仁

相模守相州友久、〔忠幸、後ハ相模守連久、入道一瓢齋ト云〕
御子息三郎左衛門尉云々、

※1
〔行間〕

〔按ニ、國久ハ薩州家二代也、薩广守用久ノ長子ニテ、為甫齋
ト云、中務ハ國久ノ二弟中務太輔延久ニテ、大田氏ノ祖也、
後下野守入道為足ト云、彈正トハ國久ノ三弟續久也、文明ノ
比、國久兄弟三士別府ニ居城シ、和泉・山門・高小野・阿久
根・河邊・山田・鹿籠等ヲ併セ領セラレシコト、聖筭記ニ見
ユ、後別府ハ姪ノ新三郎忠福ニ分ツテ守ラセ、阿久根ニ移ラ
レシナルベシ、明應九年十一月、薩州家田代忠興別府ヲ攻ル

コトアリ、然レハ忠福叛ケルカ

※2
〔行間〕

〔友久君文明六年迄ハ田布施迄ヲ領セラレシカ、高橋ニハ島津
藏人幸久、阿多ハ桑波田右馬介領スルカ、文明十五迄ハ桑波
田右馬介阿多領主トアリ、永正九年、一瓢君阿多城ヲ攻落シ
居城シ玉フ、友久君高橋ヲ領セラレシハ文明ノ末年カ、考ベ
シ〕

見于本田兼親譜中

一 太守忠國主移居於別府、與 立久公不快故也、十二月
十三日、〔疑文明元年乎〕賜尊書於兼親、若逢時不祥可補佐之也、

102

去月廿二日、河邊宮ニ立久其外之子共風渡來方入見
參候、存知之前候哉、雖別府ニ移候、不思儀之吳牀、
言語道斷之式にて候、自然之時者、〔向續候者喜入〕
候、恐々、

〔文明元カ〕

十二月十三日

忠國

〔花押〕

本田殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二一四五四号文書ト同一文書ナルベシ〕

103 〓 雑抄ニアリ、

〓 於加世田河州様御討死事、言語道斷、迷惑千萬無申計候、心中同前之由推量申候、さ(て者)此割菊三郎殿身(候之間 刻)

上、已後迄之校量如何に共候哉、乍若輩愚存にハ弓矢事ハ無本候、屋形様ニ弥御隔候てハ無勿躰存候、其様旧友候之間、心中分承候て、涯分可致故実候、但

屋形様之事無申事候、老名敷面ニ宛概はかりかたく候、仍能ニ御思案候て、知音の方ニ御談合肝要候、自然近所之衆、ことに越前方などのくりかへ被移候てハ、後

ニ六借敷事可有多候、於于今、御年來と申、人の下にハ如何ニあるべく候哉、堅御思案候て、鎌田出雲な

とに返状か、せ候て給へく候、其様数ヶ所之手さへし(候)存候、急便(候)之間、そと申入候、恐ニ謹言、

〔明應九年ナリ〕
十月十七日 忠弘(喜入) (花押)

〔上書〕
三原殿進覽

〔ウラニ〕
若狭守 忠弘

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一七七四号文書ト同一文書ナルベシ)

104 〓 〓 切ナシ 〓 御方便あるへき事、

一 薩广國判官殿御(出ノ諸)状の案文事、此等早ニ御認候て、南蛮船着岸(上)をそへ候てつかハされ候へ(師久・伊久ニ公ノ内ナラン)

候、委細大和殿(石塚氏カ)今度面目をほとこされ候、馬栗毛・太刀美濃方より金具以下しなをしニて進上申

され候、随而京都へのさつしやうの事、板倉殿遠江方如指南被申候仁躰、京都への事可然様可有御了簡候、

一 國面ニ中へ御教書事承候、是南蛮船着岸(者)就其可御了簡候、(若カ)

一 國人ニ大方先不入見參候へ共、申自然候事可得御意候、但此御状之内、伊壽院山城殿事ハ不懸御目候へ共、御書成申候了、又別府殿事ハはうの津地行事候間、取分

御書成申候了、南蛮船自着岸御身迄、悉可被達御本望候哉、(大和守カ)

一 京都への使節さたまり候とも、是までハ石塚方案内者候ハてハ不可叶候、諸事可得御意候、恐ニ謹言、

二月廿四日 〔大寺彈正忠保音 入道幸阿カ〕
愛阿 (花押)

甲斐殿

長門殿 「永利長門介コトカ」

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」二二四号文書ト同一文書ナルベシ)

〇文明二年三月五日沙弥聖榮記

忠國代三ヶ國悉せいひつす、次國一揆之事も此代ニあり、せいはずせらるゝ旁く一家ニハ伊集院殿、國方おいてハ別府・和泉・平山一家不殘、牛山一族悉、坂より上ニハ和田・高木・飢肥・櫛間・南郷・梅北、いづれも此方之跡御料所として御一家御内ニ御はい分あり、阿久根も此時失ハれ候、難儀御合戦之次第、ミつへ・河田・指宿・鹿兒嶋はやまか原、いさく合戦知覽大寺討死、てうさ・ひしかり自身太刀打候、ミまた合戦時、新納四郎三郎殿・同大崎方其外數十人討死、山東(山)木之合戦ニハ一家にはんかう右京亮殿・枕山次郎殿打死にて、他國おいてハ肥州(肥)つなき合戦ニ菊地(菊)于對(對)數十人宗との者(宗)討死(討)〔なし〕、

105 (本文書ハ四六号文書ト同文ニツキ省略ス)

106 (本文書ハ四七号文書ト同文ニツキ省略ス)

107 福昌寺佛殿造営之勸進

奉加 馬壹疋

別府

代錢貳貫文

平五郎丸

外前後数人略ス、

永享拾年之秋

徳林庵

▽奉加 米拾石△

祖中

▽奉加 米四石△

浄恵寺妙恵

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二二三号文書ノ抄ナルベシ)

108

引付

五畦屋敷壹ヶ所

加世田衆中

森八郎右衛門

右、加世田片浦村塩屋敷之内為居屋敷被下候之間、可被引渡者也、

寛文元年丑九月六日

勘解由印 藏人印

支配奉行

平田五右衛門殿

相良吉右衛門殿

新納仁左衛門殿

河野常右衛門

右常右衛門実方之高祖父松崎志摩、曾祖父松崎志摩、祖父松崎治兵衛事右志摩二男ニ而、別立申候、親松崎覺左衛門、當常右衛門迄代々加世田衆中ニ而御座候、常右衛門事右覺左衛門二男ニ而候処、御城下士河野太郎右衛門跡養子ニ被仰付候、

有川与三男初而之御目見 有川友助

右親與三実方高祖父井尻佐渡、曾祖父井尻相左衛門、祖父井尻九郎次郎、親伊藤友右衛門、(友脱之)右右衛門代本名字伊藤ニ罷成、代々加世田衆中ニ而御座候、與三事右友右衛門二男ニ而候処ニ、代々御城下士有川与一郎養子ニ罷成候云々、

新保金左衛門繼目之御礼 新保典栄

右典栄高祖父・曾祖父兩代何某共相知不申候、祖父山

元嶋之丞加世田衆中ニ而罷在候、親新保金左衛門右鳥之丞三男ニ而御座候処ニ、御納戸附新保家之養子ニ罷成候、養父何某相知不申候、金左衛門事 寛陽院様御代人若衆ニ被召仕、大玄院様御代御納戸附士ニ御赦免被仰付候、典栄事醫道仕候、嫡子新保彦四郎當分祖父金左衛門跡勤仕、御納戸江相勤申候、

右三行俗生調書之内ニ有之、

仁禮覺左衛門系圖

文德天皇

惟喬親王

号木原王子、

小野宮

建守親王

一品式部卿宮

康和親王

二品親王

正明親王

二品中務卿

仁禮親王

「兵部卿トモ」
一品式部卿

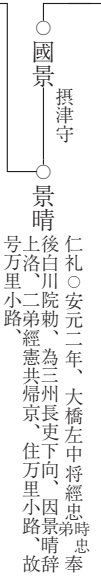
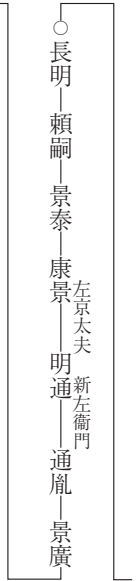
惟貞

正三位 修理大夫
始賜藤原姓、

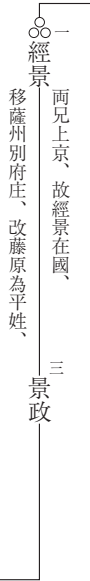
頼明

左少辨 宰相者受勅有、伴丞大監兼行者少将善男之裔也、元

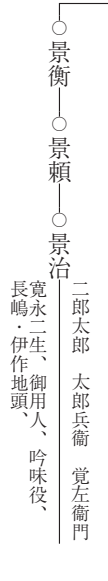
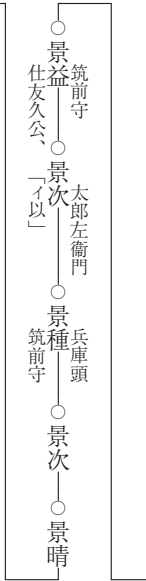
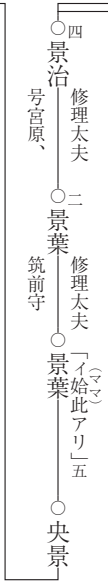
祖善男奉字多帝勅、任薩隅日之長史、寛平元年、下當國退治
幕橋氏、以来世々執權、至兼行背、勅命故、天禄二年、仁礼
新宰相頼明奉、圓融院勅、為三州任下平治伴家



經憲



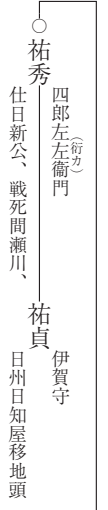
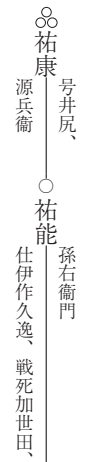
信景—子孫号中島、



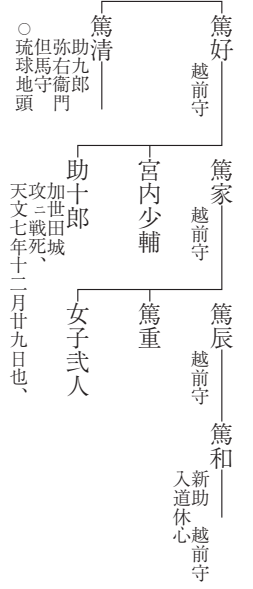
○鮫島系圖拔書



○伊東系圖拔書



○税所系圖



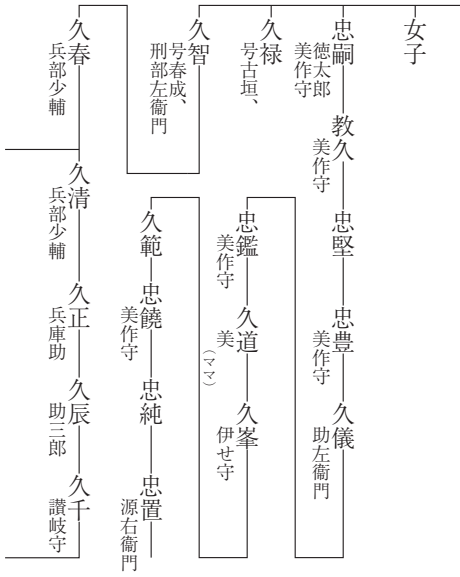
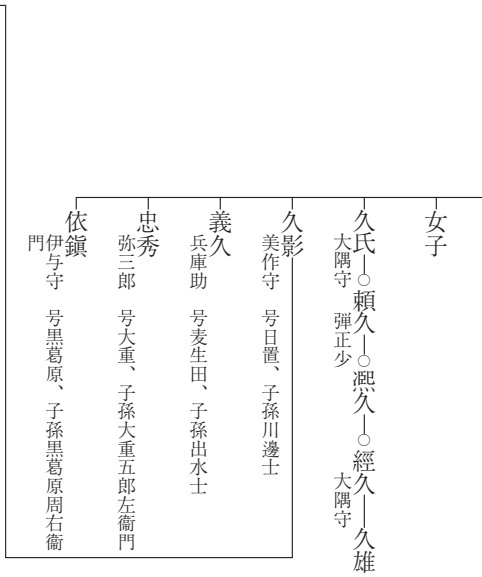
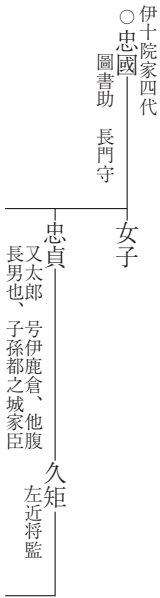
〇新納家古書ニアリ、

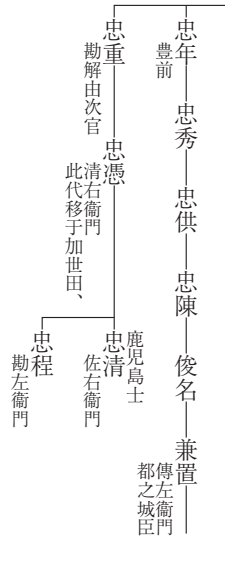
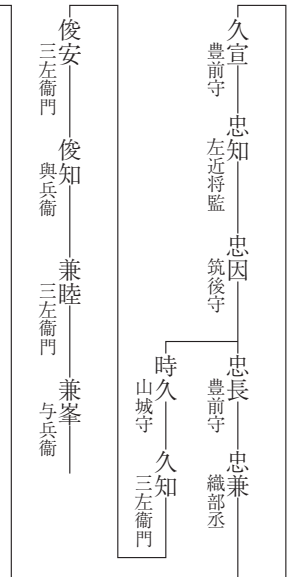
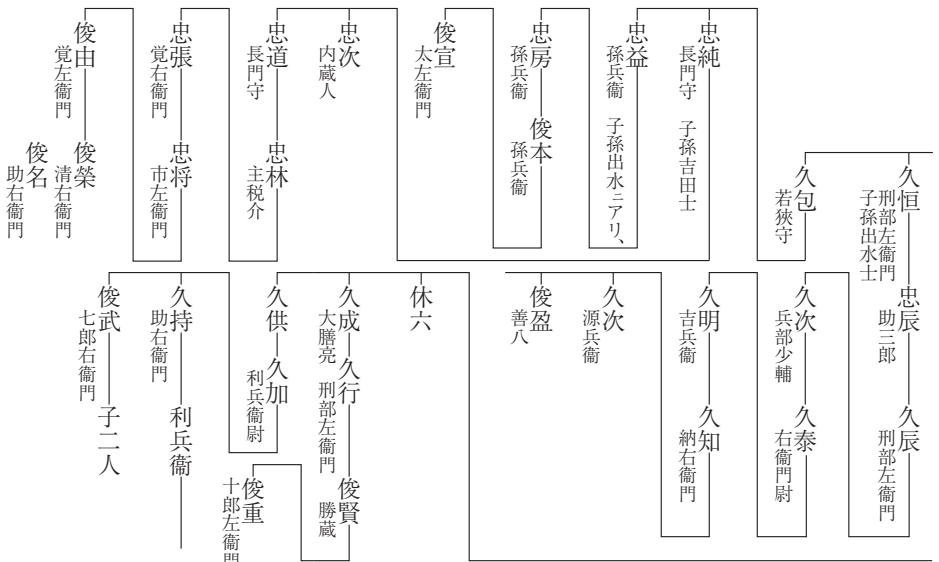
一薩州家元祖用久ハ大田・大野・吉利・寺山・西川等之棟梁ニ而候、谷山を城として、後ニ出水江被移候、永享年間、忠國公より守護代被仰付、政務三年、出水龍光寺殿也、用久嫡女ハ太守立久公之御簾中也、

一用久より二代薩摩守國久事出水より加世田ニ移、嫡子成久を出水城ニ差置、應仁二年戊子 立久公より守護代被仰付、文明五年癸巳ニ至國久政を聽事六ヶ年、保泉寺殿、此弟新三郎延久事大田之祖也、後下野守、母者忠國公之御姫ニ而、川邊を領城とする也、

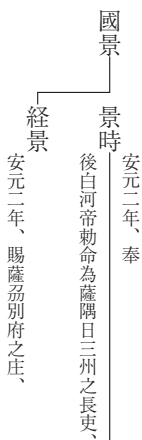
(三)
一二代薩摩守成久より世々出水之城ニ居す、此弟三郎次郎忠綱、後駿河守、山田を領城とす、大野祖也、其次三郎九郎秀久、後伊勢守、鹿籠を領、其弟南花尚、其次又三郎光久、後越後守、寺山祖也、

〇伊集院系圖ノ内伊鹿倉・春成出所



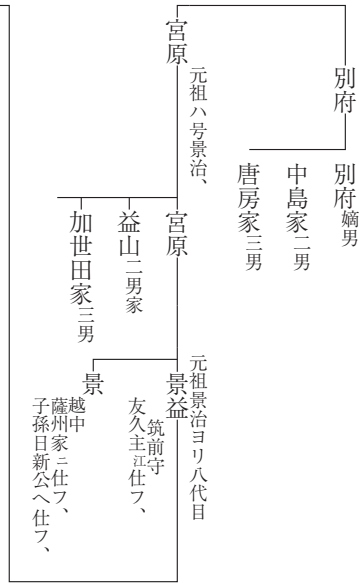


○宮原系圖拔書



○又仁礼景代系圖拔書

仁禮親王子孫薩广 江下向ス、嫡家ハ号別府、



應永記ニ
應永四年ナリ、

同十二月、伊作殿有別府勢遣、鶉塚被踰大事ノ河ヲ雖被渡、其比迄總州・奥州一味ニ御座候之間、自ラ無差セル合戦モ、明ル同五年戊子正月十二日、總州有御越山串木野ニ御逗留、仍テ市来・吉田ヲ有御憑之由被仰、兩人ノ御返事ニ云ク、彼方ヲ御企難難存候、手ヲ不及摺申、於于別府者、亦無可申子細モ候、依御意憚申、

合戦ヲモ不仕候由被申之処ニ、下野守忠頼市来ニ被申遣之通念頃也、亦吉田若狹守清正申木野ニ被參而、年始之礼儀被言上畢、依別府之夏、早々御越山目出度候、上意之趣者大方承候間、此上者不及私ノ才覚候ト申テ被立ケリ云々、

古城主由来ニ

一加世田城

別府五郎忠明

忠久公の時加世田別府の城を守る、別府家本は平家より出たり、五郎忠明は川邊平次郎道房か四番目の弟なり、嫡子太郎道直ハ次郎弟忠綱か為ニ討る、忠綱薩广守信澄か為ニうたれ、三男弥平五信忠別府の祖なり、此末より谷山家出る也、建久八年御教書ニも別府五郎忠明とあり、中古迄ハ別府加世田を知行せしとあり、

御當家由来

一用久但号松夫御子薩摩守國久道号景林法名、國久齊民為團次郎中務太輔法名為足

三男彈正忠是也、然為團御子薩摩守重久号西見、駿河

守、今八山田城居住、大野殿下号、伊勢守、今八吉利殿ト、本為心トテ僧一、八鹿兒居住也

人、其舍弟又次郎殿トテ在、重久ノ御子息ニ三郎太郎

忠貞(興乙)是也、中務大輔殿ノ子息下野守昌久ハ忠貞家中ニ

有シカ、明應年中ニ謀叛ヲ起シ、住城河邊郡ヲ守護方

ニ去渡、直近ト成テ南郷ニ居住ス、今田布施ニ有少乱

心欵、忠興御息薩广守實久法名正岳一節勝久与貴久様ノ

一乱ノ時分、加見島御番有、無程貴久与御中悪シテ、

加世田城ヲ始トシテ五年之内川内郡迄不知行在テ、山

比四ヶ所(北カ)ヨ迄也、其御舍弟紀伊守殿、平三郎殿、空智

房是ハ多宝寺住持也、今ハ還俗在テ和泉ニ居住也云々、

異本聖案記ニアリ、

一南方ハ伊作下野守久義別府方ニ折々心ヲカケラレ、時

分ヲ被伺ケルカ、別府ニ取懸トテ、正月朔日ニ鶴ノ塚

ト云所ニ手勢計ニテトウメキノ大河ヲ渡陣ヲ取ラル、

小敵ナレハ其痛モ無シテ、反テ陣ニ折々野伏ヲ懸ル、

俄ノ事ナレハ陣ニ左程ノ構モナシ、余所ヨリノ無合力

モ、元久使者ヲ立、時分カラト云イ是非ニ不可然、先

ツ陣ヲ引レ候へ、是ニ無承引候ハ、於以後与力有マシ

キ由、依仰引退、田布施ノ二階堂ハ伊作殿姉聲也、別

府ハ二階堂カ依為聲、久義無合力モ、左様ノ事ヲ内々

遺恨ニ思ハレ、元久ニ催促申サレ、上総介殿市市方(米カ)ハ

連ナリ、上総山城守忠朝モ二階堂カ聲ナリ、其後奥州

モ以後ノ事ヲ思食ケルニヤ、田布施陣ヲ著取卷ル、阿

多方・別府方雖合力、旧冬ヨリ取卷、明二月ノ始落去

アリ、二階堂ハ如市來落テ行畢、從夫元久所トシテ、

五代ノ森方森カカ娘ヲ彼ノ在所ニ志布志ヨリ移シ置、其外

宗トノ人々被召移、元久モ折々御越御逗留ノミナリ、

此五代腹ノ姫ニ久義ノ子息四郎左衛門尉勝久ヲ嫁シテ、

後ニハ田布施ヲ勝久ニ被遣、勝久ノ姫ヲ忠國寵愛玉ヒ

テ御子二人在リ、相模守友久是レ阿多・田布施ヲ領掌

シテ田布施城ニ居住シ玉フ、遠江守久勝発心法名元甫

ナリ、依去河野邊モ弥物弱ク成事ハ、伊集院ハ鹿見島

ヨリ領分シ玉フ、両津ハ河野邊ノ内タルニヨリ、総州

ノ格護トシテ御内ノ人之召置レ候処ニ、伊集院方押寄

テ総州方ノ人々ヲ討ル、如此時ハ一ツモ無情次第ト

テ、方々取り合セ、河野邊城共ニ奥州へ渡被申、吾身

ハ薩广郡へ御移玉フ、御子播广守守久ハ如山門移ノ由

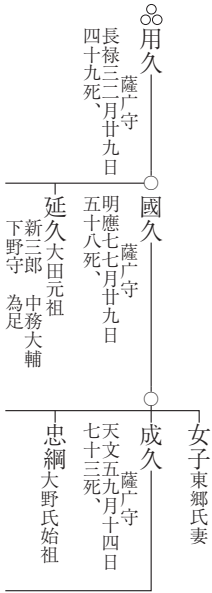
候、上総介入道久哲終河内平佐城ニテ御卒去畢、左様

ニ成行ハ、別府モ鯨島モ不及申元久ニ被參上、去程ニ南方悉ク御静謐候畢、

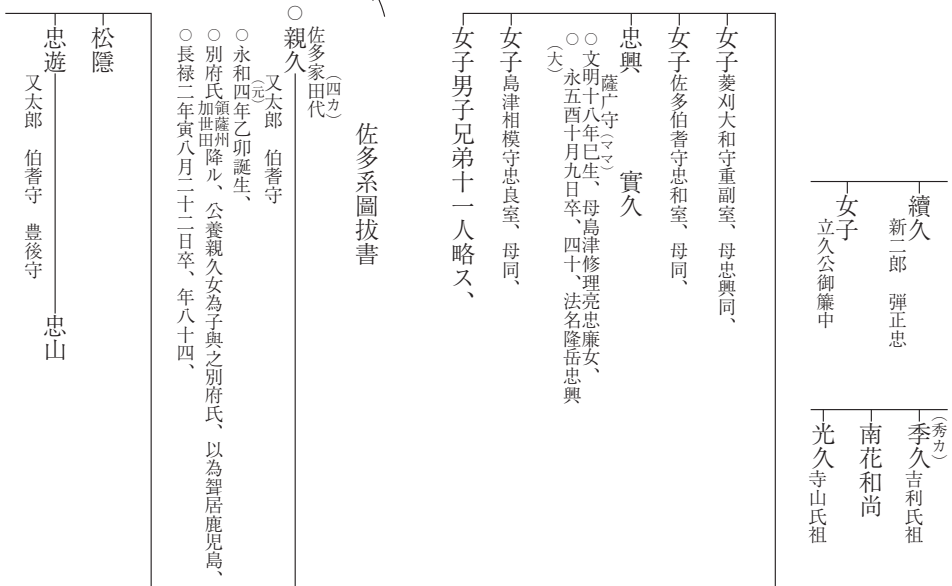
同

一次男氏久ニハ被讓大隅国ヲ、雖然大隅ニ在住事ハ如何トテ、師久鹿兒島郡司矢上五郎左エ門尉ヲ退治シ彼領ヲ被相付、谷山郡司平忠高鹿兒島邊近所也、先彼退治セントテ、道鑑入道谷山波平ト云所ニ取陣ヲ給、郡司忠高モ其時谷山・給黎・知覽・河邊・別府迄持續キ分限ノ者ナレハ、結句御陣ニ取懸合戦ス、守護方ニハ篠原刑部丞・多胡宗七ナト討死ス、鹿兒島ノ内牛落ト云所ニ郡司取陣通路ヲ被塞、道鑑入道ノ御陣既ニ及逼迫云々、

吉利家略系圖



佐多系圖拔書



〔本文書八「旧記雜錄前編」二一七五号文書トホゾ同文ナリ〕

師義

通久

女子

別府氏室
為久豊公所養、嫁別府氏、福昌寺募縁簿有別府平五郎丸者、疑此也、

女子三人

109

内裏大番事、^{⑩任}被仰下之旨可令參勤人^{（タ脱力）}

河邊平次郎

別府五郎「忠朝」

鹿兒嶋郡司

穎娃平太

伊作平四郎

薩摩太郎

知覽郡司

益山太郎

高城郡司

在國司

牟木太郎

江田四郎

莫祢郡司

山門郡司

給黎郡司

指宿五郎

南郷万揚坊

小野太郎

市来郡司

滿家郡司

宮里八郎

^{⑩萩崎}莊野三郎

伊集院郡司

和泉小太夫

右、各守注文之旨、明春三月中企參上、令見知役所

給也、且於鎌倉被仰旨如此、早可被存其旨之状如件

建久八年十二月廿四日

左衛門尉在判

薩摩國地頭御家人御中

在町田元祖忠經譜中、

元應二年庚申五月薩摩國八幡新田宮雜掌言上状曰、為

同國加世田別府内村原名地頭大隅式部丞女子代、左衛

門四郎^{（実名不知）}、非當背國中平均先例、令違背惣領加世田別

府地頭御代官支配、去正和式年・同六年兩年分不辨濟

御神拜用途、無謂事^{（下略）}、

副進

一通加世田別府地頭御代官状^{（當別府内御神拜用途五分一、村原分被相延可貢進由事、卯月廿三日付、正和二、}

一通同別府地頭御代官状^{（同社神拜用途當別府致沙汰早、於村原分者、可致沙汰由事、正和六年二月十一日、}

右、上状中、大隅式部丞謂即忠經也、阿多郡加世田別

府村原名今曰村原村、^{（在地頭館北、距十五町餘、}當時忠經領村名地頭

耳、由此則至于成久之世住加世田者、蓋依祖宗食邑之

遺地也、且忠經女子即宗長妹忠繼姉、^{（而力）}ヲ平賀三郎左エ

門之室也、又村原村有時宗稱名院、謂尚古葬地云々、

110 新田右衛門佐義貞与黨誅伐事、所被下院宣也、爰肝付

八郎兼重以下凶徒構城墾云々、所差遣嶋津上總入道道鑑也、可致軍忠之状如件、

建武三年三月廿六日

(花押)「足利高氏御判」

別府女子代

(本文書ハ「旧記雜録前編一」一八〇七号文書ト同一文書ナルベシ)

戴肝付兼重傳、

興國三年辛巳北朝曆應四年八月十五日、公親將禰寢兵等如

伊集院、攻助二郎忠國於平城、十六日、和泉相伴三郎(三九)

保末・弥三郎保三等來屬、公師、入阿多郡、二十八日、

保末・保三及多田彦六等屬島津資忠師、戰于垣本城、

在加世、田別府、却敵有功、保三族人平九郎清元蒙創、

111池端氏文書

大隅國祢寢又五郎清増軍忠事

右、為對治薩州凶徒等、御發向之間、最前馳參、以去

月十五日、助三郎忠國楯籠對于伊集院平城、致軍忠畢、

將又、被寄于阿多郡・加世田別府等之時、於所々御合

戰(四七)之間、致忠節訖、然早預御一見状、為備後證、粗言

上如件、

曆應四年九月日

承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編一」二二二七号文書ト同一文書ナルベシ)

112池端氏文書

大隅國祢寢孫四郎重種軍忠事

右、為對治薩州凶徒等、御發向之間、最前馳參、以去

月十五日、助三郎忠國楯籠對于伊集院平城、致軍(四八)畢、

將又、被寄于阿多郡・加世田別府等之時、於所々致忠

節訖、然早預御一見状、為備後證、粗言上如件、

曆應四年九月日

承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編一」二二二八号文書ト同一文書ナルベシ)

113全

大隅國祢寢弥次郎清種軍忠事

右、為退治薩州凶徒等、八年八月十五日、御發向之間、

最前馳參、助三郎忠國以下之凶徒等楯籠于伊集院平城

之間、對于彼城致忠節訖、將又、被寄于阿多郡・加世

田別府以下之時、於所之御合戰之間、致軍忠訖、然早

預御一見狀、為備後證、粗言上如件、

曆應四年九月日

承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二二九号文書ト同一文書ナルベシ)

114 高尾野士出水氏文書

(本文書ハ五三号文書ト同文ニツキ省略ス)

115 全文書

目安

和泉杵弥三郎保三申所之軍忠事

自去八月十六日、打入伊集院并阿多郡、致合戰、同廿

八日、押寄加世田別府垣本城、及散之合戰、自身長刀

打被疵左膝、将又、親類平九郎清元右足手負候之段、

嶋津七郎左衛門尉資忠御見知早、然早預御注進、且給

御判、為備後代龜鏡、恐之言上如件、

曆應四季九月日

承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二三二号文書ト同一文書ナルベシ)

116 水引權執印家藏文書

目安

新田宮權執印代三郎次郎俊正申所之合戰軍忠事

一薩摩國南方市來城為退治、去曆應三季八月八日、大将

御發向之時、致軍忠早、

一同十一月、阿多郡池邊城可警固之由、被成御奉書間、

罷向之處、同廿九日、御敵等打出觀音寺、苟取作毛之

刻、馳向致合戰早、

一同十一月八日、馳參鹿嶋〔兒入敷〕取向城催馬楽城、此手迄于

矢上左衛門五郎降参之期、連之致合戰忠早、

一同四季八月、伊集院為平城退治、御發向之時、屬御手

致軍忠早、

一同月、阿多郡鮫島城御發向之時、属于御手致軍忠早、

次加世田別府御發向、同致合戰早、

一同四季八月、谷山城為退治、御發向之時、属于御手、

馳向濱手、致合戰早、

一同九月、在國司①道之超可誅伐之由、依被成御奉書、酒

匂次郎左衛門尉久景相共馳向之處、道超没落早、同又

阿多郡池邊城可警固之由、被仰之間、馳向致忠早、

一 碓山城可警固之由、被成御奉書之間、自去年十月迄于今季七月致忠早、

右、如此度之軍忠拔群之上者、且預御注進、且給御判、為備後代亀鏡、言上如上件、

康永二季九月日

承了御判

「本ノマ、」
総州
在判

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二二七八号文書ト同一文書ナルベシ)

117 古本別府四郎兵衛家藏

谷山五郎左衛門□□信

同□□□

同大炊助忠幸

同左京進忠清

同彈正忠忠繼

加世田別府郡司三郎左衛門入道法西

同兵庫允景家

同三郎兵衛景綱

同平六景家

同平五景繼

一 属指宿成榮(傳手)一族以下輩

原田彦五郎入道如榮(傳妙)

赤崎左衛門三郎入道元一(傳光)

吉田長門介清忠

山崎新左衛門尉忠末

同四郎左衛門尉忠遠

原田小次郎左衛門兼忠

野間九郎兵衛尉忠繼(傳純)

同八郎兵衛尉忠近

岩本太郎左衛門尉入道蓮覺 神野平三郎忠兼

松岡大炊助入道善具(傳真)

嶋岡七郎跡

同五郎兵衛忠有

山口藤左衛門尉純綱

片平五郎左衛門忠經(傳行)

迫山弥平太入道良一(傳題)

箕輪新兵衛忠元

一 属矢上高純(傳手)一族以下輩

矢上四郎左衛門尉家純(傳宗)

同彦五郎入道覺澄(紙キル、)

同彈正左衛門尉(傳秀純)

同兵衛(傳庫允政純)

同左京(傳ナシ)進兼純

同鶴熊丸

源池六郎左衛門入道蓮池(傳漆)

同彦五郎重近

吾平藤九郎入道蓮道

久米又次郎光純

尾上新兵衛泰実(傳内田)

同四郎左衛門高実

同四(傳内田)七郎助實

同九郎英実

河邊縫殿允重通

上野平八貞通

小木彦三郎家秀

智覽平三郎惟幸

大浦犬童丸

一 属嶋津道忍手(傳)族以下輩

嶋津兵衛三郎久実

同彦四郎久末(傳三)

児嶋伊与房行通(傳明)

同四郎左衛門入道道尊(傳高)

鳥山二郎左衛門入道成阿

村田輔阿闍梨如玄

平田又太郎入道經道

桑波田八郎宗考

野田左衛門四郎昌考

大田八郎左衛門入道道義

近竈彦六入道本阿

以上百八十人

御祈禱御感所望輩

中納言律師道叡

伊勢律師堯慶

助律師円俊

大和阿闍梨圓空

「コレヨリ昏キレ下知レス」
「コノ上ヨリ昏スリハケテツキメ也」
名ヨメス

足立彈正忠家兼

赤崎左京進秀世

河俣主殿允政直

嶋(津)入道眞乘

松山大進通秀

安東新兵衛入道運迎

同少監物允政光

同左衛門太郎入道妙心

平塚采女佑維家

同(肥)太郎通純

同兵衛五郎通久

同兵衛六郎通實

安部野又六入道定用

同修理進政季

長野左衛門二郎久長

信夫八郎左衛門尉行秀

河邊家通

同(橋)又次郎忠吉

「コレヨリスリキレ下知レス」
「コレヨリ昏接目知レス」

〔修〕藤坂新兵衛尉家好

吉次又四郎入道頼恵

鮫嶋平太郎入道(道数)

一属谷山隆信手一族以下輩

谷山隼人入道牒信跡打死

同新五郎入道教信

同越前介忠里

同平兵衛尉忠名

同五郎兵衛尉忠永

同李助忠雄

土持三郎左衛門尉綱氏

用松五郎二郎入道淨西

伊佐智左弥太郎入道之誉

同小三郎入道々々如

同小二郎入道道覚

同太郎左衛門尉家

同九郎兵衛尉家俊

同宮内丞家純

同兵庫允家治

有間治部左衛門尉冬純

同左衛門三郎春純

山口弥太郎入道妙一

同弥三郎入道玄一

同三郎兵衛尉重純

佐枝隼(佐)泰純

山角平三郎秀澄

天浦平右衛門尉良澄(子息)

一属智覽忠元手一族以下輩

智覽長門介泰清

木佐木三郎左衛門入道善阿

同新左衛門尉忠光

同三郎兵衛尉忠貞

浮四郎左衛門尉忠資

「此間摺剥名幾人欵知レス」

同^{〔御〕}房丸親父打死
 厚地二郎入道嚴覚
 蒲生藤内左衛門尉重直
 那古屋三郎左衛門尉貞慶^{〔御遠〕}
 河崎兵衛太郎貞氏跡打死
 石塚宮内左衛門尉胤氏^{〔御生〕}
 馬孫三郎家實
 久富五郎兵衛尉清貞
 加藤宮内丞景実
 同子息九郎忠行打死
 同兵庫允忠純
 同孫六忠平
 同八郎三郎清長
 光富^{〔御石地〕}不^{〔御〕}丸
 一此アタリスリハキ名知レス
 田中平五郎友秀打死
 一智覽出羽入道覚^{〔御善〕}去年夏^{〔御比〕}死去早、然覚善之跡於河邊
 三分二并本領智覽^{〔御院半分者〕}讓与嫡子讚岐忠元之、相残
 分河辺三分、智覽^{〔御脱力〕}讓与女子平氏女字^{〔御御之〕}早、随与
 令扶持一族以下軍勢、致忠節候、仍浄感綸^{〔御御〕}所望^{〔御旨〕}

青木六郎左衛門尉忠藤

深見弥^{〔御二郎〕}入道行慶

同李允清房

平田九郎忠弘跡打死

同大炊左衛門尉忠宗

深見彦四郎入道行妙

堀又二郎入道道金

富田兵部丞盛信^{〔御田中八郎〕}

入道道実^{〔御意〕}

同橋左衛門尉行純

藤崎掃部助入道覚性

蒲生兵部房祐清

同左衛門五郎忠^{〔御清跡〕}打死

青木孫十郎忠政

仕候、宛彼^{〔御女子無相違〕}之様可有^{〔御申御妙汰候〕}「コレヨリスリハキヨメズ」

十三郎兵衛尉^{〔本ノマ、〕}

谷山五郎左衛門代^{〔本ま、〕}

大和房 房圓

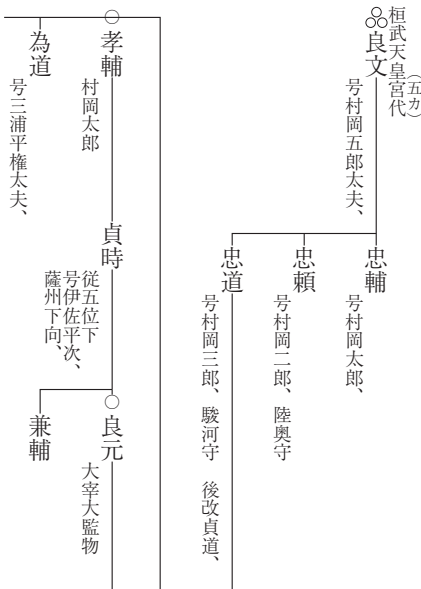
浦房^{〔御輔〕} 眞^{〔御眞慶〕}房

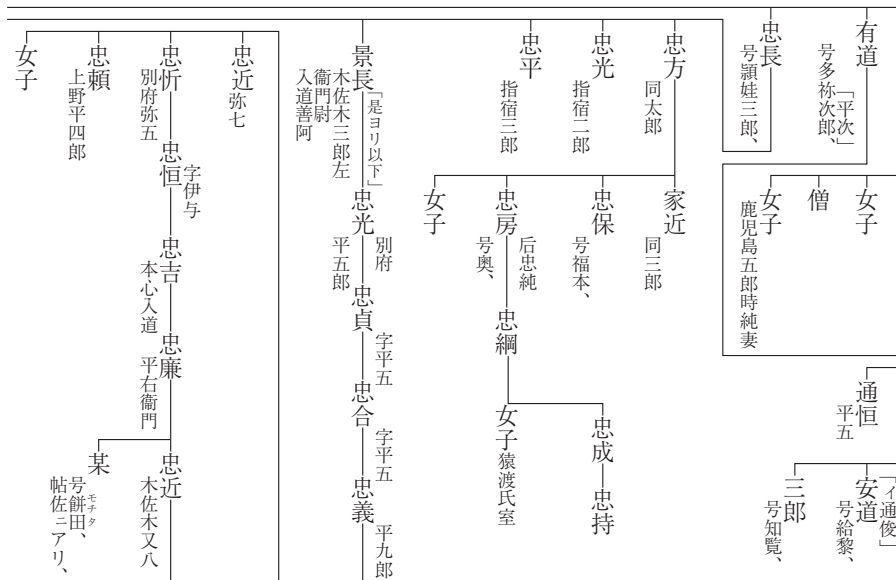
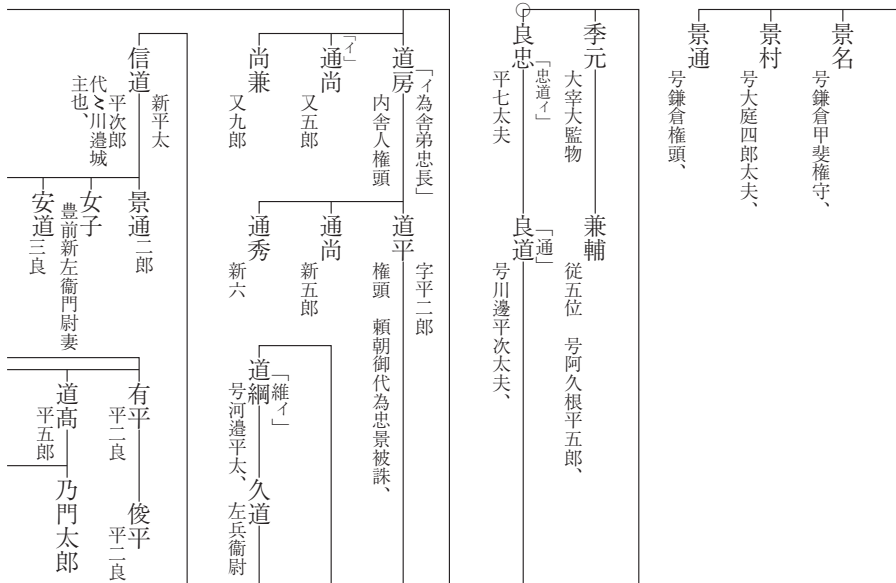
右、交名注文如此、

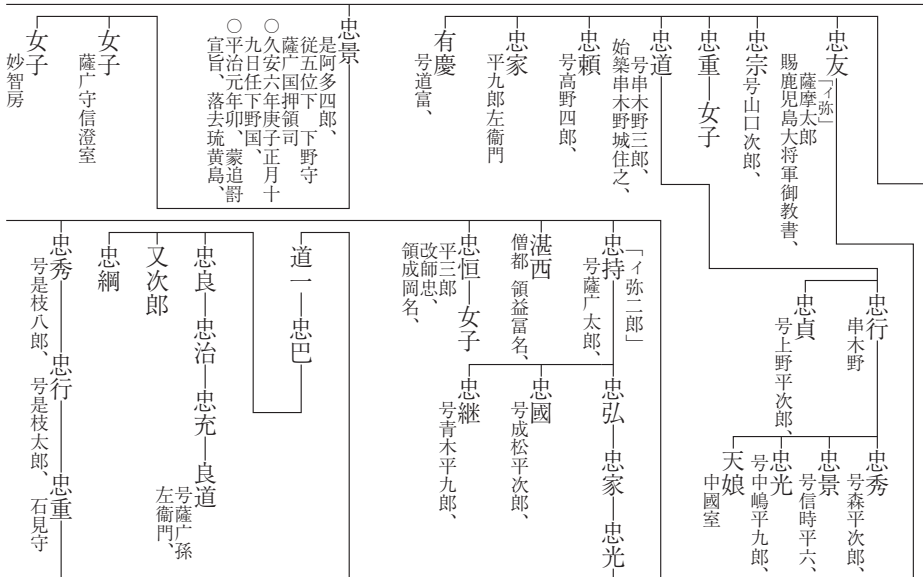
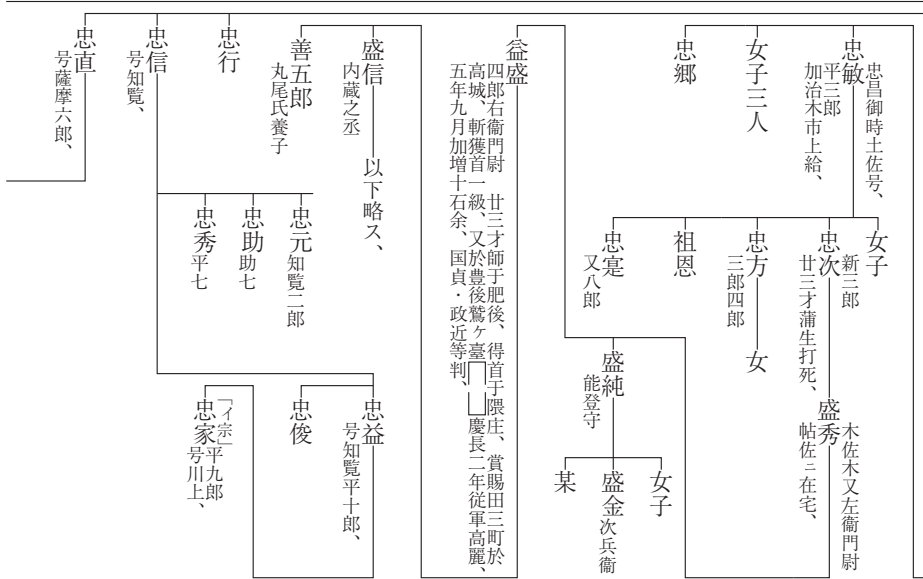
林鐘吉日

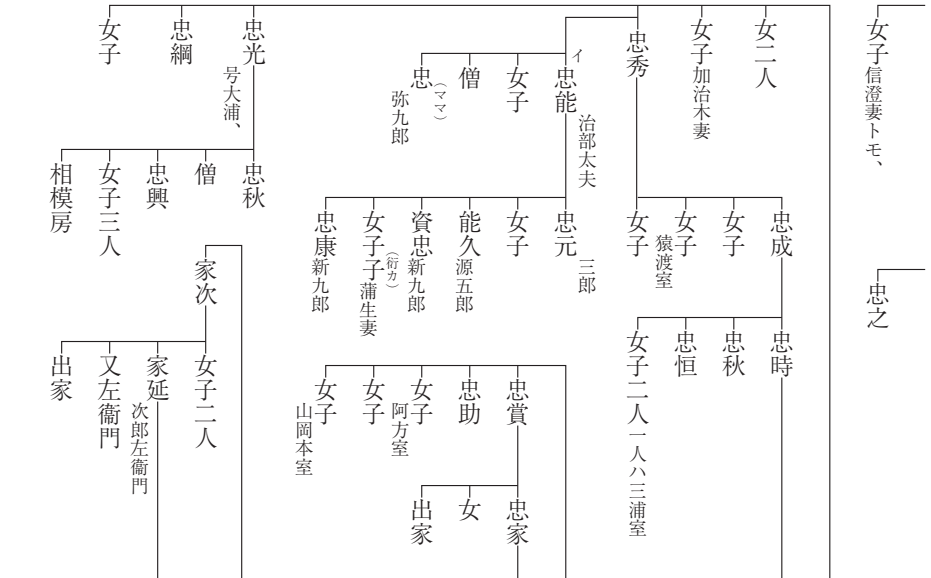
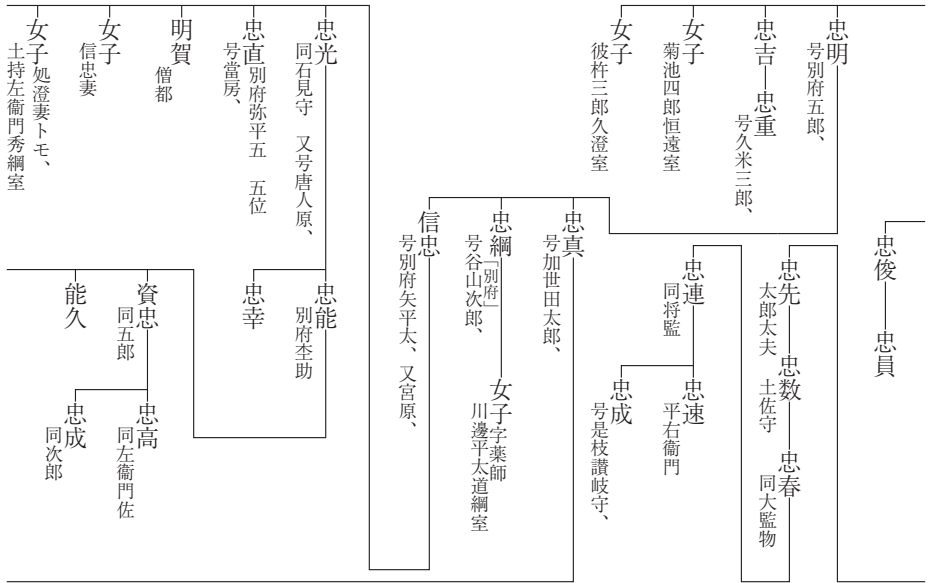
〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二五八三号文書トホゾ同文ナリ、但シ順不同ナリ〕

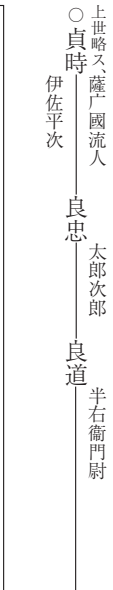
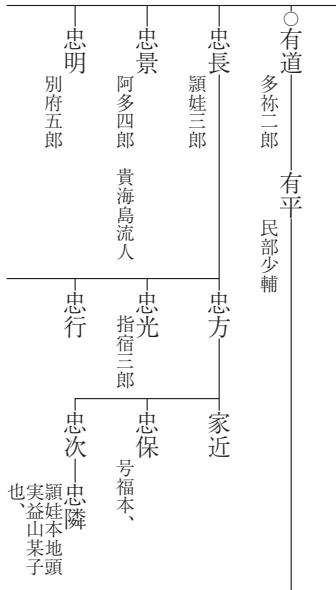
平姓加世田氏系圖拔書



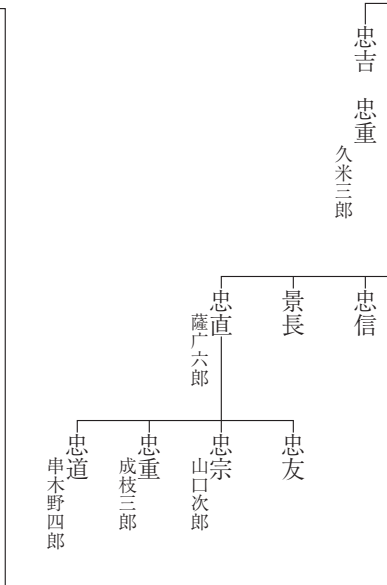
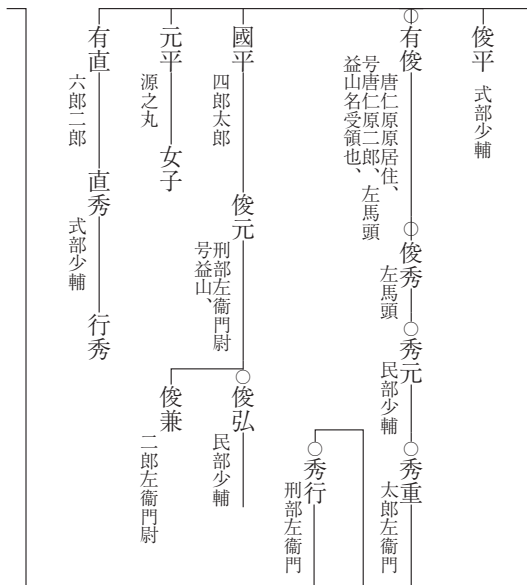
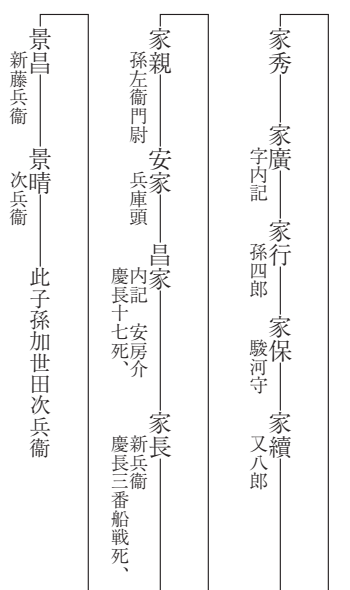








唐仁原氏系圖



○秀明 ○秀純 ○秀俊 ○秀兼
刑部少輔 式部左衛門尉 五郎 刑部左衛門尉 刑部少輔

○俊秀 ○秀盛 ○秀元
刑部少輔 太郎左衛門

兵部左衛門
○秀員 此子孫踊士三
慶安三年十月十四日卒、アリ、

藤七兵衛尉 長門守
於豊州若屋為御重恩加増三段被
下候、
天正八年三月、日州御弓箭罷立
候、加増被下候、宮崎島中門之
内、向田目録有之、同年三月、宮
崎内北方名同門之内、池田為御
重恩被下候、目録有之、

二階堂氏系圖拔書

二階堂家十世家督

○行貞 山城守 入道永行

○應永四年十二月、伊作大隅守久義與別府某也、別府某者行貞、有隙、
丁此時行貞不與久義、久義雖年來含之、時未到勢亦不乘焉、粵
同十二年、乞 太守元久公ノ援兵、 公容久義之言、同年冬、
進到田布施、圍行貞之營城^{（其力）}者、 急也、雖阿多某、別府某來救
而衆寡不偶、翌年二月、行貞勢竭力屈、請降遂獻城地於 元久
公也、於茲乎去田布施、之市來郷^{（不力）}而依頼市來氏云々、
○同十八年辛卯卒、月日ニ傳云々、

○忠持

行綱 行隆 六郎 從五位下 山城守
○母伊作下野守親忠女字宝壽
○應永二十二年、行隆欲拔田布施城而不遂焉、

○忠行

左五門尉

女子 加世田別府某室

女子 上總山城守忠朝室

古系圖不記女子、今據旧史載之、未詳姊妹之序、

伊作譜拔書

親忠

初忠親、宗四郎 左衛門少尉 下野守

女子 字ほうしゆ子
田布施之二階堂某室

久義

大若丸 大隅守

對南方別府某、有宿意之未散、故廻欲誅伐之籌策、發軍勢不以
時、正月元旦發於伊作、別府之内以稱鶴塚之地構一陣、未施帷
幕、城裏之軍勢不移時冠發出來、而却而責久義之陣、久義以無
勢故不得進退、徒經數日而已、於茲 太守元久公使一价為制禁、
故令開陣畢、又田布施二階堂某者久義之姉也、別府亦二階堂
之為婢、是以今度不合力於久義、故久義發憤、欲報恨於二階堂、
而告之於 太守、太守亦慮後之有害也、應久義之請、且又 太
守構陣當於田布施、周圍攻責者太急也、二階堂不得防禦為降伏、
向市來没落畢云々、

勝久

四郎左衛門尉 大隅守 法名道想

118 (本文書ハ四八・七六号文書ト同文ニツキ省略ス)

薩摩國阿多郡二階堂本知行多布施間事、依志存進置候、

早任先例、可有御知行候、為後日状如件、

應永十年九月一日 元久御判

伊作殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」七〇七号文書ト同一文書ナルベシ)

右、久義・勝久両代加世田別府ニ相掛候文書写取置候、
故略ス、

120、
加世田次兵衛家藏文書

〔印〕薩州隈城之内領知目録

一ヶ所

赤澤津屋敷

にして
壹段九畝七歩

大徳寺先

きねかさき

ひかして
三畝十五歩

正善寺先

仏木

田分
八畝廿分

同先

同所

已上參段壹畝拾貳歩

畠方六畝

壹反壹畝之内

こましま

山田高江よりかへ又所替、

文禄弐年三月廿七日

鎌田出雲守
政近判

長壽院

盛淳判

加世田安房入道殿

〔喜入家三代島津攝津介忠譽法名空山日記抜書〕

天文六年丁酉

三月廿五日、清蔵主婦候、見參候、すミ可進由約束云々、

又ちくこよりせ、くし傳ニ実久加世田ニ御着候由捻被

參候、雨ふり候、ちくこ茶五袋くれ候、夕部山十栄カ

着船候、

卯月一日云々、又右馬助加世田より帰候、神前より田嶋

に書状来候、昨日向島之物谷山へ渡候を、谷山之物十

三人を八人にてうち候、せいはい可有迄候、又いち、

とのより肝付傳ニ説聞へ候とて、一ヶ条内儀候、夜半

程迄より書状、実久御越之事尋候、

二日云々、〔島津〕実久より宮原左京為御使ニ越候、神前よりニ

て被參候、やかてめしにて、其よハ留候云々略ス、〔夜〕

三日朝、宮原方歸候、田島方谷山より被參候、〔左京〕多殿より

昨日加世田より使僧之由書状來候、おさきの外かきの〔尾崎〕、〔禰姓〕

木きらせ候、御月おかミ申候、〔田代〕

四日、加世田宮原方へ就百姓之儀ニ肥前守状遣候云々、

五日云々、実久より今いつミの同宿御使僧ニ被着候、暮

ニとて其よハ清さ衛門女たよりとて此所ニ留候、さう

しもたせ遣候、谷山よりしゆんち歸候、百姓鹿へ移事

いか、可有候由返事候、加世田へ遣候返書來候、宮原

方へ之儀候、〔永宿〕十日朝、多いしゆく被來候て右衛門兵衛殿返事被申候、〔伊地知重勝〕

其後山田十昨日加世田より歸候由とて被來候、めしに〔飯〕

て如里行候、〔知覽〕ちらミより森方使ニ越候、茶板多く候、

大もく又太郎殿加世田へ可越之由候、又おさき松之枝〔目〕〔佐多〕〔忠〕〔尾崎〕

善四郎ニきらせ候、川野南へ來候由申候云々、〔城〕

十五日、かミ酒一山河より肥前守取よせ候、又かせ田へ〔上酒〕〔ツ〕〔田代〕

和泉房ニ四通状もたせ進候、阿多殿へ蝸卷五進候、又〔飛彈守〕

多殿より捻以加世田より使者、又津曲方被進せ候、助

〔左〕〔枇杷〕さ衛門ひはくれ候、初物候、

廿五日云々、多殿より状來候、加世田へ使者被遣候由候、〔実久領〕

又此暮若衆ニかミさけたへさせ候、〔酒給〕

晦日朝、隼人介実久進候かミたる一進候、〔馬場〕〔島津〕ちらミへひね〔樽〕〔知覽〕〔揜〕

遣候、又ちらミより丸尾名字使者ニ越候、子細ハ又

太郎殿近日実久へ越有へく之由候、又和与之儀も又谷

山田島方より書状來候、山寺よりつた僧兩人越候由申〔頭陀〕

候云々、五月五日、大明ニ隼人介・筑こまいらせ候、此朝恒例之

いはひにて候、実久より當房御和融めされ候由承候、

めしより合候て立候、

右外多々加世田之事致雜直候へ共略ス、

(中表紙)

「加世田

地誌備考補

」

口切てなし、

拾貳町御(寄) 附時之住持政誓法印御帰依僧にて、殿堂・

寺家御建立、且ツ亦當寺本堂并六坊之内に三拾六牀之

巡礼觀音御建立ニ而御崇敬為被 遊事とも日新記にも

相見得、其上當所在郷に有之六ヶ寺を近邊に被召移為

六坊御建立有之、則池上(坊)・圓福寺・中島坊・下之坊・

迫之坊・杉本坊にて、右之内池上坊・杉本坊は于今有

之、餘は破壊にて當分寺地のミ有之、然るに當寺本堂

之儀 日新公御看經所同前に時々御參詣被遊候て、御

自身御看經為被 遊事に候、其後永祿十一 戊辰年御遠

行にて候、同十二年のころ當所御屋形江 貴久公御移

り之節、 日新公御代不為被替御參詣有之、御自身御

看經被遊候、涯ニ當寺本堂へ御寄進之本高者、皆以て(尊力)

御存生之内御信仰被遊候御本尊にて候、但山号開基之

時分者白龜山寶龜院と有之候得とも、 日新公御再興

之節雲林山寶生院と被相改候哉、

一 順礼觀音二牀

右、 日新公御建立三十六牀之内右之通相残居申候、

其外者、承應二年巳之大風に諸堂破損有之、其時分よ

り追(マカ) 相損候欵、

一 衲袈裟并横尾

右袈裟者、伏見江龜壽様御在洛之時分、當寺日證法印

御祈禱當番被仰付相詰候節、當寺江御寄進、

一 野間山龍泉寺愛染院

今泉寺末池(上脱力)之坊

開山輪慶法印

年号不知、

中興盛傳法印

寛永二十一年甲申十二月吉日

一 野間山東宮一字

天文二十三年卯九月廿日 日新公 貴久公御建立之

棟札有之候、

一 野間山西宮一字

永祿十年丁卯九月四日 日新公 貴久公 義久公御

建立之棟札有之候、

一 本地堂阿弥陀

慶長八年癸卯九月吉日御建立之棟札有之候、

一高拾七石式斗九升七合

野間屋敷

一金銀之幣二流

同加世田之内

日新公御寄進之内、金幣者紛失、銀幣于今御格護有

一高三拾壹石七斗六升六合四夕

浮免

之、正月廿日神事之節、任旧例 御名代頂戴有之候、

合八拾四石三斗三升五合

一 日新公加世田御着前之節野間權現 江別而御誓願有之、

右之地為野間神領被成御寄附早、全有領地而、向後御

殿堂御再興なり、天文九年加世田 江御隱居之時、御屋

神事并公役緩せなく可被相勤者也、

地 江正月廿日御神被 遊御勸請御祭有之、 日新公御

元和三年丁巳七月廿五日

遠行之儀^(後セ)御屋形有之節まて者、御存生之御時之例之通

三原^(重種)諸右衛門印

御祭有之、其後御屋地御普請無之ニ付、御飯屋におひ

伊勢^(貞昌)兵部少輔

て御神事有之、于今懈怠なく 御名代参有之、

比志^(國貞)島紀伊守印

町田^(久幸)圖書印

知行目録

池之上坊

薩州加世田竹田村之内

一高廿石壹升五合

井手原門

一今泉寺鐘銘

同加世田益山村之内

大檀越日新在家菩薩

一高拾石式斗四升式合

白益屋敷

勸進諸衆等

同加世田川畑村之内

讚岐坊快義、河上備前守忠本、野村美作斯綱、中

一高五石壹升三合七夕

里坊屋敷

山越中守貞綱、井尻伊賀守盛貞、

同加世田片浦村之内

弘治二年丙辰二月時正日

願主
沙門政誉

右大檀越(鑄カ)所禱之鐘破損故重政鑄焉而已、
(改カ)

諸行無常 是生滅法

生滅々已 寂滅已樂

(ゴ)講奉施入鐘一口薩陽加世田庄雲林山宝亀院今泉寺

常住勸進諸衆等

本願

池之上坊盛傳

本田金左衛門

岩城五兵衛

面高内蔵丞

尾辻作左衛門

内野清左衛門

右、加世田庄戸々人民片紙半銭以助成鑄功終矣、
慶安三年庚寅十月吉日

現住

沙門覺仁

國分御上様御寄進

一七條袈裟

三州太守藤原朝臣義久公御息女亀壽様京都ニ於て

伏見仁累年御在洛之砌、衲袈裟并横尾・法服・裳・

表袴都合一通今泉寺仁御寄附之處也、

薩州加世田今泉寺當住

權大僧都日證

于時慶長四己亥年八月吉祥日

一常蓮院

今泉寺六坊 一乘院末

梶本寺

合奉再興薩州加世田梶本寺觀音堂一字云々、大英檀島

津藤原朝臣日新息災、

永祿八乙丑年十一月吉祥日

當地頭大野駿河守

忠総

導師大阿闍梨權大僧都法印

政誉

願主本覚院權少僧都

頼基

一結講衆中等

大工 久富石見守

景述

鍛冶有馬次郎兵衛

一八幡山 満徳寺

今泉寺末

眞光院

窪田六左衛門尉

合奉再興薩州加世田楢本寺觀音堂一字

大英檀藤原光久朝臣

慶安元戊子年九月吉祥日

益山村

一八幡宮社頭一字

當地頭島津安藝守 藤原久雄

導師法印權大僧都 覺仁

願主當住持大法師 頼惠

當地頭代春成大膳亮 久綱

同鮫島民部左衛門尉

同愛徳勘左衛門尉

再興奉行

宇都舎介(ウツマ)

町田與七左衛門尉

河村覺右衛門尉

中興開山頼雅法印

永祿六年戊亥五月吉祥日

康和二年・貞永二年・應長元年・應永八年・文明十年・

大永八年・永祿六年・寛文六年御建立等候事、

右八幡、堀川院之御宇康和二年、池田某・藤宮某兩

人にて八幡より御供仕罷下、初めて加世田益山村之内

中村与申所江建立、夫より貞永二年・應長元年・應永

八年再興、同所之内上野与申所に文明十年ころ社地引

移し、大永八年まで再興六度之儀者、誰様御再興、又

者所中より再興之訳不相記候、永祿六年 日新公御再

興にて、別而皆様御崇敬被遊、其のち寛文六年 光久

公御再興被仰付候棟札有之、右御供にて罷下り候池田

某之子孫者于今罷在候、藤宮某子孫相知れず候、

一 龍護山 日新寺

一 鐘式口

内一口者 日新様御寄進、

鐘銘

大日本國薩州路加世田之別府之内上宮(權現カ)現權寄進之鐘

為意趣者

天長地久 御願圓滿

殊者藤原用久薩摩守息災延命子孫繁昌之故也

此鐘之願主真祖 敬白

正樂院 崇輪

願望 頼慶

大工 圖弘

茲長祿二年(マ)丙寅冬十一月吉日

鐘銘

薩州加世田龍護山大檀那

薩隅日三州大守藤原島津梅岳常潤在家菩薩矣命

勸進功德衆 文質慶才大姉

山伏盛春坊 岩切可樂(齋カ)

野村岡文公 神原暗雪(齋カ)

須阿弥公投深志

令鑄於大金鐘寄進于日新寺

欽聞詔梁武帝云々(説カ)

龍護山日新禪寺 住持

勅佛光惠通梅安桂叟

筑後國坂東寺金屋

平井雅樂助鎮直

堂前与鐘樓両口之金鐘

勅佛光惠通禪師梅安嬾桂修之

元龜二年辛未三月吉日

一日新様 伯囿様御両殿御灰床ニ积迦御立被成候、其积

迦堂厨子の後に書付有之候なり、

此地者、當家九代 大岳之孝孫相模守忠良公法名日新

菩薩及孝子 貴久公父子之喪地也、蓋日新(第九カ)禪窟弟八世

泰圓守見叟忝蒙太守三代之恩、德超父母、因之為其報

恩、謝德、興起一字堂、製作斯内殿、令百億化身积迦如

來安座、此是佛性佛心應化應身之二君子、是心佛之全

体、左右逢其源也、太奇々々——不生不滅、万歳々々、

億万歳、右所冀憑、斯善勉修力、怨敵消滅、惡魔降伏、

災障不侵、吉祥如意、現世安居、後世生天、至禱々々、
至祝々々、

于時慶長十一年丙午六月初五日

日新寺八世勅特賜佛日宏照

禪師泰圓見納謹誌、

右釈迦堂御建立者、龍伯様富隈江御屋形作之内、

京都より御本尊御下し被遊御立之由候、其節日新寺

住持泰圓和尚右釈迦堂所之堂として寺を私ニ被召立、

釈迦院と申候、釈迦院住持因宅と申候、其節野火御

座候而御堂焼廢申候、就其因宅自力ニ御堂作立被申

候、于今其御堂にて候、去年春之時分、公義より御

修理御座候事、

一梅嶽寺殿常潤在家菩薩

大願主藤原忠良

 奉讀誦法華妙典一千部

天文十五^{丙午}十一月日

日新公御影堂之右之脇之石塔六基有、
右一番目

大願主藤原忠良

大乘妙典一千部

天文廿四年乙卯十一月日

右之二番目

大願主藤原忠良

大乘妙典一千部

天文十五年^{丙午}十一月日

大願主藤原忠良

大乘妙典一千部

天文十一年^{丙午}十一月日

左之四番目

右石塔十三基あり、

日新様御影堂之左右に

石塔右二六基、左二七基、

一寺号相替事愚僧代

勅佛光慧通禪師梅安桂叟在判并鐘百貫堂前金鐘者梅安

与大中太守修之、

右、加世田日新寺御本尊釈迦蓮花座之下有之書付な

り、

一忠國様御石堂之銘加世田麓ニあり、寺しれす候間、此

座ニ載候也、

大岳 上ノ重銘 天明二天下ノ重ノ銘
居士 正月廿日

右、古者六角堂にて有之候得とも、今には四足にて御座候、今までも此所を六角堂と申傳候、御石塔之後に御灰墓あり、又御石塔之内に御骨籠候て近年まで御座候得とも、先年之大水に御石塔あらひ落し申候時、御骨者失せ申候由傳承候、

日新寺

一本尊釈迦

座像木佛高サ八寸、作不知、

一脇立迦葉・阿難

立像木佛高さ八寸、作不知、

右、天正十二年甲申 太守貴久公与七世梅安和尚修之、圖子ニ記之、

文明十二年七月廿八日迁化、

一開山泰翁宥仙大和尚

右開山者、福昌七世文明惠大和尚之法嗣と申傳候、

三代迄にて傳法断絶、

一四世中興盤忠総歡大和尚

右者、田布施常珠寺先師吸江麗和尚之法嗣也、到于

今傳法相續不断、

日新公加世田江御居城之時、保泉寺被遊御菩提所、

右盤忠江住持職被仰付候、御再興之年月者、永祿七

年甲子從中春同し九年丙寅到中冬寺中造総而成就矣、

元禄書出し

一観音菩薩

立像高さ壹尺五寸、作不知、

右、前方當所之内郷之原ニ建候処に、度々野火ニ御

逢ひなされ候故、日新公御下知を以日新中江被成

御移候、然る処、七世梅安代風呂屋より火事出來之

節、何方より參り候僧とも不知不圖走來り、勢力を

出し火を消し候ゆへ、別家ニ火災無之候、即時ニ竊

に観音堂江引籠り候得とも、右之僧不相見得候ゆへ、

観音之變地^{〔化歟〕}にても可有之と諸人為存由候、

元禄書出し

一勝軍地藏

立像木佛二尺五寸

一脇士賞善善賞悪童子

立像高さ一尺五部

右、日新公為家國繁榮於一箇國法華經六十六部奉

納之御誓願、教井尻神力坊回國、至三十二年四千三

百五十六部之妙經拜納成就而帰國之節、右右地蔵負(衍カ)

下、當寺山中に建立一字堂奉安置候、然る処、前々

光久公御代ニ御城内に被召寄候処、彼地におひて何

そ奇妙之事有之由に付、彩色等被仰付被召返候ゆへ、

安置本所、右神力坊之子孫之在番所、脇士之二童子(当カ)

者、當所春成刑部左衛門先祖春成兵庫妻法名石窓庵

主号形相為菩提建立、書附在、

日新寺内

一常潤院

一日新公御影堂

右、御存生之内御自身常潤院地形まで被遊 御見分、

常潤院之御普請相濟候以後、右御堂被遊 御建立候、

一御影尊菩薩 一尊

右、御存生之内弥陀之尊像御刻ませ候得とも、思

召相替り、御自身御入道之 御容貌京佛師加治木

之住人常嚴ニ御作らせ御安置被遊、此御影様御眼

江墨御籠り候ニ付、御磨き之儀寺社奉行・福昌寺被

差越御鬮御伺有之候処、御玉眼御磨き之儀者御許無

之、御衣并御袈裟のミ御彩色御座候、

一御長刀卷尺六寸 一振

右者 日新公御道具、當寺格護、

但回祿之節焼却、然れとも于今尚存在、

一御見臺

同公御道具、于今存在、

一御靈屋

但玉骨相収、

右両脇、御供之中條次郎右衛門・満富郷右衛門両靈

之石塔有之、

122
122の1

日新寺之内常潤院之住持吞泰和尚知行三十三斛六斗

被買取、常潤院ニ被召付候、寺家(御祖)江知行被付義御法

度たりといへとも、常潤院之儀者 日新様御影御座

候間、他之寺家に者可相替候、其上日新寺少知行之

儀候間、常潤院に見次等可難成候間、右買地被付置

候、出物方公役之儀者諸寺家可為同然者也、

寛永十一年九月十七日

伊勢兵部少輔
貞昌

川上左近將監
久國

彈正
久慶(鳥津)

常潤院

(本文書ハ「旧記雜録後編五」七七二号文書ト同一文書ナルベシ)

右書物、常潤院吞泰和尚之時、各以判形雖被遣置、

慶安二年正月二十五日、逢不意之回祿災而焼失之、

因茲和尚見需其證故、依旧記之留書写以寄附之者也、

承應元年壬辰十一月廿七日

町田勘解由
久則判

北郷佐渡
久加判

伊勢兵部
貞昭判

島津筑前
久頼判

島津圖書
久通判

常潤院

右之後買加高四拾壹石壹斗相成候由、

123

従以前 日新様御影像御玉眼墨籠被成御座候ゆへ、此

節御磨可被仰付儀与 被思召候、然れとも御賢慮まで

二而奉磨候様にも難被仰付候ニ付、御鬮之上何分にも

可被相究との 思召にて、寺社奉行島津藤次郎・福昌

寺現住海門加世田(御遣)江被差越、直ニ御鬮被伺御神慮候処、

御磨無之筋之御鬮にて候、依之御磨之不及御沙汰候、

右之通此節御鬮之上にて御治定有之たる儀候間、至後

年紛敷無之様帳面記置、福昌寺并日新寺にも可被申渡

置候、已上、

享保十三年戊申正月廿一日

平岡内匠(之品)

種子島彈正(久基)

伊集院藏人(久矩)

樺山主計(久初)

島津中務(久貫)

寺社奉行

(本文書ハ「旧記雜錄追録三」二〇三五号文書ト同一文書ナルベシ)

一 珠玉山 日新寺末
龍徳院

開山麟翁大和尚

開基年月日不知、

寺地御免地

一 龍徳院殿文質桂才庵主

天正五年丁丑七月廿四日御卒去、

御廟所寺中ニ在、御靈骨此御石塔之内に相込る、

尤御茶毗所も寺中に有之、

右者、日新様御前大貳様 日新公御存生之内より

尼ニ被為 成、昼夜不怠法華讀誦御勉依有之、日

新公龍徳院被 遊再建、知行知行所唐人原村之内佐(符之)

方之門并久志之内平尾之塩屋一間御寄附為被 遊由

申傳候、右高塩屋毀破之時分被召上候、寺地者御免

地にて御座候、

右元禄十丑閏二月書出、

一 觀音一鉢 秘佛、日羅作之由、

右者 忠國公御信仰、三間四面之堂 御建立、文明

元己丑年十月廿四日棟札有之候得とも、當分無御座

候、其後 日新公御崇敬、天文廿年乙未三月十八日、(ママ)

大工久富直之丞、小工左衛門五郎と書付有之、御再

興にて水田三反御寄附にて、毎年六月十八日御參詣

之よし、右堂安永四年未二月寺社方より白銀十枚相

渡り當分之通造立、

但天文廿年御再興之事者厨子之内に書付有之候、

右文化十一年戌十月書出し、

右、忠國公被遊 御信仰云々略、御佛餉料水田三反

被召付、于今觀音免と字有之、其後 日新公永禄九

年丙寅十一月吉日御再興棟札有之候、同公川邊御

出陳之砌、御馬俄ニ煩ひ付候而、觀音江被遊 御祈

願、平愈いたし御用ニ相立候、別而御崇敬ゆへ、每

年六月十八日參詣有之候、

一 鷹屋大明神

棟札

奉造立鷹屋大明神東宮一字、——大檀那島津藤原朝臣重久并女、大施主——、文明十八年丙午十一月十五日丙辰、地頭平朝臣兼安、惟宗朝臣家兼、遷宮阿闍梨権律師頼圓、宮務平朝臣景一、大工家息、小工十三人、

奉再興薩州加世田別府宮原村鷹屋大明神宝殿一字、——

大英檀日薩隅三州太守島津藤原朝臣日州并(新カ)

貴久・當太守義久、——永祿肆年辛酉十一月十日、

當地主景泰・景膺、遷宮導師阿闍梨権大僧都政誓、大工久富景述、施主等有富弥次郎、小方佐八左衛門、

奉造立鷹屋大明神東宮一字云々——大英檀島津藤原

義久朝臣云々——天正十年壬午十一月吉祥日敬白、

遷宮阿闍梨権大僧都頼皎、當地頭藤原朝臣前遠江守昌安、社務平朝臣景膺・同景隆、大工備中掾貞吉、鍛冶

久保田、

神代卷曰、既而皇孫遊行狀也者、則自穗日二上天浮橋、

立於浮渚在平処、而齋完之空国(頓カ)自須丘(頓カ)竟国行去、到於

吾田長屋笠狭之崎矣、樓日トハ靈山之名、二上トハ山(總カ)

之頂キニツ有ヲ云、東ハ銚ノ峯、西ハ火常ノ峯、此名

後人名付ル所カ、又東嶽西嶽ト云、浮橋トハ降臨ノ道

ニ渡セル橋、又諾冊ノ尊例ヲ以云トモ、浮渚トハ土地

ノ全体カタマラサルコト、平処トハ平地也、山ヨリ平

地ニ下ルヲ云、齋完トハ肉薄ク骨高ク毛ナケレハ焼地

々々譬、空国トハ無毛ノ地也、頃丘トハヒタモノ山岡(頓カ)

ノツ、イタヲ云、竟国行去トハ都立ツヘキ国ヲ尋求メ

ルヲ云フ、然ラハ初高山靈所高千穗峯ニ登リ国ノ状ヲ

見給イ、夫ヨリ遊行テ阿田郡ニ至リ座ス、其地有一人、

自号事勝国勝長狭、皇孫問曰、国在耶以不、對曰、此

焉有国、請任意遊之、事勝国勝長狭ハ謂所鹽土老翁也、

故皇孫就而留住、時彼国有美人、名曰鹿葦津姫、別名

多シ、皇孫問此美人曰、汝誰之女子耶、對曰、妾是天

神娶大山祇神所生兒也、皇孫因幸之、即一夜而有娠、

皇孫未之信曰、雖復天神何熊一夜之間問命人有娠乎、(能カ)

汝所懷者必非我子歟、故鹿葦津姫忿恨、乃作無戸室入(能カ)

居其内、而哲之曰、妾若非天孫之胤必當變如滅實天孫

之胤火不能害、即故火烧室、始起烟未生出之兒号火蘭

降命、次避熱而居生出之兒号彦火々出見尊、次生出之

兒号火明命、凡三千火不能害、及母亦無所少損、時次

竹刀截其兒臍云々、故号彼地曰竹屋、世人今ニ至り生

子臍ノ緒ヲ竹刀ニテ切ルコト古ノ残レル法也、川辺郡

加世田ハ元阿田郡、此所無戸室ノ旧跡ニテ、則三神ヲ

崇竹屋大明神ト称ス、今鷹屋ニ作ル、鹿葦津姫一夜ニ

シテ孕シヲ火々見尊ウタガイ玉フハ、日嗣ノ御子ニ立

セ給フ御事臣下ノアザケリイカ、思召ナリ、深キ旨アリ、

神書曰、阿田郡今薩摩国ニ有、此所ニヘラ竹山アリ、

其所ヲ竹屋ト云ト云々、

倭名鈔曰、薩摩国阿田郡阿多郷、此所ニ鷹屋郷有、神

代所謂竹屋欵、

風土記曰、皇孫日向国贈於郡高千穂穗生峯ニ天降りマ

シテ、是ヨリ薩广国關馳郡竹屋村ニ移リテ、竹屋守ノ

女ヲ召テ、其腹ニ二人ノ男子ヲマウケ玉ヒケル、時彼

所ノ竹ヲ以テ刀ニ作り臍ノ緒ヲ切り給ヒケリ、其竹ハ

今モ有ト云ヘリ、此跡ヲ尋テ今モカクスルナリト云々、

一野間權現

棟札

奉造立薩州加世田庄野間大權現社頭一字云々——信心

大檀那三州太守島津藤原朝臣日新□□殿貴久御息災云々

天文二十年辛亥七月

當座主頼眞

奉造立薩州加世田庄野間大權現社頭一字云々——大檀

那三州太守島津藤原朝臣日新并修理太夫貴久——

天文廿三年乙卯九月廿日

遷宮師阿闍梨 政譽

大願主當座主 頼眞

當地頭奈良原長門守 □□

大工久富石見守 景述

小工 五人

五人

鍛冶有馬二郎兵衛

奉再興薩州加世田庄野間大權現西宮一字云々——大英
檀藤原朝臣日新并同貴久・同義久云々——

永祿十年丁卯九月四日

遷宮導師權少都
賴皎

大願主大寺六郎左エ門
安次

當地頭平川右近
景信

大工久富源五
景次

鍛冶在馬次郎三郎
吉貞

當座主持律師
賴眞

奉造立薩州加世田庄野間大權現社頭一字云々——大檀
那藤原義久云々

文祿四年乙未九月廿四日

遷宮導師阿闍梨

賴基

當地頭本田三清
入道親貞

大願主當座主
忠雄

大工山本柰右エ門
景政

鍛冶窪田弥左エ門
歳貞

奉再興薩州加世田庄野間大權現社頭一字云々——大

檀那島津藤原義久朝臣云々——

天正十年壬午十一月十五日

遷宮導師阿闍梨
賴皎

當地頭三原前遠江守
正安

大願主當座主
賴眞

大工山本備中
貞吉

奉再興薩州加世田村野間大權現西宮一字云々——大英

檀藤原朝臣義久并義弘・同久保云々——

天正十八年庚寅十一月廿二日

忠雄

當地頭本田因幡守

大工山本備中守
貞吉

親昌

遷宮導師大僧都

賴基

大願主宮原和泉守

宇景

當座主大法師

忠雄

大工山本備中守

貞吉

奉造立薩州加世田別府庄野間大權現西宮一字云々——

大英檀島津藤原忠恒朝臣云々——

當座主大法師

快雄

大工山本帶刀

京光

慶長十年乙巳雪月吉祥日

當地頭本田助左之門

親則

遷宮阿闍梨大僧都

日證

大願主宮原典兵衛

景宗

當座主大法師

奉造立薩州加世田庄野間大權現社頭一字云々——

大檀那島津藤原家久朝臣云々——

寬永元年甲子八月廿七日

奉再興薩州加世田村野間大權現西宮一字云々——

慶長十六年
霜月廿八日

當地頭三原

藤原重種

遷宮師阿闍梨大僧都

日證

當座主大法師

快雄

大工山本帶刀

京光

大檀那島津藤原家久朝臣云々——

奉造立薩州加世田庄野間大權現社頭一字云々——

大檀那島津藤原家久朝臣云々——

寬永元年甲子八月廿七日

當地頭藤原朝臣

久元

遷宮師

賴珍

大願主宮原大學助
頼宗

大工山本帶刀長
京光

鍛冶窪田六左エ門
清信

奉造立薩州加世田庄野間大権現社頭一字云々——大

檀主島津源家久朝臣并光久朝臣云々——

寛永十年癸酉正月十一日

當地頭藤原朝臣
忠政

迁宮導師法印
頼珍

大願主當座主
盛雄

大工山本帶刀
京光

奉造立薩州加世田庄野間大権現西宮一字云々——大

英檀那藤原島津光久朝臣云々

寛永廿一甲申年雪月吉日

當地頭島津安藝
久雄

迁宮導師法印
覺仁

大願主宮原傳兵衛
頼重

當座主權大僧都
盛傳

大工山木狩野介
景明(本力)

小工山本帶刀
長

奉造立薩州加世田庄野間大権現東宮一字云々——大英

檀那島津藤原光久朝臣并同綱久云々

慶安五天壬辰霜月六日

當地頭島津安藝
久雄

迁宮導師法印
覺仁

當座主權大僧都
盛傳

大工山本狩野明
景明

鍛冶窪田越石工門
信種

神社考ニ

一 神代卷所謂吾田長屋笠狹之崎トハ此所ライヘルカ、今野間御崎ト称スルコト、媛瑪国ノ婦人流來リテ此社會祭ヨリ野間權現ト号スルヘシ、古來ヨリ神殿ノ美麗ナルコト異于他、又當社ノ祭祀往古ヨリ至于今 太守公御代參ヲ發遣シテ神事執行シ玉フ、其廣大ナルコト餘社ニ勝リタリ、

川邊郡

浦三 小浦 小松浦 片浦
加世田 山一 野間山

一天文九年之春より 日新公御居住被成候欵、

一 忠久公御代別府五郎平忠朗(明カ) 川邊次郎大夫 良道之四男也、領之、

一 當郷御手裡ニ不入候付、新納伊勢守康久入道一珪蒙

公命、伊作田尻村之百姓荒兵衛ニ含謀、為忍遣加世田

城、火を放城を燒落、依降ハ(ツマ) 公ノ旗下、因此功右百

姓士ニ被召成、田尻荒兵衛と名乗也、

一 御仮屋麓有

一 別府城 建久之比、別府五郎忠朗守之(明カ)、曆應四五年之

間度々攻繫有之、應永四年十二月、伊作義久攻當城、

陳を屯於鵜之塚、同十二年頃、別府及鮫島氏属守護

方、南無(方脱カ)矣ニ成、

一本城 一新城 右両城天文八年正月朔日 日新公被攻

落候、島津八郎左衛門實久兵守之、此城攻之時、大寺

越前守・山田加賀守卒川邊・山田之勢為助新城之兵、

貴久公指揮汗馬而殺討之、然凶徒斷其後、公軍殆而敗

北、時ニ右馬頭忠朝大(將カ)ニ進衆兵力戰數刻、市來備前守・

猿渡与市左衛門・税所助十郎・蒲生帶刀左衛門・同左

衛門四郎等八人有名士遂戰死、終正月一日本城・新城拔之、此後 日新公御在城也、

一 鶴之塚 應永四年十二月、伊作大隅守久義与別府某於此所對陳有迫合也、然後同十二年之頃、別府氏・鮫島氏属御旗下二、

一 津口番所在片浦村、自他國之商船往返之要津也、

一 都仁塚在唐仁原村、右者、伊地知彈正少弼季隨夏、從太守氏久公趣筑前金隈挑戰之際、味方之軍將向敗走、于

時謂家臣福崎主税介曰、旬我是島津氏久向強敵遂戰死、可報貞久公之厚恩、汝從氏久主運謀略皈本國、而受取

氏久主之兵器、觀應二年辛卯九月廿八日、名乘島津氏久遂戰死早、年三拾六、法号光輝都仁庵主、為菩提建

西照寺云々、季隨死骸遙經海路此地ニ漂着ス、依直ニ此所ニ葬築墳墓、世人称都仁塚也、

一 地頭市來備前守家簾(廉力) 日新公御代文明十八年十一月十日應應屋大明神社棟札有、但仕薩州家重久、

一 加世田城 島津實久一族守之、天文六年丁酉四月上旬、實久來于加世田、五月中旬、忠良見実久為和睦、其意

ハ則國家安全保臣民意、未久 忠良語實久云、伊集院・

鹿兒島・谷山・吉田之地許子、子之領所加世田・川邊兩地与我、則自茲已後如水魚少も無間斷、誰か敢而侮

我三州、實久不諾、後ニ反而与「本ノマ」祁答院共謀略、益 忠

良公之憤恨、同七年十二月廿八日、忠良公父子欲打加世田之時、備酒肴「本ノマ」款良辰之處、忽有蜘蛛之瑞、父子共

感謝而酒三爵而後即發向加世田、此地古より有五墨、(將力)

楪欄堅固而、貴久公次弟島津右馬頭忠朝為大将從擲(乗力)

手攻之、故翌朝本城陷而無勝、此時若松左京亮・大山(雷力)

宮内少輔「実久之兵」短兵相援而共ニ一所ニ死、阿多藏彈守ハ(飛力)

走入城中、与大山内藏介并戰死ス、其外城兵大ニ潰、

於此時而敵相支、其後「本之通、落字有へし」

一 水棚在村原村、明應九年庚申十月十一日、或十一月十一日乎、伊作

河内守久逸主為凶徒退治催四ヶ所之軍勢打入、敗軍、

而久逸主於此所戰死、六十一才、藪田新右衛門某等討

之、「加世田内山一之坪百姓ト也、御之、鎧之袖于今子孫ニ傳ト云々」同主戰死之者、伊作宗六・

西俣源四郎・三原九郎左衛門・中村高崎氏・野村太郎

左衛門康綱等也、

一 片浦在鎮番、此所文明十二年正月朔日大魚上ル、長廿四

尋、数式百疋、

河邊郡

明曆三年酉九月十八日為一郷之地、
山田 吳三明應四年二月二日よりトモ、
(曆カ)

河邊郡

鹿籠十三里 浦二 枕崎浦 白沢津浦

一 文明之頃、島津薩摩守國久領之薩州家、二代

天文之頃、日新公御領地ニ而、島津左兵衛尉忠良公三男領之、

其後所替有之、

一 旧跡・古戰場之場所不詳、

一 金山

薩州

河邊郡

坊泊 坊村 泊村 本府ヨリ十四里半

一 純庸云、往古可為加世田郷端津欵、古昔倭漢之商船入

津ニ而、當分肥前長崎之如く繁榮之地と云々、

一 津口番所坊津と云三津之也、俗傳、往古大坊小坊數々之寺有、故ニ名付と云々、自他國之商船往返

之要津也、

一 遠見番所在春日嶽、

一 永正十三年、備中國蓮島住人三宅和泉守國秀琉球國為

退治兵船十二艘ニ而當津ニ着岸、依之忠隆公將軍義隆(マ)

公江言上有而御追伐被成候、

一 唐湊一湊口廣サ三町四十間、俗ニはしかの浦と云、久寄之歌に、唐湊入十二町、深サ三拾六尋、亦者舞鶴之浦とも云、(マ脱カ)

頼めともあまのこなに見ぬかないか、ハすへきからの(マ脱カ)

湊にイニハ

一 純庸記云、當地ハ寛正年間薩州家島津國久より天文之

初實久迄加世田領知之時可為併欵、其後 日新公御領

分之永祿七年甲子六月十七日より御領地、

一 近衛屋鋪〇一乘院より濱之方下れハ三町程有路之左也、

當分明屋敷ニ而、五畦計も可有之欵、信尹公御居住之

時ハ當分之脇屋敷へも可相懸欵、 右、文祿三年甲午

五月下旬近衛関白信尹公有故配流當津之節之御宅也、

一 硯川信尹公御硯之水ニ用られしと也

江下る路左小川脇岩之狭間より流出ル、本結筋の如く

纒之流なり、

一 近衛左大臣從一位信尹公遇難遁左遷下向薩州、被定配

所於坊津、其時之(屋カ)敷亦者硯水ニ被用此川之水也、

一 信尹公御事、旧記ニ、文祿四年乙未三月、近衛様鹿兎

島ニ御光臨有而、立野と云所ニ仮屋を造り給ふ也、

竜伯公御慈恕之故也、慶長元年丙申七月十日御帰京と

有、

坊津八景 信尹公御詠哥

松山晚鐘

松山のみとりの底に寺有りと告るもさひし入相のかね

深浦夜雨

浮雲ハ猶かさなりて深浦や入海くらき夜半の村雨

中島晴嵐

雲はろふ松の嵐の風そひて岩根にさほふ中嶋の波

鶴崎暮雪

白妙にふりうつもれて鶴か崎暮る、も分ぬ雪のさやけ

さ

亀浦帰帆

沖にゐてけふもくれぬと亀か浦の磯の波わけ帰る釣船

網代夕照

網て引あしろの波にうつろひて残る夕日の影そたゆと

ふ

御崎秋月

あら磯の岩間く、れる秋の月影を御崎の波にひたして

田代落雁

行末ハ南の海の遠かたや田代に落る雁のひとつら

信尹公上京の時一乘院快忠法印饞別の歌

及ひなき雲の上まで登る月の影をしまれてぬる、袖哉

信尹公御返し

人目のミしけき浦はにすミ染の袖にハ惜しき名残也け

り

再撰方書出

一 高頭四百八拾四石七升五合壹夕五才 坊泊

内 百五拾三石三斗六升五合六夕四才 坊村

三百三拾石七斗九合五夕壹才 泊村

成礼衆
一 人数三千六百五人

内 男女千九百八拾式人内 男九百八拾三人 坊津
女九百九拾九人

内 男女式百八拾四人 郷士

内 男百三拾九人

女百四拾五人

男六人

出家

男女六百六拾四人

百姓

内 男三百拾五人

女三百四拾九人

男女六百五拾壹人

坊津

内 男三百拾貳人

女三百三拾九人

男女三百七拾七人

寺院門前并
下人者

内 男貳百拾壹人

女百六拾六人

男女千六百貳拾三人内男八百三拾七人
女七百八拾六人

泊津

内 男女貳百三拾貳人

郷士

内 男百四人

女百貳拾八人

男壹人

出家

男女九百五拾貳人

百姓

内 男四百九拾八人

女四百五拾四人

男女六拾壹人

寺院門前并
下人者

内 男四拾貳人

女拾九人

〔一乘院〕

一清趣亭之義、當時 御座之間ニ而御座候、 日新公御

手つから清趣二字被為遊御書候御掛物之義者、御用ニ

而當分差上置候、

一坊津地頭館之義、往古泊之内ニ被召立有之候処、天明

年中坊津今之場所へ引移有之候段旧記ニ相見得、于今

泊之内地頭飯屋之跡海岸より拾貳間位之所ニ有之候、

一忠國公御屋鋪之跡と申傳候場所所有之、右場所者往古地

頭飯屋より辰巳ニ相當、中ニ川壱筋相流れ、六拾間位

も相隔居候、

一泊茅野村ニ 忠國公御坐之跡与申傳候石垣ニ而四尺方

位高四尺位築立有之候場所あり、委由緒不相知候、

一春日嶽与申傳候嶽有之、遠見番所被召建置候、何年間

被召立候義不相知、地頭飯屋元より寅方ニ當り拾九町

壱間程あり、

坊村 横幅式間程、深井定水無之、奥院川といふ、
一谷川壱筋 坊津之内山中より流れ出し、末者同所下之

濱海涯江流出す、右川筋へ土橋壺ツ・太鞍橋壺ツあり、

泊村

横幅四間程、深サ壺尺程、河床川といふ、

一 泊川壺筋 水上子丑之方鹿籠境鹿鹿より流出、海濱へ

流通す、右川筋へ土橋式ケ所あり、

横幅壺間半程、深サ定水無之、神之川といふ、

一 谷川壺筋 源巳之方上之坊村より流出、末坊津下之濱

へ流通す、右川筋江石橋壺ケ所あり、

一 坊津江 近衛様被遊御座候節、坊津八景被遊 御詠哥

候由、左に書記候、

松山晚鐘

けふもはや暮にかたふく松山の鐘の響にいそく杣人

深浦夜雨

舟とめて咎もる露ハ深浦のおともなきさの夜の雨哉

中島晴嵐

松原や麓につく中嶋の嵐に晴る、峯の白雲

鶴崎暮雪

鶴か崎や松の梢も白妙にときはの色も雪の夕暮

亀浦帰帆

かめか浦や釣せぬさきに風波の浮きたつと見て帰る舟

人

網代夕照

磯涯のくらき網代の海かけも夕日の跡にてらす竹(善カ)

御崎秋月

あら磯の岩間く、りし秋の月影をミさきの波にひたし
て

田代落雁

行すゑハ南の海の遠方や田代にくたる雁の一つら

一 近衛様文禄年簡之頃三四年の間坊津へ被遊御座候段申

傳候、其節被遊御座候御跡 近衛屋敷与申傳有之、當

分之地頭仮屋地ニ而候、 近衛藤与申傳古藤有之候、

一 惣廟九玉大明神

地頭仮屋本より亥之方拾三町四拾式間

神躰木像三躰

一 祭式十一月廿八日

一 祭米壺斗七升五合

右、年々御物より被成下事候得共、由緒不相知、

且建立之年号不相知候、

一 御太刀大小

一 御鎧

右式行 龍伯様より御寄進之由申傳候へ共、當分朽損

居申候、

一座主大智院相勤來候得共、由緒不相知候、

一神領高寄附高無之候、神主長井藤太夫、

一廣大寺、本尊觀音、開基年号不相知、開山瑞峯和尚、

御家六代 氏久公京都より御帰帆之節、御船坊津江被

遊御着船、廣大寺江被遊御宿、高拾三石為被遊御寄進

由申傳候、 氏久公御位牌被遊御立、當分寺高四石ニ

而御座候、地頭飯屋元より酉方式町式拾間、

一菩提所海印寺 地頭飯屋元より子方拾八町五拾四間

一忠國公御屋敷之跡与申傳候場所當分名子地ニ而御座候、

琉球御征伐之時被遊御渡海筈ニ而、泊へ暫被遊御座候

由申傳、其跡拾間余方之御屋敷有之、其後ニ堀之跡少

々残居、于今其邊堀切与申傳候、地頭飯屋元より子之

方十五町六間ニ相當ル、
西之尾

一坊津々口御番所中嶋と申所江被召定置候処、寛政四年

子年焼失ニ付、當分之所へ被召直候、地頭飯屋元より

酉之方ニ當り七町程、

一弁才天嶽遠見番所被召建候而、(化カ)文地元年子九月、坊津

御崎沖へ白帆之吳國船漂流ニ付、(イ)親規被召立候、方角

地頭飯屋元より午方式拾壹町五間、

一硯川地頭飯屋元より 一乘院門前也、 義久公御若年之

時御硯水御用被遊候由申傳候、

中納言様御詠哥に

硯川すみ色清き筆の水書し出しを人にしらせん

一中納言様坊津之景氣を遊御詠哥候由申傳哥に

誰も見よ唐の湊ハあし原の國にことなる岩根松か根

一惣廻七里式拾町四拾六間

川邊筋 一鹿兒島下札辻より十四里半、鹿兒島より未申 之方ニ相當り候、

但伊作筋拾五里拾三町四拾間

一已より戌之方迄海邊

一當地頭飯屋坊津之内中坊といふ所也、

一浦八百三拾五人

坊津浦 一竈數百四拾四軒 一坊浦鯉船拾九艘

右同 一浦水主百五拾七人 一泊浦鯉船九艘

泊浦 一竈數九拾軒

右同 一浦水主八拾九人

川邊郡

久志秋目十三里 浦三 （村九）
今浦 博多浦 秋目浦

一 純庸云、當鄉舊可為加世田郷之端津欵、九玉社棟札ニ

加世田村秋目津と有之、武備志ニ久志港・秋目港、

一 天文七年十二月島津實久落城已後、天文八年より 日

新公御領ニ相成候、

文
書
目
録

例言

- 一 本巻に収めた「鹿児島郡地誌備考」「谿山・給黎郡地誌備考」「顛娃・揖宿郡地誌備考」「川邊郡地誌備考上」「川邊郡地誌備考下(上の下)」を、それぞれ掲載順に通し番号を付して収録した。
- 一 文書は、番号のほか、年月日、文書名を記載した。
- 一 文書の年月日については、原文書記載の年紀はそのままとし、補筆の年紀は「」で囲んだ。また疑義の示されているものは「」で囲んで区別した。
- 一 年紀を欠くものうち、推定しうるものは()で示した。
- 一 月の異称は数字に改めたが、正月、朔日、晦日などはそのまま残した。
- 一 原則として『鹿児島県史料 旧記雑録』及び『同 旧記雑録拾遺』にならない文書名を付けた。
- 一 重複等により省略した文書には※印を付し収録した。

文書目録

番号	年	月	日	文書名	番号	年	月	日	文書名		
<p style="text-align: center;">鹿兒島郡地誌備考</p>											
<p style="text-align: center;">鹿兒島郡</p>											
<p style="text-align: center;">鹿兒島</p>											
<p style="text-align: center;">吉田郷</p>											
一	「元祿十四年」	三月	廿六日	土屋政直書状	※ 二二	文永	九年	四月	十七日	島津道仏 <small>時忠</small> 讓状	
<p style="text-align: center;">鹿兒島諏方稻荷御神事調</p>											
二	(文化 五年)	三月	五日	記録所調書	※ 一三	文永	十二年	二月	十七日	山田忠実讓状	
<p style="text-align: center;">鹿兒島寺社廻 全</p>											
<p style="text-align: center;">谿山・給黎郡地誌備考</p>											
<p style="text-align: center;">谿山郡</p>											
<p style="text-align: center;">谿山郷</p>											
一	文永	九年	四月	十七日	島津道仏 <small>時忠</small> 讓状	二一	応永	七年	二月	十五日	島津元久書下
二	文永	十二年	二月	十七日	山田忠実讓状	二〇	応永	七年	二月	十五日	島津元久書下
三	文永	九年	四月	十七日	島津道仏 <small>時忠</small> 讓状	一九	応永	七年	十二月	十三日	島津久預 <small>伊</small> ヶ状
四	文永	十二年	二月	十七日	山田忠実讓状	一八	永祿	十二年	十二月	十九日	喜入季久外四名連署宛行状
五	弘安	二年	五月	九日	関東御教書	一七	正慶	二年	正月	廿日	鎮西御教書抄
六	弘安	二年	十二月	十九日	関東御教書	一六	正慶	元年	十二月	五日	鎮西下知状抄
七	建治	二年	九月	十三日	山田忠実讓状	一五	観応	二年	六月	十三日	足利直冬下文状抄
八	弘安	十年	十月	三日	関東下知状抄	一四	建治	二年	九月	十三日	山田忠実讓状
九	元亨	二年	十一月	廿五日	鎮西御教書	一三	文永	十二年	二月	十七日	山田忠実讓状
一〇	建治	二年	九月	十三日	山田忠実讓状	一二	文永	九年	四月	十七日	島津道仏 <small>時忠</small> 讓状
一一	元亨	三年	九月	廿八日	渋谷重基請文	一一	応永	七年	四月	十九日	島津元久書下
						一〇	応永	七年	二月	十五日	島津元久書下
						九九	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						九八	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						九七	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						九六	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						九五	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						九四	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						九三	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						九二	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						九一	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						九〇	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						八九	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						八八	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						八七	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						八六	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						八五	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						八四	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						八三	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						八二	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						八一	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						八〇	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						七九	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						七八	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						七七	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						七六	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						七五	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						七四	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						七三	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						七二	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						七一	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						七〇	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						六九	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						六八	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						六七	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						六六	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						六五	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						六四	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						六三	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						六二	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						六一	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						六〇	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						五九	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						五八	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						五七	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						五六	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						五五	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						五四	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						五三	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						五二	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						五一	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						五〇	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						四九	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						四八	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						四七	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						四六	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						四五	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						四四	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						四三	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						四二	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						四一	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						四〇	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						三九	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						三八	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						三七	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						三六	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						三五	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						三四	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						三三	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						三二	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						三一	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						三〇	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						二九	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						二八	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						二七	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						二六	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						二五	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						二四	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						二三	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						二二	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						二一	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						二〇	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						一九	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						一八	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						一七	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						一六	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						一五	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						一四	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						一三	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						一二	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						一一	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						一〇	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						〇九	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						〇八	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						〇七	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						〇六	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						〇五	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						〇四	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						〇三	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						〇二	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下
						〇一	貞和	三年	正月	廿日	島津貞久書下

給黎郡
谿山志考

三三 文安 五年 十一月 七日 伊佐智佐權現坪付
 三四 文安 五年 十一月 七日 伊佐智佐權現坪付

關東下文

三五 寬喜 元年 十月 六日 六波羅下文
 三六 延慶 二年 十月 二日 鎮西下知狀
 三七 元德 二年 十月 廿九日 鎮西下知狀

喜入郷

三九 永享 十年 二月 廿八日 伊集院道応頼讓狀
 四〇 応永 七年 十二月 十三日 島津久哲伊久預ヶ狀

知覽郷

四一 嘉曆 四年 三月 五日 鎮西御教書
 四二 嘉曆 四年 六月 山田諸三郎九重申狀
 四三 〔嘉曆 四年〕 七月 一日 谷山覚信請文
 四四 嘉曆 四年 九月 廿七日 平忠世請文
 四五 元德 元年 十二月 五日 鎮西御教書

四六 建武 二年 二月 卅日 内裏大番役交名注文
 四七 建武 四年 五月 廿七日 足利直義感狀

四八 建武 四年 八月 三日 島津道意合戦手負注文
抄

四九 建徳 元年 十一月 廿一日 征西將軍宮令旨

五〇 文和 二年 五月 十一日 足利尊氏下文

五一 応永 八年 十一月 十六日 島津久哲伊久書下

五二 応永 十年 九月 一日 島津元久書下

五三 応永廿四年 十一月 二日 島津存忠久宛行狀
 五四 文和 二年 五月 廿二日 沙弥某施行狀
 祢覚の隨筆

穎娃・揖宿郡地誌備考

穎娃郷

穎娃郷

揖宿郡

十一月

白尾国柱調書

揖宿郡

二 文永 九年 十一月 十二日 平忠永讓狀抄

三 正応 六年 五月 廿四日 平忠連讓狀

四 天授 二年 七月 廿五日 指宿忠勝讓狀

五 応永十六年 二月 十八日 指宿忠合讓狀

六 永正 九年 三月 廿七日 本田兼親外三名連署坪付抄

七 延元 三年 二月 五日 指宿成栄忠軍忠狀

八 正平廿三年 八月 三日 權中納言安堵狀

九 永徳 元年 十月 廿三日 島津玄久氏安堵狀

一〇 元弘 三年 十月 十三日 島津道鑑貞書下抄

一一 元弘 三年 五月 廿七日 島津道鑑貞書下抄

一二 建徳 元年 十一月 廿一日 征西將軍宮令旨抄

一三 文曆 二年 八月 廿八日 關東下知狀

一四 一四 七月 廿七日 北条泰時書狀

一五 揖宿郷

正応 六年 五月 廿四日 平忠連讓狀

一六	元弘 三年	七月十三日	指宿成榮 <small>忠篤</small> 着到狀	二	永享 十年	二月廿八日	伊集院道 <small>忠久</small> 讓狀
※ 一七		七月廿七日	北条泰時書狀	川邊郷			
※ 一八	文曆 二年	八月廿八日	関東下知狀	三	文祿 四年	九月 三日	伊集院幸 <small>佩忠</small> ・本田三清 <small>貞</small> 連署証狀
※ 一九	文永 九年	十一月十二日	平忠成讓狀	四	貞和 二年	六月 一日	島津貞久書下
※ 二〇	正応 六年	五月廿四日	平忠連讓狀	五	建武 三年	八月廿三日	島津道鑑 <small>貞久</small> 宛行狀
二一	文和 三年	十月十三日	一色範氏書下抄	六	応永 七年	三月 卅日	島津元久書下
二二	建武 三年	三月 五日	足利尊氏軍勢催促狀	七	応永 十年	九月 一日	島津元久書下
二三	建武 三年	四月廿五日	指宿成榮 <small>忠篤</small> 着到狀	八	応永廿四年	十一月 二日	島津存忠 <small>豊</small> 宛行狀抄
二四	延元 二年	五月廿八日	三条泰季御教書	川邊山田古雜記			
二五	天正十五年	五月(五日)	豊臣秀吉禁制	九	寛永十二年	二月十四日	頼娃久政外三名連署知行目錄
揖宿古領主略考				十	慶長十八年	六月十四日	福屋七介兼昭申狀殘簡
二六	正平廿三年	八月 三日	権中納言安堵狀	一一	曆応 三年	七月 廿日	島津貞久軍勢催促狀
二七	永徳 元年	十月廿三日	島津玄久 <small>久氏</small> 安堵狀	一二	貞治 五年	十一月廿六日	沙弥禅匠讓狀
山川郷				一三	延慶 三年	四月 三日	渋谷 <small>郡</small> 行重讓狀
※ 二八	正平廿三年	八月 三日	権中納言安堵狀	一四	建曆 二年	閏九月十九日	將軍家政所下文
二九	明徳 四年	十月十一日	今川了俊安堵狀	一五	元久 元年	十二月 廿日	大井実春讓狀
三〇	応永 十年	十一月廿九日	島津元久宛行狀	一六	建長 四年	三月 五日	大井秋春置文
三一	応永十八年	十月 九日	島津久豊宛行狀	一七	弘安 元年	九月十七日	大井蓮実讓狀
三二	(文祿 元年)	十二月十九日	細川幽齋書狀	一八	弘安 七年	八月十六日	大井頼郷讓狀
今和泉郷				一九	元徳 三年	五月 八日	渋谷 <small>郡</small> 行意行讓狀
川邊郡地誌備考上				二〇	弘安 十年	八月廿七日	関東下知狀
川邊郡				二一	建武 元年	九月 八日	足利尊氏施行狀
一	永徳 二年	五月 卅日	今川了俊書下				

川邊郡地誌備考下(上の下)

加世田郷

二二	慶長	五年	八月廿四日	島津忠長外三名連署新 知目録	川邊郡地誌備考下(上の下)
二三	応永	九年	八月十八日	島津久幸寄進状	加世田郷
二四	応永	廿二年	十二月 吉日	政前寄進状	※ 四二
二五	応永	卅三年	十二月廿六日	島津久秀寄進状	※ 四三
二六	応永	卅三年	十一月廿一日	久通寄進状	※ 四四
二七	明応	七年	八月 彼岸	梶原加賀守寄進状	※ 四五
二八	永正	十年	二月 彼岸	岩下某寄進状	※ 四六
二九	天文	廿一年	十月 吉日	島津日新 <small>忠</small> 寄進状	四七
三〇	文龜	元年	十二月 廿日	島津家老臣連署坪付	四八
三一	永正	十年	正月 吉日	加治木久恒寄進状	※ 四九
三二	永祿	<small>(六年九)</small> 辛 <small>多</small> 年	三月十六日	島津貴久書状	※ 五〇
三三	永祿	<small>(六年九)</small> 辛 <small>多</small> 年	三月 七日	滿福寺秀文・普藏院春 播連署書状	※ 五一
三四	天正	十九年	九月廿一日	伊集院忠恒証状	五二
三五	慶長	六年	八月十六日	島津忠長外三名連署知 行日録抄	五三
三六	元和	七年	八月廿五日	島津久元外三名連署書 下	加世田郷名勝誌書拔
三七	元和	八年	二月 廿日	町田久幸・伊勢貞昌連 署手形	五四
三八	寛永	十一年	十月廿八日	島津久慶外二名連署宛 行状	五五
三九	慶安	五年	二月廿四日	川辺山之寺吞所覚書	五六
四〇	万治	二年	十二月十八日	島津久通外五名連署申 渡書	五七
四一	寛永	九年 <small>(八)</small>	九月 九日	島津久元外二名連署書 下	五八
					五九

伊作庄別府半分坪付注

伊作庄別府半分坪付注

島津元久書下

島津存忠豊宛行状

足利尊氏下文

沙弥某施行状

島津元久書下

島津久哲伊書下

伊作庄別府半分坪付注

島津日新忠寄進状

島津元久書下抄

和泉相保末軍忠状

本田出羽守申渡書

島津伯貴久追悼和歌

-5 785 45 925" data-label="Text">

島津龍伯久詠草

-45 785 85 925" data-label="Text">

取次志和屋左京外二名
連署書下

-85 785 125 925" data-label="Text">

志和屋左京外二名連署
書下

文書目錄

六〇	文政十三年	七月 十日	川田佐模申渡書	加世田来由雜抄		
六一	慶長 三年	二月 四日	税所篤和・村田経宣連 署書狀	七二 永禄 五年	正月廿一日	島津日新良忠書狀
六二	天文十四年	十一月	島津忠良感狀	七三 永和 元年	十月 一日	伊作庄別府半分坪付注 文
六三	文化十二年	八月	川上久芳申渡書	七四 明德 四年	十一月廿七日	伊作庄別府半分坪付注 文
六四	(文化十二年)	八月	川上久芳申渡書	七五 応永 六年	十二月十八日	島津元久書下
六五	天保 三年	五月	川上久芳申渡書	七六 応永 七年	四月十九日	島津元久書下
六六	天保 三年	六月十五日	島津齊興仰出	七七 応永十一年	四月 五日	島津久哲 <small>伊書下</small>
1	天和 二年	五月	幕府制札	七八 応永十三年	九月廿五日	伊作庄別府半分坪付注 文
2	明和 七年	四月	幕府制札	七九 応永廿四年	十一月 二日	島津存忠 <small>豊久宛行狀</small>
3	天和 二年	五月	幕府制札	八〇 (大永 七年)	七月 卅日	隈江匡久書狀
4	寛文 元年	七月	幕府制札	八一	二月 廿日	島津日新良忠書狀
5	天和 二年	五月	幕府制札	八二	十二月 五日	島津忠良書狀
6		十二月	幕府制札	八三	九月廿五日	島津日新良忠書狀
7		四月	幕府制札	八四	十月十二日	島津日新良忠書狀
8	寛保 元年	十一月	幕府制札	八五	八月 十日	島津日新良忠書狀
六七	寛政 二年	正月	幕府制札	八六	十二月 四日	島津日新良忠書狀
六八	寛延 二年	十二月廿八日	島津継豊仰出	八七	十二月廿五日	島津日新良忠書狀
	1 [寛文 四年]	八月	幕府制札	八八	五月廿三日	島津日新良忠書狀
	2 寛文 七年	閏二月十八日	幕府制札	八九	十一月十六日	島津日新良忠書狀
	3 正徳 四年	二月	幕府制札	九〇	十一月(廿日)	島津日新良忠書狀
	4 正徳 四年	十一月	幕府制札			
六九	永享 四年	十一月十六日	島津忠国宛行狀			
七〇	永禄十一年	四月廿四日	島津日新良忠 <small>鑑札</small>			
七一	元和 三年	七月廿五日	比志島国貞外三名連署 知行目錄			

九一	四月廿三日	島津日新忠書狀	一三	曆応	四年	九月	柵寝清種軍忠狀
九二	大永 六年	八月十八日 島津忠良証狀	※一四	曆応	四年	九月	和泉相保末軍忠狀
九三	大永 七年	二月廿一日 島津忠良契狀抄	一一五	曆応	四年	九月	和泉杉保三軍忠狀
九四	〔享祿 元年〕	二月廿一日 島津日新忠書狀	一一六	康永 二年	九月	九月	權執印俊正軍忠狀
九五	〔享祿 二年〕	六月 一日 島津日新忠書狀	一一七	〔六月 吉日〕	御感繪旨所望輩注文		
※ 九六	天文廿一年	十月 吉日 島津日新忠寄進狀	※一一八	応永 二年 ^(七)	四月十九日	四月十九日	島津元久書下
九七	天文 廿年 ^(廿)	二月 三日 島津日新忠寄進狀	一一九	応永 十年	九月 一日	九月 一日	島津元久書下
※ 九八	〔天文廿三年〕	九月十五日 島津日新忠書狀	一二〇	文祿 二年	三月廿七日	三月廿七日	長寿院盛淳・鎌田政近 連署領知目錄
九九	永祿十一年	四月廿四日 島津日新忠鑑札	加世田地誌備考補				
一〇〇	永祿 四年	十月 吉日 島津日新忠教戒条々	一二一	元和 三年	七月廿五日	七月廿五日	町田久幸外三名連署知行目錄
一〇一	(永祿十一年 十二月廿一日)	島津義久追悼和歌	一二二	承応 元年	十一月廿七日	十一月廿七日	島津久通外四名連署付狀
一〇二	〔文明 元年〕	十二月十三日 島津忠国書狀	1	寛永十一年	九月十七日	九月十七日	島津久慶外二名連署証狀
一〇三	〔明応 九年〕	十月十七日 喜入忠弘書狀					
一〇四		二月廿四日 某書狀	一二三	享保十三年	正月廿一日	正月廿一日	島津久春外五名連署申書
※一〇五	文和 元年	十二月十二日 足利尊氏下文	山田郷				
※一〇六	文和 元年	十二月廿四日 沙弥某施行狀	鹿籠郷				
一〇七	永享 十年	福昌寺仏殿造営奉加帳書拔	坊泊郷				
一〇八	寛文 元年	九月 六日 某引付	久志秋目郷				
一〇九	建久 八年	十二月廿四日 内裏大番役支配注文					
一一〇	建武 三年	三月廿六日 足利尊氏軍勢催促狀					
一一一	曆応 四年	九月 柵寝清種軍忠狀					
一一二	曆応 四年	九月 柵寝重種軍忠狀					

鹿児島県史料編さん関係者

史料編さん
顧問
東京大学
史料編纂所
所長
久留島
典子

国立歴史
民俗博物館
前館長
宮地
正人

鹿児島大学
名誉教授
五味
克夫

九州大学
名誉教授
安藤
保夫

委員
原口
泉晋
哲哉

三木
靖日
隈正
守哉

宮下
満郎
塩満
郁夫

堂満
幸子

鹿児島県
歴史資料センター
黎明館

館長
高山
大作

副館長
松山
美朗

調査史料
室長
内倉
昭文

学芸専門
員
崎山
健文

資料調査
編集員
梶ヶ山
梨沙
黒川
智世

堀田
未希
村山
麻美

中野
尚子
村山
麻美

堀田
未希
村山
麻美

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺 地誌備考一

平成26年3月21日 発行

非売品

編集 鹿児島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿児島県

印刷所 測上印刷株式会社